（仮称）大泉電池工場建設事業に係る
環　境　影　響　評　価　書

令和７年 10 月

株式会社 SUBARU
パナソニック エナジー株式会社

－目　次－

第１章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 …… 1
1.1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 …… 1
1.2 代表とする事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 …… 1

第２章 対象事業の概要 …… 3
2.1 対象事業の名称、種類及び目的 …… 3
2.2 対象事業実施区域 …… 3
2.3 対象事業の概要 …… 5
2.4 工事計画の概要 …… 15
2.5 環境保全対策 …… 21
2.6 対象事業実施に必要な許認可等 …… 23

第３章 計画地及びその周囲の概況 …… 25
3.1 概況調査の範囲 …… 25
3.2 環境要素の状況 …… 27
3.3 社会経済状況 …… 104
3.4 地域の環境保全の状況 …… 115

第４章 方法書に対する県民等意見の概要と事業者の見解 …… 147
4.1 方法書に対する県民等意見の概要と事業者の見解 …… 147

第５章 方法書に対する知事の意見の概要と事業者の見解 …… 151
5.1 方法書に対する知事の意見の概要と事業者の見解 …… 151

第６章 環境影響評価の項目 …… 155
6.1 環境影響要因及び環境影響要素の抽出 …… 155
6.2 環境影響評価項目の選定 …… 159

第７章 調査・予測及び評価の手法 …… 163
7.1 大気質 …… 163
7.2 悪　臭 …… 168
7.3 騒　音 …… 171
7.4 振　動 …… 175
7.5 低周波音 …… 179
7.6 水　質 …… 181
7.7 水生生物 …… 184
7.8 水辺生物 …… 187
7.9 景　観 …… 190
7.10 廃棄物 …… 192

7.11 水使用 …… 193
7.12 温室効果ガス …… 194

第８章 調査・予測及び評価の結果 …… 195
8.1 大気質 …… 195
8.2 悪 臭 …… 261
8.3 騒 音 …… 271
8.4 振 動 …… 309
8.5 低周波音 …… 339
8.6 水 質 …… 353
8.7 水生生物 …… 379
8.8 水辺生物 …… 399
8.9 景 観 …… 427
8.10 廃棄物 …… 449
8.11 水使用 …… 457
8.12 温室効果ガス …… 459

第９章 対象事業に係る環境影響の総合的な評価 …… 463

第 10 章 事後調査計画 …… 487
10.1 事後調査項目の選定 …… 487
10.2 事後調査の目的と実施理由 …… 488
10.3 事後調査計画 …… 491
10.4 事後調査工程 …… 494

第 11 章 準備書に対する県民等意見の概要と事業者の見解 …… 497
11.1 準備書に対する県民等意見の概要と事業者の見解 …… 497

第 12 章 準備書に対する知事意見の概要と事業者の見解 …… 499
12.1 準備書に対する知事意見の概要と事業者の見解 …… 499
12.2 評価書において準備書の内容を修正した事項 …… 505

第 13 章 環境影響評価を委託した者の名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地 …… 507

第１章　事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

第１章　事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1.1　事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名　称：株式会社 SUBARU
代表者：代表取締役社長　大崎　篤
所在地：東京都渋谷区恵比寿一丁目 20 番８号　エビススバルビル

名　称：パナソニック エナジー株式会社
代表者：代表取締役社長執行役員　只信　一生
所在地：大阪府守口市松下町１番１号

1.2　代表とする事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名　称：株式会社 SUBARU
代表者：代表取締役社長　大崎　篤
所在地：東京都渋谷区恵比寿一丁目 20 番８号　エビススバルビル

第２章　対象事業の概要

第２章　対象事業の概要

2.1　対象事業の名称、種類及び目的

（１）対象事業の名称

名　称：(仮称) 大泉電池工場建設事業

（２）対象事業の種類

種　類：工場又は事業場の新設又は増設の事業

大規模建築物の建設事業

（群馬県環境影響評価条例施行規則　別表第１　第六号、第九号）

（３）対象事業の目的

温室効果ガス排出による気温の上昇は年々増加傾向にあり、地球温暖化防止のためには、環境への負担が少なく、二酸化炭素を排出しない電気自動車（EV：Electric Vehicle）の普及が求められている。

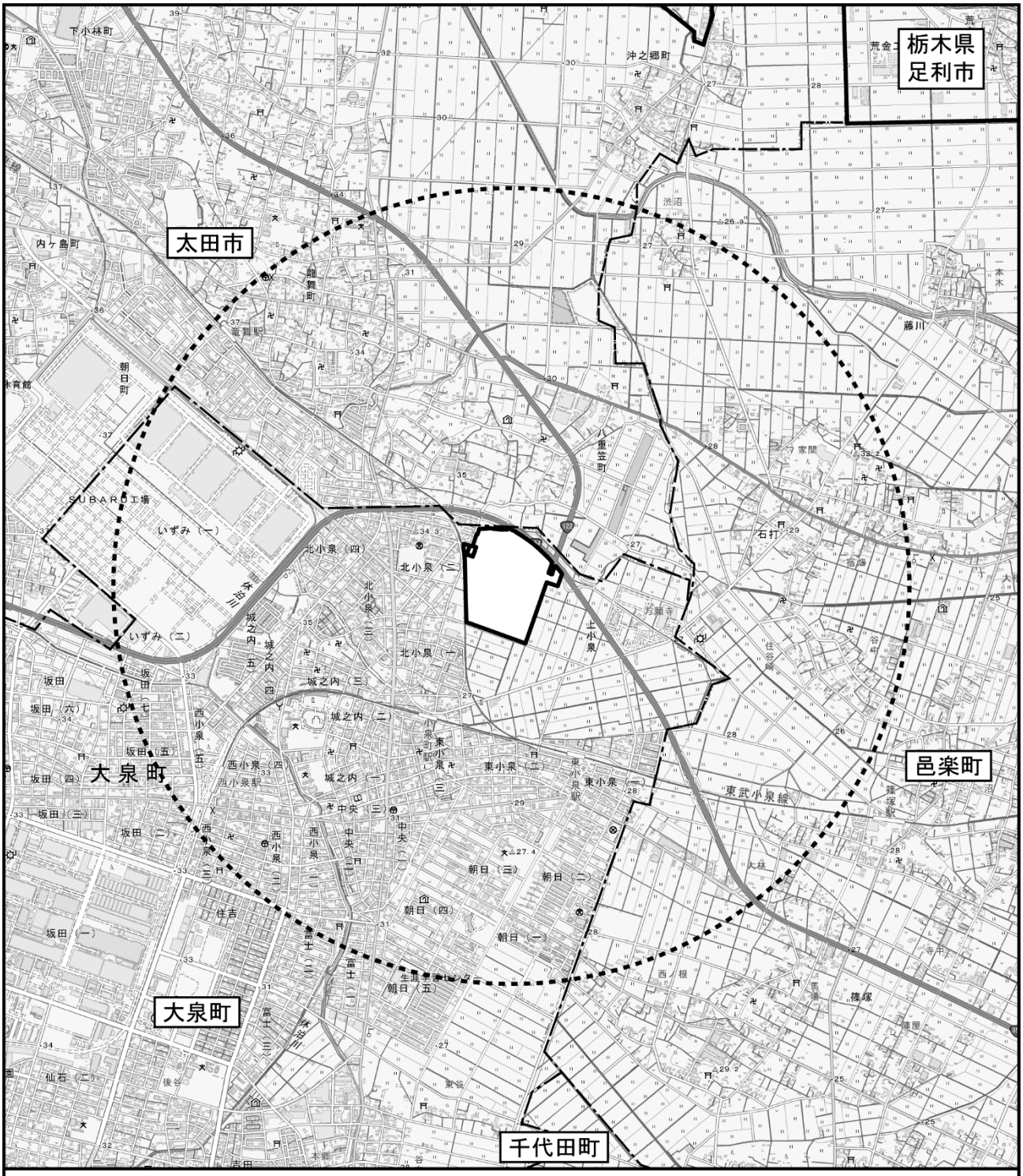
株式会社 SUBARU では 2030 年にグローバル販売台数 120 万台のうち 50%を EV 化することを目標に掲げており、令和６年（2024 年）３月にパナソニック　エナジー株式会社と EV の主要構成部品である車載用円筒形リチウムイオン電池の供給に関する協業基本契約を締結した。

本事業は、株式会社 SUBARU 及びパナソニック　エナジー株式会社が車載用円筒形リチウムイオン電池の国内製造基盤の拡充並びに競争力強化に向け、群馬県大泉町に周囲の環境に配慮した電池工場を新設するものである。

2.2　対象事業実施区域

対象事業実施区域（以下「計画地」という。）は、図 2.2-1 に示すとおりである。

計画地は群馬県邑楽郡大泉町に位置しており、現在は他事業による造成工事が行われている（令和７年（2025 年）４月現在)。



凡　例

- 計画地
- 県　界
- 市町界
- 調査地域（計画地中心から２km）

注）計画地では、他事業による造成工事が行われている（令和７年（2025年）４月現在）。
出典：「電子地形図25,000」（国土地理院）

図 2.2-1　計画地位置図

1：30,000
0　300　600　900m

N

2.3 対象事業の概要

（１）事業の概要

事業の概要は、表 2.3-1 に示すとおりである。

表 2.3-1　事業の概要

項　目	内　容
計　画　地	邑楽郡大泉町上小泉
用 途 地 域	工業専用地域
建　蔽　率	約 56%（指定建蔽率：70%）
容　積　率	約 107%（指定容積率：200%）
敷 地 面 積	約 197,000m^2
主 要 業 種	輸送用機械器具製造業、電気機械器具製造業
駐 車 台 数	約 520 台（物流トラック用：約 10 台、従業員用：約 510 台）
施設稼働時間	24 時間/日
年間稼働日数	365 日
総排出ガス量	約 180,000Nm^3/h
工事予定期間	令和７年（2025 年）～令和 11 年（2029 年）
供用開始予定	１号棟：令和 10 年（2028 年） ２号棟：令和 11 年（2029 年）

注）現在の想定の内容であり、今後変更となる可能性がある。

（２）建築計画

建築計画の概要は表 2.3-2 に、配置図は図 2.3-1 に、立面図は図 2.3-2 に示すとおりである。

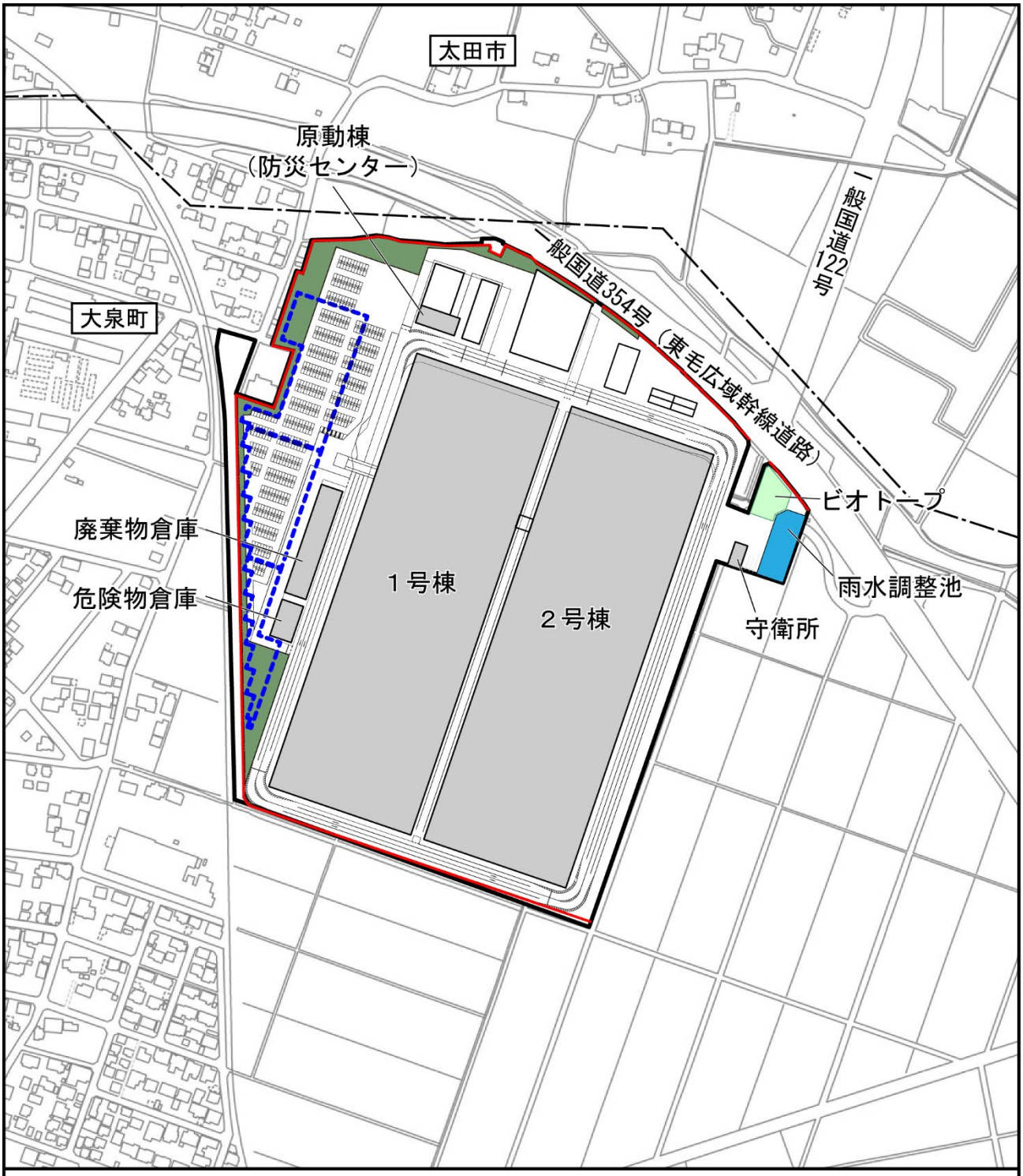
計画地内には工場建屋として１号棟及び２号棟の２棟、その他に原動棟、廃棄物倉庫等を建築する計画である。

また、他事業の造成工事により、計画地西側に地下式雨水貯留槽、計画地北東側に雨水調整池が設置される。

表 2.3-2　建築計画の概要

項　目	１号棟	２号棟	その他 （原動棟、廃棄物倉庫等）
建築面積(m^2)	約 50,000	約 50,000	約 4,000
延床面積(m^2)	約100,000	約100,000	約 4,000
建物最高高さ（m）	約 27	約 27	－
階　数	地上２階	地上２階	－

注）現在の想定の内容であり、今後変更となる可能性がある。



凡　例

- 計画地
- 市町界
- 計画建築物
- 防音壁（高さ約2.5m）
- 緑　地
- ビオトープ
- 地下式雨水貯留槽（他事業により設置）
- 雨水調整池（他事業により設置）

出典：「基盤地図情報」（令和６年８月時点、国土地理院ホームページ）

図 2.3-1　配置図

1：5，000
0　50　100　150m

N

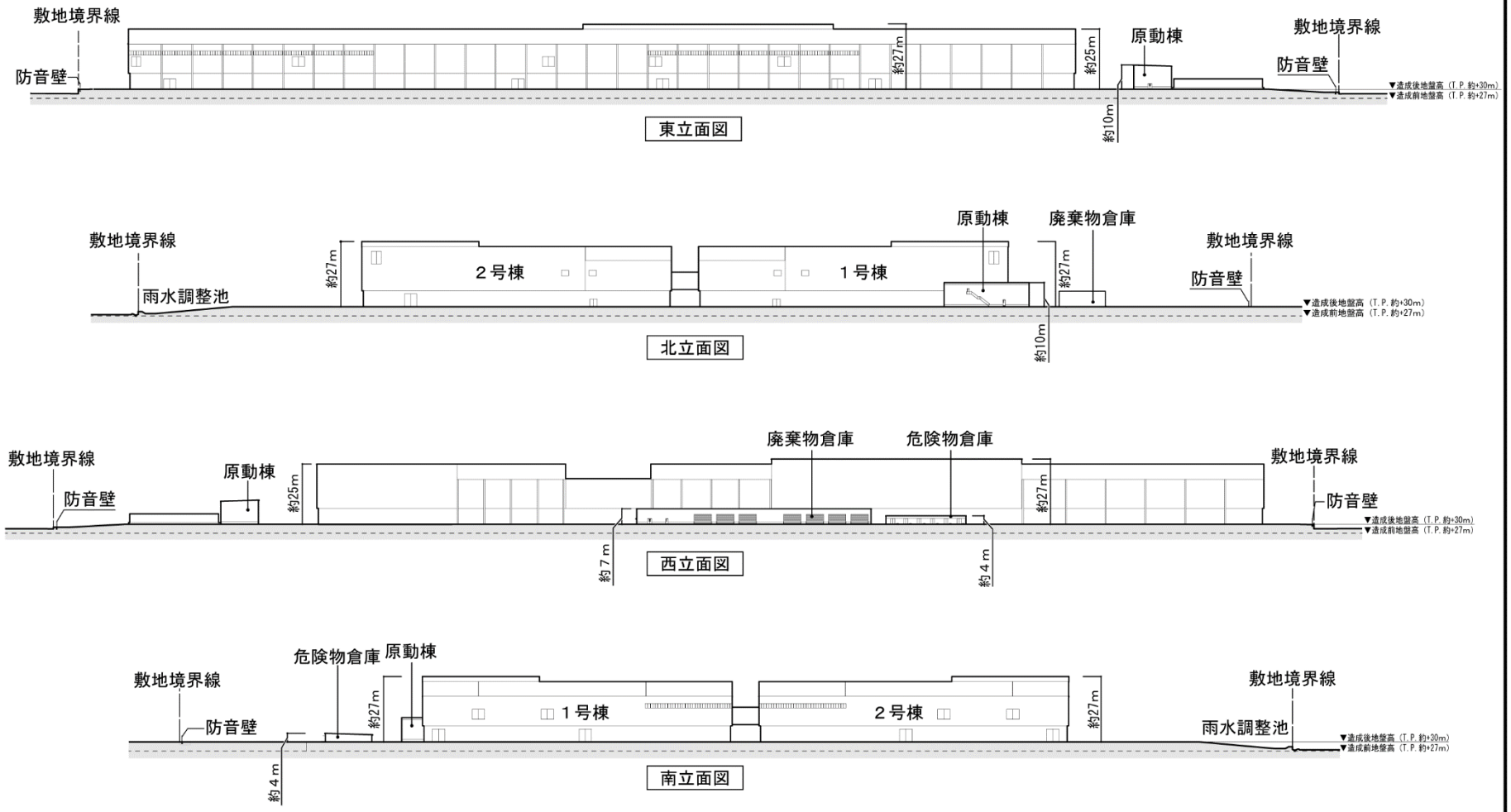


図 2.3-2　立面図

1：2，500
0　25　50　75m

N

（３）施設計画

１）製造工程

製造工程のフローは、図 2.3-3 に示すとおりである。

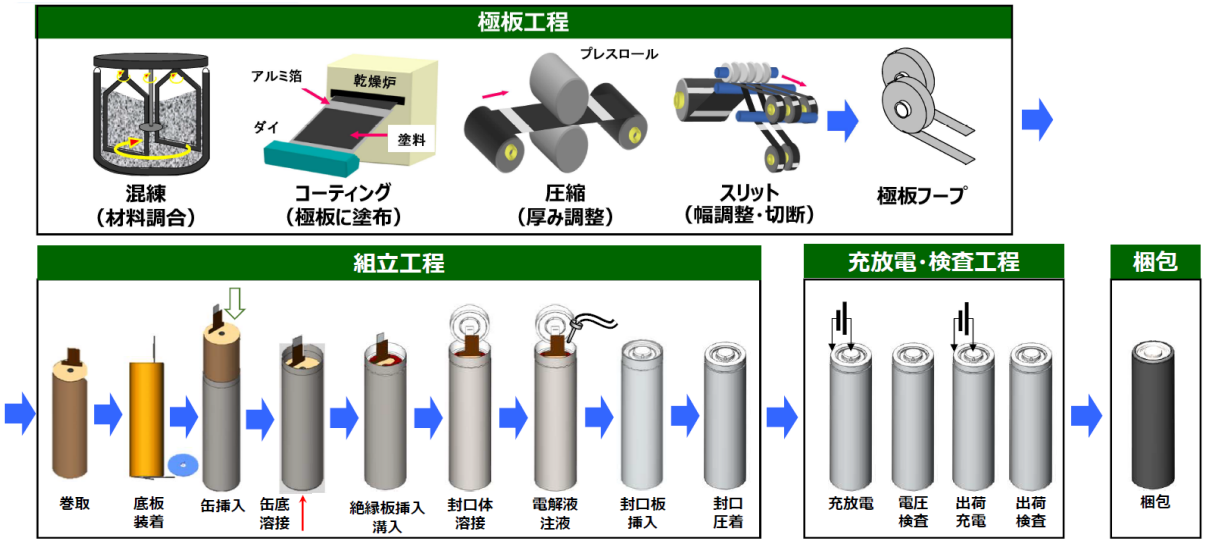


図 2.3-3　製造工程のフロー

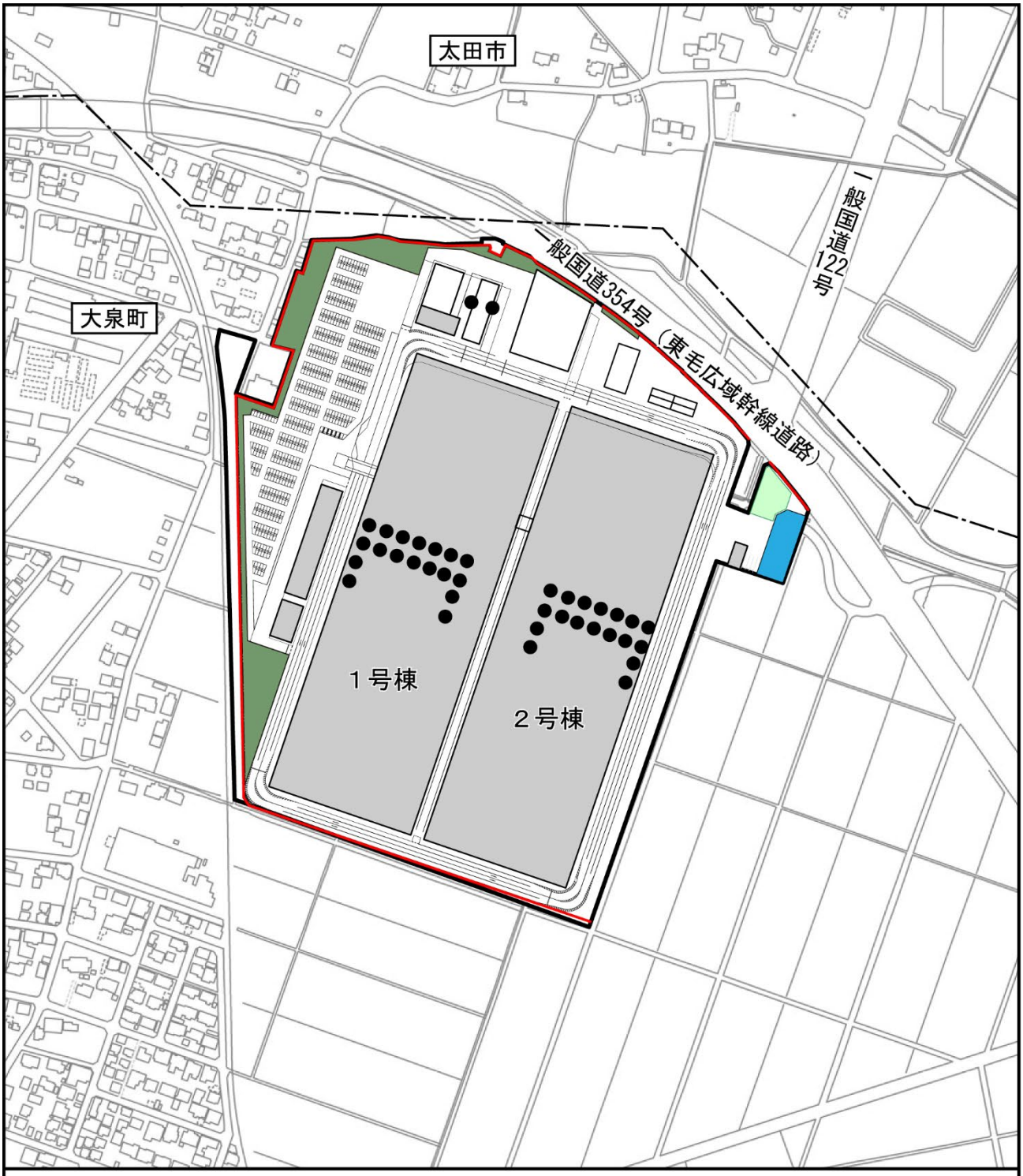
２）設備計画

設備計画の概要は表 2.3-3 に、排出口の位置は図 2.3-4 に示すとおりである。

表 2.3-3　設備計画の概要

設備機器	台　数 （台）	排ガス量 （Nm^3/h）	環境対策
ボイラー	30	2,170	・自主管理目標値による排ガス監視 ・一部屋内設置
乾燥炉	16	6,000～7,300	・自主管理目標値による排ガス監視 ・屋内設置
コンプレッサー	38	－	・低騒音型機器の採用 ・屋内設置
送風機	132	－	・低騒音型機器の採用
冷凍機	12	－	・高効率機器の採用
冷却塔	14	－	・低騒音型機器の採用

注1)現在の想定の内容であり、今後変更となる可能性がある。
注2)排ガス量は、１台あたりの湿り排ガス量を示す。



凡　例

- 計画地
- 市町界
- 計画建築物
- 防音壁（高さ約2.5m）
- ● 排出口

出典：「基盤地図情報」（令和６年８月時点、国土地理院ホームページ）

図 2.3-4　排出口の位置

1：5，000
0　50　100　150m

N

（４）給排水計画

１）給水計画

本事業の製造工程で使用する水は、工水を利用する計画である。また、製造工程以外で使用する生活用水等は、上水を利用する計画である。

工水の最大使用量は、約 2,000m^3/日を計画している。

２）排水計画

施設からの排水のフローは図 2.3-5 に、排水処理施設のフローは図 2.3-6 に示すとおりである。

施設からの排水のうち、製造工程で発生する洗浄系排水、排出系排水及び金属系排水は排水処理施設により処理を行い、排水路を経由して多々良川に放流する計画であり、矢場川に合流した後、最終的に渡良瀬川に流入する。なお、生活雑排水は合併処理浄化槽で処理を行い、排水路を経由して多々良川に放流する計画であり、矢場川に合流した後、最終的に渡良瀬川に流入する。

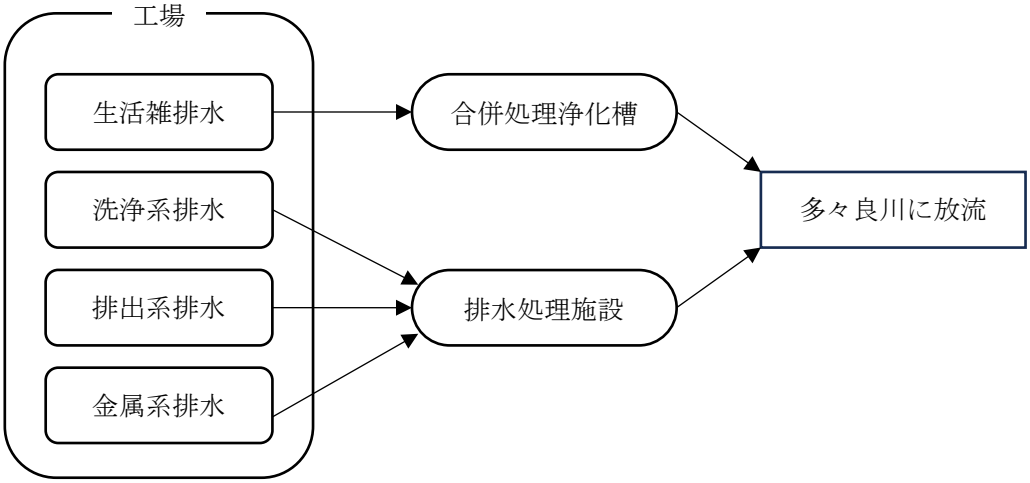
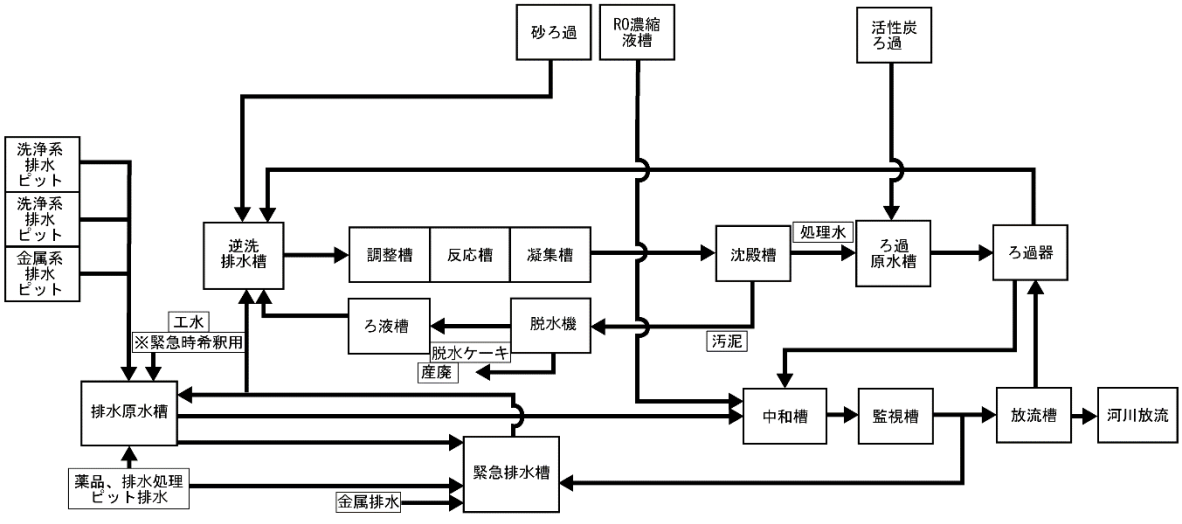


図 2.3-5　施設からの排水のフロー



注）現在の想定の内容であり、今後変更となる可能性がある。

図 2.3-6　排水処理施設のフロー

（５）交通計画

本事業の供用時における関連車両は、物流トラック及び通勤用車両である。本事業の供用後における関連車両台数は約 566 台/日（大型車：62 台/日、小型車：504 台/日【片道】）である。

関連車両の走行ルートは図 2.3-7 に示すとおり、一般国道 354 号沿いに設置する出入口を利用して、一般国道 354 号及び一般国道 122 号等を走行する計画である。通勤用車両は８時台、17 時台、20 時台に入出庫する計画である。

（６）駐車場計画

駐車場の位置及び台数は、図 2.3-8 に示すとおりである。

駐車場は工場建屋内及び屋外に設置する計画であり、駐車台数は物流トラック用として約 10 台、従業員用として約 510 台の合計約 520 台を計画している。

（７）緑化計画

緑地面積は表 2.3-4 に、緑化計画図は図 2.3-9 に示すとおりである。

緑化計画については、「工場立地法」（昭和 34 年３月、法律第 24 号）に基づく緑化面積を確保する計画である。

緑化にあたっての基本方針は、既成市街地に接する計画地西側及び北側に緑地を配置し、計画地周辺の景観形成及び自然環境への配慮を行う。新たに植栽する樹種は在来種を基本に、維持・管理も踏まえ、検討を行う。

また、計画地北東側には将来的にビオトープの設置も検討する。

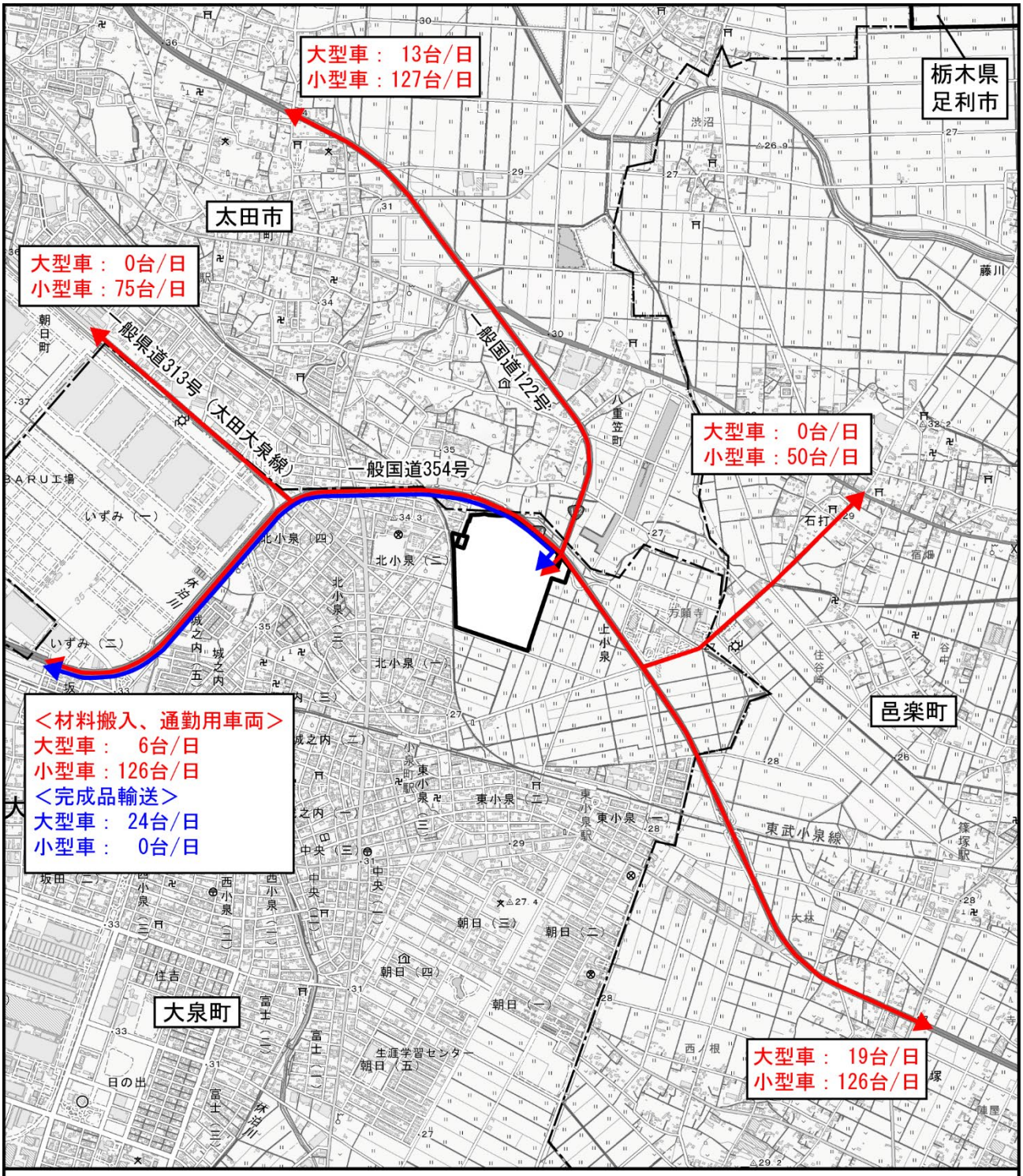
表 2.3-4　緑地面積

緑地面積	緑化基準
8,950m^2	8,950m^2以上

注）緑化基準は「工場立地法」に基づく面積を示す。

（８）廃棄物処理計画

施設の供用後は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年 12 月、法律第 137 号）、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成３年４月、法律第 48 号）、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和３年６月、法律第 60 号）等に基づき、廃棄物の発生抑制を図るとともに、分別の徹底によるリサイクルを推進し、廃棄物総量の削減対策を行う。計画地には廃棄物倉庫及び危険物倉庫を設置する計画であり、適正な処理とリサイクルや分別回収に十分対応できるような保管スペースを確保し、廃棄物の分別収集、減量化、計量などを行う。また、有価物やレアメタルの回収を行う計画である。



凡　例

- 計画地
- 県　界
- 市町界
- 関連車両（材料搬入、通勤用車両）の走行ルート
- 関連車両（完成品輸送）の走行ルート

出典：「電子地形図25,000」（国土地理院）

図 2.3-7　関連車両の走行ルート

1：25,000
0　250　500　750m

N



凡　例

- 計画地
- 従業員用駐車場
- 市町界
- 計画建築物
- 防音壁（高さ約2.5m）

出典：「基盤地図情報」（令和６年８月時点、国土地理院ホームページ）

図 2.3-8　駐車場位置図及び台数

1：5，000
0　50　100　150m

N



凡　例

- 計画地
- 市町界
- 計画建築物
- 防音壁（高さ約2.5m）
- 緑　地
- ビオトープ

出典：「基盤地図情報」（令和６年８月時点、国土地理院ホームページ）

図 2.3-9　緑化計画図

1：5，000
0　50　100　150m

N

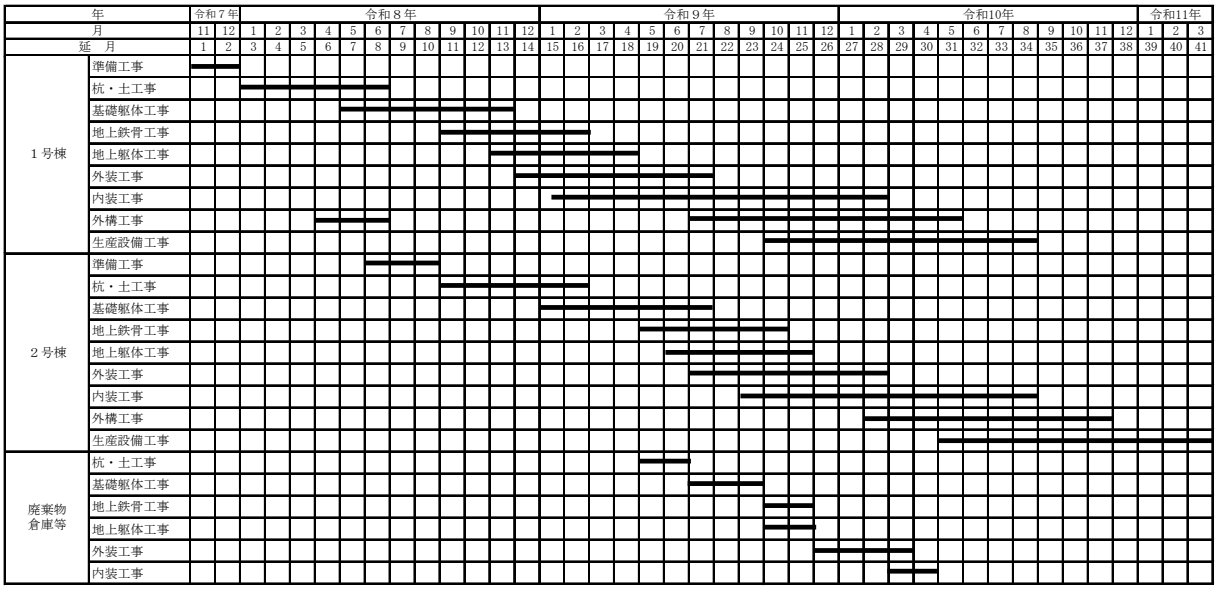
2.4　工事計画の概要

（１）工事工程

工事工程は、表 2.4-1 に示すとおりである。

工事は令和７年（2025 年）11 月～令和 11 年（2029 年）３月の約 41 ヶ月を予定している。工事の作業時間は原則として７～19 時とし、土曜日・日曜日は休みとする計画である。なお、騒音・振動による周辺への影響を及ぼさない作業、作業の中断が困難な工種や緊急時には、上記の作業時間帯以外においても、必要に応じて作業を行う場合がある。

表 2.4-1　工事工程



（２）工事の概要

１）準備工事

工事着手にあたり、危険防止・保安対策を徹底するとともに車両出入口に交通誘導員を配置する。また、工事区域への工事関係者以外の立入禁止、交通整理等の事故防止対策を行う。

２）杭・土工事

杭の施工位置（１号棟）は図 2.4-1 に、杭及び地質想定断面図は図 2.4-2 に示すとおりである。

杭工事は杭打機を用いて、Ｎ値 50 以上の支持層まで杭（G.L.約-45m）を打設する計画である。施工にあたりセメントミルクを使用するため、必要に応じて養生等の飛散対策を実施する計画である。

土工事は、バックホウ等の重機を用いる。また、重機は「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（平成 17 年５月、法律第 51 号）（以下「オフロード法」という。）の基準に適合した重機の採用に努め、排出ガスの抑制を図る。

施工中に発生する濁水は、沈砂池及び処理装置を介してから構外側溝へ放流する計画である。

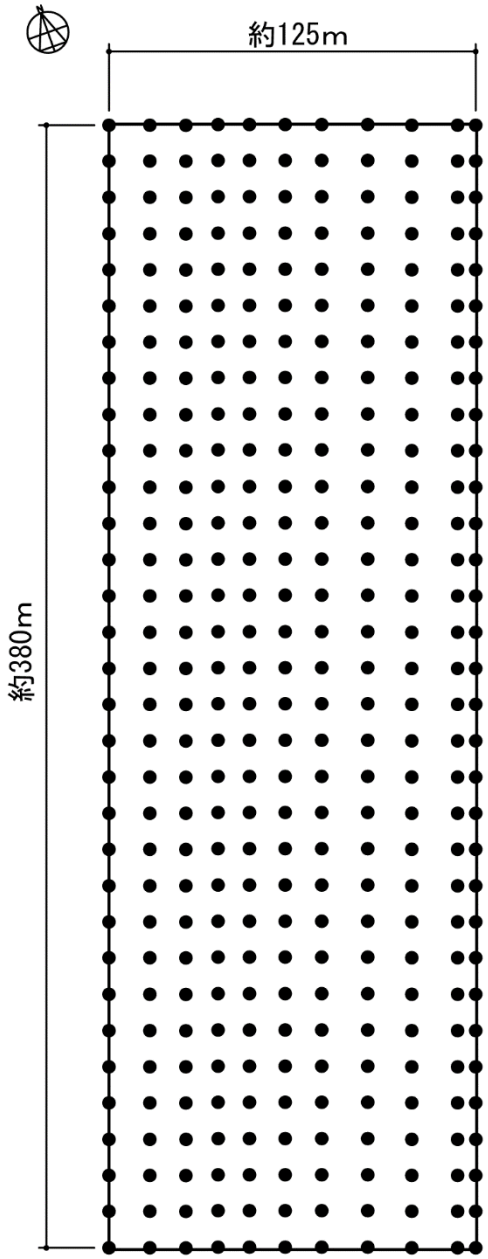
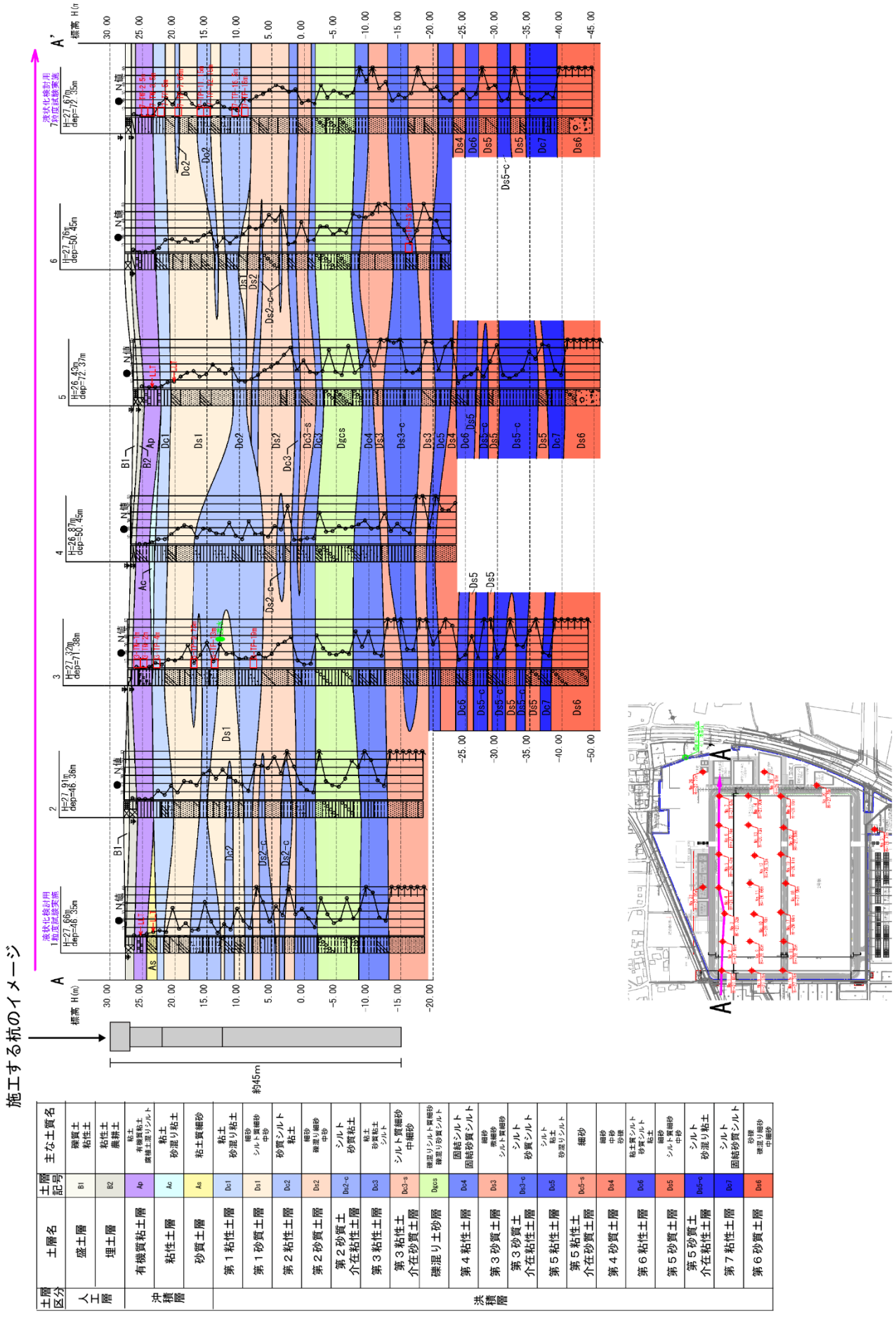


図 2.4-1　杭の施工位置（１号棟）

1：2，５００
0　25　50　75m



土層区分	土層名	土層記号	主な土質名
人工層	盛土層	B1	礫質土 粘性土
	埋土層	B2	粘性土 農耕土
沖積層	有機質粘土層	Ap	粘土 有機質土混りシルト
	粘性土層	Ac	粘土 砂混り粘土
	砂質土層	As	粘土質細砂
洪積層	第１粘性土層	Dc1	粘土 砂混り粘土
	第１砂質土層	Ds1	細砂 シルト質細砂 中砂
	第２粘性土層	Dc2	砂質シルト 粘土
	第２砂質土層	Ds2	細砂 礫混り細砂 中砂
	第２砂質土 介在粘性土層	Ds2-c	シルト 砂質粘土
	第３粘性土層	Dc3	粘土 砂質粘土 シルト
	第３粘性土 介在砂質土層	Dc3-s	シルト質細砂 中細砂
	礫混り土砂層	Dgcs	礫混りシルト質細砂 礫混り砂質シルト
	第４粘性土層	Dc4	固結シルト 固結砂質シルト
	第３砂質土層	Ds3	細砂 シルト質細砂
	第３砂質土 介在粘性土層	Ds3-c	シルト 砂質シルト
	第５粘性土層	Dc5	シルト 粘土 砂混りシルト
	第５粘性土 介在砂質土層	Dc5-s	細砂
	第４砂質土層	Ds4	細砂 中砂 砂礫
	第６粘性土層	Dc6	粘土質シルト 砂質シルト 粘土
	第５砂質土層	Ds5	細砂 シルト質細砂 中砂
	第５砂質土 介在粘性土層	Dc5-c	シルト 砂混り粘土
	第７粘性土層	Dc7	シルト 固結砂質シルト
	第６砂質土層	Ds6	砂礫 礫混り細砂 中細砂

図 2.4-2　杭及び地質想定断面図

３）基礎躯体工事

コンクリート打設は深い基礎より順次行い、基礎躯体は土工事が完了した部分から順次コンクリートポンプ車等を用いて打設を行う。

生コン車は、交通渋滞を起こさないように車両通行時間の調整を行う。また、車両出入口に交通誘導員を配置し、歩行者の安全を最優先するとともに、生コン車の入退出時の誘導を適切に実施する。

資材等の運搬車両により敷地外道路を汚すことが無いようタイヤ及び車両の洗車を行う。

４）地上鉄骨工事

鉄骨建方は、基礎躯体工事が完了した範囲から順次施工する。クローラクレーン等を用いて、南側から北側に向かって鉄骨建方を施工する。必要に応じて水平ネット、親綱等の安全施設を設け墜落、転落災害の防止を行う。

資材等の運搬車両が場内で待機する場合は、アイドリングストップを徹底し、排気ガス、騒音・振動の発生の抑制に努める。

５）地上躯体工事

地上部分の躯体工事は、鉄骨工事が完了した範囲から順次施工する。コンクリートポンプ車、クローラクレーン等を用いる。

生コン車は、交通渋滞を起こさないように車両通行時間の調整を行う。また、車両出入口に交通誘導員を配置し、歩行者の安全を最優先するとともに、生コン車の入退出時の誘導を適切に実施する。

６）外装工事

外壁材は工場製作、屋根は現場成型して工事を進める。材料揚重にあたっては、クローラクレーン等を用いる。

７）内装工事

地上躯体工事及び外装工事が完了した範囲から順次施工を行う。内装材は工事の進捗に合わせて順次搬入する。化学物質が含まれる製品を使用する際には、安全データシート（SDS）を現場内に掲示し、現場管理者及び作業員がいつでも閲覧できるようにする。

８）外構工事

地上躯体工事完了後に施工し、バックホウ等を用いる。重機はオフロード法の基準に適合した重機の採用に努め、排出ガスの抑制を図る。また、低騒音型・低振動型の重機の採用に努める。

９）生産設備工事

生産設備工事はトラック等により設備を搬入し、組み立て・設置を行う。

（３）資材等の運搬車両の走行ルート

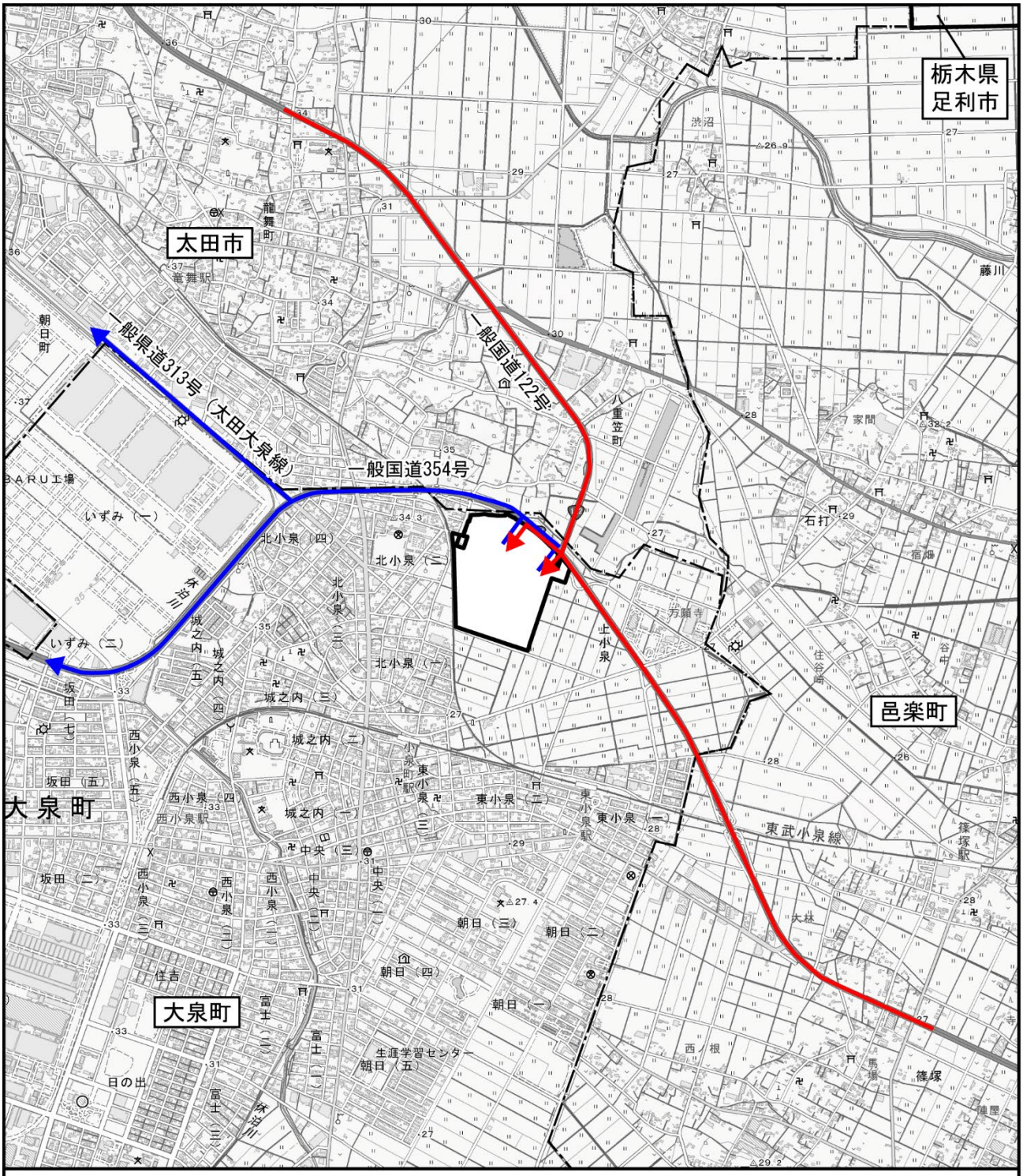
資材等の運搬車両の走行ルートは、図 2.4-3 に示すとおりである。

一般国道 354 号沿いに設置する出入口を利用して、一般国道 354 号（邑楽町方面）及び一般国道 122 号から入場し、一般国道 354 号（太田市方面）及び一般県道 313 号に退場する計画である。

また、資材等の運搬車両の走行時間帯は原則として６～20 時を計画している。

（４）廃棄物処理計画

工事中に発生する建設廃棄物等は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年５月、法律第 104 号）に基づき、再利用・再資源化を図る。



凡　例

- 計画地
- 県　界
- 市町界
- 資材等の運搬車両の走行ルート（入場）
- 資材等の運搬車両の走行ルート（退場）

出典：「電子地形図25,000」（国土地理院）

図 2.4-3　資材等の運搬車両の走行ルート

1：25,000
0　250　500　750m

N

2.5 環境保全対策

（１）大気質

１）工事中

・重機については、排出ガス対策型の機械の採用に努める。
・施工範囲の周囲に仮囲い（高さ約３ｍ）を設ける。
・工事現場内では適宜散水を行い、資材等の運搬車両の走行により発生する粉じんの飛散の防止に努める。
・資材等の運搬車両に対して、制限速度を遵守し、急発進、急ブレーキ等を行わないよう指導・教育を行う。
・短時間に資材等の運搬車両が集中することがないよう車両通行時間の調整を行う。
・資材等の運搬車両が場内で待機する場合は、アイドリングストップを徹底し、排気ガスの発生の抑制に努める。

２）供用後

・施設の関連車両に対して、制限速度を遵守し、急発進、急ブレーキ等を行わないよう指導・教育を行う。
・短時間に施設の関連車両が集中することがないよう車両通行時間の調整を行う。
・外部運搬業者に対しても、これらのルールを守るよう指導・教育するとともに、定められた搬入ルートを遵守するよう指導・教育を行う。
・設備機器の点検・整備、運転管理を適切に行う。
・燃焼設備等の排出ガスに法規制値より厳しい自主管理目標値を設定し、定期的に測定し監視する。

（２）悪　臭

１）供用後

・臭気漏洩防止のため、排気処理装置の維持管理を適切に行う。
・設備機器等は、定期的に清掃を行うなど、悪臭の発生を防止する。

（３）騒音・振動

１）工事中

・重機については、低騒音型・低振動型の機械の採用に努める。
・施工範囲の周囲に仮囲い（高さ約３ｍ）を設ける。
・資材等の運搬車両に対して、制限速度を遵守し、急発進、急ブレーキ等を行わないよう指導・教育を行う。
・短時間に資材等の運搬車両が集中することがないよう車両通行時間の調整を行う。
・資材等の運搬車両が場内で待機する場合は、アイドリングストップを徹底し、騒音・振動の発生の抑制に努める。

２）供用後

・設置機器の点検・整備、運転管理を適切に行うとともに、異常音・異常振動が認められる場合は、点検・修理を行う。
・施設の関連車両に対して、制限速度を遵守し、急発進、急ブレーキを行わないよう指導・教育を行う。
・短時間に施設の関連車両が集中することがないよう車両通行時間の調整を行う。
・外部運搬業者に対しても、これらのルールを守るよう指導・教育するとともに、定められた搬入ルートを遵守するよう指導・教育を行う。
・共振への対策として、施設の稼働前後で構造振動の測定を行い、状況を確認する。
・計画地北側、西側及び南側には防音壁（高さ約 2.5m）を設置する。

（４）水　質

１）工事中

・工事に伴い発生する濁水については、油水分離槽及び雨水貯留槽を介した後に排水する。

２）供用後

・排水は計画地内に排水処理施設及び合併処理浄化槽を設置して、処理を行う。
・排水処理施設は常時 pH 測定や浮遊物質量（SS）の管理を行い、異常が認められた際には、工場外への流出を防止する。また、排出水の定期的な水質測定をもとに、適正な点検・清掃等を行い、施設の維持管理を適切に行う。
・合併処理浄化槽は定期的な水質測定をもとに、点検・清掃等を適切に行い、施設の維持管理を適切に行う。
・群馬県条例の排水基準よりも厳しい自主基準値を設定する。

（５）廃棄物

１）工事中

・建設工事に伴い発生する廃棄物は、分別を徹底し、資材の再利用・再資源化に努める。
・建設発生土は場内利用に努め、場内利用が困難な場合は、受入機関の受け入れ基準への適合を確認した上で場外搬出し、再利用する。

２）供用後

・施設の稼働に伴い発生する廃棄物は、計画地に設置される廃棄物倉庫にて廃棄物の分別収集、減量化を行う。
・有価物やレアメタルの回収を行う。

（６）二酸化炭素

１）工事中

・重機については、低炭素型の機械の採用に努める。

・高負荷運転を抑制し、二酸化炭素の排出量の低減に努める。

・重機を適切に点検・整備し、性能を維持する。

・資材等の運搬車両について、低炭素型の車種の採用に努める。

２）供用後

・工場内の設備においては、省エネルギー型の機器の採用に努める。

・二酸化炭素の排出抑制に留意した施設の維持管理を図る。

・設備機器を適切に点検・整備し、機器の性能を維持する。

・工場建屋の屋上に太陽光パネルを設置する。

2.6　対象事業実施に必要な許認可等

本事業に必要となる許認可等は、以下に示すとおりである。

・ 建築基準法第６条第１項　建築確認（特殊建築物等）

・ 工場立地法に基づく届出

・ 都市計画法に基づく届出

・ 景観法に基づく届出

・ 電気事業法に基づく届出

・ 消防法に基づく届出

・ 労働安全衛生法に基づく届出

・ 高圧ガス保安法に基づく届出

・ 大気汚染防止法に基づく届出

・ 騒音規制法に基づく届出

・ 振動規制法に基づく届出

・ 水質汚濁防止法に基づく届出

・ 浄化槽法に基づく届出

・ ぐんま５つのゼロ宣言に基づく届出

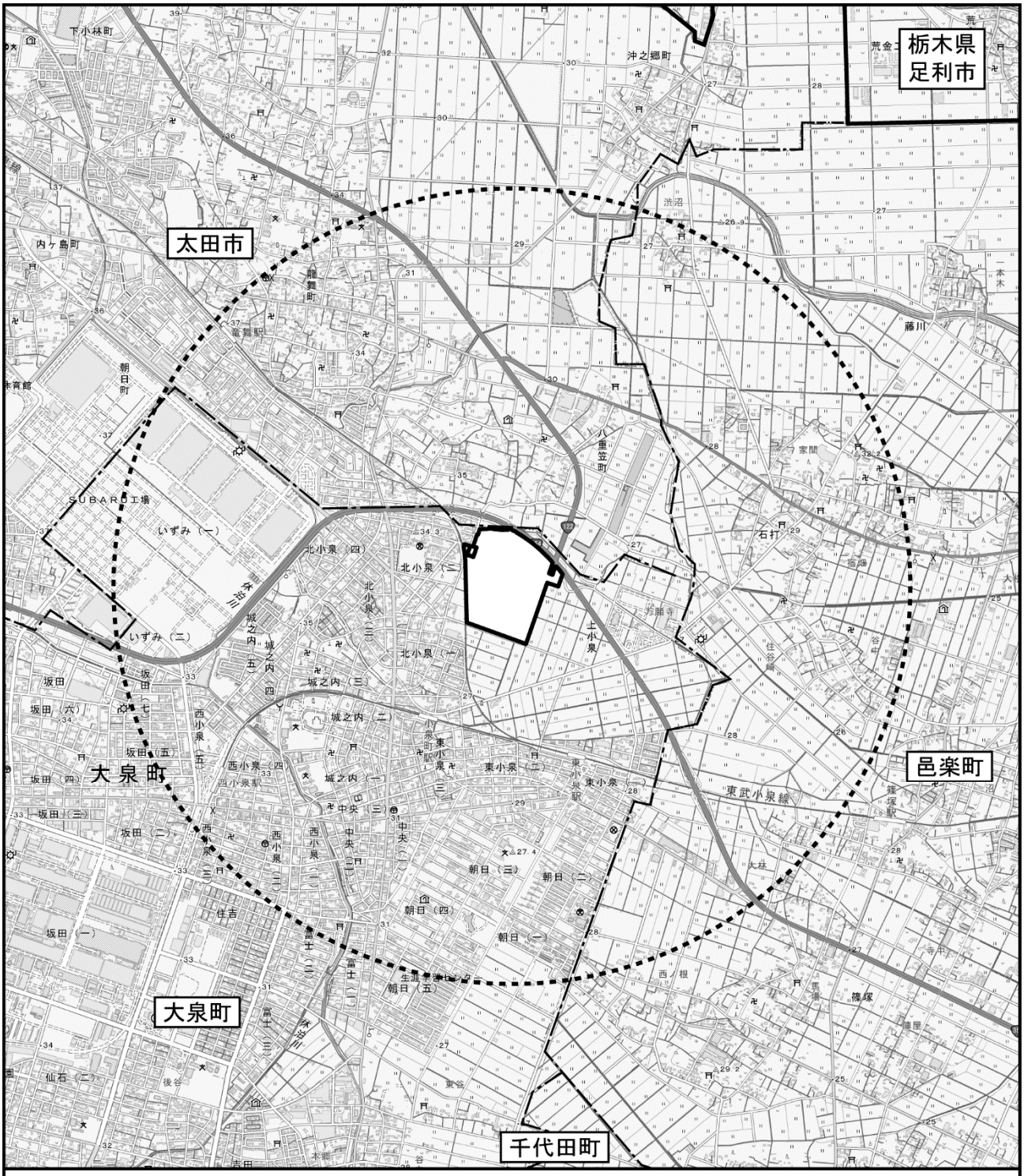
第３章　計画地及びその周囲の概況

第３章　計画地及びその周囲の概況

3.1　概況調査の範囲

計画地は群馬県の東南の大泉町に位置している。本事業に係る概況調査範囲は図 3.1-1 に示すとおり、計画地を中心とした約２km と設定した。

なお、統計情報については、原則として大泉町、太田市及び邑楽町を整理した。



凡　例

- 計画地
- 概況調査範囲（計画地中心から２㎞）
- 県　界
- 市町界

出典：「電子地形図25,000」（国土地理院）

図 3.1-1　概況調査範囲位置図

1：３０，０００
0　300　600　900m

N

3.2 環境要素の状況

（１）大気環境

１）気　象

計画地が位置する群馬県南部の大泉町は、太平洋型の気候に加え、内陸であるため、夏は非常に暑くなり、強い日差しで温められた空気が山を上がって雷雲となるため、雷が多いことも特徴である。冬は冷たく乾燥した強い季節風である「空っ風」が吹く。

計画地周辺の気象観測地点として、館林地域気象観測所があり、また、太田市消防本部が防災のために気象観測を行っている。

館林地域気象観測所及び太田市消防本部の概要は表 3.2-1 に、位置は図 3.2-1 に示すとおりである。なお、計画地から館林地域気象観測所までの距離は約 8.5km である。

館林地域気象観測所における平成 27 年から令和６年までの気象の状況は表 3.2-2 に、令和６年の気象の状況は表 3.2-3(1)及び図 3.2-2 に、太田市消防本部における令和６年の気象の状況は表 3.2-3(2)に示すとおりである。

平成 27 年から令和６年までの 10 年間の気象の状況をみると、平均気温は 16.1℃、平均風速は 2.1m/s、最多風向は西北西、降水量の平均は 1,138.0mm となっている。

館林地域気象観測所における令和６年の気象状況をみると、平均気温は 16.9℃、最高気温は７月の 40.2℃、最低気温は１月の-5.6℃である。降水量は年間降水量が 1,165.5mm、月最多降水量は８月の 250.5mm、月最少降水量は 12 月の 0.0mm である。また、年平均風速は 2.0m/s、最多風向は西北西、最大風速は３月の 12.8m/s、その際の風向は北西である。

太田市消防本部における令和６年の気象の状況をみると、平均気温は 16.6℃、最高気温は７月の 39.9℃、最低気温は１月の-7.1℃である。降水量は年間降水量が 1,062.0mm、月最多降水量は８月の 266.0mm、月最少降水量は 12 月の 0.0mm である。また、年平均風速は 2.6m/s、平均風向は東、最大瞬間風速は３月の 24.8m/s、その際の風向は西である。

表 3.2-1　計画地周辺の地域気象観測所

観測所名	所在地	緯度経度	海面上の高さ	風速計の高さ	観測項目			
					気温	風	降水量	湿度
館林	館林市富士原町	北緯　36° 14.4′ 東経　139° 30.8′	23	10.1	○	○	○	○
太田市消防本部	太田市鳥山下町409-1	－	－	30.7	○	○	○	○

注1)表中の「○」は、観測が行われていることを示す。
注2)太田市消防本部の風速計は、建屋屋上に設置されている。
資料：「地域気象観測所一覧」（令和７年３月13日現在、気象庁ホームページ）
「気象観測データ」（令和７年４月閲覧、太田市ホームページ）



凡　例

計画地

■　気象観測地点

資料：「地域気象観測所一覧」（令和７年３月13日現在、気象庁ホームページ）
「気象観測データ」（令和７年４月閲覧、太田市ホームページ）
出典：「電子地形図25,000」（国土地理院）

図 3.2-1　気象観測所位置図

1：100,000
0　1　2　3km

N

表 3.2-2　気象の状況（平成 27 年～令和６年：館林地域気象観測所）

年	気温（℃）			平均風速 (m/s)	最多風向 注2)	最大風速		降水量 (mm)
	平均	最高	最低			風速 (m/s)	風向	
平成 27 年	16.2	39.8	-3.8	2.3	北西	14.1	北西	1,150.5
平成 28 年	16.1	39.6	-3.8	2.3	北西	13.5	北西	1,167.5
平成 29 年	15.5	38.8	-3.9	2.5	北西	15.2	西北西	1,102.5
平成 30 年	16.4	39.4	-5.1	2.1	西北西	12.9	南南東	858.0
令和元年	15.7	38.5	-5.7	2.0	西北西	10.6	北西	1,360.0
令和２年	15.8	39.9	-6.1	1.9	西北西	10.3	西北西	1,267.5
令和３年	15.7	37.2	-7.1	1.9	西北西	10.7	西北西	1,095.5
令和４年	15.7	39.6	-6.0	2.0	西北西	11.7	西北西	1,203.0
令和５年	16.8	39.2	-5.5	2.0	西北西	10.8	北西	1,009.5
令和６年	16.9	40.2	-5.6	2.0	西北西	12.8	北西	1,165.5
平均	16.1	40.2	-7.1	2.1	西北西	15.2	西北西	1,138.0

注1)表中の下線の値は準正常値を示す。
注2)平均気温、平均風速、降水量の10年間の平均は、平成27年から令和６年のデータをもとに独自に算出した算術平均を示す。
注3)最高気温、最大風速は10年間の最大値、最低気温は10年間の最低値を示す。
資料：「過去の気象データ検索」（令和７年４月閲覧、気象庁ホームページ）

表 3.2-3(1)　気象の状況（令和６年：館林地域気象観測所）

月	気温（℃）			平均風速 (m/s)	最多風向	最大風速		降水量 (mm)
	平均	最高	最低			風速 (m/s)	風向	
１月	5.0	15.6	-5.6	2.4	西北西	11.5	北西	32.5
２月	6.4	23.2	-3.5	2.2	西北西	11.1	北西	57.0
３月	8.3	27.1	-2.4	2.8	西北西	12.8	北西	95.5
４月	16.7	30.8	4.2	2.0	東	11.9	北西	67.0
５月	19.7	32.3	6.4	2.0	東南東	8.9	南南東	133.5
６月	23.5	35.8	14.7	1.9	東南東	5.7	東南東	136.5
７月	28.7	40.2	21.3	1.8	西北西	7.1	北北西	84.5
８月	29.3	39.6	23.7	2.1	東	8.2	東北東	250.5
９月	26.6	36.8	16.4	1.8	東	7.3	北西	121.5
10 月	19.8	31.7	8.2	1.5	西北西	11.3	北西	113.5
11 月	12.6	24.6	0.9	1.8	西北西	9.0	北西	73.5
12 月	6.2	18.0	-4.4	2.1	西北西	10.1	西北西	0.0
年間	16.9	40.2	-5.6	2.0	西北西	12.8	北西	1,165.5

注）表中の下線の値は準正常値を示す。
資料：「過去の気象データ検索」（令和７年４月閲覧、気象庁ホームページ）

表 3.2-3(2)　気象の状況（令和６年：太田市消防本部）

月	気温（℃）			平均湿度（%）	平均風速（m/s）	平均風向	最大瞬間風速		降水量（mm）
	平均	最高	最低				風速（m/s）	風向	
１月	5.1	16.1	-7.1	56.0	3.6	西北西	24.6	西北西	34.5
２月	6.3	24.4	-4.3	63.9	3.2	西	24.1	西	37.0
３月	8.1	27.2	-3.4	58.2	4.0	北西	24.8	西	97.5
４月	16.4	30.8	4.4	69.2	2.6	東	23.2	北西	55.0
５月	19.4	32.5	6.3	69.4	2.3	東	16.6	西	105.5
６月	23.3	36.1	13.9	76.1	2.1	東	13.4	南南東	132.0
７月	28.1	39.9	20.7	79.4	1.7	東	17.0	北西	109.0
８月	28.6	38.5	23.3	81.4	2.4	東	20.2	北東	266.0
９月	26.0	35.3	15.4	83.0	1.7	東	15.8	北西	59.0
10 月	19.4	31.0	7.3	82.1	1.6	西	18.2	北西	106.5
11 月	12.4	24.8	0.2	70.3	2.5	西北西	17.6	西北西	60.0
12 月	6.2	18.8	-5.3	56.4	3.2	西北西	20.3	北西	0.0
年間	16.6	39.9	-7.1	70.5	2.6	東	24.8	西	1,062.0

注）平均気温、平均風速の年間値は１月から12月の算術平均を示す。降水量の年間値は１月から12月の合計値を示す。平均風向の年間値は月の平均風向で観測頻度の高かった風向を示す。

資料：「気象観測データ」（令和７年４月閲覧、太田市ホームページ）

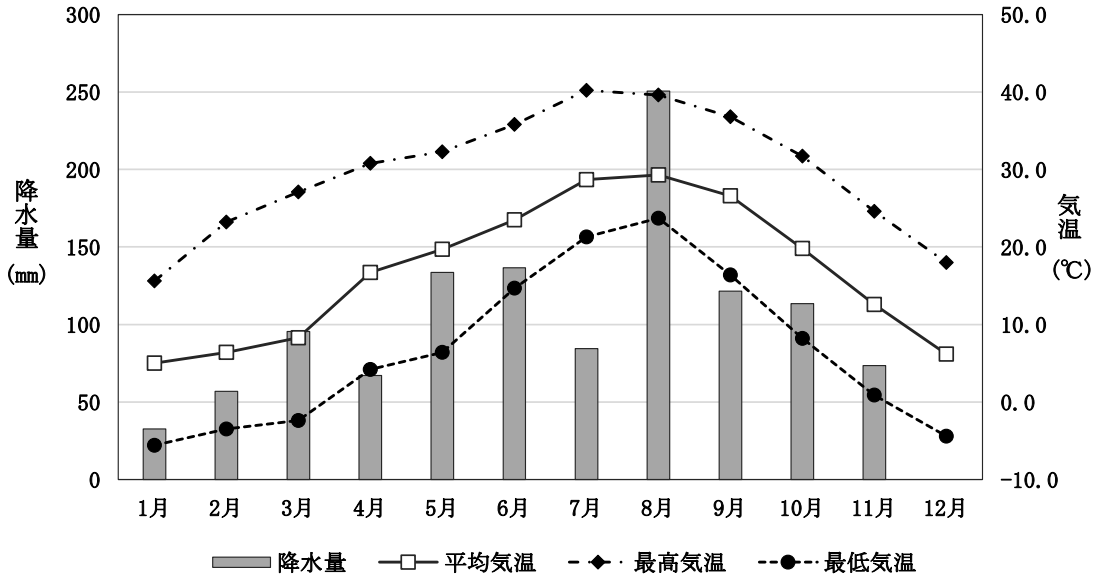


図 3.2-2　気象の状況（令和６年：館林地域気象観測所）

２）大気質

① 大気質の状況

群馬県内では、一般環境大気測定局 20 局、自動車排出ガス測定局８局の計 28 局で大気汚染常時監視測定が行われている。

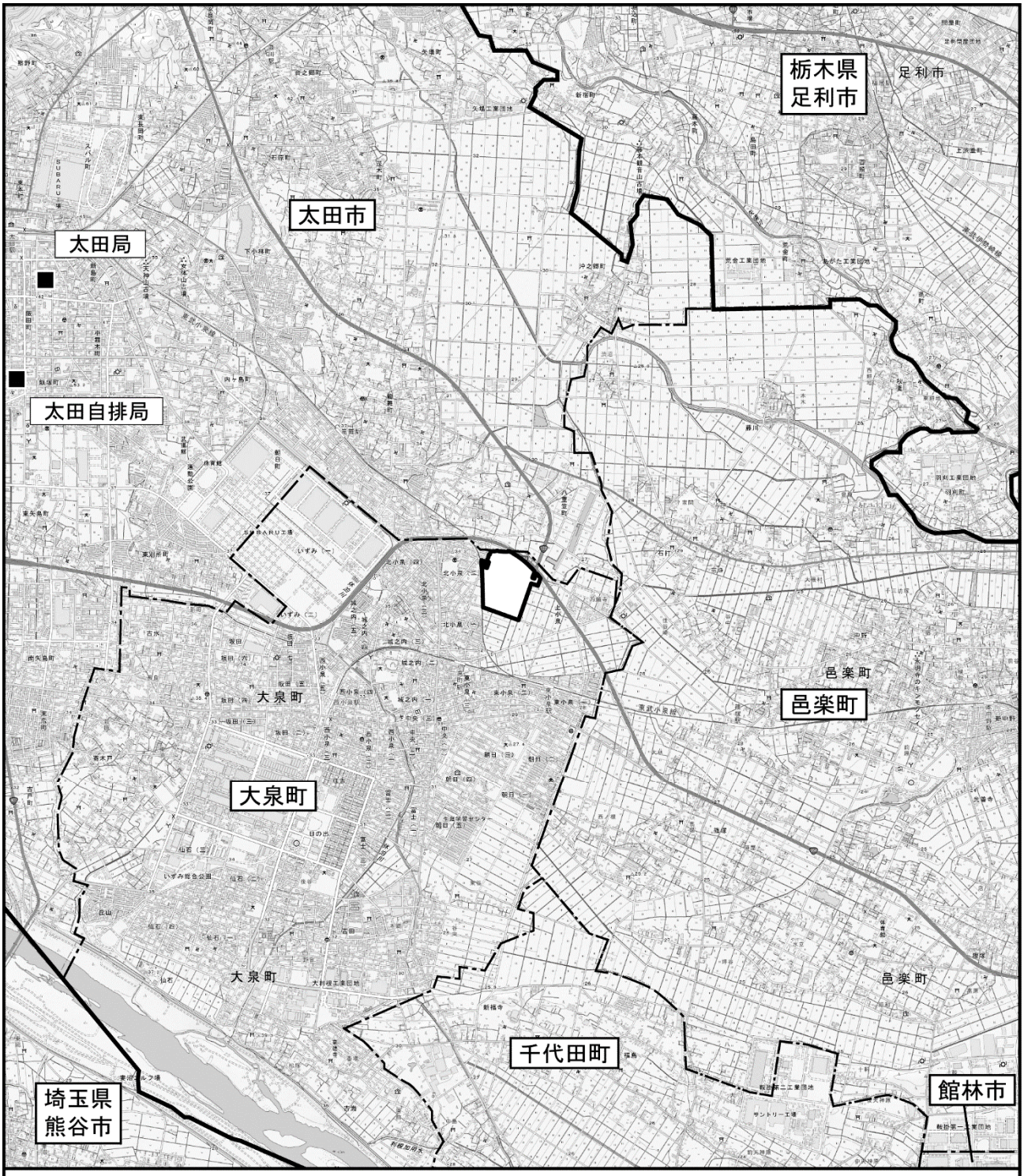
計画地最寄りの測定局は、一般環境大気測定局の太田局が計画地の北西約 4.6km に、自動車排出ガス測定局の太田自排局が北西約 4.4km に位置している。

太田局における大気汚染常時監視項目は表 3.2-4 に、測定局の位置は図 3.2-3 に示すとおりである。

表 3.2-4　大気汚染常時監視項目

区分	測定局名	二酸化硫黄	二酸化窒素	浮遊粒子状物質	一酸化炭素	光化学オキシダント	微小粒子状物質	炭化水素
一般	太田局 (太田市飯田町 1166)	○	○	○	－	○	○	－
自排	太田自排局 (太田市飯塚町 1684)	－	○	○	○	－	－	○

注)「○」は測定が行われている項目、「－」は測定が行われていない項目を示す。
資料：「令和６年版　環境白書」（令和６年９月、群馬県環境森林部）



凡　例

計画地

県　界

市町界

■　大気汚染常時監視測定局

資料：「令和６年版　環境白書」（令和６年９月、群馬県環境森林部）
出典：「電子地形図25,000」（国土地理院）

図 3.2-3　大気汚染常時監視測定局位置図

1：５０，０００
0　500　1000　1500m

N

（ア）二酸化硫黄（SO_2）

太田局における令和５年度の二酸化硫黄の測定結果は、表 3.2-5 に示すとおりである。

年平均値は 0.001ppm、日平均値の２％除外値は 0.002ppm であり、環境基準を達成している。

また、令和元年度から令和５年度までの日平均値の２％除外値の経年変化は、図 3.2-4 に示すとおりである。

いずれの年度においても環境基準を達成しており、その値はほぼ横ばいで推移している。

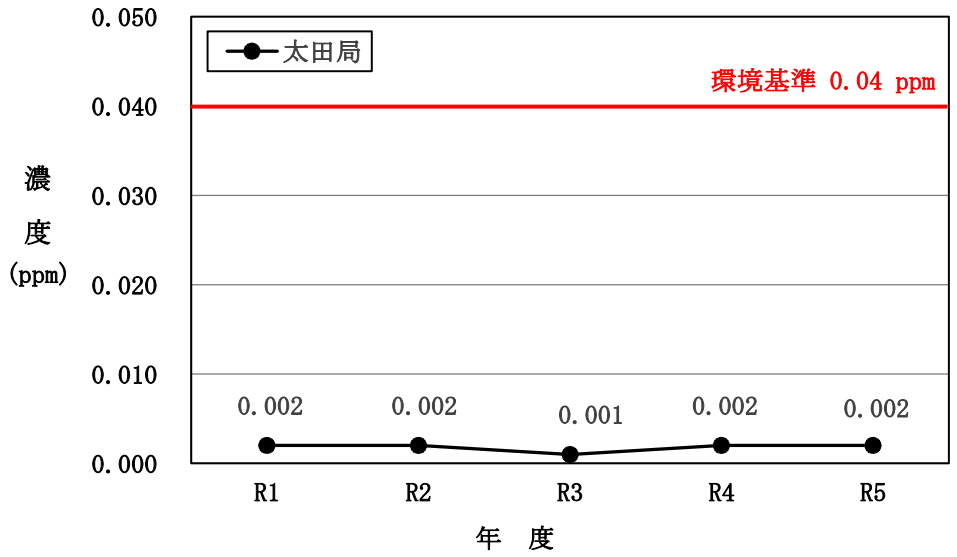
表 3.2-5　二酸化硫黄の測定結果（令和５年度）

項目 / 測定局名	年平均値 (ppm)	日平均値の２％除外値 (ppm)	環境基準達成状況
太　田	0.001	0.002	○

注）環境基準達成状況は、次の①及び②の両方に適合した場合が環境基準を「達成」と評価し「○」と示し、①及び②の両方、またはどちらかに適合しなかった場合は、環境基準を「非達成」と評価し「×」を示した。

①１時間値の１日平均値が 0.04ppm 以下、②１時間値が 0.1ppm 以下

資料：「令和６年版　環境白書」（令和６年９月、群馬県環境森林部）



資料：「令和２年版　日本の大気汚染状況」（令和４年２月、一般財団法人　経済産業調査会）
「令和３年版　日本の大気汚染状況」（令和５年２月、一般財団法人　経済産業調査会）
「令和４年版　日本の大気汚染状況」（令和６年３月、一般財団法人　経済産業調査会）
「令和５年版　環境白書」（令和５年９月、群馬県環境森林部）
「令和６年版　環境白書」（令和６年９月、群馬県環境森林部）

図 3.2-4　二酸化硫黄の経年変化（日平均値の２％除外値）

（イ）二酸化窒素（NO_2）

太田局及び太田自排局における令和５年度の二酸化窒素の測定結果は、表 3.2-6 に示すとおりである。

太田局における年平均値は 0.008ppm、日平均値の年間 98%値は 0.021ppm、太田自排局における年平均値は 0.010ppm、日平均値の年間 98%値は 0.025ppm であり、いずれも環境基準を達成している。

また、令和元年度から令和５年度までの日平均値の年間 98%値の経年変化は、図 3.2-5 に示すとおりである。

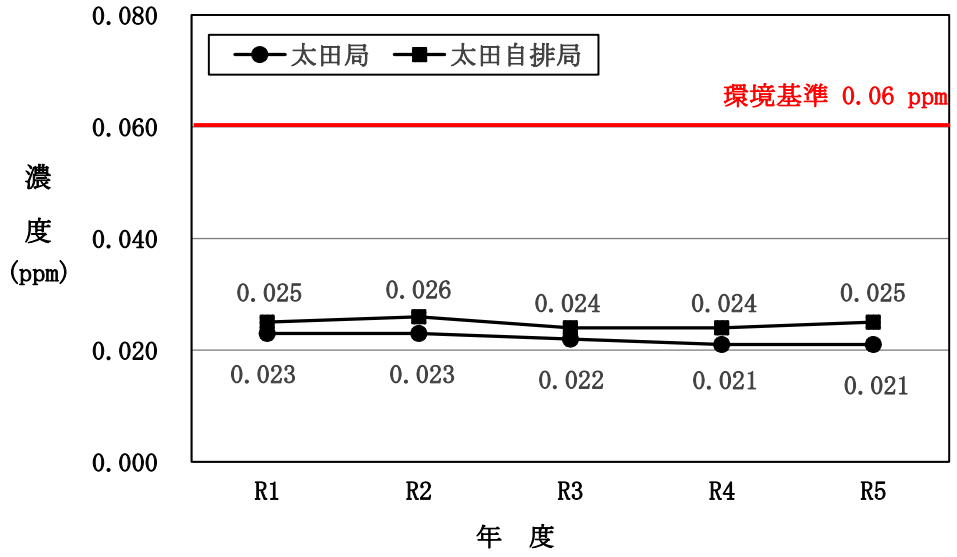
いずれの年度においても太田局、太田自排局ともに環境基準を達成しており、その値はほぼ横ばいで推移している。

表 3.2-6　二酸化窒素の測定結果（令和５年度）

項目 / 測定局名	年平均値 (ppm)	日平均値の年間 98%値 (ppm)	環境基準達成状況
太　田	0.008	0.021	○
太田自排	0.010	0.025	○

注）環境基準達成状況は、１時間値の１日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下である場合が環境基準を「達成」と評価し「○」と示し、適合しなかった場合は、環境基準を「非達成」と評価し「×」を示した。

資料：「令和６年版　環境白書」（令和６年９月、群馬県環境森林部）



資料：「令和２年版　日本の大気汚染状況」（令和４年２月、一般財団法人　経済産業調査会）
「令和３年版　日本の大気汚染状況」（令和５年２月、一般財団法人　経済産業調査会）
「令和４年版　日本の大気汚染状況」（令和６年３月、一般財団法人　経済産業調査会）
「令和５年版　環境白書」（令和５年９月、群馬県環境森林部）
「令和６年版　環境白書」（令和６年９月、群馬県環境森林部）

図 3.2-5　二酸化窒素の経年変化（日平均値の年間 98%値）

（ウ）浮遊粒子状物質（SPM）

太田局及び太田自排局における令和５年度の浮遊粒子状物質の測定結果は、表 3.2-7 に示すとおりである。

太田局における年平均値は 0.014mg/m^3、日平均値の２％除外値は 0.033mg/m^3、太田自排局における年平均値は 0.012mg/m^3、日平均値の２％除外値は 0.028mg/m^3 であり、いずれも環境基準を達成している。

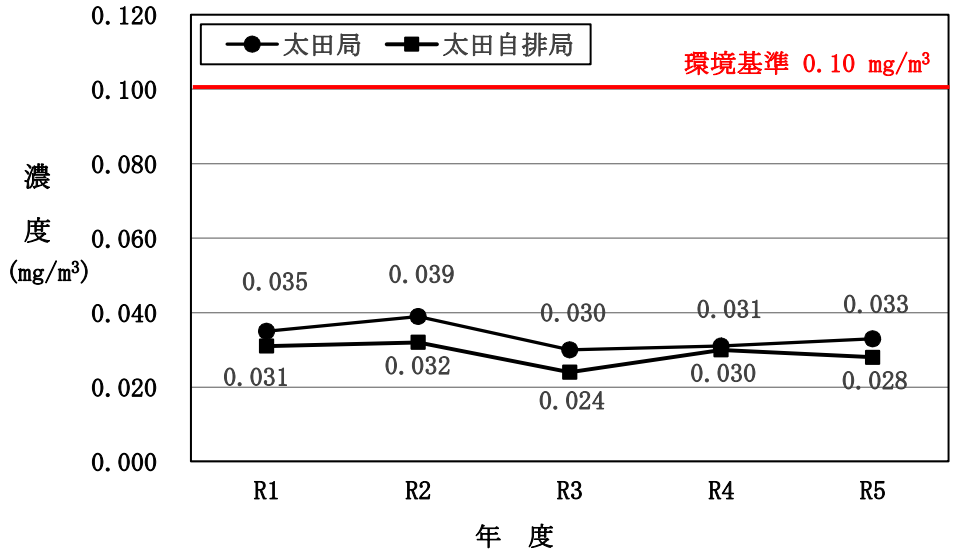
また、令和元年度から令和５年度までの日平均値の２％除外値の経年変化は、図 3.2-6 に示すとおりである。

いずれの年度においても太田局、太田自排局ともに環境基準を達成しており、その値はほぼ横ばいで推移している。

表 3.2-7　浮遊粒子状物質の測定結果（令和５年度）

項目 / 測定局名	年平均値 (mg/m^3)	日平均値の２％除外値 (mg/m^3)	環境基準達成状況
太　田	0.014	0.033	○
太田自排	0.012	0.028	○

注）環境基準達成状況は、次の①及び②の両方に適合した場合が環境基準を「達成」と評価し「○」と示し、①及び②の両方、またはどちらかに適合しなかった場合は、環境基準を「非達成」と評価し「×」を示した。
①１時間値の１日平均値が 0.10mg/m^3 以下、②１時間値が 0.20mg/m^3 以下
資料：「令和６年版　環境白書」（令和６年９月、群馬県環境森林部）



資料：「令和２年版　日本の大気汚染状況」（令和４年２月、一般財団法人　経済産業調査会）
「令和３年版　日本の大気汚染状況」（令和５年２月、一般財団法人　経済産業調査会）
「令和４年版　日本の大気汚染状況」（令和６年３月、一般財団法人　経済産業調査会）
「令和５年版　環境白書」（令和５年９月、群馬県環境森林部）
「令和６年版　環境白書」（令和６年９月、群馬県環境森林部）

図 3.2-6　浮遊粒子状物質の経年変化（日平均値の２％除外値）

（エ）一酸化炭素（CO）

太田自排局における令和５年度の一酸化炭素の測定結果は、表 3.2-8 に示すとおりである。

年平均値は 0.3ppm、日平均値の年間２％除外値は 0.5ppm であり、環境基準を達成している。

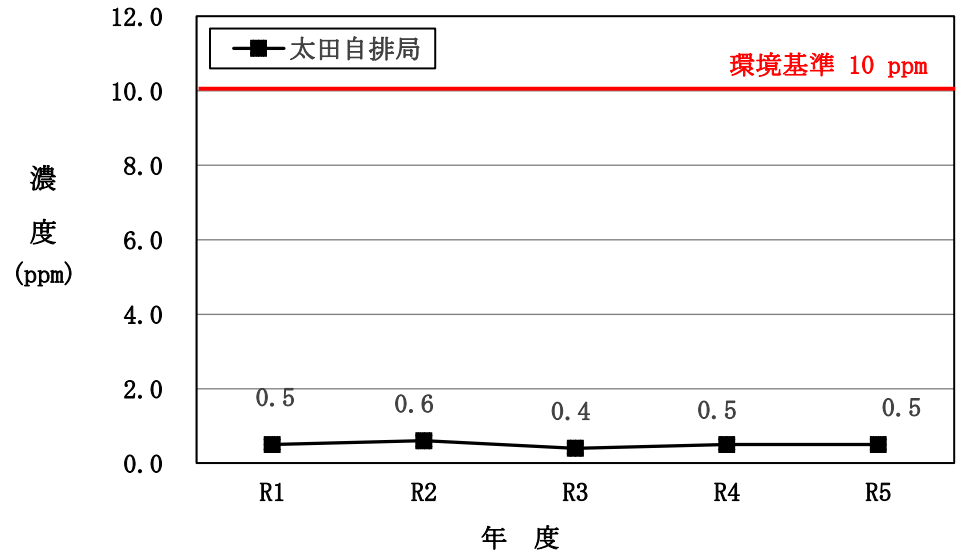
また、令和元年度から令和５年度までの日平均値の年間２％除外値の経年変化は、図 3.2-7 に示すとおりである。

いずれの年度においても環境基準を達成しており、その値はほぼ横ばいで推移している。

表 3.2-8　一酸化炭素の測定結果（令和５年度）

項目 / 測定局名	年平均値 (ppm)	日平均値の２％除外値 (ppm)	環境基準達成状況
太田自排	0.3	0.5	○

注）環境基準達成状況は、次の①及び②の両方に適合した場合が環境基準を「達成」と評価し「○」と示し、①及び②の両方、またはどちらかに適合しなかった場合は、環境基準を「非達成」と評価し「×」を示した。
①１時間値の１日平均値が 10ppm 以下、②１時間値の８時間平均値が 20ppm 以下
資料：「令和６年版　環境白書」（令和６年９月、群馬県環境森林部）



資料：「令和２年版　日本の大気汚染状況」（令和４年２月、一般財団法人　経済産業調査会）
「令和３年版　日本の大気汚染状況」（令和５年２月、一般財団法人　経済産業調査会）
「令和４年版　日本の大気汚染状況」（令和６年３月、一般財団法人　経済産業調査会）
「令和５年版　環境白書」（令和５年９月、群馬県環境森林部）
「令和６年版　環境白書」（令和６年９月、群馬県環境森林部）

図 3.2-7　一酸化炭素の経年変化（日平均値の年間２％除外値）

（オ）光化学オキシダント（Ox）

太田局における令和５年度の光化学オキシダントの測定結果は、表 3.2-9 に示すとおりである。

昼間の年平均値は 0.037ppm、昼間の１時間値の最高値は 0.139ppm であり、環境基準は達成していない。

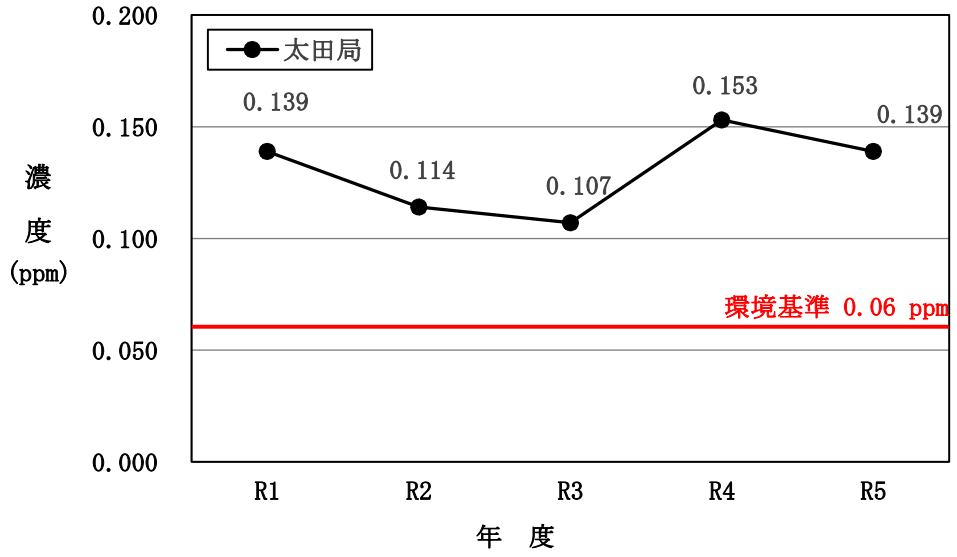
また、令和元年度から令和５年度までの昼間の１時間値の最高値の経年変化は、図 3.2-8 に示すとおりである。

いずれの年度においても環境基準を達成しておらず、その値はほぼ横ばいで推移している。

表 3.2-9　光化学オキシダントの測定結果（令和５年度）

項目 / 測定局名	昼間の年平均値[注 1)] (ppm)	昼間の１時間値の最高値 (ppm)	環境基準達成状況
太　田	0.037	0.139	×

注 1)昼間は午前５時から午後８時までを示す。
注 2)環境基準達成状況は、１時間値が 0.06ppm 以下の場合が環境基準を「達成」と評価し「○」と示し、適合しなかった場合は、環境基準を「非達成」と評価し「×」を示した。
①１時間値の１日平均値が 0.04ppm 以下、②１時間値が 0.1ppm 以下
資料：「令和６年版　環境白書」（令和６年９月、群馬県環境森林部）



資料：「令和２年版　日本の大気汚染状況」（令和４年２月、一般財団法人　経済産業調査会）
「令和３年版　日本の大気汚染状況」（令和５年２月、一般財団法人　経済産業調査会）
「令和４年版　日本の大気汚染状況」（令和６年３月、一般財団法人　経済産業調査会）
「令和５年版　環境白書」（令和５年９月、群馬県環境森林部）
「令和６年版　環境白書」（令和６年９月、群馬県環境森林部）

図 3.2-8　光化学オキシダントの経年変化（昼間の１時間値の最高値）

（カ）微小粒子状物質（$PM_{2.5}$）

太田局における令和５年度の微小粒子状物質の測定結果は、表 3.2-10 に示すとおりである。

年平均値は 8.8μg/m³、日平均値の年間 98%値は 20.8μg/m³ であり、環境基準を達成している。

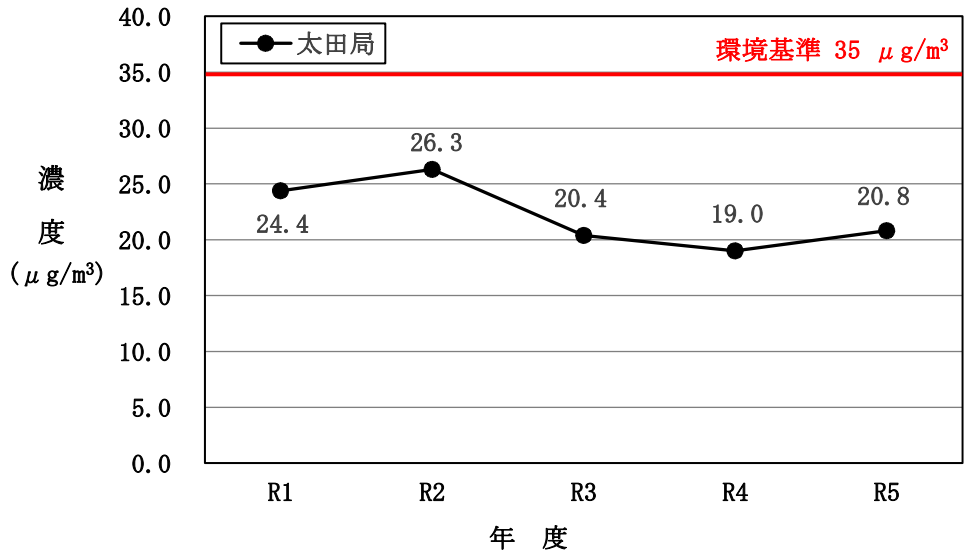
また、平成元年度から令和５年度までの日平均値の年間 98%値の経年変化は、図 3.2-9 に示すとおりである。

いずれの年度においても環境基準を達成しており、その値はほぼ横ばいで推移している。

表 3.2-10　微小粒子状物質の測定結果（令和５年度）

項目 / 測定局名	年平均値（μg/m³）	日平均値の 98%値（μg/m³）	環境基準達成状況
太　田	8.8	20.8	○

注）環境基準達成状況は、次の①及び②の両方に適合した場合が環境基準を「達成」と評価し「○」と示し、①及び②の両方、またはどちらかに適合しなかった場合は、環境基準を「非達成」と評価し「×」を示した。
①年平均値が 15μg/m³ 以下、②１日平均値が 35μg/m³ 以下
資料：「令和６年版　環境白書」（令和６年９月、群馬県環境森林部）



資料：「令和２年版　日本の大気汚染状況」（令和４年２月、一般財団法人　経済産業調査会）
「令和３年版　日本の大気汚染状況」（令和５年２月、一般財団法人　経済産業調査会）
「令和４年版　日本の大気汚染状況」（令和６年３月、一般財団法人　経済産業調査会）
「令和５年版　環境白書」（令和５年９月、群馬県環境森林部）
「令和６年版　環境白書」（令和６年９月、群馬県環境森林部）

図 3.2-9　微小粒子状物質の経年変化（日平均値の年間 98%値）

（キ）ダイオキシン類

群馬県では、令和５年度に 12 地点で大気のダイオキシン類の調査が行われている。

令和５年度の計画地周辺におけるダイオキシン類の調査地点は、太田市龍舞町の１地点である。

令和５年度のダイオキシン類の調査地点は図 3.2-10 に、調査結果は表 3.2-11 に示すとおり、環境基準を達成している。

表 3.2-11　ダイオキシン類の調査結果（令和５年度）

地点	調査地点名	年間平均値 (pg-TEQ/m^3)	環境基準の適否 適:○、否:×	環境基準 (pg-TEQ/m^3)
1	太田市龍舞町 （休泊行政センター）	0.0083	○	0.6

資料：「令和５年度ダイオキシン類常時監視結果について」
（令和７年４月閲覧、群馬県環境森林部ホームページ）

② 公害苦情の状況

大泉町、太田市、邑楽町及び群馬県における過去５年間の大気汚染に係る苦情件数は、表 3.2-12 に示すとおりである。

大泉町では大気汚染に係る公害苦情件数はほぼ横ばいで推移しており、太田市、群馬県では増減を繰り返している。

なお、邑楽町においては、公害苦情件数は公表されていない。

表 3.2-12　大気汚染に係る公害苦情件数

地　域	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度[注2)]
大泉町	1	1	1	0	1
太田市[注1)]	56（6）	67（－）	39（1）	45（1）	44（－）
邑楽町	－	－	－	－	－
群馬県	251	392	250	261	243

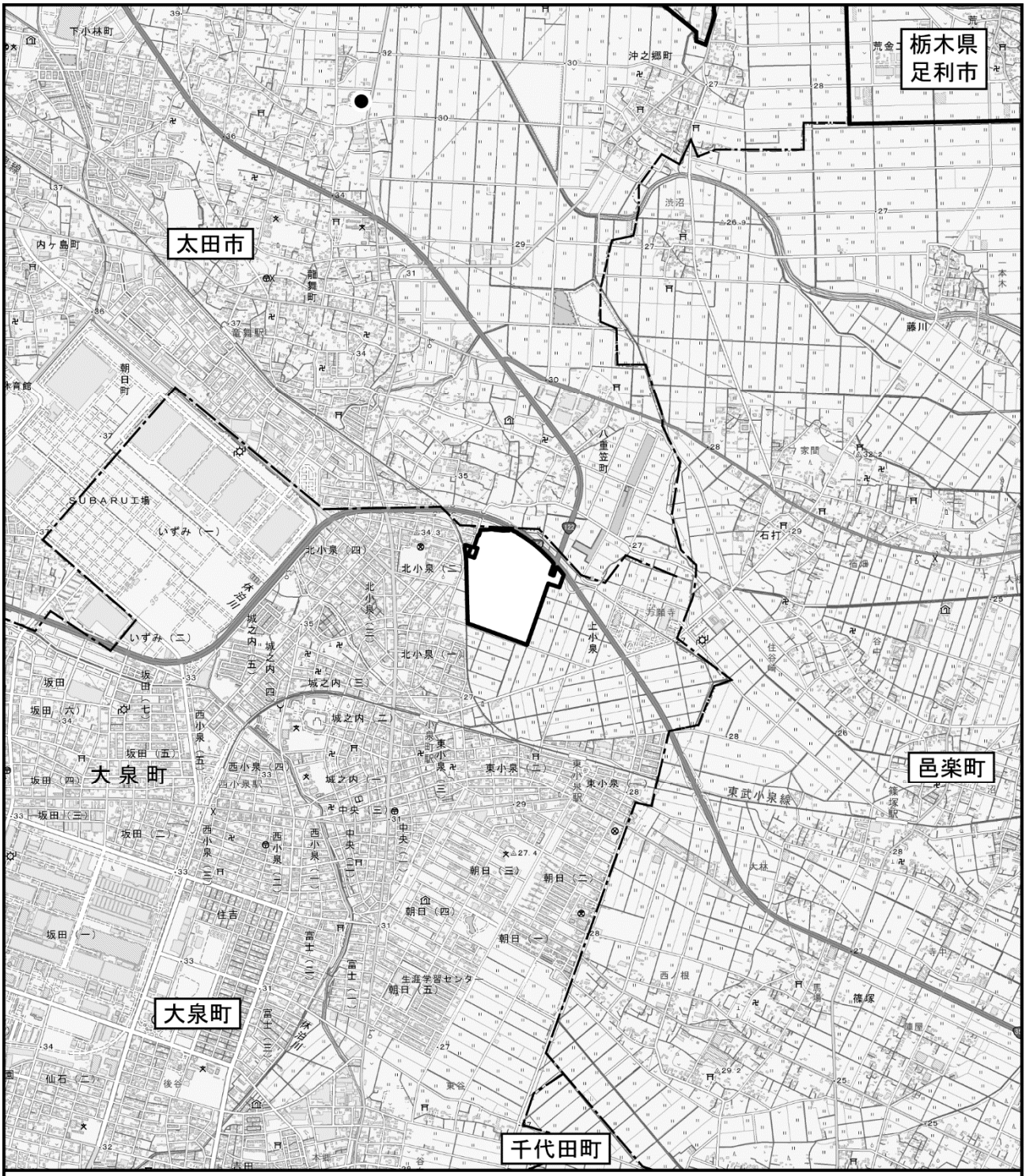
注1)太田市の公害苦情においては、「ばい煙」と「粉じん」を合わせた件数とした。括弧内は粉じんの件数を示す。
注2)令和５年度における公害苦情件数は速報値である。
資料：「統計　おおた　令和６年版」（令和７年３月、太田市）
「令和元年度　行政実績報告書」（令和２年９月、大泉町）
「令和２年度　行政実績報告書」（令和３年９月、大泉町）
「令和３年度　行政実績報告書」（令和４年９月、大泉町）
「令和４年度　行政実績報告書」（令和５年９月、大泉町）
「令和５年度　行政実績報告書」（令和６年９月、大泉町）
「令和６年版　環境白書」（令和６年９月、群馬県環境森林部）

③ 発生源及び保全対象の特性

計画地では車載用円筒形リチウムイオン電池を製造する計画であり、製造過程において排ガスが発生する。また、関連車両などが発生源として挙げられる。

計画地周辺には事業場が立地していることから、これらが固定発生源として考えられる。また、移動発生源として、計画地の北側を通る一般国道 354 号、一般国道 122 号等を走行する自動車等がある。

計画地周辺の保全対象としては、計画地西側の県立大泉高等学校や計画地周辺の住宅等がある。



凡　例

計画地

県　界

市町界

● ダイオキシン類調査地点

資料：「令和５年度ダイオキシン類常時監視結果について」（令和７年４月閲覧、群馬県環境森林部ホームページ）
出典：「電子地形図25,000」（国土地理院）

図 3.2-10　ダイオキシン類の調査地点（大気）位置図

1：30,000
0　300　600　900m

N

3）悪　臭

① 悪臭の状況

大泉町では、２地点で臭気測定分析の調査が実施されている。

計画地及びその周辺における臭気測定分析の調査結果は表 3.2-13 に、調査地点は図 3.2-11 に示すとおりである。臭気測定分析の調査結果は基準を達成している。

表 3.2-13　悪臭の調査結果（令和５年度）

地点	地点名	地域区分	測定結果	規制基準の適否 適:○、否:×	規制基準 臭気指数
1	大泉町役場南西交差点付近	第二種住居地域	基準値以下	○	21
2	スバル運動公園北東側	工業専用地域	基準値以下	○	21

資料：「令和５年度　行政実績報告書」（令和６年９月、大泉町）

② 公害苦情の状況

大泉町、太田市、邑楽町及び群馬県における過去５年間の悪臭に係る苦情件数は、表 3.2-14 に示すとおりである。

大泉町、太田市及び群馬県では、悪臭に係る公害苦情件数は増減を繰り返している。

なお、邑楽町においては、公害苦情件数は公表されていない。

表 3.2-14　悪臭に係る公害苦情件数

地　域	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度[注)]
大泉町	2	2	7	8	5
太田市	19	33	20	19	17
邑楽町	－	－	－	－	－
群馬県	148	186	164	167	125

注）令和５年度における公害苦情件数は速報値である。

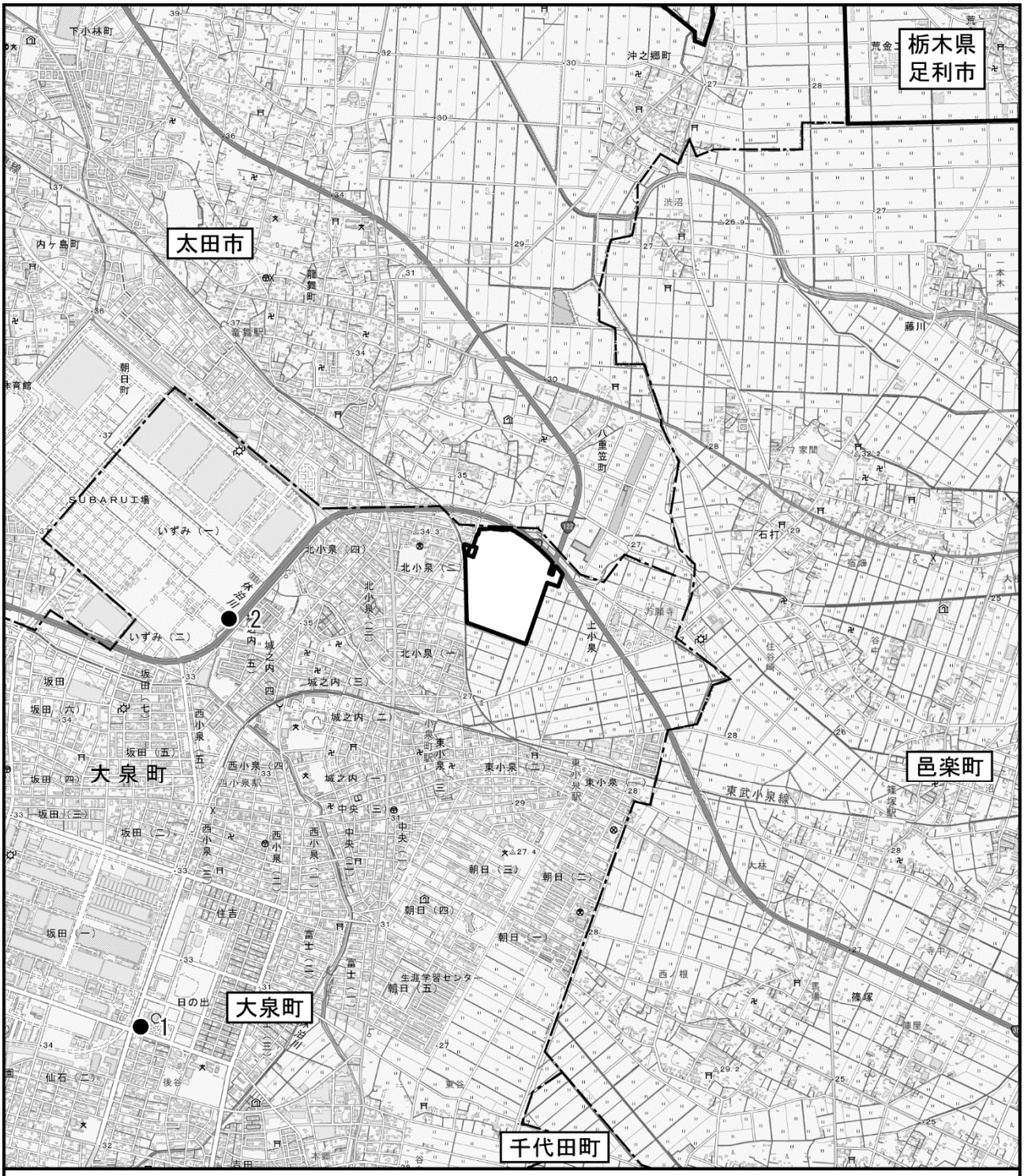
資料：「統計　おおた　令和６年版」（令和７年３月、太田市）
「令和元年度　行政実績報告書」（令和２年９月、大泉町）
「令和２年度　行政実績報告書」（令和３年９月、大泉町）
「令和３年度　行政実績報告書」（令和４年９月、大泉町）
「令和４年度　行政実績報告書」（令和５年９月、大泉町）
「令和５年度　行政実績報告書」（令和６年９月、大泉町）
「令和６年版　環境白書」（令和６年９月、群馬県環境森林部）

③ 発生源及び保全対象の特性

計画地では車載用円筒形リチウムイオン電池を製造する計画であり、製造過程において排ガスが発生する。

また、計画地周辺には事業場が立地していることから、これらが固定発生源として考えられる。

計画地周辺の保全対象としては、計画地西側の県立大泉高等学校や計画地周辺の住宅等がある。



資料：「令和５年度　行政実績報告書」（令和６年９月、大泉町）
出典：「電子地形図25,000」（国土地理院）

図 3.2-11　臭気測定分析の調査地点位置図

1：30,000
0　300　600　900m

N

4）騒　音

① 環境騒音・道路交通騒音

大泉町、太田市では、環境騒音及び道路交通騒音の調査が実施されている。

計画地及びその周辺における環境騒音及び道路交通騒音の調査結果は表 3.2-15 及び表 3.2-16 に、調査地点は図 3.2-12 に示すとおりである。

環境騒音の調査結果は地点１における夜間を除き、環境基準を達成している。道路交通騒音の調査結果は、夜間を除き環境基準を達成している。

表 3.2-15　環境騒音の調査結果

地点	地点名	測定年度	測定値（dB）		環境基準の適否		環境基準（dB）	
			昼　間	夜　間	適:○、否:×		昼　間	夜　間
1	城之内三丁目 (城之内三丁目 23 番 1 号先)	令和５年度	53	50	○	×	55	45
2	県道綿貫篠塚線[注 2)] (坂田町二丁目 16 番 18 号先)	令和５年度	62	58	○	○	70	65

注1)時間の区分：昼間　6:00～22:00、夜間　22:00～翌6:00
注2)該当地点は道路に面する地域。
資料：「令和５年度　行政実績報告書」（令和６年９月、大泉町）

表 3.2-16　道路交通騒音の調査結果

地点	地点名	測定年度	測定値（dB）		環境基準の適否 適:○、否:×		要請限度の適否 適:○、否:×		環境基準（dB）		要請限度（dB）	
			昼　間	夜　間	昼　間	夜　間	昼　間	夜　間	昼　間	夜　間	昼　間	夜　間
A	県道綿貫篠塚線 (中央二丁目 33 番 10 号先)	令和５年度	68	67	○	×	○	○	70	65	75	70

注）時間の区分：昼間　6:00～22:00、夜間　22:00～翌6:00
資料：「令和５年度　行政実績報告書」（令和６年９月、大泉町）

② 公害苦情の状況

大泉町、太田市、邑楽町及び群馬県における過去５年間の騒音に係る苦情件数は、表 3.2-17 に示すとおりである。

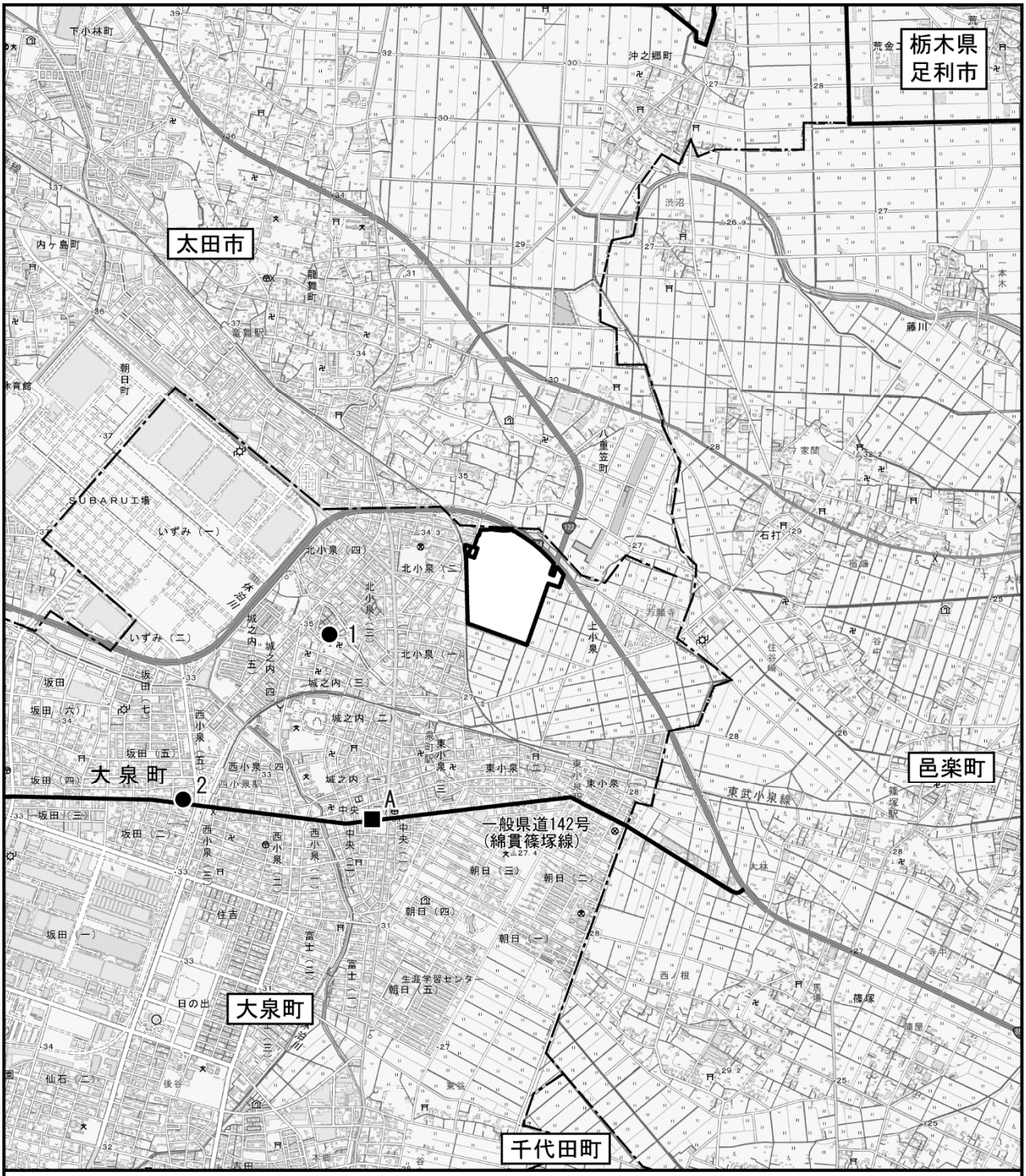
大泉町、太田市及び群馬県では騒音に係る公害苦情件数は、概ね横ばい傾向にある。

なお、邑楽町においては、公害苦情件数は公表されていない。

表 3.2-17　騒音に係る公害苦情件数

地　域	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度[注)]
大泉町	8	10	11	17	15
太田市	30	35	23	35	35
邑楽町	－	－	－	－	－
群馬県	195	241	234	248	211

注）令和５年度における公害苦情件数は速報値である。
資料：「統計　おおた　令和６年版」（令和７年３月、太田市）
「令和元年度　行政実績報告書」（令和２年９月、大泉町）
「令和２年度　行政実績報告書」（令和３年９月、大泉町）
「令和３年度　行政実績報告書」（令和４年９月、大泉町）
「令和４年度　行政実績報告書」（令和５年９月、大泉町）
「令和５年度　行政実績報告書」（令和６年９月、大泉町）
「令和６年版　環境白書」（令和６年９月、群馬県環境森林部）



凡　例

- 計画地
- 県　界
- 市町界
- ● 環境騒音調査地点（1～2）
- ■ 道路交通騒音調査地点（A）

資料：「令和５年度　行政実績報告書」（令和６年９月、大泉町）
出典：「電子地形図25,000」（国土地理院）

図 3.2-12　環境騒音及び道路交通騒音調査地点位置図

1：30,000
0　300　600　900m

N

③ 発生源及び保全対象の特性

計画地では車載用円筒形リチウムイオン電池を製造する計画であり、施設の稼働において騒音が発生する。また、関連車両などが発生源として挙げられる。

計画地周辺には事業場が立地していることから、これらが固定発生源として考えられる。また、移動発生源として、計画地北側を通る一般国道 354 号、一般国道 122 号等を走行する自動車、計画地西側及び南側を通る東武鉄道小泉線の電車等がある。

計画地周辺の保全対象としては、計画地西側の県立大泉高等学校や計画地周辺の住宅等がある。

５）振　動

① 環境振動・道路交通振動

大泉町では、１地点で道路交通振動の調査が実施されている。

計画地及びその周辺における道路交通振動の調査結果は表 3.2-18 に、調査地点は図 3.2-13 に示すとおりである。

道路交通振動の調査結果は、要請限度を下回っている。

表 3.2-18　道路交通振動の調査結果

地点	地点名	測定値（dB）		要請限度の適否		要請限度（dB）	
		昼　間	夜　間	適:○、否:×		昼　間	夜　間
1	県道足利千代田線 （北小泉一丁目 11 番 13 号先）	43	41	○	○	70	65

注）時間の区分：昼間　8:00～19:00、夜間　19:00～翌8:00
資料：「令和５年度　行政実績報告書」（令和６年９月、大泉町）

② 公害苦情の状況

大泉町、太田市、邑楽町及び群馬県における過去５年間の振動に係る苦情件数は、表 3.2-19 に示すとおりである。

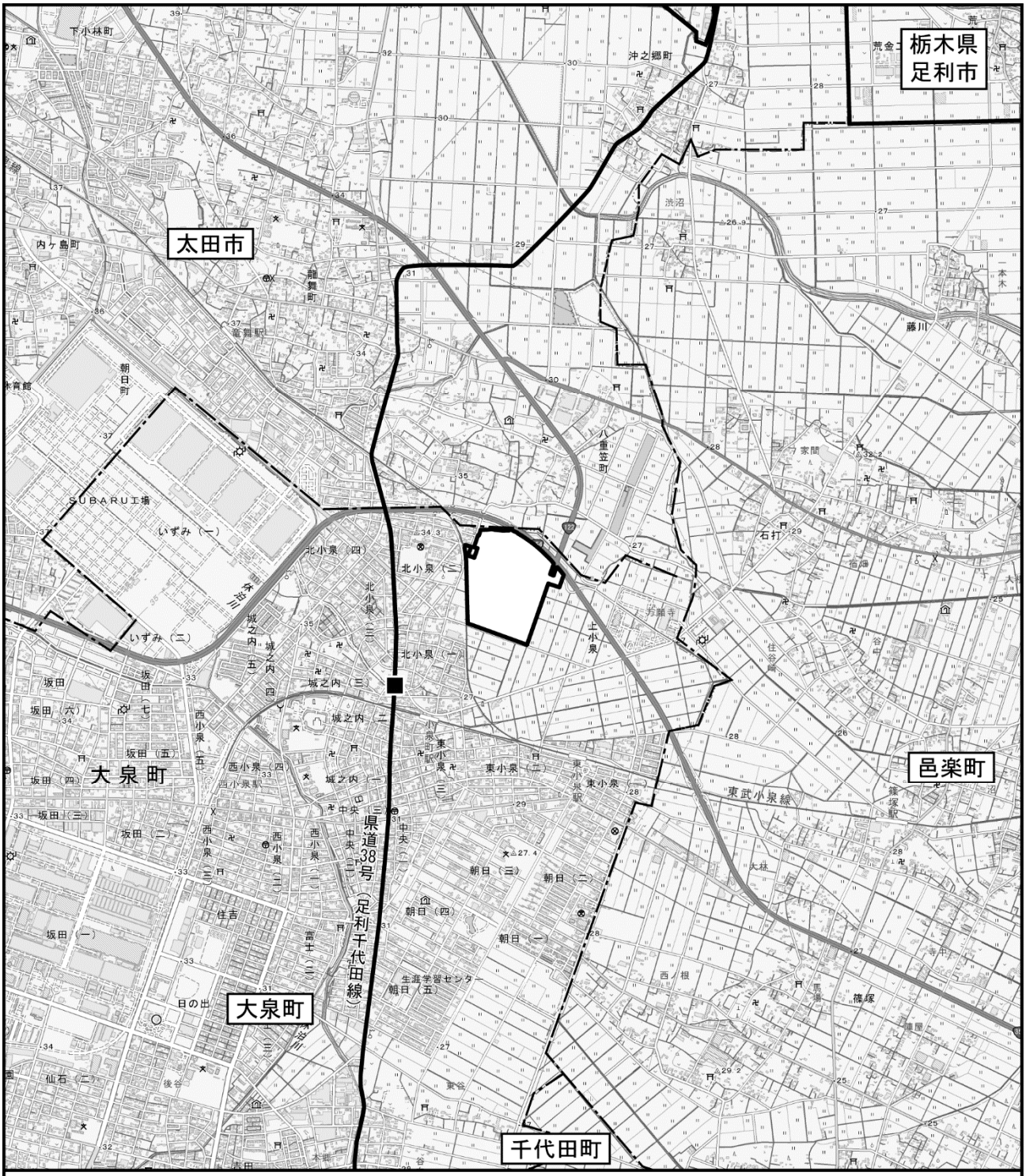
大泉町では振動に係る公害苦情件数は、年間で０～２件である。また、太田市では令和２年度以降、群馬県では令和元年度以降、振動に係る公害苦情件数は増加傾向にある。

なお、邑楽町においては、公害苦情件数は公表されていない。

表 3.2-19　振動に係る公害苦情件数

地　域	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度[注)]
大泉町	0	0	1	2	0
太田市	3	2	3	5	6
邑楽町	－	－	－	－	－
群馬県	11	13	16	19	20

注）令和５年度における公害苦情件数は速報値である。
資料：「統計　おおた　令和６年版」（令和７年３月、太田市）
「令和元年度　行政実績報告書」（令和２年９月、大泉町）
「令和２年度　行政実績報告書」（令和３年９月、大泉町）
「令和３年度　行政実績報告書」（令和４年９月、大泉町）
「令和４年度　行政実績報告書」（令和５年９月、大泉町）
「令和５年度　行政実績報告書」（令和６年９月、大泉町）
「令和６年版　環境白書」（令和６年９月、群馬県環境森林部）



凡　例

計画地

県　界

市町界

■　道路交通振動調査地点

資料：「令和５年度　行政実績報告書」（令和６年９月、大泉町）
出典：「電子地形図25,000」（国土地理院）

図 3.2-13　道路交通振動調査地点位置図

1：30,000
0　300　600　900m

N

③ 発生源及び保全対象の特性

計画地では車載用円筒形リチウムイオン電池を製造する計画であり、施設の稼働において振動が発生する。また、関連車両などが発生源として挙げられる。

計画地周辺には事業場が立地していることから、これらが固定発生源として考えられる。また、移動発生源として、計画地北側を通る一般国道 354 号、一般国道 122 号等を走行する自動車、計画地西側及び南側を通る東武鉄道小泉線の電車等がある。

計画地周辺の保全対象としては、計画地西側の県立大泉高等学校や計画地周辺の住宅等がある。

６）低周波音

計画地及びその周辺においては、国または地方公共団体等による定期的な低周波音の調査は実施されていない。

（２）水環境

１）水　象

① 河川・水路の状況

群馬県内を流れる一級河川の状況は表 3.2-20 に、計画地及びその周辺の河川・水路の状況は図 3.2-14 に示すとおりである。

計画地及びその周辺には、利根川水系の休泊川、新谷田川放水路、藤川及び多々良川が流れている。

表 3.2-20　群馬県における一級河川の状況

水　系	河川種別	河川数
利根川水系	一級河川	424
信濃川水系		2
阿賀野川水系		3

資料：「河川の現況」（令和７年４月閲覧、群馬県県土整備部）

② 湧水の状況

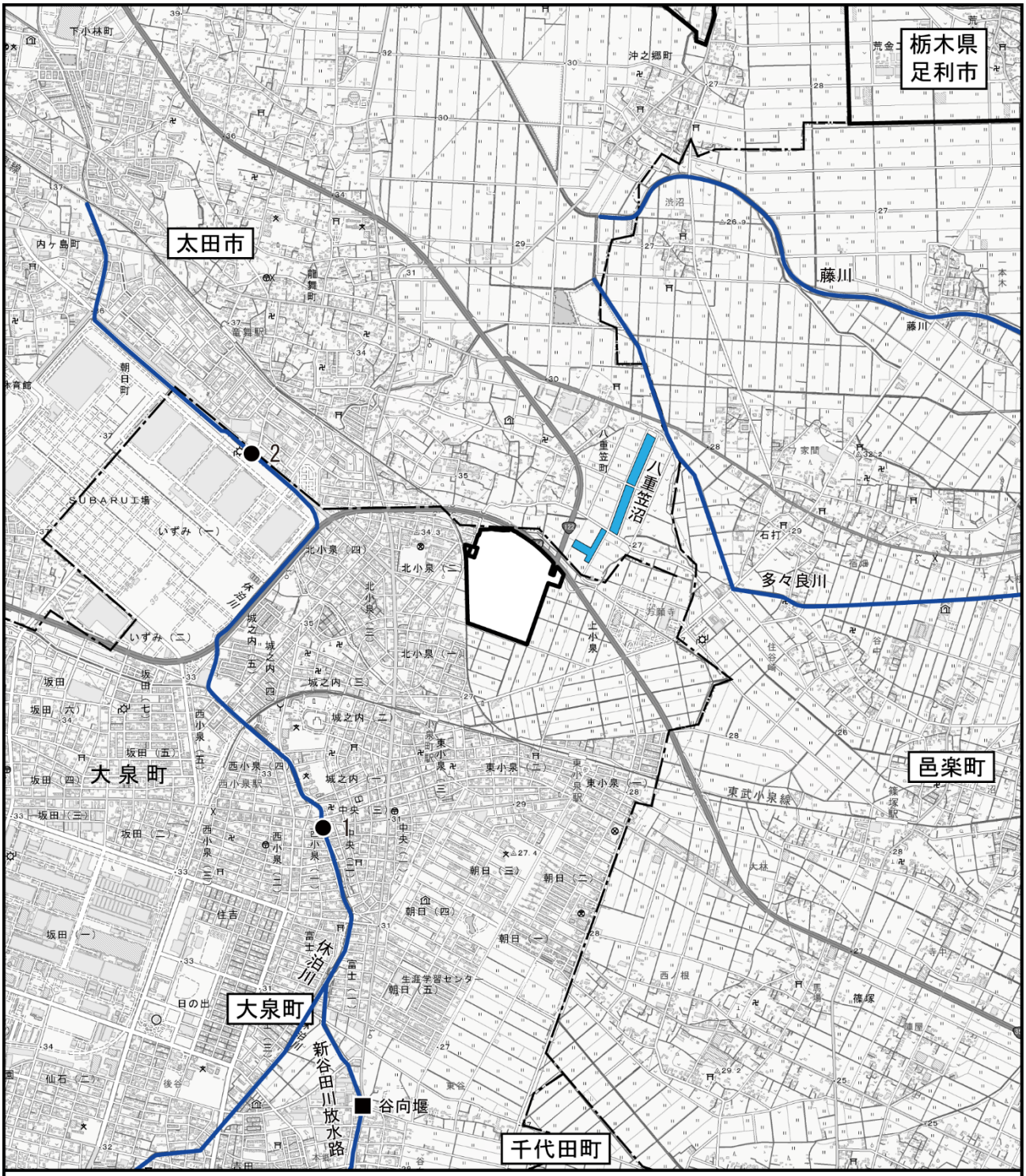
計画地及びその周辺には、「環境省湧水ポータルサイト　群馬県の代表的な湧水」（令和７年４月閲覧）に掲載された湧水は存在しない。

③ 自然性の高い水辺地の状況

「第４回自然環境保全基礎調査 群馬県自然環境情報図」（平成７年発行、環境庁）及び「第４回自然環境保全基礎調査 栃木県自然環境情報図」（平成７年発行、環境庁）によれば、計画地及びその周辺には、自然性の高い水辺地は存在しない。

④ 湖沼・ため池の状況

計画地及びその周辺の湖沼・ため池の状況は図 3.2-14 に示すとおり、計画地北側に八重笠沼があり、釣り堀として利用されている。



凡　例

- 計画地
- 県　界
- 市町界
- 河　川
- 湖沼・ため池
- 水質調査地点（1～2）
- 取水施設

資料：「群馬県河川図」（令和３年９月、群馬県県土整備部）
「令和４年度公共用水域水質測定結果」（令和７年４月閲覧、群馬県環境森林部ホームページ）
出典：「電子地形図25,000」（国土地理院）

図 3.2-14　河川・水路、湖沼・ため池の状況及び水質調査地点

1：30,000
0　300　600　900m

N

２）水　質

① 水質の状況

（ア）河川水質の状況

計画地及びその周辺の水質測定は、図 3.2-14 に示す「休泊川　泉大橋」（以下「地点１」という。）及び「休泊川　大泉町境界（以下「地点２」という。）において実施されている。地点１及び地点２における環境基準の水域類型は「Ｃ」及び「生物Ｂ」に指定されている。

令和４年度における測定結果は表 3.2-21(1)～(2)及び表 3.2-22(1)～(2)に示すとおり、地点１においては生物化学的酸素要求量、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩以外すべての項目において、環境基準を達成している。地点２においては、すべての項目で環境基準を達成している。

表 3.2-21（1）　水質測定結果（生活環境項目：地点１（休泊川 泉大橋））

項　目	単　位	測定結果（令和５年度）		環境基準の適否 適:○、否:×	環境基準
		最小値及び最大値	平均値[注1)]		
水素イオン濃度	－	7.5～7.9	－	○	6.5～8.5
溶存酸素量	mg/L	6.8～10	8.2	○	5 以上
生物化学的酸素要求量	mg/L	1.1～11	6.1	×	5 以下
化学的酸素要求量	mg/L	2.2～8.1	7.3	－	－
浮遊物質量	mg/L	9～44	20	○	50 以下
大腸菌群数	MPN/100mL	550～9,800	3,400	－	－
全窒素	mg/L	1.6～6.6	3.7	－	－
全リン	mg/L	0.085～0.3	0.20	－	－
全亜鉛	mg/L	0.008～0.048	0.024	○	0.03 以下
ノニルフェノール	mg/L	<0.00006	<0.00006	○	0.002 以下
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	mg/L	<0.0006～0.15	0.032	×	0.05 以下

注1)値は「生物化学的酸素要求量」及び「化学的酸素要求量」については75%水質値を、それ以外については日間平均値を示す。
注2)「<」は未満を示す。
資料：「令和５年度公共用水域水質測定結果」（令和７年９月閲覧、群馬県環境森林部ホームページ）

表 3.2-21（2）　水質測定結果（生活環境項目：地点２（休泊川 大泉町境界））

項　目	単　位	測定結果（令和５年度）		環境基準の適否 適:○、否:×	環境基準
		最小値及び最大値	平均値[注1)]		
水素イオン濃度	－	7.5～7.9	－	○	6.5～8.5
溶存酸素量	mg/L	8.5～11	9.3	○	5 以上
生物化学的酸素要求量	mg/L	0.8～2.9	1.8	○	5 以下
化学的酸素要求量	mg/L	2.3～6.3	3.5	－	－
浮遊物質量	mg/L	4～12	8	○	50 以下
大腸菌群数	MPN/100mL	30～300	180	－	－
全窒素	mg/L	0.33～1.2	0.93	－	－
全リン	mg/L	0.064～0.12	0.092	－	－
全亜鉛	mg/L	0.004～0.013	0.009	○	0.03 以下
ノニルフェノール	mg/L	<0.00006	<0.00006	○	0.002 以下
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	mg/L	0.0007～0.0013	0.0010	○	0.05 以下

注1)値は「生物化学的酸素要求量」及び「化学的酸素要求量」については75%水質値を、それ以外については日間平均値を示す。
注2)「<」は未満を示す。
資料：「令和５年度公共用水域水質測定結果」（令和７年９月閲覧、群馬県環境森林部ホームページ）

表 3.2-22(1)　水質測定結果（健康項目：地点１（休泊川 泉大橋））

項　目	単　位	測定結果 （令和５年度）	環境基準の適否 適:○、否:×	環境基準
カドミウム	mg/L	<0.0003	○	0.003 以下
全シアン	mg/L	<0.1	○	検出されないこと。
鉛	mg/L	<0.005	○	0.01 以下
六価クロム	mg/L	<0.010	○	0.02 以下
砒素	mg/L	<0.005	○	0.01 以下
総水銀	mg/L	<0.0005	○	0.0005 以下
アルキル水銀	mg/L	－	－	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	<0.0005	○	検出されないこと。
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	○	0.02 以下
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	○	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	○	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	○	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	○	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	○	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	○	0.006 以下
トリクロロエチレン	mg/L	<0.0005	○	0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	○	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0005	○	0.002 以下
チウラム	mg/L	<0.0006	○	0.006 以下
シマジン	mg/L	<0.0003	○	0.003 以下
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	○	0.02 以下
ベンゼン	mg/L	<0.001	○	0.01 以下
セレン	mg/L	<0.002	○	0.01 以下
硝酸性窒素	mg/L	1.5	－	－
亜硝酸性窒素	mg/L	0.073	－	－
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	mg/L	1.6	○	10 以下
ふっ素	mg/L	0.096	○	0.8 以下
ほう素	mg/L	0.033	○	1 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	○	0.05 以下

注1）値は年平均値を示す。
注2）「<」は未満を示す。
資料：「令和５年度公共用水域水質測定結果」（令和７年９月閲覧、群馬県環境森林部ホームページ）

表 3.2-22(2)　水質測定結果（健康項目：地点２（休泊川 大泉町境界））

項　目	単　位	測定結果 （令和５年度）	環境基準の適否 適:○、否:×	環境基準
カドミウム	mg/L	<0.0003	○	0.003 以下
全シアン	mg/L	<0.1	○	検出されないこと。
鉛	mg/L	<0.005	○	0.01 以下
六価クロム	mg/L	<0.01	○	0.02 以下
砒素	mg/L	<0.005	○	0.01 以下
総水銀	mg/L	<0.0005	○	0.0005 以下
アルキル水銀	mg/L	－	－	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	－	－	検出されないこと。
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	○	0.02 以下
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	○	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	○	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	○	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	○	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	○	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	○	0.006 以下
トリクロロエチレン	mg/L	<0.0005	○	0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	○	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0005	○	0.002 以下
チウラム	mg/L	<0.0006	○	0.006 以下
シマジン	mg/L	<0.0003	○	0.003 以下
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	○	0.02 以下
ベンゼン	mg/L	<0.001	○	0.01 以下
セレン	mg/L	<0.002	○	0.01 以下
硝酸性窒素	mg/L	0.67	－	－
亜硝酸性窒素	mg/L	0.025	－	－
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	mg/L	0.69	○	10 以下
ふっ素	mg/L	0.11	○	0.8 以下
ほう素	mg/L	0.027	○	1 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	○	0.05 以下

注1）値は年平均値を示す。
注2）「<」は未満を示す。
資料：「令和５年度公共用水域水質測定結果」（令和７年９月閲覧、群馬県環境森林部ホームページ）

（イ）地下水質の状況

計画地及びその周辺の地下水質測定は、「大泉町　西小泉」、「邑楽町　中野」にて実施されている。

令和５年度における測定結果は表 3.2-23(1)～(2)に示すとおり、すべての地点及び測定された項目において環境基準を達成している。

表 3.2-23(1)　地下水質測定結果（概況調査）

項　目	単　位	測定結果（環境基準の適否　適:○、否:×）		環境基準
		大泉町 西小泉 (57-35)	邑楽町 中野 (130-35)	
カドミウム	mg/L	－ (－)	<0.0003 (○)	0.003 以下
全シアン	mg/L	－	ND	検出されないこと。
鉛	mg/L	<0.005 (○)	<0.005 (○)	0.01 以下
六価クロム	mg/L	<0.01 (○)	<0.01 (○)	0.02 以下
砒　素	mg/L	<0.005 (○)	<0.005 (○)	0.01 以下
総水銀	mg/L	－	<0.0005 (○)	0.0005 以下
アルキル水銀	mg/L	－	－	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	－	－	検出されないこと。
ジクロロメタン	mg/L	－	<0.002 (○)	0.02 以下
四塩化炭素	mg/L	－	－	0.002 以下
クロロエチレン (別名塩化ビニルまたは塩化ビニルモノマー)	mg/L	－	－	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	－	<0.0004 (○)	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	－	－	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	－	<0.002 (○)	－
トランス-1,2,-ジクロロエチレン	mg/L	－	<0.002 (○)	－
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	－	<0.004 (○)	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	－	－	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	－	－	0.006 以下
トリクロロエチレン	mg/L	－	<0.0005 (○)	0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	－	<0.0005 (○)	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	－	－	0.002 以下

注1）値は年平均値を示す。
注2）「<」は未満を示す。
資料：「令和５年度地下水質調査結果について」（令和７年４月閲覧、群馬県環境森林部ホームページ）

表 3.2-23(2)　地下水質測定結果（概況調査）

項　目	単　位	測定結果（環境基準の適否　適:○、否:×）		環境基準
		大泉町 西小泉 (57-35)	邑楽町 中野 (130-35)	
チウラム	mg/L	－	－	0.006 以下
シマジン	mg/L	－	－	0.003 以下
チオベンカルブ	mg/L	－	－	0.02 以下
ベンゼン	mg/L	－	－	0.01 以下
セレン	mg/L	－	<0.002 (○)	0.01 以下
硝酸性窒素	mg/L	7.4	2.5	－
亜硝酸性窒素	mg/L	<0.01	<0.01	－
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	mg/L	7.4 (○)	2.5 (○)	10 以下
ふっ素	mg/L	<0.02 (○)	0.02 (○)	0.8 以下
ほう素	mg/L	－	<0.02 (○)	1 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	－	<0.005 (○)	0.05 以下

注1）値は年平均値を示す。
注2）「<」は未満を示す。
資料：「令和５年度地下水質調査結果について」（令和７年４月閲覧、群馬県環境森林部ホームページ）

（ウ）水底の底質の状況

群馬県では、令和５年度に７地点で公共用水域底質のダイオキシン類の調査が行われたが、計画地周辺では実施されていない。

令和４年度の計画地周辺におけるダイオキシン類の調査地点は、「休泊川　泉大橋」の１地点である。

令和４年度のダイオキシン類の調査地点は図 3.2-15 に、調査結果は表 3.2-24 に示すとおり、環境基準を達成している。

表 3.2-24　ダイオキシン類の調査結果（令和４年度）

地点	調査地点名	測定値 (pg-TEQ/g)	環境基準の適否 適:○、否:×	環境基準 (pg-TEQ/g)
1	休泊川　泉大橋	0.66	○	150

資料：「令和４年度ダイオキシン類常時監視結果について」
（令和７年４月閲覧、群馬県環境森林部ホームページ）

（エ）公害苦情の状況

大泉町、太田市、邑楽町及び群馬県における過去５年間の水質汚濁に係る苦情件数は、表 3.2-25 に示すとおりである。

大泉町では公害苦情件数は、年間で０～３件である。また、太田市及び群馬県では、令和４年度は前年度に比べて大きく減少した。

なお、邑楽町においては、公害苦情件数は公表されていない。

表 3.2-25　水質汚濁に係る公害苦情件数

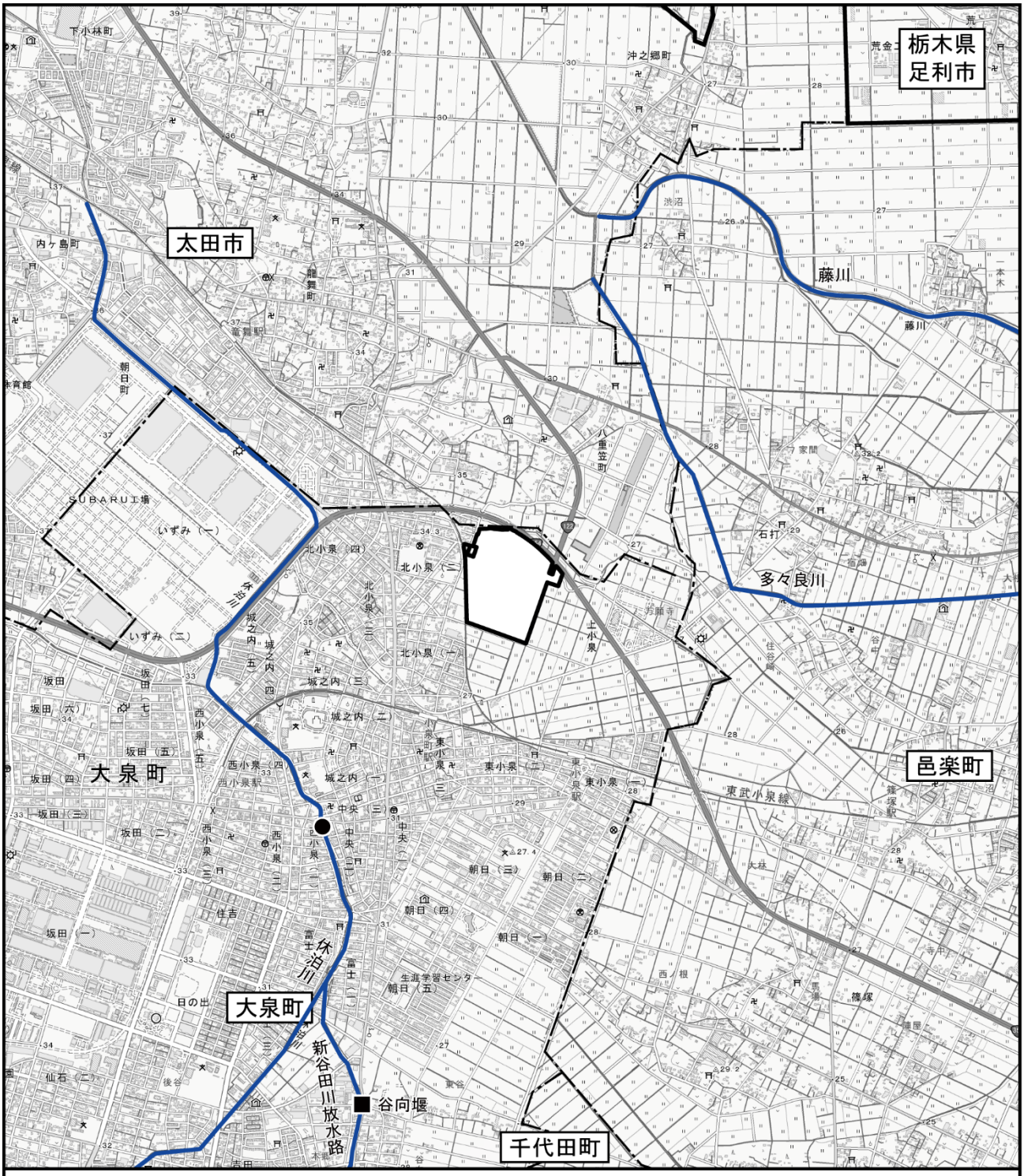
地　域	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度[注)]
大泉町	1	0	3	0	0
太田市	13	25	21	9	9
邑楽町	―	―	―	―	―
群馬県	107	109	127	67	77

注）令和５年度における公害苦情件数は速報値である。

資料：「統計　おおた　令和６年版」（令和７年３月、太田市）
「令和元年度　行政実績報告書」（令和２年９月、大泉町）
「令和２年度　行政実績報告書」（令和３年９月、大泉町）
「令和３年度　行政実績報告書」（令和４年９月、大泉町）
「令和４年度　行政実績報告書」（令和５年９月、大泉町）
「令和５年度　行政実績報告書」（令和６年９月、大泉町）
「令和６年版　環境白書」（令和６年９月、群馬県環境森林部）

（オ）発生源及び保全対象の状況

計画地では、車載用円筒形リチウムイオン電池を製造する計画となっており、製造過程において排水が発生する。



凡　例

- 計画地
- 県　界
- 市町界
- 河　川
- ● ダイオキシン類調査地点（水底の底質）
- ■ 取水施設

資料：「令和４年度ダイオキシン類常時監視結果について」（令和７年４月閲覧、群馬県環境森林部ホームページ）
出典：「電子地形図25,000」（国土地理院）

図 3.2-15　ダイオキシン類の調査地点（水底の底質）位置図

1：30,000
0　300　600　900m

N

３）水生生物

既存文献調査として、表 3.2-26 に示す文献を収集し、計画地周辺に生息する水生生物の状況を整理した。文献調査では計画地が位置する大泉町と隣接する太田市及び邑楽町で記録のある種を抽出した。ただし資料№1～№5 の「自然環境保全基礎調査」は３次メッシュ単位の集計であることから上記３市町を含むメッシュを対象とし、資料№6～№7「群馬県の絶滅のおそれのある野生生物（動物編・植物編）2022 年改訂版」は県を５分割した広域市町村圏での集計であることから、計画地を含む東部地域（桐生市、太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町）を対象とした。

表 3.2-26　既存文献調査資料

資料No.	資料名等	主に水生生物		主に動植物					
		魚類	底生動物	植物	哺乳類	鳥類	両生類	爬虫類	昆虫類
1	第２回自然環境保全基礎調査 （昭和 52 年度 環境省生物多様性センター 生物多様性情報システム）	－	－	－	○	○	－	－	○
2	第３回自然環境保全基礎調査 （昭和 59 年度 環境省生物多様性センター 生物多様性情報システム）	－	－	－	－	○	－	－	－
3	第４回自然環境保全基礎調査 （平成元～３年度 環境省生物多様性センター 生物多様性情報システム）	○	○	－	○	－	○	○	○
4	第５回自然環境保全基礎調査 （平成９、10 年度 環境省生物多様性センター 生物多様性情報システム）	○	○	－	○	－	○	○	○
5	第６回自然環境保全基礎調査 （平成 16 年度 環境省生物多様性センター 生物多様性情報システム）	－	－	－	－	○	－	－	－
6	群馬県の絶滅のおそれのある野生生物（動物編） 2022 年改訂版 動物レッドリスト（2024 年部分改訂版）	○	○	－	○	○	○	○	○
7	群馬県の絶滅のおそれのある野生生物（植物編） 2022 年改訂版 植物レッドリスト（2024 年部分改訂版）	－	－	○	－	－	－	－	－

注）№1～№5では、生物多様性情報システム（環境省）公表項目を対象とした。

① 魚類の状況

計画地周辺で確認記録のある魚類８目 20 科 62 種のうち、表 3.2-27 に示す注目すべき種の選定基準に該当する種は表 3.2-28 に示す７目 14 科 28 種であった。

表 3.2-27　注目すべき種の選定基準

No.	文献及び法律名	選定基準となる区分
1	「文化財保護法」注) （昭和 25 年５月、法律第 214 号）	国天：国指定天然記念物 国特天：国指定特別天然記念物 群馬天：群馬県指定天然記念物 市天：太田市指定天然記念物 町天：大泉町・邑楽町指定天然記念物
2	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 （平成４年６月、法律第 75 号）	国際：国際希少野生動植物種 国内：国内希少野生動植物種 特一：特定第一種国内希少野生動植物種 特二：特定第二種国内希少野生動植物種 緊急：緊急指定種
3	植物：「環境省レッドリスト 2025」 （令和７年３月、環境省） 動物：「環境省レッドリスト 2020」 （平成 29 年３月、環境省） 【略称：環境省 RL】	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR：絶滅危惧 IA 類 EN：絶滅危惧 IB 類 VU：絶滅危惧Ⅱ類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群
4	「群馬県の絶滅のおそれのある野生生物（動物編）2022 年改訂版 動物レッドリスト（2024 年部分改訂版）」 （令和６年５月、群馬県） 「群馬県の絶滅のおそれのある野生生物（植物編）2022 年改訂版 植物レッドリスト（2024 年部分改訂版）」 （令和６年５月、群馬県）	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR：絶滅危惧 IA 類 EN：絶滅危惧 IB 類 VU：絶滅危惧Ⅱ類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足
5	「群馬県希少野生動植物の種の保護に関する条例」 （平成 26 年 12 月、条例第 76 号）	希少：特定県内希少野生動植物種

注）同法による指定種及び同法の規定に基づき制定された地方公共団体の文化財保護条例に基づく指定種。

表 3.2-28　注目すべき種（魚類）

No.	目名	科名	種名（和名）	学名	重要種				
					【1】	【2】	【3】	【4】	【5】
1	ヤツメウナギ	ヤツメウナギ	スナヤツメ類	*Lethenteron* sp.N and/or sp.S			VU	EN	
2			カワヤツメ	*Lethenteron camtschaticum*			VU	DD	
3	ウナギ	ウナギ	ニホンウナギ	*Anguilla japonica*			EN	VU	
4	コイ	コイ	キンブナ	*Carassius buergeri* ssp.2			VU	CR	
5			ミヤコタナゴ	*Tanakia tanago*	国天	特定	CR	EX	
6			ヤリタナゴ	*Tanakia lanceolata*			NT	EW	
7			タナゴ	*Acheilognathus melanogaster*			EN	EX	
8			アカヒレタビラ	*Acheilognathus tabira erythropterus*			EN	EX	
9			ゼニタナゴ	*Acheilognathus typus*			CR	EX	
10			マルタ	*Pseudaspius brandtii maruta*				VU	
11			シナイモツゴ	*Pseudorasbora pumila*			CR	EX	
12			スナゴカマツカ	*Pseudogobio polystictus*				NT	
13		ドジョウ	ドジョウ	*Misgurnus anguillicaudatus*			NT		
14			ヒガシシマドジョウ	*Cobitis* sp. BIWAE type C				NT	
15		フクドジョウ	ホトケドジョウ	*Lefua echigonia*			EN	EN	
16	ナマズ	ギギ	ギバチ	*Tachysurus tokiensis*			VU	VU	
17		アカザ	アカザ	*Liobagrus reinii*			VU		
18	サケ	キュウリウオ	ワカサギ	*Hypomesus nipponensis*				EX	
19		サケ	ニッコウイワナ	*Salvelinus leucomaenis pluvius*			DD	NT	
20			サケ	*Oncorhynchus keta*				EN	
21			サクラマス(ヤマメ)	*Oncorhynchus masou masou*			NT	NT	
22	ダツ	メダカ	ミナミメダカ	*Oryzias latipes*			VU	CR	
23		サヨリ	クルメサヨリ	*Hyporhamphus intermedius*			NT	DD	
24	スズキ	カジカ	カジカ	*Cottus pollux*			NT	NT	
25		カワアナゴ	カワアナゴ	*Eleotris oxycephala*				DD	
26		ハゼ	ウキゴリ	*Gymnogobius urotaenia*				DD	
27			ジュズカケハゼ	*Gymnogobius castaneus*			NT		
28			ムサシノジュズカケハゼ	*Gymnogobius* sp.1			EN	VU	
	7目	14科	28種		1種	1種	21種	25種	0種

注1)種名及び分類は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト　令和５年版」(令和５年　河川環境データベース　国土交通省)に従った。
注2)選定基準の法令等の名称及び選定基準の内容については、表3.2-27を参照。
注3)既存文献において、表中に記載した種のほかにゲンゴロウブナ、ワタカ、ハス、ツチフキ、スゴモロコの記録があるが、これらは琵琶湖や西日本から人為的に移入されたものであることから重要種として扱わないこととした。

計画地及びその周辺は、主に水田雑草群落及び市街地となっており、計画地内には排水路が存在している。

表 3.2-28 に示す注目すべき種のうち、生息環境を考慮すると、キンブナ、ヤリタナゴ、ドジョウ及びミナミメダカが確認される可能性がある。ただし、ヤリタナゴは、「群馬県の絶滅のおそれのある野生生物（動物編・植物編）2022 年改訂版」では「群馬県内では藤岡市で保全されている移植地の個体群のみ」とされている。

② 底生動物の状況

計画地及びその周辺において確認された底生動物６目 15 科 28 種のうち、表 3.2-27 に示す注目すべき種の選定基準に該当する種は表 3.2-29 に示す６目 12 科 21 種であった。

表 3.2-29　注目すべき種（底生動物）

No.	目名	科名	種名（和名）	学名	重要種				
					【1】	【2】	【3】	【4】	【5】
1	新生腹足	タニシ	マルタニシ	*Cipangopaludina chinensis laeta*			VU	NT	
2			オオタニシ	*Heterogen japonica*			NT	CR	希少
3		カワニナ	チリメンカワニナ	*Semisulcospira reiniana*				VU	
4		エゾマメタニシ	マメタニシ	*Parafossarulus manchouricus japonicus*			CR	CR	
5	汎有肺	モノアラガイ	コシダカヒメモノアラガイ	*Galba cf. truncatula*			DD	DD	
6			モノアラガイ	*Radix auricularia japonica*			NT	VU	
7		ヒラマキガイ	カワネジガイ	*Camptoceras hirasei*			CR	CR	
8			ハブタエヒラマキガイ	*Gyraulus illibatus*			DD	NT	
9			ミズコハクガイ	*Gyraulus soritai*			VU	VU	
10			ヒラマキミズマイマイ	*Gyraulus spirillus*			DD	DD	
11			ヒラマキガイモドキ	*Polypylis hemisphaerula*			NT	NT	
12	柄眼	オカモノアラガイ	ナガオカモノアラガイ	*Oxyloma hirasei*			NT	NT	
13	イシガイ	イシガイ	ドブガイ	*Anodonta woodiana*				NT	
14			カラスガイ	*Cristaria plicata*			EN	CR	
15			イシガイ	*Nodularia douglasiae*				VU	
16	マルスダレガイ	シジミ	マシジミ	*Corbicula leana*			VU	VU	
17	エビ	ヌマエビ	ヌカエビ	*Paratya improvisa*				VU	
18		テナガエビ	テナガエビ	*Macrobrachium nipponense*				NT	
19			スジエビ	*Palaemon paucidens*				NT	
20		サワガニ	サワガニ	*Geothelphusa dehaani*				NT	
21		モクズガニ	モクズガニ	*Eriocheir japonica*				VU	
	６目	12 科	21 種		０種	０種	13 種	21 種	１種

注1)種名及び分類は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト　令和５年版」（令和５年　河川環境データベース　国土交通省）に従った。

注2)選定基準の法令等の名称及び選定基準の内容については、表3.2-27を参照。

（３）地盤環境

１）地形・地質の状況

① 地形・地質

計画地及びその周辺の地形分類の状況は図 3.2-16 に、表層地質の状況は図 3.2-17 に示すとおりである。

計画地は「谷底平野及び後背低地」であり、その周辺は「砂質台地１」、「人工改変地」、「砂礫台地」等から構成される。

また、計画地及びその周辺の表層地質は「泥質堆積物」、「火山灰」が広く分布している。

② 土　壌

計画地及びその周辺の土壌の状況は、図 3.2-18 に示すとおりである。

計画地の土壌は細粒灰色低地土壌、灰色低地土壌であり、その周辺は淡色黒ボク土壌、低位泥炭土壌、細粒グライ土壌、未区分地等が分布している。

③ 災害履歴

太田市における「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成 12 年５月、法律第 57 号）に基づく土砂災害警戒区域等指定状況は、表 3.2-30 に示すとおりである。なお、大泉町及び邑楽町には土砂災害警戒区域等の指定はない。

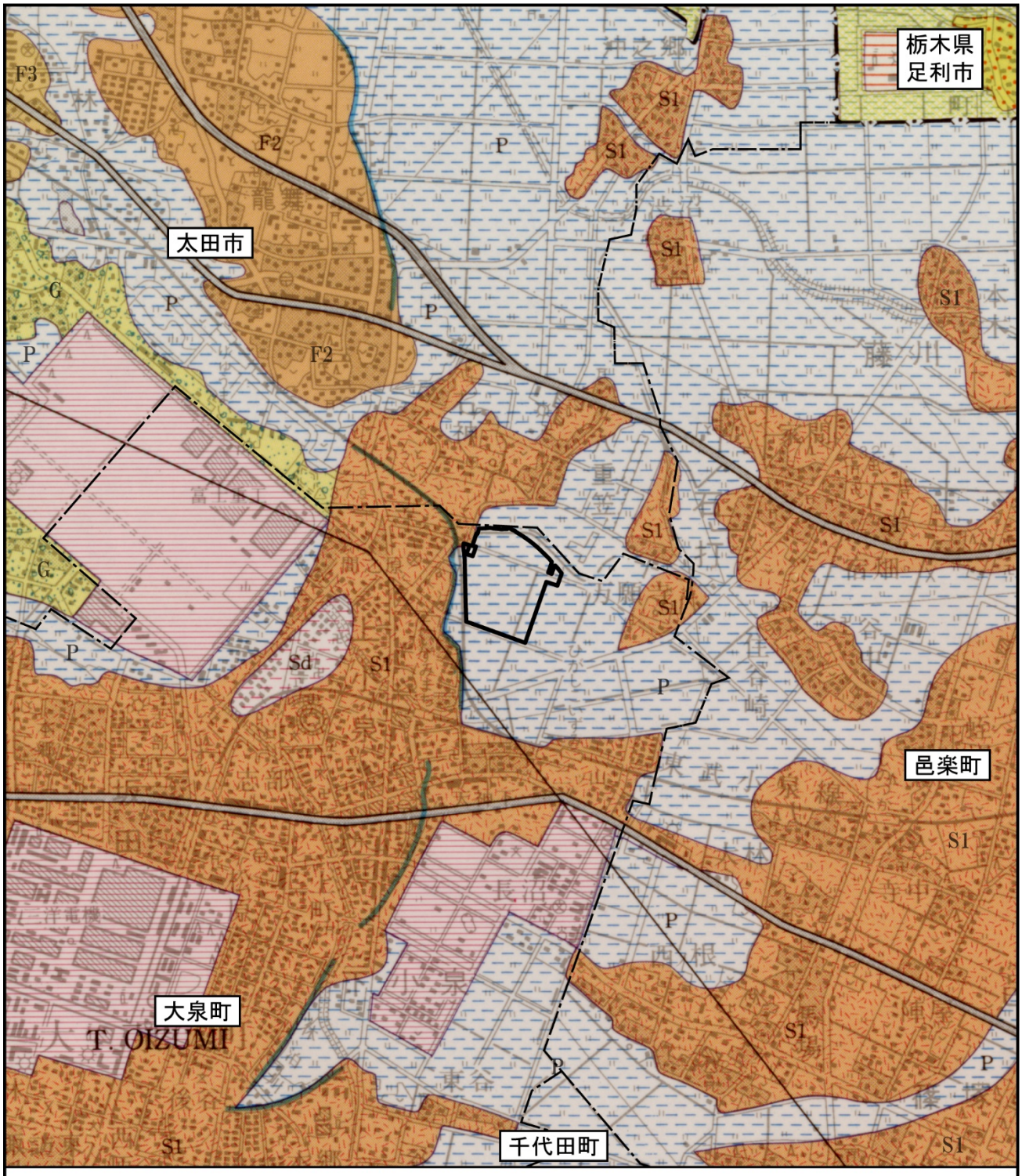
「大泉町防災マップ」（令和７年４月閲覧、大泉町ホームページ）によると、計画地及びその周辺では、浸水想定区域として０～0.5m未満及び 0.5～3.0m未満が指定されている。

表 3.2-30　土砂災害警戒区域等指定状況

単位：箇所

市町村	土石流		急傾斜地の崩壊		地滑り		計	
	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域
大泉町	0	0	0	0	0	0	0	0
太田市	30	26	65	65	2	0	97	91
邑楽町	0	0	0	0	0	0	0	0

注）令和５年４月28日現在
資料：「土砂災害警戒区域等」（令和７年４月閲覧、群馬県県土整備部ホームページ）



凡　例

計画地
県界
市町界

台地
F2 扇状地2
F3 扇状地3
G 砂礫台地
S1 砂質台地1
Sd 古砂丘

低地
P 谷低平野および後背低地
氾濫平野
自然堤防－微高地
旧流路跡（旧河道）

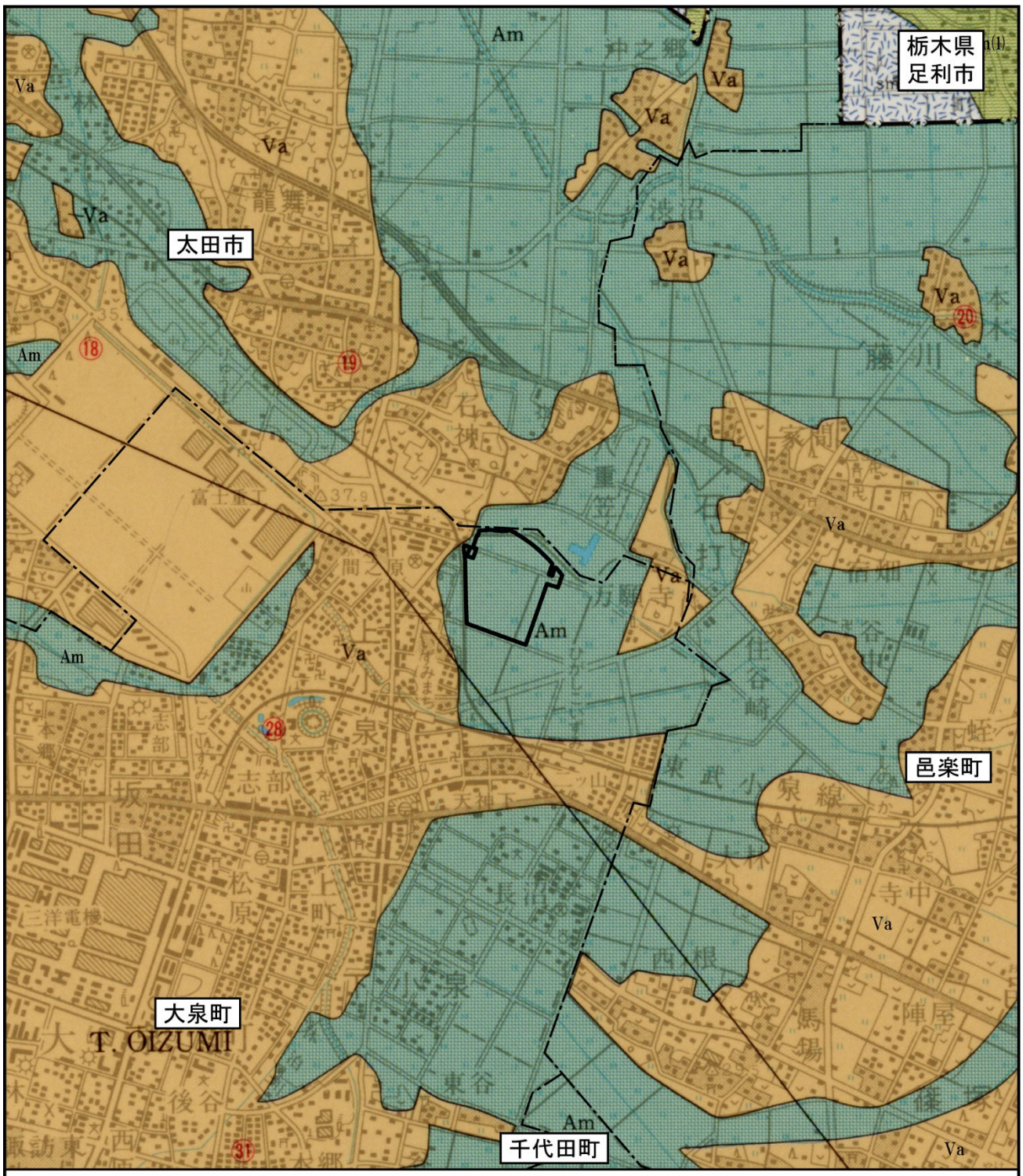
その他
崖および斜面
人工改変地
地形界
国道
1級河川

資料：「５万分の１都道府県土地分類基本調査（深谷）」（平成４年３月、群馬県）
「５万分の１都道府県土地分類基本調査（深谷・古河・小山）」（昭和61年３月、栃木県）

図 3.2-16　地形分類図

1：30，000
0　300　600　900m

N



凡　例

計　画　地
県　　界
市　町　界

未固結堆積物

Am　泥　質　堆　積　物
gsm(1)　礫・砂・泥（１）
sm(1)　砂・泥（１）

火山性岩石

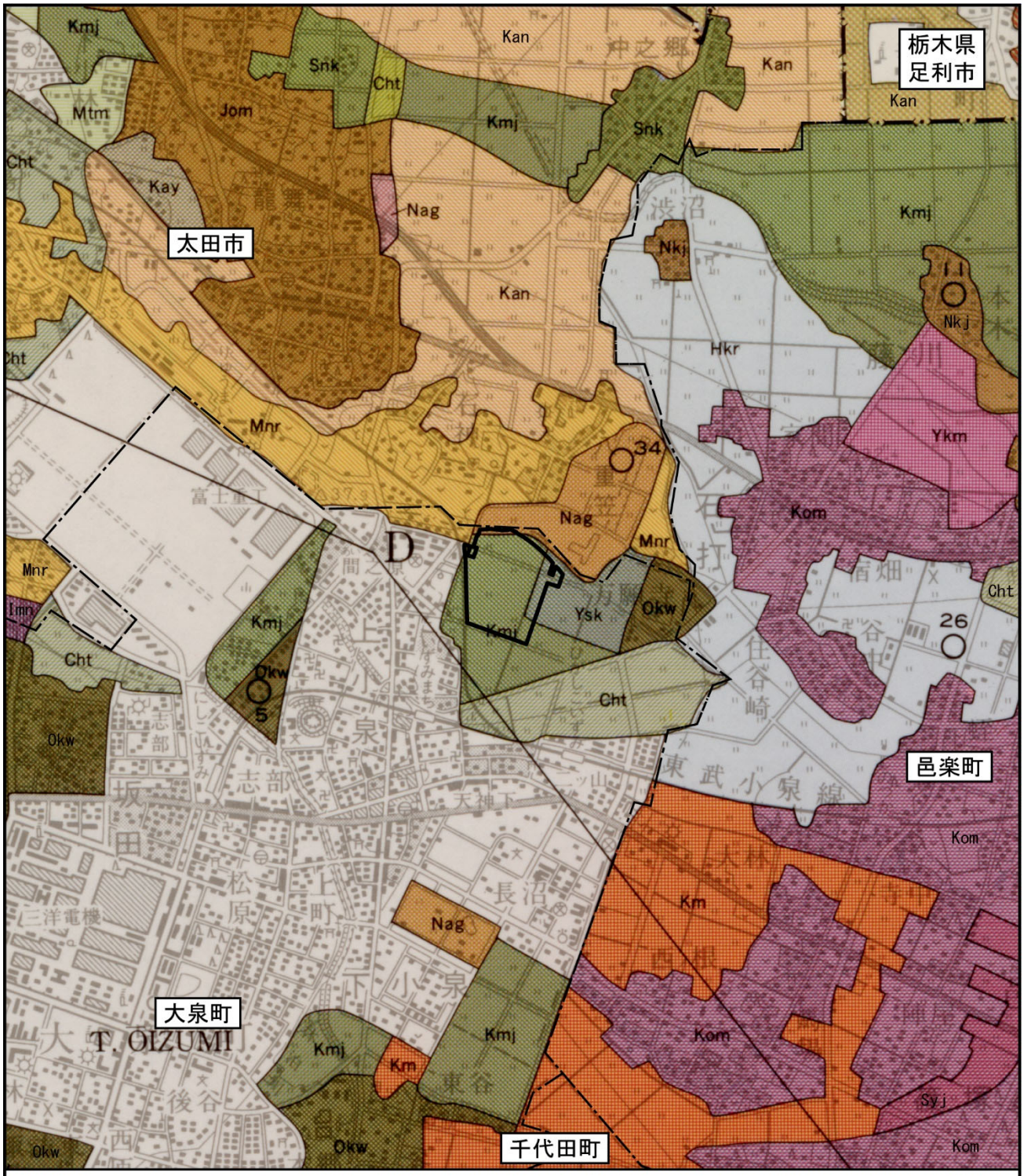
Va　火　山　灰
地　質　境　界　線

資料：「５万分の１都道府県土地分類基本調査（深谷）」（平成４年３月、群馬県）
「５万分の１都道府県土地分類基本調査（深谷・古河・小山）」（昭和61年３月、栃木県）

図 3.2-17　表層地質図

1：30，000
0　300　600　900m

N



凡　例

計画地
県界
市町界

【台地および低地の土壌】

黒ボク土壌
- Kom 米神統

淡色黒ボク土壌
- Okw 大河内統
- Mnr 稔統

灰色低地土壌
- Km 加茂統
- Ysk 安来統

細粒褐色低地土壌
- Snk 新戒統
- Nkj 中島統
- Jom 常万統

細粒灰色低地土壌
- Kmj 鴨島統
- Kan 金田統

粗粒灰色低地土壌
- Mtm 松本統
- Kay 柏山統

細粒グライ土壌
- Hkr 保倉統
- Cht 千年統
- Ykm 横森統

グライ土壌
- Syj 下谷地統

黒泥土壌
- Imn 今の浦統

低位泥炭土壌
- Nag 長富統

その他
- 未区分地

資料：「５万分の１都道府県土地分類基本調査(深谷)」(平成４年３月、群馬県)
「５万分の１都道府県土地分類基本調査(深谷・古河・小山)」(昭和61年３月、栃木県)

図 3.2-18　土壌分類図

1：30，000
0　300　600　900m

N

２）地盤沈下

① 地盤沈下の状況

「令和５年度地盤沈下調査結果」（令和７年４月閲覧、群馬県環境森林部ホームページ）によると、計画地及びその周辺では８地点で地盤沈下の調査が実施されている。

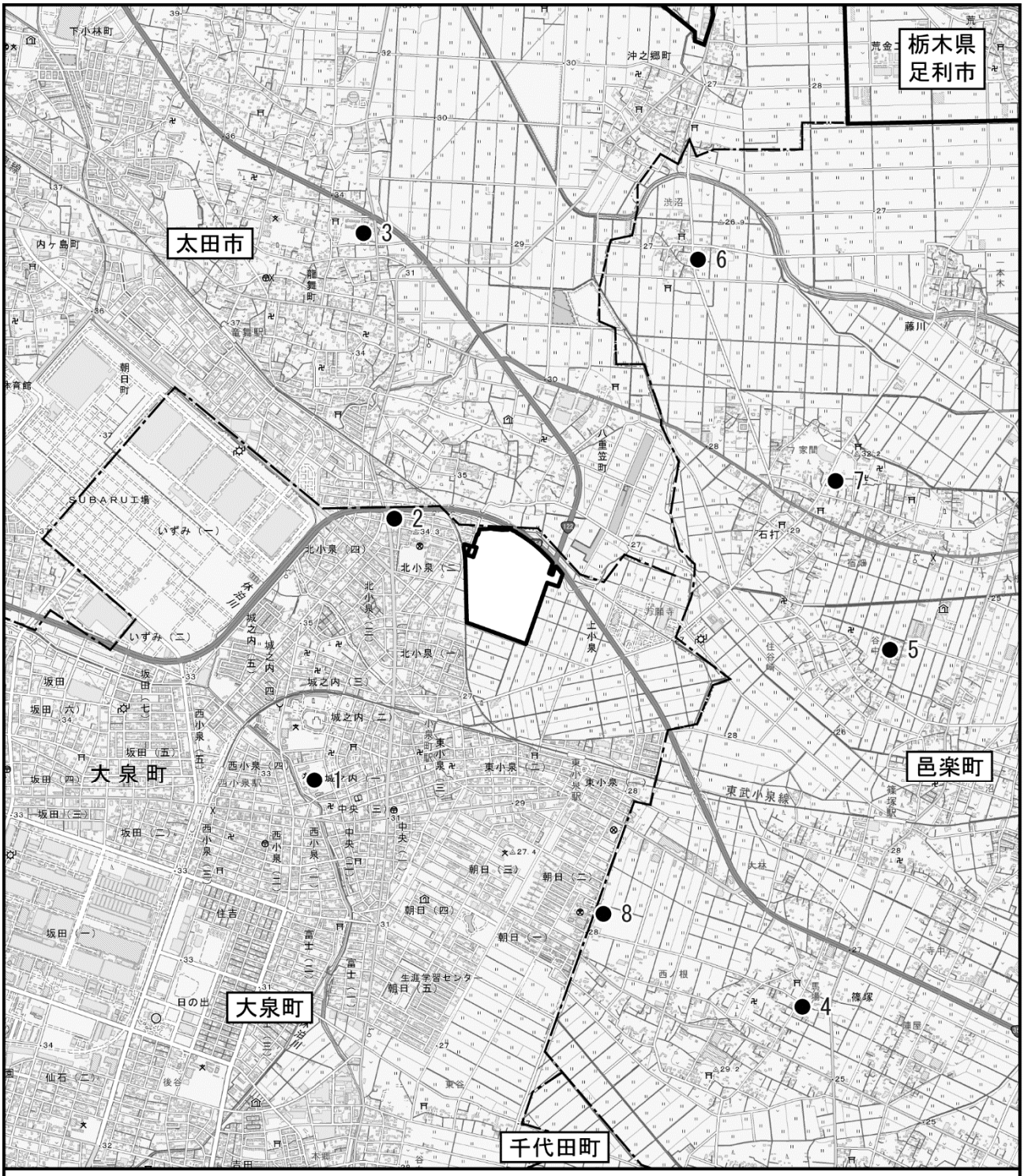
地盤沈下調査結果は表 3.2-31 に、調査地点の位置は図 3.2-19 に示すとおりである。

計画地周辺における過去５年間の地盤変動量は、-6.9～+4.9㎜ である。なお、すべての地点において、環境省が注意を要する地域としている年間沈下量 20 ㎜以上を下回っている。

表 3.2-31　地盤沈下調査結果（過去５年間の変動量）

地点	町（字）名	調査開始年の真高（TP）	地盤変動量[注1)]（㎜）					年平均値[注2)]	令和６年１月１日の真高（TP）
		（m）	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	（㎜）	（m）
1	大泉町 城之内 1-21-1	33.5890	+1.4	-3.7	+3.2	-1.3	-3.3	-3.2	33.4334
2	大泉町 北小泉 2-24-21	-	+1.2	-2.6	-	-	-	-	-
3	太田市 龍舞町 3830-4	33.6451	-0.3	-1.3	+3.3	-1.0	+1.0	-1.1	33.5973
4	邑楽町 大字篠塚 2583-2	20.4267	±0.0	-4.5	+4.6	-0.7	+1.0	-5.6	26.0267
5	邑楽町 大字中野 127	23.7023	+1.9	-6.9	+4.4	-3.4	-3.3	-7.6	23.3581
6	邑楽町 大字藤川 1599-2	26.8525	-0.1	-4.0	+4.7	+0.1	+0.9	-3.8	26.5152
7	邑楽町 大字石打 1050-丁	26.2951	+0.8	-5.4	+4.9	-0.2	+0.3	-5.0	26.0705
8	邑楽町 大字篠塚 3217	26.0789	+1.5	-4.7	+3.0	+0.4	+1.9	-4.4	25.9440

注1)地盤変動量は、当該年の測量基準日の標高から前年の基準日の標高を差し引いて求める。
注2)年平均値は調査開始年からの累計を観測年数で割った値である。
資料：「令和５年度地盤沈下調査結果」（令和７年４月閲覧、群馬県環境森林部ホームページ）



凡　例

- 計画地
- 県　界
- 市町界
- ●　地盤沈下調査地点（1～8）

資料：「令和５年度地盤沈下調査結果」（令和７年４月閲覧、群馬県環境森林部ホームページ）
出典：「電子地形図25,000」（国土地理院）

図 3.2-19　地盤沈下調査地点位置図

1：30,000
0　300　600　900m

N

② 地下水採取量の状況

群馬県では、「群馬県の生活環境を保全する条例」（平成 12 年３月、条例第 50 号）に基づき、一定規模以上の井戸を揚水特定施設として、設置の届出と地下水採取量の報告を義務付けている。

「令和６年版　環境白書」（令和６年９月、群馬県環境森林部）によると、計画地及びその周辺の大泉町、太田市及び邑楽町には、揚水特定施設に該当する施設が存在しており、令和５年における地下水採取量は表 3.2-32 に、令和元年から令和５年までにおける太田市及び群馬県の地下水採取量は表 3.2-33 に示すとおりである。

令和５年における大泉町の地下水採取量報告数は 17 本、地下水採取量は 2,927 千 m^3、太田市の地下水採取量報告数は 122 本、地下水採取量は 18,195 千 m^3、邑楽町の地下水採取量報告数は 22 本、地下水採取量は 857 千 m^3 である。

表 3.2-32　揚水特定施設における地下水採取量（令和５年）

地　区	地下水採取量報告数(本)	水道用水 (千 m^3)	工業用水 (千 m^3)	ビル用水 (千 m^3)	農業用水 (千 m^3)	合計(千 m^3)
大泉町	17	1,525	1,402	0	0	2,927
太田市[注)]	122	13,537	2,623	1,049	986	18,195
邑楽町	22	504	62	7	284	857
群馬県	761	65,199	44,047	5,212	1,722	116,180

注）旧藪塚本町を除く
資料：「令和６年版　環境白書」（令和６年９月、群馬県環境森林部）

表 3.2-33　揚水特定施設における地下水採取量（令和元年～令和５年）

単位：千 m^3

地　区	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
大泉町	5,534	4,941	2,509	2,629	2,927
太田市	19,989	19,002	19,086	19,378	18,195
邑楽町	2,804	2,335	2,324	2,005	857
群馬県	127,771	123,642	124,251	120,630	116,180

注）旧藪塚本町を除く
資料：「令和２年版　環境白書」（令和２年９月、群馬県環境森林部）
「令和３年版　環境白書」（令和３年９月、群馬県環境森林部）
「令和４年版　環境白書」（令和４年９月、群馬県環境森林部）
「令和５年版　環境白書」（令和５年９月、群馬県環境森林部）
「令和６年版　環境白書」（令和６年９月、群馬県環境森林部）

③ 公害苦情の状況

群馬県における過去５年間の地盤沈下に係る苦情件数は表 3.2-34 に示すとおり、過去５年間では苦情がない。

なお、大泉町、太田市、邑楽町では地盤沈下に係る公害苦情件数について、公表がされていない。

表 3.2-34　地盤沈下に係る公害苦情件数

地　域	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度[注)]
群馬県	0	0	0	0	0

注）令和５年度における公害苦情件数は速報値である。
資料：「令和６年版　環境白書」（令和６年９月、群馬県環境森林部）

３）土壌汚染

① 土壌汚染の状況

群馬県では、令和５年度に８地点で土壌におけるダイオキシン類調査が行われているが、計画地及びその周辺においては調査地点が設定されていない。

「土壌汚染対策法に基づく区域指定状況」（令和７年３月 31 日現在、群馬県ホームページ）及び「土壌汚染対策法に基づく区域指定状況」（令和７年２月 28 日現在、太田市ホームページ）によると、計画地及びその周辺における要措置区域及び形質変更時要届出区域は表 3.2-35 に示すとおりである。

計画地は、要措置区域及び形質変更時要届出区域のいずれにも指定されていない。

表 3.2-35　土壌汚染対策法に基づく指定区域

整理番号	指定年月日	区　分	所在地	指定基準に適合しない特定有害物質	超過基準
整-2023-1	令和５年５月 16 日	形質変更時要届出区域	邑楽郡大泉町大字上小泉字万願寺 347 番１の一部	鉛及びその化合物	含有
整-2023-8	令和５年 10 月３日	形質変更時要届出区域	邑楽郡大泉町いずみ一丁目 3086 番 11 の一部、3086 番 16 の一部、3086 番 26 の一部	ふっ素及びその化合物	溶出
整-2023-11	令和６年２月６日	形質変更時要届出区域	邑楽郡大泉町いずみ一丁目 3086 番１の一部、3086 番 14 の一部	ふっ素及びその化合物	溶出

注）網掛は、計画地における指定区域を示す。
資料：「土壌汚染対策法に基づく区域指定状況」（令和７年３月31日現在、群馬県環境森林部ホームページ）
「土壌汚染対策法に基づく区域指定状況」（令和７年２月28日現在、太田市ホームページ）

② 公害苦情の状況

群馬県における過去５年間の土壌汚染に係る公害苦情件数は表 3.2-36 に示すとおり、群馬県における苦情件数は１～４件で推移している。

なお、大泉町、太田市及び邑楽町では土壌汚染に係る公害苦情件数について、公表がされていない。

表 3.2-36　土壌汚染に係る公害苦情件数

地　域	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度[注)]
群馬県	4	3	1	1	3

注）令和５年度における公害苦情件数は速報値である。
資料：「令和６年版　環境白書」（令和６年９月、群馬県環境森林部）

③ 発生源の状況

計画地では、車載用円筒形リチウムイオン電池を製造する計画となっており、関連施設が稼働する。

（４）生物環境

既存文献調査及び現地踏査に基づき、計画地及びその周辺の生物環境として、植物、動物、生態系の状況把握を行った。

１）植　物

植物の状況を把握するため、植生、特定植物群落の分布、巨樹・巨木林の分布、植物相、注目すべき種（植物）、天然記念物の状況について整理を行った。

① 植生の状況

計画地及びその周辺の植生図は、図 3.2-20 に示すとおりである。

計画地は水田地帯であったが、令和７年（2025 年）４月現在は他事業による造成工事が行われている。計画地周辺は市街地及び耕作地となっている。計画地の北西から南にかけては、工場や市街地が大半を占めている。一方、計画地の北から南東にかけては、水田雑草群落や畑雑草群落など耕作地が多いほか緑の多い住宅地がみられる。

② 特定植物群落の分布の状況

計画地及びその周辺には特定植物群落は分布していない。

③ 巨樹・巨木林の分布状況

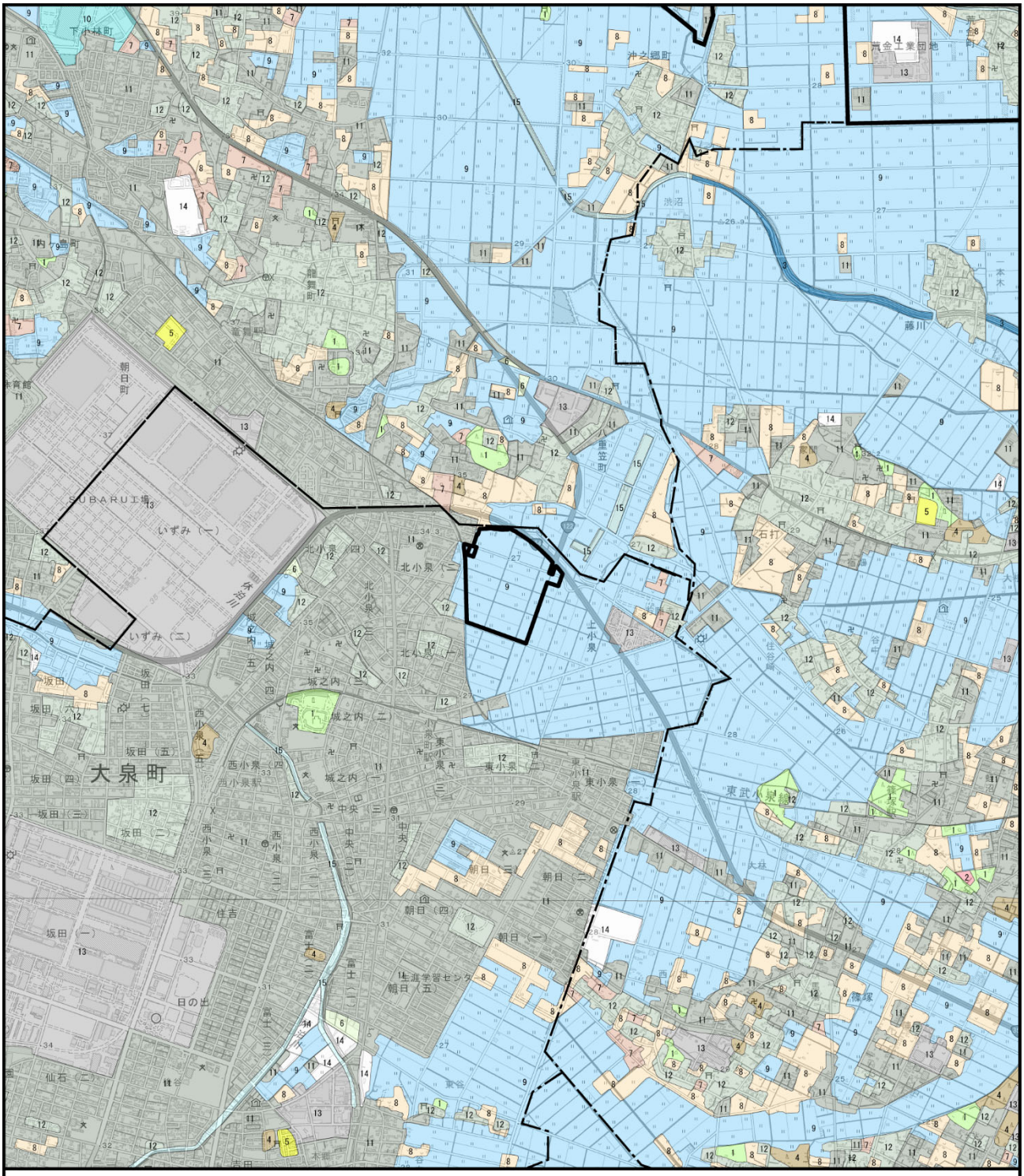
計画地及びその周辺の巨樹・巨木林の分布は、表 3.2-37 及び図 3.2-21 に示すとおりである。

計画地周辺では４本の巨樹が確認されている。

表 3.2-37　計画地周辺の巨樹・巨木林

No.	樹種名	幹周（cm）	樹高（m）	調査年	所在地
1	ケヤキ	307	30	1988	大泉町城之内社日神社
2	ケヤキ	450	30	1988	大泉町城之内社日神社
3	シラカシ	467	20	1988	大泉町西小泉
4	ポプラ	303	24	1988	邑楽町西邑楽高校

資料：「自然環境調査Web-GIS　巨樹・巨木林」（令和７年４月閲覧、環境省ホームページ）



凡　例

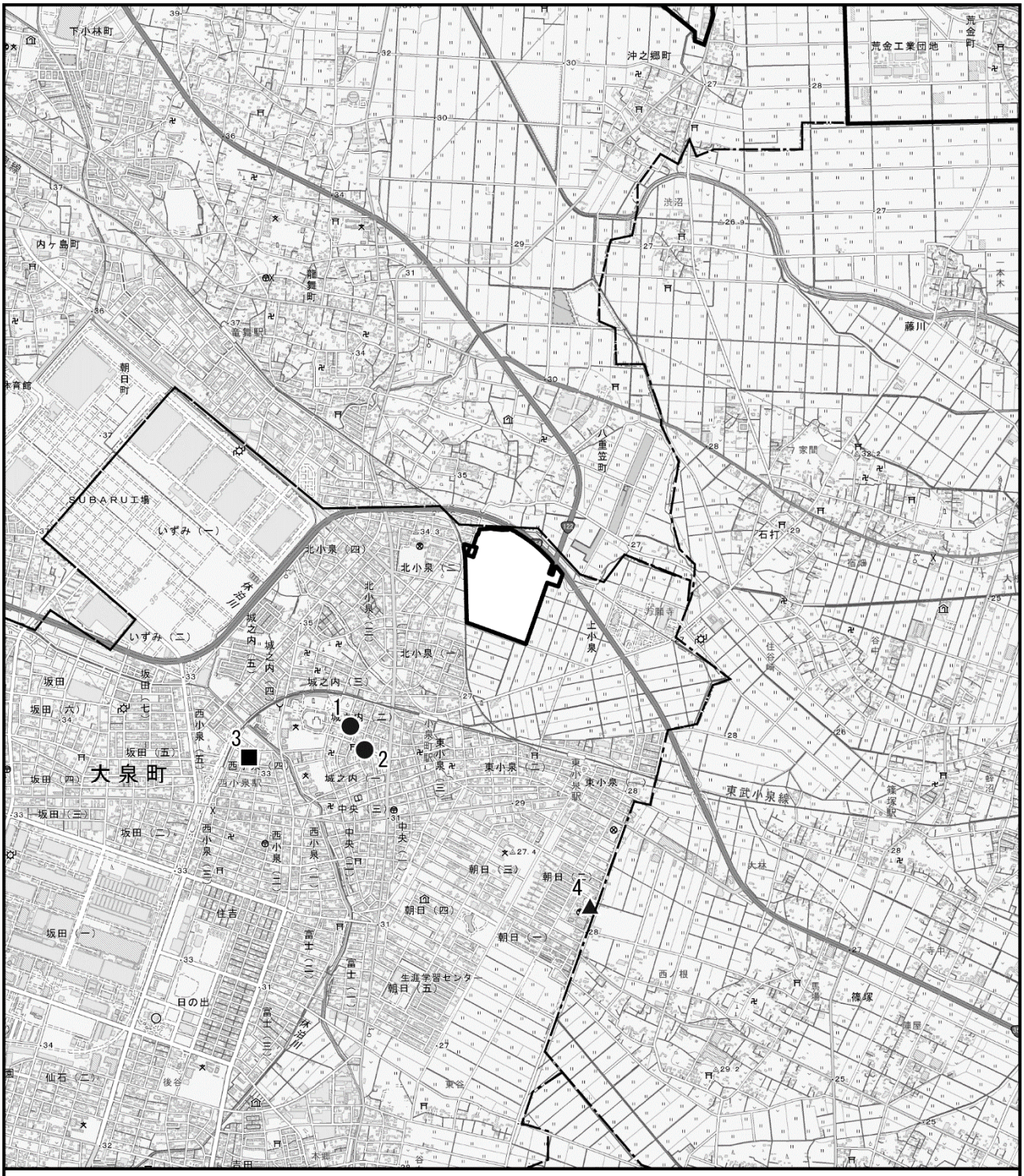
計画地	4 スギ･ヒノキ･サワラ植林	10 放棄水田雑草群落
県　界	5 ゴルフ場･芝地	11 市街地
市町界	6 路傍･空地雑草群落	12 緑の多い住宅地
1 クヌギ-コナラ群集	7 果樹園	13 工場地帯
2 伐採跡地群落	8 畑雑草群落	14 造成地
3 ヨシクラス	9 水田雑草群落	15 開放水域

注）計画地では、他事業による造成工事が行われている（令和７年（2025年）４月現在）。
資料：「自然環境調査Web-GIS　植生調査（1/2.5万）」（令和７年４月閲覧、環境省自然環境局生物多様性センターホームページ）
出典：「電子地形図25,000」（国土地理院）

図 3.2-20　現存植生図

1：30,000
0　300　600　900m

N



凡　例

計画地	● ケヤキ（１～２）
県　界	■ シラカシ（３）
市境界	▲ ポプラ（４）

資料：「自然環境調査Web-GIS　巨樹・巨木林」（令和７年４月閲覧、環境省自然環境局生物多様性センターホームページ）
出典：「電子地形図25,000」（国土地理院）

図 3.2-21　巨樹・巨木林の分布

1：３０，０００
0　300　600　900m

N

④ 植物相の状況

表 3.2-38 に示す資料を対象とした既存文献調査の結果、計画地及びその周辺地域の位置する群馬県東部地域において、植物 36 目 83 科 311 種類を確認した。

既存文献調査では、計画地が位置する大泉町と隣接する太田市及び邑楽町で記録のある種を抽出した。ただし、資料№1～№5 の「自然環境保全基礎調査」は３次メッシュ単位の集計であることから上記３市町を含むメッシュを対象とし、資料№6～№7「群馬県の絶滅のおそれのある野生生物（動物編・植物編）2022 年改訂版」は県を５分割した広域市町村圏での集計であることから、計画地を含む東部地域（桐生市、太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町）を対象とした。

表 3.2-38　既存文献調査資料

資料№	資料名等	主に水生生物		主に動植物					
		魚類	底生動物	植物	哺乳類	鳥類	両生類	爬虫類	昆虫類
1	第２回自然環境保全基礎調査（昭和 52 年度 環境省生物多様性センター 生物多様性情報システム）	－	－	－	○	○	－	－	○
2	第３回自然環境保全基礎調査（昭和 59 年度 環境省生物多様性センター 生物多様性情報システム）	－	－	－	－	○	－	－	－
3	第４回自然環境保全基礎調査（平成元～３年度 環境省生物多様性センター 生物多様性情報システム）	○	○	－	○	－	○	○	○
4	第５回自然環境保全基礎調査（平成９、10 年度 環境省生物多様性センター 生物多様性情報システム）	○	○	－	○	－	○	○	○
5	第６回自然環境保全基礎調査（平成 16 年度 環境省生物多様性センター 生物多様性情報システム）	－	－	－	－	○	－	－	－
6	群馬県の絶滅のおそれのある野生生物（動物編）2022 年改訂版 動物レッドリスト（2024 年部分改訂版）	○	○	－	○	○	○	○	○
7	群馬県の絶滅のおそれのある野生生物（植物編）2022 年改訂版 植物レッドリスト（2024 年部分改訂版）	－	－	○	－	－	－	－	－

注）№1～№5では、生物多様性情報システム（環境省）公表項目を対象とした。

⑤ 注目すべき種（植物）の状況

前掲の表 3.2-38 に示す既存文献調査で確認した植物 36 目 83 科 311 種類のうち、注目すべき種の選定基準に該当する種は、表 3.2-39(1)～(7) に示す 34 目 81 科 311 種類であった。

表 3.2-39(1)　注目すべき種（植物）

No.	目名	科名	種名（和名）	学名	重要種				
					【1】	【2】	【3】	【4】	【5】
1	ミズニラ	ミズニラ	ミズニラ	*Isoetes japonica*			NT	VU	
2	ハナヤスリ	ハナヤスリ	ナガホノナツノハナワラビ	*Botrychium strictum*				EN	
3			トネハナヤスリ	*Ophioglossum namegatae*			NT	CR	
4			コヒロハハナヤスリ	*Ophioglossum petiolatum*				EN	
5			ハマハナヤスリ	*Ophioglossum thermale*				VU	
6	マツバラン	マツバラン	マツバラン	*Psilotum nudum*			NT	EN	
7	サンショウモ	デンジソウ	デンジソウ	*Marsilea quadrifolia*			NT	CR	
8		サンショウモ	オオアカウキクサ	*Azolla japonica*			EN	EX	
9	ウラボシ	ナヨシダ	ナヨシダ	*Cystopteris fragilis*				VU	
10		チャセンシダ	シモツケヌリトラノオ	*Asplenium boreale*				VU	
11			トキワシダ	*Asplenium yoshinagae*				EN	
12		イワデンダ	イヌイワデンダ	*Woodsia commixita*			NT	CR	
13		メシダ	ミヤコイヌワラビ	*Athyrium imbricatum*				CR	
14		キンモウワラビ	キンモウワラビ	*Hypodematium crenatum* ssp. *fauriei*			NT	VU	
15		オシダ	イワヘゴ	*Dryopteris atrata*				EN	
16		ウラボシ	イワオモダカ	*Pyrrosia hastata*				EN	
17	スイレン	スイレン	オニバス	*Euryale ferox*			VU	CR	
18			コウホネ	*Nuphar japonica*				EN	
19	コショウ	ドクダミ	ハンゲショウ	*Saururus chinensis*				NT	
20	オモダカ	オモダカ	サジオモダカ	*Alisma plantago-aquatica* var. *orientale*				EN	
21			マルバオモダカ	*Caldesia parnassiifolia*			VU	EX	
22			アギナシ	*Sagittaria aginashi*			NT	EN	
23			ウリカワ	*Sagittaria pygmaea*				VU	
24		トチカガミ	マルミスブタ	*Blyxa aubertii*			VU	EX	
25			スブタ	*Blyxa echinosperma*			VU	EX	
26			クロモ	*Hydrilla verticillata*				EN	
27			ヒロハトリゲモ	*Najas chinensis*			NT	EN	
28			ホッスモ	*Najas graminea*				CR	
29			イバラモ	*Najas marina*				EX	
30			トリゲモ	*Najas minor*			VU	CR	
31			オオトリゲモ	*Najas oguraensis*				CR	
32			ミズオオバコ	*Ottelia alismoides*			NT	VU	
33			コウガイモ	*Vallisneria denseserrulata*				CR	
34		ヒルムシロ	イトモ	*Potamogeton berchtoldii*			NT	VU	
35			ツツイトモ	*Potamogeton pusillus*			VU	CR	
36			ササバモ	*Potamogeton wrightii*				VU	
37	ユリ	ユリ	ヒロハノアマナ	*Amana erythronioides*			VU	DD	
38			キバナノアマナ	*Gagea nakaiana*				CR	
39			ホソバノアマナ	*Lloydia triflora*				VU	
40			アマナ	*Tulipa edulis*				VU	
41	クサスギカズラ	ラン	マメヅタラン	*Bulbophyllum drymoglossum*			NT	CR	
42			エビネ	*Calanthe discolor*			NT	VU	
43			ギンラン	*Cephalanthera erecta*				VU	
44			キンラン	*Cephalanthera falcata*			NT	EN	
45			サイハイラン	*Cremastra variabilis*				VU	
46			シュンラン	*Cymbidium goeringii*				VU	
47			サガミラン	*Cymbidium nipponicum*			NT	CR	
48			クマガイソウ	*Cypripedium japonicum*			VU	CR	希少
49			アツモリソウ	*Cypripedium macranthos*		特一	VU	CR	
50			カキラン	*Epipactis thunbergii*				CR	希少

注1)種名及び分類は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト　令和５年版」（令和５年　河川環境データベース　国土交通省)に従った。

注 2)選定基準の法令等の名称及び選定基準の内容については、表 3.2-27 を参照。

表 3.2-39(2)　注目すべき種（植物）

No.	目名	科名	種名（和名）	学名	重要種				
					【1】	【2】	【3】	【4】	【5】
51	クサスギカズラ	ラン	タシロラン	*Epipogium roseum*			NT	VU	
52			カモメラン	*Galearis cyclochila*			NT	EN	
53			アキザキヤツシロラン	*Gastrodia confusa*				CR	
54			シロテンマ	*Gastrodia elata* var. *pallens*			EN	CR	
55			ヒメミヤマウズラ	*Goodyera repens*				CR	
56			ミヤマウズラ	*Goodyera schlechtendaliana*				VU	
57			ミズトンボ	*Habenaria sagittifera*			NT	EN	
58			ハクウンラン	*Kuhlhasseltia nakaiana*				EN	
59			セイタカスズムシソウ	*Liparis japonica*				CR	
60			ジガバチソウ	*Liparis krameri*				EN	
61			コクラン	*Liparis nervosa*				EX	
62			ヒメムヨウラン	*Neottia acuminata*			VU	CR	
63			アオフタバラン	*Neottia makinoana*				EN	
64			ムカゴサイシン	*Nervilia nipponica*			NT	CR	
65			コケイラン	*Oreorchis patens*				EN	
66			ミズチドリ	*Platanthera hologlottis*				VU	
67			オオバノトンボソウ	*Platanthera minor*				EN	希少
68			トキソウ	*Pogonia japonica*			NT	VU	
69			ウチョウラン	*Ponerorchis graminifolia*			NT	EN	
70			ニョホウチドリ	*Ponerorchis joo-iokiana*			NT	CR	希少
71			カヤラン	*Thrixspermum japonicum*				EN	
72			ヒトツボクロ	*Tipularia japonica*				CR	
73		アヤメ	カキツバタ	*Iris laevigata*			NT	NT	
74		ススキノキ	ノカンゾウ	*Hemerocallis fulva* var. *disticha*				VU	
75		ヒガンバナ	ステゴビル	*Allium inutile*			VU	EX	
76			アサツキ	*Allium schoenoprasum* var. *foliosum*				NT	
77	ツユクサ	ミズアオイ	ミズアオイ	*Monochoria korsakowii*			NT	CR	
78	イネ	ガマ	ミクリ	*Sparganium erectum*			NT	EN	
79			ヤマトミクリ	*Sparganium fallax*			NT	EX	
80			タマミクリ	*Sparganium glomeratum*			NT	VU	
81			ナガエミクリ	*Sparganium japonicum*			NT	CR	
82			ヒメミクリ	*Sparganium subglobosum*			VU	VU	
83		ホシクサ	オオホシクサ	*Eriocaulon buergerianum*				EX	
84			タカノホシクサ	*Eriocaulon cauliferum*			EX	EX	
85			クロホシクサ	*Eriocaulon parvum*			NT	EX	
86			ニッポンイヌノヒゲ	*Eriocaulon taquetii*				EN	
87		イグサ	ホソイ	*Juncus setchuensis*				CR	
88		カヤツリグサ	イトハナビテンツキ	*Bulbostylis densa*				NT	
89			スナジスゲ	*Carex glabrescens*				EN	
90			ウマスゲ	*Carex idzuroei*				NT	
91			オオアオスゲ	*Carex lonchophora*				CR	
92			ヤガミスゲ	*Carex maackii*				NT	
93			タチスゲ	*Carex maculata*				CR	
94			ヌマクロボスゲ	*Carex meyeriana*			VU	CR	
95			アワボスゲ	*Carex nipposinica*				EN	
96			エゾツリスゲ	*Carex papulosa*				EX	
97			ツルカミカワスゲ	*Carex sabynensis* var. *rostrata*				EN	
98			アブラシバ	*Carex satsumensis*				EN	
99			モエギスゲ	*Carex tristachya*				VU	
100			カンエンガヤツリ	*Cyperus exaltatus* var. *iwasakii*			VU	VU	

注1)種名及び分類は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト　令和５年版」(令和５年　河川環境データベース　国土交通省)に従った。

注2)選定基準の法令等の名称及び選定基準の内容については、表3.2-27を参照。

表 3.2-39(3)　注目すべき種（植物）

No.	目名	科名	種名（和名）	学名	重要種				
					【1】	【2】	【3】	【4】	【5】
101	イネ	カヤツリグサ	タチヒメクグ	*Cyperus kamtschaticus*				CR	
102			シロガヤツリ	*Cyperus pacificus*				CR	
103			ヒメガヤツリ	*Cyperus tenuispica*				EN	
104			セイタカハリイ	*Eleocharis attenuata*				EN	
105			スジヌマハリイ	*Eleocharis equisetiformis*			VU	CR	
106			コツブヌマハリイ	*Eleocharis parvinux*			VU	CR	
107			マシカクイ	*Eleocharis tetraquetra*				EX	
108			コアゼテンツキ	*Fimbristylis aestivalis*				CR	
109			ノテンツキ	*Fimbristylis complanata*				EN	
110			アオテンツキ	*Fimbristylis dipsacea*				CR	
111			ハタケテンツキ	*Fimbristylis stauntonii*			EN	CR	
112			ヤマイ	*Fimbristylis subbispicata*				VU	
113			クロタマガヤツリ	*Fuirena ciliaris*				EX	
114			コイヌノハナヒゲ	*Rhynchospora fujiiana*				CR	
115			イヌノハナヒゲ	*Rhynchospora japonica*				CR	
116			コホタルイ	*Schoenoplectiella komarovii*				CR	
117			タタラカンガレイ	*Schoenoplectiella mucronata* var. *tatarana*				EN	
118			コマツカサススキ	*Scirpus fuirenoides*				VU	
119			マツカサススキ	*Scirpus mitsukurianus*				VU	
120			コシンジュガヤ	*Scleria parvula*				CR	
121		イネ	セトガヤ	*Alopecurus japonicus*				VU	
122			ヒメアブラススキ	*Capillipedium parviflorum*				CR	
123			ヒナザサ	*Coelachne japonica*			NT	DD	
124			オガルカヤ	*Cymbopogon tortilis* var. *goeringii*				NT	
125			カリマタガヤ	*Dimeria ornithopoda* var. *tenera*				VU	
126			ミズタカモジグサ	*Elymus humidus*			VU	VU	
127			ムツオレグサ	*Glyceria acutiflora* ssp. *japonica*				CR	
128			ウキガヤ	*Glyceria depauperata* var. *infirma*				CR	
129			ミノボロ	*Koeleria macrantha*				DD	
130			ササクサ	*Lophatherum gracile*				CR	
131			アワガエリ	*Phleum paniculatum*				DD	
132			アラゲネザサ	*Pleioblastus hattorianus*				VU	
133			タマミゾイチゴツナギ	*Poa acroleuca* var. *submoniliformis*				CR	
134			ハマヒエガエリ	*Polypogon monspeliensis*				DD	
135			ウキシバ	*Pseudoraphis sordida*				EN	
136			アリマシノ	*Sasaella kogasensis* var. *yoshinoi*				CR	
137			ケスエコザサ	*Sasaella leucorhoda* var. *kanayamensis*				CR	
138			ウシクサ	*Schizachyrium brevifolium*				EN	
139			イヌアワ	*Setaria chondrachne*				VU	
140			メガルカヤ	*Themeda barbata*				VU	
141	マツモ	マツモ	マツモ（広義）	*Ceratophyllum demersum*				CR	
142	キンポウゲ	ケシ	ジロボウエンゴサク	*Corydalis decumbens*				VU	
143		ツヅラフジ	コウモリカズラ	*Menispermum dauricum*				NT	
144		キンポウゲ	ミチノクフクジュソウ	*Adonis multiflora*			NT	EN	
145			レンゲショウマ	*Anemonopsis macrophylla*				VU	
146			イヌショウマ	*Cimicifuga biternata*				VU	
147			ミヤマハンショウヅル	*Clematis ochotensis* var. *japonica*				CR	
148			カザグルマ	*Clematis patens*			NT	CR	
149			オキナグサ	*Pulsatilla cernua*			NT	CR	
150			コキツネノボタン	*Ranunculus chinensis*			VU	CR	

注1)種名及び分類は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト　令和５年版」(令和５年　河川環境データベース　国土交通省)に従った。

注 2)選定基準の法令等の名称及び選定基準の内容については、表 3.2-27 を参照。

表 3.2-39 表 3.2-39(4)　注目すべき種（植物）

No.	目名	科名	種名（和名）	学名	重要種				
					【1】	【2】	【3】	【4】	【5】
151	キンポウゲ	キンポウゲ	ノカラマツ	*Thalictrum simplex* var. *brevipes*			VU	NT	
152	ユキノシタ	ボタン	ヤマシャクヤク	*Paeonia japonica*			NT	CR	
153		ユキノシタ	ヤワタソウ	*Peltoboykinia tellimoides*				CR	
154		ベンケイソウ	アズマツメクサ	*Crassula aquatica*			NT	VU	
155		タコノアシ	タコノアシ	*Penthorum chinense*			NT	CR	
156		アリノトウグサ	オグラノフサモ	*Myriophyllum oguraense*			VU	EX	
157			タチモ	*Myriophyllum ussuriense*			NT	EX	
158			フサモ	*Myriophyllum verticillatum*				EN	
159	マメ	マメ	ジャケツイバラ	*Caesalpinia decapetala*				EN	
160			タヌキマメ	*Crotalaria sessiliflora*				CR	
161			ノアズキ	*Dunbaria villosa*				VU	
162			サイカチ	*Gleditsia japonica*				EN	
163			マルバヌスビトハギ	*Hylodesmum podocarpum* ssp. *podocarpum*				EN	
164			レンリソウ	*Lathyrus quinquenervius*				CR	
165			イヌハギ	*Lespedeza tomentosa*			NT	CR	
166			マキエハギ	*Lespedeza virgata*				EN	
167			タンキリマメ	*Rhynchosia volubilis*				CR	
168			エビラフジ	*Vicia venosa* ssp. *cuspidata* var. *cuspidata*				DD	
169		ヒメハギ	ヒナノカンザシ	*Salomonia ciliata*				EX	
170		クロウメモドキ	イソノキ	*Frangula crenata* var. *crenata*				EX	
171		イラクサ	トキホコリ	*Elatostema densiflorum*			NT	NT	
172			タチゲヒカゲミズ	*Parietaria micrantha* var. *coreana*			VU	NT	
173	バラ	バラ	カワラサイコ	*Potentilla chinensis*				EN	
174			ヒロハノカワラサイコ	*Potentilla niponica*			VU	CR	
175			ナガボノワレモコウ	*Sanguisorba tenuifolia* var. *tenuifolia*				EN	
176	ブナ	ブナ	アカガシ	*Quercus acuta*				CR	
177		カバノキ	ヤエガワカンバ	*Betula davurica* var. *davurica*			NT	EN	
178	ウリ	ウリ	ゴキヅル	*Actinostemma tenerum*				VU	
179	カタバミ	カタバミ	オオヤマカタバミ	*Oxalis obtriangulata*			VU	NT	
180	キントラノオ	トウダイグサ	ノウルシ	*Euphorbia adenochlora*			NT	VU	
181			マルミノウルシ	*Euphorbia ebracteolata*			NT	EN	
182		スミレ	ナガバノスミレサイシン	*Viola bissetii*				EN	
183			ヒゴスミレ	*Viola chaerophylloides* var. *sieboldiana*				VU	
184			タチスミレ	*Viola raddeana*			VU	CR	希少
185			フジスミレ	*Viola tokubuchiana* var. *tokubuchiana*				EN	
186			シハイスミレ	*Viola violacea* var. *violacea*				EN	
187		オトギリソウ	アゼオトギリ	*Hypericum oliganthum*			EN	CR	
188	フウロソウ	フウロソウ	コフウロ	*Geranium tripartitum* var. *tripartitum*				NT	
189	フトモモ	ミソハギ	ミズスギナ	*Rotala hippuris*			CR	EX	
190			ミズマツバ	*Rotala mexicana*			NT	VU	
191			ミズキカシグサ	*Rotala rosea*			NT	EX	
192			ヒメビシ	*Trapa incisa*			VU	CR	
193		アカバナ	トダイアカバナ	*Epilobium platystigmatosum*			VU	VU	
194			ウスゲチョウジタデ	*Ludwigia epilobioides* ssp. *greatrexii*			NT	VU	
195			ミズユキノシタ	*Ludwigia ovalis*				CR	
196			ミズキンバイ	*Ludwigia peploides* ssp. *stipulacea*			VU	EX	
197	アブラナ	アブラナ	ミズタガラシ	*Cardamine lyrata*				DD	
198			ハナハタザオ	*Dontostemon dentatus* var. *dentatus*			CR	EX	
199			コイヌガラシ	*Rorippa cantoniensis*			NT	NT	
200			ハタザオ	*Turritis glabra*				EN	

注1)種名及び分類は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト　令和５年版」（令和５年　河川環境データベース　国土交通省）に従った。

注2)選定基準の法令等の名称及び選定基準の内容については、表3.2-27を参照。

表 3.2-39(5)　注目すべき種（植物）

No.	目名	科名	種名（和名）	学名	重要種				
					【1】	【2】	【3】	【4】	【5】
201	ビャクダン	ツチトリモチ	ミヤマツチトリモチ	*Balanophora nipponica*			VU	EN	
202		オオバヤドリギ	マツグミ	*Taxillus kaempferi* var. *kaempferi*				VU	
203	ナデシコ	タデ	ヒメタデ	*Persicaria erectominor*			DD	DD	
204			アオヒメタデ	*Persicaria erectominor* f. *viridiflora*			VU	CR	
205			ヤナギヌカボ	*Persicaria foliosa* var. *paludicola*			NT	DD	
206			ナガバノウナギツカミ	*Persicaria hastatosagittata*			NT	CR	
207			シロバナサクラタデ	*Persicaria japonica* var. *japonica*				VU	
208			サクラタデ	*Persicaria odorata* ssp. *conspicua*				VU	
209			ヌカボタデ	*Persicaria taquetii*			VU	CR	
210			ホソバイヌタデ	*Persicaria trigonocarpa*			NT	VU	
211			コギシギシ	*Rumex dentatus* ssp. *klotzschianus*			NT	NT	
212			ノダイオウ	*Rumex longifolius*			VU	EN	
213		ナデシコ	ワチガイソウ	*Pseudostellaria heterantha*				NT	
214			ヒナワチガイソウ	*Pseudostellaria heterantha* var. *linearifolia*			VU	DD	
215			イトハコベ	*Stellaria filicaulis*			CR	CR	
216		ヒユ	マルバアカザ	*Chenopodium acuminatum* var. *acuminatum*				DD	
217			カワラアカザ	*Chenopodium acuminatum* var. *vachelii*				CR	
218		ヤマゴボウ	マルミノヤマゴボウ	*Phytolacca japonica*				EN	
219	ツツジ	ツリフネソウ	ワタラセツリフネソウ	*Impatiens ohwadae*				CR	
220		サクラソウ	ノジトラノオ	*Lysimachia barystachys*			VU	EN	
221			クリンソウ	*Primula japonica*				EN	
222			カッコソウ	*Primula kisoana* var. *kisoana*		国内	EN	CR	
223			サクラソウ	*Primula sieboldii*			NT	VU	
224	リンドウ	アカネ	ハナムグラ	*Galium tokyoense*			VU	VU	
225			ナガエフタバムグラ	*Oldenlandia brachypoda* var. *longipes*				EN	
226		リンドウ	ホソバリンドウ	*Gentiana scabra* var. *buergeri* f. *stenophylla*				EX	
227			ムラサキセンブリ	*Swertia pseudochinensis*			NT	CR	
228			イヌセンブリ	*Swertia tosaensis*			NT	CR	
229		マチン	ヒメナエ	*Mitrasacme indica*			VU	CR	
230			アイナエ	*Mitrasacme pygmaea*				EN	
231		キョウチクトウ	チョウジソウ	*Amsonia elliptica*			NT	CR	希少
232			フナバラソウ	*Vincetoxicum atratum*			NT	CR	
233	ナス	ヒルガオ	マメダオシ	*Cuscuta australis*			EN	CR	
234		ナス	アオホオズキ	*Physaliastrum japonicum*			VU	CR	
235			マルバノホロシ	*Solanum maximowiczii*				CR	
236			ハダカホオズキ	*Tubocapsicum anomalum*				EN	
237	ムラサキ	ムラサキ	ホタルカズラ	*Aegonychon zollingeri*				VU	
238			ヤマルリソウ	*Nihon japonicum*				EN	
239	シソ	オオバコ	マルバノサワトウガラシ	*Deinostema adenocaulum*			NT	EX	
240			アブノメ	*Dopatrium junceum*				VU	
241			オオアブノメ	*Gratiola japonica*			VU	CR	
242			シソクサ	*Limnophila aromatica*				CR	
243			コキクモ	*Limnophila indica*			VU	CR	
244			ヒシモドキ	*Trapella sinensis*			EN	EX	
245			イヌノフグリ	*Veronica polita*			NT	VU	
246			カワヂシャ	*Veronica undulata*			NT	NT	
247		ゴマノハグサ	キタミソウ	*Limosella aquatica*			VU	VU	
248			ゴマノハグサ	*Scrophularia buergeriana*			NT	CR	
249		シソ	カイジンドウ	*Ajuga ciliata* var. *villosior*			VU	EX	
250			ヒイラギソウ	*Ajuga incisa*			VU	EN	

注1)種名及び分類は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト　令和５年版」(令和５年　河川環境データベース　国土交通省)に従った。

注 2)選定基準の法令等の名称及び選定基準の内容については、表 3.2-27 を参照。

表 3.2-39(6)　注目すべき種（植物）

No.	目名	科名	種名（和名）	学名	重要種				
					【1】	【2】	【3】	【4】	【5】
251	シソ	シソ	コムラサキ	*Callicarpa dichotoma*				EN	
252			タカクマヒキオコシ	*Isodon shikokianus* var. *intermedius*				EX	
253			キセワタ	*Leonurus macranthus*			VU	CR	
254			ヒメハッカ	*Mentha japonica*			NT	EX	
255			ミズネコノオ	*Pogostemon stellatus*			NT	CR	
256			ミズトラノオ	*Pogostemon yatabeanus*			VU	CR	
257			ミゾコウジュ	*Salvia plebeia*			NT	NT	
258		ハエドクソウ	スズメノハコベ	*Microcarpaea minima*			NT	CR	
259		ハマウツボ	ナンバンギセル	*Aeginetia indica*				CR	
260			オオナンバンギセル	*Aeginetia sinensis*				CR	
261			オニク	*Boschniakia rossica*				CR	
262			ゴマクサ	*Centranthera cochinchinensis* var. *lutea*			NT	EX	
263			クチナシグサ	*Monochasma sheareri*				EX	
264			ハンカイシオガマ	*Pedicularis gloriosa*				CR	
265			キヨスミウツボ	*Phacellanthus tubiflorus*				EN	
266			ヒキヨモギ	*Siphonostegia chinensis*				CR	
267		タヌキモ	コウシンソウ	*Pinguicula romosa*			VU	CR	希少
268			ノタヌキモ	*Utricularia aurea*			VU	EX	
269			イヌタヌキモ	*Utricularia australis*			NT	VU	
270			ミミカキグサ	*Utricularia bifida*				CR	
271			ホザキノミミカキグサ	*Utricularia caerulea*				EX	
272			タヌキモ	*Utricularia* x *japonica*			NT	CR	
273			ヒメタヌキモ	*Utricularia minor*			NT	EN	
274		クマツヅラ	クマツヅラ	*Verbena officinalis*				CR	
275	キク	キキョウ	バアソブ	*Codonopsis ussuriensis*			VU	CR	
276			キキョウ	*Platycodon grandiflorus*			NT	CR	
277		ミツガシワ	ヒメシロアサザ	*Nymphoides coreana*			VU	CR	
278			ガガブタ	*Nymphoides indica*			NT	CR	
279			アサザ	*Nymphoides peltata*			NT	CR	
280		キク	ヌマダイコン	*Adenostemma lavenia*				DD	
281			クリヤマハハコ	*Anaphalis sinica* var. *viscosissima*			VU	NT	
282			カワラニンジン	*Artemisia carvifolia*				DD	
283			ヒメシオン	*Aster fastigiatus*				CR	
284			センボンギク	*Aster microcephalus* var. *microcephalus*				VU	
285			サワシロギク	*Aster rugulosus*				EX	
286			アワコガネギク	*Chrysanthemum seticuspe* f. *boreale*			NT	NT	
287			アズマギク	*Erigeron thunbergii*				CR	
288			イズハハコ	*Eschenbachia japonica*			NT	EN	
289			フジバカマ	*Eupatorium japonicum*			NT	CR	
290			ホソバオグルマ	*Inula linariifolia*			VU	CR	
291			ホソバニガナ	*Ixeridium beauverdianum*			EN	EN	
292			ノニガナ	*Ixeris polycephala*				VU	
293			カワラニガナ	*Ixeris tamagawaensis*			NT	CR	
294			ミコシギク	*Leucanthemella linearis*			EN	EX	
295			ヤマタバコ	*Ligularia angusta*			EN	EN	
296			カイタカラコウ	*Ligularia kaialpina*				VU	
297			オオニガナ	*Nabalus tanakae*				EN	
298			ムラサキニガナ	*Paraprenanthes sororia*				CR	
299			コウヤボウキ	*Pertya scandens*				NT	
300			アキノハハコグサ	*Pseudognaphalium hypoleucum*			EN	CR	

注1)種名及び分類は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト　令和５年版」(令和５年　河川環境データベース　国土交通省)に従った。

注 2)選定基準の法令等の名称及び選定基準の内容については、表 3.2-27 を参照。

表 3.2-39(7)　注目すべき種（植物）

No.	目名	科名	種名（和名）	学名	重要種				
					【1】	【2】	【3】	【4】	【5】
301	キク	キク	キクアザミ	*Saussurea ussuriensis*				EN	
302			コウリンカ	*Tephroseris flammea* ssp. *glabrifolia*			VU	EN	
303			オカオグルマ	*Tephroseris integrifolia* ssp. *kirilowii*				VU	
304			オナモミ	*Xanthium strumarium* ssp. *sibiricum*			VU	CR	
305	セリ	セリ	エキサイゼリ	*Apodicarpum ikenoi*			NT	CR	
306			ホタルサイコ	*Bupleurum longiradiatum* var. *breviradiatum*				VU	
307			シムラニンジン	*Pterygopleurum neurophyllum*			VU	EX	
308			ムカゴニンジン	*Sium ninsi*				CR	
309			ヌマゼリ	*Sium suave* var. *nipponicum*			NT	CR	
310	マツムシソウ	ガマズミ	ゴマキ	*Viburnum sieboldii* var. *sieboldii*				CR	
311		スイカズラ	オミナエシ	*Patrinia scabiosifolia*				VU	
	34 目	81 科	311 種類		0 種類	2 種類	143 種類	311 種類	7 種類

注1)種名及び分類は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト　令和５年版」(令和５年　河川環境データベース　国土交通省)に従った。
注 2)選定基準の法令等の名称及び選定基準の内容については、表 3.2-27 を参照。

⑥ 天然記念物の状況

計画地及びその周辺には国指定、県指定、太田市指定、大泉町指定、邑楽町指定の植物の天然記念物は確認されていない。

２）動　物

動物の状況を把握するため前掲表 3.2-38 に示す資料を対象とした既存文献調査の結果、計画地及びその周辺地域の位置する群馬県東部地域において、哺乳類 15 種、鳥類 162 種、両生類 14 種、爬虫類 14 種を確認した。

既存文献調査では、計画地が位置する大泉町と隣接する太田市及び邑楽町で記録のある種を抽出した。ただし、資料№1～№5 の「自然環境保全基礎調査」は３次メッシュ単位の集計であることから上記３市町を含むメッシュを対象とし、資料№6～№7「群馬県の絶滅のおそれのある野生生物（動物編・植物編）2022 年改訂版」は県を５分割した広域市町村圏での集計であることから、計画地を含む東部地域（桐生市、太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町）を対象とした。

① 哺乳類の状況

既存文献調査で確認した哺乳類６目 11 科 15 種のうち、注目すべき種の選定基準に該当する種は、表 3.2-40 に示すとおり３目３科３種であった。

表 3.2-40　注目すべき種（哺乳類）

№.	目名	科名	種名（和名）	学名	重要種				
					【1】	【2】	【3】	【4】	【5】
1	ネズミ	ネズミ	カヤネズミ	*Micromys minutus*				VU	
2	ネコ	クマ	ツキノワグマ	*Ursus thibetanus*				DD	
3	ウシ	ウシ	カモシカ	*Capricornis crispus*	国特天				
	３目	３科	３種		１種	０種	０種	２種	０種

注1)種名及び分類は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト　令和５年版」(令和５年　河川環境データベース　国土交通省)に従った。
注2)選定基準の法令等の名称及び選定基準の内容については、表3.2-27を参照。

② 鳥類の状況

既存文献調査で確認した鳥類哺乳類 18 目 49 科 162 種のうち、注目すべき種の選定基準に該当する種は、表 3.2-41(1)～(2)に示すとおり 16 目 32 科 78 種であった。

表 3.2-41(1)　注目すべき種（鳥類）

No.	目名	科名	種名（和名）	学名				重要種	
					【1】	【2】	【3】	【4】	【5】
1	キジ	キジ	ウズラ	*Coturnix japonica*			VU	EN	
2	カモ	カモ	ヒシクイ	*Anser fabalis*	国天		VU	EN	
3			マガン	*Anser albifrons*	国天		NT	EN	
4			オシドリ	*Aix galericulata*			DD	NT	
5			トモエガモ	*Anas formosa*			VU		
6			コガモ	*Anas crecca*				DD	
7			シノリガモ	*Histrionicus histrionicus*				EN	
8	ハト	ハト	シラコバト	*Streptopelia decaocto*			EN	CR	
9			アオバト	*Treron sieboldii*				DD	
10	コウノトリ	コウノトリ	コウノトリ	*Ciconia boyciana*	国特天	国内	CR		
11	ペリカン	サギ	サンカノゴイ	*Botaurus stellaris*			EN		
12			ヨシゴイ	*Ixobrychus sinensis*			NT	EN	
13			オオヨシゴイ	*Ixobrychus eurhythmus*		国内	CR	CR	
14			ゴイサギ	*Nycticorax nycticorax*				NT	
15			ササゴイ	*Butorides striata*				NT	
16			アマサギ	*Bubulcus ibis*				VU	
17			チュウサギ	*Egretta intermedia*			NT	VU	
18			コサギ	*Egretta garzetta*				VU	
19	ツル	クイナ	クイナ	*Rallus aquaticus*				NT	
20			ヒクイナ	*Porzana fusca*			NT	EN	
21	カッコウ	カッコウ	ジュウイチ	*Hierococcyx hyperythrus*				VU	
22			ツツドリ	*Cuculus optatus*				VU	
23			カッコウ	*Cuculus canorus*				VU	
24	ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ	*Caprimulgus indicus*			NT	VU	
25	アマツバメ	アマツバメ	ハリオアマツバメ	*Hirundapus caudacutus*				NT	
26	チドリ	チドリ	タゲリ	*Vanellus vanellus*				DD	
27			ケリ	*Vanellus cinereus*			DD	DD	
28			イカルチドリ	*Charadrius placidus*				NT	
29			シロチドリ	*Charadrius alexandrinus*			VU	NT	
30		シギ	ヤマシギ	*Scolopax rusticola*				DD	
31			アオシギ	*Gallinago solitaria*				DD	
32			イソシギ	*Actitis hypoleucos*				NT	
33			ハマシギ	*Calidris alpina*			NT	DD	
34		タマシギ	タマシギ	*Rostratula benghalensis*			VU	VU	
35		カモメ	コアジサシ	*Sterna albifrons*			VU	EN	
36	タカ	ミサゴ	ミサゴ	*Pandion haliaetus*			NT	DD	
37		タカ	ハチクマ	*Pernis ptilorhynchus*			NT	NT	
38			オジロワシ	*Haliaeetus albicilla*	国天	国内	VU	DD	
39			オオワシ	*Haliaeetus pelagicus*	国天	国内	VU	DD	
40			チュウヒ	*Circus spilonotus*		国内	EN	DD	
41			ハイイロチュウヒ	*Circus cyaneus*				DD	
42			ツミ	*Accipiter gularis*				DD	
43			ハイタカ	*Accipiter nisus*			NT	NT	
44			オオタカ	*Accipiter gentilis*			NT	NT	
45			サシバ	*Butastur indicus*			VU	EN	
46			クマタカ	*Nisaetus nipalensis*		国内	EN	EN	

注1)種名及び分類は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト　令和５年版」(令和５年　河川環境データベース　国土交通省)に従った。

注2)選定基準の法令等の名称及び選定基準の内容については、表3.2-27を参照。

表 3.2-41(2)　注目すべき種（鳥類）

No.	目名	科名	種名（和名）	学名	重要種				
					【1】	【2】	【3】	【4】	【5】
47	フクロウ	フクロウ	オオコノハズク	*Otus lempiji*				DD	
48			コノハズク	*Otus sunia*				EN	
49			フクロウ	*Strix uralensis*				NT	
50			アオバズク	*Ninox scutulata*				VU	
51			トラフズク	*Asio otus*				DD	
52			コミミズク	*Asio flammeus*				DD	
53	ブッポウソウ	カワセミ	アカショウビン	*Halcyon coromanda*				EN	
54			ヤマセミ	*Megaceryle lugubris*				VU	
55	キツツキ	キツツキ	アリスイ	*Jynx torquilla*				NT	
56	ハヤブサ	ハヤブサ	コチョウゲンボウ	*Falco columbarius*				DD	
57			ハヤブサ	*Falco peregrinus*		国内	VU	VU	
58	スズメ	サンショウクイ	サンショウクイ	*Pericrocotus divaricatus*			VU	NT	
59		カササギヒタキ	サンコウチョウ	*Terpsiphone atrocaudata*				VU	
60		モズ	チゴモズ	*Lanius tigrinus*			CR	CR	
61		カラス	オナガ	*Cyanopica cyanus*				NT	
62		ツバメ	コシアカツバメ	*Hirundo daurica*				EN	
63		センニュウ	オオセッカ	*Locustella pryeri*		国内	EN		
64		ヨシキリ	コヨシキリ	*Acrocephalus bistrigiceps*				NT	
65		キバシリ	キバシリ	*Certhia familiaris*				NT	
66		ヒタキ	マミジロ	*Zoothera sibirica*				NT	
67			アカハラ	*Turdus chrysolaus*				NT	
68			コマドリ	*Luscinia akahige*				VU	
69			ノビタキ	*Saxicola torquatus*				NT	
70			コサメビタキ	*Muscicapa dauurica*				NT	
71		イワヒバリ	イワヒバリ	*Prunella collaris*				NT	
72		スズメ	ニュウナイスズメ	*Passer rutilans*				NT	
73		セキレイ	ビンズイ	*Anthus hodgsoni*				NT	
74		ホオジロ	ホオアカ	*Emberiza fucata*				NT	
75			カシラダカ	*Emberiza rustica*				NT	
76			ノジコ	*Emberiza sulphurata*			NT	NT	
77			クロジ	*Emberiza variabilis*				NT	
78			コジュリン	*Emberiza yessoensis*			VU	EN	
	16 目	32 科	78 種		5 種	8 種	33 種	74 種	0 種

注1)種名及び分類は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト　令和５年版」(令和５年　河川環境データベース　国土交通省)に従った。

注2)選定基準の法令等の名称及び選定基準の内容については、表3.2-27を参照。

③ 両生類の状況

既存文献調査で確認した両生類２目６科 14 種のうち、注目すべき種の選定基準に該当する種は、表 3.2-42 に示すとおり２目４科 10 種であった。

表 3.2-42　注目すべき種（両生類）

No.	目名	科名	種名（和名）	学名	重要種				
					【1】	【2】	【3】	【4】	【5】
1	有尾	サンショウウオ	トウキョウサンショウウオ	*Hynobius tokyoensis*		特二	VU		
2		イモリ	アカハライモリ	*Cynops pyrrhogaster*			NT	VU	
3	無尾	アカガエル	タゴガエル	*Rana tagoi tagoi*				NT	
4			ナガレタゴガエル	*Rana sakuraii*				NT	
5			ニホンアカガエル	*Rana japonica*				VU	
6			トウキョウダルマガエル	*Pelophylax porosus porosus*			NT	VU	
7			ツチガエル	*Glandirana rugosa*				VU	
8		アオガエル	シュレーゲルアオガエル	*Zhangixalus schlegelii*				NT	
9			モリアオガエル	*Zhangixalus arboreus*				NT	
10			カジカガエル	*Buergeria buergeri*				NT	
	２目	４科	10 種		０種	１種	３種	９種	０種

注1)種名及び分類は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト　令和５年版」(令和５年　河川環境データベース　国土交通省)に従った。
注2)選定基準の法令等の名称及び選定基準の内容については、表3.2-27を参照。

④ 爬虫類の状況

既存文献調査で確認した爬虫類２目８科 14 種のうち、注目すべき種の選定基準に該当する種は、表 3.2-43 に示すとおり２目５科５種であった。

表 3.2-43　注目すべき種（爬虫類）

No.	目名	科名	種名（和名）	学名	重要種				
					【1】	【2】	【3】	【4】	【5】
1	カメ	イシガメ	ニホンイシガメ	*Mauremys japonica*			NT	CR	
2		スッポン	ニホンスッポン	*Pelodiscus sinensis*			DD	DD	
3	有鱗	ヤモリ	ニホンヤモリ	*Gekko japonicus*				NT	
4		タカチホヘビ	タカチホヘビ	*Achalinus spinalis*				NT	
5		ナミヘビ	シロマダラ	*Lycodon orientalis*				NT	
	２目	５科	５種		０種	０種	２種	５種	０種

注1)種名及び分類は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト　令和５年版」(令和５年　河川環境データベース　国土交通省)に従った。
注2)選定基準の法令等の名称及び選定基準の内容については、表3.2-27を参照。

⑤ クモ類・昆虫類の状況

既存文献調査で確認したクモ類・昆虫類 15 目 83 科 320 種のうち、注目すべき種の選定基準に該当する種は、表 3.2-44(1)～(4)に示すとおり 13 目 76 科 172 種であった。

表 3.2-44(1)　注目すべき種(クモ類・昆虫類)

No.	目名	科名	種名（和名）	学名	重要種				
					【1】	【2】	【3】	【4】	【5】
1	クモ	ジグモ	ワスレナグモ	*Calommata signata*			NT	NT	
2		カネコトタテグモ	カネコトタテグモ	*Antrodiaetus roretzi*			NT	NT	
3		トタテグモ	キノボリトタテグモ	*Conothele fragaria*			NT	NT	
4		コガネグモ	コガネグモ	*Argiope amoena*				DD	
5			トゲグモ	*Gasteracantha kuhlii*				DD	
6	トンボ	アオイトトンボ	コバネアオイトトンボ	*Lestes japonicus*			EN	DD	
7		イトトンボ	ベニイトトンボ	*Ceriagrion nipponicum*			NT	EN	希少
8			モートンイトトンボ	*Mortonagrion selenion*			NT	VU	
9			オオセスジイトトンボ	*Paracercion plagiosum*			EN	DD	
10			ムスジイトトンボ	*Paracercion melanotum*				DD	
11		モノサシトンボ	オオモノサシトンボ	*Copera tokyoensis*			EN	EN	希少
12		カワトンボ	アオハダトンボ	*Calopteryx japonica*			NT	NT	
13		ムカシトンボ	ムカシトンボ	*Epiophlebia superstes*				NT	
14		ヤンマ	ネアカヨシヤンマ	*Aeschnophlebia anisoptera*			NT	VU	
15			アオヤンマ	*Aeschnophlebia longistigma*			NT	NT	
16			マダラヤンマ	*Aeshna mixta soneharai*			NT	CR	
17			マルタンヤンマ	*Anaciaeschna martini*				NT	
18			コシボソヤンマ	*Boyeria maclachlani*				VU	
19			サラサヤンマ	*Sarasaeschna pryeri*				NT	
20		サナエトンボ	アオサナエ	*Nihonogomphus viridis*				VU	
21			ホンサナエ	*Shaogomphus postocularis*				VU	
22			ヒメサナエ	*Sinogomphus flavolimbatus*				NT	
23			ナゴヤサナエ	*Stylurus nagoyanus*			VU	VU	
24		ムカシヤンマ	ムカシヤンマ	*Tanypteryx pryeri*				VU	
25		エゾトンボ	トラフトンボ	*Epitheca marginata*				VU	
26		トンボ	マイコアカネ	*Sympetrum kunckeli*				EN	
27			オオキトンボ	*Sympetrum uniforme*			EN	DD	
28	ハサミムシ	クギヌキハサミムシ	クギヌキハサミムシ	*Forficula scudderii*				DD	
29	カワゲラ	トワダカワゲラ	ミネトワダカワゲラ	*Scopura montana*				NT	
30		アミメカワゲラ	オオアミメカワゲラ	*Megarcys ochracea*				NT	
31	バッタ	コロギス	ハネナシコロギス	*Nippancistroger testaceus*				DD	
32			コロギス	*Prosopogryllacris japonica*				DD	
33		クツワムシ	クツワムシ	*Mecopoda niponensis*				VU	
34		マツムシ	スズムシ	*Meloimorpha japonica*				DD	
35			マツムシ	*Xenogryllus marmoratus marmoratus*				VU	
36		コオロギ	クマコオロギ	*Mitius minor*				DD	
37			クマスズムシ	*Sclerogryllus puctatus*				DD	
38		ヒバリモドキ	キンヒバリ	*Natula matsuurai*				DD	
39		バッタ	カワラバッタ	*Eusphingonotus japonicus*				VU	
40			クルマバッタ	*Gastrimargus marmoratus*				DD	
41			ショウリョウバッタモドキ	*Gonista bicolor*				NT	
42			ツマグロバッタ	*Stethophyma magister*				DD	
43		イナゴ	ハネナガイナゴ	*Oxya japonica*				DD	
44			セグロイナゴ	*Shirakiacris shirakii*				NT	

注1)種名及び分類は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト　令和５年版」(令和５年　河川環境データベース　国土交通省)に従った。

注2)選定基準の法令等の名称及び選定基準の内容については、表3.2-27を参照。

表 3.2-44(2)　注目すべき種(クモ類・昆虫類)

No.	目名	科名	種名（和名）	学名	重要種				
					【1】	【2】	【3】	【4】	【5】
45	ナナフシ	ナナフシ	シラキトビナナフシ	*Micadina conifera*				DD	
46			ヤスマツトビナナフシ	*Micadina yasumatsui*				DD	
47	カメムシ	セミ	アカエゾゼミ	*Auritibicen flammatus*				NT	
48			チッチゼミ	*Kosemia radiator*				DD	
49			ハルゼミ	*Terpnosia vacua*				VU	
50		トゲアワフキムシ	タケウチトゲアワフキ	*Machaerota takeuchii*				DD	
51		ナガカメムシ	クロズヒョウタンナガカメムシ	*Pachybrachius festivus*				NT	
52		ツチカメムシ	シロヘリツチカメムシ	*Canthophorus niveimarginatus*			NT	NT	
53		アメンボ	エサキアメンボ	*Limnoporus esakii*			NT	VU	
54			ババアメンボ	*Gerris babai*			NT	VU	
55		ミズギワカメムシ	モンシロミズギワカメムシ	*Chartoscirta elegantula longicornis*				NT	
56		コオイムシ	コオイムシ	*Appasus japonicus*			NT	VU	
57			タガメ	*Kirkaldyia deyrolli*		特二	VU	CR	
58		タイコウチ	タイコウチ	*Laccotrephes japonensis*				NT	
59			ヒメミズカマキリ	*Ranatra unicolor*				NT	
60	アミメカゲロウ	ツノトンボ	キバネツノトンボ	*Libelloides ramburi*				DD	
61	トビケラ	アシエダトビケラ	コバントビケラ	*Anisocentropus kawamurai*				VU	
62		カタツムリトビケラ	カタツムリトビケラ	*Helicopsyche yamadai*				VU	
63		エグリトビケラ	エグリトビケラ	*Nemotaulius admorsus*				VU	
64	チョウ	ボクトウガ	ハイイロボクトウ	*Phragmataecia castaneae*			NT	NT	
65		マダラガ	ヤホシホソマダラ	*Balataea octomaculata*			NT	NT	
66		セセリチョウ	ホシチャバネセセリ	*Aeromachus inachus inachus*			EN	EN	
67			アカセセリ	*Hesperia florinda florinda*			EN	VU	
68			ギンイチモンジセセリ	*Leptalina unicolor*			NT	NT	
69		シジミチョウ	ウスイロオナガシジミ	*Antigius butleri butleri*				DD	
70			アイノミドリシジミ	*Chrysozephyrus brillantinus*				NT	
71			ハヤシミドリシジミ	*Favonius ultramarinus*				NT	
72			クロシジミ	*Niphanda fusca*			EN	CR	
73			ヒメシジミ本州・九州亜種	*Plebejus argus micrargus*			NT	NT	
74			ミヤマシジミ	*Plebejus argyrognomon praeterinsularis*			EN	EN	
75			シルビアシジミ	*Zizina emelina emelina*			EN	CR	
76		タテハチョウ	ウラギンスジヒョウモン	*Argyronome laodice japonica*			VU	NT	
77			ヒョウモンチョウ本州中部亜種	*Brenthis daphne rabdia*			VU	NT	
78			オオウラギンヒョウモン	*Fabriciana nerippe*			CR	EX	
79			オオミスジ	*Neptis alwina*				NT	
80			オオムラサキ	*Sasakia charonda charonda*			NT	NT	
81		シロチョウ	ツマグロキチョウ	*Eurema laeta betheseba*			EN	EN	
82			ヤマキチョウ	*Gonepteryx rhamni maxima*			EN	NT	
83		ツトガ	ゴマフツトガ	*Chilo pulveratus*			NT	NT	
84			チャバネツトガ	*Japonichilo bleszynskii*				DD	
85			ムナカタミズメイガ	*Parapoynx ussuriensis*			NT	NT	
86			コガタシロオオメイガ	*Scirpophaga virginia*				DD	
87			イタクラキノメイガ	*Uresiphita fusei*				EN	
88		メイガ	ニシキシマメイガ	*Mimicia pseudolibatrix*				DD	
89		アゲハモドキガ	フジキオビ	*Schistomitra funeralis*				NT	
90		シャクガ	クワトゲエダシャク	*Apochima excavata*			NT	NT	
91		ヒトリガ	マエアカヒトリ	*Aloa lactinea*			NT	NT	
92			シロホソバ	*Minolea degenerella*			NT	NT	
93		ドクガ	スゲドクガ	*Laelia coenosa sangaica*			NT	NT	
94		ヤガ	ガマヨトウ	*Capsula aerata*			VU	VU	

注1)種名及び分類は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト　令和５年版」(令和５年　河川環境データベース　国土交通省)に従った。

注2)選定基準の法令等の名称及び選定基準の内容については、表3.2-27を参照。

表 3.2-44(3)　注目すべき種(クモ類・昆虫類)

No.	目名	科名	種名（和名）	学名	重要種				
					【1】	【2】	【3】	【4】	【5】
95	チョウ	ヤガ	コシロシタバ	*Catocala actaea*			NT	NT	
96			ヌマベウスキヨトウ	*Chilodes pacificus*			VU	VU	
97			カギモンハナオイアツバ	*Cidariplura signata*			NT	NT	
98			オオトモエ	*Erebus ephesperis*				NT	
99			ミツボシキリガ	*Eupsilia tripunctata*				DD	
100			キスジウスキヨトウ	*Globia sparganii*			VU	VU	
101			キシタアツバ	*Hypena claripennis*			NT	NT	
102			チョウセンコウスグロアツバ	*Hypertrocon umbrosalis*				DD	
103			オオチャバネヨトウ	*Nonagria puengeleri*			VU	VU	
104			ギンモンアカヨトウ	*Plusilla rosalia*			VU	NT	
105			マガリスジコヤガ	*Protodeltote wiscotti*			VU	NT	
106			イチモジヒメヨトウ	*Xylomoia fusei*			VU	NT	
107	ハエ	ガガンボ	ミカドガガンボ	*Holorusia mikado*				DD	
108		ハナアブ	ニトベベッコウハナアブ	*Volucella linearis*				DD	
109			スズキベッコウハナアブ	*Volucella suzukii*				DD	
110	コウチュウ	オサムシ	ヨツボシツヤナガゴミムシ	*Abacetus tanakai*				VU	
111			オオヨツボシゴミムシ	*Dischissus mirandus*				NT	
112			オグラヒラタゴミムシ	*Agonum ogurae*				NT	
113			アオヘリミズギワゴミムシ	*Bembidion leucolenum*				VU	
114			ムナビロツヤミズギワゴミムシ	*Bembidion pogonoides*				VU	
115			クロカタビロオサムシ	*Calosoma maximowiczi*				NT	
116			アカガネオサムシ本州亜種	*Carabus granulatus telluris*			VU	EN	
117			アキタクロナガオサムシ	*Carabus porrecticollis porrecticollis*				NT	
118			セアカオサムシ	*Carabus tuberculosus*			NT	NT	
119			コアトワアオゴミムシ	*Chlaenius hamifer*				VU	
120			オサムシモドキ	*Craspedonotus tibialis*				NT	
121			コハンミョウモドキ	*Elaphrus punctatus*			EN	VU	
122			ワタラセハンミョウモドキ	*Elaphrus sugai*			EN	EN	
123			チビアオゴミムシ	*Eochlaenius suvorovi*			EN	VU	
124			ツヤアオゴモクムシ	*Harpalus chalcentus*				VU	
125			チョウセンゴモクムシ	*Harpalus crates*			VU	NT	
126			アリスアトキリゴミムシ	*Lachnoderma asperum*			DD	VU	
127			ハガクビナガゴミムシ	*Odacantha hagai*			DD	NT	
128			イグチケブカゴミムシ	*Peronomerus auripilis*			NT	NT	
129			トネガワナガゴミムシ	*Pterostichus bandotaro*				VU	
130			リョウモウナガゴミムシ	*Pterostichus ryomoensis*				NT	
131		ハンミョウ	ホソハンミョウ	*Cylindera gracilis*			VU	EN	
132		ゲンゴロウ	トダセスジゲンゴロウ	*Copelatus nakamurai*			VU	VU	
133			クロゲンゴロウ	*Cybister brevis*			NT	VU	
134			シマゲンゴロウ	*Hydaticus bowringii*			NT	EN	
135			ケシゲンゴロウ	*Hyphydrus japonicus*			NT	NT	
136			コウベツブゲンゴロウ	*Laccophilus kobensis*			NT		
137			キベリマメゲンゴロウ	*Platambus fimbriatus*			NT	NT	
138		ミズスマシ	オオミズスマシ	*Dineutus orientalis*			NT	VU	
139			ミズスマシ	*Gyrinus japonicus*			VU	EN	
140			コオナガミズスマシ	*Orectochilus punctipennis*			VU	VU	
141		コガシラミズムシ	マダラコガシラミズムシ	*Haliplus sharpi*			VU	VU	
142		セスジガムシ	セスジガムシ	*Helophorus auriculatus*			EN	EN	
143		ガムシ	コガムシ	*Hydrochara affinis*			DD	DD	
144			ガムシ	*Hydrophilus acuminatus*			NT	EN	

注1)種名及び分類は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト　令和５年版」(令和５年　河川環境データベース　国土交通省)に従った。

注2)選定基準の法令等の名称及び選定基準の内容については、表3.2-27を参照。

表 3.2-44(4)　注目すべき種(クモ類・昆虫類)

No.	目名	科名	種名（和名）	学名	重要種				
					【1】	【2】	【3】	【4】	【5】
145	コウチュウ	シデムシ	ヤマトモンシデムシ	*Nicrophorus japonicus*			NT	NT	
146			ヒメヒラタシデムシ	*Thanatophilus sinuatus*				NT	
147		クワガタムシ	オオクワガタ	*Dorcus hopei binodulosus*			VU	EN	
148		コガネムシ	アカマダラハナムグリ	*Anthracophora rusticola*			DD	NT	
149			オオフタホシマグソコガネ	*Aphodius elegans elegans*				VU	
150			オオコフキコガネ	*Melolontha frater*				NT	
151			マルエンマコガネ	*Onthophagus viduus*				EN	
152		タマムシ	アオマダラタマムシ	*Nipponobuprestis amabilis*				NT	
153		ホタル	ゲンジボタル	*Luciola cruciata*				NT	
154			ヘイケボタル	*Luciola lateralis*				NT	
155		テントウムシ	ムモンチャイロテントウ	*Micraspis kurosai*				NT	
156			ナカイケミヒメテントウ	*Scymnus nakaikemensis*				VU	
157		カミキリムシ	ヤマトチビコバネカミキリ	*Leptepania japonica*				NT	
158			ベニバハナカミキリ	*Paranaspia anaspidoides*				VU	
159			マルクビケマダラカミキリ	*Trichoferus campestris*				NT	
160		ハムシ	オオルリハムシ	*Chrysolina virgata*			NT	VU	
161			キアシネクイハムシ	*Donacia bicoloricornis*				DD	
162			イネネクイハムシ	*Donacia provostii*				DD	
163	ハチ	コマユバチ	ウマノオバチ	*Euurobracon yokohamae*			NT	VU	
164		ヒメバチ	ミズバチ	*Agriotypus gracilis*			DD	VU	
165		セイボウ	オオセイボウ	*Stilbum cyanurum*				DD	
166		アリ	トゲアリ	*Polyrhachis lamellidens*			VU	VU	
167		スズメバチ	モンスズメバチ	*Vespa crabro*			DD	DD	
168			チャイロスズメバチ	*Vespa dybowskii*				DD	
169		ドロバチモドキ	ニッポンハナダカバチ	*Bembix niponica*			VU	VU	
170		ミツバチ	クロマルハナバチ	*Bombus ignitus*			NT	DD	
171		コハナバチ	アオスジハナバチ	*Nomia incerta*				DD	
172		ハキリバチ	トモンハナバチ	*Anthidium septemspinosum*				NT	
	13 目	76 科	172 種		0 種	1 種	83 種	171 種	2 種

注1)種名及び分類は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト　令和５年版」(令和５年　河川環境データベース　国土交通省)に従った。

注2)選定基準の法令等の名称及び選定基準の内容については、表3.2-27を参照。

3）生態系

計画地及びその周辺の生態系を把握するため、植生区分及び地形区分から環境類型区分を行い、生態系を特徴づける種について整理した。

① 植生区分の状況

前掲図 3.2-20 に示す植生図によると、計画地及びその周辺の植生は、主に水田雑草群落、市街地が大半をしめており、そのほかに緑の多い住宅地、工場地帯、畑雑草群落の植生が見られる。

これらの植生は表 3.2-45 に示す植生自然度の１、２、７に該当し、植生区分は表 3.2-46 に示す樹林環境、水田環境、畑・草地環境、市街地環境に該当する。

表 3.2-45　植生自然度区分基準

植生自然度	区　分	分基準
10	自然草地	高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区
9	自然林	エゾマツートドマツ群集、ブナ群集等、自然植生のうち多層の植物社会を形成する地区
8	二次林(自然林に近いもの)	ブナ・ミズナラ再生林、シイ・カシ萌芽林等代償植生であっても、特に自然植生に近い地区
7	二次林	クリーミズナラ群落、クヌギーコナラ群落等、一般には二次林と呼ばれる代償植生地区
6	植林地	常緑針葉樹、落葉針葉樹、常緑広葉樹等の植林地
5	二次草原(背の高い草原)	ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原
4	二次草原(背の低い草原)	シバ群落等の背丈の低い草原
3	農耕地(樹園地)	果樹園、桑園、茶畑、苗圃等の樹園地
2	農耕地(水田・畑)緑の多い住宅地等	畑地、水田等の耕作地、緑の多い住宅地
1	市街地、造成地等	市街地、造成地等の植生のほとんど存在しない地区
その他	自然裸地・開放水域	－

資料：「植生自然度区分基準」（令和７年４月閲覧、環境省自然環境局生物多様性センターホームページ）

表 3.2-46　植生区分基準

植生区分	区分基準
樹林環境	クヌギ-コナラ群集、スギ・ヒノキ・サワラ植生
河川環境	ヨシクラス、開放水域
水田環境	水田雑草群落、放棄水田雑草群落
畑・草地環境	伐採跡地群落、ゴルフ場・芝地、路傍・空地雑草群落、果樹園、畑雑草群落、
市街地環境	市街地、緑の多い住宅地、工場地帯、造成地
樹林環境	クヌギ-コナラ群集、スギ・ヒノキ・サワラ植生

資料：「植生自然度区分基準」（令和７年４月閲覧、環境省自然環境局生物多様性センターホームページ）

② 地形区分の状況

国土交通省の土地分類基本調査による前掲図 3.2-16 に示す地形分類図によると、計画地は平たんな地形となっており、全域が谷底平野及び後背低地となっている。

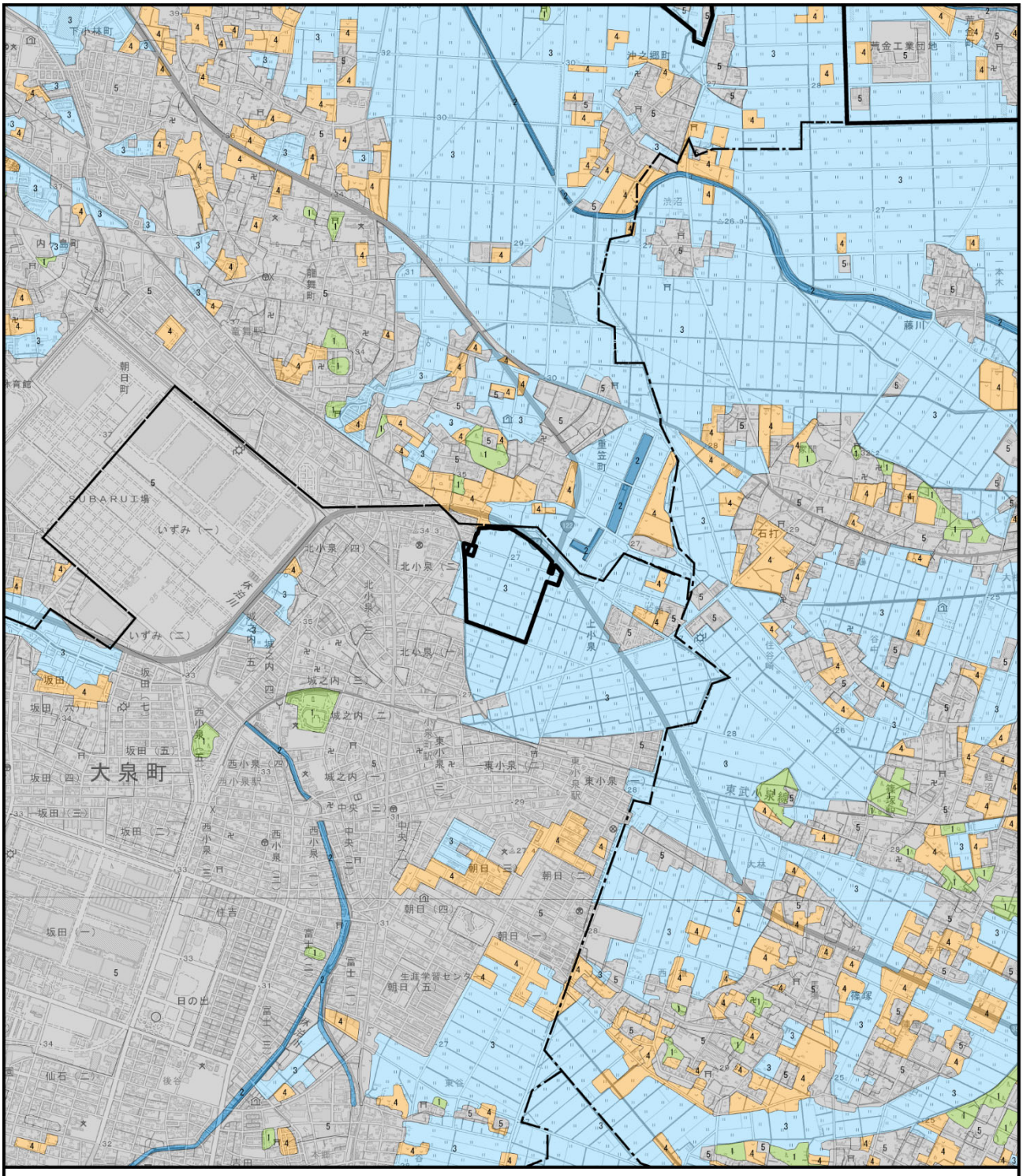
計画地周辺は砂質台地１、人工改変地、砂礫台地等から構成される。

③ 環境類型区分の状況

植生区分及び地形区分から、計画地及びその周辺の環境類型区分を行った結果は、図 3.2-22 に示すとおりである。

計画地及びその周辺は、樹林、河川、水田、畑・草地、市街地の５環境に区分された。計画地及びその周辺は、平地に水田、台地に市街地が分布するが、そのほかに土地利用に大きな違いは見られないことから、植生による環境類型区分とした。

計画地は水田環境に区分されていたが、令和７年（2025 年）４月現在は他事業による造成工事が行われている。計画地周辺は水田環境及び市街地環境が主体となっており、畑・草地環境、樹林環境及び河川環境が周辺に点在している。



注）計画地では、他事業による造成工事が行われている（令和７年（2025年）４月現在）。
資料：「自然環境調査Web-GIS　植生調査（1/2.5万）」より作成　（令和７年４月閲覧、環境省自然環境局生物多様性センターホームページ）
出典：「電子地形図25,000」（国土地理院）

図 3.2-22　環境類型区分

1：30,000
0　300　600　900m

N

④ 生態系の状況

計画地及びその周辺に生息・生育する可能性のある動植物の生態的特性及び食物連鎖上の関係などを踏まえ、表 3.2-47 に示す「上位性」、「典型性」及び「特殊性」の観点から、当該地域の生態系を特徴づける種を表 3.2-48 のとおり整理した。

計画地は全体が水田環境であり、その周辺にも水田が多く水田雑草群落が成立している。上位性の種としてイタチ、ノスリ、サギ類、典型性の種としては、ニホンアマガエル、ドジョウ、トンボ類があげられる。

計画地周辺の西側は工場や住宅地が広がる市街地環境で、上位性の種としてカラス類、典型性の種としてハクセキレイ、アブラゼミがあげられる。

また、点在する樹林環境では、上位性の種としてオオタカ、フクロウ、典型性の種としてエナガ、ヤマガラ、コクワガタがあげられる。

計画地周辺の北西側には藤川が、西側には休泊川が河川環境として分布しており、上位性の種としてイタチ、サギ類、カワウ、典型性の種としてカルガモ、オイカワ、カワニナがあげられる。

なお、特殊性については、計画地及びその周辺において特殊な地形、地質、植生及び種は確認されなかった。

表 3.2-47　地域を特徴づける生態系の注目種（上位性、典型性、特殊性）の考え方

抽出基準	定　義
上位性	地域を特徴づける生態系の上位に位置する動物。行動圏が広く、多様な環境を利用する動物の中で、より大型でかつ個体数が少ない肉食動物を抽出する。
典型性	地域を特徴づける生態系において、相対的に分布域が広い植生の中で優占する植物種または植物群落、それらを捕食する動物（一次消費者など）、個体数が多い動物を抽出する。
特殊性	地域を特徴づける生態系において、相対的に分布域が狭い環境、または質的に特殊な環境に依存して生息・生育する動植物種を抽出する。レッドデータブック掲載種、レッドリスト掲載種である場合は、生息・生育息が限定されている種とする。

表 3.2-48　計画地及びその周辺の生態系を特徴づける種

環境類型区分	植生区分	動物種		
		上位性	典型性	特殊性
樹林環境	・クヌギ-コナラ群集 ・スギ･ヒノキ･サワラ植林	・オオタカ ・フクロウ	・エナガ ・ヤマガラ ・コクワガタ	－
河川環境	・ヨシクラス ・開放水域	・イタチ ・サギ類 ・カワウ	・カルガモ ・オイカワ ・カワニナ	－
水田環境	・水田雑草群落 ・放棄水田雑草群落	・イタチ ・ノスリ ・サギ類	・ニホンアマガエル ・ドジョウ ・トンボ類	－
畑・草地環境	・路傍･空地雑草群落 ・畑雑草群落	・タヌキ ・ノスリ ・チョウゲンボウ	・アズマモグラ ・ムクドリ ・バッタ類	－
市街地環境	・市街地 ・緑の多い住宅地	・ハシブトカラス	・ハクセキレイ ・アブラゼミ	－

（５）人と自然との触れ合い

１）景　観

① 景観特性

計画地及びその周辺は田畑が広がっており、周辺には事業場、住宅等が点在している。計画地周辺は主に田園景観及び住宅地景観を呈している。

② 景観資源の状況

「第３回自然環境保全基礎調査　自然環境情報図」（平成元年３月、環境省）によると、計画地周辺には景観資源は存在しない。

③ 主な視点場の状況

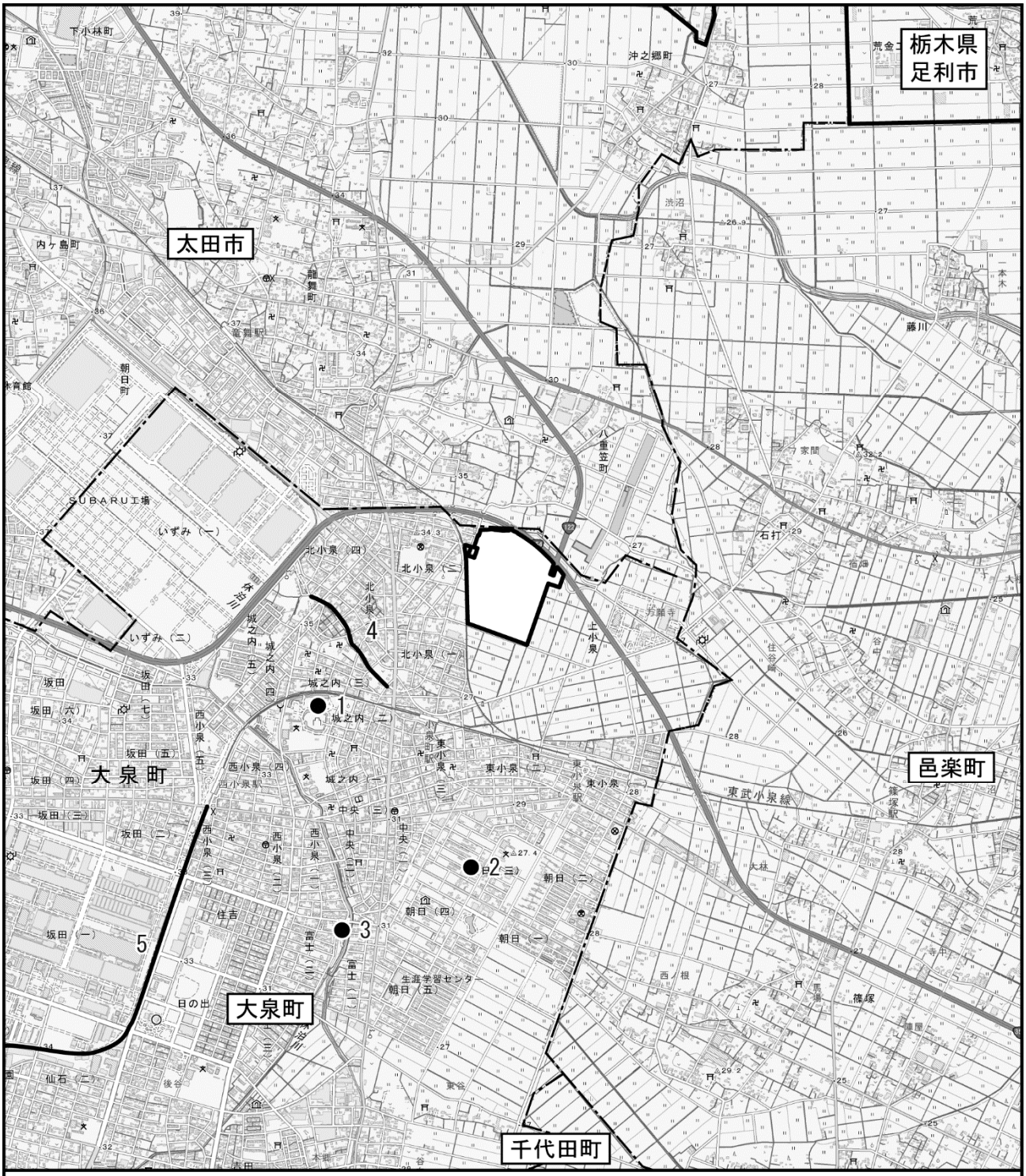
計画地周辺における主な視点場の状況は、表 3.2-49 及び図 3.2-23 に示すとおりである。

計画地周辺における主な視点場としては、不特定多数の市民が利用する緑道、公園、神社等が存在する。

表 3.2-49　主な視点場の状況

地　点	名　称	所在地	概　要	計画地境界からの方位・距離
1	城之内公園	大泉町 城之内 2-24	1489 年に築城された「小泉城」の本丸と二の丸の一部を整備した公園。 約 210 本の桜の木が植えられ、桜の名所として、花見の時期には町内外から多くの花見客が訪れる。	南西 約 0.9km
2	いずみの杜御正作公園	大泉町朝日 4-7	大泉町の東側に位置する近隣公園。公園の中央には池があり、池を中心に周りを散策することができる。池の北側には芝生広場が広がっている。	南 約 1.2km
3	浅間神社	大泉町富士 2-23-11	江戸時代から受け継がれる伝統行事「初山」や日頃から地域住民に親しまれる神社。	南南西 約 1.6km
4	分水堀緑道	大泉町	分水堀緑道は町の北側に位置する約800ｍの緑道。緑道内には遊歩道が整備され、自然に親しみながら散策することができる。	南西 約 0.5km
5	いずみ緑道	大泉町	いずみ緑道は町のほぼ中央を南北に縦断する総延長約2.8キロメートルの自然豊かな緑道。緑道内は、100 種類を超える樹木に彩られ、四季の移り変わりを感じることができる。	南西 約 1.6km

資料：「心にググっと観光ぐんま」（令和７年４月閲覧、群馬県観光公式サイト）
「大泉町観光マップ」（令和７年４月閲覧、大泉町観光協会）



凡　例

- 計画地
- 県　界
- 市町界
- 視点場（1～5）

資料：「心にググっと観光ぐんま」（令和７年４月閲覧、群馬県観光公式サイト）
「大泉町観光マップ」（令和７年４月閲覧、大泉町観光協会）
出典：「電子地形図25,000」（国土地理院）

図 3.2-23　主な視点場の状況

1：30,000
0　300　600　900m

N

２）自然との触れ合いの場

① 触れ合い利用の状況

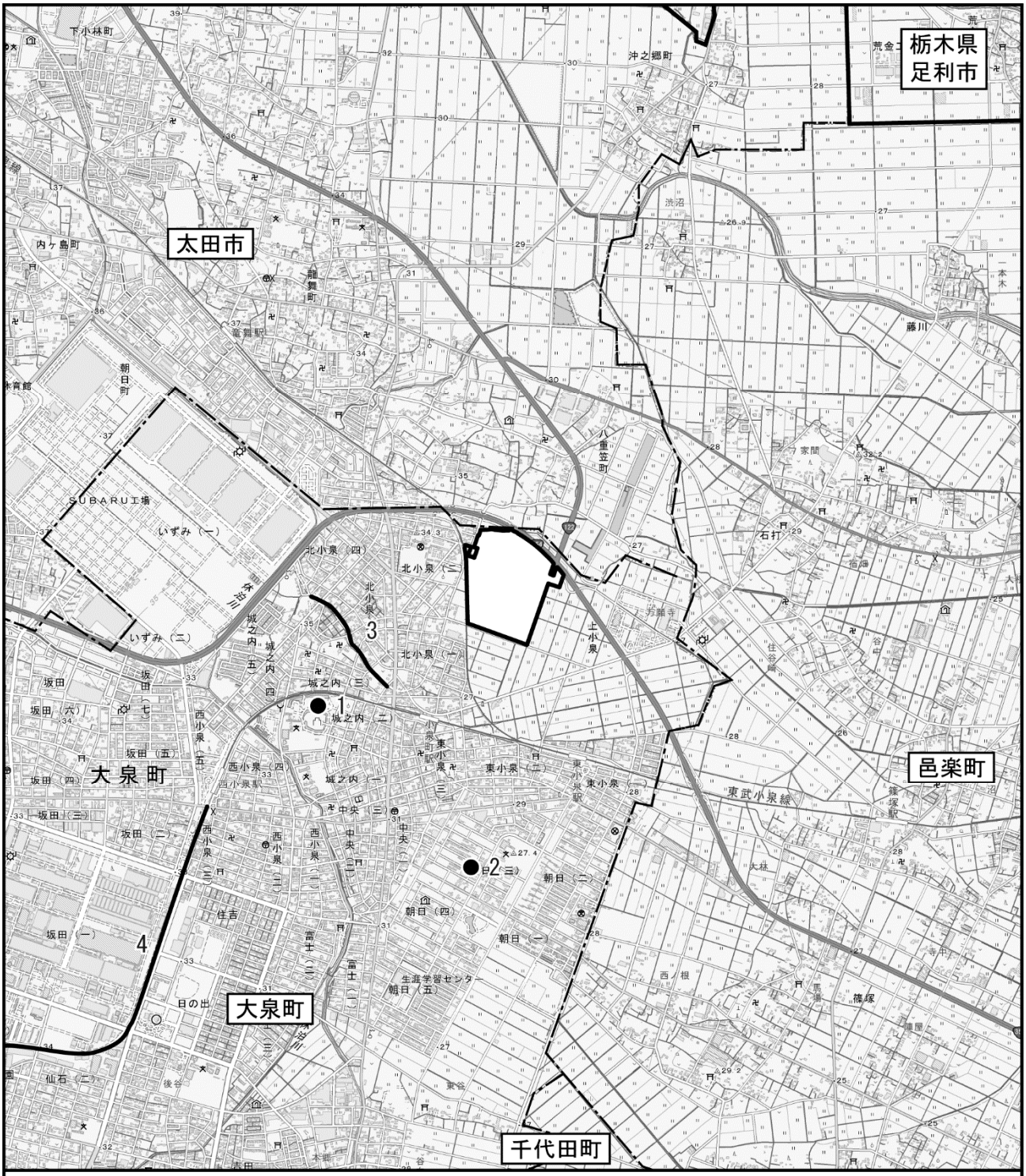
計画地及びその周辺における主な自然との触れ合いの利用施設等の分布状況は、表3.2-50 及び図 3.2-24 に示すとおりである。

計画地周辺には、自然との触れ合いの利用施設として、緑道、公園等が存在する。

表 3.2-50　主な自然との触れ合いの利用施設等の状況

地　点	名　称	所在地	概　要	計画地境界からの方位・距離
1	城之内公園	大泉町城之内2-24	1489 年に築城された「小泉城」の本丸と二の丸の一部を整備した公園。約 210 本の桜の木が植えられ、桜の名所として、花見の時期には町内外から多くの花見客が訪れる。	南西約 0.9km
2	いずみの杜御正作公園	大泉町朝日4-7	大泉町の東側に位置する近隣公園。公園の中央には池があり、池を中心に周りを散策することができる。池の北側には芝生広場が広がっている。	南約 1.2km
3	分水堀緑道	大泉町	分水堀緑道は町の北側に位置する約800ｍの緑道。緑道内には遊歩道が整備され、自然に親しみながら散策することができる。	南西約 0.5km
4	いずみ緑道	大泉町	いずみ緑道は町のほぼ中央を南北に縦断する総延長約 2.8 キロメートルの自然豊かな緑道。緑道内は、100 種類を超える樹木に彩られ、四季の移り変わりを感じることができる。	南西約 1.6km

資料：「心にググっと観光ぐんま」（令和７年４月閲覧、群馬県観光公式サイト）
「大泉町観光マップ」（令和７年４月閲覧、大泉町観光協会）



凡　例

- 計画地
- 県　界
- 市町界
- 自然との触れ合いの利用施設等（1～4）

資料：「心にググっと観光ぐんま」（令和７年４月閲覧、群馬県観光公式サイト）
「大泉町観光マップ」（令和７年４月閲覧、大泉町観光協会）
出典：「電子地形図25,000」（国土地理院）

図 3.2-24　主な自然との触れ合いの利用施設等の状況

1：30,000
0　300　600　900m

N

3）文化財

① 歴史・文化特性

計画地及びその周辺には、県の史跡に指定されている「塚廻古墳群第４号古墳」や、大泉町に指定されている「小泉神社本殿及び彫刻」等がある。大泉町、太田市及び邑楽町における指定文化財等の数は、国指定文化財 14 件、県指定文化財 30 件が存在する。

② 指定文化財の状況

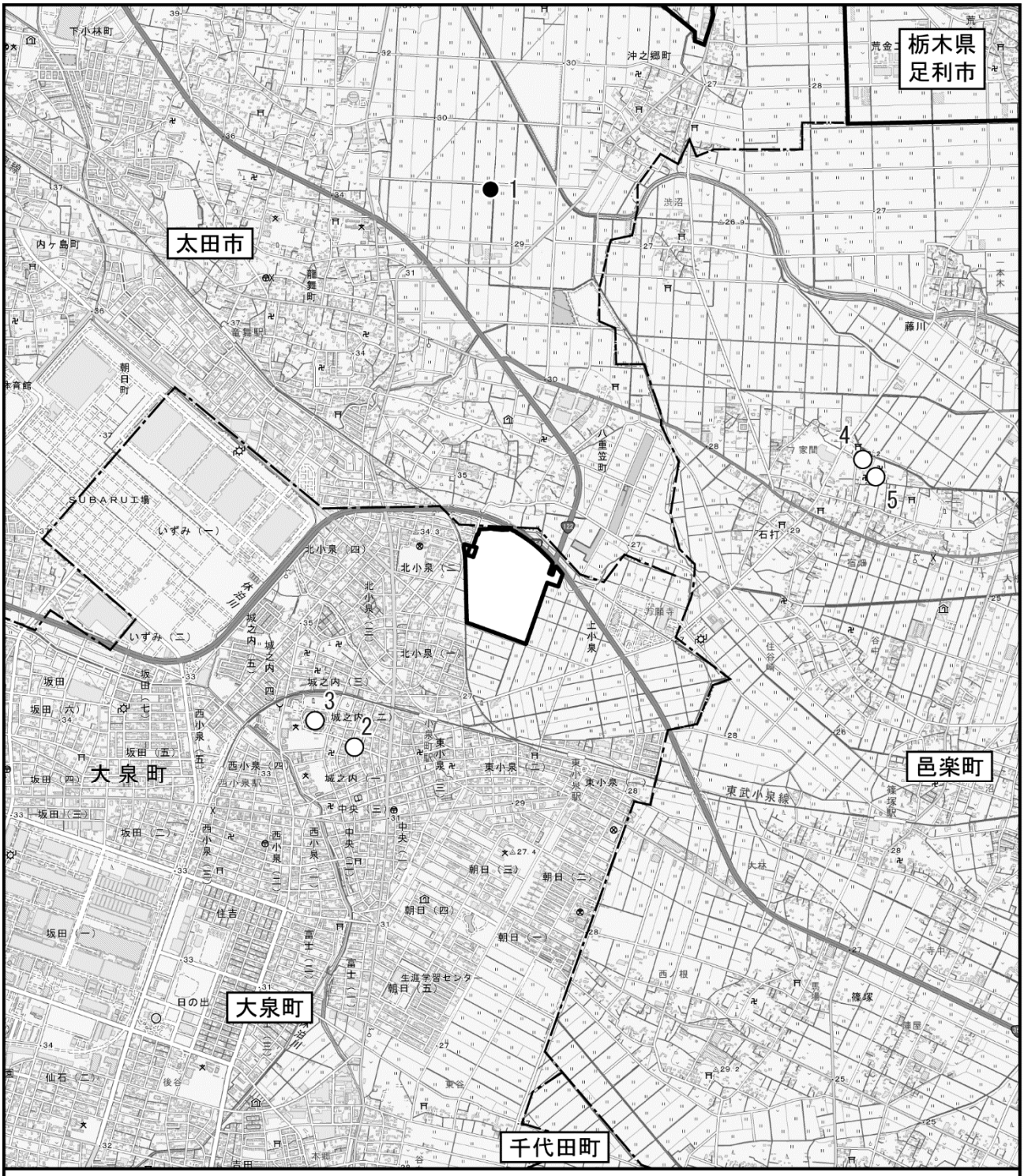
計画地及びその周辺における指定文化財の状況は、表 3.2-51 及び図 3.2-25 に示すとおりである。

計画地周辺には大泉町指定重要文化財である小泉城跡（富岡城跡）及び小泉神社本殿及び彫刻等が存在する。

表 3.2-51　指定文化財の状況

地　点	分　類	名　称	所在地
1	県指定古墳	塚廻古墳群第4号古墳	太田市龍舞町 3089
2	大泉町指定文化財	小泉神社本殿及び彫刻	大泉町城之内一丁目 2225 番地
3		小泉城跡（富岡城跡）	大泉町城之内二丁目 2060～2065 番地
4	邑楽町指定文化財	松本古墳群第 3・9・10・11・12・13・20 号古墳	邑楽町大字松本地内
5		慶徳寺山門	大字石打・慶徳寺地内

資料：「群馬県の文化財」（令和６年12月９日現在、群馬県地域創成部ホームページ）
「大泉町の町指定文化財」（令和７年４月閲覧、大泉町ホームページ）
「邑楽町の文化財」（令和３年３月、邑楽町教育委員会）



凡　例

- 計画地
- 県指定（1）
- 町指定（2～5）
- ● 県指定（1）
- ○ 町指定（2～5）

資料：「群馬県の文化財」（令和６年12月９日現在、群馬県地域創成部ホームページ）
「大泉町の町指定文化財」（令和７年４月閲覧、大泉町ホームページ）
「邑楽町の文化財」（令和３年３月、邑楽町教育委員会）
出典：「電子地形図25,000」（国土地理院）

図 3.2-25　指定文化財の状況

1：30,000
0　300　600　900m

N

③ 埋蔵文化財の状況

計画地及びその周辺における埋蔵文化財の状況は、表 3.2-52(1)～(2)及び図 3.2-26 に示すとおりである。

計画地周辺には多くの埋蔵文化財が存在しており、計画地は間之原東遺跡（地点６）の一部が含まれている。

表 3.2-52(1)　埋蔵文化財の状況

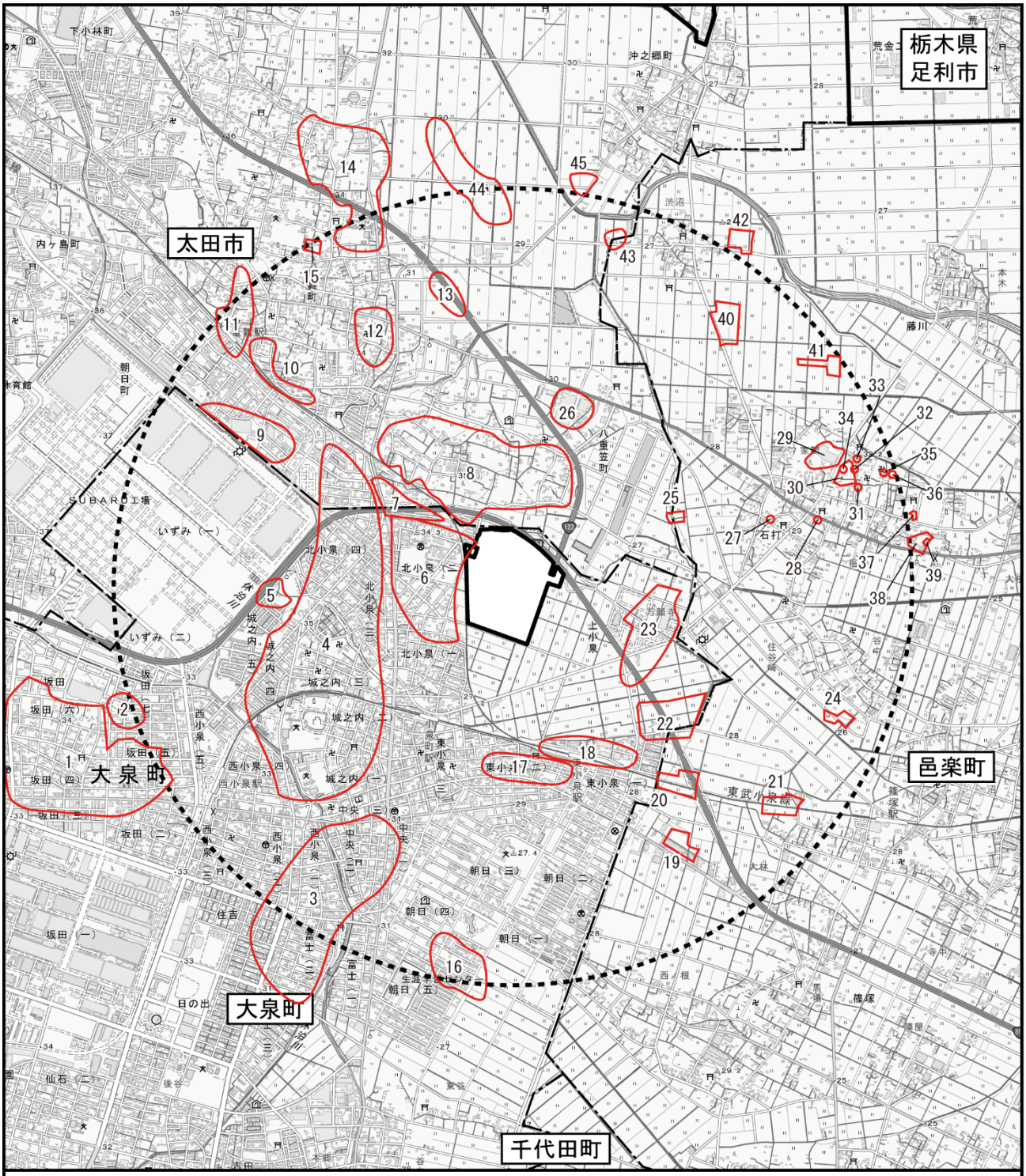
地　点	遺跡名	時　代	種　別	現　況
1	坂田遺跡	縄文、古墳、奈良、平安	散布地、集落	宅地、畑地、道路
2	松下遺跡	弥生	散布地	宅地、畑地、道路
3	横町遺跡	奈良、平安	散布地、集落	宅地、畑地、道路
4	大泉町間之原遺跡	縄文、弥生、古墳、奈良、平安	散布地、集落、城館、古墳	宅地、畑地、道路、その他
5	柳町遺跡	縄文	散布地	宅地、水田、畑地、道路
6	間之原東遺跡	縄文、古墳、奈良、平安	散布地、集落	宅地、畑地、道路、その他
7	間之原遺跡	縄文、古墳、平安、近世	集落、古墳、墓その他	宅地、道路
8	石神遺跡	縄文、古墳	集落	宅地、畑地
9	大塚遺跡	古墳、奈良、平安	散布地	宅地
10	神明遺跡	古墳、奈良、平安	集落	宅地、その他(市営住宅)
11	御霊遺跡	縄文	集落	宅地
12	龍舞落打遺跡	古墳、奈良、平安	集落	道路
13	小町田遺跡	縄文、古墳、奈良、平安	集落	水田、道路
14	賀茂遺跡	縄文、古墳、奈良、平安	集落	道路、その他
15	龍舞館跡	中世	城館	宅地
16	御正作遺跡	旧石器、縄文、古墳、奈良、平安	散布地、集落、墓その他	宅地、畑地、道路
17	横根宿遺跡	縄文、古墳	散布地、集落、古墳	宅地、畑地、道路
18	寿崎遺跡	奈良、平安	散布地、集落	宅地、道路、その他
19	鶉岡南遺跡	古墳	散布地	畑地
20	鶉岡遺跡	古墳	散布地	畑地
21	寺中小泉線北遺跡	古墳	散布地	畑地
22	細谷遺跡	古墳	散布地、集落、古墳	水田、道路
23	万願寺遺跡	古墳、奈良、平安	散布地、社寺	水田、畑地、道路、その他
24	住谷崎遺跡	古墳	散布地	山林
25	山の神遺跡	古墳	散布地	山林
26	龍舞深町遺跡	古墳、奈良、平安	集落	その他(工場)
27	光明寺前遺跡	古墳	散布地	畑地
28	松本古墳群 01 号墳	古墳	古墳	その他
29	石打城跡	中世	城館	山林
30	諏訪神社東	縄文、古墳、平安、中世	散布地	山林
31	松本古墳群 05 号墳	古墳	古墳	山林
32	松本古墳群 04 号墳	古墳	古墳	山林
33	松本古墳群 03 号墳	古墳	古墳	その他
34	松本古墳群 02 号墳	古墳	古墳	その他
35	松本古墳群 06 号墳	古墳	古墳	山林
36	松本古墳群 07 号墳	古墳	古墳	山林
37	松本古墳群 08 号墳	古墳	古墳	その他(古墳)

資料：「マッピングぐんま」（令和７年４月閲覧、群馬県知事戦略部ホームページ）

表 3.2-52(2)　埋蔵文化財の状況

地　点	遺跡名	時　代	種　別	現　況
38	家間遺跡	古墳	散布地	山林
39	松本古墳群 28 号墳	古墳	古墳	畑地
40	三反田遺跡	縄文	散布地	水田
41	沼遺跡	古墳	散布地	水田
42	渋沼東遺跡	古墳	散布地	その他
43	樋ノ上遺跡	古墳	散布地	水田
44	塚廻り古墳群	古墳	古墳	水田、その他(史跡)
45	安房田遺跡	古墳、平安	集落	水田

資料：「マッピングぐんま」（令和７年４月閲覧、群馬県知事戦略部ホームページ）



凡　例

- 計画地
- 概況調査範囲（計画地中心から２km）
- 県　界
- 市町界
- 埋蔵文化財（1～45）

資料：「マッピングぐんま」（令和７年４月閲覧、群馬県知事戦略部ホームページ）
出典：「電子地形図25,000」（国土地理院）

図 3.2-26　埋蔵文化財位置図

1：30,000
0　300　600　900m

N

（６）環境への負荷

１）廃棄物等

① 地域の廃棄物処理の状況

群馬県における一般廃棄物の排出量の状況は表 3.2-53 に、大泉町、太田市及び邑楽町における一般廃棄物の排出量の状況は表 3.2-54 に示すとおりである。

群馬県、大泉町、太田市及び邑楽町の一般廃棄物の排出量は減少傾向にある。

表 3.2-53　群馬県における一般廃棄物の排出量の状況

単位：万トン

種　類	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
生活系	51.1	51.2	52.9	50.8	50.0
事業系	17.0	17.1	15.7	15.9	16.1
集団回収	3.3	3.0	2.2	2.1	2.1
合計	71.4	71.3	70.8	68.8	68.2

資料：「一般廃棄物の排出量の推移」（令和７年４月閲覧、群馬県環境情報サイトECOぐんま）

表 3.2-54　一般廃棄物の排出量の状況

単位：トン

項　目	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
大泉町	16,517	16,735	15,060	15,174	14,373
太田市	82,463	81,439	79,156	78,337	77,026
邑楽町	9,546	10,002	8,683	8,644	8,273

資料：「一般廃棄物処理実態調査結果」（令和７年４月閲覧、環境省ホームページ）

② 廃棄物処理能力の状況

「群馬県一般廃棄物処理広域化マスタープラン」（令和３年３月改訂、群馬県環境森林部）によると、計画地が存在する太田館林ブロックには、焼却施設（RDF・堆肥化含む）が５ヶ所、粗大・資源化施設が３ヶ所、最終処分場が２ヶ所、し尿処理施設が５ヶ所設置されている。

２）温室効果ガス

① 地域の温暖化防止対策の取組状況等

群馬県では、「群馬県地球温暖化対策実行計画 2021-2030」（令和３年３月、群馬県知事戦略部）において、2040 年における群馬県の将来像を「『脱炭素社会』の実現に向けた、豊かで持続可能な群馬県」と定め、温室効果ガス排出量の削減目標を、再生可能エネルギー導入目標、県有施設の温室効果ガス削減目標（事務事業編）を立てている。各目標については、表 3.2-55 に示すとおりである。

太田市では、「第２次太田市環境基本計画・太田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）・太田市気候変動適応計画 2022-2026」（令和４年３月、太田市）が策定されている。本計画において、温室効果ガス排出量の削減目標が掲げられており、その内容は表 3.2-56 に、取組方針は表 3.2-57 に示すとおりである。

大泉町では、「大泉町環境基本計画」（2024（令和６）年３月、大泉町）において、2030 年度の町域における二酸化炭素の排出量目標が掲げられている。大泉町における二酸化炭素排出量の目標値は表 3.2-58 に示すとおりである。

表 3.2-55　「群馬県地球温暖化対策実行計画 2021-2030」における目標

目　標	目標年度	内　容
温室効果ガス排出量の削減目標	2030 年度	基準年度（2013 年度）比で 50%削減 （削減対策 44%削減＋森林吸収量 6%削減）
再生可能エネルギー導入目標		77 億 kWh/年 （大規模水力 31 億 kWh/年、大規模水力以外 46 億 kWh）
県有施設の温室効果ガス削減目標（事務事業編）		基準年度（2013 年度）比で 44%削減

資料：「群馬県地球温暖化対策実行計画2021-2030（第1次改定版）」（令和３年３月、群馬県知事戦略部）

表 3.2-56　太田市における温室効果ガス排出量の削減目標

目　標	目標年度	内　容
市域からの温室効果ガス排出量の削減目標	2026 年度	2013（平成 25）年度比で 32%削減
	2030 年度	2013（平成 25）年度比で 46%削減

資料：「第２次太田市環境基本計画・太田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）・太田市気候変動適応計画 2022-2026」（令和４年３月、太田市）

表 3.2-57　太田市における温室効果ガス排出量削減の取組方針

取り組み方針	内　容
取組方針１：省エネルギー化の促進	１　家庭の省エネルギー化の促進 太田市民にとって、取り組みやすく効果的な省エネルギー対策に関する情報の提供や学習講座等を開催し、省エネルギー行動の啓発と習慣化を促進する。 ２　事業所の省エネルギー化の促進 事業者にとって、取り組みやすく効果的な小エネルギー対策に関する情報の提供やセミナーを開催し、省エネルギー行動の啓発と習慣化を促進する。 ３　公共施設の省エネルギー化の促進 市役所をはじめとする公共施設においては、「太田市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、市の事務事業に係る省エネルギー対策を推進する。
取組方針２：再生可能エネルギーの導入	１　再生可能エネルギーの導入促進 再生可能エネルギーの導入を促進するため、太陽光発電システムや省エネルギー型住宅等に関する情報の発信や啓発を推進する。 ２　広域連携による再生可能エネルギーの調達の促進 全国の自治体や企業との広域的連携によるカーボンオフセット、再生可能エネルギーの調達方法について検討する。
取組方針３：まちの脱炭素化の推進	１　省エネルギーに配慮した建物、設備への転換の促進 戸建て住宅や集合住宅の新築及び増改築時には、省エネルギー化に配慮した建物・設備とするよう普及・啓発を行う。 ２　公共交通、自転車利用の促進 自動車の使用について次世代自動車の普及を図るとともに、エコドライブへの心がけを啓発するため、PR を展開する。 また、太田市民や太田市を訪れた人が鉄道やバスなどの公共交通機関や自転車、徒歩により快適に移動ができる利便性の高いまちづくりを推進する。 ３　エネルギーの面的利用の推進 災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの構築やエネルギーの面的利用等に向けた取り組みを推進する。

資料：「第２次太田市環境基本計画・太田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）・太田市気候変動適応計画 2022-2026」（令和４年３月、太田市）

表 3.2-58　大泉町における温室効果ガス排出量の達成目標

目　標	目標年度	内　容
町域における二酸化炭素排出量	2030 年度	現状値：471 千 t-C02（2019(令和元)年度） 目標値：320 千 t-C02（2030(令和 12)年度）

資料：「大泉町環境基本計画」（令和６年３月、大泉町）

３）オゾン層破壊物質

群馬県では、「群馬県の生活環境を保全する条例」（平成 12 年３月、群馬県条例第 50 号）において、オゾン層破壊物質であるクロロフルオロカーボン及びハイドロクロロフルオロカーボンについて大気中への排出を抑制する旨を規定している。「群馬県の生活環境を保全する条例」に定められるクロロフルオロカーボン及びハイドロクロロフルオロカーボンは表 3.2-59 に示すとおりである。

表 3.2-59　「群馬県の生活環境を保全する条例」に定められる
クロロフルオロカーボン及びハイドロクロロフルオロカーボン

物質名	
トリクロロフルオロメタン	ジクロロフルオロメタン
ジクロロジフルオロメタン	クロロジフルオロメタン
トリクロロトリフルオロエタン	クロロフルオロメタン
ジクロロテトラフルオロエタン	テトラクロロフルオロエタン
クロロペンタフルオロエタン	トリクロロジフルオロエタン
クロロトリフルオロメタン	ジクロロトリフルオロエタン
ペンタクロロフルオロエタン	クロロテトラフルオロエタン
テトラクロロジフルオロエタン	トリクロロフルオロエタン
ヘプタクロロフルオロプロパン	ジクロロジフルオロエタン
ヘキサクロロジフルオロプロパン	クロロトリフルオロエタン
ペンタクロロトリフルオロプロパン	ジクロロフルオロエタン
テトラクロロテトラフルオロプロパン	クロロジフルオロエタン
トリクロロペンタフルオロプロパン	クロロフルオロエタン
ジクロロヘキサフルオロプロパン	ヘキサクロロフルオロプロパン
クロロヘプタフルオロプロパン	ペンタクロロジフルオロプロパン
	テトラクロロトリフルオロプロパン
	トリクロロテトラフルオロプロパン
	ジクロロペンタフルオロプロパン
	クロロヘキサフルオロプロパン
	ペンタクロロフルオロプロパン
	テトラクロロジフルオロプロパン
	トリクロロトリフルオロプロパン
	ジクロロテトラフルオロプロパン
	クロロペンタフルオロプロパン
	テトラクロロフルオロプロパン
	トリクロロジフルオロプロパン
	ジクロロトリフルオロプロパン
	クロロテトラフルオロプロパン
	トリクロロフルオロプロパン
	ジクロロジフルオロプロパン
	クロロトリフルオロプロパン
	ジクロロフルオロプロパン
	クロロジフルオロプロパン
	クロロフルオロプロパン

資料：「群馬県の生活環境を保全する条例施行規則」（平成12年７月、群馬県規則第109号）

3.3 社会経済状況

（１）人口・産業

１）人　口

群馬県、大泉町、太田市及び邑楽町における人口及び世帯数の推移は、表 3.3-1 に示すとおりである。

近年、人口は大泉町及び太田市では横ばい傾向に、群馬県及び邑楽町では減少傾向ある。世帯数は群馬県、太田市及び大泉町では概ね増加しており、邑楽町は横ばい傾向にある。

表 3.3-1　人口及び世帯数の推移

区　分	群馬県		大泉町		太田市		邑楽町	
年	世帯数（世帯）	人　口（人）	世帯数（世帯）	人　口（人）	世帯数（世帯）	人　口（人）	世帯数（世帯）	人　口（人）
令和元年	805,678	1,937,626	19,075	41,775	91,661	221,521	9,985	25,848
令和２年	805,252	1,939,110	19,043	42,089	92,531	223,014	9,728	25,522
令和３年	811,013	1,926,325	19,137	41,968	93,062	222,166	9,809	25,356
令和４年	816,816	1,913,236	19,471	42,003	93,827	221,325	9,926	25,094
令和５年	824,021	1,900,840	19,522	41,680	95,214	221,286	10,271	25,150

注）表中は各年とも10月１日の値である。

資料：「第66回群馬県統計年鑑（令和２年刊行）」（令和７年４月閲覧、群馬県統計情報提供システム）
「第67回群馬県統計年鑑（令和３年刊行）」（令和７年４月閲覧、群馬県統計情報提供システム）
「第68回群馬県統計年鑑（令和４年刊行）」（令和７年４月閲覧、群馬県統計情報提供システム）
「第69回群馬県統計年鑑（令和５年刊行）」（令和７年４月閲覧、群馬県統計情報提供システム）
「第70回群馬県統計年鑑（令和６年刊行）」（令和７年４月閲覧、群馬県統計情報提供システム）

２）産　業

① 産業構造の特性及び変化

群馬県、大泉町、太田市及び邑楽町における産業別事業所数及び就業者数（令和３年６月１日）は、表 3.3-2 に示すとおりである。

大泉町及び邑楽町の就業者数は、第二次産業の割合が高く、特に製造業が多い。また、群馬県及び太田市の就業者数は、第三次産業の割合が高く、特に卸売業、小売業が多い。

表 3.3-2　産業別事業所数及び就業者数（令和３年６月１日）

産業分類	群馬県		大泉町		太田市		邑楽町	
	事業所数	就業者数	事業所数	就業者数	事業所数	就業者数	事業所数	就業者数
	上段：所 下段：%	上段：人 下段：%	上段：所 下段：%	上段：人 下段：%	上段：所 下段：%	上段：人 下段：%	上段：所 下段：%	上段：人 下段：%
総　数	85,003	895,790	1,414	20,951	9,440	124,406	935	11,427
	－	－	－	－	－	－	－	－
第一次産業	835	9,420	4	61	55	627	10	70
	1.0	1.1	0.3	0.3	0.6	0.5	1.0	0.6
農林漁業	835	9,420	4	61	55	627	10	70
	1.0	1.1	0.3	0.3	0.6	0.5	1.0	0.6
第二次産業	19,190	281,743	296	10,729	2,295	51,176	305	5,926
	22.6	31.4	20.9	51.2	24.3	41.2	32.7	51.9
鉱業、採石業、砂利採取業	29	212	－	－	－	－	－	－
	0.0	0.0	－	－	－	－	－	－
建設業	9,424	56,301	121	461	890	5,826	98	536
	11.1	6.3	8.6	2.2	9.4	4.7	10.5	4.7
製造業	9,737	225,230	175	10,268	1,405	45,350	207	5,390
	11.5	25.1	12.4	49.0	14.9	36.5	22.2	47.2
第三次産業	64,978	604,627	1,114	10,161	7,090	72,603	620	5,431
	76.4	67.5	78.8	48.5	75.1	58.3	66.3	47.5
電気・ガス・熱供給・水道業	290	2,571	－	－	40	315	－	－
	0.3	0.3	－	－	0.4	0.3	－	－
情報通信業	598	8,619	13	74	64	922	3	7
	0.7	1.0	0.9	0.4	0.7	0.7	0.3	0.1
運輸業、郵便業	2,009	50,235	34	722	324	7,772	45	944
	2.4	5.6	2.4	3.5	3.4	6.2	4.8	8.3
卸売業、小売業	19,722	164,361	334	2,599	2,120	19,637	204	1,831
	23.2	18.4	23.6	12.4	22.5	15.8	21.8	16.0
金融業、保険業	1,407	19,820	24	287	144	2,011	8	35
	1.7	2.2	1.7	1.4	1.5	1.6	0.9	0.3
不動産産業、物品賃貸業	5,298	15,867	71	176	688	1,959	28	102
	6.2	1.8	5.0	0.8	7.3	1.6	3.0	0.9
学術研究、専門・技術サービス業	3,325	23,764	48	520	333	2,834	24	93
	3.9	2.7	3.4	2.5	3.5	2.3	2.6	0.8
宿泊業、飲食サービス業	8,884	62,191	169	1,077	873	7,386	77	39
	10.5	6.9	12.0	5.1	9.3	5.9	8.2	3.5
生活関連サービス業、娯楽業	7,576	33,022	139	435	773	3,492	77	270
	8.9	3.7	9.8	2.1	8.2	2.8	8.2	2.4
教育、学習支援業	2,397	24,943	39	310	274	3,140	20	116
	2.8	2.8	2.8	1.5	2.9	2.5	2.1	1.0
医療、福祉	7,170	121,602	111	1,278	756	11,193	63	1,007
	8.4	13.6	7.9	6.1	8.0	9.0	6.7	8.8
複合サービス事業	475	6,300	5	153	36	370	6	43
	0.6	0.7	0.4	0.7	0.4	0.3	0.6	0.4
サービス業（他に分類されないもの）	5,827	71,332	127	2,530	665	11,572	65	589
	6.9	8.0	9.0	12.1	7.0	9.3	7.0	5.2

資料：「第70回群馬県統計年鑑（令和６年刊行）」（令和７年４月閲覧、群馬県統計情報提供システム）

（２）資源利用

１）土地利用

① 地目別面積

群馬県における土地利用の現況（令和５年）は表 3.3-3 に、計画地が位置する大泉町における土地利用の現況（平成 28 年）は表 3.3-4 に、太田市における土地利用の現況（令和５年）は表 3.3-5 に、邑楽町における土地利用の現況（令和４年）は表 3.3-6 に示すとおりである。

群馬県における土地利用は「森林」が約 67%で最も多くを占めている。また、大泉町においては「住・商・工用地」が約 44%、太田市及び邑楽町においては「宅地」が最も多く、それぞれ約 24～約 32%を占めている。

表 3.3-3　地目別土地利用の現況（群馬県、令和５年）

単位：上段　km^2、下段　%

区分	総数	田	畑	宅地	水面、河川、水路（池沼）	森林（山林）	原野等	その他（雑種地、道路を含む）
群馬県	6,362.0	242.0	407.0	491.0	263.0	4,248.0	12.0	700.0
	100.0	3.8	6.4	7.7	4.1	66.8	0.2	11.0

資料：「土地利用の現況の推移」（令和７年４月閲覧、群馬県統計情報提供システム）

表 3.3-4　地目別土地利用の現況（大泉町、平成 28 年）

単位：上段　km^2、下段　%

区分	総数	田	畑	住・商・工用地	水面	山林	その他自然地	その他[注)]
大泉町	18.0	1.7	1.4	7.9	1.0	0.1	1.0	5.0
	100.0	9.6	7.6	43.7	5.4	0.4	5.7	27.6

注）「その他」は、公共施設用地、道路・鉄道等、公共空地、その他の空地の合計。
資料：「第二次大泉町都市計画マスタープラン（一部改訂版）」（令和３年３月、大泉町）

表 3.3-5　地目別土地利用の現況（太田市、令和５年）

単位：上段　km^2、下段　%

区分	総数	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地その他
太田市	175.5	26.8	39.0	55.5	0.5	7.3	0.2	46.3
	100.0	15.3	22.2	31.6	0.3	4.1	0.1	26.3

資料：「統計　おおた　令和６年版」（令和７年３月、太田市）

表 3.3-6　地目別土地利用の現況（邑楽町、令和４年）

単位：上段　km^2、下段　%

区分	総数	田	畑	住宅	池沼	山林	原野	雑種地その他
邑楽町	31.1	8.8	7.1	7.6	0.1	1.0	0	6.6
	100.0	28.2	22.8	24.4	0.3	3.1	0	21.3

資料：「土地利用に関する情報について」（令和７年４月閲覧、邑楽町ホームページ）

② 都市計画の用途地域

計画地及びその周辺における「都市計画法」（昭和 43 年６月、法律第 100 号）に基づく用途地域の指定状況（令和３年１月時点）は、図 3.3-2 に示すとおりである。

計画地は工業専用地域となっており、計画地周辺は第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、工業地域に指定されている。

２）水利用

① 利　水

計画地周辺を流れる休泊川を含む利根川水系邑楽・館林圏域河川の水利権の内訳は表 3.3-7 に示すとおり、「農業用水」が約 98%とほとんどを占めている。

利根川水系邑楽・館林圏域の河川は、図 3.3-1 に示すとおりである。

表 3.3-7　邑楽・館林圏域水利権内訳

項　目	農業用水	水道用水	工業用水	その他	合　計
取水量（m^3/s）	16.86	0.43	0.00	0.00	17.29
割合（%）	97.5	2.5	0.0	0.0	－

資料：「利根川水系　邑楽・館林圏域河川整備計画（変更）」（平成30年10月、群馬県県土整備部）



資料：「利根川水系　邑楽・館林圏域河川整備計画（変更）」（平成30年10月、群馬県県土整備部）

図 3.3-1　邑楽・館林圏域　河川図

② 漁業権

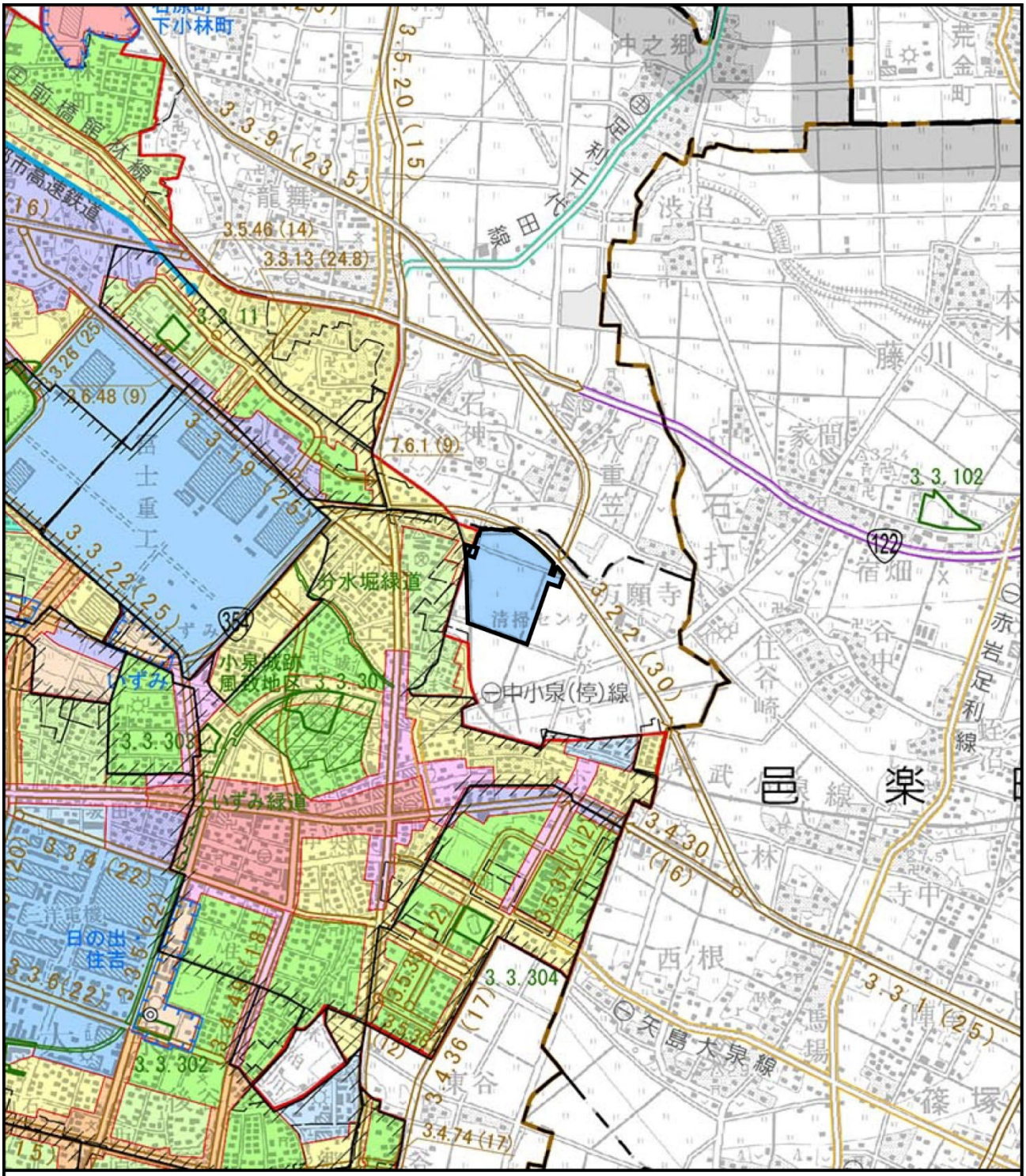
計画地周辺における第５種共同漁業権の設定状況は、表 3.3-8 及び図 3.3-3 に示すとおりである。

計画地周辺を流れる多々良川に漁業権が設定されている。

表 3.3-8　第５種共同漁業権の設定状況

免許番号	漁業権者名	河川、湖沼名	漁業権設定区域	主要対象魚種	免許期間
共第 13 号	日向漁業協同組合	多々良沼、多々良川、孫兵衛川	館林市、邑楽郡邑楽町	こい、ふな、うなぎ	R5.9.1～R15.8.31

資料：「群馬県第五種共同漁業権設定状況」（令和７年４月閲覧、群馬県漁業協同組合連合会ホームページ）



凡　例

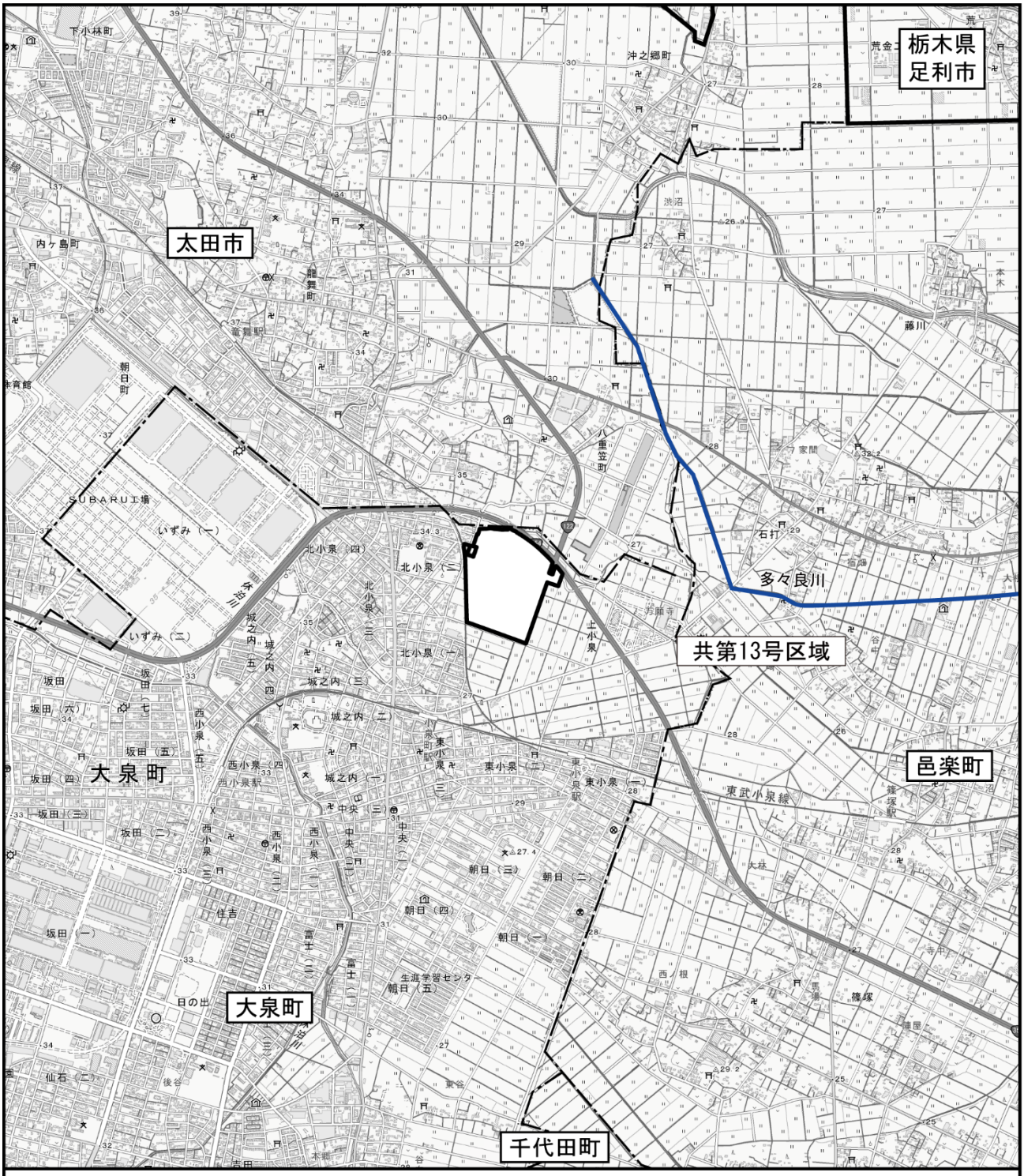
計画地	第一種低層住居専用地域	準工業地域	防火地域
県界	第一種中高層住居専用地域	工業地域	準防火地域
市町村界	第二種中高層住居専用地域	工業専用地域	都市計画道路
都市計画区域界	第一種住居地域	地区計画区域	国道
市街化区域界	第二種住居地域	都市計画公園	主要地方道
用途地域界	準住居地域	風致地区	一般県道
首都圏整備法都市開発区域	近隣商業地域	区画整理区域	都市高速鉄道
DID 国土数値情報人口集中地区H27	商業地域		

資料：「群馬県東毛広域都市計画図」（令和３年１月１日時点、群馬県県土整備部都市計画課）
「太田都市計画地区計画の変更（大泉町決定）」（令和６年５月10日告示、大泉町）

図 3.3-2　用途地域の指定状況

1：30，000
0　300　600　900m

N



凡　例

- 計画地
- 県　界
- 市町界
- 河　川

資料：「群馬県第五種共同漁業権設定状況」（令和７年４月閲覧、群馬県漁業協同組合連合会ホームページ）
出典：「電子地形図25,000」（国土地理院）

図 3.3-3　第５種共同漁業権の設定状況

1：30,000
0　300　600　900m

N

（３）社会資本整備

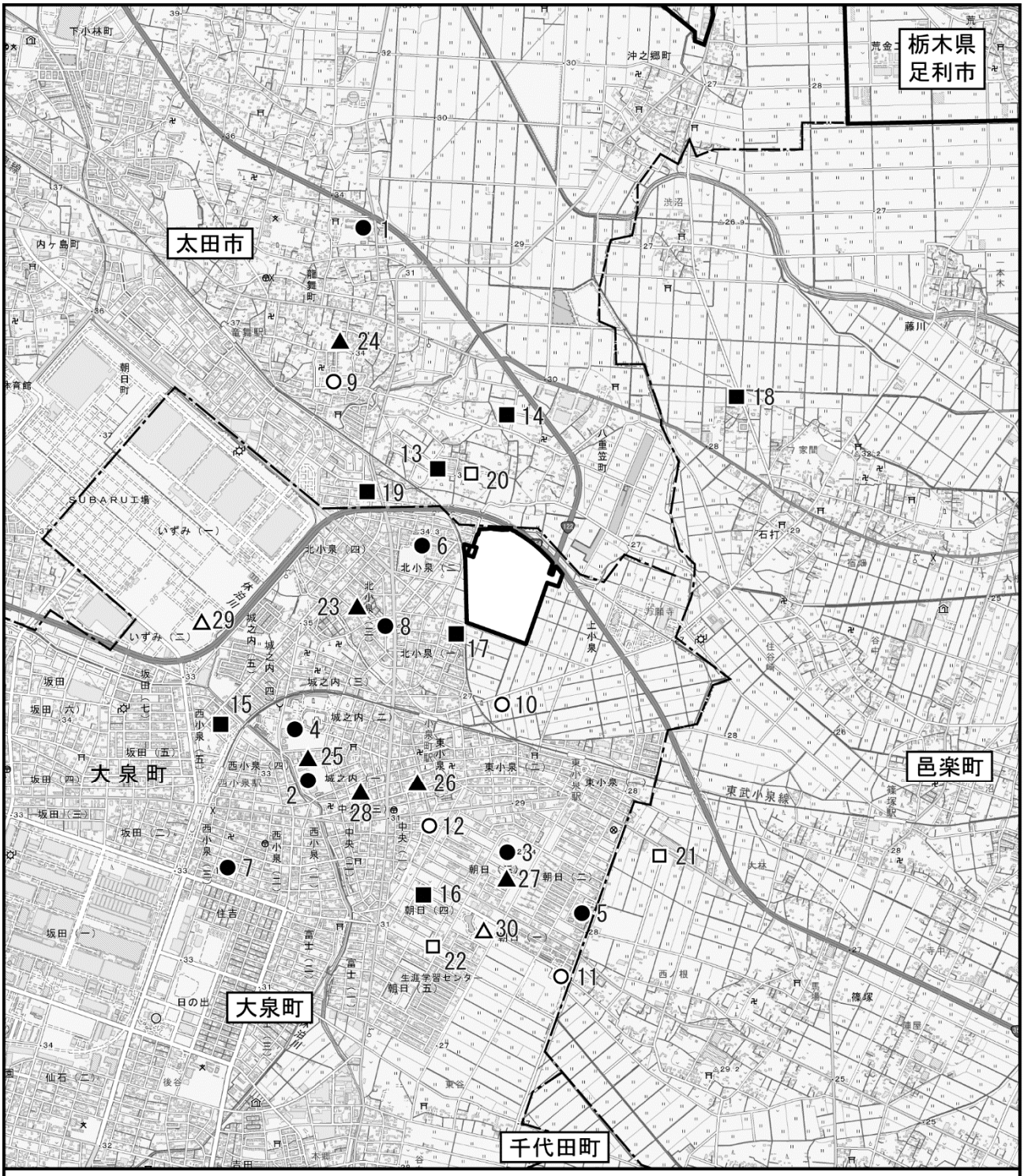
１）環境保全上配慮を要する施設等

計画地及びその周辺における環境保全上配慮を要する施設は表 3.3-9 及び図 3.3-4 に示すとおり、計画地の西側には県立大泉高等学校（地点６）が、北側には武蔵野病院（地点 20)、南側にはいずみの里（地点 17）が存在する。

表 3.3-9　環境保全上配慮を要する施設

地　点	施設等区分	名　称	所在地
1	学校・幼稚園	太田市立休泊小学校	太田市龍舞町 3816-3
2		大泉町立北小学校	大泉町城之内 1-21-1
3		大泉町立東小学校	大泉町朝日 3-7-1
4		大泉町立北中学校	大泉町城之内 2-24-1
5		県立西邑楽高等学校	大泉町朝日 2-3-1
6		県立大泉高等学校	大泉町北小泉 2-16-1
7		松原幼稚園	大泉町西小泉 3-6-22
8		えのき幼稚園	大泉町町北小泉 3-9-6
9	保育施設	休泊保育園	太田市龍舞町 1925-3
10		大泉町立北保育園	大泉町上小泉 1014-1
11		エンゼル保育園	大泉町大字下小泉 410
12		小規模保育園またあした	大泉町中央 1-19-10
13	介護・福祉施設	ケアライフ龍舞	太田市龍舞町 285
14		特別養護老人ホーム 高原園	太田市龍舞町 410-2
15		西小泉愛	大泉町西小泉 5-9-1
16		地域密着型特別養護老人ホームあさひ	大泉町朝日 4-17-30
17		いずみの里	大泉町北小泉 1-26-1
18		有料老人ホーム　ほほえみの里	邑楽町石打 1454-1
19		グループホームかえで	太田市龍舞町 5655
20	病　院	武蔵野病院	太田市龍舞町 293
21		おうら病院	邑楽町篠塚 3233-1
22		蜂谷病院	大泉町朝日 4-11-1
23	公民館・児童館・図書館等	高齢者ふれあいセンター北小泉	大泉町北小泉 3-16-2
24		休泊児童館	太田市龍舞町 1985-13
25		北児童館第二学童棟	大泉町城之内 1-21-1
26		北児童館・北児童館第一学童棟	大泉町中央 3-5-23
27		東児童館・東児童館第一学童棟・東児童館第二学童棟	大泉町朝日 3-6-1
28		ヴィアックス大泉町図書館	大泉町中央 3-11-21
29	運動施設	大泉スバル運動公園	大泉町いずみ 1-3086-33 外
30		御正作公園ソフトボール場	大泉町朝日 4-707-2 外

資料：「病院要覧」（令和７年３月末現在、群馬県健康福祉部ホームページ）
「特別養護老人ホーム施設一覧」（令和７年４月１日現在、群馬県健康福祉部ホームページ）
「有料老人ホーム施設一覧」（令和７年４月１日現在、群馬県健康福祉部ホームページ）
「介護老人保健施設一覧」（令和７年４月１日現在、群馬県健康福祉部ホームページ）
「施設紹介」（令和７年４月閲覧、社会福祉法人　同仁会ホームページ）
「邑楽町近隣老人保健施設一覧」（令和７年４月閲覧、邑楽町ホームページ）
「太田市立学校」（令和７年４月閲覧、太田市ホームページ）
「太田市立以外の学校」（令和７年４月閲覧、太田市ホームページ）
「太田市内の教育・保育施設一覧」（令和７年４月閲覧、太田市ホームページ）
「児童館・こども館一覧」（令和７年４月閲覧、太田市ホームページ）
「施設案内ページ一覧」（令和７年４月閲覧、大泉町ホームページ）
「町内の教育・保育施設一覧」（令和７年４月閲覧、大泉町ホームページ）



凡　例

▭	計画地	●	学校・幼稚園（1～8）
———	県　界	○	保育施設（9～12）
—·—·—	市町界	■	介護・福祉施設（13～19）
		□	病院（20～22）
		▲	公民館・児童館・図書館等（23～28）
		△	運動施設（29～30）

資料：「学校基本統計(学校基本調査）令和６年群馬県結果確報」（令和６年５月１日現在、群馬県総務部統計課）、「病院要覧」（令和７年３月末現在、群馬県健康福祉部ホームページ）
「一般診療所一覧」（令和７年３月末現在、群馬県健康福祉部ホームページ）、「介護老人保健施設(老健)一覧」（令和７年４月１日現在、群馬県健康福祉部ホームページ）
「養護老人ホーム施設一覧」（令和７年４月１日現在、群馬県健康福祉部ホームページ）、「軽費老人ホーム施設一覧」（令和７年４月１日現在、群馬県健康福祉部ホームページ）
「特別養護老人ホーム施設一覧」（令和７年４月１日現在、群馬県健康福祉部ホームページ）、「太田市立学校」（令和７年４月閲覧、太田市ホームページ）
「太田市立以外の学校」（令和７年４月閲覧、太田市ホームページ）、「太田市内の教育・保育施設一覧」（令和７年４月閲覧、太田市ホームページ）
「公共施設」（令和７年４月閲覧、太田市ホームページ）、「施設案内ページ一覧」（令和７年４月閲覧、大泉町ホームページ）、「町の施設」（令和７年４月閲覧、邑楽町ホームページ）
出典：「電子地形図25,000」（国土地理院）

図 3.3-4　環境保全上配慮を要する施設位置図

1：30,000
0　300　600　900m

N

2）交　通

① 道路、鉄道等交通網の分布

計画地及びその周辺における主要な道路及び鉄道等の分布状況は、図 3.3-5 に示すとおりである。

計画地への主なアクセス道路は、一般国道 354 号及び一般国道 122 号等があげられる。また、計画地周辺の主な駅は東武小泉線の東小泉駅、小泉駅、西小泉駅及び竜舞駅、東武小泉線、東武伊勢崎線及び東武桐生線の太田駅があげられる。

② 道路の利用状況

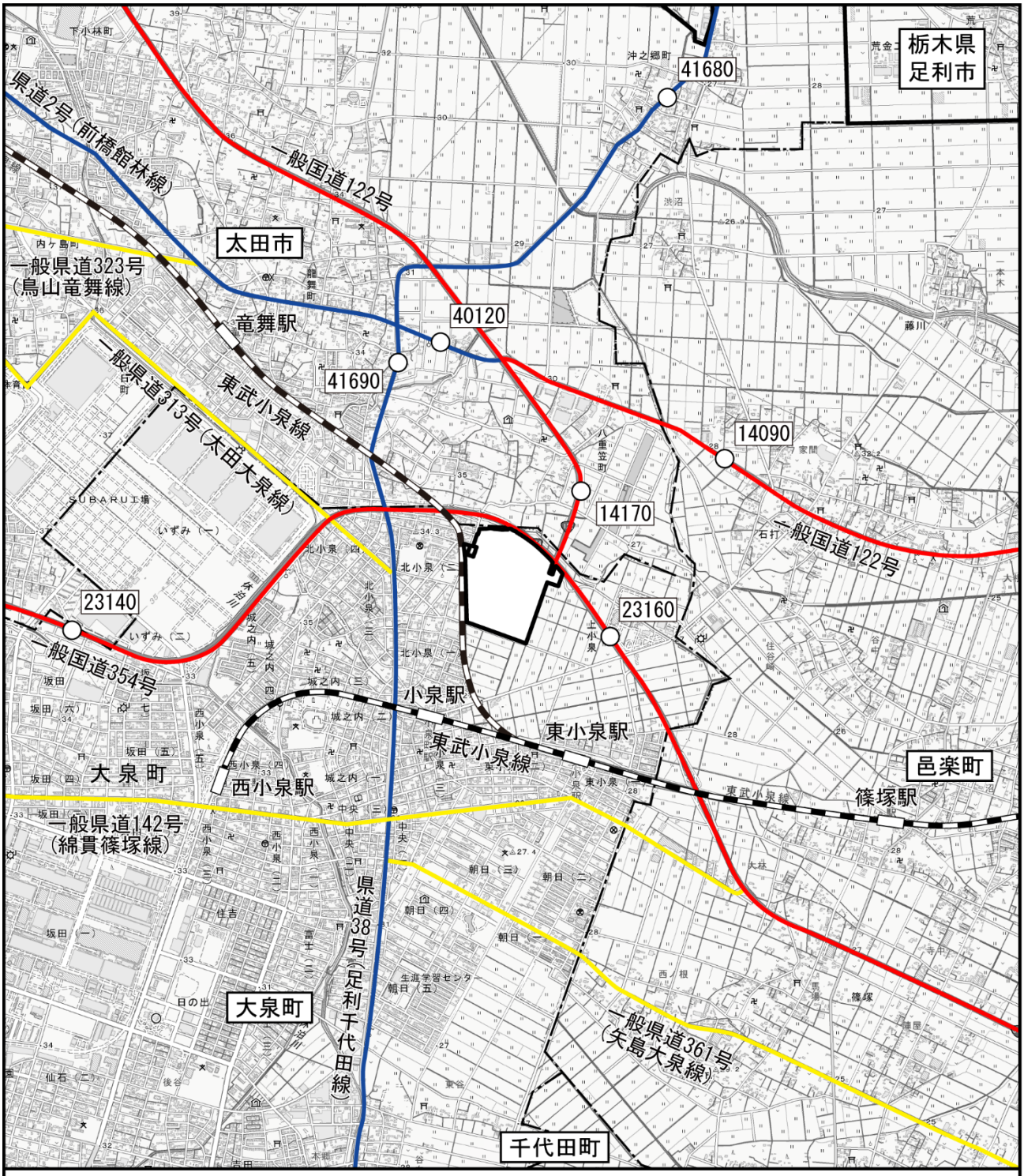
計画地及びその周辺の主要な道路における令和３年度の交通量の状況は表 3.3-10 に、調査区間は図 3.3-5 に示すとおりである。

平日 24 時間交通量調査結果は、計画地に隣接する一般国道 354 号（調査区間：23160）で 31,425 台、一般国道 122 号（調査区間：14170）で 12,424 台となっている。

表 3.3-10　主要道路における交通量の状況

区間番号	路線名	年　度	24 時間交通量（台/日）	12 時間交通量（台/12 時間）	12 時間大型車混入率（%）
14090	一般国道 122 号	H22	14,693	9,732	15.2
		H27	13,413	10,067	11.9
		R３	11,026	8,822	13.0
14170		H22	－	－	－
		H27	9,065	7,027	14.1
		R３	12,424	9,557	18.3
23140	一般国道 354 号	H22	11,004	8,354	16.2
		H27	28,612	21,676	11.7
		R３	34,226	24,623	21.1
23160		H22	－	－	－
		H27	26,978	19,549	13.0
		R３	31,425	22,938	18.3
40120	前橋館林線	H22	－	－	－
		H27	－	－	－
		R３	9,739	7,109	12.1
41680	足利千代田線	H22	18,691	13,845	20.4
		H27	10,536	7,863	10.9
		R３	11,528	8,868	13.1
41690		H22	17,095	12,663	17.3
		H27	16,369	12,216	9.4
		R３	16,121	12,121	12.5

資料：「令和３年度　全国道路・街路交通情勢調査　一般交通量調査　集計表」
（令和７年４月閲覧、国土交通省ホームページ）
「平成27年度　全国道路・街路交通情勢調査　一般交通量調査　集計表」
（令和７年４月閲覧、国土交通省ホームページ）
「平成22年度　全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）　一般交通量調査　集計表」
（令和７年４月閲覧、国土交通省ホームページ）



凡　例

計画地	一般国道	鉄道駅	
県　界	一般県道	○	調査区間番号
市町界	主要地方道		
	東武鉄道		

資料：「令和３年度　全国道路・街路交通情勢調査　一般交通量調査　集計表」（令和７年４月閲覧、国土交通省ホームページ）
「平成27年度　全国道路・街路交通情勢調査　一般交通量調査　集計表」（令和７年４月閲覧、国土交通省ホームページ）
「平成22年度　全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）　一般交通量調査　集計表」（令和７年４月閲覧、国土交通省ホームページ）
出典：「電子地形図25,000」（国土地理院）

図 3.3-5　主要な道路及び鉄道等の分布状況

1：30,000
0　300　600　900m

N

３）上下水道

① 上水道の普及状況

群馬県、大泉町、太田市及び邑楽町における上水道の普及状況は表 3.3-11 に示すとおり、令和４年度末において計画地が位置する大泉町の普及率は 99.8%、太田市、邑楽町及び群馬県全体の普及率は 99.5～99.8%となっている。

表 3.3-11　上水道の普及状況（令和４年度末）

項　目	群馬県	大泉町	太田市	邑楽町
行政区域内総人口（人）	1,924,139	41,762	222,196	25,767
計画給水人口（人）	2,230,469	42,000	223,601	26,005
現在給水人口（人）	1,914,755	41,680	221,764	25,706
普及率（%）	99.5	99.8	99.8	99.8

資料：「第70回群馬県統計年鑑（令和６年刊行）」（令和７年４月閲覧、群馬県統計情報提供システム）

② 下水道

群馬県、大泉町、太田市及び邑楽町における下水道の普及状況は表 3.3-12 に示すとおり、令和５年度末において計画地が位置する大泉町の普及率は 29.2%、太田市、邑楽町及び群馬県全体の普及率は 33.2～56.7%となっている。

群馬県、大泉町、太田市及び邑楽町における汚水処理人口の普及状況は表 3.3-13 に示すとおり、令和５年度末において計画地が位置する大泉町の汚水処理人口普及率は 75.5%で、太田市、邑楽町及び群馬県全体の普及率は 65.2～89.6%となっている。

表 3.3-12　下水道の普及状況（令和５年度末）

項　目	群馬県	大泉町	太田市	邑楽町
行政区域内総人口（千人）	1,912.6	41.4	222.3	25.7
下水道処理人口（千人）	1,084.7	12.1	112.0	8.5
下水道接続人口（千人）	978.4	9.6	85.1	7.2
下水道処理人口普及率（%）	56.7	29.2	50.4	33.2
下水道処理率（%）	51.2	23.2	38.3	28.0

注）下水道処理率（%）＝（下水道接続人口/市町村人口）×100

資料：「令和５年度末汚水処理普及状況」（令和７年４月閲覧、群馬県県土整備部ホームページ）

表 3.3-13　汚水処理人口の普及状況（令和５年度末）

項　目		群馬県	大泉町	太田市	邑楽町
行政区域内総人口（千人）		1,912.6	41.4	222.3	25.7
合併処理浄化槽	設置済人口（千人）	431.0	20.1	60.3	8.5
	下水道公示区域外人口（千人）	408.2	19.2	58.9	8.2
コミュニティプラント処理人口（千人）		18.6	0.0	11.7	0.0
農業集落排水	処理人口（千人）	114.6	0.0	16.7	0.0
	接続人口（千人）	93.2	0.0	12.8	0.0
下水道	処理人口（千人）	1,084.7	12.1	112.0	8.5
	接続人口（千人）	978.4	9.6	85.1	7.2
	処理人口普及率（%）	56.7	29.2	50.4	33.2
汚水処理設備整備人口（千人）		1,626.0	31.3	199.2	16.7
汚水処理人口（千人）		1,521.1	29.7	169.9	15.7
汚水処理人口普及率（%）		85.0	75.5	89.6	65.2
汚水処理率（%）		79.5	71.8	76.4	61.3

資料：「令和５年度末汚水処理普及状況」（令和７年４月閲覧、群馬県県土整備部ホームページ）

3.4　地域の環境保全の状況

（１）環境保全上の指定・規制

１）自然環境保全に係る地域

① 緑地等の保全地域の指定

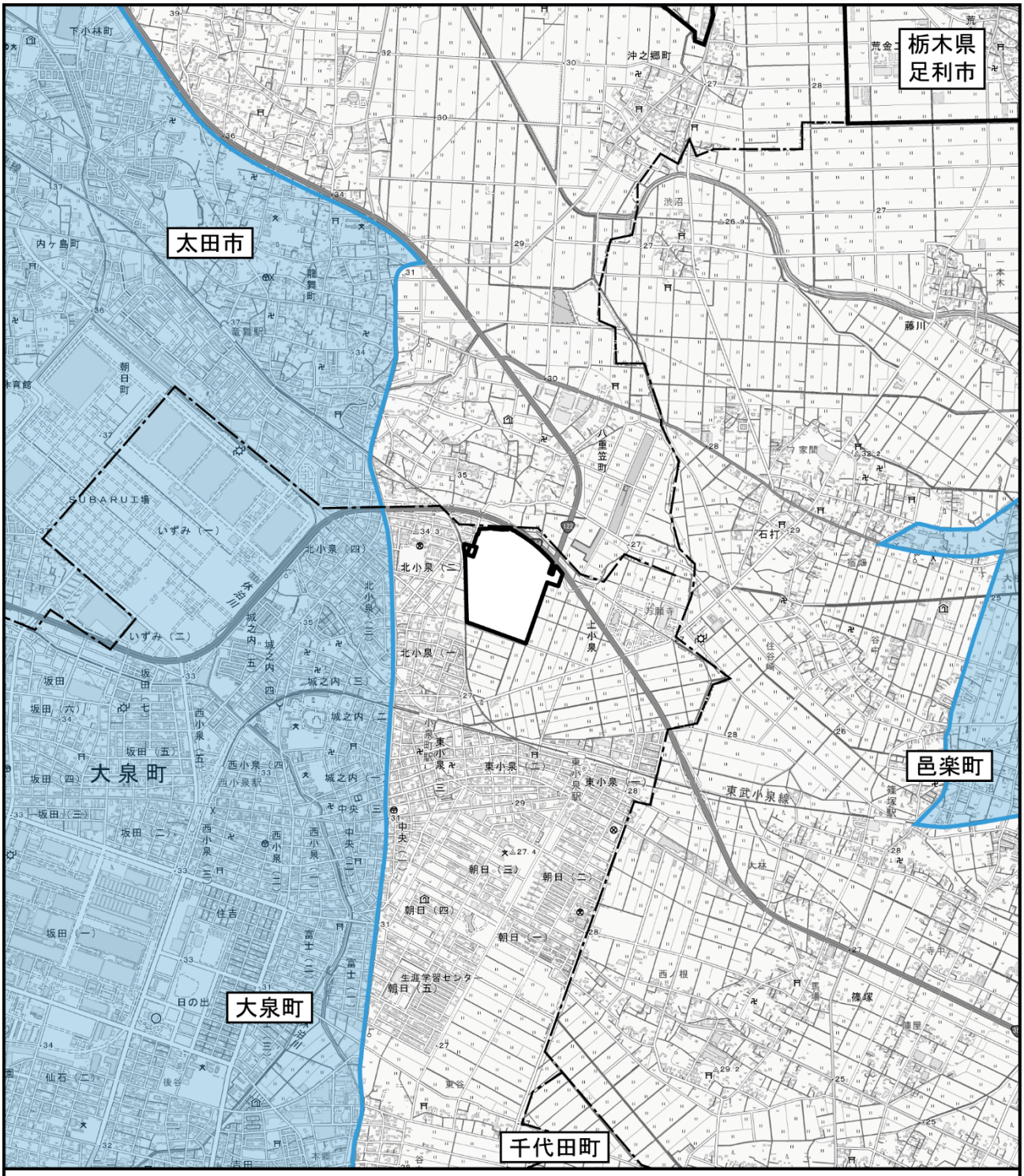
計画地及びその周辺に、「都市緑地法」（昭和 48 年９月、法律第 72 号）に基づく緑地保全地区は、存在していない。

また、計画地及びその周辺に、「群馬県自然環境保全条例」（昭和 48 年７月、条例第 24 号）に基づく群馬県自然環境保全地域及び緑地環境保全地域の指定はない。

② 鳥獣保護区の指定

計画地及びその周辺の鳥獣保護区の指定状況は、図 3.4-1 に示すとおりである。

計画地は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年７月、法律第 88 号）に基づく鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域、狩猟鳥獣捕獲禁止区域及び指定猟法禁止区域の指定はない。また、計画地西側に特定猟具使用禁止区域（銃）が存在する。



凡　例

計画地

特定猟具使用禁止区域（銃）

県　界

市町界

資料：「令和６年度　鳥獣保護区等位置図」（令和６年10月、群馬県環境森林部）
出典：「電子地形図25,000」（国土地理院）

図 3.4-1　鳥獣保護区位置図

1：30,000
0　300　600　900m

N

２）公害防止に係る地域

①大　気

（ア）大気汚染防止法

「大気汚染防止法」（昭和 43 年６月、法律第 97 号）に基づき、施設の種類・規模ごとに排出基準等が定められている。本事業においては、乾燥炉及びボイラーが「ばい煙発生施設」に該当し、塗装施設が「揮発性有機化合物排出施設」に該当する。

大泉町、太田市及び邑楽町における「大気汚染防止法」及び「群馬県の生活環境を保全する条例」（平成 12 年３月、条例第 50 号）に基づくばい煙発生施設に係る硫黄酸化物の規制（K 値規制）は表 3.4-1 に、ばいじん及び窒素酸化物の排出基準は表 3.4-2 に、揮発性有機化合物排出施設に係る排出基準は表 3.4-3 に示すとおりである。

表 3.4-1　大気汚染防止法の規制基準（K 値規制）と適用地域

地区名	排出基準	行政指導値
旧高崎市（八幡町、鼻高町、藤塚町、剣崎町） 安中市（中宿、安中、安中１丁目から５丁目まで、中宿１丁目、下間仁田、岩井、野殿、大谷、板鼻、板鼻１丁目及び２丁目）	6.0	－
旧高崎市（上記を除く地域）	9.0	8.0
旧渋川市	13.0	8.0
その他の区域	17.5	8.0

注1)旧高崎市とは、平成18年１月22日以前の合併前の高崎市を指す。
注2)旧渋川市とは、平成18年２月19日以前の合併以前の渋川市を指す。
資料：「大気汚染防止法」（昭和43年６月、法律第97号）
「群馬県の生活環境を保全する条例」（平成12年３月、条例第50号）

表 3.4-2　ばい煙発生施設（ボイラー、乾燥炉）に係るばいじん及び窒素酸化物の排出基準

施設名	規　模	排出基準		
	排出ガス （万 m^3N/h）	標準酸素濃度 （%）	ばいじん（一般） （g/m^3N）	窒素酸化物 （ppm）
ガス専焼ボイラー	４以上	5	0.05	60～100
	４未満	5	0.1	130～150
乾燥炉（その他）	４以上	16	0.15	230
	４未満	16	0.2	230

資料：「大気汚染防止法」（昭和43年６月、法律第97号）

表 3.4-3　揮発性有機化合物排出施設（塗装施設、乾燥炉）に係る排出基準

施　設	規　模	排出基準（ppmC）	
塗装施設 （吹付塗装を行うものに限る）	排風機の排風能力 100,000m^3/h 以上	自動車製造の用に供するもの	既設[注)]　700 新設　400
		その他のもの	700
塗装の用に供する乾燥施設 （吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く）	送風機の送風能力 10,000m^3/h 以上	木材・木製品（家具を含む）の製造の用に供するもの	1,000
		その他のもの	600

注）既設とは平成18年4月1日において現に設置されているもの（設置の工事がされているものを含む）
資料：「大気汚染防止法」（昭和43年６月、法律第97号）

（イ）ダイオキシン類対策特別措置法

「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年 7 月、法律第 105 号）に基づき特定施設を有する事業場には表 3.4-4 に示すとおり、排出ガスの排出基準が定められている。

表 3.4-4　ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準（排出ガス）

単位：ng-TEQ/m^3N

特定施設種類	施設規模（焼却能力）	新施設基準	既設施設基準
廃棄物焼却炉（火床面積が 0.5m^2以上、又は焼却能力が 50kg/h 以上）	4t/h 以上	0.1	1
	2t/h～4t/h	1	5
	2t/h 未満	5	10
製鋼用電気炉（変圧器の定格容量が 1,000 キロボルトアンペア以上）		0.5	5
焼結鉱（銑鉄の製造の用に供するものに限る。）の製造の用に供する焼結炉（原料の処理能力が 1t/h 以上）		0.1	1
亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉、乾燥炉（原料の処理能力が 0.5t/h 以上）		1	10
アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず（当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。）を使用するものに限る。）の用に供する焙焼炉、溶解炉、乾燥炉（焙焼炉、乾燥炉：原料の処理能力が 0.5t/h 以上、溶解炉：容量が１ｔ以上		1	5

注）既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用されていた廃棄物焼却炉（火格子面積が2m^2以上、又は焼却能力200kg/h以上）及び製鋼用電気炉については、上表の新設施設の排出基準が適用されている。

資料：「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年７月、法律第105号）

② 悪　臭

群馬県では、「悪臭防止法」（昭和 46 年６月、法律第 91 号）に基づき、住民の被害感覚と一致しやすいとされている臭気指数規制を推進しており、大泉町、太田市及び邑楽町は、臭気指数規制地域に指定されている。

大泉町、太田市及び邑楽町における悪臭に係る臭気規制区域の区分及び規制基準は、表 3.4-5(1)～(3)に示すとおりである。

なお、計画地は工業専用地域である。

表 3.4-5(1)　臭気指数の規制区域の区分及び規制基準（大泉町）

都市計画用途地域	規制基準（臭気指数）		
	１号基準 （敷地境界）	２号基準 （気体排出口）	３号基準 （排出水）
第一種低層住居専用地域	15	１号基準を基礎として、悪臭防止法施行規則（昭和 47 年、総理府令第 39 号）第６条の２に定める方法により算出する臭気排出強度又は臭気指数。	31
第二種低層住居専用地域	－		－
第一種中高層住居専用地域	15		31
第二種中高層住居専用地域	15		31
第一種住居地域	15		31
第二種住居地域	15		31
準住居地域	15		31
近隣商業地域	15		31
商業地域	15		31
準工業地域	21		37
工業地域	21		37
工業専用地域	21		37
市街化調整区域	21		37
用途未指定地域（非線引き）	－		－

注）網掛は、計画地が該当する用途地域を示す。

資料：「悪臭防止法第三条に規定する規制地域の指定及び同法第四条に規定する規制基準の設定」
（平成16年３月、群馬県告示第159号）

表 3.4-5(2)　臭気指数の規制区域の区分及び規制基準（太田市）

都市計画用途地域	規制基準（臭気指数）		
	1号基準 （敷地境界）	2号基準 （気体排出口）	3号基準 （排出水）
第一種低層住居専用地域	15	1号基準を基礎として、悪臭防止法施行規則（昭和47年、総理府令第39号）第6条の2に定める方法により算出する臭気排出強度又は臭気指数。	31
第二種低層住居専用地域	15		31
第一種中高層住居専用地域	15		31
第二種中高層住居専用地域	15		31
第一種住居地域	15		31
第二種住居地域	15		31
準住居地域	15		31
近隣商業地域	15		31
商業地域	15		31
準工業地域	21		37
工業地域	21		37
工業専用地域	21		37
市街化調整区域	21		37
用途未指定地域（非線引き）	21		37

資料：「悪臭防止法第三条に規定する規制地域の指定及び同法第四条に規定する規制基準の設定」
（平成19年４月、太田市告示第155号）

表 3.4-5(3)　臭気指数の規制区域の区分及び規制基準（邑楽町）

都市計画用途地域	規制基準（臭気指数）		
	1号基準 （敷地境界）	2号基準 （気体排出口）	3号基準 （排出水）
第一種低層住居専用地域	15	1号基準を基礎として、悪臭防止法施行規則（昭和47年、総理府令第39号）第6条の2に定める方法により算出する臭気排出強度又は臭気指数。	31
第二種低層住居専用地域	－		－
第一種中高層住居専用地域	15		31
第二種中高層住居専用地域	15		31
第一種住居地域	15		31
第二種住居地域	15		31
準住居地域	－		－
近隣商業地域	15		31
商業地域	－		－
準工業地域	15		31
工業地域	－		－
工業専用地域	21		37
市街化調整区域	21		37
用途未指定地域（非線引き）	－		－

資料：「悪臭防止法第三条に規定する規制地域の指定及び同法第四条に規定する規制基準の設定」
（平成16年３月、群馬県告示第159号）

③騒　音

（ア）規制基準

大泉町、太田市及び邑楽町においては、「騒音規制法」（昭和 43 年６月、法律第 98 号）、「群馬県の生活環境を保全する条例」に基づき、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について、規制基準が設けられている。

大泉町、太田市及び邑楽町の特定工場等において発生する騒音に関する基準は表 3.4-6 に、大泉町及び邑楽町の規制地域は表 3.4-7 に、太田市の規制地域は表 3.4-8 に示すとおりである。

計画地は工業専用地域であり、第４種区域に該当する。

また、特定建設作業に係る騒音の規制基準は表 3.4-9 に、大泉町及び邑楽町における規制地域は表 3.4-10 に、太田市における規制地域は表 3.4-11 に示すとおりである。

計画地は工業専用地域であり、第２号区域に該当する。

表 3.4-6　大泉町、太田市及び邑楽町における特定工場等の騒音規制基準値

区域の区分	基準値			
	朝 （６～８時）	昼　間 （８～18 時）	夕 （18～21 時）	夜　間 （21～６時）
第１種区域	40dB 以下	45dB 以下	40dB 以下	40dB 以下
第２種区域	50dB 以下	55dB 以下	50dB 以下	45dB 以下
第３種区域	60dB 以下	65dB 以下	60dB 以下	50dB 以下
第４種区域	65dB 以下	70dB 以下	65dB 以下	55dB 以下

注）網掛は、計画地が該当する区域を示す。
資料：「特定工場等において発生する騒音について規制する時間及び区域の区分ごとの規制基準」
（平成 19 年４月、太田市告示第 142 号）

表 3.4-7　大泉町及び邑楽町における特定工場等において発生する騒音について規制する地域に

区域の区分	区域名
第１種区域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域のうちの次の区域 ・丘山の一部（８ブロック町道 63 号線以南及び同 70 号線以西並びに同 55 号線及び同 56 号線以北を除く区域） ・大字吉田の一部（１級路線町道５号線と２級路線町道 31 号線、７ブロック町道 85 号線、同 152 号線に囲まれた区域）
第２種区域	・用途地域のうち第一種中高層住居専用地域の区域（第１種区域を除く。） ・用途地域のうち第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域の区域 ・用途地域を除く地域
第３種区域	・近隣商業地域、商業地域、準工業地域
第４種区域	・工業地域、工業専用地域

注）網掛は、計画地が該当する区域を示す。
資料：「特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域等の指定」（昭和 47 年３月、群馬県告示第 108 号）

表 3.4-8　太田市における特定工場等において発生する騒音について規制する地域

区域の区分	区域名
第１種区域	・第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域（旧尾島町及び新田木崎町の区域を除く。） ・新田早川町の近隣商業地域 ・市街化調整区域のうち新田瑞木町及び新田上江田町のうち 1501 番地から 1513 番地までの区域
第２種区域	・第一種中高層住居専用地域（旧尾島町及び新田木崎町の区域に限る。） ・第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、新田木崎町の近隣商業地域及び市街化調整区域（第１種区域を除く） ・旧藪塚本町の区域
第３種区域	・準住居地域、近隣商業地域（第１種区域及び第２種区域を除く）、商業地域、準工業地域及び工業地域 ・新田市野倉町の工業専用地域
第４種区域	・工業専用地域（第３種区域を除く）の区域

資料：「特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域等の指定」（平成 28 年３月、太田市告示第 29 号）

表 3.4-9　特定建設作業において発生する騒音に関する基準

基準 ＼ 区域の区分	敷地境界基準	作業時間	作業期間
第１号区域	85dB	午後７時～翌日午前７時の時間内でないこと、１日 10 時間を超えないこと	連続６日を超えないこと、日曜、祝日については、作業を行わないこと
第２号区域		午後 10 時～翌日午前６時の時間内でないこと、１日 14 時間を超えないこと	

注）網掛は、計画地が該当する区域を示す。
資料：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」
（昭和 43 年 11 月、厚生省・建設省告示１号）

表 3.4-10　大泉町及び邑楽町における特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域

区域の区分		当てはめる地域
第１号区域	イ	表 3.4-7 に示される第１種区域に該当する区域
	ロ	表 3.4-7 に示される第２種区域に該当する区域
	ハ	表 3.4-7 に示される第３種区域に該当する区域
	ニ	表 3.4-7 に示される第４種区域に該当する区域のうち、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」別表第１付表第１号ニに規定される要件に該当する区域
第２号区域		上記以外の区域

注1)学校教育法(昭和22年法律第26号)第１条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第７条第１項に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第１条の５第１項に規定する病院及び同条第２項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第２条第１項に規定する図書館、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第５条の３に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲概ね80メートルの区域
注2)網掛は、計画地が該当する区域を示す。
資料：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の別表の第１号に規定する区域の区分の指定」
（平成 12 年９月、群馬県告示第 551 号）

表 3.4-11　太田市における特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域

区域の区分		当てはめる地域
第１号区域	イ	表 3.4-8 に示される第１種区域に該当する区域
	ロ	表 3.4-8 に示される第２種区域に該当する区域
	ハ	表 3.4-8 に示される第３種区域に該当する区域
	ニ	表 3.4-8 に示される第４種区域に該当する区域のうち、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」別表第１付表第１号ニに規定される要件に該当する区域[注 1)]
第２号区域		上記以外の区域

注）学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第７条第１項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第１条の５第１項に規定する病院及び同条第２項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第２条第１項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第５条の３に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲概ね80メートルの区域

資料：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の別表の第1号に規定する区域の区分の指定」（平成19年４月、太田市告示第143号）

（イ）要請限度

大泉町、太田市及び邑楽町においては、騒音規制法第 17 条第１項の規定に基づき自動車騒音に関する要請限度が設けられている。自動車騒音の要請限度は表 3.4-12 に、要請限度の区域の区分は大泉町及び邑楽町においては表 3.4-13 に、太田市においては表 3.4-14 に示すとおりである。

表 3.4-12　自動車騒音の要請限度

区域の区分	基準値（等価騒音レベル（L_{Aeq}）） 昼間（６～22 時）	基準値（等価騒音レベル（L_{Aeq}）） 夜間（22～翌６時）
a 区域及び b 区域のうち一車線を有する道路に面する区域	65dB 以下	55dB 以下
a 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB 以下	65dB 以下
b 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75dB 以下	70dB 以下

注）地域の類型
a 区域：専ら住居の用に供される区域
b 区域：主として住居の用に供される区域
c 区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する区域については、次の基準値の欄に掲げる通りとする。

基準値（等価騒音レベル（L_{Aeq}）） 昼間（６～22 時）	基準値（等価騒音レベル（L_{Aeq}）） 夜間（22～翌６時）
75dB 以下	70dB 以下

注1)「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、都市高速道路、一般国道、都道府県道、４車線以上の市町村道。
注2)「幹線交通を担う道路に近接する区域」とは、２車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15ｍの範囲、２車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20ｍまでの範囲。
資料：「騒音規制法第 17 条第１項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令」（平成 12 年４月、総理府令第 15 号）

表 3.4-13　大泉町及び邑楽町における自動車騒音の要請限度の区域の区分

区域の区分	当てはめる地域
a	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域並びに用途地域の定めのない地域にあっては、表 3.4-7 のうち第１種区域に指定された地域
b	第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに用途地域の定めのない地域にあっては、表 3.4-7 のうち第２種区域に指定された地域
c	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域並びに用途地域の定めのない地域にあっては、表 3.4-7 のうち第３種区域及び第４種区域に指定された地域

資料：「騒音規制法第17条第１項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令の別表に掲げる区域の指定」（平成12年３月、群馬県告示第209号）

表 3.4-14　太田市における自動車騒音の要請限度の区域の区分

区域の区分	当てはめる地域
a	①都市計画法に基づく用途地域のうち 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、田園住居地域 ②用途地域の定めのない地域については以下の地域 表 3.4-8 のうち第１種区域に指定された地域
b	①用途地域のうち 第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域 ②用途地域の定めのない地域については以下の地域 表 3.4-8 のうち第２種区域に指定された地域
c	①用途地域のうち 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域 ②用途地域の定めのない地域については以下の地域 表 3.4-8 のうち第３種区域及び第４種区域に指定された地域

資料：「自動車要請限度の区域の区分の指定」（平成19年４月、太田市告示第147号）

④振　動

（ア）規制基準

大泉町、太田市及び邑楽町においては、「振動規制法」（昭和 51 年６月、法律第 64 号）、「群馬県の生活環境を保全する条例」に基づき、特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動について、規制基準が設けられている。

大泉町及び邑楽町の特定工場等において発生する振動に関する基準は表 3.4-15 に、大泉町及び邑楽町の規制地域は表 3.4-16 に、太田市の特定工場等において発生する振動に関する基準は表 3.4-17 に、太田市の規制地域は表 3.4-18 示すとおりである。

計画地は工業専用地域であり、第２種区域に該当する。

また、特定建設作業に係る振動の規制基準は表 3.4-19 に示すとおり、規制地域は騒音と同様であり、大泉町及び邑楽町は表 3.4-10 に、太田市は表 3.4-11 に示すとおりである。

計画地は工業専用地域であり、第２号区域に該当する。

表 3.4-15　大泉町及び邑楽町における特定工場等の振動規制基準値

区域の区分	基準値（振動レベル（L_{10}））	
	昼間（８～19 時）	夜間（19～翌８時）
第１種区域	65dB 以下	55dB 以下
第２種区域	70dB 以下	65dB 以下

注）網掛は、計画地が該当する区域を示す。
資料：「特定工場等において発生する振動について規制する時間及び区域の区分ごとの規制基準」
（平成 12 年９月、群馬県告示第 552 号）

表 3.4-16　大泉町及び邑楽町における特定工場等において発生する振動について規制する地域

区域の区分	区域名
第１種区域	騒音について規制する地域（表 3.4-7 参照）の第１種区域と第２種区域に該当する区域
第２種区域	騒音について規制する地域（表 3.4-7 参照）の第３種区域と第４種区域に該当する区域

注）網掛は、計画地が該当する区域を示す。
資料：「特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動について規制する地域並びに規制基準を適用する区域の区分の指定」（昭和 53 年３月、群馬県告示第 173 号）

表 3.4-17　太田市における特定工場等の振動規制基準値

区域の区分	基準値（振動レベル（L_{10}））	
	昼間（８～19 時）	夜間（19～翌８時）
第１種区域	65dB 以下	55dB 以下
第２種区域	70dB 以下	65dB 以下

資料：「特定工場等に係る振動の規制基準」（平成 19 年４月、太田市告示第 145 号）

表 3.4-18　太田市における特定工場等において発生する振動について規制する地域

区域の区分	区域名
第１種区域	騒音について規制する地域（表 3.4-8 参照）の第１種区域と第２種区域に該当する区域
第２種区域	騒音について規制する地域（表 3.4-8 参照）の第３種区域と第４種区域に該当する区域

資料：「規制基準を適用する区域の区分」（平成 28 年３月、太田市告示第 30 号）

表 3.4-19　特定建設作業において発生する振動に関する基準

基準 ＼ 区域の区分	敷地境界基準	作業時間	作業期間
第１号区域	75dB	午後 7 時～翌日午前 7 時の時間内でないこと、1 日 10 時間を超えないこと	連続 6 日を超えないこと、日曜、祝日については、作業を行わないこと
第２号区域		午後 10 時～翌日午前 6 時の時間内でないこと、1 日 14 時間を超えないこと	

注）網掛は、計画地が該当する区域を示す。
資料：「振動規制法施行規則」（昭和 51 年 11 月、総理府令第 58 号）

（イ）要請限度

大泉町、太田市及び邑楽町においては、「振動規制法施行規則」に基づき自動車振動に関する要請限度が設けられている。自動車振動の要請限度は表 3.4-20 に、規制地域は大泉町及び邑楽町においては表 3.4-21 に、太田市においては表 3.4-22 に示すとおりである。

表 3.4-20　自動車振動の要請限度

区域の区分	基準値（振動レベル（L_{10}）） 昼間（８～19 時）	夜間（19～翌８時）
第１種区域	65dB 以下	60dB 以下
第２種区域	70dB 以下	65dB 以下

資料：「振動規制法施行規則」（昭和 51 年 11 月、総理府令第 58 号）

表 3.4-21　大泉町及び邑楽町における自動車振動の要請限度の区域の区分

区域の区分	当てはめる地域
第１種区域	表 3.4-16 のうち第１種区域に該当する区域
第２種区域	表 3.4-16 のうち第２種区域に該当する区域

資料：「自動車振動の限度を定める区域及び時間の指定」（昭和53年３月、群馬県告示第175号）

表 3.4-22　太田市における自動車振動の要請限度の区域の区分

区域の区分	当てはめる地域
第１種区域	表 3.4-18 のうち第１種区域に該当する区域
第２種区域	表 3.4-18 のうち第２種区域に該当する区域

資料：「規制基準を適用する区域の区分」（平成 28 年３月、太田市告示第 30 号）

⑤ 水　質

（ア）水質汚濁防止法

「水質汚濁防止法」（昭和 45 年 12 月、法律第 138 号）及び「群馬県の生活環境を保全する条例施行規則」（平成 12 年７月、規則第 109 号）に基づき、排水基準が定められている。特定事業場、水質特定事業場に対する有害物質の排水基準は表 3.4-23 に、生活環境項目の排水基準は表3.4-24 に示すとおりである。

本計画施設は特定事業場に該当する計画である。

（イ）ダイオキシン類対策特別措置法

「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき特定施設を有する事業場には表 3.4-25 に示すとおり、排出水の排出基準が定められている。

（ウ）指導要綱

太田市においては、「太田市未規制事業場排水処理指導要綱」（令和２年４月）により、未規制事業場（「水質汚濁防止法」及び「群馬県条例」で指定する施設がある事業場であって、排出水の量が平均 10㎥/日未満の事業場、「水質汚濁防止法」及び「群馬県条例で指定する施設がない事業場であって、排出水の量が平均 10㎥/日未満の事業場、「水質汚濁防止法」及び「群馬県条例」で規定する有害物質を使用する施設がない事業場であって、排出水を地下浸透する事業場）における排水基準が定められており、排出水指導基準は表 3.4-26 に示すとおりである。

表 3.4-23　水質汚濁防止法及び群馬県の生活環境を保全する条例に基づく排出指導基準(有害物質)

項　目	排水基準
カドミウム及びその化合物[注1)]	0.03mg/L
シアン化合物	1mg/L
有機燐化合物 （パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、EPN に限る。）	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L
六価クロム化合物	0.2mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg/L
ほう素及びその化合物[注1)]	10mg/L（海域以外）
ふっ素及びその化合物[注1)]	8mg/L（海域以外）
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg/L
1,4-ジオキサン[注1)]	0.5mg/L

注1)業種により暫定基準の適用がある。

注2)ひ素及びその化合物、水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。

資料：「群馬県の生活環境を保全する条例施行規則」（平成12年７月、規則第109号）
「群馬県の生活環境を保全する条例施行規則の一部改正について」
（令和６年２月、環境森林部環境保全課）

表 3.4-24　水質汚濁防止法及び群馬県の生活環境を保全する条例に基づく排水基準（生活環境項目）

項　目	特定事業場及び水質特定事業場			その他の工場・事業場		
	豚房・牛房・馬房以外		豚房・牛房・馬房	豚房・牛房・馬房以外		豚房・牛房・馬房
	日平均排水量が30m³以上	日平均排水量が10m³以上30m³未満	日平均排水量が10m³以上	日平均排水量が30m³以上	日平均排水量が10m³以上30m³未満	日平均排水量が10m³以上
水素イオン濃度（pH）	5.8 以上 8.6 以下					
生物化学的酸素要求量（BOD）	25mg/L	60mg/L	80mg/L	25mg/L	60mg/L	80mg/L
化学的酸素要求量（COD）	25mg/L	60mg/L	80mg/L	25mg/L	60mg/L	80mg/L
浮遊物質量（SS）	50mg/L	70mg/L	120mg/L	50mg/L	70mg/L	120mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5mg/L			－		
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	30mg/L			－		
フェノール類含有量	1mg/L			－		
銅含有量	3mg/L			－		
亜鉛含有量[注1)]	2mg/L			－		
溶解性鉄含有量	10mg/L			－		
溶解性マンガン含有量	10mg/L			－		
クロム含有量	2mg/L			－		
大腸菌数	日間平均 800CFU/mL			－		
窒素含有量	120mg/L（日間平均 60mg/L）			－		
燐含有量	16mg/L（日間平均 8mg/L）			－		
ホルムアルデヒド	10		－	－		

注1)業種により暫定基準の適用がある。
注2)水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。
注3)水素イオン濃度についての排出水基準は、硫黄鉱業に属する工場又は事業場及び改正政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する事業場に係る排出水については、適用しない。
注4)生物化学的酸素要求量についての各基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量については、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。
注5)窒素含有量についての各基準は、阿賀野川水系に係る河川、信濃川水系に係る河川及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水については適用しない。
注6)燐含有量についての排水基準は、信濃川水系に係る河川及びこれに流入する公共用水域（野反湖及びこれに流入する公共用水域を除く。）に排出される排出水については適用しない。
注7)ホルムアルデヒドについての特定排出水規制基準は、水質特定事業場に係る特定排出水に限って適用する。
資料：「群馬県の生活環境を保全する条例施行規則」（平成12年７月、規則第109号）

表 3.4-25　ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準（排出水）

単位：pg-TEQ/L

特定施設種類	排出基準
硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	10
カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	
アルミナ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	
担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	
カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設	
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設	
4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	
2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	
ジオキサジンバイオレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジオキサジンバイオレット洗浄施設及び熱風乾燥施設	
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	
亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	
担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供するろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	
廃棄物焼却炉（火床面積 0.5㎡以上又は焼却能力 50kg/h 以上）に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、汚水又は廃液を排出する灰の貯留施設	
廃 PCB 等又は PCB 処理物の分解施設及び PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設及び分離施設	
フロン類（CFC 及び HCFC）の破壊（プラズマ反応法、廃棄物混焼法、液中燃焼法及び過熱蒸気反応法によるものに限る。）の用に供するプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	
水質基準対象施設から排出される下水を処理する下水道終末処理施設	
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	

注）廃棄物の最終処分場の放流水に関する基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく維持管理基準を定める命令により10pg-TEQ/L。

資料：「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年７月、法律第105号）

表 3.4-26　太田市未規制事業場排水処理指導要綱における排水基準

項　目	排水基準	
	豚房、馬房、牛房以外	豚房、馬房、牛房
水素イオン濃度（pH）	5.8 以上 8.6 以下	5.8 以上 8.6 以下
生物化学的酸素要求量（BOD）	60mg/L	80mg/L
化学的酸素要求量（COD）	60mg/L	80mg/L
浮遊物質量（SS）	70mg/L	120mg/L

資料：「太田市未規制事業場排水処理指導要綱」（令和２年４月、太田市要綱）

３）環境基準の類型指定

① 大気汚染

「環境基本法」（平成５年 11 月、法律第 91 号）に基づく大気汚染に係る環境基準は、表 3.4-27 及び表 3.4-28 に示すとおりである。

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づくダイオキシン類による大気汚染に係る環境基準は、表 3.4-29 に示すとおりである。

表 3.4-27　大気汚染に係る環境基準

物　質	環境上の条件	評価方法
二酸化硫黄 (SO_2)	１時間値の１日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、１時間値が 0.1ppm 以下であること	○短期的評価 １時間値が 0.1ppm 以下であり、かつ、日平均値が 0.04ppm 以下であること ○長期的評価 日平均値の 2%除外値が 0.04ppm 以下であり、かつ、日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと
一酸化炭素 (CO)	１時間値の１日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、１時間値の８時間平均値が 20ppm 以下であること	○短期的評価 8 時間平均値が 20ppm 以下であり、かつ、日平均値が 10ppm 以下であること ○長期的評価 日平均値の 2%除外値が 10ppm 以下であり、かつ、日平均値が 10ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと
浮遊粒子状物質 (SPM)	１時間値の１日平均値が 0.10mg/m^3 以下であり、かつ、１時間値が 0.20mg/m^3 以下であること	○短期的評価 1 時間値が 0.20mg/m^3 以下であり、かつ、日平均値が 0.10mg/m^3 以下であること ○長期的評価 日平均値の 2%除外値が 0.10mg/m^3 以下であり、かつ、日平均値が 0.10mg/m^3 を超えた日が 2 日以上連続しないこと
二酸化窒素 (NO_2)	１時間値の１日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	○長期的評価 日平均値の年間 98%値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること
光化学オキシダント (Ox)	１時間値が 0.06ppm 以下であること	○短期的評価 1 時間値が 0.06ppm 以下であること
微小粒子状物質 (PM2.5)	１年平均値が 15μg/m^3 以下であり、かつ、1 日平均値が 35μg/m^3 以下であること	○長期的評価 年平均値が 15μg/m^3 以下であること 日平均値の年間 98%値が 35μg/m^3 以下であること

注1)環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

注2)浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。

注3)二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。

注4)光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

資料：「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年５月、環境庁告示第25号）
「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年７月、環境庁告示第38号）

表 3.4-28　有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

物　質	環境上の条件	評価方法
ベンゼン	１年平均値が 0.003mg/m^3 以下であること。	同一地点で連続 24 時間サンプリングした測定値（原則月１回以上）を算術平均した年平均値により評価を行う。
トリクロロエチレン	１年平均値が 0.13mg/m^3 以下であること。	
テトラクロロエチレン	１年平均値が 0.2mg/m^3 以下であること。	
ジクロロメタン	１年平均値が 0.15mg/m^3 以下であること。	

注1)環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

注2)ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

資料：「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成９年２月、環境庁告示第４号）
「ジクロロメタンによる大気の汚染に係る環境基準について」（平成13年６月、環管総182号）

表 3.4-29　ダイオキシン類に係る環境基準（大気汚染）

媒　体	基準値
大　気	0.6pg-TEQ／m^3 以下

備考
１ 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
２ 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。

資料：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成 11 年 12 月、環境庁告示第 68 号）

② 水　質

「環境基本法」に基づき、水質の汚濁に係る環境基準が定められている。全公共用水域について一律に定められている人の健康の保護に関する環境基準は、表 3.4-30 に示すとおりである。生活環境の保全に関する環境基準（河川）は、表 3.4-31 及び表 3.4-32 に示すとおり、水域ごとに利用目的等に応じてそれぞれ類型が指定され、各類型に応じた環境基準の適用を受ける。

計画施設からの放流先である多々良川は環境基準の設定水域外である。

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づくダイオキシン類による水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む）に係る環境基準は、表 3.4-33 に示すとおりである。

表 3.4-30　人の健康の保護に関する環境基準

項　目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒　素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

備考

1　基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2　「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表２において同じ。

3　海域については、ふつ素及びほう素の基準値は適用しない。

4　硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045 を乗じたものの和とする。

資料：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和46年12月、環境庁告示第59号）

表 3.4-31　生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度（pH）	生物化学的酸素要求量（BOD）	浮遊物質量（SS）	溶存酸素量（DO）	大腸菌数
AA	水道１級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU／ 100ml 以下
A	水道２級 水産１級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU／ 100ml 以下
B	水道３級 水産２級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000CFU／ 100ml 以下
C	水産３級 工業用水１級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50mg/L 以下	5 mg/L 以上	－
D	工業用水２級 農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100mg/L 以下	2 mg/L 以上	－
E	工業用水３級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg/L 以上	－

備考

1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の 0.9×n 番目（n は日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×n が整数でない場合は端数を切り上げた整 数番目の値をとる。））とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)。

2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量５mg/L 以上とする(湖沼もこれに準ずる。)。

3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)。

4 水道１級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU／100ml 以下とする。

5 水産１級、水産２級及び水産３級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。)。

6 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

資料：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和 46 年 12 月、環境庁告示第 59 号）

表 3.4-32　生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg／L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg／L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg／L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg／L 以下	0.04mg/L 以下

備考
1 基準値は、年間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)。
資料：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和 46 年 12 月、環境庁告示第 59 号）

表 3.4-33　ダイオキシン類に係る環境基準（水質汚濁）

媒　体	基準値
水質（水底の底質を除く。）	1 pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下

備考
1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
資料：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成 11 年 12 月、環境庁告示第 68 号）

③ 土壌汚染

「環境基本法」に基づく土壌の汚染に係る環境基準は、表 3.4-34 に示すとおりである。

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づくダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準は、表 3.4-35 に示すとおりである。

表 3.4-34　土壌汚染に係る環境基準

項　目	基準値
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4 mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン （別名塩化ビニル、塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3 - ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

備考

1　環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

2　カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水１Ｌにつき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び１mg を超えていない場合には、それぞれ検液１Ｌにつき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び３mg とする。

3　「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

4　有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びＥＰＮをいう。

5　１，２－ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格Ｋ0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格Ｋ0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

資料：「土壌環境基準」（平成３年８月、環境庁告示第 46 号）

表 3.4-35　ダイオキシン類に係る環境基準（土壌汚染）

媒　体	基準値
土　壌	1,000pg-TEQ/g 以下

備考

1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

2 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフタンデム質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に２を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。

3 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/ g 以上の場合簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に２を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。

資料：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成 11 年 12 月、環境庁告示第 68 号）

④ 地下水

「環境基本法」に基づく地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表 3.4-36 に示すとおりである。

表 3.4-36　地下水の水質汚濁に係る環境基準について

項　目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

備考

1　基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2　「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3　硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

4　1, 2―ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

資料：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成９年３月、環境庁告示第 10 号）

⑤騒　音

「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準は、表 3.4-37 に示すとおりである。

また、大泉町及び邑楽町における騒音の環境基準に係る地域類型の区分は表 3.4-38 に、太田市における騒音の環境基準に係る地域類型の区分は表 3.4-39 に示すとおりである。

計画地は工業専用地域であり、Ｃ類型に該当する。

表 3.4-37　騒音に係る環境基準

道路に面する地域以外の地域

地域の類型[注)]	基準値（等価騒音レベル（L_{Aeq}）） 昼　間（６～22 時）	基準値（等価騒音レベル（L_{Aeq}）） 夜　間（22～翌６時）
AA	50dB 以下	40dB 以下
A 及び B	55dB 以下	45dB 以下
C	60dB 以下	50dB 以下

注1)網掛は、計画地が該当する地域の類型を示す。
注2)地域の類型
AA：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域
A：専ら住居の用に供される地域
B：主として住居の用に供される地域
C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

道路に面する地域

地域の区分[注)]	基準値（等価騒音レベル（L_{Aeq}）） 昼　間（６～22 時）	基準値（等価騒音レベル（L_{Aeq}）） 夜　間（22～翌６時）
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下

注）車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表に係らず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

幹線交通を担う道路に近接する空間

基準値（等価騒音レベル（L_{Aeq}）） 昼　間（６～22 時）	基準値（等価騒音レベル（L_{Aeq}）） 夜　間（22～翌６時）
70dB 以下	65dB 以下

注)「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。
２車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路15m
２車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路20m
資料：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年９月、環境庁告示第 64 号）

表 3.4-38　大泉町及び邑楽町における騒音に係る環境基準の地域類型の指定

地域の類型	当てはめる地域
A	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域並びに用途地域の定めのない地域にあっては、騒音規制法第 3 条第 1 項の規定による指定地域（以下「指定地域」という。）のうち第 1 種区域に指定された区域
B	第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに用途地域の定めのない地域にあっては、指定地域のうち第 2 種区域に指定された区域
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域並びに用途地域の定めのない地域にあっては、指定地域のうち表 3.4-7 に示される第 3 種区域及び第 4 種区域に指定された区域

注）網掛は、計画地が該当する地域の類型を示す。
資料：「騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域及び騒音に係る環境基準に掲げる幹線交通を担う道路の指定」（平成13年３月、群馬県告示第196号）

表 3.4-39　太田市における騒音に係る環境基準の地域類型の指定

地域の類型	当てはめる地域
A	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域並びに用途地域の定めのない地域にあっては、騒音規制法第 3 条第 1 項の規定による指定地域（以下「指定地域」という。）のうち第 1 種区域に指定された区域
B	第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに用途地域の定めのない地域にあっては、指定地域のうち第 2 種区域に指定された区域
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域並びに用途地域の定めのない地域にあっては、指定地域のうち表 3.4-8 に示される第 3 種区域及び第 4 種区域に指定された区域

注）網掛は、計画地が該当する地域の類型を示す。
資料：「騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域及び騒音に係る環境基準に掲げる幹線交通を担う道路指定」（平成24年４月、太田市告示第65号）

４）災害防止に関する地域等の状況

① 土砂災害警戒区域

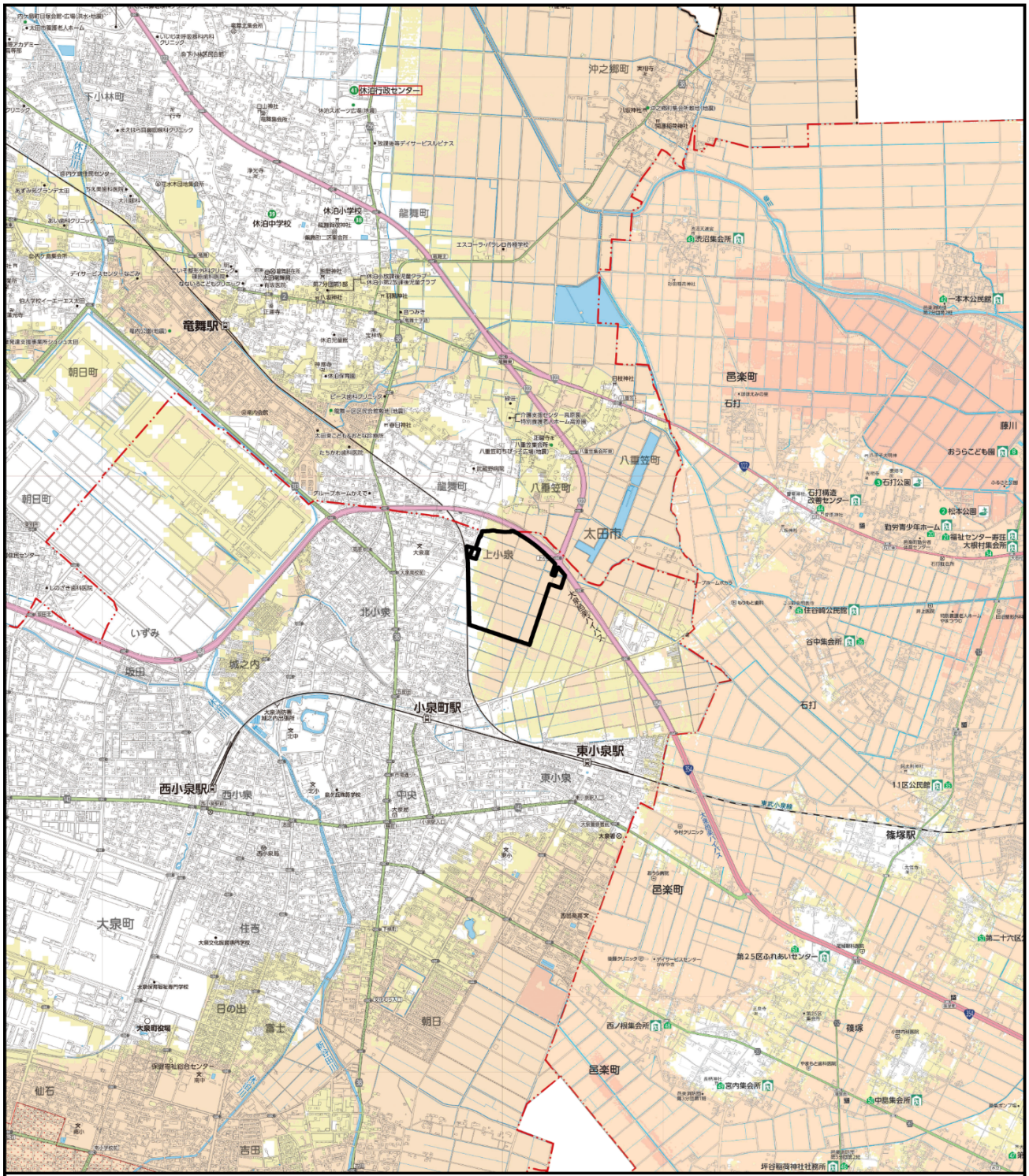
計画地及びその周辺に「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成 12 年５月、法律第 57 号）に基づく土砂災害警戒区域は存在しない。

② 砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域

計画地及びその周辺に、「砂防法」（明治 30 年３月、法律第 29 号）に基づく砂防指定地、「地すべり等防止法」（昭和 33 年３月、法律第 30 号）に基づく地すべり防止区域及び「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年７月、法律第 57 号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域は存在しない。

③ 洪水等により影響を受ける地域等の状況

計画地及びその周辺の浸水想定区域は図 3.4-2 に示すとおり、計画地及びその周辺では浸水想定区域として０～0.5m未満及び 0.5～3.0m未満が指定されている。なお、計画地では他事業による造成工事により＋3.0m程度の盛土が行われている。



凡　例

計画地

0.0～0.5m未満

0.5～3.0m未満

3.0～5.0m未満

資料：「太田市防災マップ」（平成31年３月、太田市）
「邑楽町防災マップ」（平成30年11月、邑楽町）
出典：「電子地形図25,000」（国土地理院）

図 3.4-2　浸水想定区域位置図

1：30,000
0　300　600　900m

N

（２）その他環境保全に係る事項

１）地域の環境基本計画等環境保全に係る方針

① 環境基本計画による当該地域の配慮方針

「大泉町環境基本計画」（令和６年３月、大泉町）は、大泉町の環境を守り、次の世代に受け継いでいくために、町民・事業者・町が取り組むべき環境活動を示したのもので、SDGｓ、2050 年カーボンニュートラルの実現や気候変動への適応、循環型社会への対応などの環境課題に対応するべく策定された。「大泉町環境基本計画」の概要は表 3.4-40 に示すとおりである。

表 3.4-40　大泉町環境基本計画の概要

基本理念	・良好な環境の保全等は、将来世代へと継承されるよう適切に行われること。 ・町、町民及び事業者は、持続的に発展可能な社会の構築を目指して互いに協力し、環境への負荷を低減する行動に積極的に取り組むとともに、日常生活及び事業活動において地球環境の保全を推進する。
計画の趣旨	「大泉町環境基本計画」（以下、「本計画」という。）は、環境基本条例に基づき、良好な環境の保全及び創造に関する施策を推進し、将来にわたって町民の健康で文化的な生活の 持続に寄与するため策定する。
計画位置付け	本計画は、「大泉町環境基本条例」第８条に基づき策定されたもので、大泉町の環境に関する長期目標と施策の方向を示すとともに、町民・事業者・町のそれぞれが担うべき取組を明らかにするもので、「大泉町環境基本条例」の基本理念を実現するためと「大泉町総合計画 2019」に掲げる将来都市像を環境面から実現するための計画であり、大泉町の環境行政の基礎となる計画として位置づけられる。
環境像とその達成に向けた個別目標	１ レジリエントでカーボンニュートラルな社会の実現 ・町域における二酸化炭素排出量の削減 ・再生可能エネルギーの導入推進 ・熱中症による救急搬送患者数の低減
	２ 地域資源の循環利用によるゼロエミッションを実現する ・一般家庭のごみ排出量削減 ・事業系ごみ排出量削減 ・家庭ごみの資源化率の向上
	３ 自然を未来につなげ、共生する社会を実現する ・生物多様性の保全 ・みどり・水辺の保全
	４ 安心で快適な暮らしを持続する ・大気の環境基準達成率の維持 ・水質の環境基準達成率を 100%に向上 ・騒音の環境基準達成率を 100%に向上
	５ 環境をきっかけにつながる協働の輪を創造する ・環境学習の機会についての町民の満足度の向上 ・環境関連イベント等の参加者数の増加

資料：「大泉町環境基本計画」（令和６年３月、大泉町）

「第２次太田市環境基本計画 太田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）太田市気候変動適応計画 2022-2026」（令和４年３月、太田市）は、太田市の環境を守り、次の世代に受け継いでいくために、市民・事業者・市が取り組むべき環境活動を示したのもので、平成 19 年４月に施行され、パリ協定の発効や SDGｓ、2050 年カーボンニュートラルの実現や気候変動への適応、循環型社会への対応などの新たな環境課題に対応するべく計画の見直しが実施された。「第２次太田市環境基本計画 太田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）太田市気候変動適応計画 2022-2026」の概要は表 3.4-41 に示すとおりである。

表 3.4-41　太田市環境基本計画の概要

基本理念	「地球のみらいを太田から」 太田市民は、地球環境の保全が世界共通の重要課題であることを認識し、日常生活や社会活動のあらゆる側面において積極的に環境保全に取組み、良き太田市民として社会的責任を果たしていきます。
計画の趣旨	本計画は、持続可能な開発目標（SDGｓ）の達成に向け、環境・経済・社会の統合的課題解決に取り組む観点から、環境保全に関する総合的・横断的な施策を強化し、市の施策全体を環境面から支えるための計画です。
計画位置付け	本計画は、「太田市環境基本条例」第８条に基づき策定されたもので、太田市の環境の保全等に関する施策を示すとともに、市民・事業者・市のそれぞれが担うべき取組を明示するものです。 「太田市環境基本条例」の基本理念と「第２次太田市総合計画」に掲げる将来像を環境面から実現するための計画であり、太田市の環境関連計画においては最上位に位置づけられます。
環境みらい像と個別目標	１ 脱炭素に配慮した暮らしを実践するまち ・省エネルギーの推進 ・再生可能エネルギーの利用促進 ・脱炭素型のまちづくりの推進
	２ 資源循環に配慮した暮らしを実践するまち ・４Ｒの推進 ・適正な処理の推進
	３ 自然と人が共生するまち ・生物多様性の保全 ・みどり・水辺の保全
	４ 安心して快適に暮らせるまち ・公害防止対策の推進 ・安全・安心な生活環境の保全 ・気候変動適応策の推進
	５ みんなで環境保全に取り組むまち ・環境教育・環境学習の推進 ・環境に配慮した行動の実践 ・協働による環境活動の推進

資料：「第２次太田市環境基本計画 太田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）太田市気候変動適応計画 2022-2026」（令和４年３月、太田市）

② 都市計画マスタープランによる都市環境等の整備方針

「第二次大泉町都市計画マスタープラン」（令和３年３月、大泉町）による計画地が含まれる都市環境等の整備方針は、表 3.4-42 に示すとおりである。

「太田市都市計画マスタープラン」（平成 30 年５月、太田市）による中心部地域の都市環境等の整備方針は、表 3.4-43 に示すとおりである。

「邑楽町都市計画マスタープラン」（平成 30 年３月、邑楽町）によるまちづくりの基本方針は、表 3.4-44 に示すとおりである。

表 3.4-42　第二次大泉町都市計画マスタープランによる都市環境等の整備方針

安全・安心な生活環境の形成方針	・防災性の高い市街地の形成 ・円滑な避難行動の実現 ・防犯性の高い市街地の実現
美しい街並みの形成方針	・景観拠点の形成 ・景観軸の形成 ・景観づくりへの支援
快適で住みやすい安全な都市づくりの方針	・公共施設における障害者向けの駐車スペースの確保 ・幹線道路における歩行者空間のバリアフリー化

資料：「第二次大泉町都市計画マスタープラン」（令和３年３月、大泉町）

表 3.4-43　太田市都市計画マスタープランによる中心部地域の都市環境等の整備方針

公共交通の利便性向上	・太田市地域公共交通網形成計画の内容に即し、交通結節点である太田駅を中心に、まちづくりと連携した公共交通ネットワークの再構築を図ります。 ・高齢者などの交通弱者も利用しやすい公共交通サービスを提供できるよう関係事業者との連携を図り移動環境の整備に努めます。 ・公共交通の利用促進を図るため、駅やバス停へのアクセス道路や駐輪場等の整備を進め、周辺環境の充実を図ります。
「歴史・水辺の散歩道」のネットワークづくり	・太田駅の北側を東西に走る日光例幣使道は、歴史のある「みち」として一部が残っており、この道筋を「歴史の散歩道」として、地域住民が身近にふれあう歩行者系道路として整備を進めます。 ・八瀬川などは、親水空間として整備し、この空間を活かした歩行者系道路を「水辺の散歩道」とし、「歴史の散歩道」と併せて、地域交流軸としてのネットワークづくりを推進します。
歴史的環境の保全・整備	・史跡天神山古墳・女体山古墳整備事業に基づき、周辺環境の保全と整備に努めます。
中心市街地の空地等の保全整備	・中心市街地の高度利用によって生み出された空地や歩道などのオープンスペースについては、災害時の防災機能とともに地域のうるおいや安らぎを与えてくれる空間として保全・整備を行います。

資料：「太田市都市計画マスタープラン」（平成30年５月、太田市）

表 3.4-44　邑楽町都市計画マスタープランによるまちづくりの基本方針

誰もが安心して暮らしやすい、まとまりのあるまちづくり	・子どもたちから若者、子育て世代、高齢者、障がい児者、外国人居住者、また、来訪者など、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めます。 ・人口減少が進むなかで効率的な都市運営を進めるため、本町の特性を踏まえ市街地のまちなか居住の促進や、既存集落の生活利便性向上など、まちのまとまりを意識した合理的な土地利用や施設整備、公共交通の再編などに努めます。
将来に向けて夢のある、活力と賑わい・交流の創出を支援するまちづくり	・地方創生の考え方に基づき、雇用確保や賑わいづくり、交流人口の拡大、高齢者の社会参加機会の創出などを支援するまちづくりを進めます。 ・国道 354 号など、広域幹線道路の機能を活用し産業振興や交流の場の創出などについても検討を進めていきます。
本町の魅力を再認識し、さまざまな資源を有効活用したまちづくり	・多々良沼や田園風景、歴史資源などの魅力を再認識し、保全に努めるとともに、観光振興策などに有効活用します。 ・既存の公共施設やインフラ、空き家・空き地などを有効活用し、効果的かつ効率的なまちづくりを進めます。 ・農地や平地林などの保全・活用は、所有者だけでなく、行政や地域が支援できるような仕組みづくりも検討を進めます。 ・さまざまな人材を活用し、町民と協働のまちづくりを進めます。
地域コミュニティの醸成など、さまざまな協働・連携のまちづくり	・防災や子育て支援、高齢者福祉などを考えるうえで、地域コミュニティは重要な役割を担っています。市街地や古くからの集落等で、さまざまな形態の地域コミュニティが形成されていますが、時代にふさわしい改善など、新たなコミュニティ醸成の促進を図ります。 ・公共施設等の運営管理、空き家・空き地等の活用など、民間企業との協働を積極的に進めていきます。 ・公共交通や公益事業などについて、周辺市町との広域連携を一層進めていきます。

資料：「邑楽町都市計画マスタープラン」（平成30年３月、邑楽町）

③ 景観計画による景観形成の方針

「太田市景観計画」（平成 22 年３月、太田市）による将来の景観像、景観づくりの目標、計画地が含まれる工業地景観、住宅地景観の方針は、表 3.4-45 に示すとおりである。

表 3.4-45　太田市景観計画による景観形成の方針

将来の景観像	自然、まち、歴史・文化の調和した愛着と誇りのもてる景観
景観づくりの目標	目標 1：多様な景観の特性を活かし、調和を図り、だれもが愛着と誇りをもてる景観づくりを進めます。 目標 2：市のシンボルとなっている個性や魅力のある景観資源を活用した景観づくりを進めます。 目標 3：市民、事業者と行政が協力しあい、身近な暮らしの中から景観づくりに取り組んでいけるよう、協働による景観づくりを進めます。
良好な景観づくりに関する方針	〈住宅地景観〉 ・みどり豊かで落ち着きのある住宅地景観の保全・形成を図ります。 ・住宅地や住宅団地の老朽化などに伴う更新の際は、景観に配慮した整備を図ります。 ・住宅地景観に配慮し、建築物・工作物の配置、形態・意匠、色彩などの規制・誘導を図ります。 ・生垣の設置や敷地内の緑化を図ります 〈工業地景観〉 ・周辺の景観に配慮した活力ある良好な工業地景観の形成を図ります。 ・道路からの眺めに配慮し、敷地周辺部の緑化を図ります。 ・工業地景観に配慮し、建築物・工作物の配置、形態・意匠、色彩などの規制・誘導を図ります。

資料：「太田市景観計画」（平成22年３月、太田市）

第４章　方法書に対する県民等意見の概要と事業者の見解

第４章　方法書に対する県民等意見の概要と事業者の見解

4.1　方法書に対する県民等意見の概要と事業者の見解

本事業に係る環境影響評価方法書について、以下の通り公告縦覧等を実施した結果、県民等意見は１件提出された。県民等の意見の概要と事業者の見解は、表 4-1(1)～(4)に示すとおりである。

・公　　告　　日：令和６年11月１日（金）
・縦　覧　期　間：令和６年11月18日（月）～12月17日（火）
・意見書提出期限：令和６年11月18日（月）～令和７年１月７日（火）
・意 見 書 提 出 数 ：１件

表 4-1(1)　県民等意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
1	縦覧及び説明会からの不安・心配になりました。以下内容です。 ①工事による影響 土壌と地盤の心配 ・田んぼ水路の埋め立て用の土や砂利はどこから持ってくるのか？ 調整池を造るときに出る土でしょうか、それとも 12/4 付で新聞に記載されていた福島原発事故で発生した除染土ですか。放射性セシウムの半減期はセシウム 137 では 30 年で考えると 200～300 年は不安な思いをすることになります。	計画地内は他事業による造成工事が行われていますが、盛土に除染土壌は使用されていないと聞いています。 また、本事業では大規模な土工事は行わないため、土砂の搬入はありません。
2	・土盛りした弱さで工場敷地内のヒビ割れによる有害物質の浸透から来るであろう地下水の汚染を発生することとなる不安です。	本事業では、地盤調査を行ったうえで工場建屋の構造設計を行い、必要な耐久性を確保するように計画します。また、製造工程において使用する物質については、関係法令に基づき適切に管理・処理を行うことから、地下水の汚染を生じさせる恐れはありません。
3	②工作物等の存在による影響 ・北風の心配 田んぼである時は土埃でしたが、大気の流れが変わり、環境基準値が変わるのではないか。縦覧の中では、p.26～32 で太田の数値をのせていましたが、下に当たる、邑楽、千代田、舘林での数値がわかりませんでした。影響の出ないような場所の基準を書いても意味不明です。 東毛地区としての各拠点での確認がほしい。不安が増してしまう。隠蔽感があるような表現はやめてほしい。	「第３章　計画地及びその周囲の概況」では公表されている資料を整理しており、基本は計画地中心から約２km の範囲を調査範囲としています。大気質の状況については、調査範囲内に測定局が存在していないことから、計画地から最寄りの測定局である一般環境大気測定局の太田局、自動車排出ガス測定局の太田自排局の測定結果を整理しました。 なお、計画地周辺では大気質の現地調査として、一般環境大気質を計画地周辺の４地点、沿道環境大気質を計画地周辺の６地点で実施しました。大気質の現地調査結果は、環境基準が設定されている大気汚染物質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）については、すべての調査地点で環境基準を満足しています。

表 4-1(2)　県民等意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
4	・植林する考えがあるのかないのか心配 スバル工場をみると、植物の数が少なすぎる気がする。サントリーでは緑が多く殆ど敷地内は木に囲まれている。坂田のパナソニックでも木が無くなり(三洋があったころは緑が多かった)、自然な景観が失われているので植林の数が気になります。 北風防止のためにも防風林として植えてくれることを沢山の木で囲まれることを希望します。	本事業では「工場立地法」に基づく緑地を確保する計画であり、高木についても植樹する計画です。 また、将来的にビオトープの整備も検討いたします。
5	③供用による影響 ・工業用水の心配 地下水を使用される場合に、地盤地下がどこで発生するか気にされていないし、下地域での地下水利用による農家の田んぼや、ハウス農家の生産量低下（水の枯渇）が不安です。	施設の供用後は、製造工程では工水、生活用水等は上水を利用する計画です。 また、杭工事では地下水の揚水を実施するものの、仮設の深井戸（深さ 100m程度）から揚水をする計画であるため、一般家庭で使用されている浅井戸や地盤沈下の影響はないと考えます。なお、地下水の揚水にあたっては事前に調査を実施し、限界揚水量等を設定することで計画地周辺に影響を及ぼさないようにします。
6	・電力の心配 発電所からの電力不足のとき家庭用よりも優先されるようなことはないのか。 電池の充電･放電装置による電力の使い方が気になる。電力活用がみえない。 夏場の空調電力対応の考え方は気にしているのか。	家庭用よりも電力が優先させることはありません。 電池の充電・放電装置については、放電時の電力を充電側に回生する仕様であり、電力の使用量を抑えるよう計画しています。 電力対策として、工場内の設備については省エネルギー型の機器の採用に努めるとともに、工場建屋の屋上への太陽光パネルの設置等を計画しています。
7	・雷と大雨の心配 上毛カルタである「ら」の札で読まれるほど夏場は毎日のように来る夕立で落雷の増加とゲリラ豪雨対策法が気になります。	計画地及びその周辺における浸水想定は０～3.0mとなっています。計画地は他事業による造成工事により＋3.0m程度の盛土が行われるため、浸水の問題はないと考えています。 また、計画地内には他事業の造成工事により雨水調整池が設置される計画です。
8	・夏場の気温上昇の心配 自然環境が変わり、異常高温地帯とならないだろうか、やはりなるだけ緑自然態が必要と思える。	本事業の実施により、計画地周辺の気温が異常に高くなることはないと考えています。また、本事業では「工場立地法」に基づく緑地を確保する計画です。 なお、既存の類似工場周辺においても、異常に気温が高くなる等の状況は確認されていません。

表 4-1(3)　県民等意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
9	・大気の心配 大気質の測定点（地点）や環境基準数値が太田・大泉だけで、下地域が考えられていない気がする。一年を通して風の向きを考えて測定地点を決めるべきなので、増やした観測をすべきと思う。電池を生産する工程を事業説明会の時にビデオでみましたが、正極板を作る際に粉袋が映っていました。その時に粉塵として大気へ飛ぶのではないかを考えると周囲のみではなく、他市町を加えるべきではないでしょうか。観測点不足です。特に重金属が気になります。	大気質の状況については、既存資料調査として、計画地から最寄りの測定局である一般環境大気測定局の太田局、自動車排出ガス測定局の太田自排局の測定結果を整理しました。 また、現地調査として、一般環境大気質を計画地周辺の４地点、沿道環境大気質を計画地周辺の６地点で実施しており、一般環境大気質では重金属のニッケル及びマンガンの調査を実施しました。 なお、施設の稼働に伴う大気質の予測範囲については、最大着地濃度出現地点を含む計画地周辺を対象としており、最大着地濃度出現地点におけるニッケルの予測結果は指針値を下回っています。
10	・水の心配 排水は川へと説明会ではあったが縦覧ではp. 10 に多々良川から渡良瀬川へ流すと記載されていて縦覧を見るまでどこを流すのかわからなかった。説明会での説明不足です。重金属が流れ出たとき測定点として多々良川での調査はしないのか心配である。大泉町内での観測測定しかないように受け取れる。特に日本文化遺産「里沼」の多々良沼への影響や管理調査等	本事業では計画地内に排水処理施設及び合併処理浄化槽を設置し、処理を行います。排水は排水路を経由して多々良川に放流する計画であり、矢場川に合流した後、最終的に渡良瀬川に流入します。 調査地点については施設の稼働に伴う影響が考えられる範囲として、排水路の３地点（排水流入前：１地点、排水流入後：２地点）としました。 なお、予測地点では環境基準の類型は指定されていませんが、参考として合流先である矢場川（落合橋）における環境基準（Ｃ類型、生物Ｂ類型）と比較すると、予測結果は生物化学的酸素要求量及び浮遊物質量を除く項目で環境基準を下回っています。また、生物化学的酸素要求量及び浮遊物質量については、一部の季節及び予測地点で環境基準を超過しますが、バックグラウンド濃度（現地調査結果）で環境基準を超過しています。本事業では、計画地内に排水処理施設を設置して、処理を行うとともに、定期的な水質測定を行い、異常が認められた際には、工場外への流出を防止する等の対策を適切に実施し、実行可能な範囲内でできる限り低減に努めるため、現況に著しい影響を及ぼさないと考えています。 以上のことから、多々良川及び渡良瀬川への影響はほとんどないと考えています。

表 4-1(4)　県民等意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
11	・PFAS の心配 説明会では、国で法律（基準値）が決まっていないため先行しての調査は考えていないと説明を受けた。一流会社なのだから、国とは別に暫定基準値で調べるべきである。法律が決まるまで動かないのは不安である。 特に梅雨開け前の３日間の大雨や、台風の後での調査が必要と思われる。製品生産時の中の化学有機物の使用をすることを説明していたので気になります。	電池材料としては、PVDF 等の化審法で規制されていない有機フッ素化合物は使用しますが、POPs 条約や化審法第一種特定化学物質で規制されている PFOS、PFOA、PFHxS は使用しません。 なお、ご指摘を踏まえ、PFAS のうち、調査方法が確立している PFOS、PFOA、PFHxS を水質の調査項目に追加しました。 ※化審法：化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律。第一種特定化学物質は製造、輸入および一部用途以外の使用が禁止されている。 ※POPs 条約：残留性有機汚染物質(POPs)の減少を目的として、それらの指定物質の製造・使用・輸出入の禁止または制限をする条約。
12	④その他 ・製品 電池工場では円筒セルだけ生産か、ユニットまでの生産かスバル内での電池の扱いが分らない。リチウムイオン電池の事故が発生しないような安心生産が可能であることを文言してほしい。	本事業では車載用円筒形リチウムイオン電池の製造を行います。 工場の操業にあたっては、特に火災事故対策として、関係法令で定められた基準に加え、以下の予防策を実施する計画です。 ・リチウムイオン電池は金属異物が混入すると発火・発煙するため、製造工程における異物管理の徹底 ・充放電装置において、電池トレー単位での初期消火を自動で行うためのユニット消火設備等の自主設置 ・初期消火訓練の実施
13	・国の補助 9/6 付新聞では、3,500 億円でこれは国民の税金からなるもの。メーカー4,600 億のうちどの程度かは、住民には分からないが、投資となるので環境への対応・調査・管理に手を抜かないでほしい。	費用につきましては、回答は差し控えさせていただきます。 事業の実施にあたっては、環境保全対策を適切に実施し、影響の低減に努めます。

第５章　方法書に対する知事の意見の概要と事業者の見解

第５章　方法書に対する知事の意見の概要と事業者の見解

5.1　方法書に対する知事の意見の概要と事業者の見解

方法書に対する知事の意見の概要と事業者の見解は、表 5-1(1)～(4)に示すとおりである。

表 5-1(1)　知事の意見の概要及び事業者の見解

区　分	知事意見	事業者の見解
1　大気環境について	（1）振動による影響について、工場内の振動が壁面の振動と共振すると近隣家屋へ影響することが想定されるため、シミュレーションを実施し近隣家屋へ配慮した設計を検討すること。	施設の稼働に伴う振動の予測結果は計画地北側敷地境界で 52dB であり、著しい影響はないと予測します。また、供用後の振動対策として、設備機器の定期的な点検・修理を行い、影響の低減に努めます。 構造振動の調査について、計画建築物の稼働前後で測定を行い、状況を確認します。
	（2）計画地西側について、住民に対する配慮をするために低周波音のフィルター効果が期待できる樹木の設置について十分検討をすること。	施設の稼働に伴う低周波音（G特性音圧レベル）の予測結果は計画地東側敷地境界で 68dB であり、著しい影響はないと予測します。 供用後の低周波音対策として、設備機器の定期的な点検・修理を行い、影響の低減に努めます。また、計画地北側、西側、南側には防音壁（高さ約 2.5m）を設置します。
	（3）供用後における従業員の通勤について、十分にコントロールをすること。	短時間に施設の関連車両が集中することがないよう車両通行時間の調整を行います。
	（4）方法書９ページ図 2.3-4「排水口の位置」について、ボイラーの排出口が横向きとなる場合は、共振する可能性があることから、住宅地のある計画地西側への設置を避ける等対策を検討すること。	ボイラーの排出口が横となる場合には、計画地西側への設置を避ける等の環境の保全のための措置を検討します。
	（5）方法書 10 ページ「（5）交通計画」について、国道 122 号及び国道 354 号の交差点交通量の影響が考えられることから、交通量、大気質及び騒音等に影響を及ぼさないよう配慮すること。	本事業で車両の出入口を設ける一般国道 122 号、一般国道 354 号の交差点については、所轄警察とも協議を行いながら、交差点交通に影響を及ぼさないよう調整を進めていきます。 また、短時間に施設の関連車両が集中することがないよう車両通行時間の調整を行います。
	（6）方法書 10 ページ「（5）交通計画」及び方法書 14 ページ「（3）資材等の運搬車両の走行ルート」について、町道を経由せず国県道を通行するルートを設計すること。	資材等の運搬車両及び施設の関連車両（材料搬入、完成車輸送）は、町道を走行しない計画にします。

表 5-1(2)　知事の意見の概要及び事業者の見解

区　分	知事意見	事業者の見解
1　大気環境について	（７）方法書 106 ページ「１）環境保全上配慮を要する施設等」について、計画地周辺には配慮施設があることから、低周波音の発生に十分配慮した計画にすること。	施設の稼働に伴う低周波音（G特性音圧レベル）の予測結果は計画地東側敷地境界で 68dB であり、著しい影響はないと予測します。 供用後の低周波音対策として、設備機器の定期的な点検・修理を行い、影響の低減に努めます。また、計画地北側、西側、南側には防音壁（高さ約 2.5m）を設置します。
	（８）方法書 149 ページ表 4.2-2(1)「環境影響評価項目の選定理由」における共用（施設の稼働）時の環境影響要素について、マンガンは有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質の中でも有害性の程度や大気環境の状況等に鑑み健康リスクがある程度高いと考えられる優先取組物質に選定されていることから、将来、排出する可能性を考慮して調査項目に追加することを検討すること。	現段階の事業計画ではマンガンの排出はありませんが、将来的に排出の可能性を否定できないため、マンガンを大気質調査の項目に追加しました。 なお、マンガンの調査結果（冬季及び春季）は、すべての調査地点で環境省が定める指針値（0.14μg/m^3）を下回っていました。
	（９）方法書 152 ページ表 5.1-1(2)「調査手法（大気質）」について、既に実用化されている交通量観測技術の使用を検討すること。	交通量調査はハンドカウンターによる調査を実施しました。なお、参考調査としてビデオカメラで撮影したデータのAI解析による交通量調査を１週間実施しました。
	（10）方法書 155 ページ図 5.1-1「現地調査地点（大気質）」の調査地点について、計画地の北西側を追加することを検討すること。	大気質の調査地点については、計画地周辺の配慮施設（住宅、学校等）の分布状況、大気質調査の制約条件（電源の確保等）を勘案し、設定しました。 特に計画地西側から南側にかけては、住宅が密集している地域であることから、地点Ａ及び地点Ｂを選定しました。 なお、重機の稼働及び施設の稼働に伴う大気質の予測では、大気質の調査地点だけではなく、計画地周辺を対象に予測を行いました。
	（11）方法書 169 ページ表 5.6-1「調査手法（水質）」について、有機フッ素化合物のうちペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS：ピーフォス）、ペルフルオロオクタン酸（PFOA：ピーフォア）、ペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）を調査項目に追加することを検討すること。	水質の調査項目として、PFOS、PFOA 及び PFHxS を追加しました。 なお、PFOS 及び PFOA の合計値の調査結果（冬季及び春季）は、すべての調査地点で環境省が定める暫定指針値（0.00005mg/L）を下回っていました。
2　水環境について	（１）建設等による水源及び水道施設への影響について、計画地は群馬東部水道企業団の水道事業の給水区域に含まれていることから、群馬東部水道企業団と協議を行うこと。	群馬県東部水道企業団と協議を行っています。今後も必要に応じて、協議を行います。

表 5-1(3)　知事の意見の概要及び事業者の見解

区　分	知事意見	事業者の見解
2　水環境について	（2）土砂及び排水処理について、計画地周辺は水田に囲まれていることから、工事中及び供用後に発生する土砂及び排水が農用地に流入しないよう必要な措置を講じること。	工事中の濁水については、敷地周囲に仮設側溝の整備し、沈砂池を経由させ、ノッチタンクにて透視度及び pH 管理を行った後に排水路に排水します。 供用後における工場排水は計画地内に排水処理施設を設置、汚水及び雑排水は合併処理浄化槽を設置し、処理を行ったうえで透視度、pH 管理を行い、排水路に排水します。 雨水については敷地周辺に雨水側溝を整備し、雨水側溝から敷地内の油水分離槽、雨水貯水槽を介した後に排水路に排水します。
	（3）水質について、多々良川下流には農業用水の取水堰があることから、環境基準を遵守すること。	施設の稼働に伴う排水については、排水基準よりも厳しい自主基準値を設定して、管理を行います。
	（4）方法書 169 ページ表 5.6-1「調査手法（水質）」について、施設の排水量に日内変動がある場合は、施設の供用後の事後調査に関し日内変動を考慮した調査を検討すること。	施設の供用後の事後調査において、施設の排水量に日内変動がある場合には、日内変動を考慮した調査も検討します。
	（5）方法書 172 ページ表 5.7-1「調査手法（水生生物）」の現地調査の調査方法について、目視で種の同定が難しい場合は必要に応じて標本を採取し確認すること。	調査方法については、目視で種が同定できるものは目視確認、目視で種の同定が難しい場合は採取による確認としました。
	（6）方法書 175 ページ表 5.8-1「調査手法（水辺生物）」について、水辺の植物には国や県の絶滅危惧種が多いことから、水辺植物を幅広く調査対象に追加すること。	水生生物、水辺生物の対象種は計画地周辺の環境（田畑）を踏まえ、水生生物は水生植物、魚類、底生動物、水辺生物は哺乳類、鳥類、両生・爬虫類、水辺植物を対象として、幅広く調査を行いました。
3　生物環境について	（1）方法書 12 ページ「（6）駐車場計画」について、開発許可による緑地や緩衝帯を考慮すること。計画地の改変状況について､履歴の調査を検討すること。	緑地については、計画地周辺の住宅との緩衝帯となるよう計画地西側を中心に整備を行う計画です。 また、必要に応じて、土地の改変状況の履歴調査を検討します。
	（2）方法書 12 ページ「（7）緑化計画」について、地域の潜在自然植生を踏まえて樹種を選定し速やかに植樹する計画とすること。また、計画地境界や工場壁面など多層構造の緑化が実現するよう配慮し、将来的にはビオトープの整備を検討すること。なお、ビオトープは面積を広げることで海外から様々な鳥が飛来するようになることから、この観点も含めて整備を検討すること。	工場運営開始直後より中木・高木を植樹することは難しいですが、長期スパンでの植樹計画を検討いたします。 また、意見の内容も踏まえながら、ビオトープの整備も検討します。

表 5-1(4)　知事の意見の概要及び事業者の見解

区　分	知事意見	事業者の見解
4　人と自然との触れ合いについて	（1）計画地北側の環境影響について、国道 354 号が通っていることから景観等に配慮すること。	景観の環境の保全のための措置として、以下の内容を講ずる計画です。 ・建築物は道路境界線から離隔した配置とする ・圧迫感の軽減のため分節を考慮したデザインとし、可能な限り高さを抑える ・原色は使用せず、無彩色と主とした落ち着いた色調とする
	（2）文化財について、工事中に遺物等の発見があった場合は大泉町教育委員会に速やかに連絡をすること。	工事中に遺跡等が確認された場合には、関係法令に基づき、関係機関と協議を行い、適切に対応します。
	（3）方法書 94 ページ図 3.2-26「埋蔵文化財位置図」について、計画地における埋蔵文化財の調査を十分検討すること。	群馬県の公表資料では計画地西側に埋蔵文化財包蔵地（間之原東遺跡）が存在しているものの、大泉町が実施した試掘調査では遺跡等は確認されませんでした。また、群馬県文化財保護課も遺跡への影響がないことを確認しています。 今後、工事中に遺跡等が確認された場合には、関係法令に基づき、関係機関と協議を行い、適切に対応します。
	（4）方法書 178 ページ表 5.9-2「予測及び評価手法（景観）」について、国道 122 号と国道 354 号の交差点を調査地点に追加すること。また、工場の壁面について景観に配慮したものとすること。	景観の調査地点について、一般国道 122 号と一般国道 354 号の交差点を調査地点に追加しました。 工場の壁面については、分節を考慮したデザインとし、可能な限り高さを抑えるとともに、無彩色と主とした落ち着いた色調とします。
5　環境への負荷	（1）地球温暖化対策について、屋上に太陽光発電設備の設置を検討すること。	工場建屋の屋上に太陽光パネルを設置します。

第６章　環境影響評価の項目

第６章　環境影響評価の項目

6.1　環境影響要因及び環境影響要素の抽出

対象事業の実施に伴う工事、存在及び供用による環境影響要因及び環境影響要素は、表6.1-1及び表6.1-2(1)～(3)に示すとおりである。

表 6.1-1　環境影響要因の抽出

環境影響要因		選定結果	選定する理由又は選定しない理由
工事による影響	資材等の運搬	○	本事業の実施に伴い、計画地周辺に資材等の運搬車両の走行による影響が想定されるため、環境影響要因として選定する。
	重機の稼働	○	本事業の実施に伴い、計画地周辺に重機の稼働による影響が想定されるため、環境影響要因として選定する。
	土工＝切土・盛土・発破・掘削等（重機の稼働を除く）	×	本事業は造成地に計画建築物を建設する事業であり、大規模な土工事は行わないことから、環境影響要因として選定しない。
	コンクリート工事（重機の稼働を除く）	×	本事業では大規模なコンクリート工事は行わないことから、環境影響要因として選定しない。
	建築物等の建設（重機の稼働を除く）	○	本事業の実施に伴い、建築物等の建設による影響が想定されるため、環境影響要因として選定する。
存在による影響	改変後の地形	×	本事業は造成地に計画建築物を建設する事業であり、地形の改変を行わないことから、環境影響要因として選定しない。
	樹木伐採後の状態	×	本事業は造成地に計画建築物を建設する事業であり、樹木の伐採を行わないことから、環境影響要因として選定しない。
	改変後の河川・湖沼	×	本事業は造成地に計画建築物を建設する事業であり、河川・湖沼の改変は行わないことから、環境影響要因として選定しない。
	工作物等の出現(建築物・道路・植栽地等)	○	本事業の実施に伴い、計画地周辺に工作物等の出現による影響が想定されるため、環境影響要因として選定する。
供用による影響	自動車交通の発生	○	本事業の実施に伴い、計画地周辺に自動車交通の発生による影響が想定されるため、環境影響要因として選定する。
	施設の稼働	○	本事業の実施に伴い、計画地周辺に施設の稼働による影響が想定されるため、環境影響要因として選定する。
	人の入り込み利用	×	計画地は造成地、計画地周辺は住宅、田畑であり、人の入り込み利用により損なわれる環境要素はないため、環境影響要因として選定しない。
	排水の発生	○	本事業の実施に伴い、計画地周辺に排水の発生による影響が想定されるため、環境影響要因として選定する。
	有害物質の使用	×	本事業では有害物質を使用するが、各種法令等の規定により適切に管理するため、環境影響要因として選定しない。
	農薬・肥料の使用	×	本事業では農薬・肥料の使用は想定されないため、環境影響要因として選定しない。

注）選定結果における「○」は「選定する」を、「×」は「選定しない」を示す。

表 6.1-2(1)　環境影響要素の抽出

環境影響要素				選定結果	選定する理由又は選定しない理由
大気環境	大気質	二酸化硫黄（SO_2）		×	計画地に設置するボイラー等は燃料に重油を使用せず、都市ガスでの稼働を計画している。そのため、二酸化硫黄（SO_2）を含む排ガスは発生しないため、選定しない。
		二酸化窒素（NO_2）		○	工事中の資材等の運搬車両の走行及び重機の稼働、供用時の自動車交通の発生及び施設の稼働により二酸化窒素（NO_2）を含む排ガスが排出され、計画地周辺に影響を及ぼす可能性があるため選定する。
		一酸化炭素（CO）		×	一酸化炭素（CO）濃度が環境基準と比較して非常に低い濃度となっているため、車両の走行等に伴う影響は小さいと考えられる。そのため、選定しない。
		浮遊粒子状物質（SPM）		○	工事中の資材等の運搬車両の走行及び重機の稼働、供用時の自動車交通の発生及び施設の稼働により浮遊粒子状物質（SPM）を含む排ガスが排出され、計画地周辺に影響を及ぼす可能性があるため選定する。
		粉じん		×	本事業は造成地に計画建築物を建設する事業であり、大規模な土工事は行わないことから、選定しない。
		有害物質（ﾆｯｹﾙ、ﾏﾝｶﾞﾝ、揮発性有機化合（VOC）：ﾄﾙｴﾝ、ｷｼﾚﾝ、ｴﾁﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝ、ｸﾛﾛﾎﾙﾑ）		○	供用時の施設の稼働により、有害物質（ニッケル、マンガン、揮発性有機化合物（VOC）：トルエン、キシレン、エチルベンゼン、クロロホルム）が排出され、計画地周辺に影響を及ぼす可能性があるため選定する。
	悪　臭	臭気指数		○	供用時の施設の稼働により、臭気が発生し、計画地周辺に影響を及ぼす可能性があるため選定する。
		特定悪臭物質		○	供用時の施設の稼働により、悪臭物質が発生し、計画地周辺に影響を及ぼす可能性があるため選定する。
	騒音・振動	騒　音		○	工事中の資材等の運搬車両の走行及び重機の稼働、供用時の自動車交通の発生及び施設の稼働により騒音が発生し、計画地周辺に影響を及ぼす可能性があるため選定する。
		振　動		○	工事中の資材等の運搬車両の走行及び重機の稼働、供用時の自動車交通の発生及び施設の稼働により振動が発生し、計画地周辺に影響を及ぼす可能性があるため選定する。
		低周波音		○	供用時の施設の稼働により、低周波音が発生し、計画地周辺に影響を及ぼす可能性があるため選定する。
水環境	水　質	水　質（河川）	生活環境項目	○	供用時の施設の稼働により、排水が発生し、計画地周辺に影響を及ぼす可能性があるため選定する。
			健康項目	○	供用時の施設の稼働により、排水が発生し、計画地周辺に影響を及ぼす可能性があるため選定する。
			PFAS 類	○	知事意見を踏まえ、選定する。
		地下水汚染		×	供用時の施設の稼働により、有害物質の使用はあるが、地下浸透しないため選定しない。
		底　質		×	供用に伴う施設の稼働により、排水が発生するが、底質の基準が設定されている物質を使用しないため、選定しない。

注）選定結果における「○」は「選定する」を、「×」は「選定しない」を示す。

表 6.1-2(2)　環境影響要素の抽出

環境影響要素			選定結果	選定する理由又は選定しない理由
水環境	水生生物	水生生物	○	供用時の施設の稼働により、排水が発生することで水質変化が生じ、水生生物の生育・生息環境に影響を及ぼす可能性があるため選定する。
		水辺生物	○	供用時の施設の稼働により、排水が発生することで水質変化が生じ、水辺生物の生息環境に影響を及ぼす可能性があるため選定する。
	水循環	水　象	×	本事業の工事中、供用時の施設の稼働においては大規模な取水をせず、流域、地表面流出量の変更を伴うものではないため、選定しない。
		地下水	×	工事中の杭打工事で地下水を利用するものの、短期間であり、必要な水量も少なく、供用時は地下水の揚水はないため選定しない。
		水辺環境	×	本事業は、水辺環境を改変しないため選定しない。
地盤環境	土壌環境	土壌汚染物質	×	本事業は造成地に計画建築物を建設する事業であり、計画地内に土壌汚染のおそれがないことから、環境影響要因として選定しない。
	地盤沈下	地盤沈下	×	工事中の杭打工事で地下水を利用するものの、短期間であり、必要な水量も少なく、供用時は地下水の揚水はないため選定しない。
	地形・地質	現況地形	×	本事業は造成地に計画建築物を建設する事業であり、大きな地形改変を行わないことから選定しない。
		注目地形	×	本事業は造成地に計画建築物を建設する事業であり、注目すべき地形が存在しないため選定しない。
生物環境	植　物	植物相及び注目すべき種	×	本事業は造成地に計画建築物を建設する事業であり、注目すべき種の生育環境は存在しないため選定しない。
		植生及び注目すべき群落	×	本事業は造成地に計画建築物を建設する事業であり、まとまった植物群落は存在しないため選定しない。
	動　物	動物相及び注目すべき種	×	本事業は造成地に計画建築物を建設する事業であり、注目すべき種の生息環境は存在しないため選定しない。
		注目すべき生息環境	×	本事業は造成地に計画建築物を建設する事業であり、注目すべき生息環境は存在しないため選定しない。
	生態系	地域を特徴づける生態系	×	本事業は造成地に計画建築物を建設する事業であり、地域を特徴づける生態系は存在しないため選定しない。
人と自然との触れ合い	景　観	景観資源	×	計画地に景観資源が存在せず、景観資源の改変を行わないことから選定しない。
		主要な眺望地点	×	計画地に主要な眺望点が存在せず、主要な眺望点の改変を行わないことから選定しない。
		主要な眺望	○	工作物等の出現に伴い、不特定多数の人が利用する地域の主要な眺望が変化することが想定されるため選定する。

注）選定結果における「○」は「選定する」を、「×」は「選定しない」を示す。

表 6.1-2(3)　環境影響要素の抽出

環境影響要素			選定結果	選定する理由又は選定しない理由
人と自然との触れ合い	触れ合い活動の場	触れ合い活動の場	×	計画地周辺には、城之内公園や緑道等の触れ合いの場が存在するものの、直接の改変は想定されず、資材等の運搬車両や供用時の自動車交通の発生によるアクセスへの影響も小さいことが想定されるため選定しない。
	文化財	指定文化財及び埋蔵文化財	×	本事業は造成地に計画建築物を建設する事業であり、計画地内に指定文化財は存在しない。また、計画地は埋蔵文化財の一部が含まれているものの、計画地で実施された試掘調査では埋蔵文化財は確認されなかったことから選定しない(資料編 p.295～296 参照)。
環境への負荷	廃棄物等	廃棄物	○	工事中の建築物等の建設、供用時の施設の稼働により廃棄物が発生するため選定する。
		水使用	○	供用時の施設の稼働により、水を使用することから選定する。
	温室効果ガス	二酸化炭素（CO_2）	○	供用時の施設の稼働により、二酸化炭素（CO_2）が発生するため選定する。
	オゾン層破壊物質等	フロン等	×	本事業において、フロン等のオゾン層破壊物質等を使用しないため選定しない。
その他	その他の生活環境	光　害	×	本事業において、夜間工事は行わない。 供用時の施設の稼働においても、夜間照明を敷地内に向け敷地外への影響を軽減するため選定しない。

注）選定結果における「○」は「選定する」を、「×」は「選定しない」を示す。

6.2 環境影響評価項目の選定

対象事業における環境影響評価項目は、前項で抽出した環境影響要因、環境影響要素に対して、事業特性及び地域特性等から環境影響の内容及び程度について検討し、選定を行った。

環境影響評価項目の選定結果は表6.2-1に、環境影響評価項目の選定理由は表6.2-2(1)～(2)に示すとおりである。

選定した項目は大気質、悪臭、騒音・振動、水質、水生生物、景観、廃棄物等及び温室効果ガスの８項目である。

表 6.2-1　環境影響評価項目の選定結果

環境影響要素の区分 ＼ 影響要因の区分				工事による影響			存在による影響	供用による影響		
				資材等の運搬	重機の稼働	建築物等の建設	工作物等の出現	自動車交通の発生	施設の稼働	排水の発生
大気環境	大気質	二酸化硫黄								
		二酸化窒素		○	○			○	○	
		一酸化炭素								
		浮遊粒子状物質		○	○			○	○	
		粉じん								
		有害物質（ﾆｯｹﾙ、ﾏﾝｶﾞﾝ、揮発性有機化合物（VOC）：ﾄﾙｴﾝ、ｷｼﾚﾝ、ｴﾁﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝ、ｸﾛﾛﾎﾙﾑ）							○	
	悪　臭	臭気指数							○	
		特定悪臭物質							○	
	騒音・振動	騒　音		○	○			○	○	
		振　動		○	○			○	○	
		低周波音							○	
水環境	水　質	水　質（河川）	生活環境項目							○
			健康項目							○
			PFAS 類							※
		地下水汚染								
		底　質								
	水生生物	水生生物								○
		水辺生物								○
	水環境	水　象								
		地下水								
		水辺環境								
地盤環境	土壌環境	土壌汚染物質								
	地盤沈下	地盤沈下								
	地形・地質	現況地形								
		注目地形								
生物環境	植　物	植物相及び注目すべき種								
		植生及び注目すべき群落								
	動　物	動物相及び注目すべき種								
		注目すべき生息環境								
	生態系	地域を特徴づける生態系								
人と自然との触れ合い	景　観	景観資源								
		主要な眺望点								
		主要な眺望					○			
	自然との触れ合いの場	触れ合い活動の場								
	文化財	指定文化財及び埋蔵文化財								
環境への負荷	廃棄物等	廃棄物				○			○	
		水使用							※	
	温室効果ガス	二酸化炭素							○	
	オゾン層破壊物質	フロン類								
その他	その他の生活環境	光　害								

注）○一般項目　◎重点化項目　△簡略化項目　※配慮項目

表 6.2-2(1)　環境影響評価項目の選定理由

環境影響要素			環境影響要因		選定結果	選定する理由
大気環境	大気質	二酸化窒素（NO_2）	工事	資材等の運搬	○	工事中の資材等の運搬車両の走行及び重機の稼働により二酸化窒素（NO_2）を含む排ガスが排出され、周辺に影響を及ぼす可能性があるため選定する。
				重機の稼働	○	
			供用	自動車交通の発生	○	供用時の自動車交通の発生及び施設の稼働により二酸化窒素（NO_2）を含む排ガスが排出され、周辺に影響を及ぼす可能性があるため選定する。
				施設の稼働	○	
		浮遊粒子状物質（SPM）	工事	資材等の運搬	○	工事中の資材等の運搬車両の走行及び重機の稼働により浮遊粒子状物質（SPM）を含む排ガスが排出され、周辺に影響を及ぼす可能性があるため選定する。
				重機の稼働	○	
			供用	自動車交通の発生	○	供用時の自動車交通の発生及び施設の稼働により浮遊粒子状物質（SPM）を含む排ガスが排出され、周辺に影響を及ぼす可能性があるため選定する。
				施設の稼働	○	
		有害物質（ﾆｯｹﾙ、ﾏﾝｶﾞﾝ、揮発性有機化合物（VOC）：ﾄﾙｴﾝ、ｷｼﾚﾝ、ｴﾁﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝ、ｸﾛﾛﾎﾙﾑ）	供用	施設の稼働	○	供用時の施設の稼働により、有害物質（ニッケル、揮発性有機化合物（VOC）：トルエン、キシレン、エチルベンゼン、クロロホルム）が排出され、周辺に影響を及ぼす可能性があるため選定する。なお、マンガンについては、現時点の事業計画では排出はないものの、知事意見を踏まえ、調査項目に追加する。
	悪臭	臭気指数	供用	施設の稼働	○	供用時の施設の稼働により、臭気が発生し、周辺に影響を及ぼす可能性があるため選定する。
		特定悪臭物質	供用	施設の稼働	○	供用時の施設の稼働により、悪臭物質が発生し、周辺に影響を及ぼす可能性があるため選定する。
	騒音・振動	騒　音	工事	資材等の運搬	○	工事中の資材等の運搬車両の走行及び重機の稼働により騒音が発生し、周辺に影響を及ぼす可能性があるため選定する。
				重機の稼働	○	
			供用	自動車交通の発生	○	供用時の自動車交通の発生及び施設の稼働により騒音が発生し、周辺に影響を及ぼす可能性があるため選定する。
				施設の稼働	○	
		振　動	工事	資材等の運搬	○	工事中の資材等の運搬車両の走行及び重機の稼働により振動が発生し、周辺に影響を及ぼす可能性があるため選定する。
				重機の稼働	○	
			供用	自動車交通の発生	○	供用時の自動車交通の発生及び施設の稼働により振動が発生し、周辺に影響を及ぼす可能性があるため選定する。
				施設の稼働	○	
		低周波音	供用	施設の稼働	○	供用時の施設の稼働により、低周波音が発生し、周辺に影響を及ぼす可能性があるため選定する。

注）選定結果における「○」は「一般項目」を、「※」は「配慮項目」として選定することを示す。

表 6.2-2(2)　環境影響評価項目の選定理由

環境影響要素				環境影響要因		選定結果	選定する理由
水環境	水質	水質(河川)	生活環境項目	供用	排水の発生	○	供用時の施設の稼働により、排水が発生し、周辺に影響を及ぼす可能性があるため選定する。
			健康項目	供用	排水の発生	○	供用時の施設の稼働により、排水が発生し、周辺に影響を及ぼす可能性があるため選定する。
			PFAS 類	供用	排水の発生	※	現時点の事業計画では化審法で規制されている PFOS、PFOA、PFHxS は使用しないものの、方法書に対する知事意見を踏まえ、予測・評価を行わない配慮項目として選定する。
	水生生物	水生生物		供用	排水の発生	○	供用時の施設の稼働により、排水が発生することで水質変化が生じ、水生生物の生息・生育環境に影響を及ぼす可能性があるため選定する。
		水辺生物		供用	排水の発生	○	供用時の施設の稼働により、排水が発生することで水質変化が生じ、水辺生物の生息環境に影響を及ぼす可能性があるため選定する。
人と自然との触れ合い	景観	主要な眺望		存在	工作物等の出現	○	工作物等の出現に伴い、不特定多数の人が利用する地域の主要な眺望が変化することが想定されるため選定する。
環境への負荷	廃棄物等	廃棄物		工事	建築物等の建設	○	建築物等の建設により、建設発生土及び建設廃棄物が発生するため選定する。
				供用	施設の稼働	○	供用時の施設の稼働により、廃棄物が発生するため選定する。
		水使用		供用	施設の稼働	※	供用時の施設の稼働により、水を使用するため選定する。
	温室効果ガス	二酸化炭素（CO_2）		供用	施設の稼働	○	供用時の施設の稼働により、二酸化炭素（CO_2）が発生するため選定する。

注）選定結果における「○」は「一般項目」を、「※」は「配慮項目」として選定することを示す。

第７章　調査・予測及び評価の手法

第７章　調査・予測及び評価の手法

7.1　大気質

大気質の調査手法は表 7.1-1(1)～(2)に、予測及び評価手法は表 7.1-2(1)～(2)に、調査地点は図 7.1-1 に示すとおりである。

表 7.1-1(1)　調査手法（大気質）

調査対象	調査方法等	
大気汚染物質濃度 ・二酸化窒素 ・浮遊粒子状物質 ・有害物質（ﾆｯｹﾙ、ﾏﾝｶﾞﾝ、揮発性有機化合物（VOC）：ﾄﾙｴﾝ、ｷｼﾚﾝ、ｴﾁﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝ、ｸﾛﾛﾎﾙﾑ）	既存資料調査	・二酸化窒素及び浮遊粒子状物質について、計画地より北西約 4.6km に位置する「太田局」のデータを収集し、整理することにより把握する。
	現地調査	【一般環境大気質】 ＜調査地点・調査地域等＞ ・調査地域は、計画地及びその周辺とする。 ・調査地点は、図 7.1-1 に示す計画地周辺の４地点（地点Ａ～地点Ｄ）とする。 ＜調査期間・時期等＞ ・二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は、７日間の調査を年４回（夏季、秋季、冬季、春季）とする。 ・有害物質は、１日 24 時間の調査を年４回（夏季、秋季、冬季、春季）とする。 ＜調査方法＞ ・二酸化窒素は、「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年７月、環境庁告示第 38 号）に基づく方法とする。 ・浮遊粒子状物質は、「大気汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年５月、環境庁告示第 25 号）に基づく方法とする。 ・有害物質は、「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」（令和６年３月改訂、環境省　水・大気環境局）に準拠した方法とする。
		【沿道環境大気質】 ＜調査地点・調査地域等＞ ・調査地域は、資材等の運搬及び自動車交通の発生による車両の走行経路の沿道とする。 ・調査地点は、図 7.1-1 に示す計画地の周辺道路の６地点（№1～№6）とする。 ＜調査期間・時期等＞ ・二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は、７日間の調査を年４回（夏季、秋季、冬季、春季）とする。 ・７日間の調査を年４回（夏季、秋季、冬季、春季）とする。 ＜調査方法＞ ・二酸化窒素は、「二酸化窒素に係る環境基準について」に基づく方法とする。 ・浮遊粒子状物質は、「大気汚染に係る環境基準について」に基づく方法とする。

注1)有害物質（揮発性有機化合物（VOC））については、製造工程で使用される物質のうち、大気へ排出される可能性があるものを選定した。
注2)有害物質（マンガン）については、冬季及び春季の二季の調査とした。

表 7.1-1(2)　調査手法（大気質）

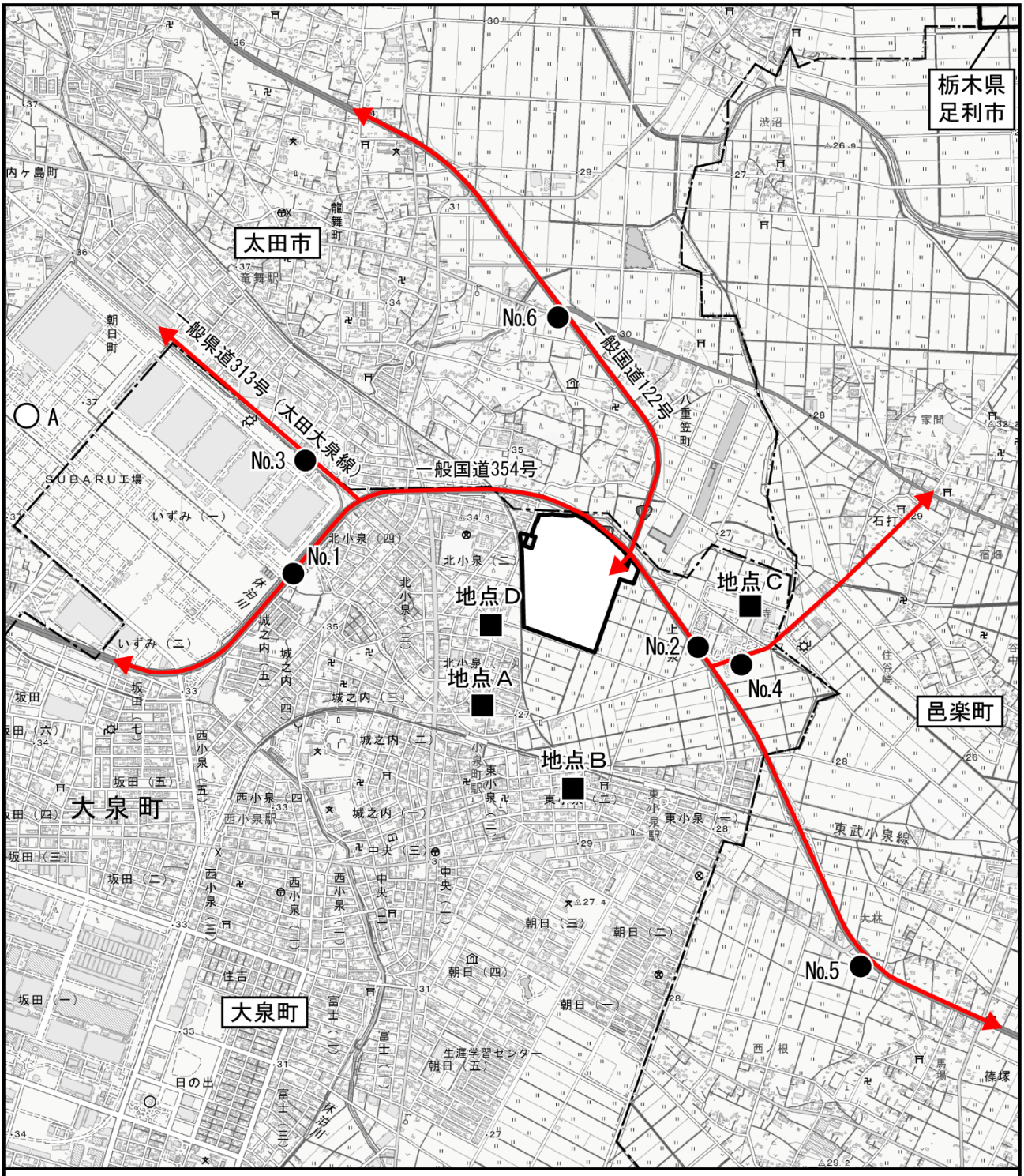
調査対象	調査方法等	
気　象 ・風向、風速等	既存資料調査	・計画地周辺の気象観測所等のデータを収集し、整理することにより把握する。
	現地調査	＜調査地点・調査地域等＞ ・調査地域は、計画地及びその周辺とする。 ・調査地点は、図 7.1-1 に示す計画地近傍に位置する株式会社 SUBARU の大泉工場敷地内の１地点（A）とする。 ＜調査期間・時期等＞ ・１年間とする。 ＜調査方法＞ ・「地上気象観測指針」（平成 14 年３月、気象庁）に定める方法とする。
道路交通の状況 ・道路の構造及び交通量の状況	現地調査	＜調査地点・調査地域等＞ ・調査地域は、計画地及びその周辺とする。 ・調査地点は、図 7.1-1 に示す計画地の周辺道路の６地点（№1～№6）とする。 ＜調査期間・時期等＞ ・24 時間の調査を２回（平日・休日）とする。 ＜調査方法＞ ・通過台数をハンドカウンターにより時間別・方向別・車種別にカウントする方法（１時間毎）、とする。車種分類は３車種（大型車、小型車、二輪車）とする。
その他 ・地形等の状況 ・周辺の人家・保全対象施設等の状況 ・既存の発生源の状況	既存資料調査及び現地踏査	既存資料調査及び現地踏査より把握する。

表 7.1-2(1)　予測及び評価手法（大気質）

予測及び評価			
環境影響要因		予測方法等	評価方法等
工事による影響	資材等の運搬	＜予測対象＞ ・二酸化窒素 ・浮遊粒子状物質 ＜予測時期＞ ・資材等の運搬車両の走行による影響が最大となる時期とする。 ＜予測地点・予測地域等＞ ・予測地点は、調査地点のうちの５地点（№1～№3,№5～№6）とする。 ＜予測方法＞ ・「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版)」（平成 25 年３月、国土交通省国土技術政策総合研究所、独立行政法人土木研究所）（以下「技術手法」とする。）に示されるプルーム式、パフ式により予測する。	(1) 環境への影響の回避・低減に係る評価 事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて評価する。 (2) 基準等との整合性に係る評価 下記に示す環境基準と予測結果との整合性が図られているか否かについて検討する。 ・二酸化窒素 「二酸化窒素に係る環境基準について」に基づく環境基準 ・浮遊粒子状物質 「大気の汚染に係る環境基準について」に基づく環境基準
	重機の稼働	＜予測対象＞ ・二酸化窒素 ・浮遊粒子状物質 ＜予測時期＞ ・重機の稼働による影響が最大となる時期とする。 ＜予測地点・予測地域等＞ ・予測地域は、計画地及びその周辺とする。 ・予測地点は、最大着地濃度出現地点及び調査地点と同じ計画地周辺の４地点（地点Ａ～地点Ｄ）とする。 ＜予測方法＞ ・「窒素酸化物総量規制マニュアル[新版]」(平成 12 年 12 月、公害研究センター)に示されるプルーム式、パフ式により予測する。	
供用による影響	自動車交通の発生	＜予測対象＞ ・二酸化窒素 ・浮遊粒子状物質 ＜予測時期＞ ・自動車交通の発生が定常となる時期とする。 ＜予測地点・予測地域等＞ ・予測地点は、調査地点と同じ計画地の周辺道路の６地点（№1～№6）とする。 ＜予測方法＞ ・「技術手法」に示されるプルーム式、パフ式により予測する。	

表 7.1-2(2)　予測及び評価手法（大気質）

予測及び評価			
環境影響要因		予測方法等	評価方法等
供用による影響	施設の稼働	＜予測対象＞ ・二酸化窒素 ・浮遊粒子状物質 ・有害物質（ﾆｯｹﾙ、ﾏﾝｶﾞﾝ、揮発性有機化合物(VOC)） ＜予測時期＞ ・施設の稼働が定常となる時期とする。 ＜予測地点・予測地域等＞ ・予測地域は、計画地及びその周辺とする。 ・予測地点は、最大着地濃度出現地点及び調査地点と同じ計画地周辺の４地点（地点Ａ～地点Ｄ）とする。 ＜予測方法＞ ・「窒素酸化物総量規制マニュアル[新版]」に示されるプルーム式、パフ式により予測する。	(1) 環境への影響の回避・低減に係る評価 事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて評価する。 (2) 基準等との整合性に係る評価 下記に示す環境基準等と予測結果との整合性が図られているか否かについて検討する。 ・二酸化窒素 「二酸化窒素に係る環境基準について」に基づく環境基準 ・浮遊粒子状物質 「大気の汚染に係る環境基準について」に基づく環境基準 ・有害物質（ﾆｯｹﾙ） 「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第七次答申）」に基づく指針値 ・有害物質（ｸﾛﾛﾎﾙﾑ） 「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第八次答申）」に基づく指針値



凡　例

- 計画地
- 県　界
- 市町界
- 車両走行ルート
- ■ 一般環境大気質調査地点（地点Ａ～地点Ｄ）
- ● 沿道環境大気質、自動車交通量調査地点（No.1～No.6）
- ○ 気象調査地点（A）

出典：「電子地形図25,000」（国土地理院）

図 7.1-1　現地調査地点（大気質）

1：25,000
0　250　500　750m

N

7.2 悪　臭

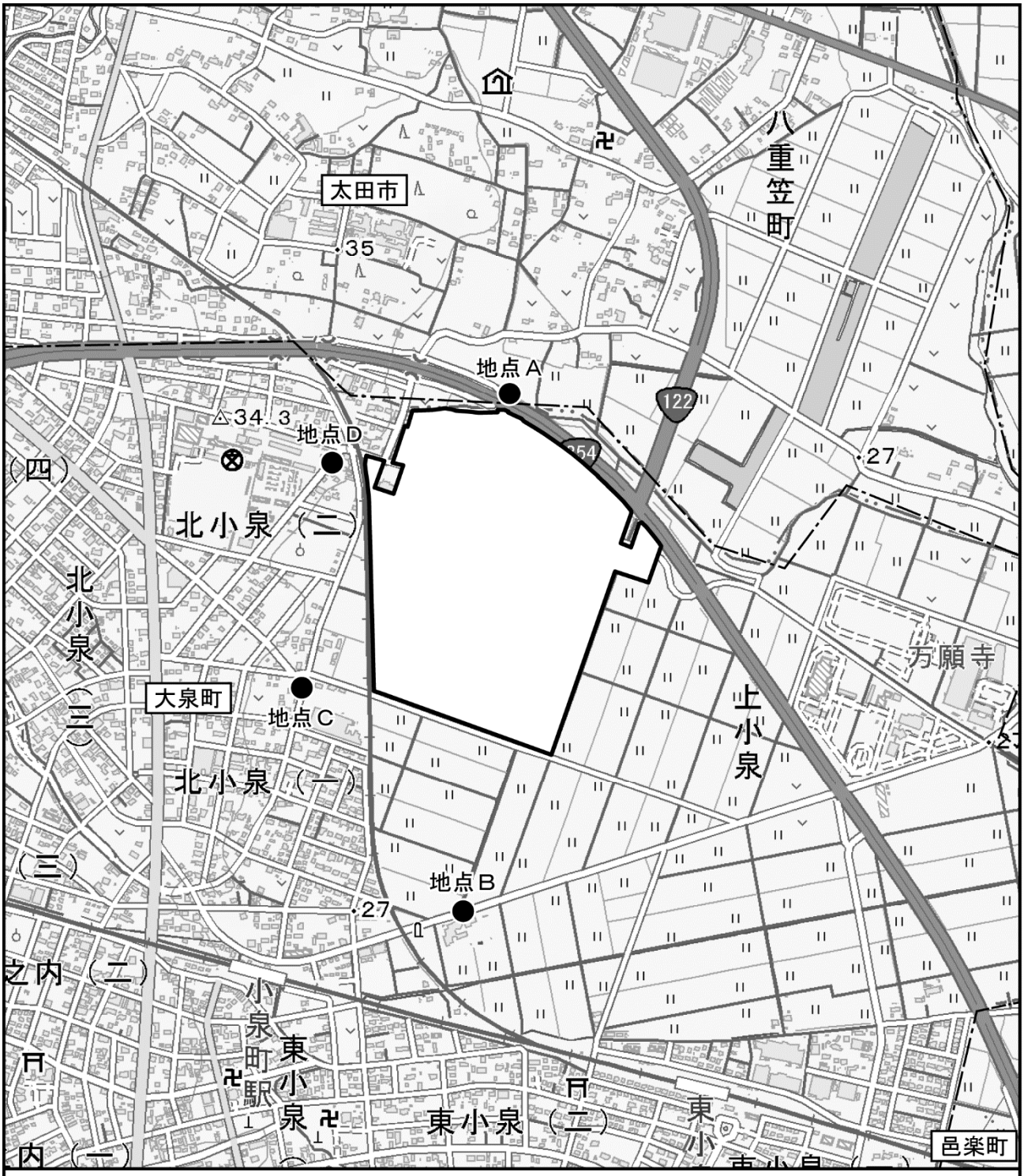
悪臭の調査手法は表 7.2-1 に、予測及び評価手法は表 7.2-2 に、調査地点は図 7.2-1 に示すとおりである。

表 7.2-1　調査手法（悪臭）

調査対象	調査方法等	
悪　臭 ・臭気指数 ・特定悪臭物質 ｱﾝﾓﾆｱ、ﾒﾁﾙﾒﾙｶﾌﾟﾀﾝ、硫化水素、硫化ﾒﾁﾙ、二硫化ﾒﾁﾙ、ﾄﾘﾒﾁﾙｱﾐﾝ、ｱｾﾄｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ、ｽﾁﾚﾝ、ﾌﾟﾛﾋﾟｵﾝ酸、ﾉﾙﾏﾙ酸、ﾉﾙﾏﾙ吉草酸、ｲｿ吉草酸、ﾌﾟﾛﾋﾟｵﾝｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ、ﾉﾙﾏﾙﾌﾞﾁﾙｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ、ｲｿﾌﾞﾁﾙｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ、ﾉﾙﾏﾙﾊﾞﾚﾙｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ、ｲｿﾊﾞﾚﾙｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ、ｲｿﾌﾞﾀｰﾙ、酢酸ｴﾁﾙ、ﾒﾁﾙｲｿﾌﾞﾁﾙｹﾄﾝ、ﾄﾙｴﾝ、ｷｼﾚﾝ	現地調査	＜調査地点・調査地域等＞ ・調査地域は、計画地及びその周辺とする。 ・調査地点は、図 7.2-1 に示す計画地周辺の４地点（地点Ａ～地点Ｄ）とする。 ＜調査期間・時期等＞ ・年２回（夏季、冬季）とする。 ＜調査方法＞ ・「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」（平成７年９月、環境庁告示第 63 号）に準拠する方法とする。 ・「特定悪臭物質の測定方法」（昭和 47 年５月、環境庁告示第９号）に準拠する方法とする。
気　象 ・風向、風速等	既存資料調査	・計画地周辺の気象観測所等のデータを収集し、整理することにより把握する。
	現地調査	＜調査地点・調査地域等＞ ・調査地域は、計画地及びその周辺とする。 ・調査地点は、図 7.1-1 に示した計画地近傍に位置する株式会社 SUBARU の大泉工場敷地内の１地点（A）とする。 ＜調査期間・時期等＞ ・１年間とする。 ＜調査方法＞ ・「地上気象観測指針」に定める方法とする。
その他 ・地形等の状況 ・周辺の人家・保全対象施設等の状況 ・既存の発生源の状況	既存資料調査及び現地踏査	既存資料調査及び現地踏査により把握する。

表 7.2-2　予測及び評価手法（悪臭）

予測及び評価			
環境影響要因		予測方法等	評価方法等
供用による影響	施設の稼働	＜予測対象＞ ・臭気指数 ・特定悪臭物質 ＜予測時期＞ ・施設の稼働が定常となる時期とする。 ＜予測地点・予測地域等＞ ・予測地域は、計画地周辺とする。 ＜予測方法＞ ・現地調査結果、類似施設の調査結果及び環境の保全のための措置等の内容を踏まえ、定性的に予測する。	(1) 環境への影響の回避・低減に係る評価 事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて評価する。 (2) 基準等との整合性に係る評価 下記に示す規制基準と予測結果との整合性が図られているか否かについて検討する。 ・臭気指数 「悪臭防止法に基づく規制基準について」に基づく規制基準



出典：「電子地形図25,000」（国土地理院）

図 7.2-1　現地調査地点（悪臭）

1：10,000
0　100　200　300m

N

7.3 騒　音

騒音の調査手法は表 7.3-1 に、予測及び評価手法は表 7.3-2(1)～(2)に、調査地点は図 7.3-1 に示すとおりである。

表 7.3-1　調査手法（騒音）

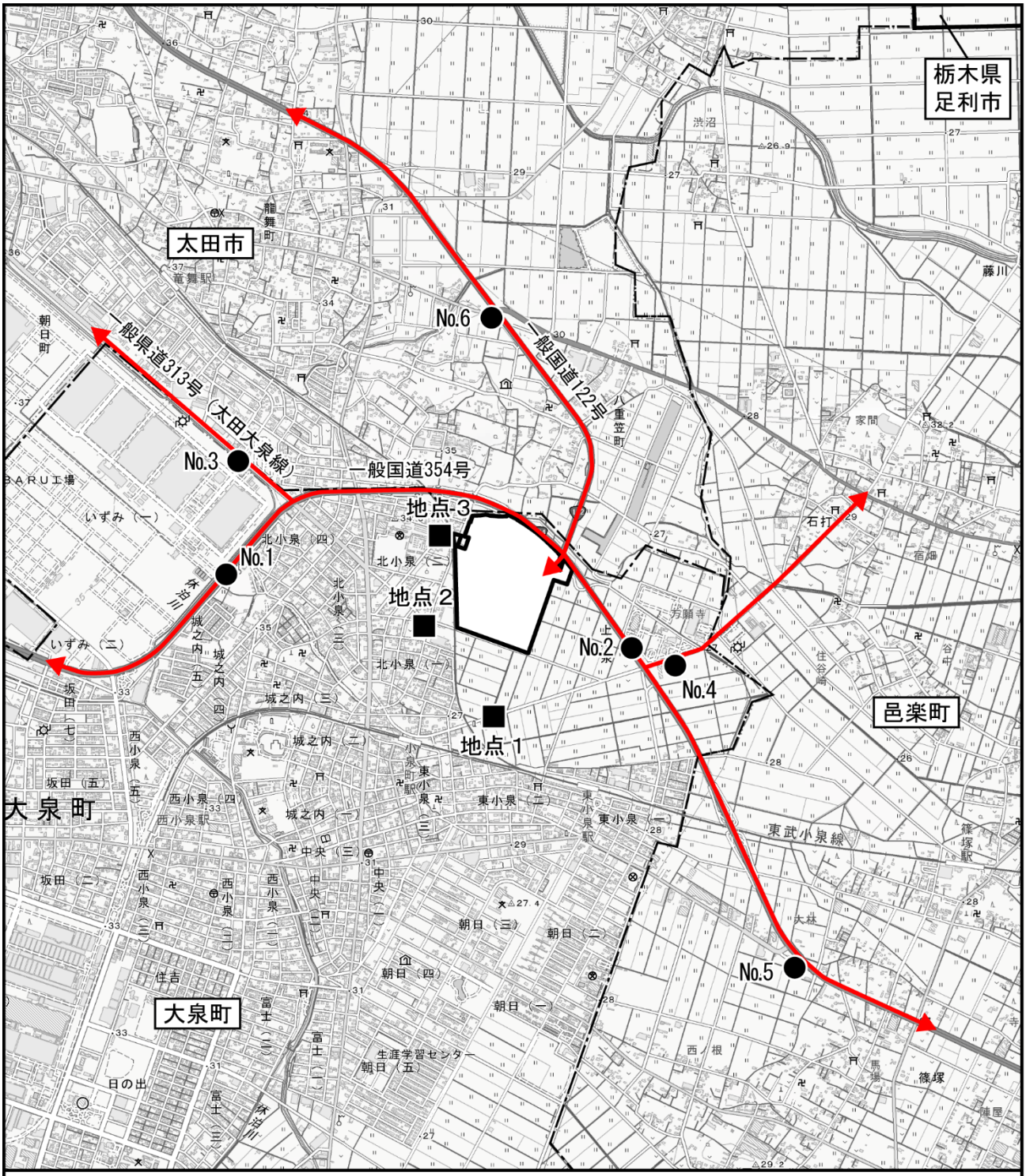
調査対象	調査方法等	
騒音の状況 ・環境騒音 ・道路交通騒音	既存資料調査	・最新の「環境白書」（太田市）及び環境騒音調査結果（大泉町ホームページ）等よりデータを収集し、整理することにより把握する。
	現地調査	【環境騒音】 ＜調査地点・調査地域等＞ ・調査地域は、計画地及びその周辺とする。 ・調査地点は、図 7.3-1 に示す計画地周辺の３地点（地点１～地点３）とする。 ＜調査期間・時期等＞ ・24 時間の調査を２回（平日・休日）とする。 ＜調査方法＞ ・「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年９月、環境庁告示第 64 号）に準拠する方法とする。
		【道路交通騒音】 ＜調査地点・調査地域等＞ ・調査地域は、資材等の運搬、自動車交通の発生による車両の走行経路の沿道とする。 ・調査地点は、図 7.3-1 に示す計画地の周辺道路の６地点（№1～№6）とする。 ＜調査期間・時期等＞ ・24 時間の調査を２回（平日・休日）とする。 ＜調査方法＞ ・「騒音に係る環境基準について」に準拠する方法とする。
道路交通の状況 ・道路の構造及び交通量の状況	現地調査	＜調査地点・調査地域等＞ ・調査地域は、計画地及びその周辺とする。 ・調査地点は、図 7.3-1 に示す計画地の周辺道路の６地点（№1～№6）とする。 ＜調査期間・時期等＞ ・24 時間の調査を２回（平日・休日）とする。 ＜調査方法＞ ・通過台数をハンドカウンターにより時間別・方向別・車種別にカウントする方法（１時間毎）、とする。車種分類は３車種（大型車、小型車、二輪車）とする。
その他 ・伝搬に影響を及ぼす地表面の状況 ・周辺の人家・保全対象施設等の状況 ・既存の発生源の状況	既存資料調査及び現地踏査	既存資料調査及び現地踏査により把握する。

表 7.3-2(1)　予測及び評価手法（騒音）

予測及び評価			
環境影響要因		予測方法等	評価方法等
工事による影響	資材等の運搬	＜予測対象＞ ・道路交通騒音レベル ＜予測時期＞ ・資材等の運搬車両の走行による影響が最大となる時期とする。 ＜予測地点・予測地域等＞ ・予測地点は、調査地点のうちの５地点（No.1～No.3,No.5～No.6）とする。 ＜予測方法＞ ・日本音響学会提案モデル（ASJ　RTN-Model 2023）に基づき予測する。	(1) 環境への影響の回避・低減に係る評価 事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて評価する。 (2) 基準等との整合性に係る評価 下記に示す環境基準と予測結果との整合性が図られているか否かについて検討する。 ・道路交通騒音 「騒音に係る環境基準について」に基づく道路交通騒音の環境基準
	重機の稼働	＜予測対象＞ ・建設作業騒音レベル ＜予測時期＞ ・重機の稼働による影響が最大となる時期とする。 ＜予測地点・予測地域等＞ ・予測地点は、最大値出現地点を含む計画地敷地境界上とする。 ＜予測方法＞ ・伝播理論式により予測する。	(1) 環境への影響の回避・低減に係る評価 事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて評価する。 (2) 基準等との整合性に係る評価 下記に示す規制基準と予測結果との整合性が図られているか否かについて検討する。 ・建設作業騒音 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」に基づく建設作業騒音の規制基準

表 7.3-2(2)　予測及び評価手法（騒音）

予測及び評価			
環境影響要因		予測方法等	評価方法等
供用による影響	自動車交通の発生	＜予測対象＞ ・道路交通騒音レベル ＜予測時期＞ ・自動車交通の発生が定常となる時期とする。 ＜予測地点・予測地域等＞ ・予測地点は、調査地点と同じ計画地の周辺道路の６地点（№1～№6）とする。 ＜予測方法＞ ・日本音響学会提案モデル（ASJ　RTN-Model 2023）に基づき予測する。	(1) 環境への影響の回避・低減に係る評価 事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて評価する。 (2) 基準等との整合性に係る評価 下記に示す環境基準と予測結果との整合性が図られているか否かについて検討する。 ・道路交通騒音 「騒音に係る環境基準について」に基づく道路交通騒音の環境基準
	施設の稼働	＜予測対象＞ ・工場騒音レベル ＜予測時期＞ ・施設の稼働が定常となる時期とする。 ＜予測地点・予測地域等＞ ・予測地点は、最大値出現地点を含む計画地敷地境界上及び調査地点と同じ計画地周辺の３地点（地点１～地点３）とする。 ＜予測方法＞ ・伝播理論式により予測する。	(1) 環境への影響の回避・低減に係る評価 事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて評価する。 (2) 基準等との整合性に係る評価 下記に示す規制基準と予測結果との整合性が図られているか否かについて検討する。 ・工場騒音 「特定工場等において発生する騒音について規制する時間及び区域の区分ごとの規制基準」に基づく工場騒音の規制基準



凡　例

- 計画地
- 県　界
- 市町界
- 車両走行ルート
- ■ 環境騒音調査地点（地点１～地点３）
- ● 道路交通騒音、自動車交通量調査地点（No.1～No.6）

出典：「電子地形図25,000」（国土地理院）

図 7.3-1　現地調査地点（騒音）

1：25,000
0　250　500　750m

N

7.4 振　動

振動の調査手法は表 7.4-1 に、予測及び評価手法は表 7.4-2(1)～(2)に、調査地点は図 7.4-1 に示すとおりである。

表 7.4-1　調査手法（振動）

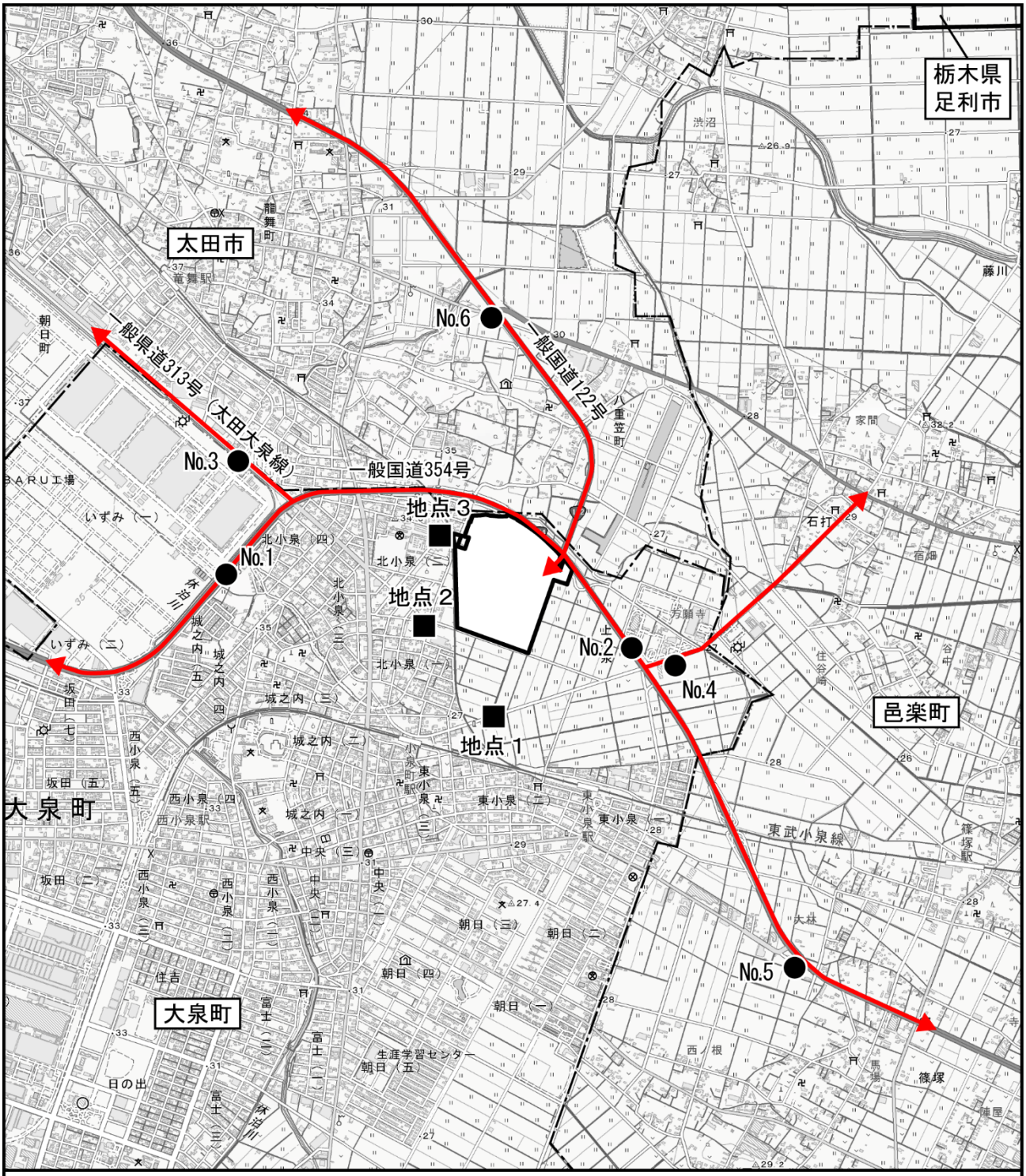
調査対象	調査方法等	
振動の状況 ・環境振動 ・道路交通振動	現地調査	【環境振動】 ＜調査地点・調査地域等＞ ・調査地域は、計画地及びその周辺とする。 ・調査地点は、図 7.4-1 に示す計画地周辺の３地点（地点１～地点３）とする。 ＜調査期間・時期等＞ ・24 時間の調査を２回（平日・休日）とする。 ＜調査方法＞ ・JIS Z 8735「振動レベルの測定方法」に準拠する方法とする。
		【道路交通振動】 ＜調査地点・調査地域等＞ ・調査地域は、資材等の運搬、自動車交通の発生による車両の走行経路の沿道とする。 ・調査地点は、図 7.4-1 に示す計画地の周辺道路の６地点（№1～№6）とする。 ＜調査期間・時期等＞ ・24 時間の調査を２回（平日・休日）とする。 ＜調査方法＞ ・JIS Z 8735「振動レベルの測定方法」に準拠する方法とする。
道路交通の状況 ・道路の構造及び交通量の状況 ・地盤卓越振動数	現地調査	＜調査地点・調査地域等＞ ・調査地域は、計画地及びその周辺とする。 ・調査地点は、図 7.4-1 に示す計画地の周辺道路の６地点（№1～№6）とする。 ＜調査期間・時期等＞ ・交通量の状況については、24 時間の調査を２回（平日・休日）とする。 ・地盤卓越振動数については、各地点１回とする。 ＜調査方法＞ ・交通量の状況については、通過台数をハンドカウンターにより時間別･方向別･車種別にカウントする方法（１時間毎）とする。車種分類は３車種（大型車、小型車、二輪車）とする。 ・地盤卓越振動数については、「技術手法」に基づく方法とする。
その他 ・伝搬に影響を及ぼす地表面の状況 ・周辺の人家・保全対象施設等の状況 ・既存の発生源の状況	既存資料調査及び現地踏査	既存資料調査及び現地踏査により把握する。

表 7.4-2(1)　予測及び評価手法（振動）

予測及び評価			
環境影響要因		予測方法等	評価方法等
工事による影響	資材等の運搬	＜予測対象＞ ・道路交通振動レベル ＜予測時期＞ ・資材等の運搬車両の走行による影響が最大となる時期とする。 ＜予測地点・予測地域等＞ ・予測地点は、調査地点のうちの５地点（No.1～No.3,No.5～No.6）とする。 ＜予測方法＞ ・「技術手法」に基づく道路交通振動の予測式により予測する。	(1) 環境への影響の回避・低減に係る評価 事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて評価する。 (2) 基準等との整合性に係る評価 下記に示す要請限度と予測結果との整合性が図られているか否かについて検討する。 ・道路交通振動 「振動規制法施行規則」に基づく道路交通振動の要請限度
	重機の稼働	＜予測対象＞ ・建設作業振動レベル ＜予測時期＞ ・重機の稼働による影響が最大となる時期とする。 ＜予測地点・予測地域等＞ ・予測地点は、最大値出現地点を含む計画地敷地境界上とする。 ＜予測方法＞ ・伝播理論式により予測する。	(1) 環境への影響の回避・低減に係る評価 事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて評価する。 (2) 基準等との整合性に係る評価 下記に示す規制基準と予測結果との整合性が図られているか否かについて検討する。 ・建設作業振動 「振動規制法施行規則」に基づく特定建設作業振動の規制基準

表 7.4-2(2)　予測及び評価手法（振動）

予測及び評価			
環境影響要因		予測方法等	評価方法等
供用による影響	自動車交通の発生	＜予測対象＞ ・道路交通振動レベル ＜予測時期＞ ・自動車交通の発生が定常となる時期とする。 ＜予測地点・予測地域等＞ ・予測地点は、調査地点と同じ計画地の周辺道路の６地点（№1～№6）とする。 ＜予測方法＞ ・「技術手法」に基づく道路交通振動の予測式により予測する。	(1) 環境への影響の回避・低減に係る評価 事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて評価する。 (2) 基準等との整合性に係る評価 下記に示す要請限度と予測結果との整合性が図られているか否かについて検討する。 ・道路交通振動 「振動規制法施行規則」に基づく道路交通振動の要請限度
	施設の稼働	＜予測対象＞ ・工場振動レベル ＜予測時期＞ ・施設の稼働が定常となる時期とする。 ＜予測地点・予測地域等＞ ・予測地点は、最大値出現地点を含む計画地敷地境界上及び調査地点と同じ計画地周辺の３地点（地点１～地点３）とする。 ＜予測方法＞ ・伝播理論式により予測する。	(1) 環境への影響の回避・低減に係る評価 事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて評価する。 (2) 基準等との整合性に係る評価 下記に示す規制基準と予測結果との整合性が図られているか否かについて検討する。 ・工場振動 「特定工場等において発生する振動について規制する時間及び区域の区分ごとの規制基準」に基づく工場振動の規制基準



凡　例

- 計画地
- 県　界
- 市町界
- 車両走行ルート
- ■ 環境振動調査地点（地点１～地点３）
- ● 道路交通振動、地盤卓越振動数、自動車交通量調査地点（No.1～No.6）

出典：「電子地形図25,000」（国土地理院）

図 7.4-1　現地調査地点（振動）

1：25,000
0　250　500　750m

N

7.5 低周波音

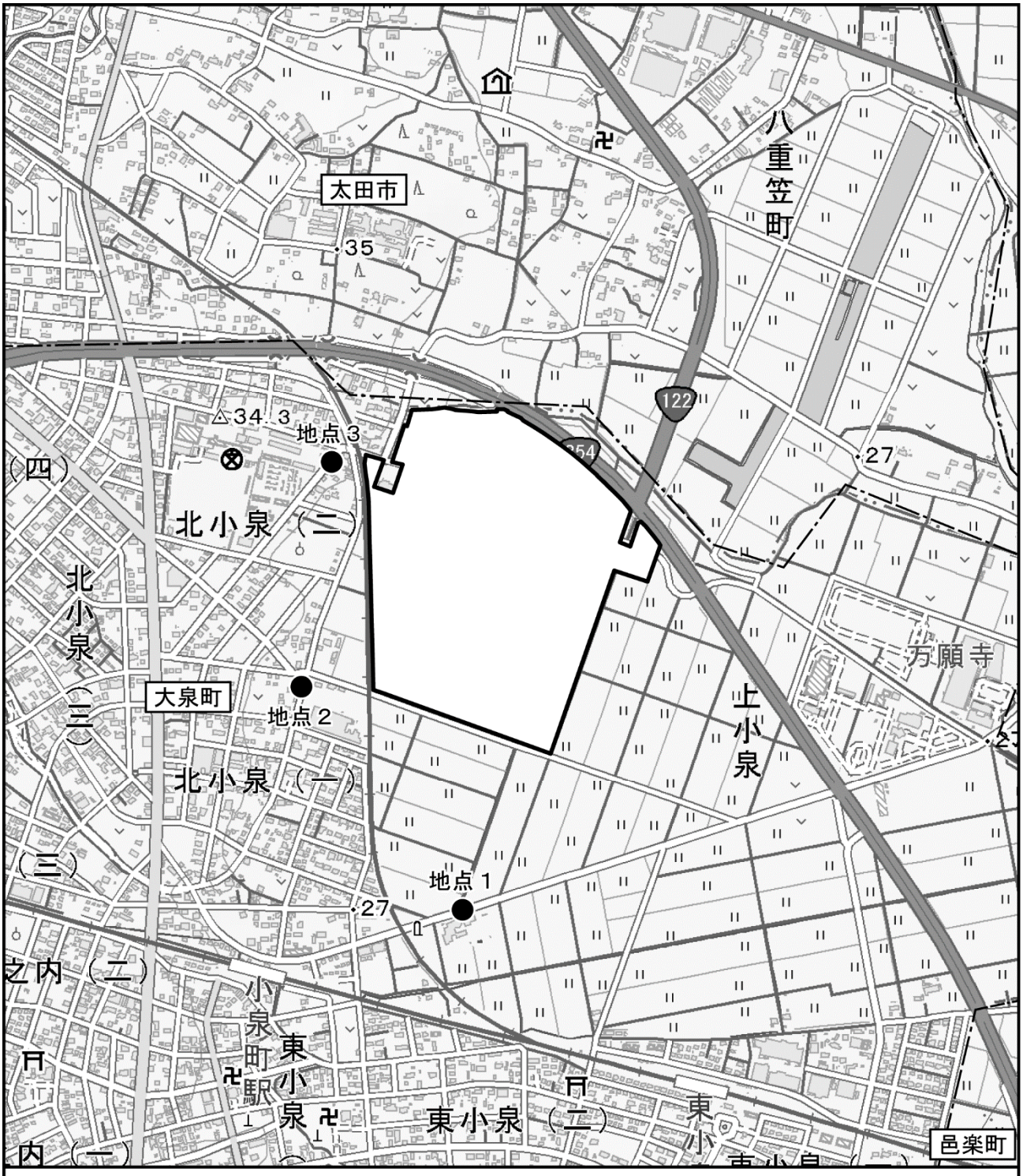
低周波音の調査手法は表 7.5-1 に、予測及び評価手法は表 7.5-2 に、調査地点は図 7.5-1 に示すとおりである。

表 7.5-1 調査手法（低周波音）

調査対象	調査方法等	
低周波音の状況 ・低周波音の音圧レベル	現地調査	＜調査地点・調査地域等＞ ・調査地域は、計画地及びその周辺とする。 ・調査地点は、図 7.5-1 に示す計画地周辺の３地点（地点１～地点３）とする。 ＜調査期間・時期等＞ ・24 時間の調査を２回（平日・休日）とする。 ＜調査方法＞ ・「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（平成 12 年 10 月、環境省）に準拠する方法とする。
その他 ・伝搬に影響を及ぼす地表面の状況 ・周辺の人家・保全対象施設等の状況 ・既存の発生源の状況	既存資料調査及び現地踏査	既存資料調査及び現地踏査により把握する。

表 7.5-2 予測及び評価手法（低周波音）

予測及び評価			
環境影響要因		予測方法等	評価方法等
供用による影響	施設の稼働	＜予測対象＞ ・低周波音の音圧レベル ＜予測時期＞ ・施設の稼働が定常となる時期とする。 ＜予測地点・予測地域等＞ ・予測地点は、最大値出現地点を含む計画地敷地境界上及び調査地点と同じ計画地周辺の３地点（地点１～地点３）とする。 ＜予測方法＞ ・伝播理論式により予測する。	(1) 環境への影響の回避・低減に係る評価 事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて評価する。 (2) 基準等との整合性に係る評価 下記に示す低周波音の閾値と予測結果との整合性が図られているか否かについて検討する。 ・低周波音 「昭和 55 年度報告書 Ⅰ 低周波音に対する感覚と評価に関する基礎研究」に基づく低周波音の閾値



出典：「電子地形図25,000」（国土地理院）

図 7.5-1　現地調査地点（低周波音）

1：10,000
0　100　200　300m

N

7.6 水　質

水質の調査手法は表 7.6-1 に、予測及び評価手法は表 7.6-2 に、調査地点は図 7.6-1 に示すとおりである。

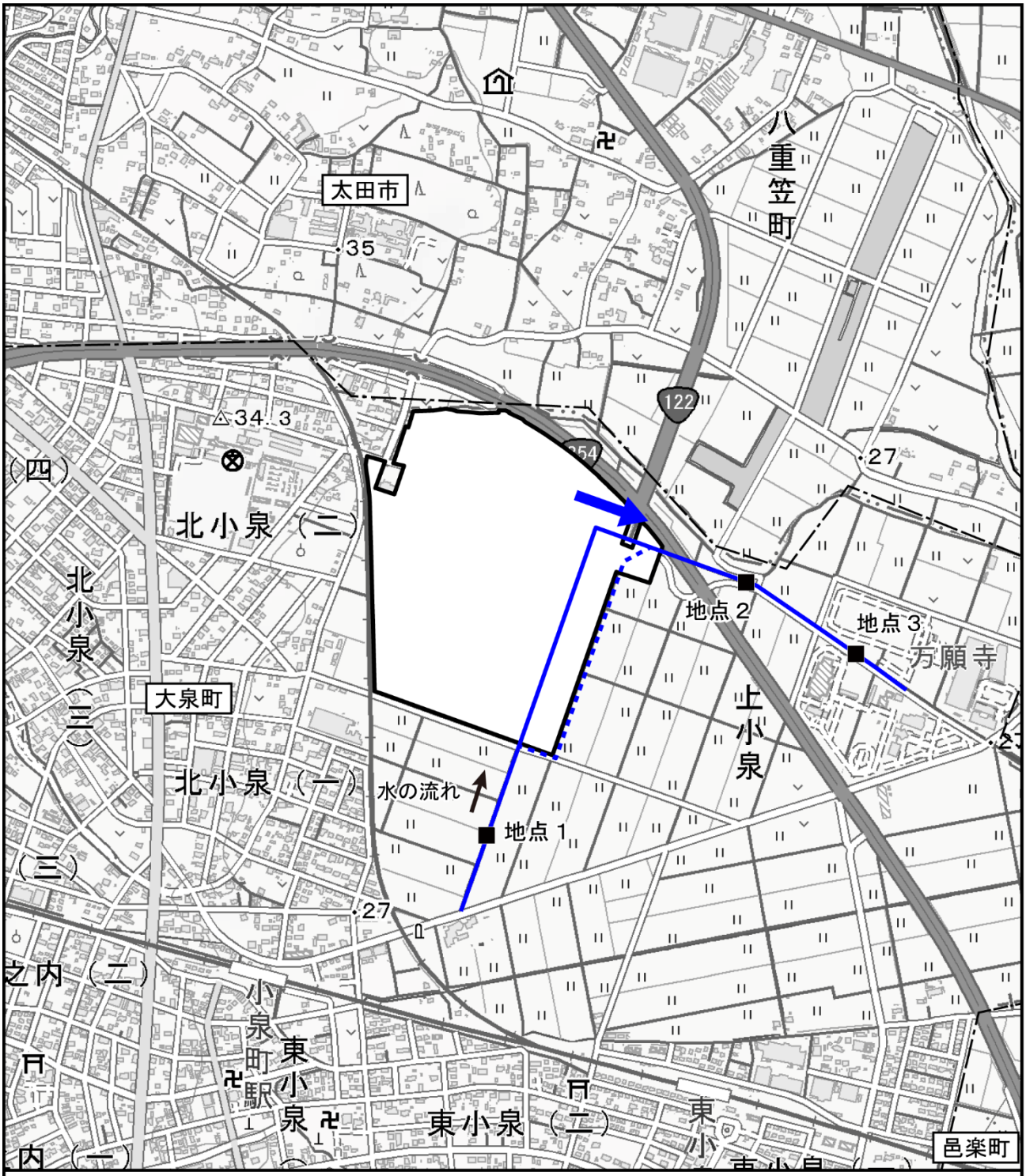
表 7.6-1　調査手法（水質）

調査対象	調査方法等	
水質汚濁物質濃度 ・生活環境項目 ・健康項目 ・PFAS 類（PFOS、PFOA、PFHxS）	既存資料調査	・最新の「公共用水域水質測定結果」（群馬県環境森林部ホームページ）よりデータを収集し、整理することにより把握する。
	現地調査	＜調査地点・調査地域等＞ ・調査地域は、計画地周辺の排水路とする。 ・調査地点は、図 7.6-1 に示す排水流入前の１地点（地点１）、排水流入後の２地点（地点２、地点３）とする。 ＜調査期間・時期等＞ ・年４回（春季、夏季、秋季、冬季）とする。 ＜調査方法＞ ・「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月、環境庁告示第 59 号）等に準拠する方法とする。
流量等 ・流量、流速、水位	現地調査	＜調査地点・調査地域等＞ ・調査地域は、計画地周辺の排水路とする。 ・調査地点は、図 7.6-1 に示す排水流入前の１地点（地点１）、排水流入後の２地点（地点２、地点３）とする。 ＜調査期間・時期等＞ ・年４回（春季、夏季、秋季、冬季）とする。 ＜調査方法＞ ・「水質調査方法」（昭和 46 年９月、環水管第 30 号）に定める方法とする。
その他 ・降水量の状況 ・水利用及び水域利用の状況 ・既存の発生源の状況	既存資料調査及び現地踏査	既存資料調査及び現地踏査により把握する。

注）PFAS類（PFOS、PFOA、PFHxS）については、冬季及び春季の二季の調査とした。

表 7.6-2　予測及び評価手法（水質）

予測及び評価			
環境影響要因		予測方法等	評価方法等
供用による影響	排水の発生	＜予測対象＞ ・生活環境項目 ・健康項目 ＜予測時期＞ ・施設の稼働が定常となる時期とする。 ＜予測地点・予測地域等＞ ・予測地点は、調査地点のうち排水流入後の２地点（地点２、地点３）とする。 ＜予測方法＞ ・完全混合式による予測、または、現地調査結果及び水質汚濁防止対策等の内容を踏まえ、定性的に予測する。	(1) 環境への影響の回避・低減に係る評価 事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて評価する。 (2) 基準等との整合性に係る評価 下記に示す環境基準と予測結果との整合性が図られているか否かについて検討する。 ・生活環境項目、健康項目 「水質汚濁に係る環境基準について」に基づく環境基準



凡　例

- 計画地
- 市町界
- 排水路（既存）
- 排水路（新設）
- 排水流入位置
- ■ 水質調査地点（地点１～地点３）

注）排水路（新設）は、他事業の造成工事により、設置される。
出典：「電子地形図25,000」（国土地理院）

図 7.6-1　現地調査地点（水質）

1：10,000
0　100　200　300m

N

7.7 水生生物

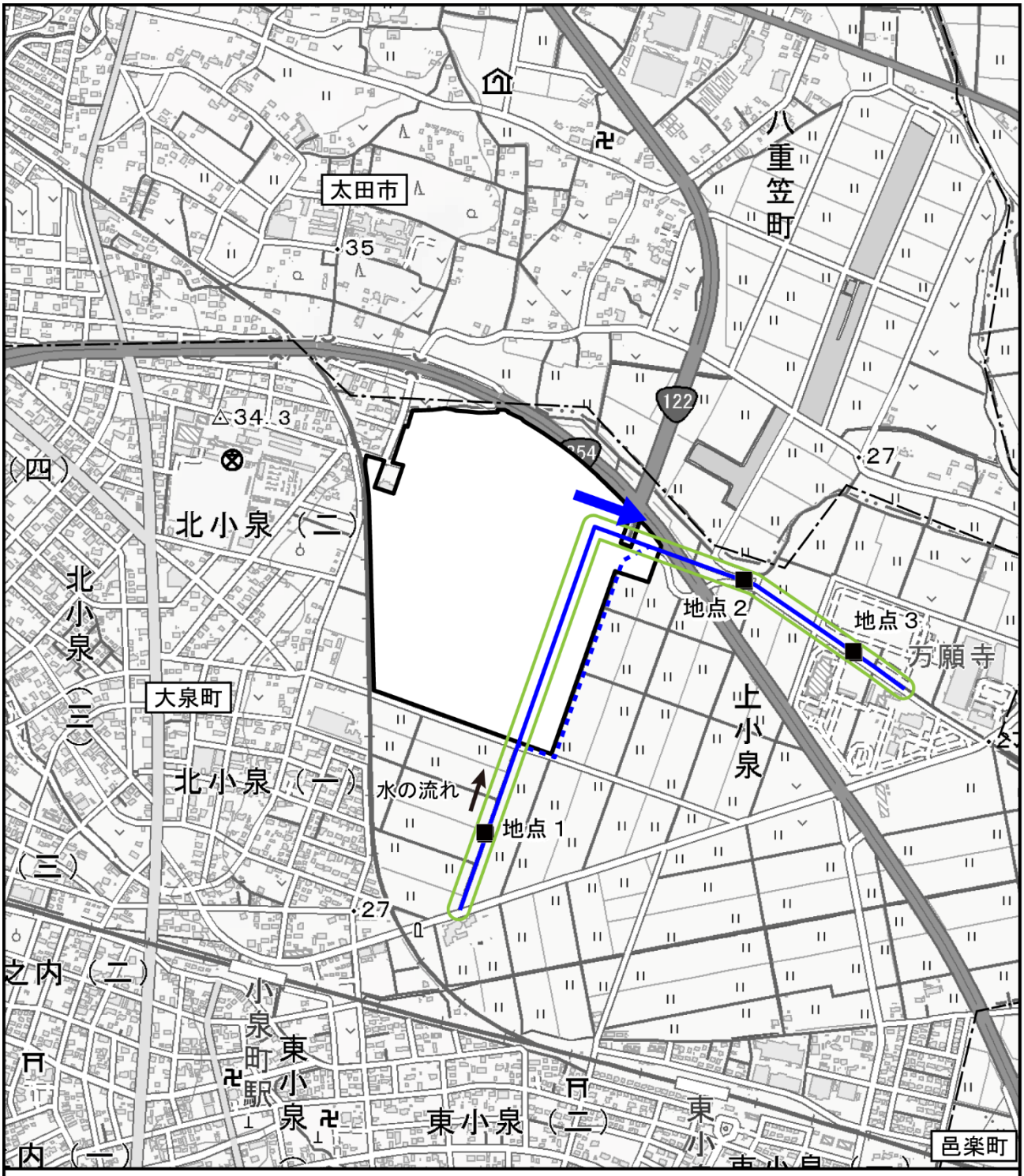
水生生物の調査手法は表 7.7-1 に、予測及び評価手法は表 7.7-2 に、調査地点は図 7.7-1 に示すとおりである。

表 7.7-1　調査手法（水生生物）

調査対象	調査方法等	
水生生物 ・水生植物 ・魚類 ・底生動物	既存資料調査	・「群馬県の絶滅のおそれのある野生生物（動物編）2022 年改訂版」（令和４年４月、群馬県自然環境課）及び「群馬県の絶滅のおそれのある野生生物（植物編）2022 年改訂版」（令和４年４月、群馬県自然環境課）（以下「群馬県レッド」という。）等の資料を調査し、水生植物、魚類、底生動物の生育、生息状況を把握する。 ＜調査地点・調査地域等＞ ・計画地が位置する大泉町、隣接する太田市及び邑楽町を含む範囲とする。
	現地調査	【水生植物】 ＜調査地点・調査地域等＞ ・調査地域は、図 7.7-1 に示す水生生物調査範囲とする。 ＜調査期間・時期等＞ ・年３回（春季、夏季、秋季）とする。 ＜調査方法＞ ・調査範囲を踏査しながら目視観察により、確認する方法とする。
		【魚類】 ＜調査地点・調査地域等＞ ・調査地点は、図 7.7-1 に示す排水路における計画地からの排水流入前の１地点（地点１）、排水流入後の２地点（地点２、地点３）とする。 ＜調査期間・時期等＞ ・年４回（春季、夏季、秋季、冬季）とする。 ＜調査方法＞ ・投網、タモ網、カゴ罠等を用いた捕獲調査とする。
		【底生動物】 ＜調査地点・調査地域等＞ ・調査地点は、図 7.7-1 に示す排水路における計画地からの排水流入前の１地点（地点１）、排水流入後の２地点（地点２、地点３）とする。 ＜調査期間・時期等＞ ・年４回（春季、夏季、秋季、冬季）とする。 ＜調査方法＞ ・サーバーネット、Ｄフレームネット等を用いた定量採集及び定性採集とする。

表 7.7-2　予測及び評価手法（水生生物）

予測及び評価			
環境影響要因		予測方法等	評価方法等
供用による影響	排水の発生	＜予測対象＞ ・水生植物、魚類、底生動物の注目すべき種とその生育地または生息地 ＜予測時期＞ ・施設の稼働が定常となる時期とする。 ＜予測地点・予測地域等＞ ・予測地域は、計画地内を流れる排水路とする。 ＜予測方法＞ ・供用後の排水による水質の変化の影響を、水質の予測結果を用いて考察し、注目すべき種の生育環境または生息環境の変化の程度を予測する。	(1) 環境への影響の回避・低減に係る評価 事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて評価する。



凡　例

▭	計画地	➡	排水流入位置
―・―	市町界	⬭	水生生物調査範囲
――	排水路（既存）	■	魚類・底生動物調査地点（地点１～地点３）
┅┅	排水路（新設）		

注1) 計画地では、他事業による造成工事が行われている（令和７年（2025年）４月現在）。
注2) 排水路（新設）は、他事業の造成工事により、設置される。
出典：「電子地形図25,000」（国土地理院）

図 7.7-1　現地調査地点（水生生物）

1：10,000
0　100　200　300m

N

7.8 水辺生物

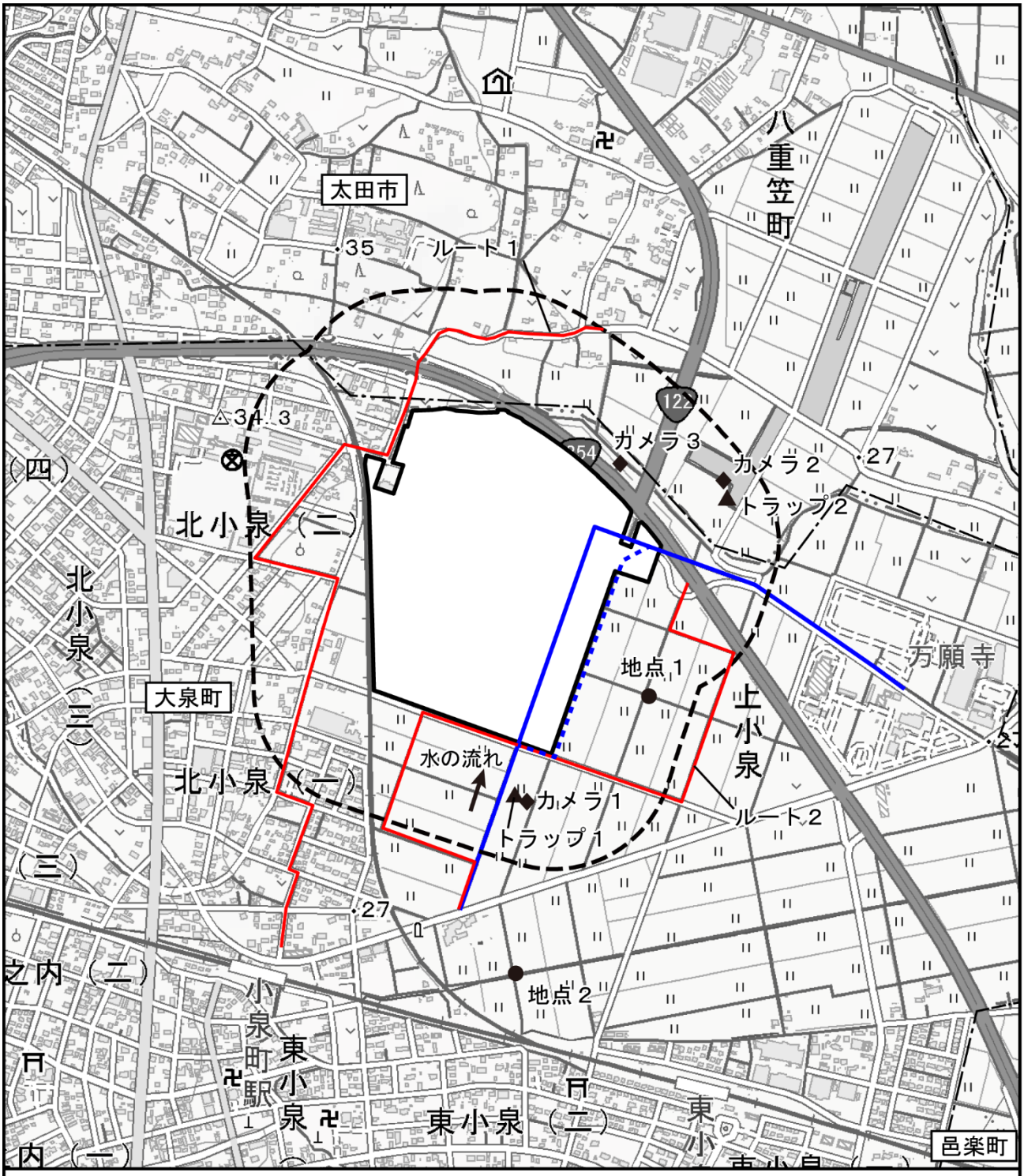
水辺生物の調査手法は表 7.8-1 に、予測及び評価手法は表 7.8-2 に、調査地点は図 7.8-1 に示すとおりである。

表 7.8-1 調査手法（水辺生物）

調査対象	調査方法等	
水辺生物 ・哺乳類 ・鳥類 ・両生・爬虫類	既存資料調査	・群馬県レッド等の資料を調査し、哺乳類、鳥類、両生・爬虫類の生息状況を把握する。 ＜調査地点・調査地域等＞ ・計画地が位置する大泉町、隣接する太田市及び邑楽町を含む範囲とする。
	現地調査	【哺乳類】 ＜調査地点・調査地域等＞ ・調査地域は、図 7.8-1 に示す水辺生物調査範囲とする。 ・調査地点は、図 7.8-1 示すシャーマントラップを設置する２地点（トラップ１～トラップ２）及びセンサーカメラを設置する３地点（カメラ１～カメラ３）とする。 ＜調査期間・時期等＞ ・年４回（春季、夏季、秋季、冬季）とする。 ＜調査方法＞ ・調査範囲を踏査し、フィールドサイン（糞、足跡、食痕、爪痕等の痕跡）及び個体の目撃により記録する。 ・小型哺乳類を対象にシャーマントラップを設置する。 ・中型哺乳類を対象にセンサーカメラを設置する。
		【鳥類】 ＜調査地点・調査地域等＞ ・調査地域は、図 7.8-1 に示す水辺生物調査範囲及びラインセンサスルートとした２ルート（ルート１～ルート２）とする。 ・調査地点は、図 7.8-1 に示すポイントセンサスの２地点（地点１～地点２）とする。 ＜調査期間・時期等＞ ・年４回（春季、夏季、秋季、冬季）とする。 ＜調査方法＞ ・調査範囲を任意踏査し、目視観察及び鳴声により確認された種を記録する。 ・設定したラインセンサスルートにおいて、時速１～２km 程度の速さで歩きながら、片幅 25mの範囲において確認された種、個体数、確認環境、繁殖行動等を記録する。 ・設定したポイントセンサスの地点において、確認された種、個体数、確認環境、繁殖行動等を記録する。
		【両生・爬虫類】 ＜調査地点・調査地域等＞ ・調査地域は、図 7.8-1 に示す水辺生物調査範囲とする。 ＜調査期間・時期等＞ ・年４回（春季、夏季、秋季、早春季）とする。 ＜調査方法＞ ・調査範囲を踏査し、目撃、鳴声及び脱皮殻等により記録する。

表 7.8-2　予測及び評価手法（水辺生物）

予測及び評価			
環境影響要因		予測方法等	評価方法等
供用による影響	排水の発生	＜予測対象＞ ・排水路周辺の哺乳類、鳥類、両生・爬虫類の注目すべき種とその生息地 ＜予測時期＞ ・施設の稼働が定常となる時期とする。 ＜予測地点・予測地域等＞ ・計画地周辺とする。 ＜予測方法＞ ・供用後の排水による水質の変化の影響を、水質及び水生生物の予測結果を用いて考察し、哺乳類、鳥類、両生・爬虫類の注目すべき種の生息環境の変化の程度を予測する。	(1) 環境への影響の回避・低減に係る評価 事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて評価する。



凡　例

- 計画地
- 市町界
- 排水路（既存）
- 排水路（新設）
- 水辺生物調査範囲
- ▲ 哺乳類 シャーマントラップ設置地点（トラップ１～トラップ２）
- ◆ 哺乳類 センサーカメラ設置地点（カメラ１～カメラ３）
- 鳥類 ラインセンサス調査ルート（ルート１～ルート２）
- ● 鳥類 ポイントセンサス調査地点（地点１～地点２）

注1）計画地では、他事業による造成工事が行われている（令和７年（2025年）４月現在）。
注2）排水路（新設）は、他事業の造成工事により、設置される。
出典：「電子地形図25,000」（国土地理院）

図 7.8-1　現地調査地点（水辺生物）

1：10,000
0　100　200　300m

N

7.9 景　観

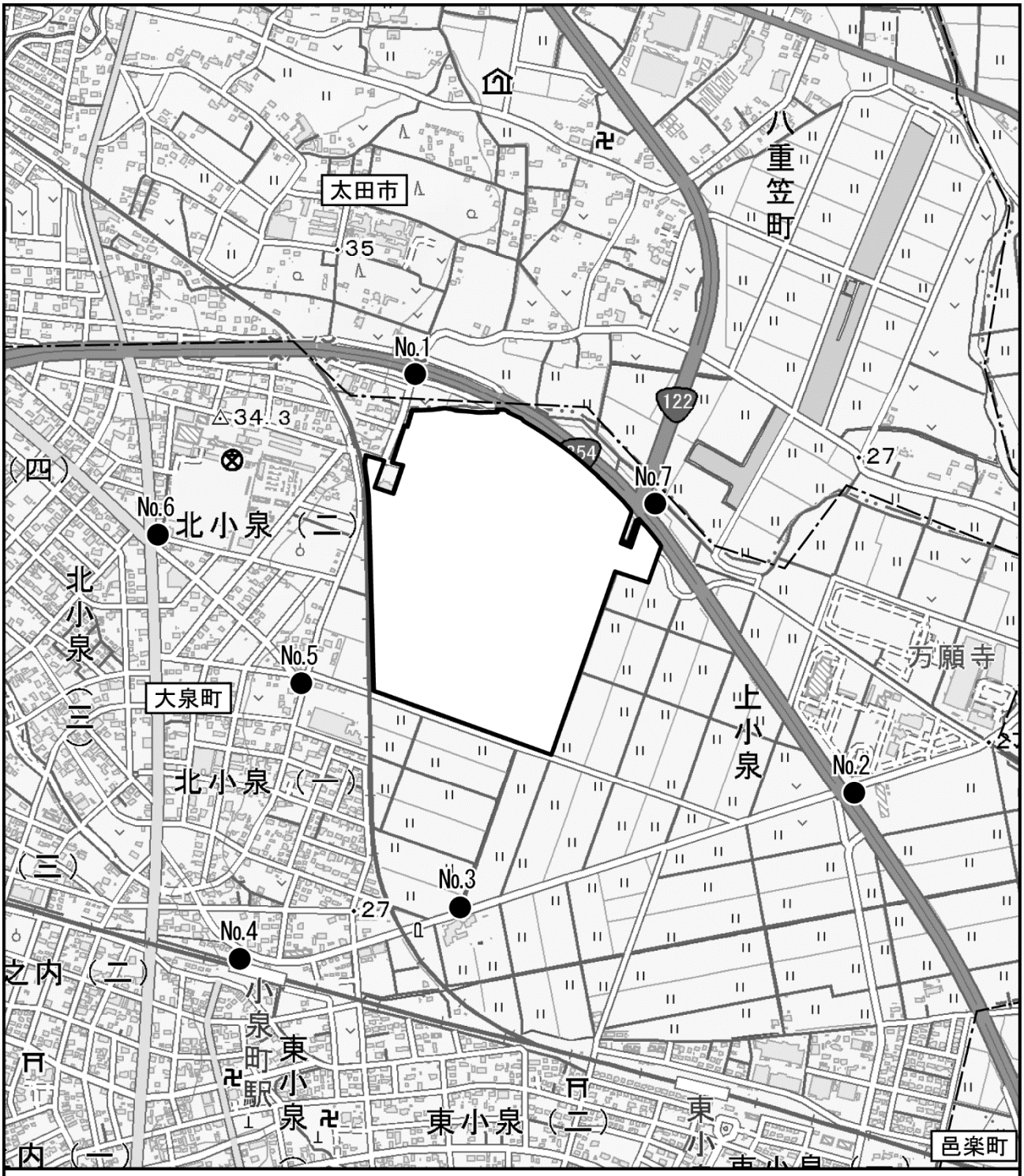
景観の調査手法は表 7.9-1 に、予測及び評価手法は表 7.9-2 に、調査地点は図 7.9-1 に示すとおりである。

表 7.9-1　調査手法（景観）

調査対象	調査方法等	
主要な眺望景観及び囲繞景観の状況 ・眺望及び囲繞の状況、構成要素等	既存資料調査	・関連自治体のホームページや観光パンフレット等の最新資料により、情報を収集し、整理することにより把握する。
	現地調査	＜調査地点・調査地域等＞ ・調査地域は、計画地及びその周辺とする。 ・調査地点は、計画建築物の可視性等を踏まえ、図 7.9-1 に示す計画地周辺の７地点(№1～№7)とする。 ＜調査期間・時期等＞ ・年１回（冬季）とする。 ＜調査方法＞ ・主要な眺望地点からの眺望の状況（眺望範囲、主要眺望対象等）を眺望の写真を撮影することにより、把握する。
その他 ・地域の景観特性 ・地形・地質、植物、文化財等 ・主要な道路、鉄道等 ・人口分布	既存資料調査及び現地踏査	既存資料調査及び現地踏査により把握する。

表 7.9-2　予測及び評価手法（景観）

予測及び評価			
環境影響要因		予測方法等	評価方法等
存在による影響	工作物等の出現（建築物・道路・植栽地等）	＜予測対象＞ ・主要な眺望地点からの眺望 ＜予測時期＞ ・建設工事完了後とする。 ＜予測地点・予測地域等＞ ・予測地点は、調査地点と同じ計画地周辺の７地点（№1～№7）とする。 ＜予測方法＞ ・主要な眺望地点からの眺望について、フォトモンタージュ法により景観の変化を予測し、眺望の構成要素の変化について把握する。	(1) 環境への影響の回避・低減に係る評価 事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて評価する。 (2) 基準等との整合性に係る評価 下記に示す景観条例に基づく景観形成基準との整合性が図られているか否かについて検討する。 ・「群馬県景観条例」（平成５年 10 月、条例第 37 号）に基づく景観形成基準



出典：「電子地形図25,000」(国土地理院)

図 7.9-1　現地調査地点（景観）

1：10,000
0　100　200　300m

N

7.10 廃棄物等

廃棄物等の予測及び評価手法は、表 7.10-1 に示すとおりである。

表 7.10-1 予測及び評価手法（廃棄物等）

予測及び評価			
環境影響要因		予測方法等	評価方法等
工事による影響	建築物等の建設	＜予測対象＞ ・建設廃棄物及び建設発生土 ＜予測時期＞ ・工事期間中とする。 ＜予測地点・予測地域等＞ ・計画地内とする。 ＜予測方法＞ ・工事計画により、工事に伴う建設発生土及び建設廃棄物の種類ごとの発生及び処分の状況について、予測する。	(1) 環境への影響の回避・低減に係る評価 事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて評価する。 (2) 基準等との整合性に係る評価 下記に示す再資源化率等の目標との整合性が図られているか否かについて検討する。 ・建設廃棄物及び建設発生土 「建設リサイクル推進計画２０２０」に基づく再資源化率等の目標
供用による影響	施設の稼働	＜予測対象＞ ・廃棄物 ＜予測時期＞ ・施設の稼働が定常となる時期とする。 ＜予測地点・予測地域等＞ ・計画地内とする。 ＜予測方法＞ ・事業計画により、施設の稼働に伴う廃棄物の種類ごとの発生及び処分の状況について、予測する。	(1) 環境への影響の回避・低減に係る評価 事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて評価する。

7.11　水使用

水使用の予測及び評価手法は、表 7.11-1 に示すとおりである。

表 7.11-1　予測及び評価手法（水使用）

予測及び評価			
環境影響要因		予測方法等	評価方法等
供用による影響	施設の稼働	＜予測対象＞ ・施設の稼働に伴い発生する水使用の用途及び量 ＜予測時期＞ ・施設の稼働が定常となる時期とする。 ＜予測地点・予測地域等＞ ・予測地域は、計画地内とする。 ＜予測方法＞ ・事業計画により、施設の稼働に伴う水の使用について、用途及び量を予測する。	・環境への影響の回避・低減に係る評価 事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて評価する。

7.12 温室効果ガス

温室効果ガスの予測及び評価手法は、表 7.12-1 に示すとおりである。

表 7.12-1 予測及び評価手法（温室効果ガス）

予測及び評価			
環境影響要因		予測方法等	評価方法等
供用による影響	施設の稼働	＜予測対象＞ ・施設の稼働に伴い発生する二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量 ＜予測時期＞ ・施設の稼働が定常となる時期とする。 ＜予測地点・予測地域等＞ ・予測地域は、計画地内とする。 ＜予測方法＞ ・事業計画により、施設の稼働に伴う温室効果ガスの排出量を予測する。	・環境への影響の回避・低減に係る評価 事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて評価する。

第８章　調査・予測及び評価の結果

8.1　大気質

第８章　調査・予測及び評価の結果

8.1　大気質

（１）調　査

１）調査項目

調査項目は、表 8.1-1 に示すとおりである。

表 8.1-1　大気質における調査項目

調査項目		調査内容
大気汚染物質濃度	一般環境大気質	二酸化窒素、浮遊粒子状物質、有害物質（ﾆｯｹﾙ、ﾏﾝｶﾞﾝ、揮発性有機化合物（VOC）：ﾄﾙｴﾝ、ｷｼﾚﾝ、ｴﾁﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝ、ｸﾛﾛﾎﾙﾑ）
	沿道環境大気質	二酸化窒素、浮遊粒子状物質
気　象		風向、風速
道路交通の状況		自動車交通量、走行速度、道路構造
その他		地形等の状況、周辺の人家・保全対象施設等の状況、既存の発生源の状況

２）調査方法

① 既存資料調査

既存資料調査は、表 8.1-2 に示す資料を収集、整理した。

表 8.1-2　大気質における既存資料調査の収集資料

調査項目		既存資料
大気汚染物質濃度	一般環境大気質	・「令和４年版　日本の大気汚染状況」（令和６年３月、一般財団法人　経済産業調査会） ・「令和６年度　環境白書」（令和６年９月、群馬県環境森林部）
	沿道環境大気質	
気象		「地域気象観測所一覧」（令和７年３月 17 日現在、気象庁ホームページ）
その他		「第二次大泉町都市計画マスタープラン（一部改訂版）」（令和３年３月、大泉町）

② 現地調査

現地調査の調査方法は、表 8.1-3～表 8.1-5 に示すとおりである。

表 8.1-3　大気質における現地調査方法（大気汚染物質濃度）

調査内容	調査方法
二酸化窒素	「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年７月、環境庁告示第 38 号）に基づく方法
浮遊粒子状物質	「大気汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年５月、環境庁告示第 25 号）に基づく方法
有害物質	「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」（令和６年３月改訂、環境省　水・大気環境局）に準拠した方法

表 8.1-4　大気質における現地調査方法（気象）

調査内容	調査方法
風向、風速	「地上気象観測指針」（平成 14 年３月、気象庁）に定める方法

表 8.1-5　大気質における現地調査方法（道路交通の状況）

調査内容	調査方法
自動車交通量	通過台数をハンドカウンターにより時間別・方向別・車種別にカウントする方法（１時間毎）とした。車種分類は３車種（大型車、小型車、二輪車）とした。
走行速度	大型車及び小型車を対象に、方向別に一定区間を走行する時間をストップウォッチにより計測し、走行速度を算出した。
道路構造	交通量の状況を計測する断面における道路の車道、路肩、歩道等の幅員について、メジャー等で計測した。

３）調査地域・地点

① 既存資料調査

既存資料の調査地域は計画地及びその周辺とし、各項目における調査地点は表 8.1-6 に示すとおりとした。

表 8.1-6　大気質における既存資料調査の調査地点

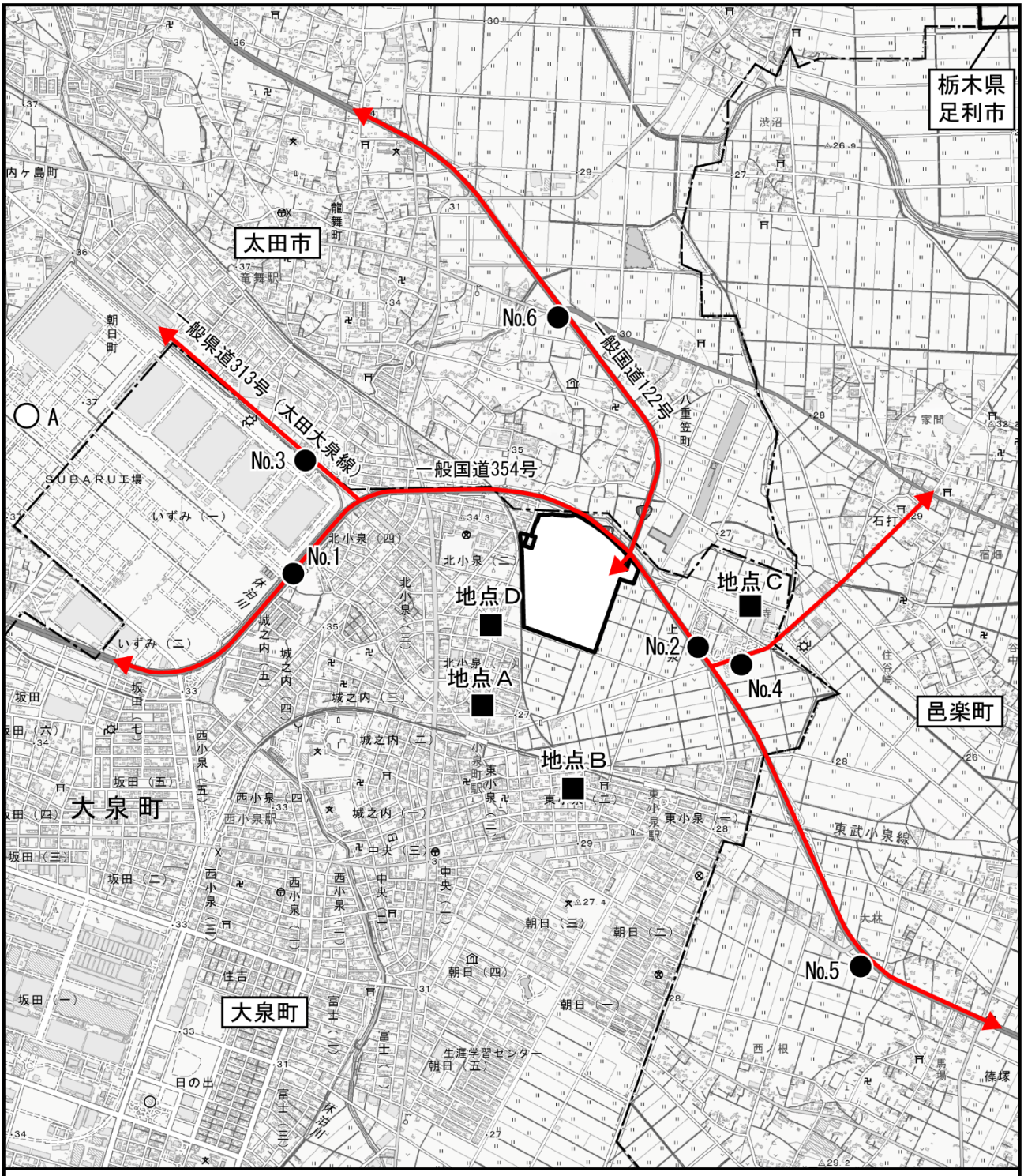
調査項目		調査地点
大気汚染物質濃度	一般環境大気質	太田局
	沿道環境大気質	太田自排局
気　象		館林地域気象観測所

② 現地調査

現地調査の調査地域は計画地及びその周辺とし、各項目における調査地点は表 8.1-7 及び図 8.1-1 に示すとおりとした。

表 8.1-7　大気質における現地調査の調査地点

調査項目		調査地点
大気汚染物質濃度	一般環境大気質	計画地周辺の４地点（地点Ａ～地点Ｄ）
	沿道環境大気質	計画地の周辺道路の６地点（№1～№6）
気　象		計画地近傍（大泉工場敷地内）の１地点（Ａ：建屋屋上）
道路交通の状況		計画地の周辺道路の６地点（№1～№6）



凡　例

- 計画地
- 県　界
- 市町界
- 車両走行ルート
- ■ 一般環境大気質調査地点（地点Ａ～地点Ｄ）
- ● 沿道環境大気質、自動車交通量調査地点（No.1～No.6）
- ○ 気象調査地点（A）

出典：「電子地形図25,000」（国土地理院）

図 8.1-1　現地調査地点（大気質）

1：25,000
0　250　500　750m

N

4）調査期間

① 既存資料調査

既存資料調査の調査期間は、最新年度とした。

② 現地調査

現地調査の調査期間は、表 8.1-8 に示すとおりとした。

表 8.1-8　大気質における現地調査の調査期間

調査項目	調査期間	
一般環境大気質	夏　季	令和６年８月29日（木）～９月４日（水） 有害大気：令和６年８月29日（木）～８月30日（金）
	秋　季	令和６年11月24日（日）～11月30日（土） 有害大気：令和６年11月25日（月）～11月26日（火）
	冬　季	令和７年１月16日（木）～１月22日（水） 有害大気：令和７年１月16日（木）～１月17日（金）
	春　季	令和７年３月６日（木）～３月12日（水） 有害大気：令和７年３月６日（木）～３月７日（金）
沿道環境大気質	夏　季	令和６年８月29日（木）～９月４日（水）
	秋　季	令和６年11月24日（日）～11月30日（土）
	冬　季	令和７年１月16日（木）～１月22日（水）
	春　季	令和７年３月６日（木）～３月12日（水）
気　象	通　年	令和６年４月１日（月）～令和７年３月31日（月）
道路交通の状況	休　日	令和７年３月１日（土）～３月２日（日）
	平　日	令和７年３月６日（木）～３月７日（金）

５）調査結果

① 大気質の状況

（ア）二酸化窒素

ｱ）既存資料調査

二酸化窒素の既存資料調査は、「第３章　計画地及びその周囲の概況　3.2　環境要素の状況　（１）大気環境」（p.34 参照）に示したとおりである。

ｲ）現地調査

a 一般環境大気質

二酸化窒素の現地調査結果（一般環境大気質）は、表 8.1-9 に示すとおりである。

二酸化窒素の期間平均値は、地点Ａが 0.003～0.010ppm、地点Ｂが 0.004～0.009ppm、地点Ｃが 0.004～0.010ppm、地点Ｄが 0.004～0.011ppm の範囲で、地点Ａ及び地点Ｃは秋季及び冬季が同値で最も高く、地点Ｂ及び地点Ｄは秋季が最も高かった。また、日平均値の最高値は、四季を通して地点Ａが 0.005～0.018ppm、地点Ｂが 0.006～0.018ppm、地点Ｃが 0.005～0.019ppm、地点Ｄが 0.005～0.019ppm であり環境基準値（日平均値 0.04～0.06ppm のゾーン内またはそれ以下）を下回っていた。

表 8.1-9　二酸化窒素の現地調査結果（一般環境大気質）

調査地点等＼調査項目、季節			二酸化窒素（NO_2）[ppm]				
			夏　季	秋　季	冬　季	春　季	四　季
地点Ａ	期間平均値		0.003	0.010	0.010	0.007	0.008
	日平均値	最　高	0.005	0.018	0.013	0.013	0.018
		最　低	0.002	0.005	0.006	0.004	0.002
	1 時間値	最　高	0.010	0.029	0.025	0.022	0.029
		最　低	0.001	0.001	0.002	0.002	0.001
地点Ｂ	期間平均値		0.004	0.009	0.007	0.006	0.007
	日平均値	最　高	0.006	0.018	0.010	0.011	0.018
		最　低	0.003	0.005	0.003	0.003	0.003
	1 時間値	最　高	0.010	0.028	0.023	0.020	0.028
		最　低	0.001	0.001	0.000	0.001	0.000
地点Ｃ	期間平均値		0.004	0.010	0.010	0.006	0.008
	日平均値	最　高	0.005	0.019	0.012	0.012	0.019
		最　低	0.003	0.005	0.006	0.002	0.002
	1 時間値	最　高	0.012	0.028	0.025	0.025	0.028
		最　低	0.002	0.002	0.002	0.000	0.000
地点Ｄ	期間平均値		0.004	0.011	0.009	0.008	0.008
	日平均値	最　高	0.005	0.019	0.012	0.013	0.019
		最　低	0.003	0.006	0.007	0.003	0.003
	1 時間値	最　高	0.011	0.030	0.025	0.024	0.030
		最　低	0.001	0.002	0.002	0.002	0.001

b 沿道環境大気質

二酸化窒素の現地調査結果（沿道環境大気質）は、表 8.1-10 に示すとおりである。

二酸化窒素の期間平均値は、No.1 が 0.006～0.013ppm、No.2 が 0.007～0.015ppm、No.3 が 0.006～0.015ppm、No.4 が 0.006～0.013ppm、No.5 が 0.007～0.012ppm、No.6 が 0.006～0.012ppm の範囲で、No.2 は冬季が最も高く、No.5 は秋季と冬季が同値で最も高く、その他の地点は秋季が最も高かった。また、日平均値の最高値は、四季を通してNo.1 が 0.008～0.022ppm、No.2 が 0.009～0.022ppm、No.3 が 0.010～0.023ppm、No.4 が 0.008～0.021ppm、No.5 が 0.009～0.017ppm、No.6 が 0.008～0.020ppm であり環境基準値（日平均値 0.04～0.06ppm のゾーン内またはそれ以下）を下回っていた。

表 8.1-10　二酸化窒素の現地調査結果（沿道環境大気質）

調査地点等 ＼ 調査項目、季節			二酸化窒素（NO_2）[ppm]				
			夏　季	秋　季	冬　季	春　季	四　季
No.1	期間平均値		0.006	0.013	0.012	0.009	0.010
	日平均値	最　高	0.008	0.022	0.016	0.017	0.022
		最　低	0.003	0.006	0.007	0.004	0.003
	1時間値	最　高	0.019	0.033	0.027	0.029	0.033
		最　低	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001
No.2	期間平均値		0.007	0.013	0.015	0.009	0.011
	日平均値	最　高	0.009	0.022	0.021	0.018	0.022
		最　低	0.003	0.006	0.009	0.004	0.003
	1時間値	最　高	0.016	0.031	0.037	0.026	0.037
		最　低	0.002	0.002	0.003	0.002	0.002
No.3	期間平均値		0.006	0.015	0.013	0.010	0.011
	日平均値	最　高	0.010	0.023	0.016	0.017	0.023
		最　低	0.003	0.007	0.008	0.004	0.003
	1時間値	最　高	0.019	0.032	0.028	0.029	0.032
		最　低	0.001	0.002	0.001	0.003	0.001
No.4	期間平均値		0.006	0.013	0.012	0.010	0.010
	日平均値	最　高	0.008	0.021	0.017	0.016	0.021
		最　低	0.003	0.006	0.008	0.005	0.003
	1時間値	最　高	0.022	0.031	0.031	0.031	0.031
		最　低	0.002	0.002	0.002	0.003	0.002
No.5	期間平均値		0.007	0.012	0.012	0.009	0.010
	日平均値	最　高	0.009	0.017	0.017	0.017	0.017
		最　低	0.003	0.007	0.008	0.003	0.003
	1時間値	最　高	0.015	0.029	0.031	0.024	0.031
		最　低	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001
No.6	期間平均値		0.006	0.012	0.011	0.008	0.009
	日平均値	最　高	0.008	0.020	0.016	0.014	0.020
		最　低	0.003	0.006	0.007	0.003	0.003
	1時間値	最　高	0.014	0.029	0.026	0.022	0.029
		最　低	0.002	0.003	0.002	0.001	0.001

（イ）浮遊粒子状物質

ｱ）既存資料調査

浮遊粒子状物質の既存資料調査は、「第３章　計画地及びその周囲の概況　3.2　環境要素の状況　（１）大気環境」（p.35 参照）に示したとおりである。

ｲ）現地調査

a 一般環境大気質

浮遊粒子状物質の現地調査結果（一般環境大気質）は、表 8.1-11 に示すとおりである。

浮遊粒子状物質の期間平均値は、地点Ａが 0.009～0.012mg/m^3、地点Ｂが 0.009～0.012mg/m^3、地点Ｃが 0.009～0.015mg/m^3、地点Ｄが 0.009～0.013ppm の範囲で、地点Ａ、地点Ｃ及び地点Ｄは春季が最も高く、地点Ｂは冬季が最も高かった。また、日平均値の最高値は、四季を通して地点Ａが 0.011～0.023mg/m^3、地点Ｂが 0.013～0.020mg/m^3、地点Ｃが 0.013～0.027mg/m^3、地点Ｄが 0.012～0.028mg/m^3 であり環境基準値（日平均値 0.1mg/m^3、1 時間値 0.2mg/m^3）を下回っていた。

表 8.1-11　浮遊粒子状物質の現地調査結果（一般環境大気質）

調査地点等 ＼ 調査項目、季節			浮遊粒子状物質（SPM）［mg/m^3］				
			夏　季	秋　季	冬　季	春　季	四　季
地点Ａ	期間平均値		0.009	0.009	0.010	0.012	0.010
	日平均値	最　高	0.011	0.020	0.017	0.023	0.023
		最　低	0.005	0.005	0.004	0.003	0.003
	1 時間値	最　高	0.016	0.043	0.053	0.035	0.053
		最　低	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000
地点Ｂ	期間平均値		0.011	0.009	0.012	0.011	0.011
	日平均値	最　高	0.013	0.020	0.018	0.020	0.020
		最　低	0.007	0.005	0.008	0.003	0.003
	1 時間値	最　高	0.021	0.034	0.046	0.031	0.046
		最　低	0.002	0.000	0.000	0.000	0.000
地点Ｃ	期間平均値		0.009	0.009	0.009	0.015	0.010
	日平均値	最　高	0.013	0.019	0.015	0.027	0.027
		最　低	0.006	0.005	0.004	0.007	0.004
	1 時間値	最　高	0.023	0.035	0.022	0.060	0.060
		最　低	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
地点Ｄ	期間平均値		0.010	0.009	0.010	0.013	0.011
	日平均値	最　高	0.012	0.020	0.016	0.028	0.028
		最　低	0.007	0.005	0.005	0.002	0.002
	1 時間値	最　高	0.020	0.067	0.024	0.109	0.109
		最　低	0.002	0.000	0.000	0.000	0.000

b 沿道環境大気質

浮遊粒子状物質の現地調査結果（沿道環境大気質）は、表 8.1-12 に示すとおりである。

浮遊粒子状物質の期間平均値は、No.1 が 0.008～0.013mg/m^3、No.2 が 0.011～0.017mg/m^3、No.3 が 0.009～0.012mg/m^3、No.4 が 0.010～0.015mg/m^3、No.5 が 0.009～0.011mg/m^3、No.6 が 0.007～0.014mg/m^3 の範囲で、No.1、No.2 及びNo.4 は夏季が最も高く、No.3 は冬季と春季が同値で最も高く、No.5 は夏季と春季が同値で最も高く、No.6 は春季が最も高かった。また、日平均値の最高値は、四季を通してNo.1 が 0.016～0.020mg/m^3、No.2 が 0.018～0.024mg/m^3、No.3 が 0.012～0.022mg/m^3、No.4 が 0.015～0.023mg/m^3、No.5 が 0.013～0.022mg/m^3、No.6 が 0.015～0.023mg/m^3 であり環境基準値（日平均値 0.1mg/m^3、1 時間値 0.2mg/m^3）を下回っていた。

表 8.1-12　浮遊粒子状物質の現地調査結果（沿道環境大気質）

調査地点等 ＼ 調査項目、季節			浮遊粒子状物質（SPM）[mg/m^3]				
			夏　季	秋　季	冬　季	春　季	四　季
No.1	期間平均値		0.013	0.008	0.010	0.009	0.010
	日平均値	最　高	0.017	0.017	0.016	0.020	0.020
		最　低	0.007	0.005	0.005	0.002	0.002
	1 時間値	最　高	0.039	0.032	0.026	0.032	0.039
		最　低	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
No.2	期間平均値		0.017	0.011	0.012	0.013	0.013
	日平均値	最　高	0.022	0.023	0.018	0.024	0.024
		最　低	0.013	0.006	0.007	0.005	0.005
	1 時間値	最　高	0.058	0.046	0.070	0.046	0.070
		最　低	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
No.3	期間平均値		0.010	0.009	0.012	0.012	0.011
	日平均値	最　高	0.012	0.018	0.018	0.022	0.022
		最　低	0.006	0.006	0.007	0.003	0.003
	1 時間値	最　高	0.022	0.031	0.026	0.034	0.034
		最　低	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000
No.4	期間平均値		0.015	0.010	0.011	0.011	0.012
	日平均値	最　高	0.018	0.023	0.015	0.019	0.023
		最　低	0.011	0.004	0.008	0.002	0.002
	1 時間値	最　高	0.038	0.039	0.029	0.043	0.043
		最　低	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
No.5	期間平均値		0.011	0.009	0.010	0.011	0.010
	日平均値	最　高	0.013	0.020	0.016	0.022	0.022
		最　低	0.008	0.005	0.005	0.002	0.002
	1 時間値	最　高	0.022	0.034	0.022	0.035	0.035
		最　低	0.003	0.000	0.001	0.000	0.000
No.6	期間平均値		0.009	0.007	0.009	0.014	0.010
	日平均値	最　高	0.015	0.016	0.016	0.023	0.023
		最　低	0.004	0.003	0.005	0.006	0.003
	1 時間値	最　高	0.034	0.028	0.026	0.043	0.043
		最　低	0.000	0.000	0.001	0.000	0.000

（ウ）ニッケル

ｱ）現地調査

ニッケルの現地調査結果は、表 8.1-13 に示すとおりである。

地点Ａが 2.5ng/m^3 未満～5.4ng/m^3、地点Ｂが 2.5ng/m^3 未満、地点Ｃが 2.5ng/m^3 未満、地点Ｄが 2.5ng/m^3 未満～5.2ng/m^3 の範囲で、地点Ａ及び地点Ｄは春季が最も高く、地点Ｂ及び地点Ｃは四季を通して 2.5ng/m^3 未満だった。

表 8.1-13　ニッケルの現地調査結果

調査地点	ニッケル[ng/m^3]			
	夏　季	秋　季	冬　季	春　季
地点Ａ	2.5 未満	2.5 未満	2.5 未満	5.4
地点Ｂ	2.5 未満	2.5 未満	2.5 未満	2.5 未満
地点Ｃ	2.5 未満	2.5 未満	2.5 未満	2.5 未満
地点Ｄ	2.5 未満	2.5 未満	2.5 未満	5.2

（エ）マンガン

ｱ）現地調査

マンガンの現地調査結果は、表 8.1-14 に示すとおりである。なお、マンガンは冬季及び春季の二季の調査とした。

地点Ａが 14ng/m^3 未満～21ng/m^3、地点Ｂが 14ng/m^3 未満～26ng/m^3、地点Ｃが 14ng/m^3 未満～31ng/m^3、地点Ｄが 14ng/m^3 未満～23ng/m^3 の範囲で、すべての地点で冬季が最も高かった。

表 8.1-14　マンガンの現地調査結果

調査地点	マンガン[ng/m^3]			
	夏　季	秋　季	冬　季	春　季
地点Ａ	－	－	21	14 未満
地点Ｂ	－	－	26	14 未満
地点Ｃ	－	－	31	14 未満
地点Ｄ	－	－	23	14 未満

（オ）トルエン

ｱ）現地調査

トルエンの現地調査結果は、表 8.1-15 に示すとおりである。

地点Ａが 3.5～13μg/m³、地点Ｂが 3.6～10μg/m³、地点Ｃが 2.6～14μg/m³、地点Ｄが 3.8～11μg/m³の範囲で、すべての地点で秋季が最も高かった。

表 8.1-15　トルエンの現地調査結果

調査地点	トルエン[μg/m³]			
	夏　季	秋　季	冬　季	春　季
地点Ａ	3.5	13	8.6	4.5
地点Ｂ	3.8	10	6.9	3.6
地点Ｃ	3.5	14	7.2	2.6
地点Ｄ	3.8	11	7.0	4.1

（カ）キシレン

ｱ）現地調査

キシレンの現地調査結果は、表 8.1-16 に示すとおりである。

キシレンは、地点Ａが 1.2～4.0μg/m³、地点Ｂが 1.4～4.3μg/m³、地点Ｃが 1.2～6.7μg/m³、地点Ｄが 1.3～3.7μg/m³の範囲で、すべての地点で秋季が最も高かった。

表 8.1-16　キシレンの現地調査結果

調査地点	キシレン[μg/m³]			
	夏　季	秋　季	冬　季	春　季
地点Ａ	1.2	4.0	2.8	2.7
地点Ｂ	1.4	4.3	2.5	2.4
地点Ｃ	1.2	6.7	2.6	1.3
地点Ｄ	1.3	3.7	2.5	2.5

（キ）エチルベンゼン

ｱ）現地調査

エチルベンゼンの現地調査結果は、表 8.1-17 に示すとおりである。

地点Ａが 1.1～3.7μg/m³、地点Ｂが 1.3～4.2μg/m³、地点Ｃが 1.1～6.9μg/m³、地点Ｄが 1.1～3.4μg/m³の範囲で、すべての地点で秋季が最も高かった。

表 8.1-17　エチルベンゼンの現地調査結果

調査地点	エチルベンゼン[μg/m³]			
	夏　季	秋　季	冬　季	春　季
地点Ａ	1.1	3.7	2.6	2.9
地点Ｂ	1.3	4.2	2.3	2.5
地点Ｃ	1.1	6.9	2.6	1.3
地点Ｄ	1.1	3.4	2.3	2.5

（ク）クロロホルム

ｱ）現地調査

クロロホルムの現地調査結果は、表 8.1-18 に示すとおりである。

四季を通してすべての地点で 1.8μg/m^3 未満であった。

表 8.1-18　クロロホルムの現地調査結果

調査地点	クロロホルム[μg/m^3]			
	夏　季	秋　季	冬　季	春　季
地点Ａ	1.8 未満	1.8 未満	1.8 未満	1.8 未満
地点Ｂ	1.8 未満	1.8 未満	1.8 未満	1.8 未満
地点Ｃ	1.8 未満	1.8 未満	1.8 未満	1.8 未満
地点Ｄ	1.8 未満	1.8 未満	1.8 未満	1.8 未満

② 気象

（ア）既存資料調査

気象の既存資料調査は、「第３章　計画地及びその周囲の概況　3.2　環境要素の状況（１）大気環境」(p.27～30 参照）に示したとおりである。

（イ）現地調査

気象調査は、計画地近傍に位置する大泉工場敷地内の建屋屋上（A）にて行った。

気象の現地調査結果は表 8.1-19 及び図 8.1-2 に示すとおり、最多風向は西北西、年平均風速は 2.2m/s、静穏率（0.4m/s 以下の割合）は 7.2%であった。

表 8.1-19　気象の現地調査結果（A）

調査地点	最多風向（16 方位）			風速（m/s）		
	第１位	第２位	第３位	年間 平均値	年間 最大値	年間 最小値
A	西北西 (12.3%)	北西 (10.7%)	東 (9.4%)	2.2	10.4	0.0

注1)最多風向の（　）内は、出現頻度を示す。

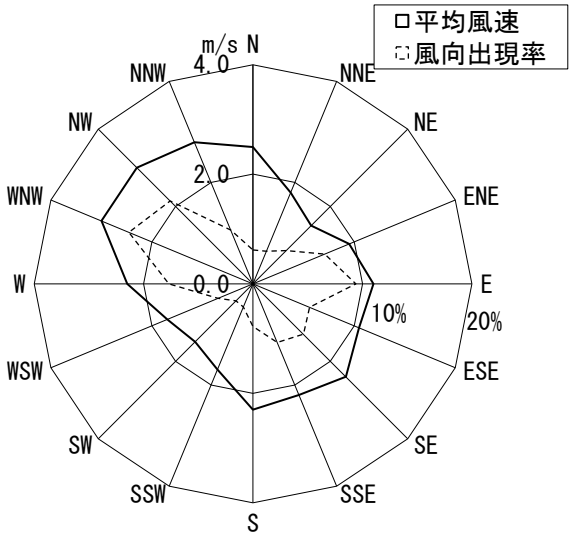


図 8.1-2　風配図（A）

③ 道路交通の状況

（ア） 現地調査

ｱ） 交通量の状況

自動車交通量の現地調査結果は、表 8.1-20 に示すとおりである。

各地点における自動車類の日交通量は、休日が 8,944～33,332 台、平日が 9,749～34,704 台で、休日、平日ともに№5 が最も多かった。

各地点の 24 時間における大型車混入率は、休日が 3.4～11.4%、平日が 11.8～23.7%で、休日、平日ともに№2 が最も高かった。

表 8.1-20　交通量の現地調査結果（自動車交通量）

調査地点	休　日		平　日	
	合　計 (台/日)	大型車混入率 (%)	合　計 (台/日)	大型車混入率 (%)
№1	28,852	9.7	33,258	21.0
№2	26,877	11.4	30,188	23.7
№3	10,844	3.4	11,695	11.8
№4	8,944	7.1	9,749	15.7
№5	33,332	10.7	34,704	21.3
№6	11,847	10.6	13,946	20.2

ｲ) 走行速度

走行速度の現地調査結果は、表 8.1-21 に示すとおりである。

各地点における走行速度は、休日は 46.4～58.8km/h、平日は 45.6～60.1km/h の範囲で、休日、平日ともにNo.6 が最も速かった。

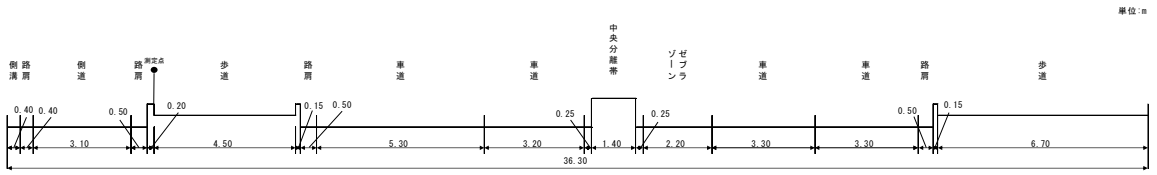
表 8.1-21　走行速度の現地調査結果

調査地点	方　向	平均速度(km/h)	
		休　日	平　日
No.1	①計画地方面	55.4	53.9
	②太田駅方面	54.0	52.4
	断　面	54.7	53.1
No.2	①国道 407 号方面	45.7	44.0
	②国道 357 号方面	47.0	47.3
	断　面	46.4	45.6
No.3	①国道 407 号方面	51.5	51.0
	②国道 357 号方面	53.1	52.5
	断　面	52.3	51.8
No.4	①館林方面	49.8	50.3
	②国道 407 号方面	51.4	51.4
	断　面	50.6	50.9
No.5	①太田駅方面	54.9	52.2
	②国道 357 号方面	55.9	50.0
	断　面	55.4	51.1
No.6	①計画地方面	58.3	59.6
	②国道 407 号方面	59.2	60.6
	断　面	58.8	60.1

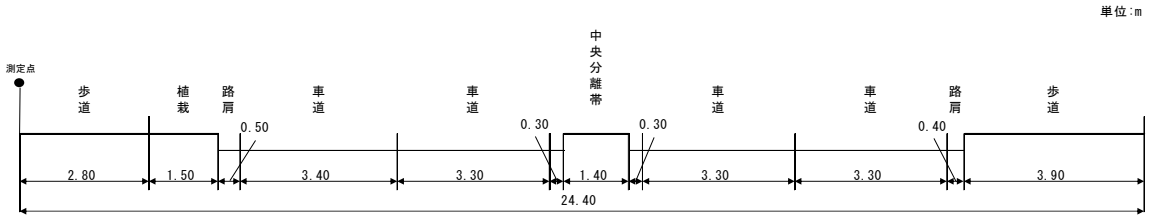
ｳ) 道路の構造

道路の構造は、図 8.1-3(1)～(2)に示すとおりである。

No.1



No.2



No.3

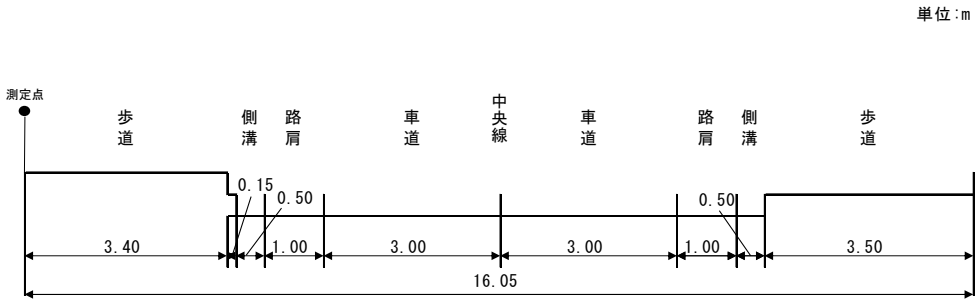
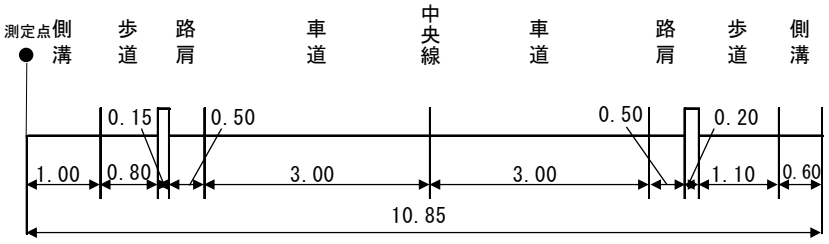


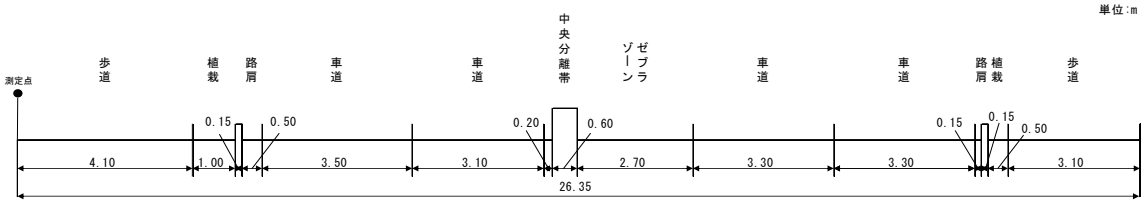
図 8.1-3(1)　道路の構造（No.1～No.3）

No.4

単位:m



No.5



No.6

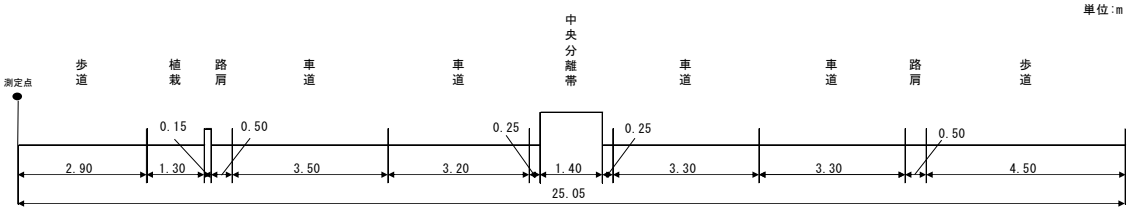


図 8.1-3(2)　道路の構造（No.4～No.6）

④ その他

（ア） 既存資料調査

ｱ） 地形等の状況

計画地は「谷底平野及び後背低地」であり、その周辺は「砂質台地１」、「人工改変地」、「砂礫台地」等から構成される。

また、計画地及びその周辺の表層地質は「泥質堆積物」、「火山灰」が広く分布している。

ｲ） 周辺の人家・保全対象施設等の状況

環境保全上配慮が必要な施設のうち、計画地の近辺に位置している施設としては、計画地西側に県立大泉高等学校や計画地周辺の住宅等が存在する。

ｳ） 既存の発生源の状況

計画地では車載用円筒形リチウムイオン電池を製造する計画であり、製造過程において排ガスが発生する。また、関連車両などが発生源として挙げられる。

計画地周辺には事業場が立地していることから、これらが固定発生源として考えられる。また、移動発生源として、計画地の北側を通る一般国道 354 号、一般国道 122 号等を走行する自動車等がある。

（２）予　測

１）工事による影響

① 資材等の運搬

（ア）予測項目

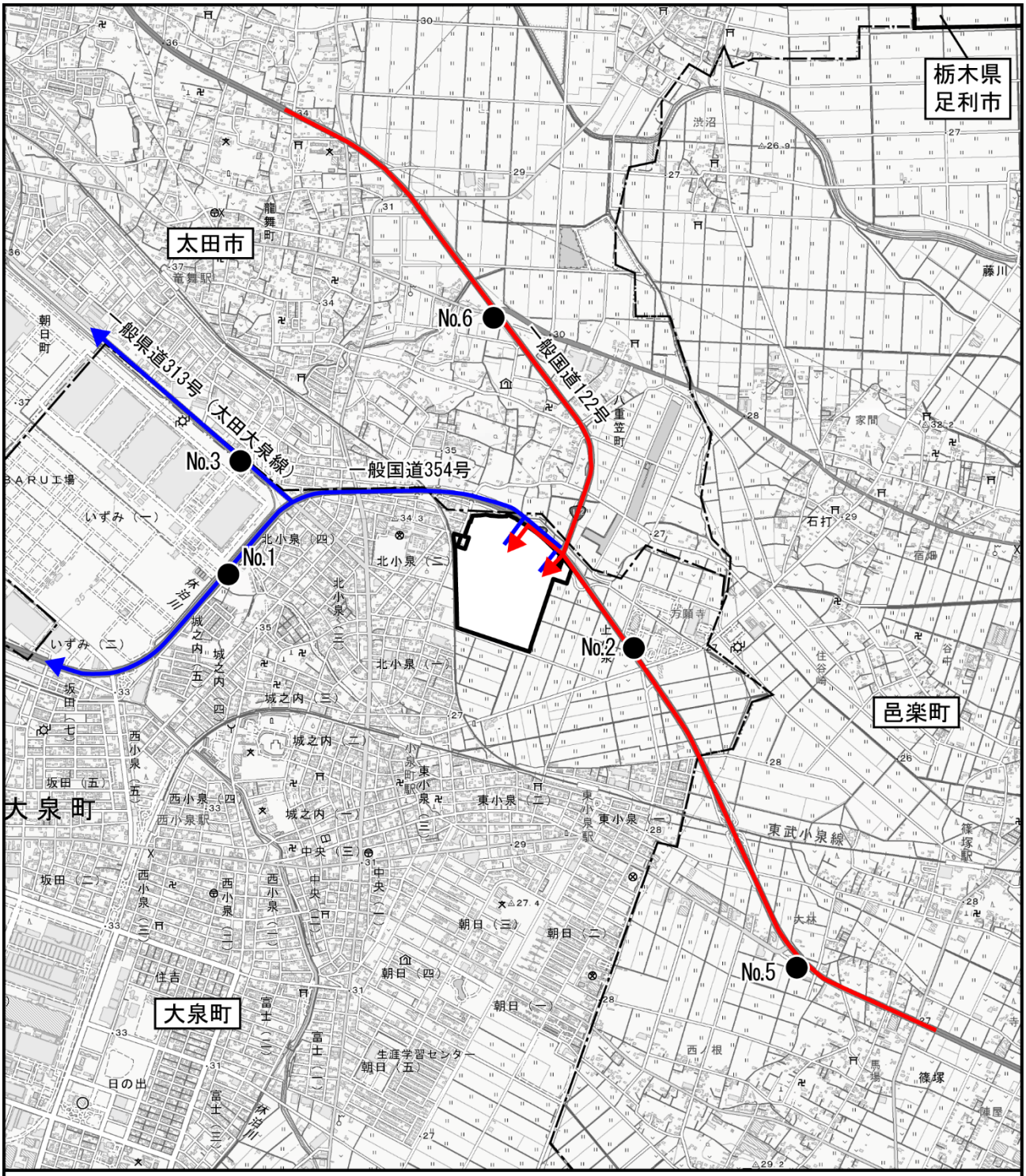
予測項目は、工事中の資材等の運搬に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質とした。

（イ）予測地域・地点

予測地点は図 8.1-4 に示すとおり、資材等の運搬車両の走行ルート上の５地点（№1～№3、№5～№6）とした。

（ウ）予測時期

予測時期は、資材等の運搬の影響が最大となる時期（工事開始 21 ヶ月目）とした。



出典：「電子地形図25,000」（国土地理院）

図 8.1-4　資材等の運搬車両の走行に伴う大気質の予測地点

（エ）予測方法

ｱ）予測手順

予測手順は、図 8.1-5 に示すとおりである。

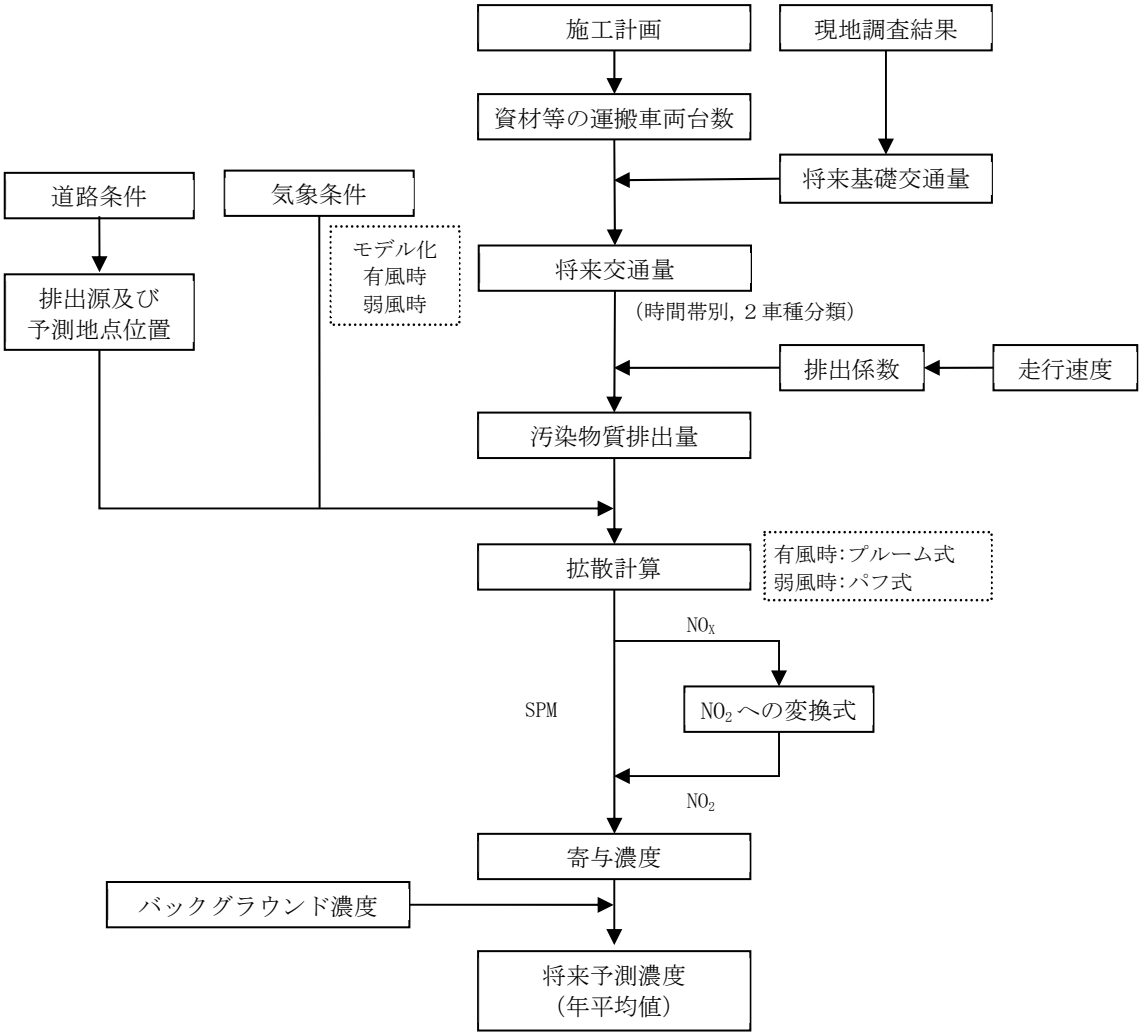


図 8.1-5　資材等の運搬車両の走行に伴う大気質の予測手順

ｲ）予測式

「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（平成 25 年３月、国土交通省国土技術政策総合研究所）に基づき、プルーム式（有風時：風速が 1.0m/s を超える場合）及びパフ式（弱風時：風速が 1.0m/s 以下の場合）を用いた。

a プルーム式（有風時：風速が 1.0m/s を超える場合）

$$C(x,y,z) = \frac{Q}{2\pi u\sigma_y\sigma_z} exp\left(-\frac{y^2}{2{\sigma_y}^2}\right)\left[exp\left\{-\frac{(z-H)^2}{2{\sigma_z}^2}\right\} + exp\left\{-\frac{(z+H)^2}{2{\sigma_z}^2}\right\}\right]$$

$C(x,y,z)$：(x,y,z)地点における大気汚染物質濃度
（窒素酸化物：ppm、浮遊粒子状物質：mg/m^3）

Q　：点煙源の大気汚染物質の排出量
（窒素酸化物：ml/s、浮遊粒子状物質：mg/s）

u　：平均風速（m/s）

H　：排出源の高さ（m）

σ_y、σ_z　：水平（y）、鉛直（z）方向の拡散幅（m）

x　：風向に沿った風下距離（m）

y　：x 軸に垂直な水平距離（m）

z　：x 軸に垂直な鉛直距離（m）

鉛直方向の拡散幅σ_z及び水平方向の拡散幅σ_yは、以下のとおりとした。

$$\sigma_z = \sigma_{z0} + 0.31L^{0.83}$$
$$\sigma_y = W/2 + 0.46L^{0.81}$$

σ_{z0}　：鉛直方向の初期拡散幅（m）

{ 遮音壁のない場合　σ_{z0}＝1.5
{ 遮音壁（３m以上）のある場合　σ_{z0}＝4.0

L　：車道部端からの距離（$L = x - W/2$）（m）

x　：風向に沿った風下距離（m）

W　：車道部幅員（m）

なお、$x < W/2$ の場合は、以下のとおりとした。

$$\sigma_z = \sigma_{z0}$$
$$\sigma_y = W/2$$

b パフ式（弱風時：風速が 1.0m/s 以下の場合）

$$C(x,y,z) = \frac{Q}{(2\pi)^{3/2}\alpha^2\gamma}\left\{\frac{1-exp\left(-\frac{l}{{t_0}^2}\right)}{2l} + \frac{1-exp\left(-\frac{m}{{t_0}^2}\right)}{2m}\right\}$$

$$l = \frac{1}{2}\left\{\frac{x^2+y^2}{\alpha^2} + \frac{(z-H)^2}{\gamma^2}\right\}$$

$$m = \frac{1}{2}\left\{\frac{x^2+y^2}{\alpha^2} + \frac{(z+H)^2}{\gamma^2}\right\}$$

t_0　：初期拡散幅に相当する時間（s）
α、γ：拡散幅に関する係数

t_0、α及びγは、以下のとおりとした。

$$t_0 = W/2\alpha$$

W　：車道部幅員（m）
α、γ：以下に示す拡散幅に関する係数（m/s）

$\alpha = 0.3$（m/s）

$$\gamma = \begin{cases} 0.18 & \text{（昼間）} \\ 0.09 & \text{（夜間）} \end{cases}$$

ただし、昼間及び夜間の区分は、原則として午前７時から午後７時までを昼間、午後７時から翌午前７時までを夜間とした。

c 年平均値の算出式

$$Ca = \frac{\sum_{t=1}^{24} Ca_t}{24}$$

$$Ca_t = \left[\sum_{S=1}^{16}\left\{\left(\frac{Rw_s}{uw_{ts}}\right) \times fw_{ts}\right\} + Rc_{dn} \times fc_t\right] Q_t$$

Ca　：年平均濃度（窒素酸化物：ppm、浮遊粒子状物質：mg/m^3）

Ca_t　：時刻 t における年平均濃度
（窒素酸化物：ppm、浮遊粒子状物質：mg/m^3）

Rw_s　：プルーム式により求められた風向別基準濃度（m^{-1}）

fw_{ts}　：年平均時間別風向出現割合

uw_{ts}　：年平均時間別風向別平均風速（m/s）

Rc_{dn}　：パフ式により求められた昼夜別基準濃度（s/m^2）

fc_t　：年平均時間別弱風時出現割合

Q_t　：年平均時間別平均排出量
（窒素酸化物：ml/s、浮遊粒子状物質：mg/s）

ｳ) 予測条件

a 将来交通量

将来交通量は、表 8.1-22 に示すとおりである。

表 8.1-22　工事中における将来交通量（工事開始 21 ヶ月目）

単位：台/日

予測地点	道路名	車　種	将来基礎交通量 ①	資材等の運搬車両 ②	将来交通量 ③＝①＋②
No.1	一般国道 354 号	大型車	7,240	268	7,508
		小型車	26,344	588	26,932
		合　計	33,584	856	34,440
No.2	一般国道 354 号	大型車	7,376	194	7,570
		小型車	23,086	420	23,506
		合　計	30,462	614	31,076
No.3	一般県道 313 号	大型車	1,549	113	1,662
		小型車	10,368	251	10,619
		合　計	11,917	364	12,281
No.5	一般国道 354 号	大型車	7,604	194	7,798
		小型車	27,374	420	27,794
		合　計	34,978	614	35,592
No.6	一般国道 122 号	大型車	3,038	187	3,225
		小型車	11,182	419	11,601
		合　計	14,220	606	14,826

注1)予測地点は、図8.1-4に示す。
注2)将来基礎交通量は、平日の現地調査結果に周辺開発交通量（(仮称) 大泉完成車工場整備事業の資材等の運搬車両の台数）を考慮した。
注3)資材等の運搬車両の走行時間帯：６～20時

b 排出係数

排出係数は表 8.1-23 に示すとおり、「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」に示される排出係数を用いた。なお、各予測地点における平均走行速度は、規制速度とした。

表 8.1-23　排出係数

予測地点	走行速度 (km/h)	排出係数（g/km・台）			
		窒素酸化物		粒子状物質	
		大型車	小型車	大型車	小型車
No.1	60	0.274	0.037	0.0050	0.0004
No.2	60	0.274	0.037	0.0050	0.0004
No.3	50	0.295	0.041	0.0056	0.0004
No.5	60	0.274	0.037	0.0050	0.0004
No.6	60	0.274	0.037	0.0050	0.0004

資料：「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（平成25年３月、国土交通省国土技術政策総合研究所）

c 気象条件

気象条件は、館林地域気象観測所の風向・風速の測定結果（令和６年）をもとに設定した。

また、排出源の高さの風速は以下に示す式により、館林地域気象観測所（測定高さ：地上 10.1m）の風速から排出源の高さ（地上 1.0m）の風速を推定した。なお、べき指数は土地利用の状況に合わせて 1/3（市街地）とした。

$$U = U_0(Z/Z_0)^{\alpha}$$

U　：排出源の高さの推定風速（m/s）
U_0　：館林地域気象観測所の測定高さの風速（m/s）
Z　：排出源の高さ（地上 1.0m）
Z_0　：館林地域気象観測所の測定高さ（地上 10.1m）
α　：べき指数（1/3：郊外）

d 窒素酸化物の変換式

窒素酸化物から二酸化窒素への変換式は、「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」に示す以下の式を用いた。窒素酸化物のバックグラウンド濃度は、各予測地点の現地調査結果の四季平均とした。

$$〔NO_2〕 = 0.0714〔NO_x〕^{0.438}(1 - [NO_x]_{BG}/[NO_x]_T)^{0.801}$$

$[NO_2]$　：二酸化窒素の対象道路の寄与濃度（ppm）
$[NO_X]$　：窒素酸化物の対象道路の寄与濃度（ppm）
$[NO_X]_{BG}$　：窒素酸化物のバックグラウンド濃度（ppm）
$[NO_X]_T$　：窒素酸化物のバックグラウンド濃度と対象道路の寄与濃度の合計（ppm）
（$[NO_X]_T = [NO_X] + [NO_X]_{BG}$）

e バックグラウンド濃度

バックグラウンド濃度は表 8.1-24 に示すとおり、各予測地点で実施した沿道環境大気質の四季平均を用いた。

表 8.1-24　バックグラウンド濃度

項　目	予測地点	バックグラウンド濃度
二酸化窒素 (ppm)	No.1	0.010
	No.2	0.011
	No.3	0.011
	No.5	0.010
	No.6	0.009
浮遊粒子状物質 (mg/m³)	No.1	0.010
	No.2	0.011
	No.3	0.013
	No.5	0.010
	No.6	0.010

f 年平均値から日平均値への換算式

二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測結果は年平均値であるため、日平均値（二酸化窒素：日平均値の年間 98%値、浮遊粒子状物質：日平均値の２%除外値）に換算して評価した。

年平均値から日平均値への換算式は、「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」に示す以下の式を用いた。二酸化窒素及び浮遊粒子状物質のバックグラウンド濃度は、各調査地点の現地調査結果の四季平均とした。

＜二酸化窒素＞

〔日平均値の年間 98%値〕$= \mathrm{a}\,([NO_2]_{BG} + [NO_2]_R) + b$

$\mathrm{a} = 1.34 + 0.11 \cdot \exp(-[NO_2]_R / [NO_2]_{BG})$

$\mathrm{b} = 0.0070 + 0.0012 \cdot \exp(-[NO_2]_R / [NO_2]_{BG})$

$[NO_2]_R$　：二酸化窒素の対象道路の寄与濃度の年平均値（ppm）

$[NO_2]_{BG}$　：二酸化窒素のバックグラウンド濃度の年平均値（ppm）

＜浮遊粒子状物質＞

〔日平均値の２%除外値〕$= \mathrm{a}\,([SPM]_{BG} + [SPM]_R) + b$

$\mathrm{a} = 1.71 + 0.37 \cdot \exp(-[SPM]_R / [SPM]_{BG})$

$\mathrm{b} = 0.0063 + 0.0014 \cdot \exp(-[SPM]_R / [SPM]_{BG})$

$[SPM]_R$　：浮遊粒子状物質の対象道路の寄与濃度の年平均値（mg/m³）

$[SPM]_{BG}$　：浮遊粒子状物質のバックグラウンド濃度の年平均値（mg/m³）

（オ）予測結果

資材等の運搬車両の走行に伴う大気質の予測結果は、表 8.1-25～表 8.1-26 に示すとおりである。

資材等の運搬車両の走行に伴う二酸化窒素の将来予測濃度は 0.009220～0.011536ppm であり、寄与率は 0.1～0.2%である。

資材等の運搬車両の走行に伴う浮遊粒子状物質の将来予測濃度は 0.010035～0.013029mg/m^3 であり、寄与率は 0.1%未満である。

表 8.1-25　資材等の運搬車両の走行に伴う二酸化窒素の予測結果

単位：ppm

予測地点	予測方向	バックグラウンド濃度 ①	将来基礎交通量による濃度 ②	資材等の運搬車両の走行に伴う寄与濃度 ③	将来予測濃度（年平均値） ④=①+②+③	寄与率 ⑤=③/④×100
No.1	東	0.010	0.000418	0.000014	0.010432	0.1%
	西	0.010	0.000528	0.000019	0.010547	0.2%
No.2	北	0.011	0.000520	0.000016	0.011536	0.1%
	南	0.011	0.000494	0.000015	0.011509	0.1%
No.3	北	0.011	0.000152	0.000009	0.011161	0.1%
	南	0.011	0.000149	0.000009	0.011158	0.1%
No.5	北	0.010	0.000596	0.000016	0.010612	0.2%
	南	0.010	0.000527	0.000014	0.010541	0.1%
No.6	東	0.009	0.000206	0.000015	0.009221	0.2%
	西	0.009	0.000205	0.000015	0.009220	0.2%

注）予測地点は、図8.1-4に示す。

表 8.1-26　資材等の運搬車両の走行に伴う浮遊粒子状物質の予測結果

単位：mg/m^3

予測地点	予測方向	バックグラウンド濃度 ①	将来基礎交通量による濃度 ②	資材等の運搬車両の走行に伴う寄与濃度 ③	将来予測濃度（年平均値） ④=①+②+③	寄与率 ⑤=③/④×100
No.1	東	0.010	0.000059	0.000002	0.010061	0.1%未満
	西	0.010	0.000070	0.000002	0.010072	0.1%未満
No.2	北	0.011	0.000085	0.000002	0.011087	0.1%未満
	南	0.011	0.000082	0.000002	0.011084	0.1%未満
No.3	北	0.013	0.000028	0.000001	0.013029	0.1%未満
	南	0.013	0.000027	0.000001	0.013028	0.1%未満
No.5	北	0.010	0.000087	0.000002	0.010089	0.1%未満
	南	0.010	0.000079	0.000002	0.010081	0.1%未満
No.6	東	0.010	0.000034	0.000002	0.010036	0.1%未満
	西	0.010	0.000033	0.000002	0.010035	0.1%未満

注）予測地点は、図8.1-4に示す。

② 重機の稼働

（ア） 予測項目

予測項目は、工事中の重機の稼働による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質とした。

（イ） 予測地域・地点

予測地域は最大着地濃度出現地点を含む計画地周辺とし、予測地点は図 8.1-1 に示す４地点（地点Ａ～地点Ｄ）とした。

（ウ） 予測時期

予測時期は、重機の稼働による影響が最大となる時期とした。

（エ） 予測方法

ｱ） 予測手順

予測手順は、図 8.1-6 に示すとおりである。

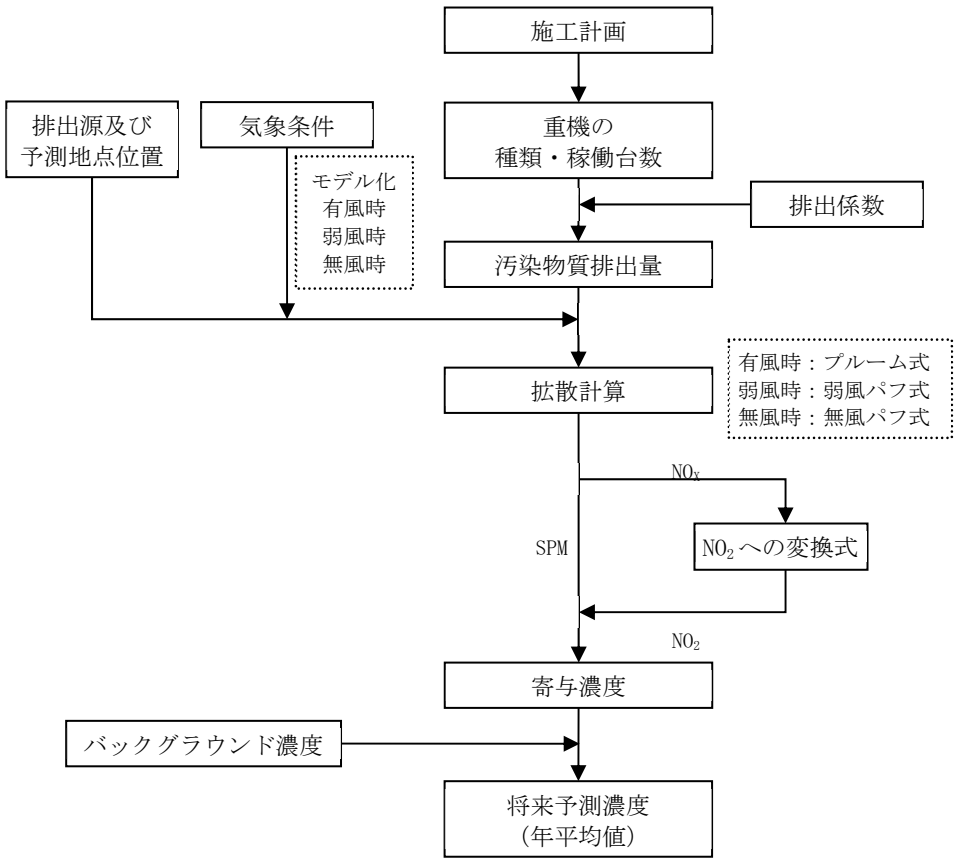


図 8.1-6　重機の稼働に伴う大気質の予測手順

ｲ）予測式

「窒素酸化物総量規制マニュアル（新版）」（平成 12 年 12 月、公害研究対策センター）に基づき、プルーム式（有風時：風速 1.0m/s 以上の場合）、弱風パフ式（弱風時：風速 0.5m/s 以上 0.9m/s 以下の場合）及び無風パフ式（無風時：風速 0.4m/s 以下の場合）を用いた。なお、拡散幅は、パスキル・ギフォード図を用いた。

a プルーム式（有風時：風速 1.0m/s 以上の場合）

$$C(R,z) = \sqrt{\frac{1}{2\pi}}\frac{Q_P}{(\pi/8)R\sigma_z u}\left[exp\left\{-\frac{(z-He)^2}{2{\sigma_z}^2}\right\} + exp\left\{-\frac{(z+He)^2}{2{\sigma_z}^2}\right\}\right]$$

$C(R,z)$ ：(R,z)地点における濃度（ppm）
R ：点煙源と計算点の水平距離（m）
Q_P ：点煙源の排出強度（ml/s）
σ_z ：鉛直方向の拡散パラメータ（m）
u ：風速（m/s）
He ：有効煙突高さ（m）
z ：x軸に垂直な鉛直距離（m）

鉛直方向の拡散パラメータについては表 8.1-27～表 8.1-28 及び図 8.1-7 に示すとおり、パスキル・ギフォード図を用いて求めた。

表 8.1-27　パスキル・ギフォード図の近似関係（σ_z）

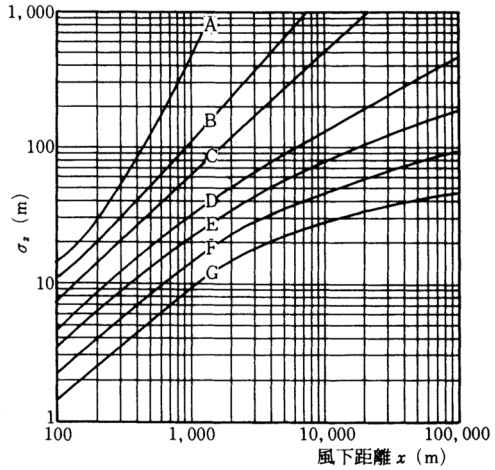
大気安定度	$\sigma_z(x) = \gamma_z \cdot x^{\alpha_z}$		
	風下距離x（m）	α_z	γ_z
A	0～ 300	1.122	0.0800
	300～ 500	1.514	0.00855
	500～	2.109	0.000212
B	0～ 500	0.964	0.1272
	500～	1.094	0.0570
C	0～	0.918	0.1068
D	0～ 1000	0.826	0.1046
	1000～10000	0.632	0.400
	10000～	0.555	0.811
E	0～ 1000	0.788	0.0928
	1000～10000	0.565	0.433
	10000～	0.415	1.732
F	0～ 1000	0.784	0.0621
	1000～10000	0.526	0.370
	10000～	0.323	2.41
G	0～ 1000	0.794	0.0373
	1000～ 2000	0.637	0.1105
	2000～10000	0.431	0.529
	10000～	0.222	3.62

資料：「窒素酸化物総量規制マニュアル（新版）」（平成12年12月、公害研究対策センター）

表 8.1-28　パスキル・ギフォード図の近似関係（σ_y）

大気安定度	$\sigma_y(x) = \gamma_y \cdot x^{\alpha_y}$		
	風下距離x（m）	α_y	γ_y
A	0～1000	0.901	0.426
	1000～	0.851	0.602
B	0～1000	0.914	0.282
	1000～	0.865	0.396
C	0～1000	0.924	0.1772
	1000～	0.885	0.232
D	0～1000	0.929	0.1107
	1000～	0.889	0.1467
E	0～1000	0.921	0.0864
	1000～	0.897	0.1019
F	0～1000	0.929	0.0554
	1000～	0.889	0.0733
G	0～1000	0.921	0.0380
	1000～	0.896	0.0452

資料：「窒素酸化物総量規制マニュアル（新版）」（平成12年12月、公害研究対策センター）



鉛直方向（σ_z）

資料：「窒素酸化物総量規制マニュアル（新版）」（平成12年12月、公害研究対策センター）

図 8.1-7　パスキル・ギフォードによる鉛直方向の拡散パラメータと風下距離の関係

b 弱風パフ式（弱風時：風速 0.5m/s 以上 0.9m/s 以下の場合）

$$C(R,z) = \frac{1}{(2\pi)^{1/2}} \frac{Q_P}{(\pi/8)\gamma} \left\{ \frac{1}{\eta_-^2} \exp\left(-\frac{u^2(z-He)^2}{2\gamma^2\eta_-^2} \right) + \frac{1}{\eta_+^2} \exp\left(-\frac{u^2(z+He)^2}{2\gamma^2\eta_+^2} \right) \right\}$$

$$\eta_-^2 = R^2 + \frac{\alpha^2}{\gamma^2}(z-He)^2 \quad 、\eta_+^2 = R^2 + \frac{\alpha^2}{\gamma^2}(z+He)^2、R^2 = x^2 + y^2$$

$C(R,z)$ ：(R,z)地点における濃度（ppm）
R ：点煙源と計算点の水平距離（m）
Q_P ：点煙源の排出強度（ml/s）
u ：風速（m/s）
He ：有効煙突高さ（m）
z ：x軸に垂直な鉛直距離（m）

パラメータα、γについては、表 8.1-29 に示すとおりである。

表 8.1-29　弱風時及び無風時に係るパラメータ（α、γ）

大気安定度（パスキルの分類）	無風時（≦0.4m/s）		弱風時（0.5～0.9m/s）	
	α	γ	α	γ
A	0.948	1.569	0.748	1.569
A－B	0.859	0.862	0.659	0.862
B	0.781	0.474	0.581	0.474
B－C	0.702	0.314	0.502	0.314
C	0.635	0.208	0.435	0.208
C－D	0.542	0.153	0.342	0.153
D	0.470	0.113	0.270	0.113
E	0.439	0.067	0.239	0.067
F	0.439	0.048	0.239	0.048
G	0.439	0.029	0.239	0.029

資料：「窒素酸化物総量規制マニュアル（新版）」（平成12年12月、公害研究対策センター）

c 無風パフ式（無風時：風速 0.4m/s 以下の場合）

$$C(R,z) = \frac{Q_P}{(2\pi)^{3/2}\gamma}\left\{\frac{1}{R^2+\frac{\alpha^2}{\gamma^2}(He-z)^2}+\frac{1}{R^2+\frac{\alpha^2}{\gamma^2}(He+z)^2}\right\}$$

$C(R,z)$　：(R,z)地点における濃度（ppm）
R　：点煙源と計算点の水平距離（m）
Q_P　：点煙源の排出強度（ml/s）
He　：有効煙突高さ（m）
z　：x軸に垂直な鉛直距離（m）

パラメータ α、γ については、表 8.1-29 に示したとおりである。

d 重合計算

$$\overline{C} = \sum_k \left[\sum_j \sum_i Cw(i,j,k) \cdot f_w(i,j,k) + C_c(k) \cdot f_c(k) \right]$$

$\overline{C}$　：年平均濃度（ppm または mg/m^3）
$Cw(i,j,k)$　：有風時（＋弱風時）、風向 i、風速階級 j、大気安定度 k のときの１時間濃度（ppm または mg/m^3）
$f_w(i,j,k)$　：有風時（＋弱風時）、風向 i、風速階級 j、大気安定度 k の年間における出現率
$C_c(k)$　：無風時、大気安定度 k のときの１時間濃度（ppm または mg/m^3）
$f_c(k)$　：無風時、大気安定度 k の年間における出現率

ｳ）予測条件

a 汚染物質排出量

予測対象時期における重機の種類、稼働台数及び排出原単位は表 8.1-30 に、汚染物質排出量は表 8.1-31 に示すとおりである。

表 8.1-30　重機の種類、稼働台数及び排出原単位

種　類	定格出力 (kW)	燃料消費率 (L/kW・h)	稼働時間 (時間/日)	稼働台数 (台/年)	排出原単位	
					窒素酸化物 (m^3/h)	粒子状物質 (kg/h)
杭打機	136	0.088	5.7	744	0.208	0.016
転圧ローラー	56	0.128	5.0	1,639	0.298	0.025
ローダー	55	0.128	4.7	1,639	0.293	0.025
バックホウ(0.4m^3)	64	0.144	5.8	1,990	0.419	0.033
バックホウ(0.7m^3)	116	0.144	5.8	1,110	0.424	0.033
ラフタークレーン（25ｔ）	193	0.075	6.0	2,451	0.814	0.044
ラフタークレーン（60ｔ）	257	0.075	6.0	1,962	0.915	0.049
ラフタークレーン（80ｔ）	271	0.075	6.0	1,107	0.516	0.028
クローラークレーン（120ｔ）	184	0.076	6.0	1,404	0.450	0.024
クローラークレーン（350ｔ）	235	0.076	6.0	1,404	0.575	0.031
クローラークレーン（500ｔ）	235	0.076	6.0	1,287	0.527	0.029
コンクリートポンプ車	166	0.066	6.8	4,278	1.075	0.058
合　計		－	－	21,015	－	－

資料：「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（平成25年３月、国土交通省国土技術政策総合研究所）
「令和６年度版　重機等損料表」（令和６年４月、(社)日本重機施工協会）

表 8.1-31　汚染物質排出量

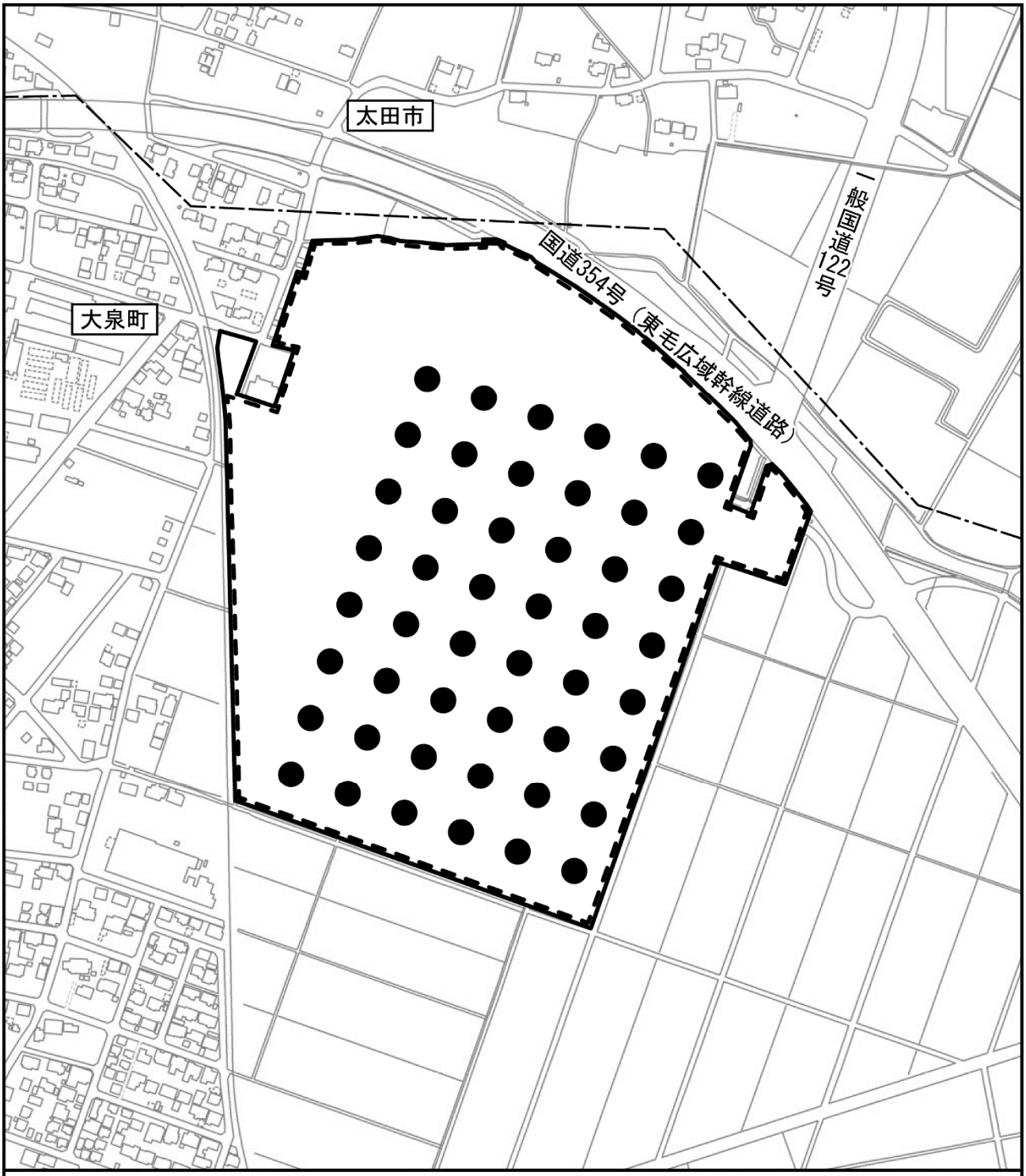
予測対象時期	種　類	定格出力 (kW)	汚染物質排出量	
			窒素酸化物 (m^3/年)	粒子状物質 (kg/年)
工事開始８～19ヶ月目の１年間	杭打機	136	432.9	33.7
	転圧ローラー	56	544.6	46.1
	ローダー	55	502.8	42.6
	バックホウ(0.4m^3)	64	888.0	69.2
	バックホウ(0.7m^3)	116	897.7	69.9
	ラフタークレーン（25ｔ）	193	1,782.2	96.4
	ラフタークレーン（60ｔ）	257	2,003.2	108.4
	ラフタークレーン（80ｔ）	271	1,130.2	61.2
	クローラークレーン（120ｔ）	184	986.3	53.4
	クローラークレーン（350ｔ）	235	1,259.6	68.2
	クローラークレーン（500ｔ）	235	1,154.6	62.5
	コンクリートポンプ車	166	2,668.3	144.4
合　計			14,250.5	855.9

注）窒素酸化物の汚染物質排出量は、単位排出量（g/h）に単位換算係数（523ml/g）を用いて算出した。
資料：「令和６年度版　重機等損料表」（令和６年４月、（一社）日本重機施工協会）

b 排出源の位置

排出源の位置は図 8.1-8 に示すとおり、予測対象時点が１号棟及び２号棟の基礎躯体工事等を行っている期間であることから、排出源は工場建屋建設範囲内に均等配置した。

排出源の高さは他事業の造成工事による盛土高さ（約３ｍ）、施工範囲の周囲に設置する仮囲いの高さ(約３ｍ)及び排気ガスの上昇高さを考慮し、一律に地上６ｍに設定した。



凡　例

計画地
市町界
排出源（建設機械）
仮囲い（高さ３ｍ）

出典：「基盤地図情報」（令和６年８月時点、国土地理院ホームページ）

図 8.1-8　排出源の位置（工事開始８～19 ヶ月目）

1：5，000
0　50　100　150m

N

c 気象条件

気象条件は、館林地域気象観測所の風向・風速、環境科学国際センターの日射量、放射収支量の測定結果（令和６年）をもとに設定した。

排出源の高さにおける風速を推定する際に用いるべき乗則は、以下に示す式を用いた。ただし、べき指数αは、表 8.1-32 に示す大気安定度別のべき指数とした。

また、パスキル安定度階級分類表は、表 8.1-33 に示すとおりである。

$$U = U_0(Z/Z_0)^{\alpha}$$

U　：排出源の高さの推定風速（m/s）

U_0　：館林地域気象観測所の測定高さの風速（m/s）

Z　：排出源の高さ（m）

Z_0　：館林地域気象観測所の測定高さ（地上 10.1m）

α　：べき指数（表 8.1-32 参照）

表 8.1-32　大気安定度別べき指数

大気安定度	A	B	C	D	E	F, G
α	0.1	0.15	0.20	0.25	0.25	0.30

資料：「窒素酸化物総量規制マニュアル（新版）」（平成12年12月、公害研究対策センター）

表 8.1-33　パスキル安定度階級分類表

風速【U】(m/s)	日射量【T】(kW/m²)				放射収支量【Q】(kW/m³)		
	T≧0.60	0.60＞T≧0.30	0.30＞T≧0.15	0.15＞T	Q≧-0.020	-0.020＞Q≧-0.040	-0.040＞Q
U＜２	A	A－B	B	D	D	G	G
２≦U＜３	A－B	B	C	D	D	E	F
３≦U＜４	B	B－C	C	D	D	D	E
４≦U＜６	C	C－D	D	D	D	D	D
６≦U	C	D	D	D	D	D	D

注）表中の大気安定度の分類は、以下に示すとおりである。
Ａ：強不安定、Ｂ：並不安定、Ｃ：弱不安定、Ｄ：中立、Ｅ：弱安定、Ｆ：並安定、Ｇ：強安定
Ａ－Ｂ、Ｂ－Ｃ、Ｃ－Ｄ：それぞれの中間の状態

なお、使用する気象条件が平年の気象と比較して異常でなかったことを確認するため、館林地域気象観測所における過去 10 年間の風向・風速観測結果を用いて異常年検定を実施し、基準年が異常年ではないことを確認した。

d 窒素酸化物の変換式

窒素酸化物から二酸化窒素への変換式は、過去５年間（令和元年度～令和５年度）の群馬県内全域に設置された一般局の測定結果から、統計的手法により作成した。

窒素酸化物と二酸化窒素の相関関係は、図 8.1-9 に示すとおりである。

$$[NO_2] = 0.9496[NO_x]^{1.0337}$$

$[NO_2]$ ：二酸化窒素の寄与濃度（ppm）

$[NO_x]$ ：窒素酸化物の寄与濃度（ppm）

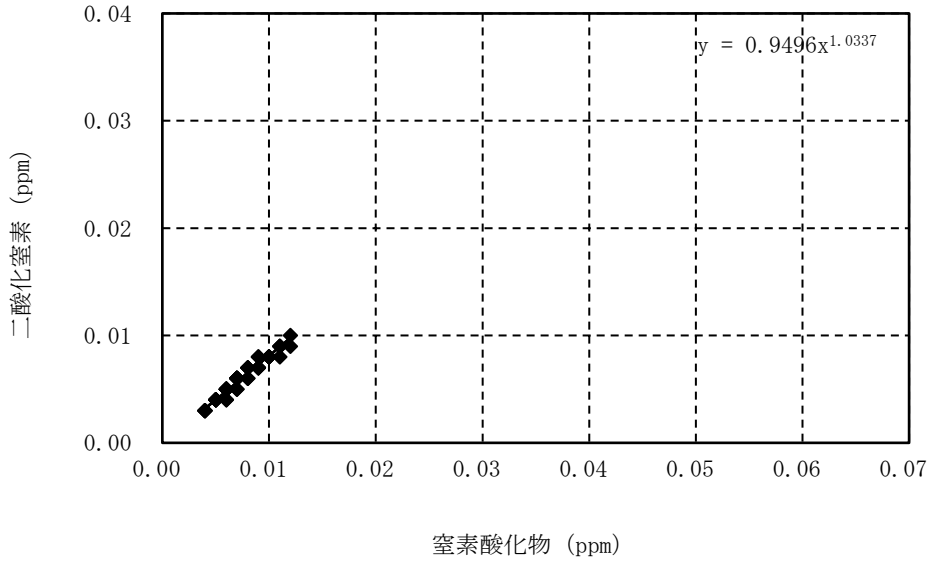


図 8.1-9　窒素酸化物と二酸化窒素の相関関係

e 年平均値から日平均値への換算式

二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測結果は年平均値であるため、日平均値（二酸化窒素：日平均値の年間 98%値、浮遊粒子状物質：日平均値の２%除外値）に換算して評価した。

年平均値から日平均値への換算式の設定にあたっては図 8.1-10 に示すとおり、群馬県内の一般局における過去５年間（令和元年度～令和５年度）の測定結果から設定した。

＜二酸化窒素＞

〔日平均値の年間 98%値〕＝2.4535×[年平均値]－0.0013

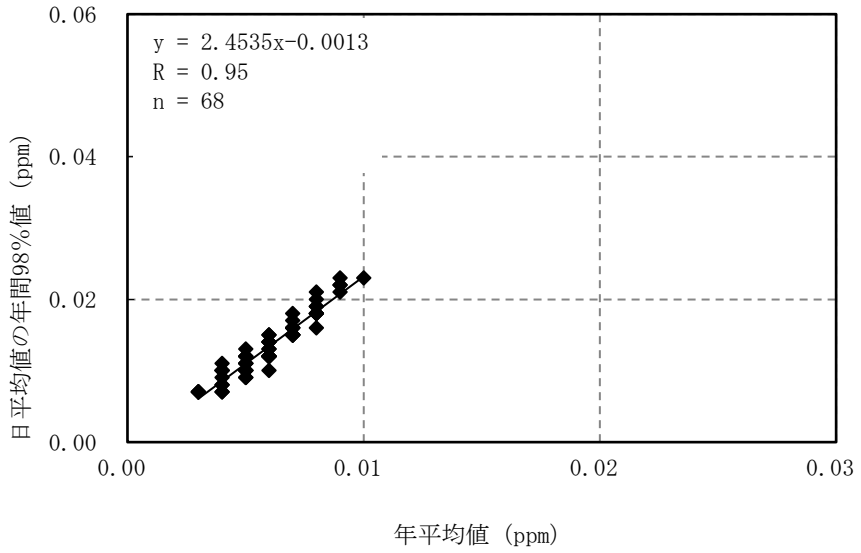


図 8.1-10　二酸化窒素の年平均値と日平均値の年間 98%値の相関関係

＜浮遊粒子状物質＞

〔日平均値の２%除外値〕＝1.9852×[年平均値]＋0.0065

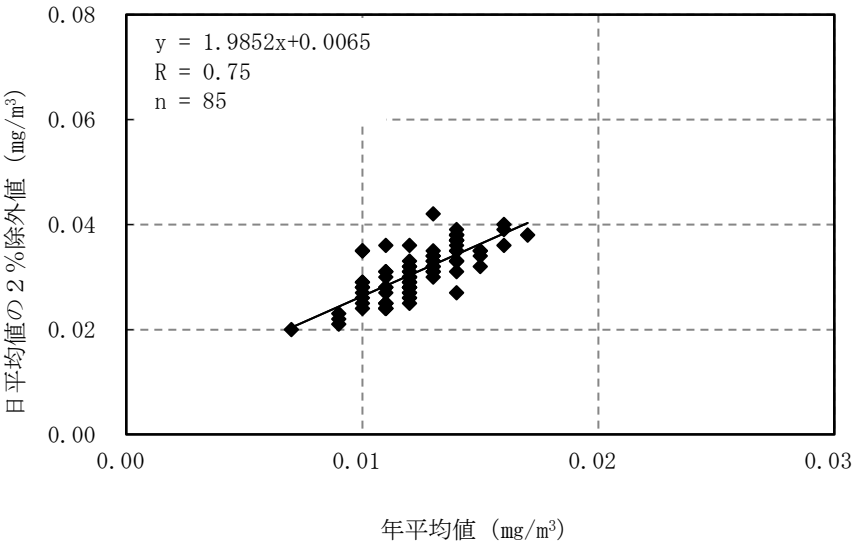


図 8.1-11　浮遊粒子状物質の年平均値と日平均値の２%除外値の相関関係

f バックグラウンド濃度

バックグラウンド濃度は表 8.1-34 に示すとおり、一般環境大気質（地点Ａ～地点Ｄ）の四季平均を用いた。

表 8.1-34　バックグラウンド濃度

項　目	バックグラウンド濃度
二酸化窒素（ppm）	0.008
浮遊粒子状物質（mg/m³）	0.011

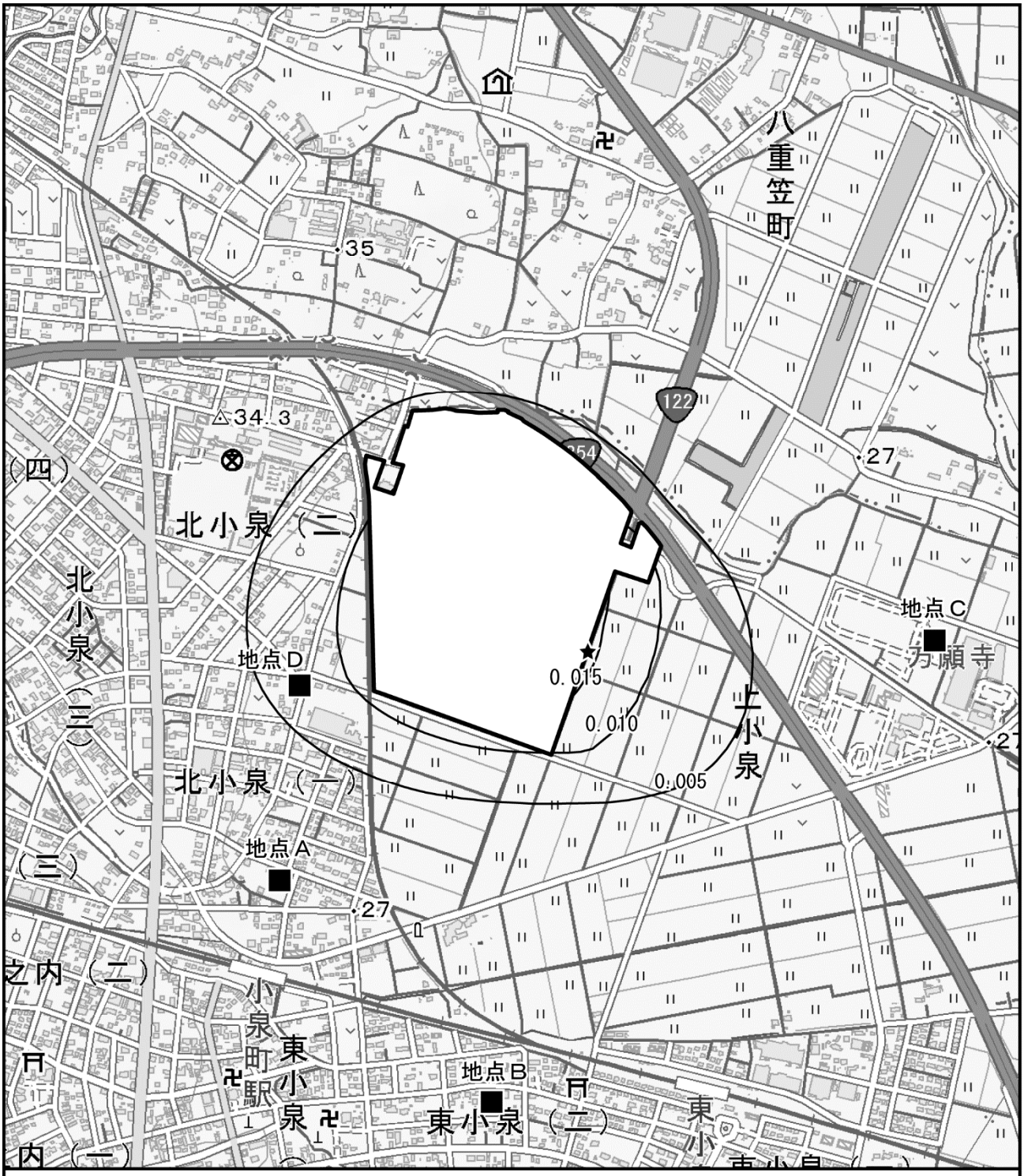
（オ）予測結果

重機の稼働に伴う大気質の予測結果は、表 8.1-35 及び図 8.1-12(1)～(2)に示すとおりである。

重機の稼働に伴う二酸化窒素の将来予測濃度は 0.008774～0.023907ppm であり、寄与率は 8.8～66.5%、浮遊粒子状物質の将来予測濃度は 0.011062～0.012163mg/m^3 であり、寄与率は 0.6～9.6%である。

表 8.1-35　重機の稼働に伴う大気質の予測結果

項　目	予測地点	重機の稼働に伴う寄与濃度	バックグラウンド濃度	将来予測濃度（年平均値）	寄与率
		①	②	③＝①＋②	④＝①/③×100
二酸化窒素（ppm）	最大着地濃度出現地点（計画地東側敷地境界）	0.015907	0.008	0.023907	66.5%
	地点Ａ	0.001881	0.008	0.009881	19.0%
	地点Ｂ	0.000774	0.008	0.008774	8.8%
	地点Ｃ	0.001723	0.008	0.009723	17.7%
	地点Ｄ	0.006744	0.008	0.014744	45.7%
浮遊粒子状物質（mg/m^3）	最大着地濃度出現地点（計画地東側敷地境界）	0.001163	0.011	0.012163	9.6%
	地点Ａ	0.000147	0.011	0.011147	1.3%
	地点Ｂ	0.000062	0.011	0.011062	0.6%
	地点Ｃ	0.000135	0.011	0.011135	1.2%
	地点Ｄ	0.000507	0.011	0.011507	4.4%



凡　例

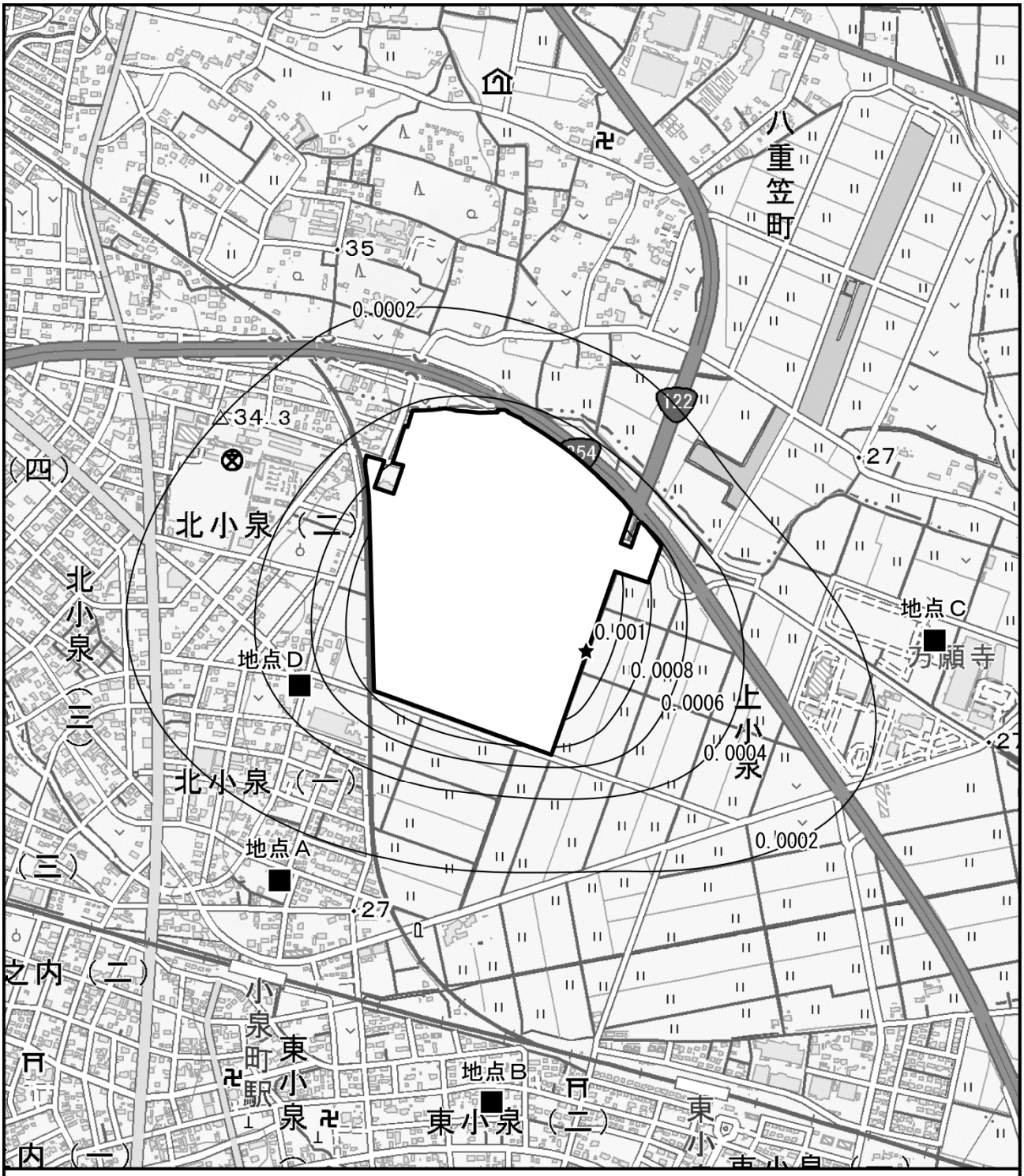
- 計画地
- 市町界
- 等濃度線（ppm）
- ★ 最大着地濃度出現地点（0.015907ppm）
- ■ 予測地点（地点Ａ～地点Ｄ）

出典：「電子地形図25,000」（国土地理院）

図 8.1-12(1)　重機の稼働に伴う二酸化窒素の予測結果

1：10,000
0　100　200　300m

N



凡　例

▭	計画地	———	等濃度線（mg/m³）
—·—	市町界	★	最大着地濃度出現地点（0.001163mg/m³）
		■	予測地点（地点Ａ～地点Ｄ）

出典：「電子地形図25,000」（国土地理院）

図 8.1-12(2)　重機の稼働に伴う浮遊粒子状物質の予測結果

1：10,000
0　100　200　300m

N

２）供用による影響

① 自動車交通の発生

（ア）予測項目

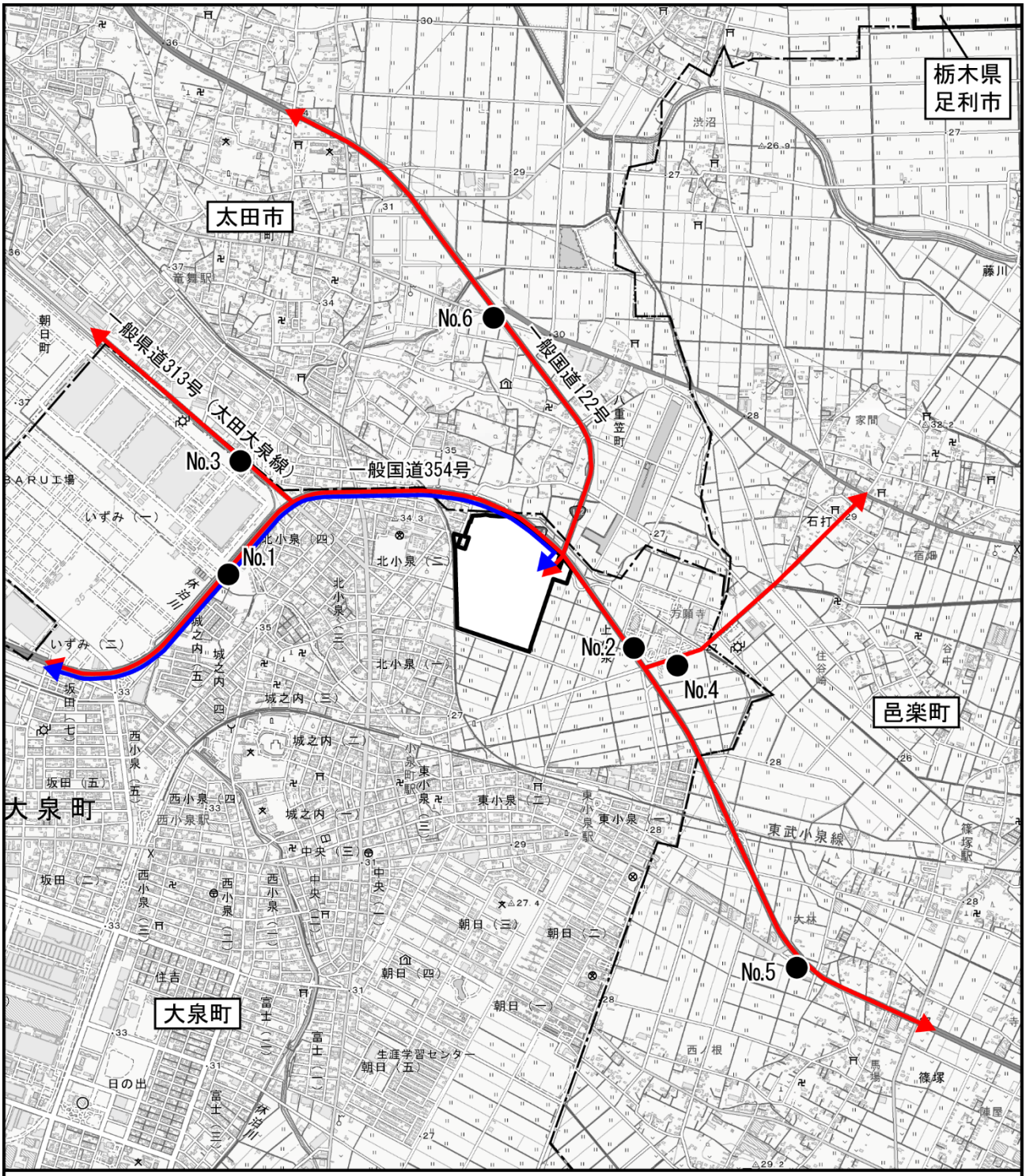
予測項目は、供用後の自動車交通の発生に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質と同様とした。

（イ）予測地域・地点

予測地点は図 8.1-13 に示すとおり、関連車両の走行ルート上の６地点（№1～№6）とした。

（ウ）予測時期

予測時期は、施設の稼働が定常な状態となる時期とした。



凡　例

- 計画地
- 県　界
- 市町界
- 予測地点（No.1～No.6）
- 関連車両（材料搬入、通勤用車両）の走行ルート
- 関連車両（完成品輸送）の走行ルート

出典：「電子地形図25,000」（国土地理院）

図 8.1-13　関連車両の走行に伴う大気質の予測地点

1：25,000
0　250　500　750m

N

（エ）予測方法

ｱ）予測手順

予測手順は、「１）工事による影響　①資材等の運搬」と同様とした。

なお、図中の「施工計画」は「事業計画」に、「資材等の運搬車両」は「関連車両」に読み替えるものとする。

ｲ）予測式

予測式は、「１）工事による影響　①資材等の運搬」と同様とした。

ｳ）予測条件

a 将来交通量

将来交通量は、表 8.1-36 に示すとおりである。

表 8.1-36　供用後における将来交通量

単位：台/日

予測地点	道路名	車　種	将来基礎交通量 ①	関連車両 ②	将来交通量 ③＝①＋②
No.1	一般国道 354 号	大型車	7,310	60	7,370
		小型車	26,508	252	26,760
		合　計	33,818	312	34,130
No.2	一般国道 354 号	大型車	7,368	38	7,406
		小型車	23,274	252	23,526
		合　計	30,642	290	30,932
No.3	一般県道 313 号	大型車	1,483	0	1,483
		小型車	10,498	150	10,648
		合　計	11,981	150	12,131
No.4	町道３号線	大型車	1,527	0	1,527
		小型車	8,222	100	8,322
		合　計	9,749	100	9,849
No.5	一般国道 354 号	大型車	7,596	38	7,634
		小型車	27,562	252	27,814
		合　計	35,158	290	35,448
No.6	一般国道 122 号	大型車	2,927	26	3,056
		小型車	11,246	254	11,624
		合　計	14,173	280	14,689

注1)予測地点は、図8.1-13に示す。
注2)将来基礎交通量は、平日の現地調査結果に周辺開発交通量（(仮称）大泉完成車工場整備事業の関連車両の台数）を考慮した。

b 排出係数

排出係数は表 8.1-37 に示すとおり、「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」に示される排出係数を用いた。なお、各予測地点における平均走行速度は、規制速度とした。

表 8.1-37　排出係数

予測地点	走行速度 (km/h)	排出係数（g/km・台）			
		窒素酸化物		粒子状物質	
		大型車	小型車	大型車	小型車
No.1	60	0.274	0.037	0.0050	0.0004
No.2	60	0.274	0.037	0.0050	0.0004
No.3	50	0.295	0.041	0.0056	0.0004
No.4	40	0.353	0.048	0.0067	0.0005
No.5	60	0.274	0.037	0.0050	0.0004
No.6	60	0.274	0.037	0.0050	0.0004

資料：「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（平成25年３月、国土交通省国土技術政策総合研究所）

c 気象条件

気象条件は、「１）工事による影響　①資材等の運搬」と同様とした。

d 窒素酸化物の変換式

窒素酸化物から二酸化窒素への変換式は、「１）工事による影響　①資材等の運搬」と同様とした。

e バックグラウンド濃度

バックグラウンド濃度は表 8.1-38 に示すとおり、各予測地点で実施した沿道環境大気質の四季平均を用いた。

表 8.1-38　バックグラウンド濃度

項　目	予測地点	バックグラウンド濃度
二酸化窒素 (ppm)	No.1	0.010
	No.2	0.011
	No.3	0.011
	No.4	0.010
	No.5	0.010
	No.6	0.009
浮遊粒子状物質 (mg/m^3)	No.1	0.010
	No.2	0.011
	No.3	0.013
	No.4	0.012
	No.5	0.010
	No.6	0.010

f 年平均値から日平均値への換算式

年平均値から日平均値への換算式は、「１）工事による影響　①資材等の運搬」と同様とした。

（オ）予測結果

自動車交通量の発生に伴う大気質の予測結果は、表 8.1-39～表 8.1-40 に示すとおりである。

自動車交通量の発生に伴う二酸化窒素の将来予測濃度は 0.009214～0.011528ppm であり、寄与率は 0.1%未満～0.1%である。

自動車交通量の発生に伴う浮遊粒子状物質の将来予測濃度は 0.010034～0.013026mg/m^3 であり、寄与率は 0.1%未満である。

表 8.1-39　自動車交通量の発生に伴う二酸化窒素の予測結果

単位：ppm

予測地点	予測方向	バックグラウンド濃度 ①	将来基礎交通量による濃度 ②	関連車両の走行に伴う寄与濃度 ③	将来予測濃度（年平均値） ④=①+②+③	寄与率 ⑤=③/④×100
No.1	東	0.010	0.000427	0.000005	0.010432	0.1%未満
	西	0.010	0.000539	0.000006	0.010545	0.1%
No.2	北	0.011	0.000524	0.000004	0.011528	0.1%未満
	南	0.011	0.000499	0.000005	0.011504	0.1%未満
No.3	北	0.011	0.000151	0.000002	0.011153	0.1%未満
	南	0.011	0.000149	0.000001	0.011150	0.1%未満
No.4	東	0.010	0.000318	0.000003	0.010321	0.1%未満
	西	0.010	0.000315	0.000003	0.010318	0.1%未満
No.5	北	0.010	0.000601	0.000005	0.010606	0.1%未満
	南	0.010	0.000532	0.000004	0.010536	0.1%未満
No.6	東	0.009	0.000210	0.000004	0.009214	0.1%未満
	西	0.009	0.000210	0.000004	0.009214	0.1%未満

注）予測地点は、図8.1-13に示す。

表 8.1-40　自動車交通量の発生に伴う浮遊粒子状物質の予測結果

単位：mg/m^3

予測地点	予測方向	バックグラウンド濃度 ①	将来基礎交通量による濃度 ②	関連車両の走行に伴う寄与濃度 ③	将来予測濃度（年平均値） ④=①+②+③	寄与率 ⑤=③/④×100
No.1	東	0.010	0.000060	0.000001	0.010061	0.1%未満
	西	0.010	0.000071	0.000001	0.010072	0.1%未満
No.2	北	0.011	0.000085	0.000000	0.011085	0.1%未満
	南	0.011	0.000082	0.000000	0.011082	0.1%未満
No.3	北	0.013	0.000026	0.000000	0.013026	0.1%未満
	南	0.013	0.000025	0.000000	0.013025	0.1%未満
No.4	東	0.012	0.000038	0.000000	0.012038	0.1%未満
	西	0.012	0.000038	0.000000	0.012038	0.1%未満
No.5	北	0.010	0.000087	0.000000	0.010087	0.1%未満
	南	0.010	0.000080	0.000000	0.010080	0.1%未満
No.6	東	0.010	0.000034	0.000000	0.010034	0.1%未満
	西	0.010	0.000034	0.000000	0.010034	0.1%未満

注）予測地点は、図8.1-13に示す。

② 施設の稼働

（ア） 予測項目

予測項目は、供用後の施設の稼働による二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び有害物質（ニッケル、揮発性有機化合物（VOC））とした。

（イ） 予測地域・地点

予測地域・予測地点は「１）工事による影響　②重機の稼働」と同様とした。

（ウ） 予測時期

予測時期は、施設の稼働が定常な状態となる時期とした。

（エ） 予測方法

ｱ） 予測手順

予測手順は、図 8.1-14 に示すとおりである。

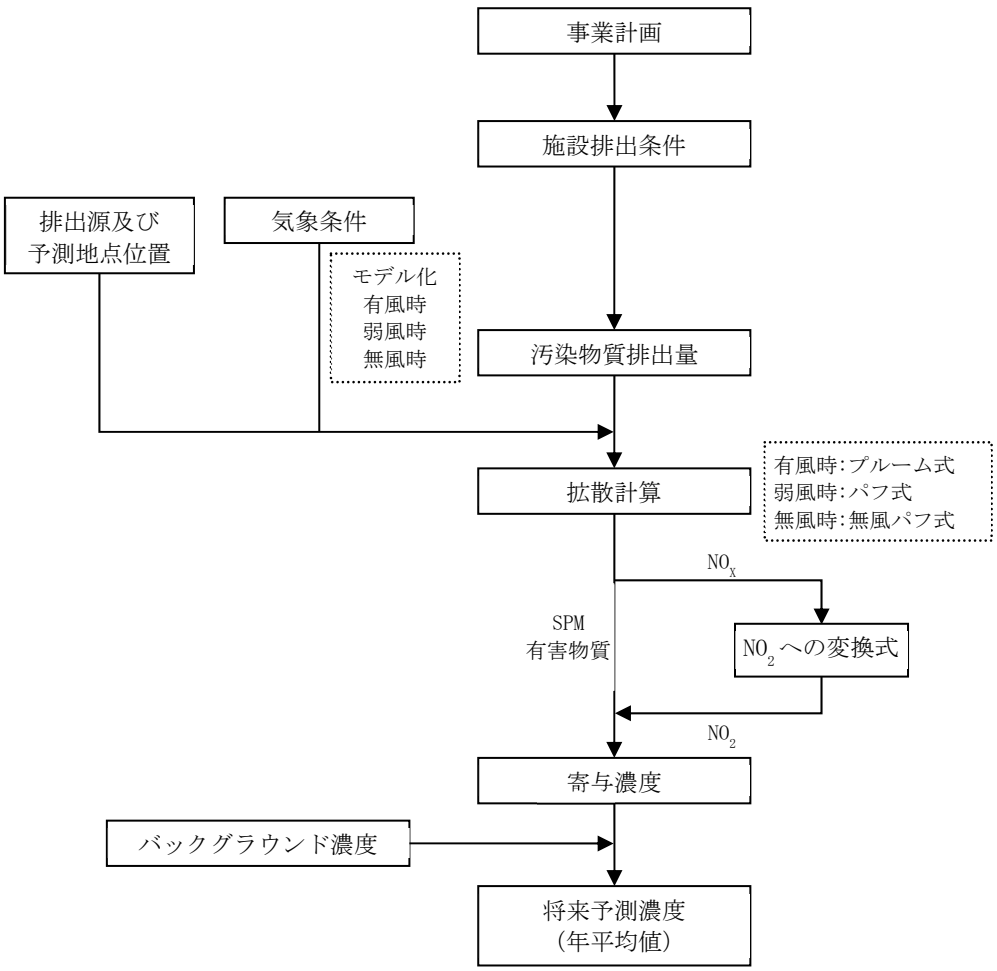


図 8.1-14　施設の稼働に伴う大気質の予測手順

ｲ) 予測式

予測式は、「１）工事による影響　②重機の稼働」と同様とした。

ｳ) 予測条件

a 施設・排出ガスの条件

施設・排出ガスの条件は、表 8.1-41(1)～表 8.1-41(3)示すとおりである。

表 8.1-41(1)　施設・排出ガスの条件

No.	工場建屋	排出源	排出口口径（m）	排出口高さ（m）	台　数	年間稼働時間（時間）
1	１号棟	ボイラー排突	φ0.36	25	14	8,760
2		乾燥炉（正極回収装置排突）	0.6×0.6	28	4	8,760
3		乾燥炉（負極回収装置排突）	0.6×0.6	28	4	8,760
4	２号棟	ボイラー排突	φ0.36	25	14	8,760
5		乾燥炉（正極回収装置排突）	0.6×0.6	28	4	8,760
6		乾燥炉（負極回収装置排突）	0.6×0.6	28	4	8,760
7	ヤード	ボイラー排突	φ0.36	4	2	8,760

表 8.1-41(2)　施設・排出ガスの条件

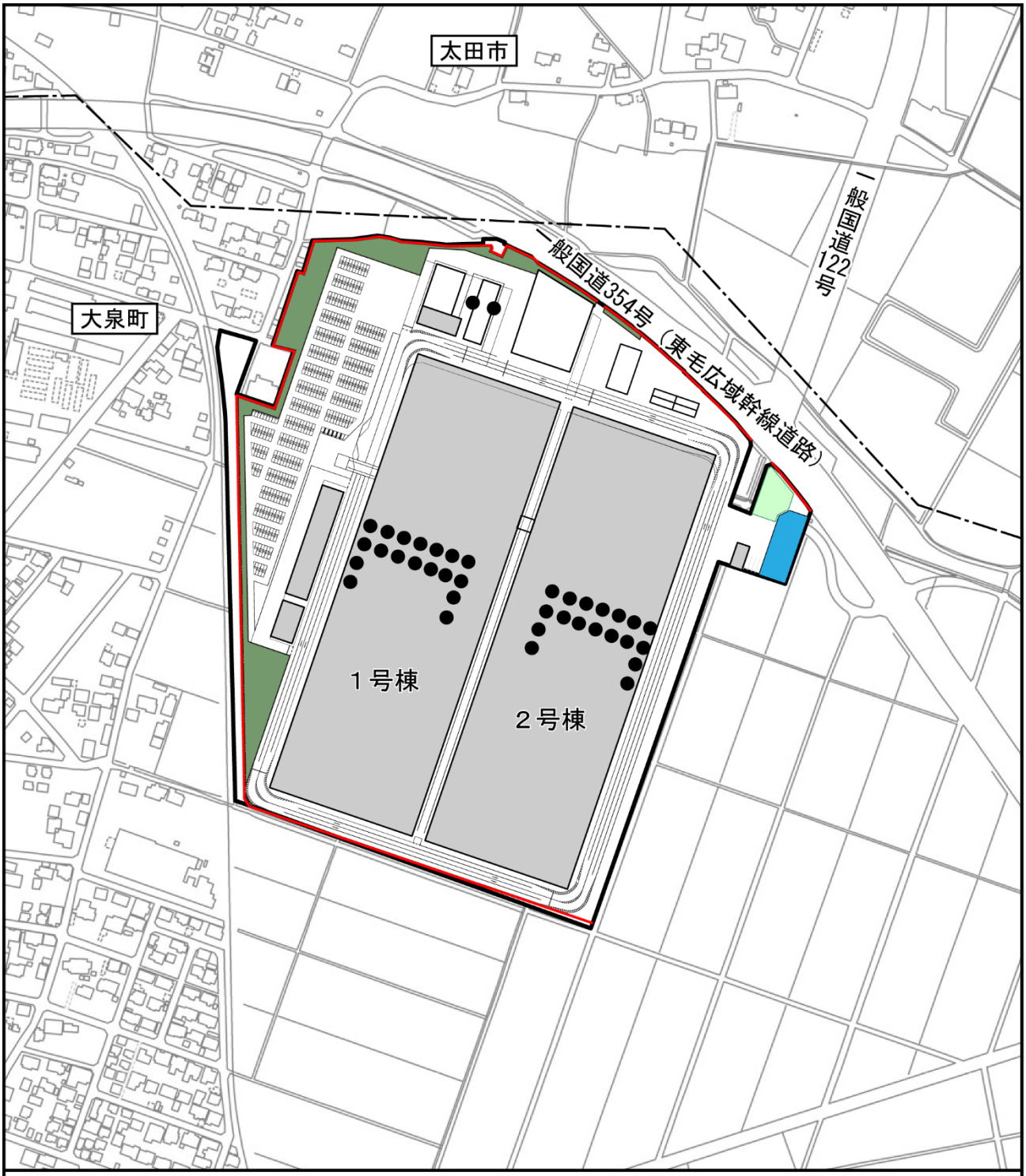
No.	工場建屋	排出源	排ガス温度（℃）	排ガス量（Nm^3/h）	排ガス濃度	
					窒素酸化物（ppm）	ばいじん（mg/Nm^3）
1	１号棟	ボイラー排突	120	2,170	24	0.003
2		乾燥炉（正極回収装置排突）	70	6,750	0	0.001
3		乾燥炉（負極回収装置排突）	80	6,750	0	0.002
4	２号棟	ボイラー排突	120	2,170	24	0.003
5		乾燥炉（正極回収装置排突）	70	6,750	0	0.001
6		乾燥炉（負極回収装置排突）	80	6,750	0	0.002
7	ヤード	ボイラー排突	120	2,170	24	0.003

表 8.1-41(3)　施設・排出ガスの条件

No.	工場建屋	排出源	排ガス濃度				
			ニッケル（mg/Nm^3）	トルエン（mg/Nm^3）	キシレン（mg/Nm^3）	ｴﾁﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝ（mg/Nm^3）	ｸﾛﾛﾎﾙﾑ（mg/Nm^3）
1	１号棟	ボイラー排突	0	0	0	0	0
2		乾燥炉（正極回収装置排突）	0.01	0.2	0.3	0.2	0.3
3		乾燥炉（負極回収装置排突）	0.01	0.2	0.3	0.2	0.3
4	２号棟	ボイラー排突	0	0	0	0	0
5		乾燥炉（正極回収装置排突）	0.01	0.2	0.3	0.2	0.3
6		乾燥炉（負極回収装置排突）	0.01	0.2	0.3	0.2	0.3
7	ヤード	ボイラー排突	0	0	0	0	0

b 排出源の位置

排出源の位置は、図 8.1-15 に示すとおりである。



凡　例

- 計画地
- 市町界
- 計画建築物
- 防音壁（高さ約2.5m）
- ● 排出口

出典：「基盤地図情報」（令和６年８月時点、国土地理院ホームページ）

図 8.1-15　排出源（施設）の位置

1：5，000
0　50　100　150m

N

c 有効煙突高の算出

有効煙突高（He）は、排出源高さ（H_0）に浮力と慣性による排出ガス上昇高さ（ΔH ）を考慮すると以下の式で表される。

$$He = H_0 + \Delta H$$

排出ガス上昇高さ（ΔH ）は、CONCAWE（コンケイウ）式（有風時：風速 1.0m/s 以上の場合)、Briggs（ブリッグス）式と CONCAWE（コンケイウ）式の内挿（弱風時：風速 0.5 以上 0.9m/s 以下の場合)、Briggs（ブリッグス）式（無風時：風速 0.4m/s 以下の場合）を用いた。

【CONCAWE（コンケイウ）式】

$$\Delta H = 0.175 {Q_H}^{1/2} \cdot u^{-3/4}$$

ΔH	：排出ガス上昇高さ（m）
Q_H	：排出熱量（cal/s）
u	：煙突頭頂部における風速（m/s）

また、$Q_H = \rho \cdot Q \cdot C_p \cdot \Delta T$

ρ	：０℃における排出ガス密度（1.293×10^3g/m^3）
Q	：単位時間当たりの排出ガス量（Nm^3/s）
C_p	：定圧比熱（0.24cal/k/g）
ΔT	：排出ガス温度（T_G）と気温との温度差（T_G-15℃）

【Briggs（ブリッグス）式】

$$\Delta H = 1.4 {Q_H}^{1/4} \cdot (\Delta\theta/\Delta z)^{-3/8}$$

Q_H	：排出熱量（cal/s）
$\Delta\theta/\Delta z$	：温位勾配（℃/m）（昼間＝0.003、夜間＝0.010）

d 気象条件

気象条件は、「１）工事による影響　②重機の稼働」と同様とした。

e 窒素酸化物の変換式

窒素酸化物から二酸化窒素への変換式は、「１）工事による影響　②重機の稼働」と同様とした。

f 年平均値から日平均値への換算式

年平均値から日平均値への換算式は、「１）工事による影響　②重機の稼働」と同様とした。

g バックグラウンド濃度

バックグラウンド濃度は表 8.1-42 に示すとおり、一般環境大気質（地点Ａ～地点Ｄ）の四季平均を用いた。

表 8.1-42　バックグラウンド濃度

項　目	バックグラウンド濃度
二酸化窒素（ppm）	0.008
浮遊粒子状物質（mg/m^3）	0.011
ニッケル（mg/m^3）	0.0000025
トルエン（mg/m^3）	0.0067
キシレン（mg/m^3）	0.0027
エチルベンゼン（mg/m^3）	0.0026
クロロホルム（mg/m^3）	0.0018

注）ニッケル及びクロロホルムは、定量下限値をもとに設定した。

（オ）予測結果

施設の稼働に伴う大気質の予測結果は、表 8.1-43 及び図 8.1-16(1)～(7)に示すとおりである。

二酸化窒素の将来予測濃度は 0.008183～0.008519ppm であり、寄与率は 2.2～6.1%である。

浮遊粒子状物質の将来予測濃度は 0.011049～0.011148mg/m^3 であり、寄与率は 0.4～1.3%である。

ニッケルの将来予測濃度は 2.6～2.9ng/m^3 であり、寄与率は 4.5～14.4%である。

トルエンの将来予測濃度は 6.703～6.709μg/m^3 であり、寄与率は 0.1%未満～0.1%である。

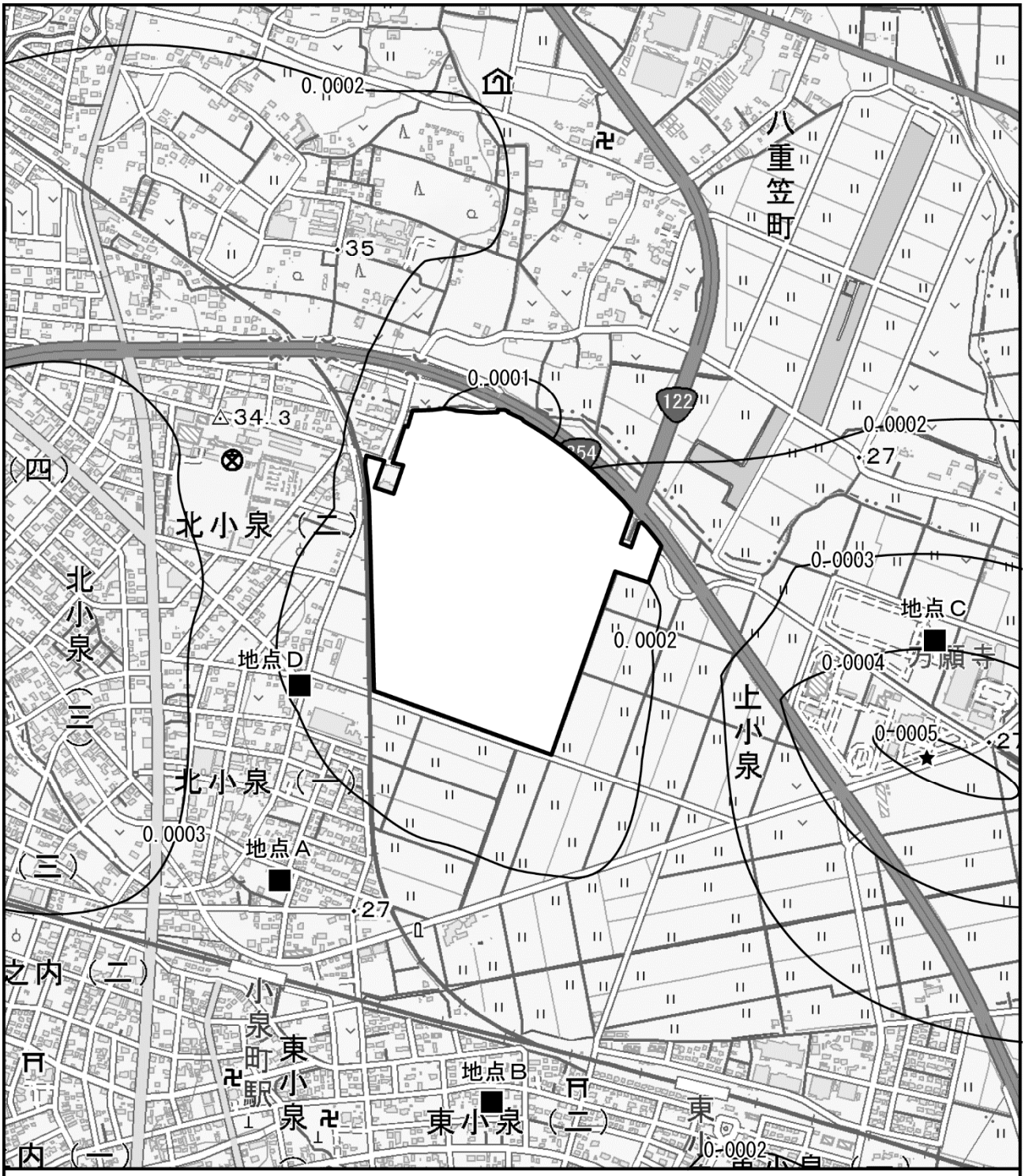
キシレンの将来予測濃度は 2.700～2.701μg/m^3 であり、寄与率は 0.1%未満である。

エチルベンゼンの将来予測濃度は 2.602～2.609μg/m^3 であり、寄与率は 0.1～0.3%である。

クロロホルムの将来予測濃度は 1.800～1.801μg/m^3 であり、寄与率は 0.1%未満～0.1%である。

表 8.1-43　施設の稼働に伴う大気質の予測結果

項　目	予測地点	寄与濃度	バックグラウンド濃度	将来予測濃度	寄与率
		①	②	③=①+②	④=①/③×100
二酸化窒素（ppm）	最大着地濃度出現地点（計画地東側約 650m）	0.000519	0.008	0.008519	6.1%
	地点A	0.000259	0.008	0.008259	3.1%
	地点B	0.000244	0.008	0.008244	3.0%
	地点C	0.000388	0.008	0.008388	4.6%
	地点D	0.000183	0.008	0.008183	2.2%
浮遊粒子状物質（mg/m^3）	最大着地濃度出現地点（計画地東側約 650m）	0.000148	0.011	0.011148	1.3%
	地点A	0.000072	0.011	0.011072	0.7%
	地点B	0.000070	0.011	0.011070	0.6%
	地点C	0.000104	0.011	0.011104	0.9%
	地点D	0.000049	0.011	0.011049	0.4%
ニッケル（ng/m^3）	最大着地濃度出現地点（計画地東側約 650m）	0.4	2.5	2.9	14.4%
	地点A	0.2	2.5	2.7	7.0%
	地点B	0.2	2.5	2.7	7.1%
	地点C	0.3	2.5	2.8	9.4%
	地点D	0.1	2.5	2.6	4.5%
トルエン（μg/m^3）	最大着地濃度出現地点（計画地東側約 650m）	0.009	6.7	6.709	0.1%
	地点A	0.004	6.7	6.704	0.1%
	地点B	0.004	6.7	6.704	0.1%
	地点C	0.005	6.7	6.705	0.1%
	地点D	0.003	6.7	6.703	0.1%未満
キシレン（μg/m^3）	最大着地濃度出現地点（計画地東側約 650m）	0.0013	2.7	2.701	0.1%未満
	地点A	0.0006	2.7	2.701	0.1%未満
	地点B	0.0006	2.7	2.701	0.1%未満
	地点C	0.0008	2.7	2.701	0.1%未満
	地点D	0.0004	2.7	2.700	0.1%未満
ｴﾁﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝ（μg/m^3）	最大着地濃度出現地点（計画地東側約 650m）	0.009	2.6	2.609	0.3%
	地点A	0.003	2.6	2.603	0.1%
	地点B	0.004	2.6	2.604	0.2%
	地点C	0.004	2.6	2.604	0.2%
	地点D	0.002	2.6	2.602	0.1%
ｸﾛﾛﾎﾙﾑ（μg/m^3）	最大着地濃度出現地点（計画地東側約 650m）	0.0013	1.8	1.801	0.1%
	地点A	0.0006	1.8	1.801	0.1%
	地点B	0.0006	1.8	1.801	0.1%
	地点C	0.0007	1.8	1.801	0.1%
	地点D	0.0004	1.8	1.800	0.1%未満



凡　例

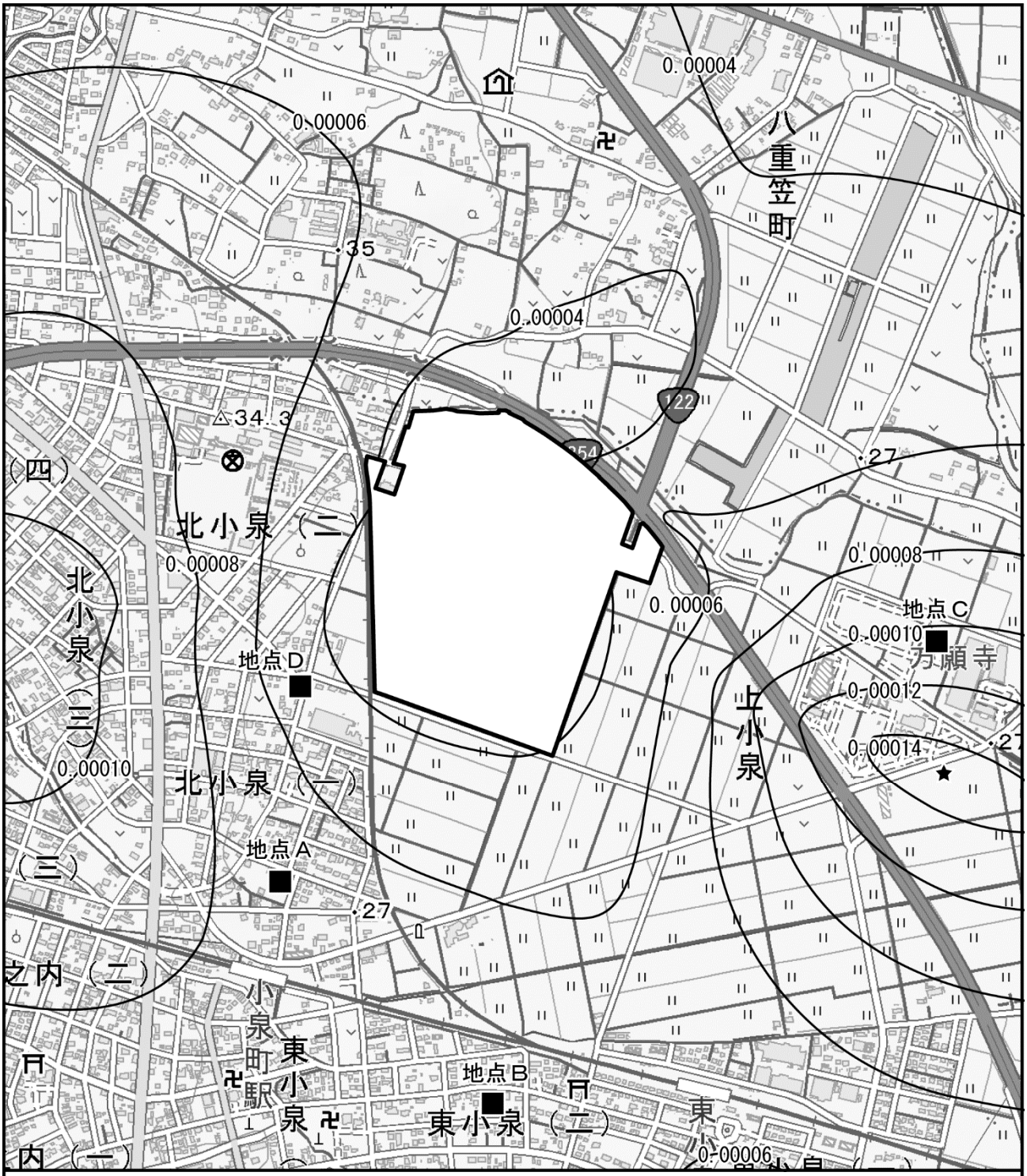
▭	計画地	———	等濃度線（ppm）
—·—	市町界	★	最大着地濃度出現地点（0.000519ppm）
		■	予測地点（地点Ａ～地点Ｄ）

出典：「電子地形図25,000」（国土地理院）

図 8.1-16(1)　施設の稼働に伴う二酸化窒素の予測結果

1：10,000
0　100　200　300m

N



凡　例

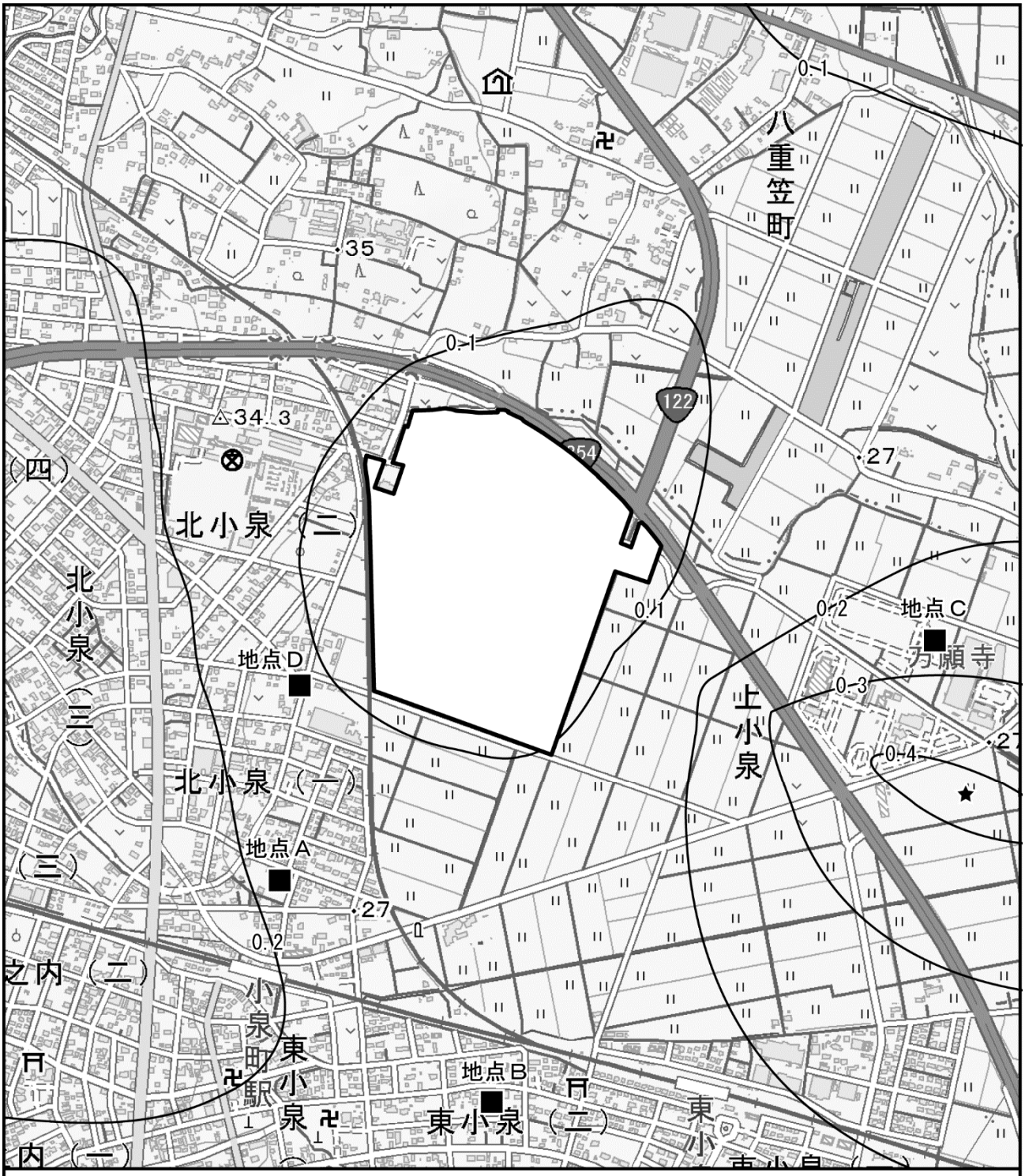
▭	計画地	———	等濃度線（mg/m³）
—·—	市町界	★	最大着地濃度出現地点（0.000148mg/m³）
		■	予測地点（地点Ａ～地点Ｄ）

出典：「電子地形図25,000」（国土地理院）

図 8.1-16(2)　施設の稼働に伴う浮遊粒子状物質の予測結果

1：10,000
0　100　200　300m

N

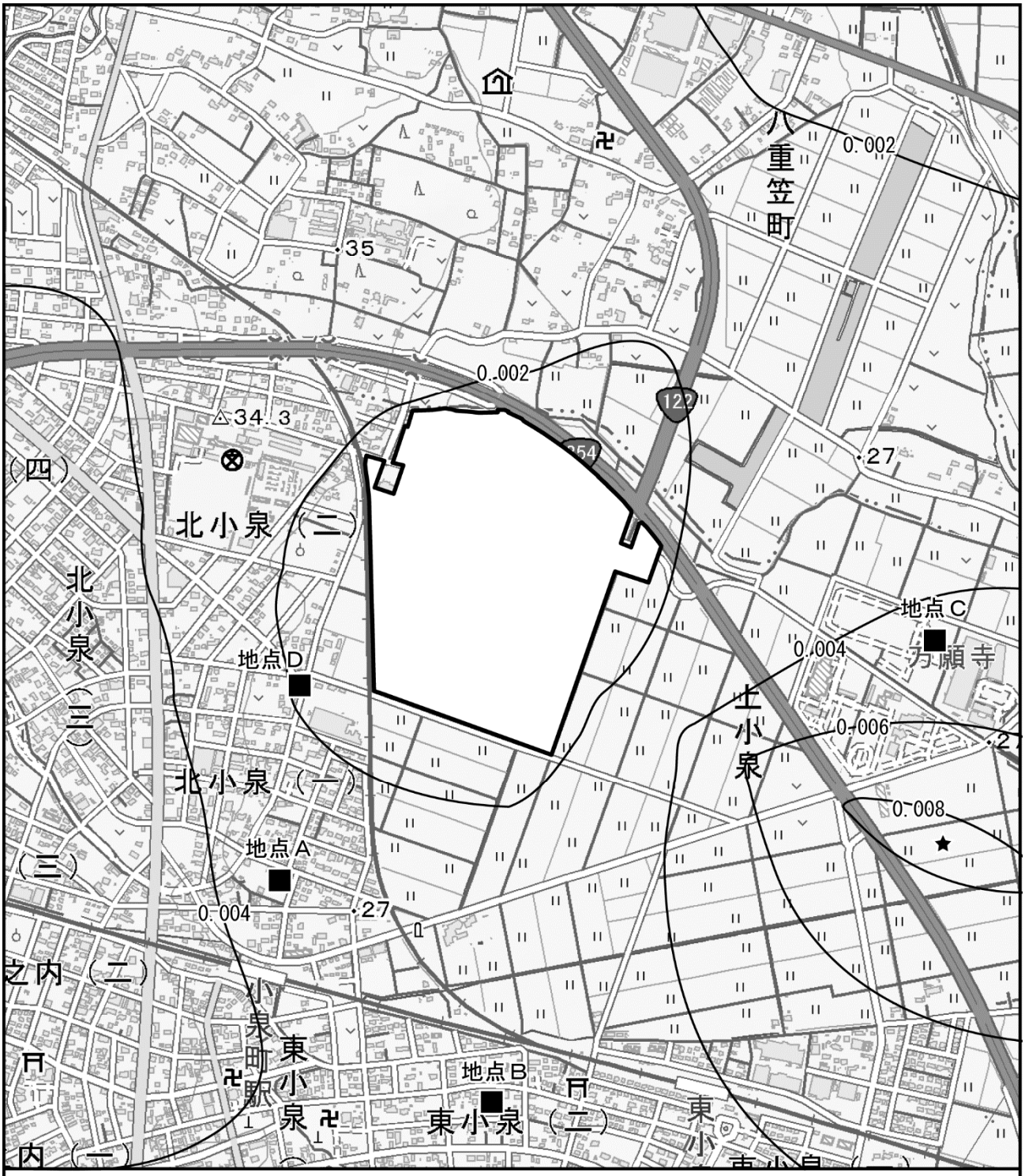


出典：「電子地形図25,000」（国土地理院）

図 8.1-16(3)　施設の稼働に伴うニッケルの予測結果

1：10,000
0　100　200　300m

N



凡　例

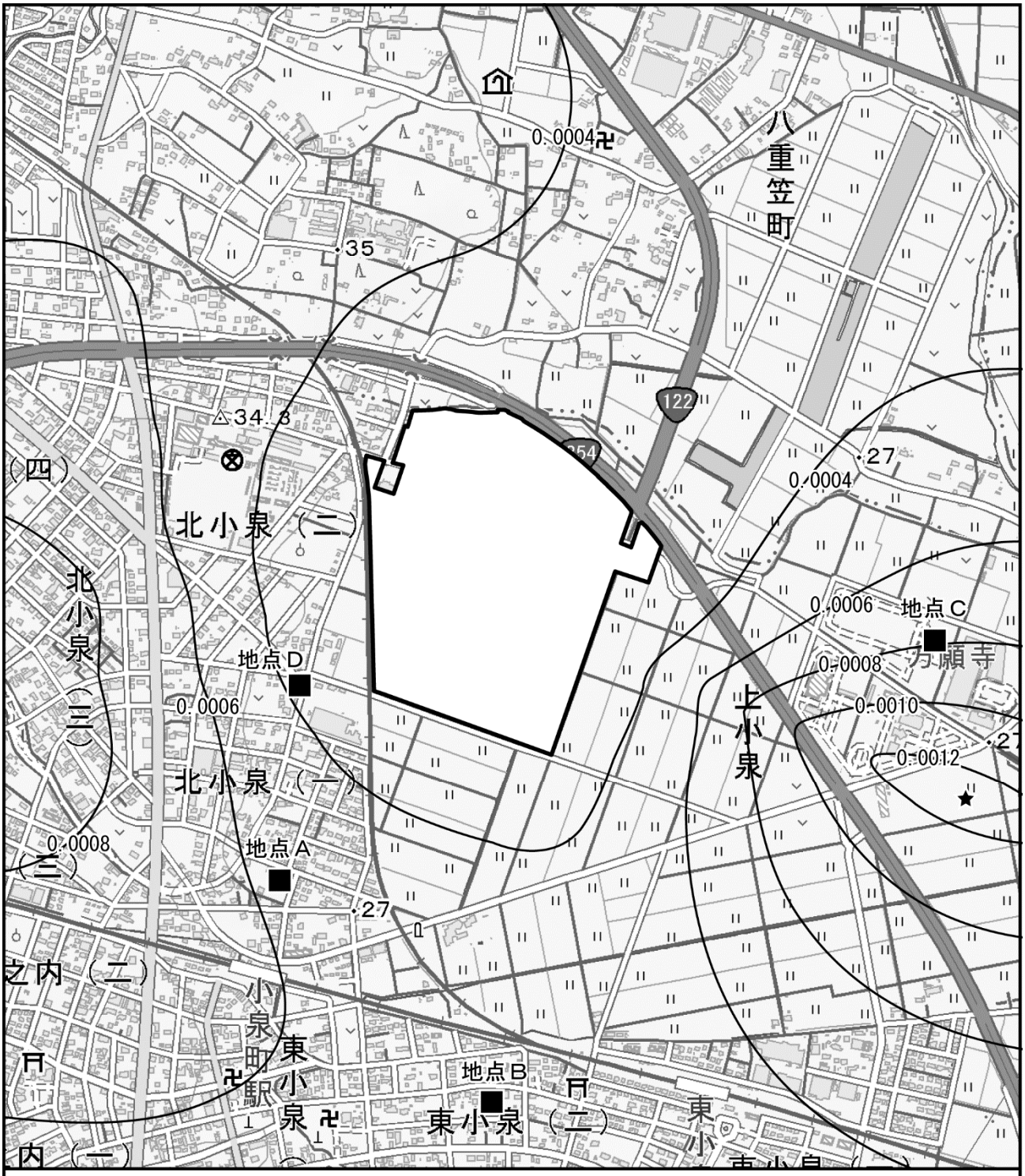
▭	計画地	———	等濃度線（μg/m³）
—·—	市町界	★	最大着地濃度出現地点（0.009μg/m³）
		■	予測地点（地点Ａ～地点Ｄ）

出典：「電子地形図25,000」（国土地理院）

図 8.1-16(4)　施設の稼働に伴うトルエンの予測結果

1：10,000
0　100　200　300m

N



凡　例

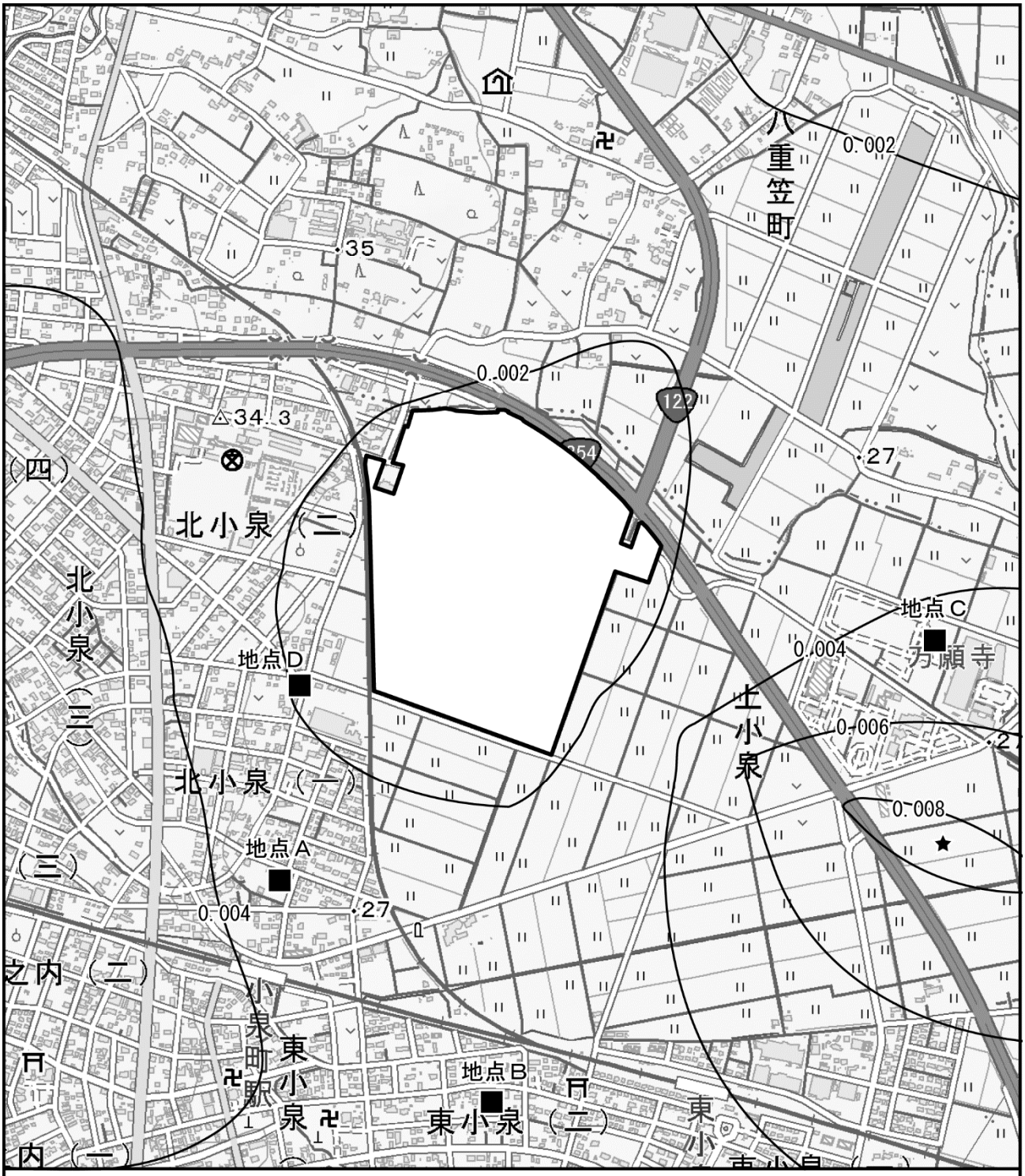
▭	計画地	———	等濃度線（μg/m³）
—·—	市町界	★	最大着地濃度出現地点（0.0013μg/m³）
		■	予測地点（地点Ａ～地点Ｄ）

出典：「電子地形図25,000」（国土地理院）

図 8.1-16(5)　施設の稼働に伴うキシレンの予測結果

1：10,000
0　100　200　300m

N

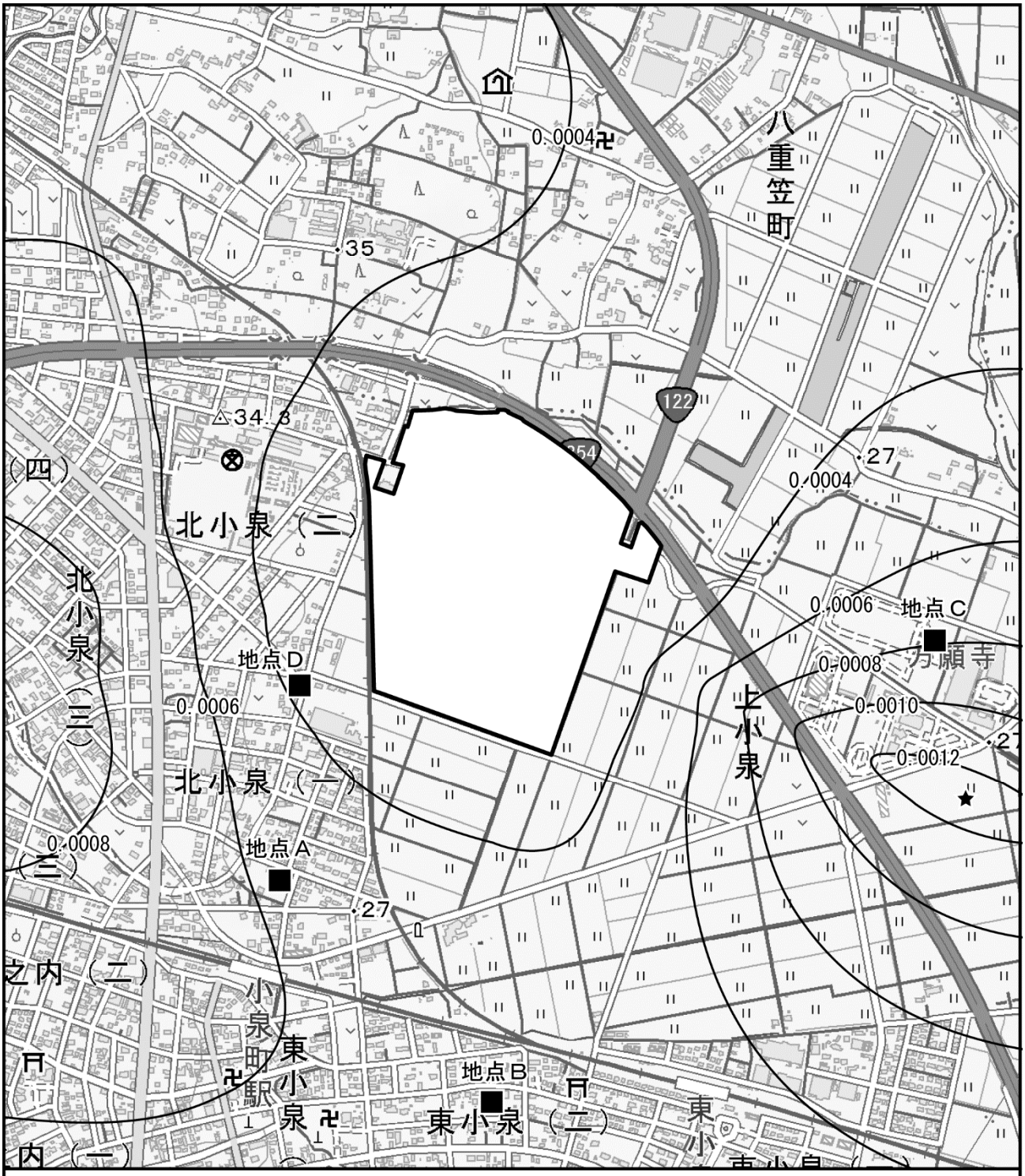


出典：「電子地形図25,000」（国土地理院）

図 8.1-16(6)　施設の稼働に伴うエチルベンゼンの予測結果

1：10,000
0　100　200　300m

N



出典：「電子地形図25,000」（国土地理院）

図 8.1-16(7)　施設の稼働に伴うクロロホルムの予測結果

1：10,000
0　100　200　300m

N

（３）評　価

１）工事による影響

① 資材等の運搬

（ア）評価項目

評価項目は、工事中の資材等の運搬による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質とした。

ｱ）評価方法

a 回避、低減の観点

工事中の資材等の運搬に伴う大気質への影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避、または低減されているかどうかを明らかにした。

b 基準、目標等との整合の観点

表 8.1-44 に示す整合を図るべき基準等と予測結果との比較を行い、整合が図られているかどうかを明らかにした。

表 8.1-44　資材等の運搬に伴う大気質に係る整合を図るべき基準等

項　目	整合を図るべき基準等
二酸化窒素	１時間値の１日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm のゾーン内またはそれ以下であること。 「二酸化窒素に係る環境基準について」
浮遊粒子状物質	１時間値の１日平均値が 0.10mg/m^{3}以下であること。 「大気の汚染に係る環境基準について」

ｲ）評価結果

a 回避、低減の観点

資材等の運搬にあたっては、表 8.1-45 に示す環境の保全のための措置を講ずることで、周辺環境への影響の低減に努める。

以上のことから、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。

表 8.1-45　大気質に関する環境の保全のための措置

影響要因	影　響	検討の視点	環境の保全のための措置	措置の区分
資材等の運搬	大気質の影響	発生源対策	・工事現場内では適宜散水を行い、資材等の運搬車両の走行により発生する粉じんの飛散を防止に努める。	低　減
			・資材等の運搬車両に対し、制限速度を遵守し、また、民家付近では特に低速運転を心がけ、急発進、急ブレーキ等を行わないよう指導・教育を行う。	低　減
			・短時間に資材等の運搬車両が集中することがないよう車両通行時間の調整を行う。	低　減
			・資材等の運搬車両が場内で待機する場合は、アイドリングストップを徹底し、排気ガスの発生の抑制に努める。	低　減

b 基準、目標等との整合の観点

資材等の運搬車両の走行に伴う大気質の評価結果は、表 8.1-46～表 8.1-47 に示すとおりである。

資材等の運搬車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測結果は、すべての予測地点で環境基準（整合を図るべき基準等）に適合すると予測する。

以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていると評価する。

表 8.1-46　資材等の運搬車両の走行に伴う二酸化窒素の評価の結果

単位：ppm

予測地点	予測方向	将来予測濃度		寄与率	環境基準
		年平均値	日平均値の年間 98%値		
No.1	東	0.010432	0.023	0.1%	日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下
	西	0.010547	0.023	0.2%	
No.2	北	0.011536	0.025	0.1%	
	南	0.011509	0.025	0.1%	
No.3	北	0.011161	0.024	0.1%	
	南	0.011158	0.024	0.1%	
No.5	北	0.010612	0.024	0.2%	
	南	0.010541	0.023	0.1%	
No.6	東	0.009221	0.022	0.2%	
	西	0.009220	0.022	0.2%	

注）予測地点は、図8.1-4に示す。

表 8.1-47　資材等の運搬車両の走行に伴う浮遊粒子状物質の評価の結果

単位：mg/m^3

予測地点	予測方向	将来予測濃度		寄与率	環境基準
		年平均値	日平均値の２%除外値		
No.1	東	0.010061	0.029	0.1%未満	日平均値が $0.10mg/m^3$ 以下
	西	0.010072	0.029	0.1%未満	
No.2	北	0.011087	0.031	0.1%未満	
	南	0.011084	0.031	0.1%未満	
No.3	北	0.013029	0.035	0.1%未満	
	南	0.013028	0.035	0.1%未満	
No.5	北	0.010089	0.029	0.1%未満	
	南	0.010081	0.029	0.1%未満	
No.6	東	0.010036	0.029	0.1%未満	
	西	0.010035	0.029	0.1%未満	

注）予測地点は、図8.1-4に示す。

② 重機の稼働

（ア）評価項目

評価項目は、工事中の重機の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質とした。

ｱ）評価方法

a 回避、低減の観点

工事中の重機の稼働に伴う大気質への影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避、または低減されているかどうかを明らかにした。

b 基準、目標等との整合の観点

表 8.1-48 に示す整合を図るべき基準等と予測結果との比較を行い、整合が図られているかどうかを明らかにした。

表 8.1-48　重機の稼働に伴う大気質に係る整合を図るべき基準等

項　目	整合を図るべき基準等
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm のゾーン内またはそれ以下であること。 「二酸化窒素に係る環境基準について」
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が 0.10mg/m^3以下であること 「大気の汚染に係る環境基準について」

ｲ）評価結果

a 回避、低減の観点

重機の稼働にあたっては、表 8.1-49 に示す環境の保全のための措置を講ずることで、周辺環境への影響の低減に努める。

以上のことから、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。

表 8.1-49　大気質に関する環境の保全のための措置

影響要因	影　響	検討の視点	環境の保全のための措置	措置の区分
重機の稼働	大気質の影響	発生源対策	・重機については、排出ガス対策型の機械の採用に努める。	低　減
			・施工範囲の周囲に仮囲い（高さ約３ｍ）を設ける。	低　減

b 基準、目標等との整合の観点

重機の稼働に伴う大気質の評価結果は、表 8.1-50～表 8.1-51 に示すとおりである。

重機の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測結果は、環境基準（整合を図るべき基準等）に適合すると予測する。

以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていると評価する。

表 8.1-50　重機の稼働に伴う二酸化窒素の評価の結果

単位：ppm

予測地点	将来予測濃度		寄与率	環境基準
	年平均値	日平均値の年間 98%値		
最大着地濃度出現地点（計画地東側敷地境界）	0.023907	0.057	66.5%	日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下
地点Ａ	0.009881	0.023	19.0%	
地点Ｂ	0.008774	0.020	8.8%	
地点Ｃ	0.009723	0.023	17.7%	
地点Ｄ	0.014744	0.035	45.7%	

表 8.1-51　重機の稼働に伴う浮遊粒子状物質の評価の結果

単位：mg/m^3

予測地点	将来予測濃度		寄与率	環境基準
	年平均値	日平均値の２%除外値		
最大着地濃度出現地点（計画地東側敷地境界）	0.012163	0.031	9.6%	日平均値が $0.10mg/m^3$ 以下
地点Ａ	0.011147	0.029	1.3%	
地点Ｂ	0.011062	0.028	0.6%	
地点Ｃ	0.011135	0.029	1.2%	
地点Ｄ	0.011507	0.029	4.4%	

2）供用による影響

① 自動車交通の発生

（ア）評価項目

評価項目は、供用後の自動車交通の発生による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質とした。

ｱ）評価方法

a 回避、低減の観点

自動車交通量の発生に伴う大気質への影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避、または低減されているかどうかを明らかにした。

b 基準、目標等との整合の観点

表 8.1-52 に示す整合を図るべき基準等と予測結果との比較を行い、整合が図られているかどうかを明らかにした。

表 8.1-52　自動車交通量の発生に伴う大気質に係る整合を図るべき基準等

項　目	整合を図るべき基準等
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm のゾーン内またはそれ以下であること。 「二酸化窒素に係る環境基準について」
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が 0.10mg/m^{3}以下であること 「大気の汚染に係る環境基準について」

ｲ）評価結果

a 回避、低減の観点

自動車交通量の発生にあたっては、表 8.1-53 に示す環境の保全のための措置を講ずることで、周辺環境への影響の低減に努める。

以上のことから、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。

表 8.1-53　大気質に関する環境の保全のための措置

影響要因	影　響	検討の視点	環境の保全のための措置	措置の区分
自動車交通の発生	大気質の影響	発生源対策	・施設の関連車両に対し、制限速度を遵守し、また、民家付近では特に低速運転を心がけ、急発進、急ブレーキ等を行わないよう指導・教育を行う。	低　減
			・短時間に施設の関連車両が集中することがないよう車両通行時間の調整を行う。	低　減
			・外部運搬業者に対しても、これらのルールを守るよう指導・教育するとともに、定められた搬入ルートを遵守するよう指導・教育を行う。	低　減

b 基準、目標等との整合の観点

自動車交通量の発生に伴う大気質の評価結果は、表 8.1-54～表 8.1-55 に示すとおりである。

自動車交通量の発生に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測結果は、すべての予測地点で環境基準（整合を図るべき基準等）に適合すると予測する。

以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていると評価する。

表 8.1-54　自動車交通量の発生に伴う二酸化窒素の評価の結果

単位：ppm

予測地点	予測方向	将来予測濃度		寄与率	環境基準
		年平均値	日平均値の年間 98%値		
No.1	東	0.010432	0.023	0.1%未満	日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下
	西	0.010545	0.023	0.1%	
No.2	北	0.011528	0.025	0.1%未満	
	南	0.011504	0.025	0.1%未満	
No.3	北	0.011153	0.024	0.1%未満	
	南	0.011150	0.024	0.1%未満	
No.4	東	0.010321	0.023	0.1%未満	
	西	0.010318	0.023	0.1%未満	
No.5	北	0.010606	0.024	0.1%未満	
	南	0.010536	0.023	0.1%未満	
No.6	東	0.009214	0.022	0.1%未満	
	西	0.009214	0.022	0.1%未満	

注）予測地点は、図8.1-13に示す。

表 8.1-55　自動車交通量の発生に伴う浮遊粒子状物質の評価の結果

単位：mg/m^3

予測地点	予測方向	将来予測濃度		寄与率	環境基準
		年平均値	日平均値の２%除外値		
No.1	東	0.010061	0.029	0.1%未満	日平均値が $0.10mg/m^3$ 以下
	西	0.010072	0.029	0.1%未満	
No.2	北	0.011085	0.031	0.1%未満	
	南	0.011082	0.031	0.1%未満	
No.3	北	0.013026	0.035	0.1%未満	
	南	0.013025	0.035	0.1%未満	
No.4	東	0.012038	0.033	0.1%未満	
	西	0.012038	0.033	0.1%未満	
No.5	北	0.010087	0.029	0.1%未満	
	南	0.010080	0.029	0.1%未満	
No.6	東	0.010034	0.029	0.1%未満	
	西	0.010034	0.029	0.1%未満	

注）予測地点は、図8.1-13に示す。

② 施設の稼働

（ア）評価項目

評価項目は、供用後の施設の稼働による二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び有害物質（ニッケル及びクロロホルム）とした。

ｱ）評価方法

a 回避、低減の観点

施設の稼働に伴う大気質への影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避、または低減されているかどうかを明らかにした。

b 基準、目標等との整合の観点

表 8.1-56 に示す整合を図るべき基準等と予測結果との比較を行い、整合が図られているかどうかを明らかにした。

表 8.1-56　施設の稼働に伴う大気質に係る整合を図るべき基準等

項　目	整合を図るべき基準等
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm のゾーン内またはそれ以下であること。 「二酸化窒素に係る環境基準について」
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が 0.10mg/m^{3}以下であること。 「大気の汚染に係る環境基準について」
ニッケル	年平均値が 25ng/m^3（0.000025mg/m^3）以下であること。 「環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針」（第７次（平成 15 年７月））
クロロホルム	年平均値が 25ng/m^3（0.000025mg/m^3）以下であること。 「環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針」（第８次（平成 18 年 11 月））

ｲ）評価結果

a 回避、低減の観点

施設の稼働にあたっては、表 8.1-57 に示す環境の保全のための措置を講ずることで、周辺環境への影響の低減に努める。

以上のことから、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。

表 8.1-57　大気質に関する環境の保全のための措置

影響要因	影　響	検討の視点	環境の保全のための措置	措置の区分
施設の稼働	大気質の影響	発生源対策	・燃焼設備等の排出ガスに法規制値より厳しい自主管理目標値を設定し、定期的に測定し監視する。	低　減
			・設備機器の点検・整備、運転管理を十分に行う。	低　減

b 基準、目標等との整合の観点

施設の稼働に伴う大気質の評価結果は、表 8.1-58～表 8.1-61 に示すとおりである。

施設の稼働に伴う二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ニッケル及びクロロホルムの予測結果は、すべての予測地点で環境基準及び指針値（整合を図るべき基準等）に適合すると予測する。

以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていると評価する。

表 8.1-58　施設の稼働に伴う二酸化窒素の評価の結果

単位：ppm

予測地点	将来予測濃度		寄与率	環境基準
	年平均値	日平均値の年間 98%値		
最大着地濃度出現地点（計画地東側約 650m）	0.008519	0.020	6.1%	日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下
地点A	0.008259	0.019	3.1%	
地点B	0.008244	0.019	3.0%	
地点C	0.008388	0.019	4.6%	
地点D	0.008183	0.019	2.2%	

表 8.1-59　施設の稼働に伴う浮遊粒子状物質の評価の結果

単位：mg/m^3

予測地点	将来予測濃度		寄与率	環境基準
	年平均値	日平均値の２%除外値		
最大着地濃度出現地点（計画地東側約 650m）	0.011148	0.029	1.3%	日平均値が $0.10mg/m^3$ 以下
地点A	0.011072	0.028	0.7%	
地点B	0.011070	0.028	0.6%	
地点C	0.011104	0.029	0.9%	
地点D	0.011049	0.028	0.4%	

表 8.1-60　施設の稼働に伴うニッケルの評価の結果

単位：ng/m^3

予測地点	将来予測濃度	寄与率	指針値
	年平均値		
最大着地濃度出現地点（計画地東側約 650m）	2.9	14.4%	年平均値が $25ng/m^3$ 以下
地点A	2.7	7.0%	
地点B	2.7	7.1%	
地点C	2.8	9.4%	
地点D	2.6	4.5%	

表 8.1-61　施設の稼働に伴うクロロホルムの評価の結果

単位：μg/m³

予測地点	将来予測濃度 年平均値	寄与率	指針値
最大着地濃度出現地点 （計画地東側約 650m）	1.801	0.1%	年平均値が 18μg/m³以下
地点A	1.801	0.1%	
地点B	1.801	0.1%	
地点C	1.801	0.1%	
地点D	1.800	0.1%未満	

8.2 悪　臭

8.2 悪　臭

（1）調　査

1）調査項目

調査項目は、表 8.2-1 に示すとおりである。

表 8.2-1　悪臭における調査項目

調査項目	調査内容
悪　臭	臭気指数、特定悪臭物質（ｱﾝﾓﾆｱ、ﾒﾁﾙﾒﾙｶﾌﾟﾀﾝ、硫化水素、硫化ﾒﾁﾙ、二硫化ﾒﾁﾙ、ﾄﾘﾒﾁﾙｱﾐﾝ、ｱｾﾄｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ、ｽﾁﾚﾝ、ﾌﾟﾛﾋﾟｵﾝ酸、ﾉﾙﾏﾙ酸、ﾉﾙﾏﾙ吉草酸、ｲｿ吉草酸、ﾌﾟﾛﾋﾟｵﾝｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ、ﾉﾙﾏﾙﾌﾞﾁﾙｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ、ｲｿﾌﾞﾁﾙｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ、ﾉﾙﾏﾙﾊﾞﾚﾙｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ、ｲｿﾊﾞﾚﾙｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ、ｲｿﾌﾞﾀｰﾙ、酢酸ｴﾁﾙ、ﾒﾁﾙｲｿﾌﾞﾁﾙｹﾄﾝ、ﾄﾙｴﾝ、ｷｼﾚﾝ）
気　象	風向、風速
その他	地形等の状況、周辺の人家・保全対象施設等の状況、既存の発生源、移動発生源の状況

2）調査方法

① 既存資料調査

既存資料調査は、表 8.2-2 に示す資料を収集、整理した。

表 8.2-2　悪臭における既存資料調査の収集資料

調査項目	既存資料
悪　臭	「令和５年度　行政実績報告書」（令和６年９月、大泉町）
気　象	「地域気象観測所一覧」（令和７年３月 17 日現在、気象庁ホームページ）
その他	「第二次大泉町都市計画マスタープラン（一部改訂版）」（令和３年３月、大泉町）

② 現地調査

悪臭における現地調査は、表 8.2-3 及び表 8.2-4 に示すとおりである。

表 8.2-3　悪臭における現地調査方法（悪臭）

調査内容	調査方法
臭気指数	「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」（平成７年９月、環境庁告示第 63 号）に準拠する方法とする。
特定悪臭物質	「特定悪臭物質の測定方法」（昭和 47 年５月、環境庁告示第９号）に準拠する方法とする。

表 8.2-4　悪臭における現地調査方法（気象）

調査内容	調査方法
風向、風速	「地上気象観測指針」（平成 14 年３月、気象庁）に定める方法

３）調査地域・地点

① 既存資料調査

既存資料の調査地域は計画地及びその周辺とし、調査地点は表 8.2-5 に示すとおりとした。

表 8.2-5　悪臭における既存資料調査の調査地点

調査項目	調査地点
悪　臭	大泉町役場南西交差点付近、スバル運動公園北東側
気　象	館林地域気象観測所

② 現地調査

現地調査の調査地域は計画地及びその周辺とし、各項目における調査地点は表 8.2-6 及び図 8.2-1 に示すとおりとした。

表 8.2-6　悪臭における現地調査の調査地点

調査項目	調査地点
悪　臭	計画地周辺の４地点（地点Ａ～地点Ｄ）
気　象	計画地近傍（大泉工場敷地内）の１地点（A：建屋屋上）

４）調査期間

① 既存資料調査

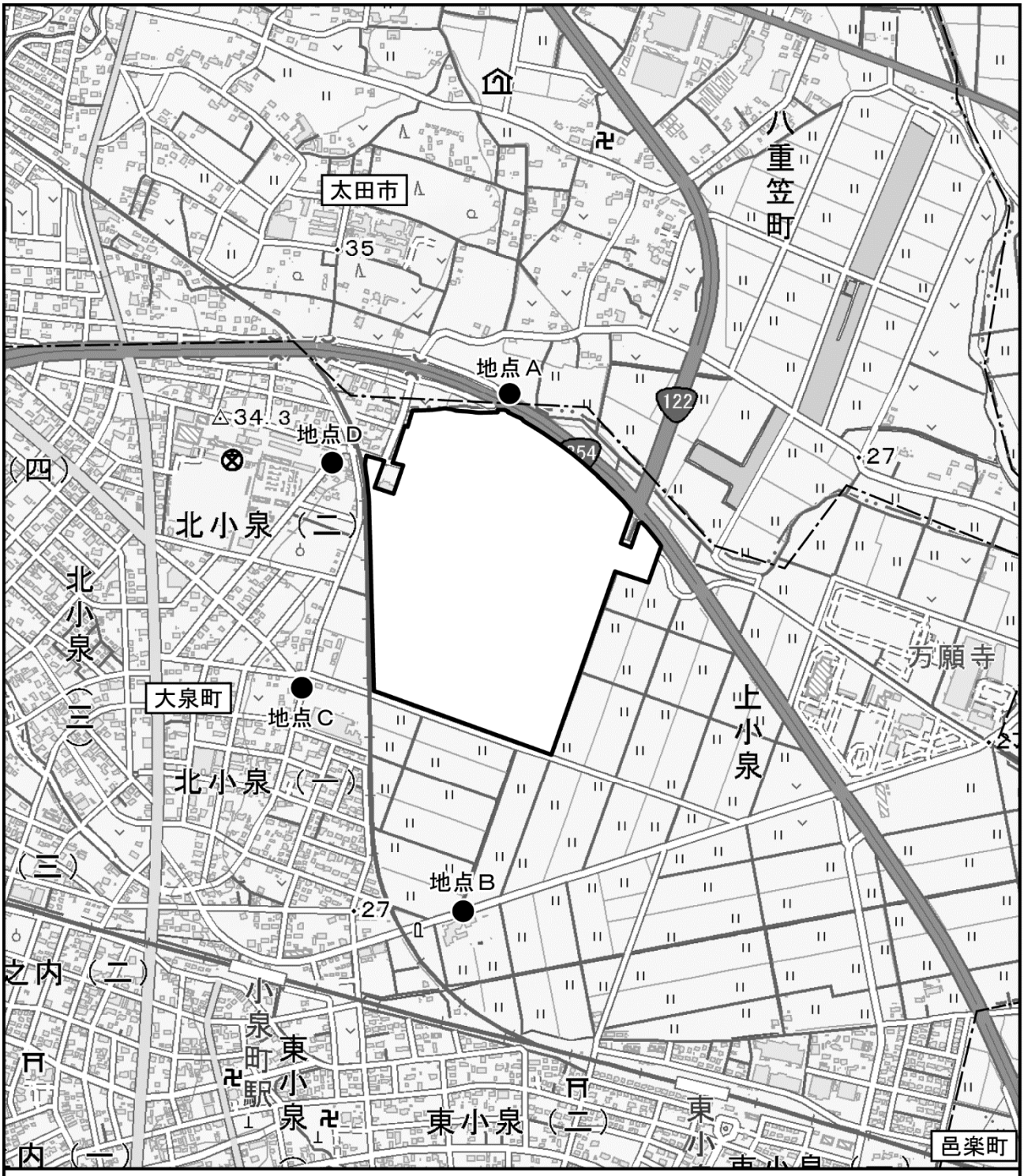
既存資料調査の調査期間は最新年度とした。

② 現地調査

現地調査の調査期間は、表 8.2-7 に示すとおりとした。

表 8.2-7　悪臭における現地調査の調査期間

調査項目	調査期間	
悪　臭	夏　季	令和６年８月26日（月）
	冬　季	令和７年１月30日（木）
気　象	通　年	令和６年７月１日（月）～令和７年６月30日（月）



出典：「電子地形図25,000」（国土地理院）

図 8.2-1　現地調査地点（悪臭）

1：10,000
0　100　200　300m

N

５）調査結果

① 悪臭の状況

（ア）臭気指数

ｱ）既存資料調査

臭気指数の既存資料調査結果は、「第３章　計画地及びその周囲の概況　3.2　環境要素の状況　（１）大気環境」（p.41～42 参照）に示したとおりである。

ｲ）現地調査

臭気指数の現地調査結果は、表 8.2-8 に示すとおりである。

夏季、冬季ともにすべての地点において、臭気指数は 10 未満であり、規制基準（臭気指数：21）を下回っていた。

表 8.2-8　臭気指数の現地調査結果

調査地点	調査項目	単　位	夏　季	冬　季
地点Ａ	臭気指数	－	10 未満	10 未満
	臭気濃度	－	10 未満	10 未満
地点Ｂ	臭気指数	－	10 未満	10 未満
	臭気濃度	－	10 未満	10 未満
地点Ｃ	臭気指数	－	10 未満	10 未満
	臭気濃度	－	10 未満	10 未満
地点Ｄ	臭気指数	－	10 未満	10 未満
	臭気濃度	－	10 未満	10 未満

（イ）特定悪臭物質

ｱ）現地調査

特定悪臭物質の現地調査結果は、表 8.2-9(1)～(2)に示すとおりである。

夏季調査においては、アンモニア及びアセトアルデヒド以外の項目は定量下限値未満であった。アンモニアは 0.05ppm 未満～0.06ppm で地点Ａが最も高く、アセトアルデヒドは 0.003～0.013ppm で地点Ｂが最も高かった。

冬季調査においては、すべての項目において定量下限値未満であった。

表 8.2-9(1)　特定悪臭物質の現地調査結果（夏季）

調査項目	単　位	地点A	地点B	地点C	地点D
アンモニア	ppm	0.06	<0.05	<0.05	0.05
メチルメルカプタン	ppm	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
硫化水素	ppm	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
硫化メチル	ppm	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
二硫化メチル	ppm	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
トリメチルアミン	ppm	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
アセトアルデヒド	ppm	0.003	0.013	0.003	0.006
プロピオンアルデヒド	ppm	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ノルマルブチルアルデヒド	ppm	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
イソブチルアルデヒド	ppm	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ノルマルバレルアルデヒド	ppm	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
イソバレルアルデヒド	ppm	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
イソブタノール	ppm	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
酢酸エチル	ppm	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
メチルイソブチルケトン	ppm	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
トルエン	ppm	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
スチレン	ppm	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
キシレン	ppm	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
プロピオン酸	ppm	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
ノルマル酪酸	ppm	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
ノルマル吉草酸	ppm	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
イソ吉草酸	ppm	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002

注)「<」は定量下限値未満を示す。

表 8.2-9(2)　特定悪臭物質の現地調査結果（冬季）

調査項目	単　位	地点A	地点B	地点C	地点D
アンモニア	ppm	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
メチルメルカプタン	ppm	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
硫化水素	ppm	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
硫化メチル	ppm	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
二硫化メチル	ppm	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
トリメチルアミン	ppm	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
アセトアルデヒド	ppm	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
プロピオンアルデヒド	ppm	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ノルマルブチルアルデヒド	ppm	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
イソブチルアルデヒド	ppm	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ノルマルバレルアルデヒド	ppm	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
イソバレルアルデヒド	ppm	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
イソブタノール	ppm	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
酢酸エチル	ppm	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
メチルイソブチルケトン	ppm	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
トルエン	ppm	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
スチレン	ppm	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
キシレン	ppm	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
プロピオン酸	ppm	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
ノルマル酪酸	ppm	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
ノルマル吉草酸	ppm	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
イソ吉草酸	ppm	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002

注)「<」は定量下限値未満を示す。

② 気象の状況

（ア） 既存資料調査

気象の既存資料調査結果は、「第３章　計画地及びその周囲の概況　3.2　環境要素の状況　（１）　大気環境」（p.27～30 参照）に示したとおりである。

（イ） 現地調査

現地調査結果は、「8.1　大気質　（１）調査　５）　調査結果」に示したとおりである。

③ その他

（ア） 既存資料調査

ｱ） 地形等の状況

計画地は「谷底平野及び後背低地」であり、その周辺は「砂質台地１」、「人工改変地」、「砂礫台地」等から構成される。

また、計画地及びその周辺の表層地質は「泥質堆積物」、「火山灰」が広く分布している。

ｲ） 周辺の人家・保全対象施設等の状況

環境保全上配慮が必要な施設のうち、計画地の近辺に位置している施設としては、計画地西側に県立大泉高等学校、北側に武蔵野病院、南側にいずみの里が存在する。

ｳ） 既存の発生源の状況

計画地では車載用円筒形リチウムイオン電池を製造する計画であり、製造過程において排ガスが発生する。

計画地周辺には事業場が立地していることから、これらが固定発生源として考えられる。

（２）予　測

１）供用による影響

① 施設の稼働

（ア）予測項目

予測項目は、供用後の施設の稼働に伴う臭気指数及び特定悪臭物質とした。

（イ）予測地域・地点

予測地域は、計画地及びその周辺とした。

（ウ）予測時期

予測時期は、施設の稼働が定常な状態となる時期とした。

（エ）予測方法

予測方法は、臭気指数及び特定悪臭物質の現地調査結果、類似施設の臭気調査結果及び環境の保全のための措置等の内容を踏まえ、定性的に予測した。

（オ）予測結果

臭気指数の現地調査結果については、夏季、冬季ともにすべての地点において 10 未満であり、規制基準（臭気指数：21）を下回っていた。特定悪臭物質の現地調査結果については、夏季調査はアンモニアが 0.05ppm 未満～0.06ppm、アセトアルデヒドが 0.003～0.013ppm であり、その他の項目は定量下限値未満であった。冬季調査はすべての項目が定量下限値未満であった。

令和６年度における類似施設（パナソニック エナジー株式会社貝塚工場）の臭気指数の調査結果は表 8.2-10 に示すとおり、すべての調査地点で 10 未満であった。

また、本事業では排気処理装置の維持管理を適切に行う等の環境の保全のための措置を実施することにより悪臭の低減を図る。

したがって、施設の稼働による影響は小さく、類似施設と同程度またはそれ以下になるものと予測する。

表 8.2-10　類似施設（パナソニック エナジー株式会社貝塚工場）における臭気指数の調査結果（令和６年度）

調査地点	臭気濃度	臭気指数
敷地境界東地点	10 未満	10 未満
敷地境界西地点	10 未満	10 未満
敷地境界南地点	10 未満	10 未満
敷地境界北地点	10 未満	10 未満

注）調査地点は敷地境界上である。

（３）評　価

１）供用による影響

① 施設の稼働

（ア）評価項目

評価項目は、供用後の施設の稼働に伴う臭気指数及び特定悪臭物質とした。

ｱ）評価方法

a 回避、低減の観点

施設の稼働に伴う悪臭への影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避、または低減されているかどうかを明らかにした。

b 基準、目標等との整合の観点

表 8.2-11 に示す整合を図るべき基準等と予測結果との比較を行い、整合が図られているかどうかを明らかにした。

表 8.2-11　施設の稼働に伴う悪臭に係る整合を図るべき基準等

予測項目	単　位	整合を図るべき基準等
臭気指数	－	臭気指数が 21 以下

ｲ）評価結果

a 回避、低減の観点

施設の稼働にあたっては、表 8.2-12 に示す環境の保全のための措置を講ずることで、周辺環境への影響の低減に努める。

以上のことから、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。

表 8.2-12　悪臭に関する環境の保全のための措置

影響要因	影　響	検討の視点	環境の保全のための措置	措置の区分
施設の稼働	悪臭の発生	発生源対策	・臭気漏洩防止のため、排気処理装置の維持管理を適切に行う。	低　減
			・設備機器等は、定期的に清掃を行うなど、悪臭の発生を防止する。	低　減

b 基準、目標等との整合の観点

臭気指数の現地調査結果については、夏季、冬季ともにすべての地点において 10 未満であり、規制基準（臭気指数：21）を下回っていた。特定悪臭物質の現地調査結果については、夏季調査はアンモニアが 0.05ppm 未満～0.06ppm、アセトアルデヒドが 0.003～0.013ppm であり、その他の項目は定量下限値未満であった。冬季調査はすべての項目が定量下限値未満であった。

令和６年度における類似施設（パナソニック エナジー株式会社貝塚工場）の臭気指数の調査結果は、すべての調査地点で 10 未満であった。

また、本事業では排気処理装置の維持管理を適切に行う等の環境の保全のための措置を実施することにより悪臭の低減を図る。

したがって、施設の稼働による影響は小さく、類似施設と同程度またはそれ以下になるものと予測する。

以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていると評価する。

8.3 騒　音

8.3 騒　音

（1）調　査

1）調査項目

調査項目は、表 8.3-1 に示すとおりである。

表 8.3-1　騒音における調査項目

調査項目	調査内容
騒音の状況	環境騒音、道路交通騒音
道路交通の状況	自動車交通量、走行速度、道路構造
その他	伝搬に影響を及ぼす地表面の状況、周辺の人家・保全対象施設等の状況、既存の発生源、移動発生源の状況

2）調査方法

① 既存資料調査

既存資料調査は、表 8.3-2 に示す資料を収集、整理した。

表 8.3-2　騒音における既存資料調査の収集資料

調査項目	概況調査資料
騒音の状況	・「令和５年度　行政実績報告書」（令和６年９月、大泉町） ・「令和６年版　環境白書」（令和６年９月、群馬県環境森林部）
その他	「第二次大泉町都市計画マスタープラン（一部改訂版）」（令和３年３月、大泉町）

② 現地調査

騒音における現地調査方法は、表 8.3-3～表 8.3-4 に示すとおりである。

表 8.3-3　騒音における現地調査方法（騒音の状況）

調査内容	調査方法
環境騒音	「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年９月、環境庁告示第 64 号）に準拠する方法
道路交通騒音	

表 8.3-4　騒音における現地調査方法（道路交通の状況）

調査内容	調査方法
自動車交通量	通過台数をハンドカウンターにより時間別・方向別・車種別にカウントする方法（１時間毎）とした。車種分類は３車種（大型車、小型車、二輪車）とした。
走行速度	大型車及び小型車を対象に、方向別に一定区間を走行する時間をストップウォッチにより計測し、走行速度を算出した。
道路の構造	交通量の状況を計測する断面における道路の車道、路肩、歩道等の幅員について、メジャー等で計測した。

３）調査地域・地点

① 既存資料調査

既存資料の調査地域は計画地及びその周辺とし、各項目における調査地点は表 8.3-5 に示すとおりとした。

表 8.3-5　騒音における既存資料調査の調査地点

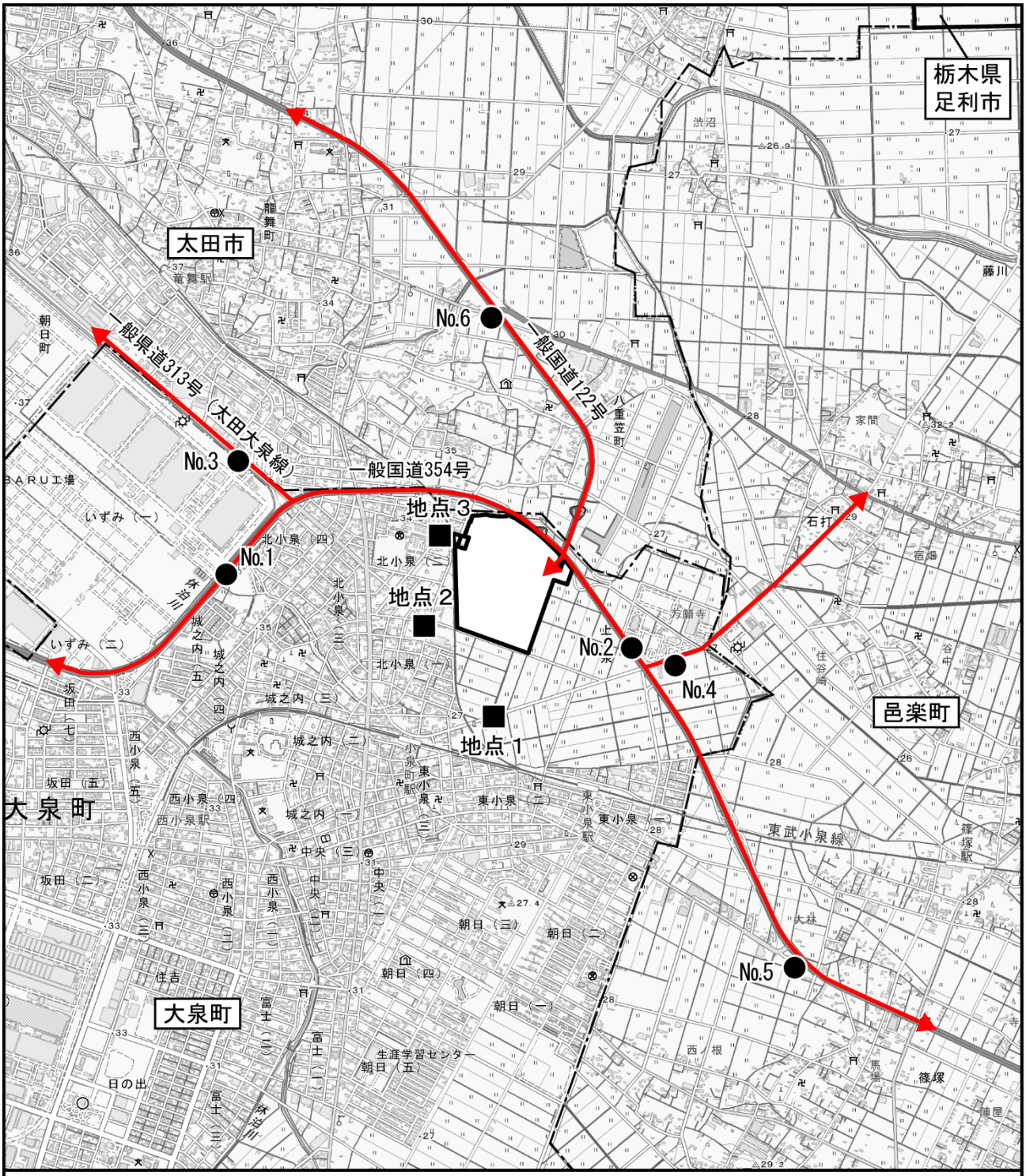
調査項目		調査地点
騒音の状況	環境騒音	城之内三丁目（城之内三丁目 23 番 1 号先） 県道綿貫篠塚線(坂田町二丁目 16 番 18 号先)
	道路交通騒音	県道綿貫篠塚線（中央二丁目 33 番 10 号先）

② 現地調査

現地調査の調査地域は計画地及びその周辺とし、各項目における調査地点は表 8.3-6 及び図 8.3-1 に示すとおりとした。

表 8.3-6　騒音における現地調査の調査地点

調査項目		調査地点
騒音の状況	環境騒音	計画地周辺の３地点（地点１～地点３）
	道路交通騒音	計画地の周辺道路の６地点（№1～№6）
道路交通の状況		計画地の周辺道路の６地点（№1～№6）



凡　例

- 計画地
- 県　界
- 市町界
- 車両走行ルート
- ■ 環境騒音調査地点（地点１～地点３）
- ● 道路交通騒音、自動車交通量調査地点（No.1～No.6）

出典：「電子地形図25,000」（国土地理院）

図 8.3-1　現地調査地点（騒音）

1：25,000
0　250　500　750m

N

４）調査期間

① 既存資料調査

既存資料調査の調査期間は、最新年度とした。

② 現地調査

現地調査の調査期間は、表 8.3-7 に示すとおりとした。

表 8.3-7　騒音における現地調査の調査期間

調査項目	調査期間	
環境騒音、道路交通騒音、自動車交通量	休　日	令和７年３月１日(土) ～ ３月２日(日)
	平　日	令和７年３月６日(木) ～ ３月７日(金)

５）調査結果

① 騒音の状況

（ア）環境騒音

ｱ）既存資料調査

既存資料調査は、「第３章　計画地及びその周囲の概況　3.2　環境要素の状況　（１）大気環境」(p.43～44 参照）に示したとおりである。

ｲ）現地調査

環境騒音の現地調査結果は、表 8.3-8 に示すとおりである。

休日の騒音レベル(L_{Aeq})は昼間が 40～44dB、夜間が 37～40dB であり、昼間及び夜間ともに地点１が最も大きかった。平日の騒音レベル(L_{Aeq})は昼間が 48～55dB、夜間が 43～48dB であり、昼間及び夜間ともに地点１が最も大きかった。

また、平日、休日ともにすべての調査地点で環境基準（昼間：60dB、夜間：50dB）を下回っていた。

表 8.3-8　環境騒音の現地調査結果（L_{Aeq}）

単位：dB

調査地点	休　日			平　日		
	昼　間	夜　間	24 時間	昼　間	夜　間	24 時間
地点１	44	40	43	55	48	53
地点２	41	37	40	49	46	48
地点３	40	37	39	48	43	47

注1)時間区分　昼間：６～22時、夜間：22～翌６時
注2)表中の値は、時間区分ごとの等価騒音レベルの平均値である。

（イ）道路交通騒音

ｱ）既存資料調査

既存資料調査は、「第３章　計画地及びその周囲の概況　3.2　環境要素の状況　（１）大気環境」（p.43～44 参照）に示したとおりである。

ｲ）現地調査

道路交通騒音の調査結果は、表 8.3-9 に示すとおりである。

休日の騒音レベル(L_{Aeq})は昼間が 60～69dB、夜間が 54～64dB であり、昼間及び夜間ともにNo.2 が最も大きかった。平日の騒音レベル(L_{Aeq})は昼間が 63～71dB、夜間が 57～67dB であり、昼間及び夜間ともにNo.2 が最も大きかった。

また、休日においては、No.4 の昼間と夜間において環境基準（昼間：65dB、夜間：60dB）を上回っていた。平日については、No.2 及びNo.4 の昼間と夜間、No.5 の夜間において環境基準を上回っていた。なお、No.1～No.3、No.5～No.6 については、幹線交通を担う道路に近接する空間（特例）の基準（昼間：70dB、夜間：65dB）が適応される。

表 8.3-9　道路交通騒音の現地調査結果（L_{Aeq}）

単位：dB

調査地点	休　日			平　日		
	昼　間	夜　間	24 時間	昼　間	夜　間	24 時間
No.1	66	60	65	68	64	67
No.2	69	64	68	71	67	70
No.3	63	58	62	66	63	65
No.4	67	61	66	68	64	67
No.5	68	63	67	69	66	68
No.6	60	54	59	63	57	62

注1）時間区分　昼間：６～22時、夜間：22～翌６時
注2）表中の値は、時間区分ごとの等価騒音レベルの平均値である。

② 道路交通の状況

（ア）現地調査

ｱ）交通量の状況

交通量の現地調査結果は、「8.1 大気質　（１）調査　５）　調査結果」に示したとおりである。

ｲ）走行速度

走行速度の現地調査結果は、「8.1 大気質　（１）調査　５）　調査結果」に示したとおりである。

ｳ）道路の構造

道路の構造の現地調査結果は、「8.1 大気質　（１）調査　５）　調査結果」に示したとおりである。

③ その他

その他の状況の調査は、既存資料により把握した。

（ア）既存資料調査

ｱ）伝搬に影響を及ぼす地表面の状況

計画地は「谷底平野及び後背低地」であり、その周辺は「砂質台地１」、「人工改変地」、「砂礫台地」等から構成される。

また、計画地及びその周辺の表層地質は「泥質堆積物」、「火山灰」が広く分布している。

ｲ）周辺の人家・保全対象施設等の状況

環境保全上配慮が必要な施設のうち、計画地の近辺に位置している施設としては、計画地西側の県立大泉高等学校や計画地周辺の住宅等が存在する。

ｳ）既存の発生源、移動発生源の状況

計画地では車載用円筒形リチウムイオン電池を製造する計画であり、施設の稼働において騒音が発生する。また、関連車両などが発生源として挙げられる。

計画地周辺には事業場が立地していることから、これらが固定発生源として考えられる。また、移動発生源として、計画地の北側を通る一般国道 354 号、一般国道 122 号を走行する自動車、計画地西側及び南側を通る東武鉄道小泉線の電車等がある。

（２）予　測

１）工事による影響

① 資材等の運搬

（ア）予測項目

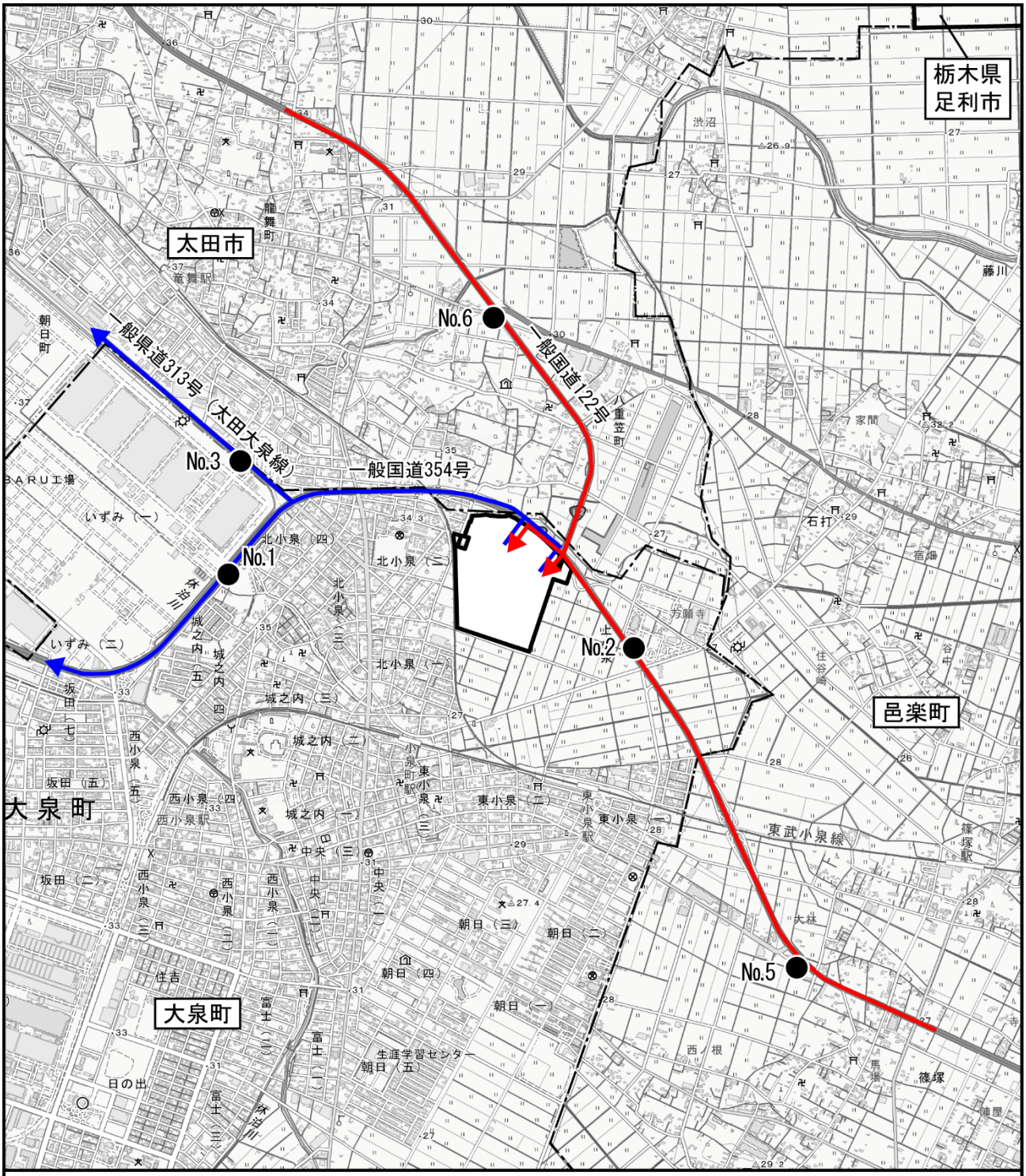
予測項目は、工事中の資材等の運搬に伴う道路交通騒音レベルとした。

（イ）予測地域・地点

予測地点は図 8.3-2 に示すとおり、資材等の運搬車両の走行ルート上の５地点（№1～№3、№5～№6）とした。

（ウ）予測時期

予測時期は、資材等の運搬の影響が最大となる時期とした。



凡　例

計画地	予測地点（No.1～No.3、No.5～No.6）
県　界	資材等の運搬車両の走行ルート（入場）
市町界	資材等の運搬車両の走行ルート（退場）

出典：「電子地形図25,000」（国土地理院）

図 8.3-2　資材等の運搬車両の走行に伴う騒音の予測地点

1：25，000
0　250　500　750m

N

（ア）予測方法

ｱ）予測手順

予測手順は、図 8.3-3 に示すとおりである。

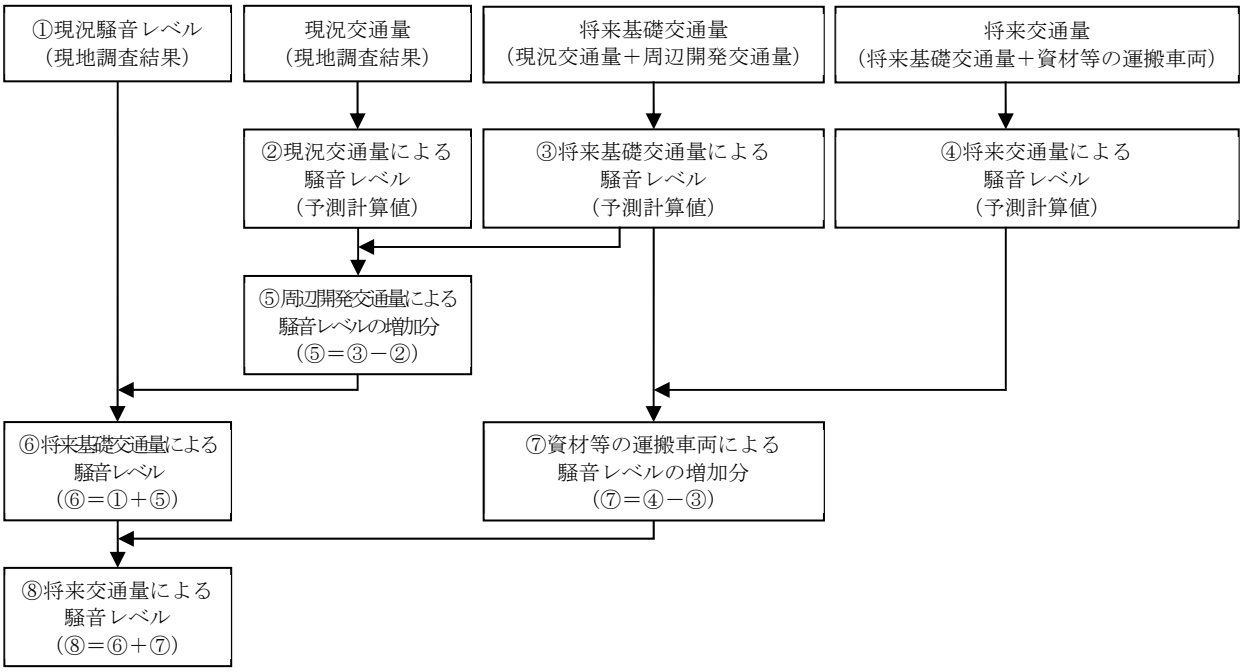
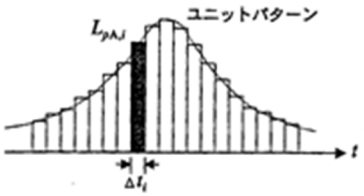


図 8.3-3　資材等の運搬車両の走行に伴う騒音の予測手順

ｲ）予測式

予測式は、(社)日本音響学会による道路交通騒音の予測モデル「ASJ RTN-Model 2023」を用いた。

予測にあたっては、まず１台の自動車が道路上を単独で走行するときの、予測地点におけるＡ特性音圧レベルの時間変化を求め、この時間積分値（単発騒音暴露レベル:$L_{AE,j}$）を算出した。



$$L_{AE,j} = 10\,log_{10}\left(\frac{1}{T_0}\sum_i 10^{L_{pA,i}/10}\cdot \Delta t_i\right)$$

$L_{AE,j}$	：単発騒音暴露レベル（dB）
$L_{pA,i}$	：i番目の点音源から予測地点に到達する騒音レベル（dB）
Δt_i	：$\Delta \ell_i / v$　（秒）
$\Delta \ell_i$	：離散的に設定した点音源の間隔（m）
v	：走行速度（m/秒）
T_0	：基準時間（１秒）

点音源から予測地点に到達する騒音レベル$L_{pA,i}$は、以下の基本式により算出した。

$$L_{PA,i} = L_{WA,i} - 8 - 20\log_{10} r_i + \Delta L_{d,i} + \Delta L_{g,i}$$

$L_{pA,i}$	：Ａ特性音圧レベル（dB）
$L_{WA,i}$	：自動車走行騒音のＡ特性パワーレベル（dB）
r_i	：点音源から予測地点までの距離（m）
$\Delta L_{d,i}$	：回折効果による補正量（dB） 遮音壁などの設置されていない平坦道路なので$\Delta L_{d,i}=0$
$\Delta L_{g,i}$	：地表面効果による補正量（dB） コンクリート、アスファルトの場合$\Delta L_{g,i}=0$

自動車走行騒音のＡ特性パワーレベルは、走行速度及び車種により次式で求めた。

＜一般道路の非定常走行区間　10km/時≦Ｖ≦60km/時＞

大型車類　：$L_{WA}=88.8+10\log_{10}V$

小型車類　：$L_{WA}=82.3+10\log_{10}V$

この結果に、対象とする１時間当たりの交通量（N_j：台/3600 秒）を考慮し、その時間のエネルギー平均レベルである等価騒音レベル$L_{Aeq,j}$を算出した。

$$L_{Aeq,j} = 10\,log_{10}\left(10^{L_{AE,j/10}}\frac{N_j}{3600}\right)$$
$$= L_{AE,j} + 10\,log_{10}N_j - 35.6$$

以上の計算を車線別・車種別に行い、それらの結果から、以下の合成式を用いてレベル合成値を算出して、予測地点における道路全体からの騒音のL_{Aeq}とした。

$$L_{Aeq} = 10\log_{10}\left[\sum_{j=1}^{n}10^{\frac{L_{Aeq,j}}{10}}\right]$$

L_{Aeq}　：予測地点における予測対象時間帯の等価騒音レベル（dB）

$L_{Aeq,j}$：予測地点における車線別・車種別の予測対象時間帯の等価騒音レベル（dB）

ｳ）予測条件

a 将来交通量

将来交通量は、「8.1 大気質　（２）予測　１）工事による影響　①資材等の運搬」に示したとおりである。

b 走行速度

走行速度は、「8.1 大気質　（２）予測　１）工事による影響　①資材等の運搬」に示したとおり、規制速度とした。

c 音源、予測位置及び道路条件

音源の位置は図 8.3-4 に示すとおり、(社)日本音響学会による道路交通騒音の予測モデル「ASJ RTN-Model 2023」に準拠して、上下車線の各中央に配置し、道路に対する予測地点からの垂線と車線の交点を中心として±20ℓ(ℓ:計算車線から予測地点までの最短距離)の範囲にℓ以下の間隔で離散的に配置した。また、音源の高さは路面上とした。

予測位置は、道路両側の道路端とした。

道路断面図は、図 8.3-5(1)～(2)に示すとおりである。

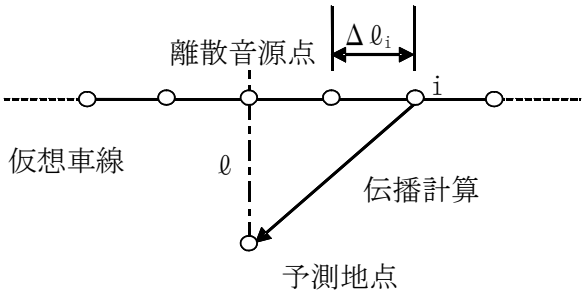


図 8.3-4　音源の位置

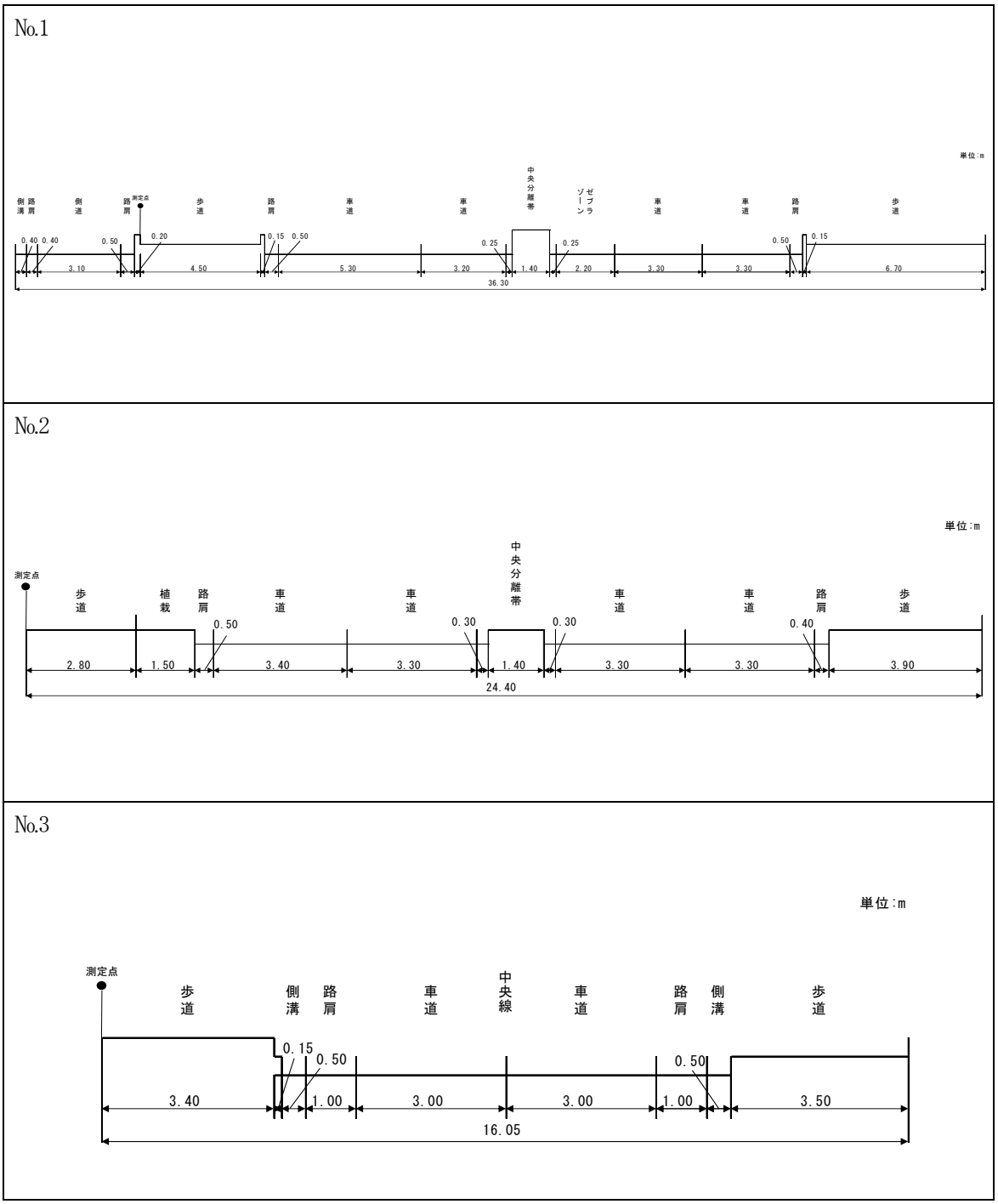
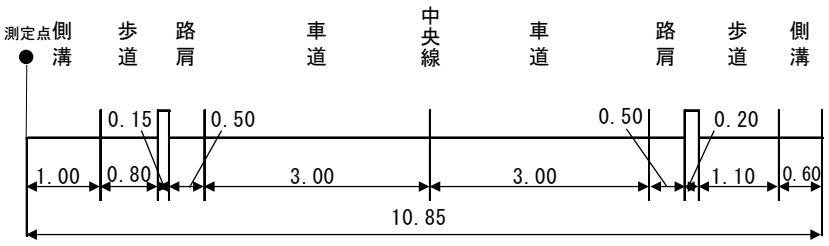


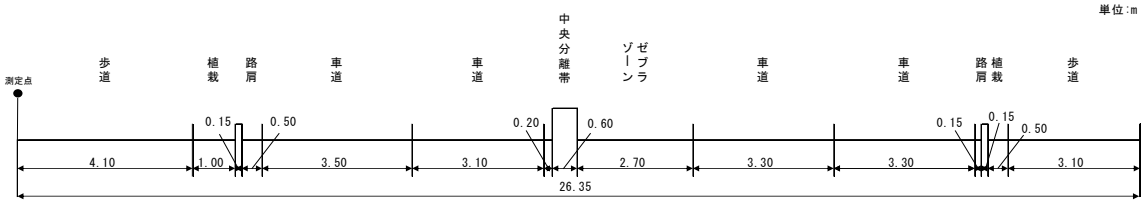
図 8.3-5(1)　道路断面図（No.1～No.3）

No.4

単位:m



No.5



No.6

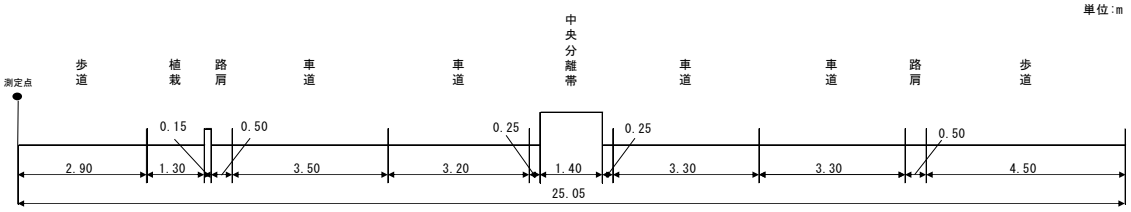


図 8.3-5(2)　道路断面図（No.4～No.6）

（イ）予測結果

資材等の運搬車両の走行に伴う騒音レベルの予測結果は、表 8.3-10 に示すとおりである。

資材等の運搬車両の走行に伴う将来予測騒音レベルは、63～71dB である。

表 8.3-10　資材等の運搬車両の走行に伴う騒音の予測結果

単位：dB

予測地点	地域の類型	時間区分	等価騒音レベル（L_{Aeq}）		
			将来基礎交通量による騒音レベル	将来交通量による騒音レベル	資材等の運搬車両の走行に伴う増加分
No.1	C	昼間	69（68.6）	69（68.8）	1 dB 未満（0.2）
No.2	B		71（70.7）	71（70.7）	1 dB 未満（0.0）
No.3	C		66（66.4）	67（66.7）	1 dB（0.3）
No.5	B		69（69.2）	69（69.2）	1 dB 未満（0.0）
No.6	B		63（63.1）	63（63.3）	1 dB 未満（0.2）

注1）予測地点は、図8.3-2に示す。
注2）資材等の運搬車両の走行時間帯：６～20時
注3）時間区分　昼間：６～22時
注4）（　）内の数値は、計算値（小数第一位表示）を示す。

② 重機の稼働

（ア） 予測項目

予測項目は、工事中の重機の稼働に伴う建設作業騒音レベルとした。

（イ） 予測地域・地点

予測地域は計画地周辺とし、予測地点は計画地敷地境界とした。

（ウ） 予測時期

予測時期は、工事中の重機の稼働による影響が最大となる時期（工事開始 12 ヶ月目）とした。

（エ） 予測方法

ｱ） 予測手順

予測手順は、図 8.3-6 に示すとおりである。

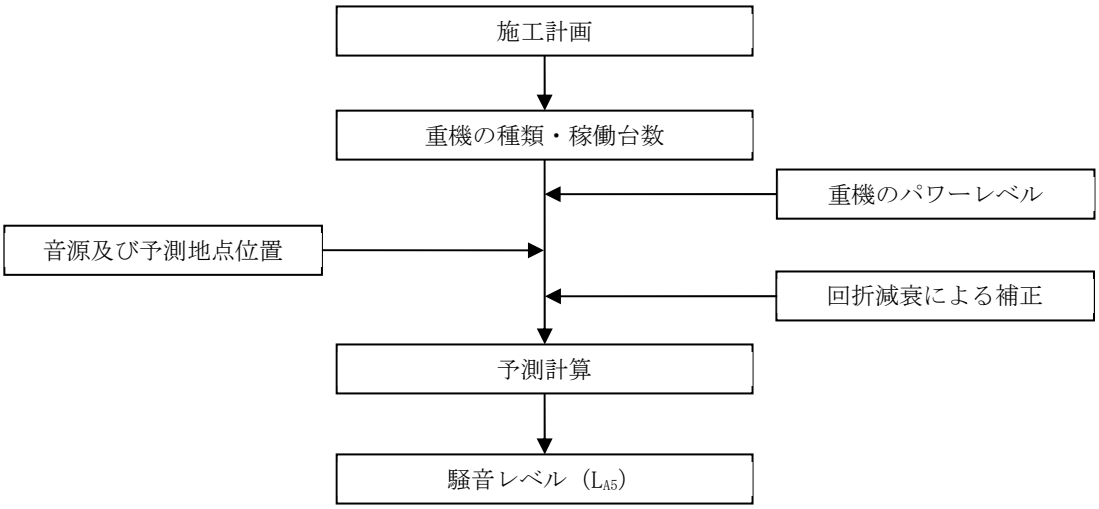


図 8.3-6　重機の稼働に伴う騒音の予測手順

ｲ）予測式

予測式は、点音源の伝播理論式を用いた。また、施工区域の外周に高さ３ｍの仮囲いを設置するため、回折減衰を考慮した。

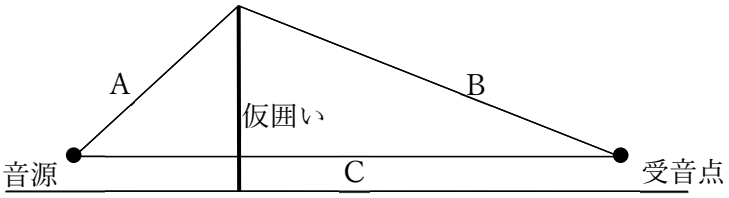
なお、回折減衰量は周波数によって異なるが、ここでは安全側に予測するため回折減衰量が最も小さい 63Hz を代表周波数として設定した。

$$L_i = L_w - 8 - 20log_{10}r - R$$

L_i　：予測地点における音源（i）ごとの騒音レベル（dB）
L_w　：音源のパワーレベル（dB）
r　：音源（i）から予測地点までの距離（m）
R　：音源（i）に対する回折減衰量（dB）

$$R = \begin{cases} 10\log_{10} N + 13 & N \geqq 1 \\ 5 \pm \dfrac{8}{\sinh^{-1}(1)} \sinh^{-1}\left(|N|^{0.485}\right) & -0.324 \leqq N < 1 \\ 0 & N < -0.324 \end{cases}$$

N　：フレネル数（$=\delta \cdot f/170$）
δ　：行路差（図 8.3-7 参照）
f　：周波数（Hz）



行路差 δ ＝ A ＋ B － C

図 8.3-7　行路差（δ）

また、予測地点における騒音レベルは、以下に示す複数音源による騒音レベルの合成式より算出した。

$$L = 10\log_{10}\left(\sum_{i=1}^{n} 10^{\frac{L_i}{10}}\right)$$

L　：予測地点における合成騒音レベル（dB）
L_i　：予測地点における音源ごとの騒音レベル（dB）
n　：音源の数

ｳ) 予測条件

a 重機の種類・稼働台数・パワーレベル

予測対象時期における重機の種類・稼働台数・パワーレベルは、表 8.3-11 に示すとおりである。

表 8.3-11　重機の種類・稼働台数・パワーレベル

予測の対象時点	種　類	稼働台数（台/日）	パワーレベル（dB）	対策型の有無	資料
工事開始 12 ヶ月目	杭打機	12	109		①
	転圧ローラー	6	102		①
	ローダー	6	107		②
	バックホウ(0.4m^3)	8	104	○	②
	バックホウ(0.7m^3)	3	106	○	②
	ラフタークレーン（25ｔ）	12	105		②
	ラフタークレーン（60ｔ）	12	105		②
	ラフタークレーン（80ｔ）	6	105		②
	クローラークレーン（120ｔ）	6	103	○	②
	クローラークレーン（350ｔ）	6	103	○	①
	クローラークレーン（500ｔ）	6	103	○	①
	コンクリートポンプ車	18	112	○	②
	合　計	101	(128)		－

注1)合計の（　）内の数値は、騒音のパワーレベルの合成値を示す。
注2)対策型の有無で「○」とした重機は、低騒音型のパワーレベルを示す。
資料：①「建設工事に伴う騒音振動対策ハンドブック　第３版」（平成13年２月、(社)日本重機化協会）
②「地域の音環境計画」（平成９年４月、(社)日本騒音制御工学会）

b 重機の配置

重機の配置は、図 8.3-8 に示すとおりである。

また、予測にあたっては、計画地周辺への影響が大きくなる場合を想定し、すべての重機が同時に稼働していることとした。

（オ）予測結果

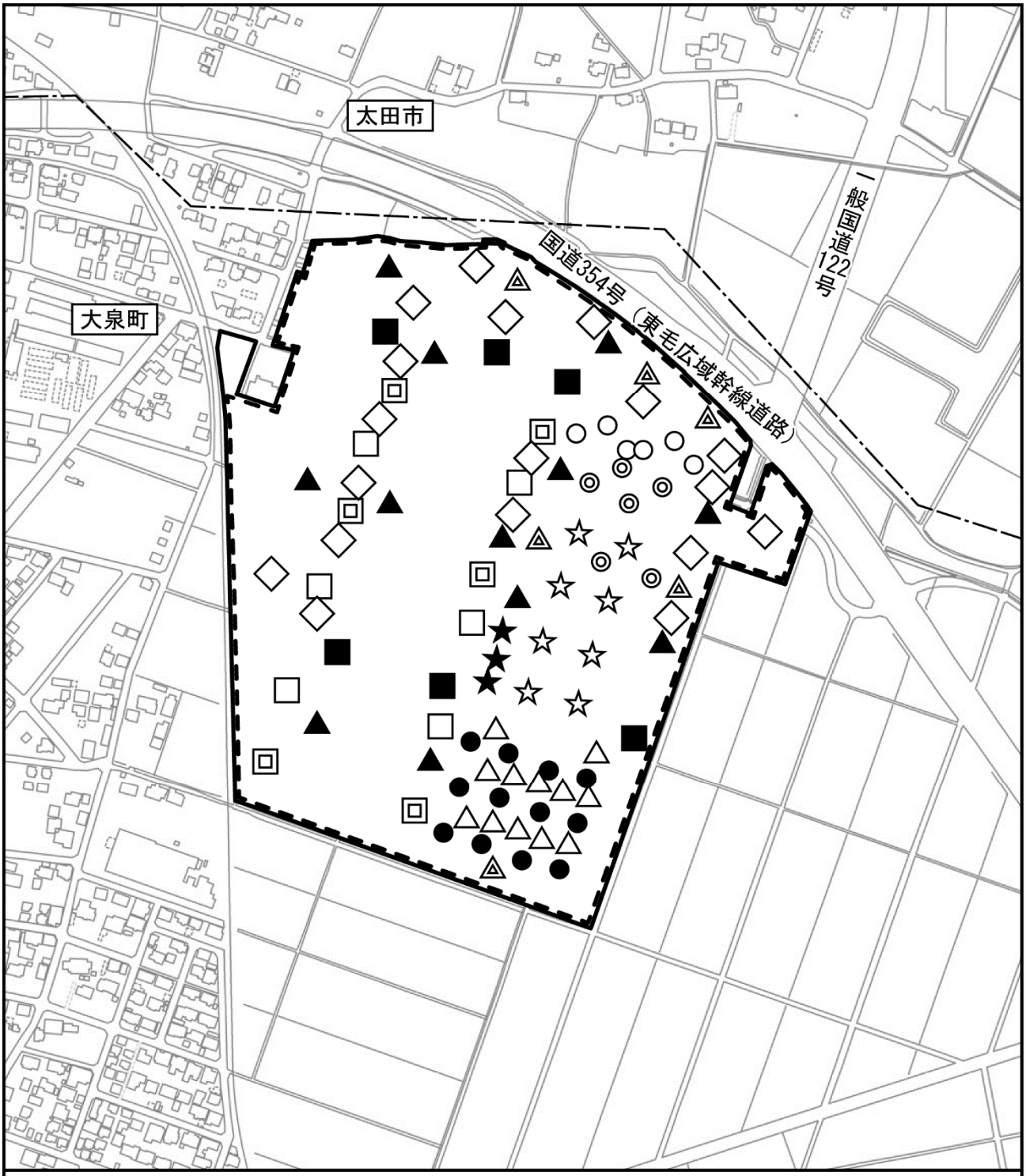
重機の稼働に伴う騒音レベルの予測結果は、表 8.3-12 及び図 8.3-9 に示すとおりである。

予測地点における将来予測騒音レベルは、78dB である。

表 8.3-12　重機の稼働に伴う騒音の予測結果

単位：dB

予測の対象時点	予測地点（最大値出現地点）	将来予測騒音レベル（L_{A5}）
工事開始 12 ヶ月目	計画地北側敷地境界	78



凡　例

- 計画地
- 市町界
- 仮囲い（高さ３ｍ）

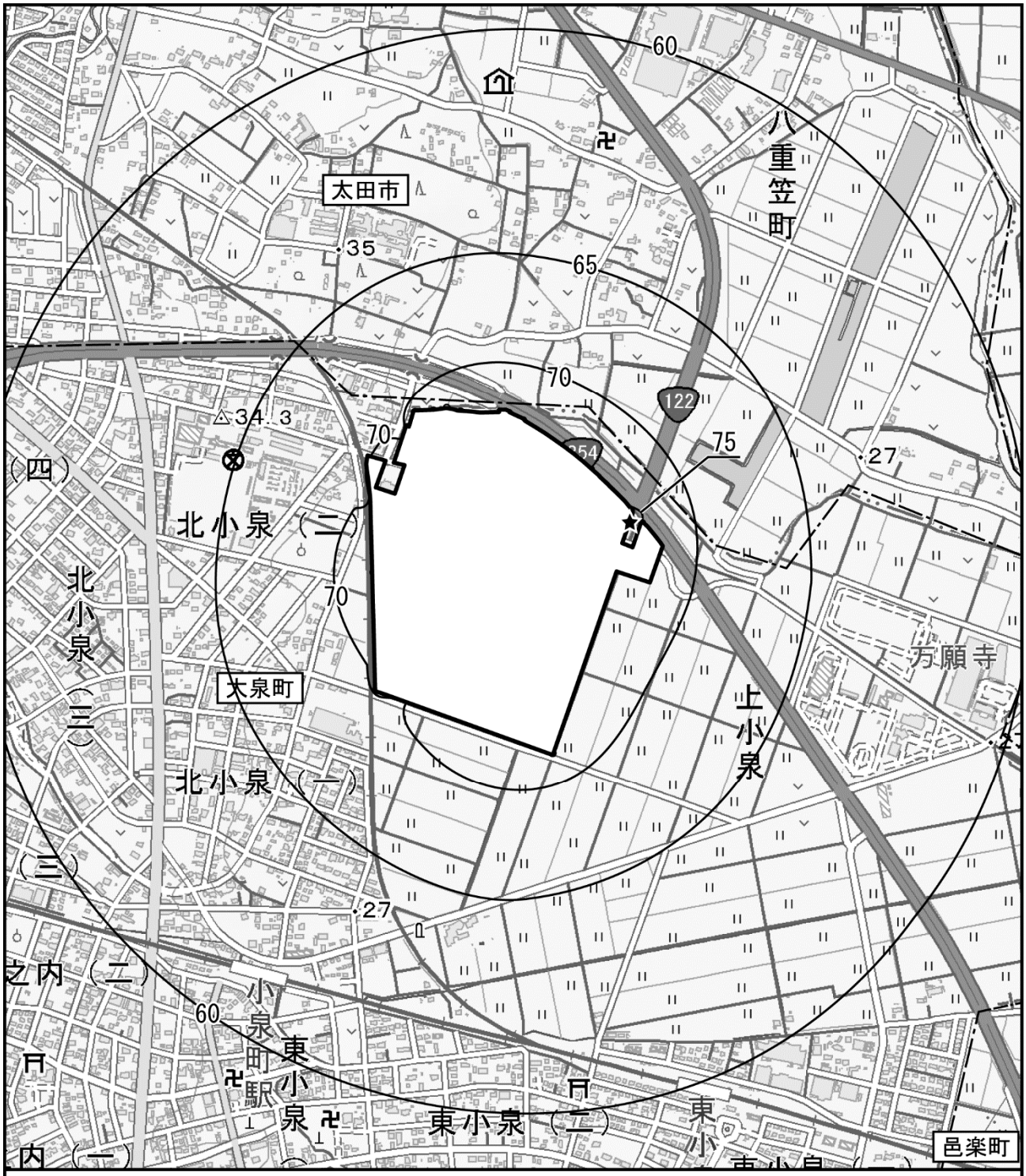
- ● 杭打機
- ○ 転圧ローラー
- ◎ ローダー
- ☆ バックホウ（0.4㎥）
- ★ バックホウ（0.7㎥）
- △ ラフタークレーン（25ｔ）
- ▲ ラフタークレーン（60ｔ）
- ◬ ラフタークレーン（80ｔ）
- □ クローラークレーン（120ｔ）
- ■ クローラークレーン（350ｔ）
- ◫ クローラークレーン（500ｔ）
- ◇ コンクリートポンプ車

出典：「基盤地図情報」（令和６年８月時点、国土地理院ホームページ）

図 8.3-8　音源（重機）の位置（工事開始 12 ヶ月目）

1：5，000
0　50　100　150m

N



凡　例

▭	計画地	———	等騒音線（dB）
—·—	市町界	★	最大値出現地点（78dB）

出典：「電子地形図25,000」（国土地理院）

図 8.3-9　重機の稼働に伴う騒音の予測結果（工事開始 12 ヶ月目）

1：10,000
0　100　200　300m

N

２）供用による影響

① 自動車交通の発生

（ア）予測項目

予測項目は、供用後の自動車交通の発生に伴う道路交通騒音レベルとした。

（イ）予測地域・地点

予測地点は図 8.3-10 に示すとおり、関連車両の走行ルートの６地点（№1～№6）とした。

（ウ）予測時期

予測時期は、施設の稼働が定常な状態となる時期とした。

（エ）予測方法

ｱ）予測手順

予測手順は、「１）工事による影響　①資材等の運搬」と同様とした。

なお、図中の「施工計画」は「事業計画」に、「資材等の運搬車両」は「関連車両」に読み替えるものとする。

ｲ）予測式

予測手順は、「１）工事による影響　①資材等の運搬」と同様とした。

ｳ）予測条件

a 将来交通量

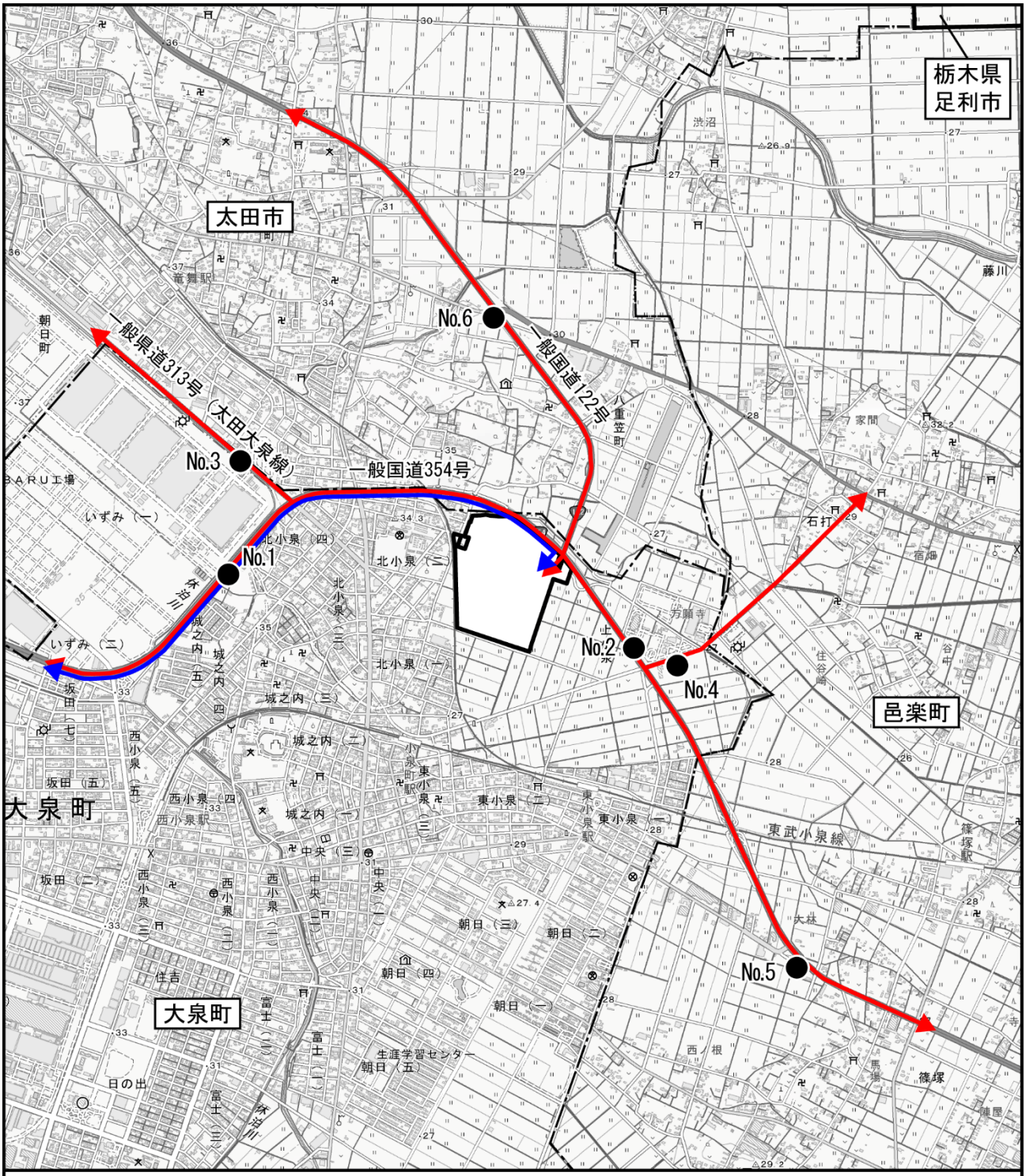
将来交通量は、「8.1 大気質　（２）予測　２）供用による影響　①自動車交通量の発生」に示したとおりである。

b 走行速度

走行速度は、「8.1 大気質　（２）予測　２）供用による影響　①自動車交通量の発生」に示したとおり、規制速度とした。

c 音源、予測位置及び道路条件

音源の位置は、「１）工事による影響　①資材等の運搬」と同様とした。



出典：「電子地形図25,000」（国土地理院）

図 8.3-10　関連車両の走行に伴う騒音の予測地点

1：25,000
0　250　500　750m

N

（オ）予測結果

自動車交通の発生に伴う騒音レベルの予測結果は、表 8.3-13 に示すとおりである。

自動車交通の発生に伴う将来予測騒音レベルは昼間で 63～71dB、夜間で 58～67dB である。

表 8.3-13　自動車交通の発生に伴う騒音の予測結果

単位：dB

予測地点	地域の類型	時間区分	等価騒音レベル（L_{Aeq}）		
			将来基礎交通量による騒音レベル	将来交通量による騒音レベル	関連車両の走行に伴う増加分
No.1	C	昼間	69（68.6）	69（68.6）	1 dB 未満（0.0）
		夜間	64（64.4）	65（64.5）	1 dB（0.1）
No.2	B	昼間	71（70.6）	71（70.7）	1 dB 未満（0.1）
		夜間	67（66.7）	67（66.7）	1 dB 未満（0.0）
No.3	C	昼間	66（66.3）	66（66.4）	1 dB 未満（0.1）
		夜間	63（62.9）	63（62.9）	1 dB 未満（0.0）
No.4	B	昼間	68（67.9）	68（67.9）	1 dB 未満（0.0）
		夜間	64（63.6）	64（63.6）	1 dB 未満（0.0）
No.5	B	昼間	69（69.2）	69（69.2）	1 dB 未満（0.0）
		夜間	66（65.8）	66（65.8）	1 dB 未満（0.0）
No.6	B	昼間	63（63.1）	63（63.1）	1 dB 未満（0.0）
		夜間	58（57.9）	58（57.9）	1 dB 未満（0.0）

注1)予測地点は、図8.3-2に示す。
注2)時間区分　昼間：６～22時、夜間：22～翌６時
注3)（　）内の数値は、計算値（小数第一位表示）を示す。

② 施設の稼働

（ア） 予測項目

予測項目は、供用後の施設の稼働に伴う騒音レベルとした。

（イ） 予測地域・地点

予測地域は最大値出現地点を含む計画地周辺とし、予測地点は図 8.3-1 に示す３地点（地点１～地点３）とした。

（ウ） 予測時期

予測時期は、施設の稼働が定常な状態となる時期とした。

（エ） 予測方法

ｱ） 予測手順

予測手順は、図 8.3-11 に示すとおりである。

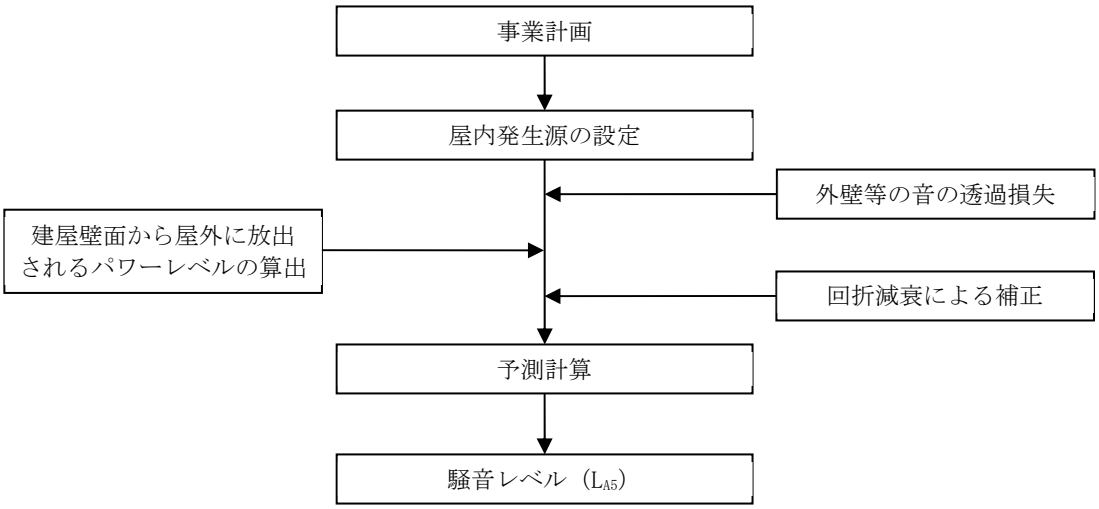


図 8.3-11　施設の稼働に伴う騒音の予測手順

ｲ）予測式

a 建物壁面から屋外に放射されるパワーレベルの算出

建屋壁面から屋外に放射されるパワーレベルは、室内音圧レベルから壁面を構成する部材の透過損失を考慮した。

$$L_{wo} = L_s - TL - 6$$

L_{wo} ：外壁面（面音源）における放射パワーレベル（dB）
L_s ：内壁面に入射する音圧レベル（dB）
TL ：建物を構成する部材の透過損失（dB）

b 面音源の仮想点音源への分割

室内伝播計算より求めた分割した外壁面上の放射点及び屋外に設置した設備機器から予測地点に伝播する騒音レベルは、以下の式を用いて算出した。

$$L_r = L_{r_i} - 8 - 20\log_{10}(r_i) - R$$

L_r ：予測地点における分割した外壁面上の放射点及び屋外に設置した設備機器からの騒音レベル（dB）
L_{r_i} ：分割した外壁面上の放射点での放射パワーレベル及び屋外に設置した設備機器のパワーレベル（dB）
r_i ：分割した外壁面上の放射点及び屋外に設置した設備機器から予測地点までの距離（m）
R ：建物等による回折減衰量（dB）

また、予測地点における騒音レベルは、「１）工事による影響　②重機の稼働」と同様とした。

ｳ) 予測条件

a 音源の条件

設備機器の騒音レベルは表 8.3-14 に、設備機器の配置図は図 8.3-12(1)～(3)に示すとおりである。

設備機器の騒音レベルは、類似施設（パナソニック エナジー株式会社住之江工場）における実測結果をもとに設定した。

表 8.3-14　設備機器の騒音レベル

単位：dB

建屋	番号	設備機器	設置箇所	台数（台）	中心周波数別騒音レベル								
					63Hz	125Hz	250Hz	500Hz	1kHz	2kHz	4kHz	8kHz	A.P.
1号棟、2号棟	①	コンプレッサー	２階	36	52	62	68	72	76	74	70	64	80
	②	ポンプ		36	40	64	62	68	71	72	76	65	79
	③	送風機		62	51	58	67	67	67	64	58	49	73
	④	ボイラー	Ｍ２階	28	51	61	64	66	75	70	65	56	77
	⑤	送風機		64	51	58	67	67	67	64	58	49	73
	⑥	集塵機		44	51	60	65	67	66	63	54	44	72
	⑦	冷凍機		12	41	56	62	65	72	70	65	51	75
	⑧	ポンプ		88	40	64	62	68	71	72	76	65	79
	⑨	送風機	屋上	4	51	58	67	67	67	64	58	49	73
	⑩	冷却塔		14	44	51	54	56	56	53	54	41	63
	⑪	ポンプ		44	48	58	67	74	81	79	80	65	85
原動棟	⑫	送風機	１階	2	51	58	67	67	67	64	58	49	73
	⑬	ポンプ		38	40	64	62	68	71	72	76	65	79
	⑭	コンプレッサー		2	52	62	68	72	76	74	70	64	80
	⑮	ポンプ	屋外	46	40	64	62	68	71	72	76	65	79
ヤード	⑯	NMP 精製装置	屋外	1	54	60	68	74	75	76	79	63	83
	⑰	ポンプ		46	40	64	62	68	71	72	76	65	79

注1)設備機器の騒音レベルは、類似施設（パナソニック エナジー株式会社住之江工場）における実測結果をもとに設定した。
注2)番号は、図8.3-12(1)～(3)と対応している。

b 建屋外壁面における透過損失

建屋外壁面における透過損失は、表 8.3-15 に示すとおりである。

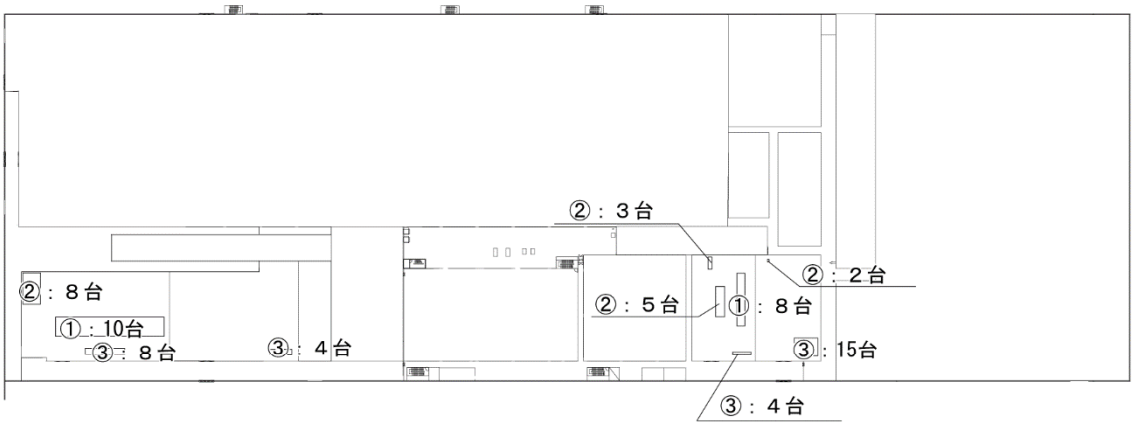
表 8.3-15　透過損失

単位：dB

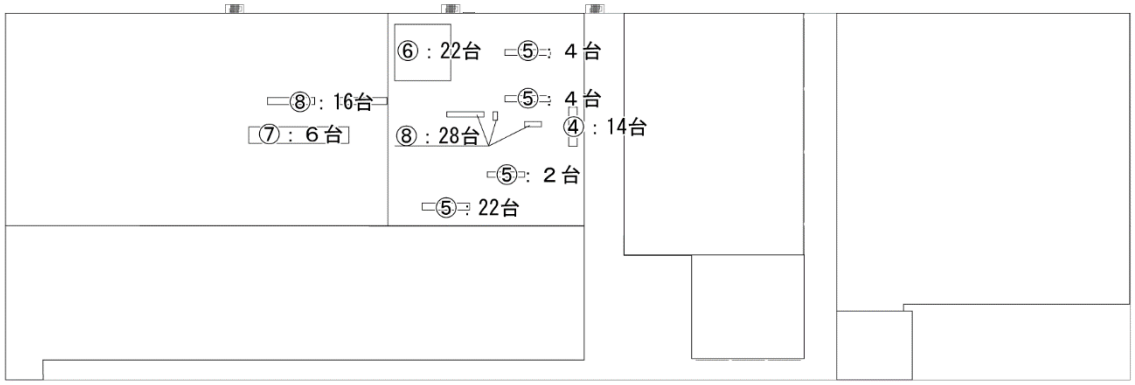
部　位	材　料	オクターブバンド中心周波数（Hz）							
		63	125	250	500	1k	2k	4k	8k
外　壁	金属断熱サンドイッチパネル	13	15	20	25	28	22	47	47
屋　根	鋼製下地断熱防水工法	13	16	21	26	32	37	43	43

資料：「メーカー資料」

２階



Ｍ２階



屋上

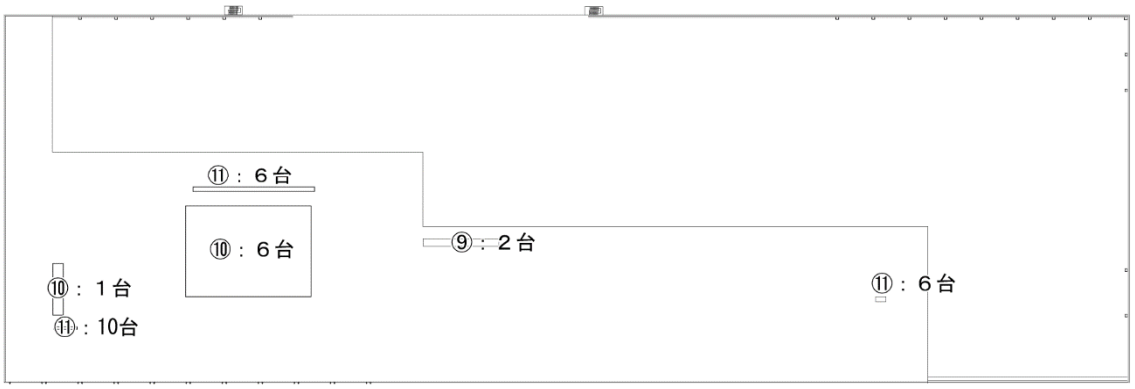
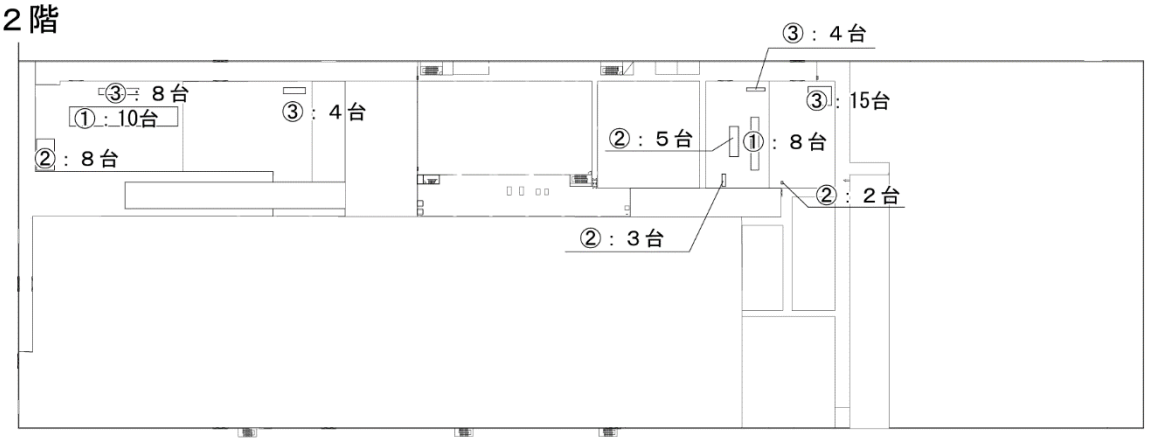


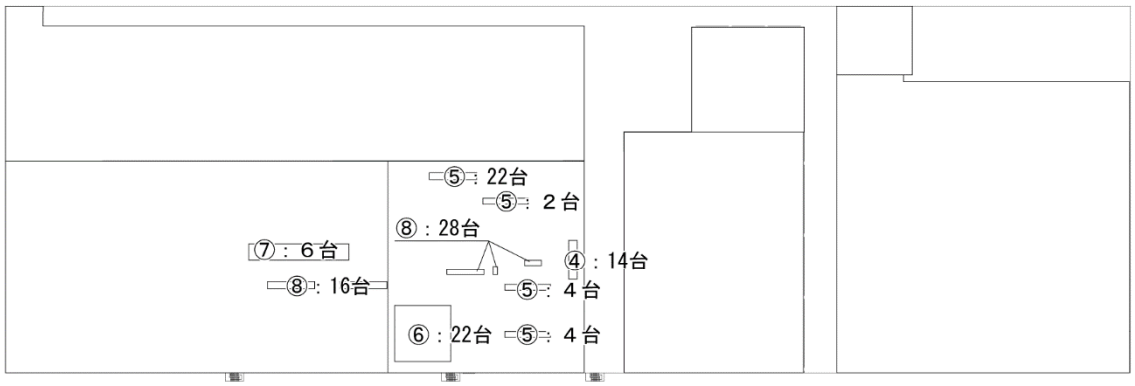
図 8.3-12(1)　設備機器の配置図（１号棟）

1：2，500
0　25　50　75m

２階



Ｍ２階



屋上

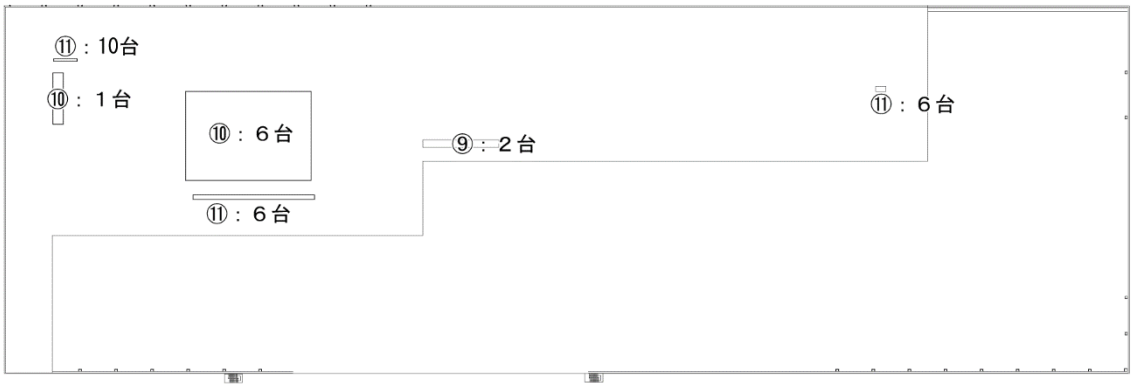


図 8.3-12(2)　設備機器の配置図（２号棟）

1：2，500
0　25　50　75m

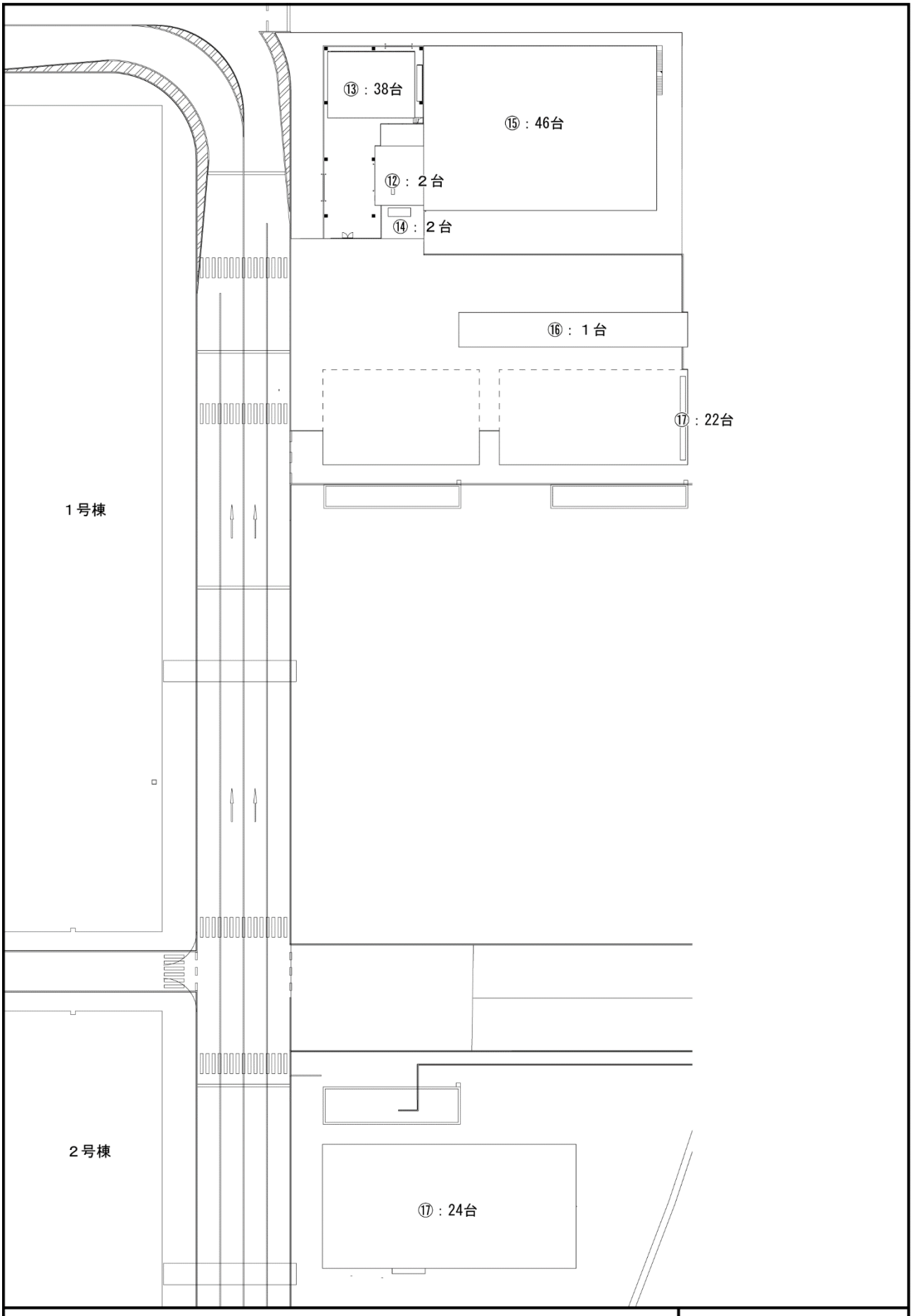


図 8.3-12(3)　設備機器の配置図（原動棟、ヤード）

c バックグラウンド騒音

バックグラウンド騒音は表 8.3-16 に示すとおり、環境騒音（地点１～地点３）の平日の現地調査結果を用いた。

表 8.3-16　バックグラウンド騒音レベル

単位：dB

項　目	時間区分	バックグラウンド騒音レベル
騒　音	朝	52
	昼　間	56
	夕	52
	夜　間	49

注1)時間区分　朝：６～８時　昼間：８～18時　夕：18～21時　夜間：21～翌６時
注2)バックグラウンド騒音レベルは環境騒音（地点１～３）の平日の現地調査結果（L_{A5}）の各時間区分における最大値を平均した値である。

（オ）予測結果

施設の稼働に伴う騒音レベルの予測結果は、表 8.3-17 及び図 8.3-13 に示すとおりである。

最大値出現地点（計画地北側敷地境界）における施設の稼働に伴う将来予測騒音レベルは朝で 54dB、昼間で 57dB、夕で 54dB、夜間で 53dB である。

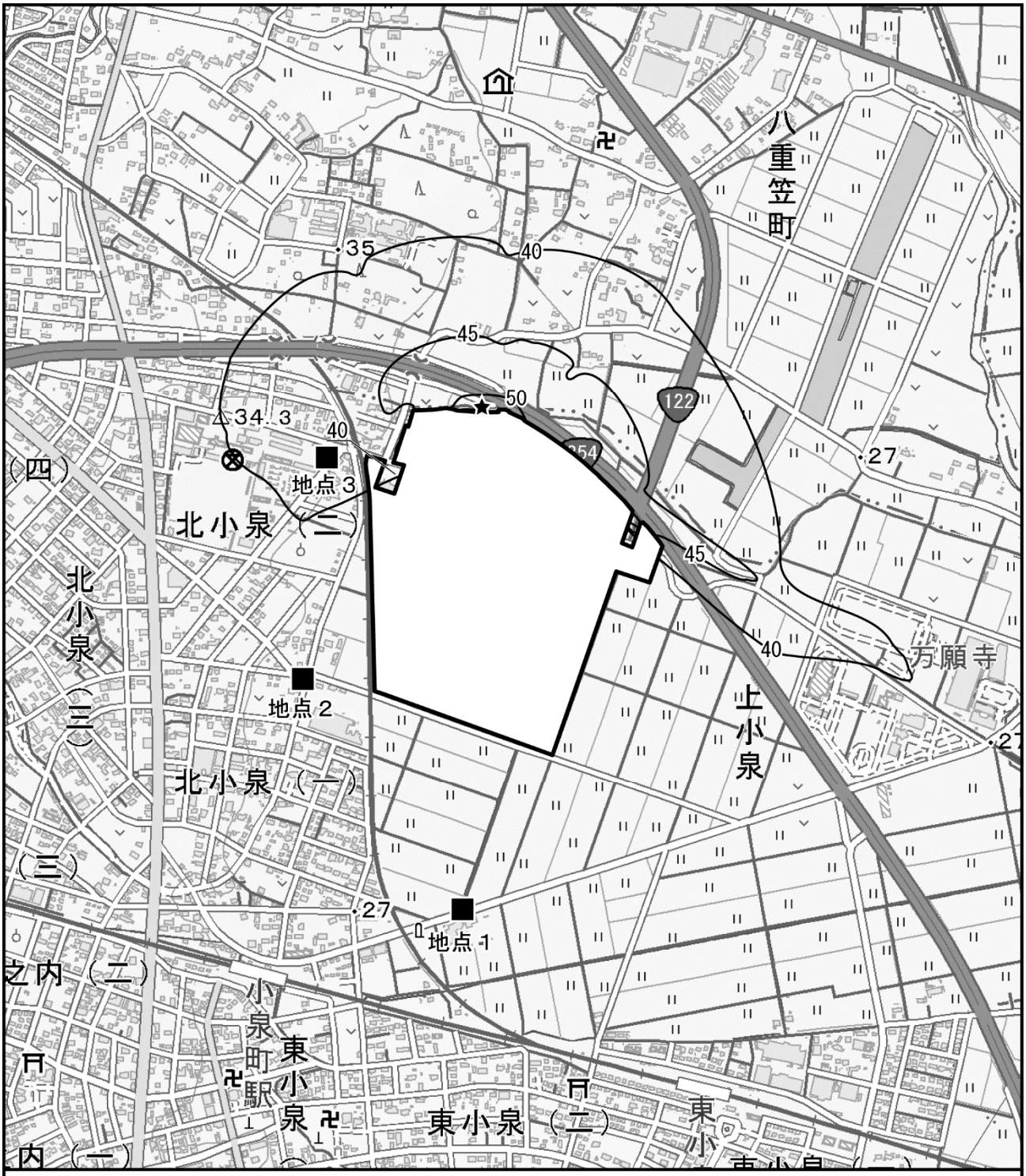
また、地点１～地点３における施設の稼働に伴う将来予測騒音レベルは朝で 52～53dB、昼間で 56dB、夕で 52～53dB、夜間で 49～50dB であり、寄与騒音レベルはすべての時間区分におけるバックグラウンド騒音レベル（現況騒音レベル）以下である。

表 8.3-17　施設の稼働に伴う騒音の予測結果

単位：dB

予測地点	時間区分	寄与騒音レベル	バックグラウンド騒音レベル	将来予測騒音レベル
		①	②	③＝①＋②
最大値出現地点（計画地北側敷地境界）	朝	51	52	54
	昼　間		56	57
	夕		52	54
	夜　間		49	53
地点１	朝	34	52	52
	昼　間		56	56
	夕		52	52
	夜　間		49	49
地点２	朝	29	52	52
	昼　間		56	56
	夕		52	52
	夜　間		49	49
地点３	朝	43	52	53
	昼　間		56	56
	夕		52	53
	夜　間		49	50

注1)時間区分　朝：６～８時　昼間：８～18時　夕：18～21時　夜間：21～翌６時
注2)将来予測騒音レベルは、寄与騒音レベルとバックグラウンド騒音レベルのエネルギー和を示す。



凡　例

▭	計画地	———	等騒音線（dB）
—·—	市町界	★	最大値出現地点（51dB）
		■	予測地点（地点１～地点３）

出典：「電子地形図25,000」（国土地理院）

図 8.3-13　施設の稼働に伴う騒音の予測結果

1：10,000
0　100　200　300m

N

（３）評　価

１）工事による影響

① 資材等の運搬

（ア）評価項目

評価項目は、工事中の資材等の運搬による道路交通騒音レベルとした。

ｱ）評価方法

a 回避、低減の観点

工事中の資材等の運搬に伴う騒音への影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避、または低減されているかどうかを明らかにした。

b 基準、目標等との整合の観点

表 8.3-18 に示す整合を図るべき基準等と予測結果との比較を行い、整合が図られているかどうかを明らかにした。

表 8.3-18　工事中の資材等の運搬に伴う騒音に係る整合を図るべき基準等

項目	評価地点	整合を図るべき基準等
騒音	№1、№3、№5～№6	70dB 「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年９月、環境庁告示第 64 号）
	№2	現況に著しい影響を及ぼさないこと

ｲ）評価結果

a 回避、低減の観点

資材等の運搬にあたっては、表 8.3-19 に示す環境の保全のための措置を講ずることで、周辺環境への影響の低減に努める。

以上のことから、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。

表 8.3-19　騒音に関する環境の保全のための措置

影響要因	影　響	検討の視点	環境の保全のための措置	措置の区分
資材等の運搬	騒音の影響	発生源対策	・資材等の運搬車両に対し、制限速度を遵守し、また、民家付近では特に低速運転を心がけ、急発進、急ブレーキを行わないよう指導・教育を行う。	低　減
			・短時間に資材等の運搬車両が集中することがないよう車両通行時間の調整を行う。	低　減
			・資材等の運搬車両が場内で待機する場合は、アイドリングストップを徹底し、騒音・振動の発生の抑制に努める。	低　減

b 基準、目標等との整合の観点

資材等の運搬車両の走行に伴う騒音の評価結果は、表 8.3-20 に示すとおりである。

資材等の運搬車両の走行に伴う騒音の予測結果は、№2 を除く予測地点で環境基準（整合を図るべき基準等）に適合すると予測する。№2 では環境基準を上回るものの、将来基礎交通量による騒音レベルですでに環境基準を上回っており、資材等の運搬車両の走行に伴う増加分は１dB 未満（0.0dB）である。また、短時間に資材等の運搬車両が集中することがないよう車両運行時間の調整を行う等の環境の保全のための措置を適切に実施し、実行可能な範囲内でできる限り低減に努めるため、現況に著しい影響を及ぼさないと考える。

以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていると評価する。

表 8.3-20　資材等の運搬車両の走行に伴う騒音の評価の結果

単位：dB

予測地点	地域の類型	時間区分	等価騒音レベル（L_{Aeq}）			環境基準
			将来基礎交通量による騒音レベル	将来交通量による騒音レベル	資材等の運搬車両の走行に伴う増加分	
№1	C	昼間	69（68.6）	69（68.8）	１dB 未満（0.2）	70
№2	B		71（70.7）	71（70.7）	１dB 未満（0.0）	70
№3	C		66（66.4）	67（66.7）	１dB（0.3）	70
№5	B		69（69.2）	69（69.2）	１dB 未満（0.0）	70
№6	B		63（63.1）	63（63.3）	１dB 未満（0.2）	70

注1)予測地点は、図8.3-2に示す。
注2)環境基準は、「幹線交通を担う道路に近接する空間（特例）」の基準である。
注3)資材等の運搬車両の走行時間帯：６～20時
注4)時間区分　昼間：６～22時
注5)（　）内の数値は、計算値（小数第一位表示）を示す。

② 重機の稼働

（ア） 評価項目

評価項目は、工事中の重機の稼働に伴う建設作業騒音レベルとした。

ｱ） 評価方法

a 回避、低減の観点

工事中の重機の稼働に伴う騒音への影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避、または低減されているかどうかを明らかにした。

b 基準、目標等との整合の観点

表 8.3-21 に示す整合を図るべき基準等と予測結果との比較を行い、整合が図られているかどうかを明らかにした。

表 8.3-21　工事中の重機の稼働に伴う騒音に係る整合を図るべき基準等

項　目	整合を図るべき基準等
騒　音	85dB 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」 （昭和 43 年、厚生省・建設省告示第１号）

ｲ） 評価結果

a 回避、低減の観点

重機の稼働にあたっては、表 8.3-22 に示す環境の保全のための措置を講ずることで、周辺環境への影響の低減に努める。

以上のことから、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。

表 8.3-22　騒音に関する環境の保全のための措置

影響要因	影　響	検討の視点	環境の保全のための措置	措置の区分
重機の稼働	騒音の影響	発生源対策	・重機については、低騒音型の機械の採用に努める。	低　減
			・施工範囲の周囲に仮囲い（高さ約３ｍ）を設ける。	低　減

b 基準、目標等との整合の観点

重機の稼働に伴う騒音の評価結果は、表 8.3-23 に示すとおりである。

重機の稼働に伴う騒音の予測結果は、規制基準（整合を図るべき基準等）に適合すると予測する。

以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていると評価する。

表 8.3-23　重機の稼働に伴う騒音の評価の結果

単位：dB

予測の対象時点	予測地点 （最大値出現地点）	将来予測騒音レベル （L_{A5}）	規制基準
工事開始 12 ヶ月目	計画地北側敷地境界	78	85

2）供用による影響

① 自動車交通の発生

（ア）評価項目

評価項目は、供用後の自動車交通の発生による道路交通騒音レベルとした。

ｱ）評価方法

a 回避、低減の観点

自動車交通の発生に伴う騒音への影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避、または低減されているかどうかを明らかにした。

b 基準、目標等との整合の観点

表 8.3-24 に示す整合を図るべき基準等と予測結果との比較を行い、整合が図られているかどうかを明らかにした。

表 8.3-24　自動車交通の発生に伴う騒音に係る整合を図るべき基準等

項　目	評価地点	整合を図るべき基準等
騒　音	No.1、No.3、No.6	昼間：70dB、夜間：65dB 「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月、環境庁告示第 64 号）
	No.2、No.4	現況に著しい影響を及ぼさないこと
	No.5	昼間：70dB、夜間：現況に著しい影響を及ぼさないこと

注）時間区分　昼間：６～22時、夜間：22～翌６時

ｲ）評価結果

a 回避、低減の観点

供用後の自動車交通の発生にあたっては、表 8.3-25 に示す環境の保全のための措置を講ずることで、周辺環境への影響の低減に努める。

以上のことから、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。以下の措置を講じることで振動への影響の低減に努める。

表 8.3-25　騒音に関する環境の保全のための措置

影響要因	影　響	検討の視点	環境の保全のための措置	措置の区分
自動車交通の発生	騒音の影響	発生源対策	・施設の関連車両に対し、制限速度を遵守し、また、民家付近では特に低速運転を心がけ、急発進、急ブレーキを行わないよう指導・教育を行う。	低　減
			・短時間に施設の関連車両が集中することがないよう車両通行時間の調整を行う。	低　減
			・外部運搬業者に対しても、これらのルールを守るよう指導・教育するとともに、定められた搬入ルートを遵守するよう指導・教育を行う。	低　減

b 基準、目標等との整合の観点

自動車交通の発生に伴う騒音の評価結果は、表 8.3-26 に示すとおりである。

自動車交通の発生に伴う騒音の予測結果は、No.5 の昼間、No.1、No.3、No.6 で環境基準（整合を図るべき基準等）に適合すると予測する。No.2、No.4 の昼間及び夜間、No.5 の夜間では環境基準を上回るものの、いずれも将来基礎交通量による騒音レベル（現況の騒音レベル）ですでに環境基準を上回っており、関連車両の走行に伴う増加分は１dB 未満（0.0～0.1dB）である。また、短時間に関連車両が集中することがないよう車両運行時間の調整を行う等の環境の保全のための措置を適切に実施し、実行可能な範囲内でできる限り低減に努めるため、現況に著しい影響を及ぼさないと考える。

表 8.3-26　自動車交通の発生に伴う騒音の評価の結果

単位：dB

予測地点	地域の類型	時間区分	等価騒音レベル（L_{Aeq}）			環境基準
			将来基礎交通量による騒音レベル	将来交通量による騒音レベル	関連車両の走行に伴う増加分	
No.1	C	昼間	69（68.6）	69（68.6）	1 dB 未満（0.0）	70
		夜間	64（64.4）	65（64.5）	1 dB（0.1）	65
No.2	B	昼間	71（70.6）	71（70.7）	1 dB 未満（0.1）	70
		夜間	67（66.7）	67（66.7）	1 dB 未満（0.0）	65
No.3	C	昼間	66（66.3）	66（66.4）	1 dB 未満（0.1）	70
		夜間	63（62.9）	63（62.9）	1 dB 未満（0.0）	65
No.4	B	昼間	68（67.9）	68（67.9）	1 dB 未満（0.0）	65
		夜間	64（63.6）	64（63.6）	1 dB 未満（0.0）	60
No.5	B	昼間	69（69.2）	69（69.2）	1 dB 未満（0.0）	70
		夜間	66（65.8）	66（65.8）	1 dB 未満（0.0）	65
No.6	B	昼間	63（63.1）	63（63.1）	1 dB 未満（0.0）	70
		夜間	58（57.9）	58（57.9）	1 dB 未満（0.0）	65

注1）予測地点は、図8.3-2に示す。
注2）No.1～No.3, No.5～No.6の環境基準は、「幹線交通を担う道路に近接する空間（特例）」の基準値である。
注3）時間区分　昼間：６～22時、夜間：22～翌６時
注4）（　）内の数値は、計算値（小数第一位表示）を示す。

② 施設の稼働

（ア） 評価項目

評価項目は、供用後の施設の稼働に伴う騒音レベルとした。

ｱ） 評価方法

a 回避、低減の観点

施設の稼働に伴う騒音への影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避、または低減されているかどうかを明らかにした。

b 基準、目標等との整合の観点

表 8.3-27 に示す整合を図るべき基準等と予測結果との比較を行い、整合が図られているかどうかを明らかにした。

表 8.3-27　施設の稼働に伴う騒音に係る整合を図るべき基準等

項　目	整合を図るべき基準等	
騒　音	朝　65dB	「特定工場等において発生する騒音について規制する時間及び区域の区分ごとの規制基準」（平成 12 年９月、群馬県告示第 549 号）（平成 19 年４月、太田市告示第 142 号）
	昼　間　70dB	
	夕　65dB	
	夜　間　55dB	

注）時間区分　朝：６～８時、昼間：８～18時、夕：18～21時、夜間：21～翌６時

ｲ） 評価結果

a 回避、低減の観点

供用後の施設の稼働にあたっては、表 8.3-28 に示す環境の保全のための措置を講ずることで、周辺環境への影響の低減に努める。

以上のことから、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。以下の措置を講じることで騒音への影響の低減に努める。

表 8.3-28　騒音に関する環境の保全のための措置

影響要因	影　響	検討の視点	環境の保全のための措置	措置の区分
施設の稼働	騒音の影響	発生源対策	・設置機器の点検・整備、運転管理を適切に行うとともに、異常音・異常振動が認められる場合は、点検・修理を行う。	低　減
			・共振への対策として、施設の稼働前後で構造振動の測定を行い、状況を確認する。	低　減
			・計画地北側、西側及び南側には防音壁（高さ約 2.5m）を設置する。	低　減

b 基準、目標等との整合の観点

施設の稼働に伴う騒音の評価結果は、表 8.3-29 に示すとおりである。

施設の稼働に伴う騒音の予測結果は、すべての時間区分で規制基準（整合を図るべき基準等）に適合すると予測する。

以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていると評価する。

表 8.3-29　施設の稼働に伴う騒音の評価の結果

単位：dB

予測地点	時間区分	寄与騒音レベル	バックグラウンド騒音レベル	将来予測騒音レベル	規制基準
最大値出現地点（計画地北側敷地境界）	朝	51	52	54	65
	昼　間		56	57	70
	夕		52	54	65
	夜　間		49	53	55

注1)時間区分　朝：６～８時　昼間：８～18時　夕：18～21時　夜間：21～翌６時
注2)将来予測騒音レベルは、寄与騒音レベルとバックグラウンド騒音レベルのエネルギー和を示す。

8.4 振　動

8.4 振　動

（1）調　査

1）調査項目

調査項目は、表 8.4-1 に示すとおりである。

表 8.4-1　振動における調査項目

調査項目	調査内容
振動の状況	環境振動、道路交通振動
道路交通の状況	自動車交通量、走行速度、道路構造、地盤卓越振動数
その他	伝搬に影響を及ぼす地表面の状況、周辺の人家・保全対象施設等の状況、既存の発生源の状況

2）調査方法

① 既存資料調査

既存資料調査は、表 8.4-2 に示す資料を収集、整理した。

表 8.4-2　振動における既存資料調査の収集資料

調査項目	既存資料
振動の状況	・「令和５年度　行政実績報告書」（令和６年９月、大泉町） ・「令和６年版　環境白書」（令和６年９月、群馬県環境森林部）
その他	「第二次大泉町都市計画マスタープラン（一部改訂版）」（令和３年３月、大泉町）

② 現地調査

振動における現地調査方法は、表 8.4-3～表 8.4-4 に示すとおりである。

表 8.4-3　振動における現地調査方法（振動の状況）

調査内容	調査方法
環境振動 道路交通振動	JIS Z 8735「振動レベルの測定方法」に準拠する方法

表 8.4-4　振動における現地調査方法（道路交通の状況）

調査内容	調査方法
自動車交通量	通過台数をハンドカウンターにより時間別・方向別・車種別にカウントする方法（１時間毎）とした。車種分類は３車種（大型車、小型車、二輪車）とした。
走行速度	大型車及び小型車を対象に、方向別に一定区間を走行する時間をストップウォッチにより計測し、走行速度を算出した。
道路の構造	交通量の状況を計測する断面における道路の車道、路肩、歩道等の幅員について、メジャー等で計測した。
地盤卓越振動数	「道路環境影響評価の技術手法」（平成 24 年度版　国土技術政策総合研究所）に基づく方法とする。

３）調査地域・地点

① 既存資料調査

既存資料の調査地域は計画地及びその周辺とし、各項目における調査地点は表 8.4-5 に示すとおりとした。

表 8.4-5　振動における既存資料調査の調査地点

調査項目		調査地点
振動の状況	道路交通振動	県道足利千代田線（北小泉一丁目 11 番 13 号先）

② 現地調査

現地調査の調査地域は計画地及びその周辺とし、各項目における調査地点は表 8.4-6 及び図 8.4-1 に示すとおりとした。

表 8.4-6　振動における現地調査の調査地点

調査項目		調査地点
振動の状況	環境振動	計画地の周辺の３地点（地点１～地点３）
	道路交通振動	計画地の周辺道路の６地点（№1～№6）
道路交通の状況		計画地の周辺道路の６地点（№1～№6）

４）調査期間

① 既存資料調査

既存資料調査の調査期間は、最新年度とした。

② 現地調査

現地調査の調査期間は、表 8.4-7 に示すとおりとした。

表 8.4-7　振動における現地調査の調査期間

調査項目	調査期間	
環境振動、道路交通振動、自動車交通量	休　日	令和７年３月１日(土) ～ ３月２日(日)
	平　日	令和７年３月６日(木) ～ ３月７日(金)
地盤卓越振動数	令和７年３月１日(土)	

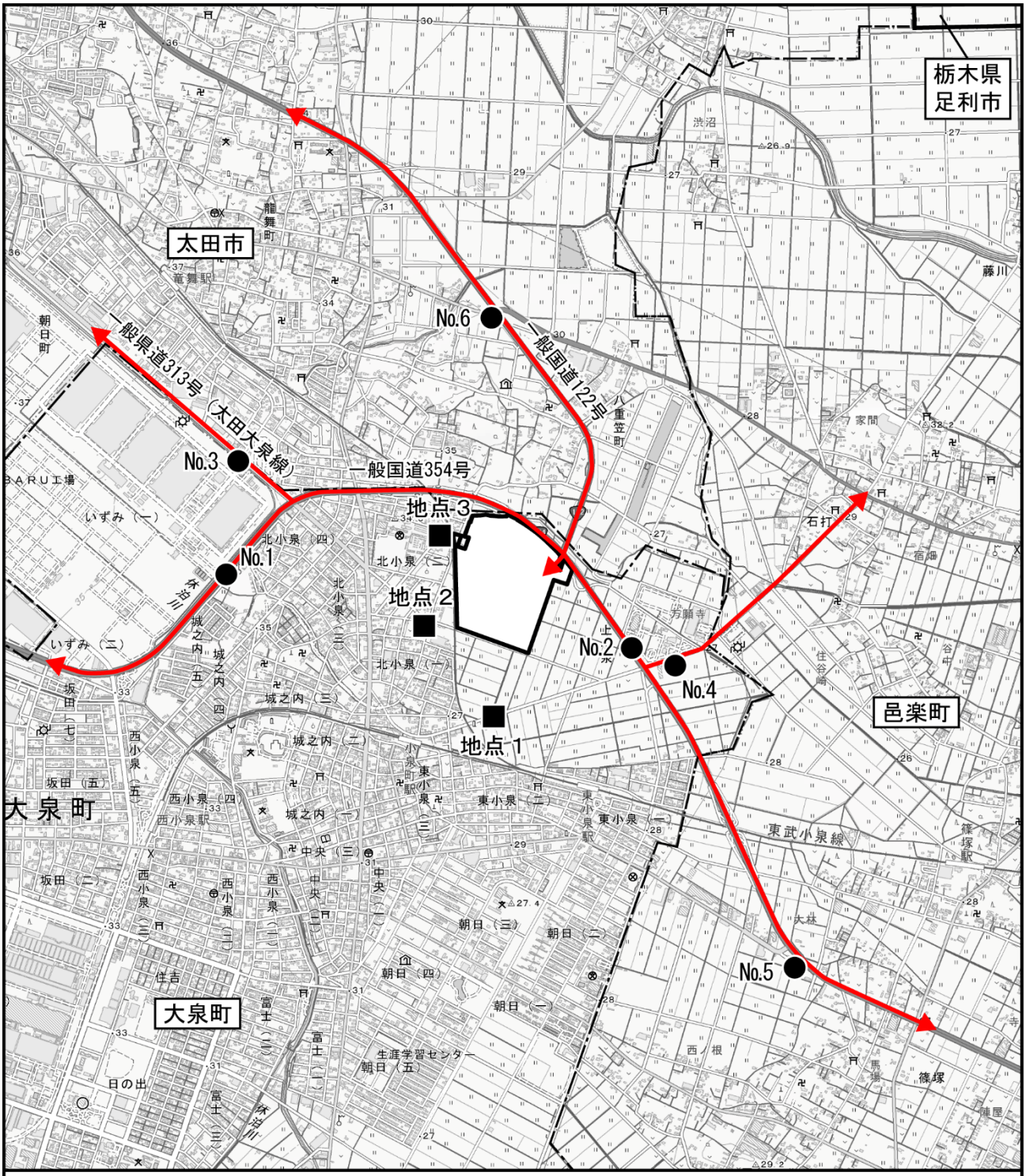


図 8.4-1　現地調査地点（振動）

５）調査結果

① 振動の状況

（ア）環境振動

ｱ）現地調査

環境振動の現地調査結果は、表 8.4-8 に示すとおりである。

休日の振動レベル(L_{10})は昼間が 25～28dB、夜間が 16～17dB であり、昼間は地点２、夜間は地点３が最も大きかった。平日の振動レベル(L_{10})は昼間が 24～32dB、夜間が 20～22dB であり、昼間は地点１、夜間は地点３が最も大きかった。

表 8.4-8　環境振動の現地調査結果

単位：dB

調査地点	休　日			平　日		
	昼　間	夜　間	24 時間	昼　間	夜　間	24 時間
地点１	25	16	20	32	21	26
地点２	28	16	21	24	20	22
地点３	26	17	21	28	22	25

注1)時間区分　昼間：８～19時、夜間：19～翌８時
注2)表中の値は、時間区分ごとの振動レベル80%レンジ上端値の平均値である。

（イ）道路交通振動

ｱ）既存資料調査

道路交通振動の状況の調査は、「第３章　計画地及びその周囲の概況　3.2　環境要素の状況　（１）大気環境」（p.45～46 参照）に示したとおりである。

ｲ）現地調査

道路交通振動の調査結果は、表 8.4-9 に示すとおりである。

休日の振動レベル(L_{10})は昼間が 39～59dB、夜間が 28～49dB であり、昼間、夜間ともに№2 が最も大きかった。平日の振動レベル(L_{10})は昼間が 42～63dB、夜間が 34～57dB であり、昼間、夜間ともに№2 が最も大きかった。

また、平日、休日ともにすべての調査地点で要請限度を下回っていた。

表 8.4-9　道路交通振動の現地調査結果

単位:dB

調査地点	休　日			平　日			要請限度	
	昼　間	夜　間	24 時間	昼　間	夜　間	24 時間	昼　間	夜　間
№1	40	33	36	45	40	42	70	65
№2	59	49	54	63	57	60	65	60
№3	47	37	42	52	45	48	70	65
№4	39	31	35	42	36	39	65	60
№5	52	44	48	58	51	54	65	60
№6	39	28	33	43	34	39	65	60

注1)時間区分　昼間：８～19時、夜間：19～翌８時
注2)表中の値は、時間区分ごとの振動レベル80%レンジ上端値の平均値である。

② 道路交通の状況

（ア） 現地調査

ｱ） 交通量の状況

交通量の現地調査結果は、「8.1 大気質　（１）調査　５）　調査結果」に示したとおりである。

ｲ） 走行速度

走行速度の現地調査結果は、「8.1 大気質　（１）調査　５）　調査結果」に示したとおりである。

ｳ） 道路の構造

道路の構造の現地調査結果は、「8.1 大気質　（１）調査　５）　調査結果」に示したとおりである。

ｴ） 地盤卓越振動数

地盤卓越振動数の調査結果は、表 8.4-10 に示すとおりである。

各地点の地盤卓越振動数は 12.5～17.6Hz で、No.4 が最も高く、No.2 が最も低かった。

表 8.4-10　地盤卓越振動数の調査結果

単位：Hz

調査地点	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	地盤卓越振動数
No.1	16	16	16	12.5	16	12.5	16	12.5	12.5	12.5	14.3
No.2	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5
No.3	12.5	16	16	16	12.5	16	16	12.5	16	16	15.0
No.4	16	20	20	20	16	16	16	16	20	16	17.6
No.5	12.5	12.5	16	12.5	16	12.5	16	12.5	16	12.5	13.9
No.6	16	12.5	16	16	16	16	16	16	16	16	15.7

③ その他

（ア） 既存資料調査及び現地踏査

ｱ） 伝搬に影響を及ぼす地表面の状況

計画地は「谷底平野及び後背低地」であり、その周辺は「砂質台地１」、「人工改変地」、「砂礫台地」等から構成される。

また、計画地及びその周辺の表層地質は「泥質堆積物」、「火山灰」が広く分布している。

ｲ） 周辺の人家・保全対象施設等の状況

環境保全上配慮が必要な施設のうち、計画地の近辺に位置している施設としては、計画地西側の県立大泉高等学校や計画地周辺の住宅等が存在する。

ｳ）既存の発生源の状況

計画地では車載用円筒形リチウムイオン電池を製造する計画であり、施設の稼働において振動が発生する。また、関連車両などが発生源として挙げられる。

計画地周辺には事業場が立地していることから、これらが固定発生源として考えられる。また、移動発生源として、計画地の北側を通る一般国道 354 号、一般国道 122 号を走行する自動車、計画地西側及び南側を通る東武鉄道小泉線の電車等がある。

（２）予　測

１）工事による影響

① 資材等の運搬

（ア）予測項目

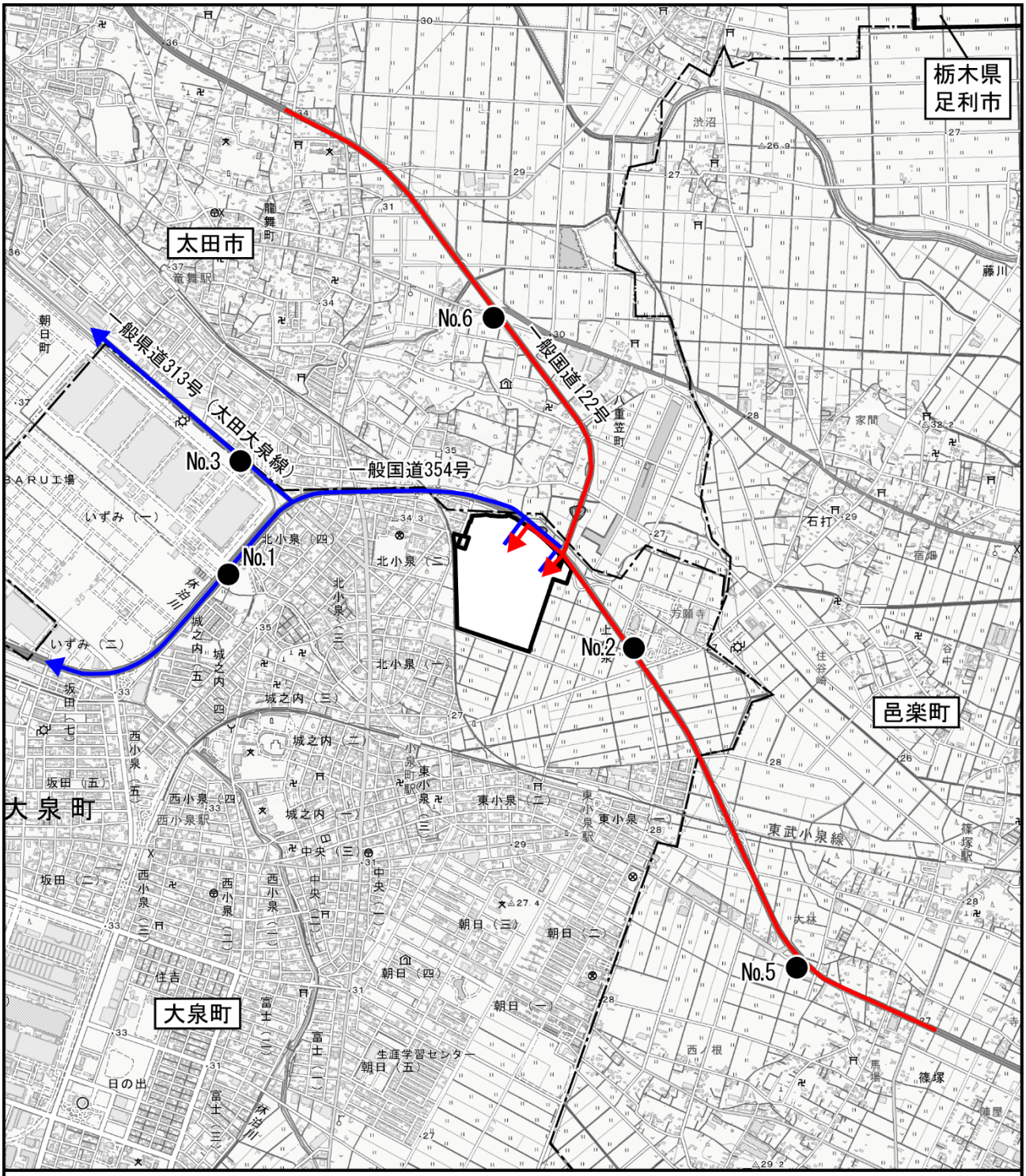
予測項目は、工事中の資材等の運搬による道路交通振動レベルとした。

（イ）予測地域・地点

予測地点は図 8.4-2 に示すとおり、資材等の運搬車両の走行ルート上の５地点（№1～№3、№5～№6）とした。

（ウ）予測時期

予測時期は、資材等の運搬の影響が最大となる時期とした。



出典：「電子地形図25,000」（国土地理院）

図 8.4-2　資材等の運搬車両の走行に伴う振動の予測地点

（エ）予測方法

ｱ）予測手順

予測手順は、図 8.4-3 に示すとおりである。

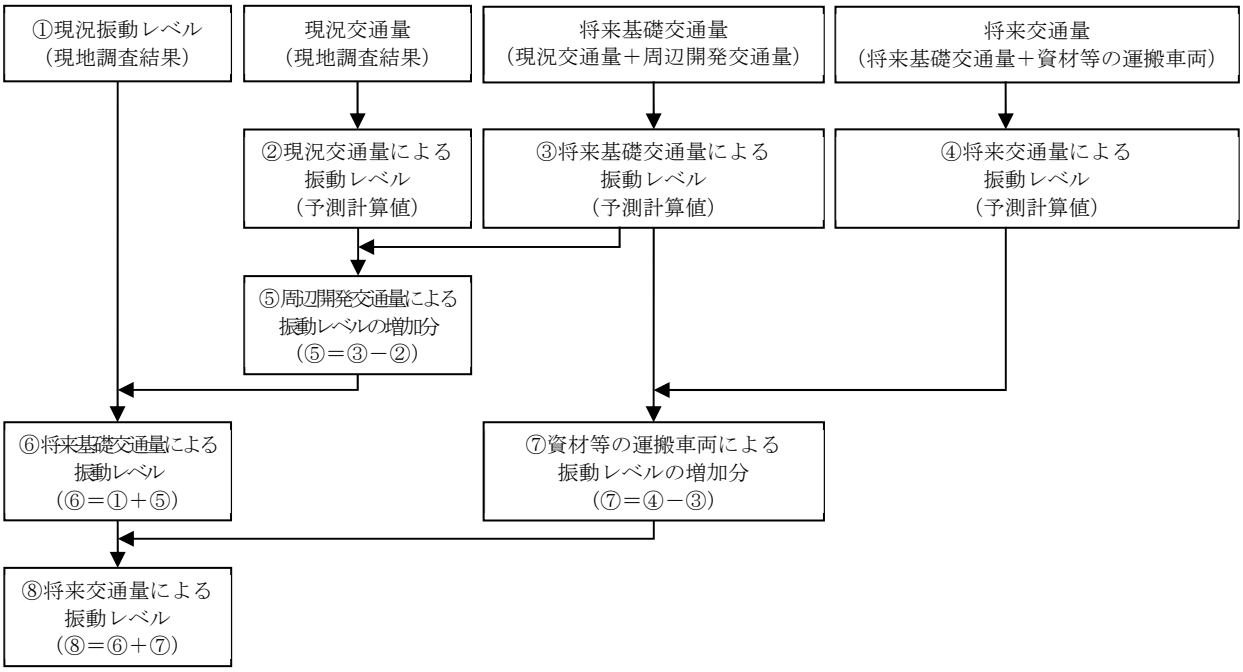


図 8.4-3　資材等の運搬車両の走行に伴う振動の予測手順

ｲ）予測式

予測式は、「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版)」（平成 25 年３月、国土交通省国土技術政策研究所　独立行政法人土木研究所）に基づく予測式を用いた。

$$L_{10} = a \log_{10}(\log_{10} Q) + b \log_{10} V + c \log_{10} M + d + \alpha_{\sigma} + \alpha_{f} + \alpha_{s} - \alpha_{l}$$

L_{10}	：振動レベルの 80％レンジの上端値の予測値（dB）
Q	：500 秒間の１車線あたりの等価交通量（台/500 秒/車線）

$$Q = \frac{500}{3600} \times \frac{1}{M} \times (Q_1 + KQ_2)$$

Q_1	：小型車時間交通量（台/時）
Q_2	：大型車時間交通量（台/時）
V	：平均走行速度（km/h）
M	：上下線合計の車線数
K	：大型車の小型車への変換係数（V ≦100km/h の場合：K ＝13）
a, b, c, d	：道路構造によって定める定数
α_{σ}	：路面の平坦性による補正値（dB）
α_{f}	：地盤卓越振動数による補正値（dB）
α_{s}	：道路構造による補正値（dB）
α_{l}	：距離減衰値（dB）

道路構造によって定める定数（a, b, c, d ）は、平面道路に適用される以下の値を用いた。

a =47、b=12、c =3.5、d=27.3

路面の平坦性による補正値（α_{σ}）は、平面道路のアスファルト舗装に適用される補正値を用いた。

$$\alpha_{\sigma} = 8.2 \log_{10} \sigma$$

σ	：路面平坦性標準偏差（mm）　σ ＝5 mm

地盤卓越振動数による補正値（α_{f}）は、平面道路に適用される補正値を用いた。地盤卓越振動数（ f ）は、調査結果を用いた。

$$\alpha_{f} = -17.3 \log_{10} f \quad (f \geqq 8\ \mathrm{Hz})$$

f	：地盤卓越振動数（Hz）

道路構造による補正値（α_s）は、平面道路に適用される補正値を用いた。

$$\alpha_s = 0$$

距離減衰値（α_l）は、平面道路の粘土地盤に適用される値を用いた。

$$\alpha_l = \beta \frac{log_{10}(r/5+1)}{log_{10} 2}$$

r　：予測基準点から予測地点までの距離（m）

β　：平面道路で粘土地盤の場合

$$\beta = 0.068 \left(a \log_{10}(\log_{10} Q) + b \log_{10} V + c \log_{10} M + d + \alpha_\sigma + \alpha_f + \alpha_s\right) - 2.0$$

なお、予測基準点は「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」に準拠し、最外側車線の中心より５ｍとした。

ｳ）予測条件

a 将来交通量

将来交通量は、「8.1 大気質　（２）予測　１）工事による影響　①資材等の運搬」に示したとおりである。

b 走行速度

走行速度は、「8.1 大気質　（２）予測　１）工事による影響　①資材等の運搬」に示したとおり、規制速度とした。

c 道路条件

道路断面図は、「8.3 騒音　（２）予測　１）工事による影響　①資材等の運搬」に示したとおりである。

（オ）予測結果

資材等の運搬車両の走行に伴う振動レベルの予測結果は、表 8.4-11 に示すとおりである。

資材等の運搬車両の走行に伴う将来予測振動レベルは昼間で47～67dB、夜間で42～65dBである。

表 8.4-11　資材等の運搬車両の走行に伴う振動の予測結果

単位：dB

予測地点	区域の区分	時間区分	振動レベルが最大となる時間帯	振動レベル（L_{10}）		
				将来基礎交通量による振動レベル	将来交通量による振動レベル	資材等の運搬車両の走行に伴う増加分
No.1	第２種区域	昼間	10時台	47（47.2）	47（47.3）	１dB 未満（0.1）
		夜間	６時台	46（46.0）	46（46.0）	１dB 未満（0.0）
No.2	第１種区域	昼間	10時台	67（67.2）	67（67.3）	１dB 未満（0.1）
		夜間	６時台	65（65.0）	65（65.1）	１dB 未満（0.1）
No.3	第２種区域	昼間	９時台	55（54.8）	55（55.2）	１dB 未満（0.4）
		夜間	６時台	53（53.0）	53（53.0）	１dB 未満（0.0）
No.5	第１種区域	昼間	10時台	61（61.1）	61（61.3）	１dB 未満（0.2）
		夜間	６，７時台	56（56.0）	56（56.1）	１dB 未満（0.1）
No.6	第１種区域	昼間	13時台	47（47.4）	48（47.8）	１dB（0.4）
		夜間	６時台	42（42.0）	42（42.4）	１dB 未満（0.4）

注1)予測地点は、図8.4-2に示す。
注2)資材等の運搬車両の走行時間帯：６～20時
注3)時間区分　昼間：８～19時　夜間：19～翌８時
注4)（　）内の数値は、計算値（小数第一位表示）を示す。

② 重機の稼働

（ア） 予測項目

予測項目は、工事中の重機の稼働に伴う建設作業振動レベルとした。

（イ） 予測地域・地点

予測地域は計画地及びその周辺とし、予測地点は計画地敷地境界とした。

（ウ） 予測時期

予測時期は、工事中の重機の稼働の影響が最大となる時期（工事開始 12 ヶ月目）とした。

（エ） 予測方法

ｱ） 予測手順

予測手順は、図 8.4-4 に示すとおりである。

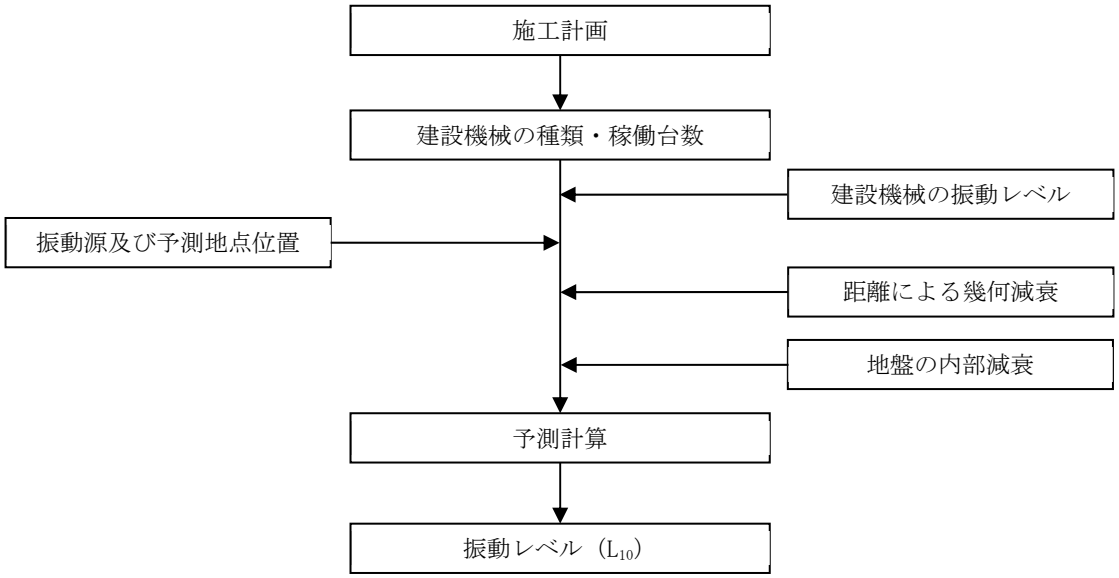


図 8.4-4　重機の稼働に伴う振動の予測手順

ｲ）予測式

予測式は、振動の伝播理論式を用いた。予測は、距離による幾何減衰及び地盤の内部減衰を考慮して行った。

$$VL_i = VL_0 - 20n \cdot log_{10}(r/r_0) - 8.68(r - r_0) \cdot \lambda$$

VL_i　：予測地点における振動源（i）ごとの振動レベル（dB）
VL_0　：基準点における振動レベル（dB）
r　：振動源から予測地点までの距離（m）
r_0　：振動源から基準点までの距離（m）
n　：幾何減衰定数（n＝0.5：表面波）
λ　：地盤の内部減衰定数（λ＝0.01）

また、予測地点における振動レベルは、以下に示す複数振動源による振動レベルの合成式より算出した。

$$VL = 10\log_{10}\left(\sum_{i=1}^{n} 10^{\frac{VL_i}{10}}\right)$$

VL　：予測地点における合成振動レベル（dB）
VL_i　：予測地点における振動源ごとの振動レベル（dB）
n　：振動源の数

ｳ）予測条件

a 重機の種類・稼働台数・振動レベル

予測対象時期における重機の種類・稼働台数・振動レベルは、表 8.4-12 に示すとおりである。

表 8.4-12　重機の種類・稼働台数・振動レベル

予測の対象時点	種類	稼働台数（台/日）	基準点（５m）における振動レベル（dB）	資料
工事開始 12 ヶ月目	杭打機	12	63	①
	転圧ローラー	6	61	②
	ローダー	6	51	②
	バックホウ(0.4m^3)	8	59	②
	バックホウ(0.7m^3)	3	65	②
	ラフタークレーン（25ｔ）	12	42	②
	ラフタークレーン（60ｔ）	12	42	②
	ラフタークレーン（80ｔ）	6	42	②
	クローラークレーン（120ｔ）	6	35	②
	クローラークレーン（350ｔ）	6	35	②
	クローラークレーン（500ｔ）	6	35	②
	コンクリートポンプ車	18	69	①
	合計	101	(83)	

注）合計の（　）内の数値は、振動レベルの合成値を示す。
資料：①「建設作業振動対策マニュアル」（平成６年４月、(社)日本重機化協会）
②「建設騒音及び振動の防止並びに排除に関する調査試験報告書」（昭和54年10月、建設省土木研究所）

b 重機の配置

重機の配置は、「8.3 騒音　（２）予測　１）工事による影響　②重機の稼働」に示したとおりである。

また、予測にあたっては、計画地周辺への影響が大きくなる場合を想定し、すべての重機が同時に稼働していることとした。

（オ）予測結果

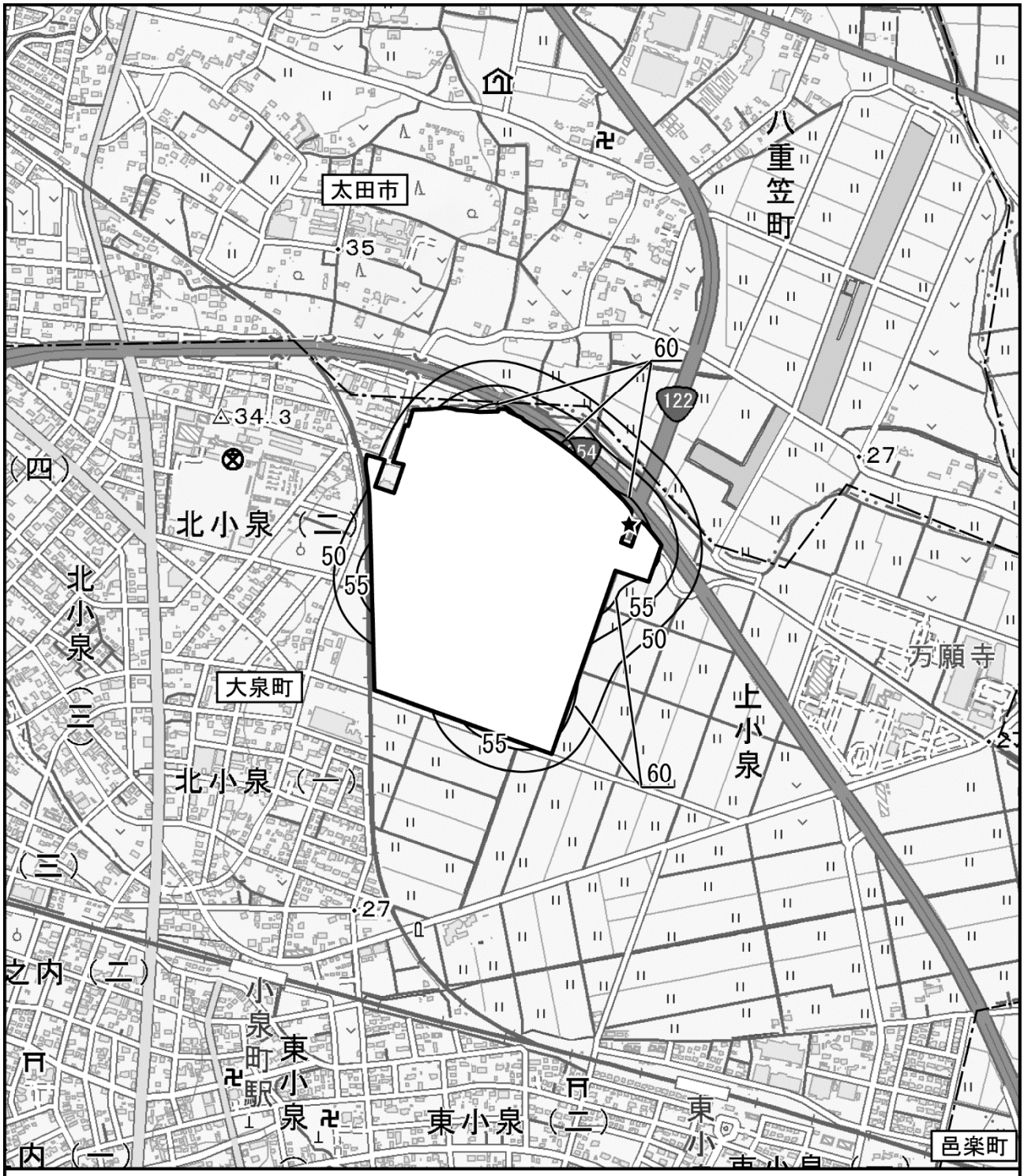
重機の稼働に伴う振動レベルの予測結果は、表 8.4-13 及び図 8.4-5 に示すとおりである。

重機の稼働に伴う将来予測振動レベルは、65dB である。

表 8.4-13　重機の稼働に伴う振動の予測結果

単位：dB

予測の対象時点	予測地点（最大値出現地点）	将来予測振動レベル（L_{10}）
工事開始 12 ヶ月目	計画地北側敷地境界	65



出典：「電子地形図25,000」（国土地理院）

図 8.4-5　重機の稼働に伴う振動の予測結果（工事開始 12 ヶ月目）

1：10,000
0　100　200　300m

N

２）供用による影響

① 自動車交通の発生

（ア）予測項目

予測項目は、供用後の自動車交通の発生に伴う道路交通振動レベルとした。

（イ）予測地域・地点

予測地点は図 8.4-6 に示すとおり、関連車両の走行ルートの６地点(№1～№6)とした。

（ウ）予測時期

予測時期は、本施設の稼働が定常な状態となる時期とした。

（エ）予測方法

ｱ）予測手順

予測手順は、「１）工事による影響　①資材等の運搬」と同様とした。

なお、図中の「施工計画」は「事業計画」に、「資材等の運搬車両」は「関連車両」に読み替えるものとする。

ｲ）予測式

予測式は、「１）工事による影響　①資材等の運搬」と同様とした。

ｳ）予測条件

a 将来交通量

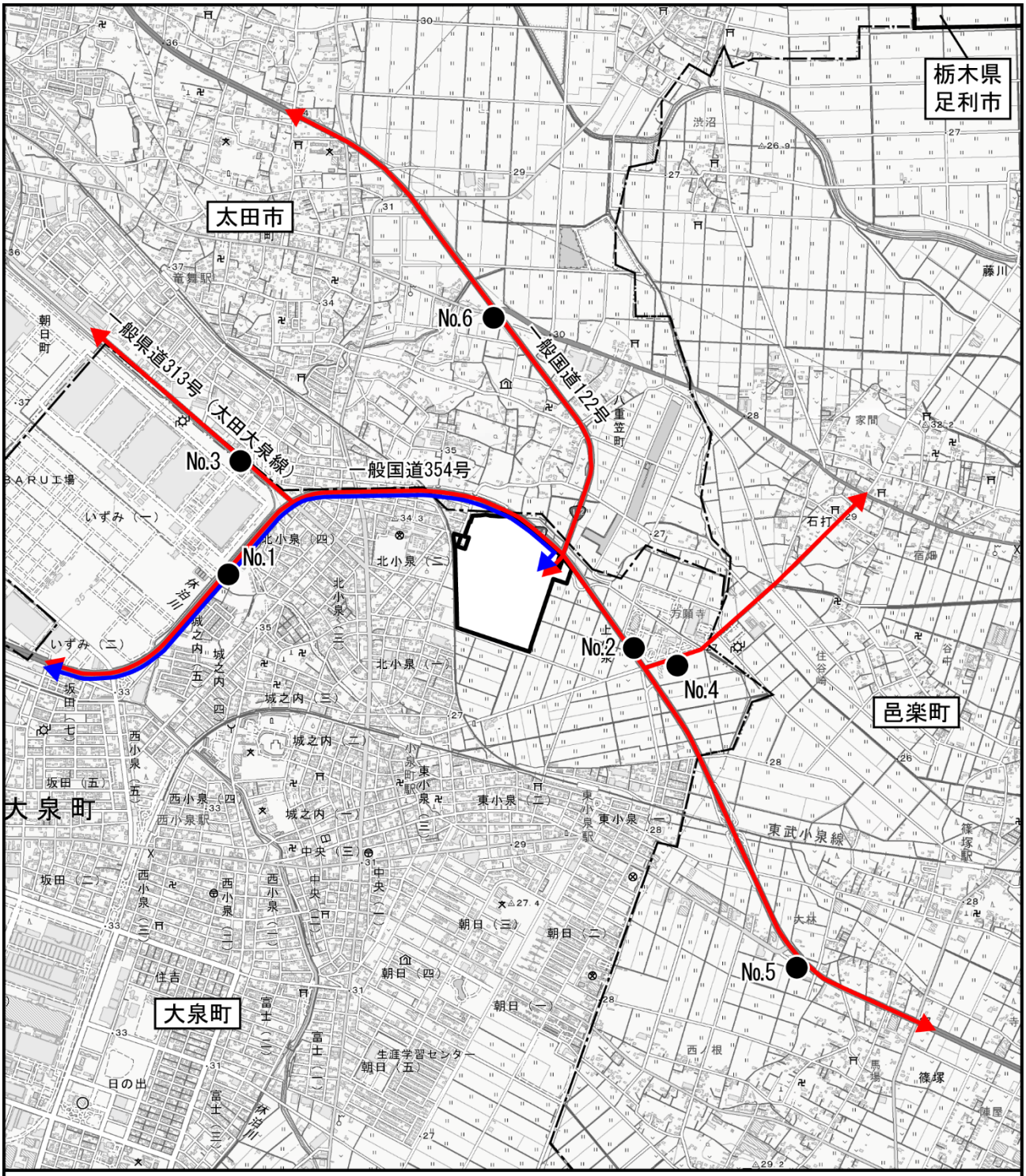
将来交通量は、「8.1 大気質　（２）予測　２）供用による影響　①自動車交通量の発生」に示したとおりである。

b 走行速度

走行速度は、「8.1 大気質　（２）予測　２）供用による影響　①自動車交通量の発生」に示したとおり、規制速度とした。

c 道路断面図

道路断面図は、「8.3 騒音　（２）予測　１）工事による影響　①資材等の運搬」に示したとおりである。



凡　例

計画地	予測地点（No.1～No.6）
県　界	関連車両（材料搬入、通勤用車両）の走行ルート
市町界	関連車両（完成品輸送）の走行ルート

出典：「電子地形図25,000」（国土地理院）

図 8.4-6　関連車両の走行に伴う振動の予測地点

1：25,000
0　250　500　750m

N

（オ）予測結果

自動車交通の発生に伴う振動レベルの予測結果は、表 8.4-14 に示すとおりである。

自動車交通の発生に伴う将来予測振動レベルは昼間で 44～67dB、夜間で 42～65dB である。

表 8.4-14　自動車交通の発生に伴う振動の予測結果

単位：dB

予測地点	区域の区分	時間区分	振動レベルが最大となる時間帯	振動レベル（L_{10}）		
				将来基礎交通量による振動レベル	将来交通量による振動レベル	関連車両の走行に伴う増加分
No.1	第２種区域	昼間	10時台	47（47.0）	47（47.0）	1 dB 未満（0.0）
		夜間	６時台	46（46.1）	46（46.2）	1 dB 未満（0.1）
No.2	第１種区域	昼間	10時台	67（67.0）	67（67.0）	1 dB 未満（0.0）
		夜間	６時台	65（65.1）	65（65.1）	1 dB 未満（0.0）
No.3	第２種区域	昼間	16時台	54（54.3）	54（54.3）	1 dB 未満（0.0）
		夜間	６時台	53（53.3）	53（53.3）	1 dB 未満（0.0）
No.4	第１種区域	昼間	９,10,14時台	44（44.0）	44（44.0）	1 dB 未満（0.0）
		夜間	６時台	47（47.0）	47（47.0）	1 dB 未満（0.0）
No.5	第１種区域	昼間	10時台	61（61.0）	61（61.0）	1 dB 未満（0.0）
		夜間	６，７時台	56（56.1）	56（56.1）	1 dB 未満（0.0）
No.6	第１種区域	昼間	13時台	47（47.2）	47（47.3）	1 dB 未満（0.1）
		夜間	６時台	42（42.4）	42（42.4）	1 dB 未満（0.0）

注1）予測地点は、図8.4-2に示す。
注2）時間区分　昼間：８～19時　夜間：19～翌８時
注3）（　）内の数値は、計算値（小数第一位表示）を示す。

② 施設の稼働

（ア） 予測項目

予測項目は、供用後の施設の稼働に伴う振動レベルとした。

（イ） 予測地域・地点

予測地域は計画地周辺とし、予測地点は図 8.4-1 に示す３地点（地点１～地点３）とした。

（ウ） 予測時期

予測時期は、施設の稼働が定常な状態となる時期とした。

（エ） 予測方法

ｱ） 予測手順

予測手順は、図 8.4-7 に示すとおりである。

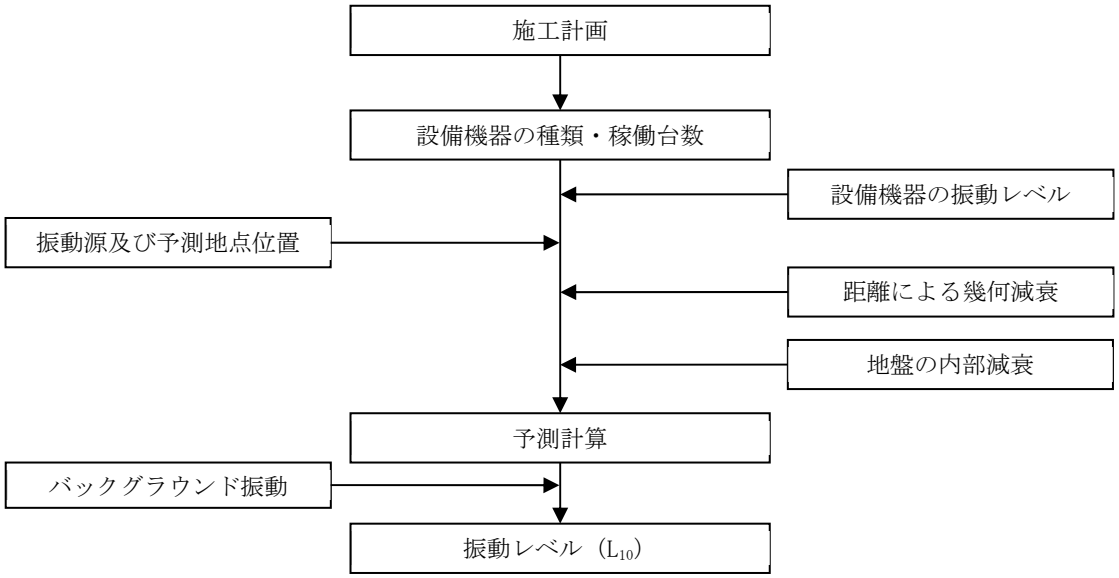


図 8.4-7　施設の稼働に伴う振動の予測手順

ｲ） 予測式

予測式は、「２） 工事による影響　②重機の稼働」と同様とした。

ｳ）予測条件

a 設備機器の種類・稼働台数・振動レベル

設備機器の台数・振動レベルは、表 8.4-15 に示すとおりである。

振動源としては、建屋１階及び屋外に設置される可能性がある設備機器を対象とした。

表 8.4-15　設備機器の台数・振動レベル

単位：dB

建　屋	番　号	設備機器	台　数 (台)	基準点（５ｍ）における 振動レベル
原動棟	⑬	送風機	2	38
	⑭	ポンプ	38	45
	⑮	コンプレッサー	2	49
	⑯	ポンプ	46	45
ヤード	⑰	NMP 精製装置	1	29
	⑱	ポンプ	46	45

注1)設備機器の振動レベルは、類似施設（パナソニック エナジー株式会社住之江工場）における実測結果をもとに設定した。

注2)番号は、図8.3-12(1)～(3)と対応している。

b 設備機器の配置

設備機器の配置は「8.3 騒音　（２）予測　２）供用による影響　②施設の稼働　図 8.3.12(1)～(3)」に示したとおりである。

c バックグラウンド振動

バックグラウンド振動は表 8.4-16 に示すとおり、環境振動（地点１～３）の平日の現地調査結果を用いた。

表 8.4-16　バックグラウンド振動レベル

単位：dB

項　目	時間区分	バックグラウンド振動レベル
振　動	昼　間	29
	夜　間	24

注1)時間区分　昼間：８～19時　夜間：19～翌８時

注2)バックグラウンド振動レベルは環境振動（地点１～３）の平日の現地調査結果（L_{10}）の各時間区分における最大値を平均した値である。

（オ）予測結果

施設の稼働に伴う振動レベルの予測結果は、表 8.4-17 及び図 8.4-8 に示すとおりである。

最大値出現地点（計画地北側敷地境界）における施設の稼働に伴う将来予測振動レベルは、昼間及び夜間で 52dB である。

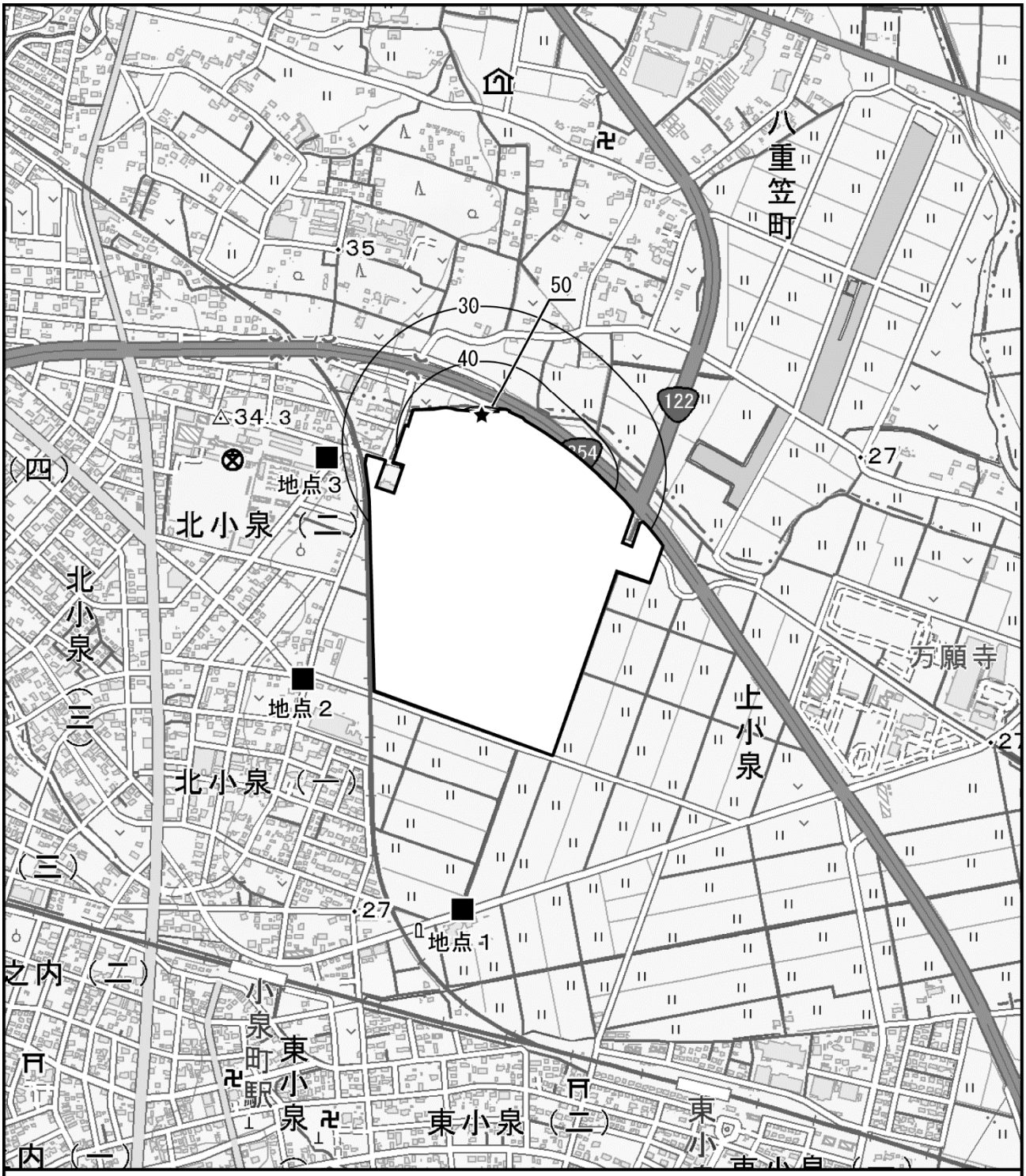
また、地点１～地点３における施設の稼働に伴う将来予測振動レベルは昼間で 29～31dB、夜間で 24～29dB であり、寄与振動レベルはすべての時間区分におけるバックグラウンド振動レベル（現況振動レベル）と同程度以下である。

表 8.4-17　施設の稼働に伴う振動の予測結果

単位：dB

予測地点	時間区分	寄与振動レベル	バックグラウンド振動レベル	将来予測振動レベル（L_{10}）
		①	②	③＝①＋②
最大値出現地点（計画地北側敷地境界）	昼　間	52	29	52
	夜　間		24	52
地点１	昼　間	0	29	29
	夜　間		24	24
地点２	昼　間	4	29	29
	夜　間		24	24
地点３	昼　間	27	29	31
	夜　間		24	29

注1)時間区分　昼間：８～19時　夜間：19～翌８時
注2)将来予測振動レベルは、寄与振動レベルとバックグラウンド振動レベルのエネルギー和を示す。



出典：「電子地形図25,000」（国土地理院）

図 8.4-8　施設の稼働に伴う振動の予測結果

1：10,000
0　100　200　300m

N

（３）評　価

１）工事による影響

① 資材等の運搬

（ア）評価項目

評価項目は、工事中の資材等の運搬による道路交通振動レベルとした。

ｱ）評価方法

a 回避、低減の観点

工事中の資材等の運搬に伴う振動への影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避、または低減されているかどうかを明らかにした。

b 基準、目標等との整合の観点

表 8.4-18 に示す整合を図るべき基準等と予測結果との比較を行い、整合が図られているかどうかを明らかにした。

表 8.4-18　工事中の資材等の運搬に伴う振動に係る整合を図るべき基準等

項　目	地　点	整合を図るべき基準等
振　動	№1、№3	昼間：70dB、夜間：65dB（第２種区域） 「振動規制法施行規則」（昭和 51 年 11 月、総理府令第 58 号）
	№2	現況に著しい影響を及ぼさないこと
	№5、№6	昼間：65dB、夜間：60dB（第１種区域） 「振動規制法施行規則」（昭和 51 年 11 月、総理府令第 58 号）

注）時間区分　昼間：８～19時、夜間：19～翌８時

ｲ）評価結果

a 回避、低減の観点

資材等の運搬にあたっては、表 8.4-18 に示す環境の保全のための措置を講ずることで、周辺環境への影響の低減に努める。

以上のことから、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。

表 8.4-19　振動に関する環境の保全のための措置

影響要因	影　響	検討の視点	環境の保全のための措置	措置の区分
資材等の運搬	振動の影響	発生源対策	・資材等の運搬車両に対し、制限速度を遵守し、また、民家付近では特に低速運転を心がけ、急発進、急ブレーキを行わないよう指導・教育を行う。	低　減
			・短時間に資材等の運搬車両が集中することがないよう車両通行時間の調整を行う。	低　減
			・資材等の運搬車両が場内で待機する場合は、アイドリングストップを徹底し、振動の発生の抑制に努める。	低　減

b 基準、目標等との整合の観点

資材等の運搬車両の走行に伴う振動の評価結果は、表 8.4-20 に示すとおりである。

資材等の運搬車両の走行に伴う振動の予測結果は、No.2 を除く予測地点で要請限度（整合を図るべき基準等）に適合すると予測する。No.2 の昼間及び夜間では要請限度を上回るものの、将来基礎交通量による振動レベルですでに要請限度を上回っており、資材等の運搬車両の走行に伴う増加分は１dB 未満（0.1dB）である。また、短時間に資材等の運搬車両が集中することがないよう車両運行時間の調整を行う等の環境の保全のための措置を適切に実施し、実行可能な範囲内でできる限り低減に努めるため、現況に著しい影響を及ぼさないと考える。

以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていると評価する。

表 8.4-20　資材等の運搬車両の走行に伴う振動の評価の結果

単位：dB

予測地点	区域の区分	時間区分	振動レベルが最大となる時間帯	振動レベル（L_{10}）			要請限度
				将来基礎交通量による振動レベル	将来交通量による振動レベル	資材等の運搬車両の走行に伴う増加分	
No.1	第２種区域	昼間	10時台	47（47.2）	47（47.3）	１dB 未満（0.1）	70
		夜間	６時台	46（46.0）	46（46.0）	１dB 未満（0.0）	65
No.2	第１種区域	昼間	10時台	67（67.2）	67（67.3）	１dB 未満（0.1）	65
		夜間	６時台	65（65.0）	65（65.1）	１dB 未満（0.1）	60
No.3	第２種区域	昼間	９時台	55（54.8）	55（55.2）	１dB 未満（0.4）	70
		夜間	６時台	53（53.0）	53（53.0）	１dB 未満（0.0）	65
No.5	第１種区域	昼間	10時台	61（61.1）	61（61.3）	１dB 未満（0.2）	65
		夜間	６，７時台	56（56.0）	56（56.1）	１dB 未満（0.1）	60
No.6	第１種区域	昼間	13時台	47（47.4）	48（47.8）	１dB（0.4）	65
		夜間	６時台	42（42.0）	42（42.4）	１dB 未満（0.4）	60

注1)予測地点は、図8.4-2に示す。
注2)資材等の運搬車両の走行時間帯：６～20時
注3)時間区分　昼間：８～19時　夜間：19～翌８時
注4)（　）内の数値は、計算値（小数第一位表示）を示す。

② 重機の稼働

（ア）評価項目

評価項目は、工事中の重機の稼働に伴う建設作業振動レベルとした。

ｱ）評価方法

a 回避、低減の観点

工事中の重機の稼働に伴う振動への影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避、または低減されているかどうかを明らかにした。

b 基準、目標等との整合の観点

表 8.4-21 に示す整合を図るべき基準等と予測結果との比較を行い、整合が図られているかどうかを明らかにした。

表 8.4-21　工事中の重機の稼働に伴う振動に係る整合を図るべき基準等

項　目	整合を図るべき基準等
振　動	75dB 「振動規制法施行規則」（昭和 51 年 11 月、総理府令第 58 号）

ｲ）評価結果

a 回避、低減の観点

重機の稼働にあたっては、表 8.4-22 に示す環境の保全のための措置を講ずることで、周辺環境への影響の低減に努める。

以上のことから、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。

表 8.4-22　振動に関する環境の保全のための措置

影響要因	影　響	検討の視点	環境の保全のための措置	措置の区分
重機の稼働	振動の影響	発生源対策	・重機については、低振動型の機械の採用に努める。	低　減

b 基準、目標等との整合の観点

重機の稼働に伴う振動の評価結果は、表 8.4-23 に示すとおりである。

重機の稼働に伴う振動の予測結果は、規制基準（整合を図るべき基準等）に適合すると予測する。

以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていると評価する。

表 8.4-23　重機の稼働に伴う振動の評価の結果

単位：dB

予測の対象時点	予測地点 （最大値出現地点）	将来予測振動レベル （L_{10}）	規制基準
工事開始 12 ヶ月目	計画地北側敷地境界	65	75

2）供用による影響

① 自動車交通の発生

（ア）評価項目

評価項目は、供用後の自動車交通の発生に伴う道路交通振動レベルとした。

ｱ）評価方法

a 回避、低減の観点

自動車交通の発生に伴う振動への影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避、または低減されているかどうかを明らかにした。

b 基準、目標等との整合の観点

表 8.4-24 に示す整合を図るべき基準等と予測結果との比較を行い、整合が図られているかどうかを明らかにした。

表 8.4-24　自動車交通の発生に伴う振動に係る整合を図るべき基準等

項　目	地　点	整合を図るべき基準等
振　動	№1、№3	昼間：70dB、夜間：65dB（第２種区域） 「振動規制法施行規則」（昭和 51 年 11 月、総理府令第 58 号）
	№2	現況に著しい影響を及ぼさないこと
	№5、№6	昼間：65dB、夜間：60dB（第１種区域） 「振動規制法施行規則」（昭和 51 年 11 月、総理府令第 58 号）

注）時間区分　昼間：８～19時、夜間：19～翌８時

ｲ）評価結果

a 回避、低減の観点

自動車交通の発生にあたっては、表 8.4-25 に示す環境の保全のための措置を講ずることで、周辺環境への影響の低減に努める。

以上のことから、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。以下の措置を講じることで振動への影響の低減に努める。

表 8.4-25　振動に関する環境の保全のための措置

影響要因	影　響	検討の視点	環境の保全のための措置	措置の区分
自動車交通の発生	振動の影響	発生源対策	・施設の関連車両に対し、制限速度を遵守し、また、民家付近では特に低速運転を心がけ、急発進、急ブレーキを行わないよう指導・教育を行う。	低　減
			・短時間に施設の関連車両が集中することがないよう車両通行時間の調整を行う。	低　減
			・外部運搬業者に対しても、これらのルールを守るよう指導・教育するとともに、定められた搬入ルートを遵守するよう指導・教育を行う。	低　減

b 基準、目標等との整合の観点

自動車交通の発生に伴う振動の評価結果は、表 8.4-26 に示すとおりである。

自動車交通の発生に伴う振動の予測結果は、No.2 を除く予測地点で要請限度（整合を図るべき基準等)に適合すると予測する。No.2 の昼間及び夜間では要請限度を上回るものの、将来基礎交通量による振動レベルですでに要請限度を上回っており、関連車両の走行に伴う増加分は１dB 未満（0.0dB）である。また、短時間に関連車両が集中することがないよう車両運行時間の調整を行う等の環境の保全のための措置を適切に実施し、実行可能な範囲内でできる限り低減に努めるため、現況に著しい影響を及ぼさないと考える。

以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていると評価する。

表 8.4-26　自動車交通の発生に伴う振動の評価の結果

単位：dB

予測地点	区域の区分	時間区分	振動レベルが最大となる時間帯	振動レベル（L_{10}）			要請限度
				将来基礎交通量による振動レベル	将来交通量による振動レベル	関連車両の走行に伴う増加分	
No.1	第２種区域	昼間	10時台	47（47.0）	47（47.0）	1 dB 未満（0.0）	70
		夜間	６時台	46（46.1）	46（46.2）	1 dB 未満（0.1）	65
No.2	第１種区域	昼間	10時台	67（67.0）	67（67.0）	1 dB 未満（0.0）	65
		夜間	６時台	65（65.1）	65（65.1）	1 dB 未満（0.0）	60
No.3	第２種区域	昼間	16時台	54（54.3）	54（54.3）	1 dB 未満（0.0）	70
		夜間	６時台	53（53.3）	53（53.3）	1 dB 未満（0.0）	65
No.4	第１種区域	昼間	9,10,14時台	44（44.0）	44（44.0）	1 dB 未満（0.0）	65
		夜間	６時台	47（47.0）	47（47.0）	1 dB 未満（0.0）	60
No.5	第１種区域	昼間	10時台	61（61.0）	61（61.0）	1 dB 未満（0.0）	65
		夜間	６，７時台	56（56.1）	56（56.1）	1 dB 未満（0.0）	60
No.6	第１種区域	昼間	13時台	47（47.2）	47（47.3）	1 dB 未満（0.1）	65
		夜間	６時台	42（42.4）	42（42.4）	1 dB 未満（0.0）	60

注1)予測地点は、図8.4-2に示す。
注2)時間区分　昼間：８～19時　夜間：19～翌８時
注3)（　）内の数値は、計算値（小数第一位表示）を示す。

② 施設の稼働

（ア）評価項目

評価項目は、供用後の施設の稼働に伴う振動レベルとした。

ｱ）評価方法

a 回避、低減の観点

施設の稼働に伴う振動への影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避、または低減されているかどうかを明らかにした。

b 基準、目標等との整合の観点

表 8.4-27 に示す整合を図るべき基準等と予測結果との比較を行い、整合が図られているかどうかを明らかにした。

表 8.4-27　施設の稼働に伴う振動に係る整合を図るべき基準等

項　目	整合を図るべき基準等	
振　動	昼間　70dB	「特定工場等において発生する振動について規制する時間及び区域の区分ごとの規制基準」 （平成 12 年９月、群馬県告示第 552 号） （平成 19 年４月、太田市告示第 145 号）
	夜間　65dB	

注）時間区分　昼間：８～19時　夜間：19～翌８時

ｲ）評価結果

a 回避、低減の観点

施設の稼働にあたっては、表 8.4-28 に示す環境の保全のための措置を講ずることで、周辺環境への影響の低減に努める。

以上のことから、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。以下の措置を講じることで振動への影響の低減に努める。

表 8.4-28　振動に関する環境の保全のための措置

影響要因	影　響	検討の視点	環境の保全のための措置	措置の区分
施設の稼働	振動の影響	発生源対策	・設置機器の点検・整備、運転管理を適切に行うとともに、異常音・異常振動が認められる場合は、点検・修理を行う。	低　減
			・共振への対策として、施設の稼働前後で構造振動の測定を行い、状況を確認する。	低　減

b 基準、目標等との整合の観点

施設の稼働に伴う振動の評価結果は、表 8.4-29 に示すとおりである。

施設の稼働に伴う振動の予測結果は、すべての時間区分で規制基準（整合を図るべき基準等）に適合すると予測する。

以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていると評価する。

表 8.4-29　施設の稼働に伴う振動の評価の結果

単位：dB

予測地点	時間区分	将来予測振動レベル (L_{10})	規制基準
最大値出現地点（計画地北側敷地境界）	昼　間	52	70
	夜　間	52	65

注）時間区分　昼間：８～19時　夜間：19～翌８時

8.5　低周波音

8.5 低周波音

（１）調　査

１）調査項目

調査項目は、表 8.5-1 に示すとおりである。

表 8.5-1　低周波音における調査項目

調査項目	調査内容
低周波音の状況	低周波音の音圧レベル
その他	伝搬に影響を及ぼす地表面の状況、周辺の人家・保全対象施設等の状況、既存の発生源の状況

２）調査方法

① 既存資料調査

既存資料調査は、表 8.5-2 に示す資料を収集、整理した。

表 8.5-2　低周波音における既存資料調査の収集資料

調査項目	概況調査資料
その他	「第二次大泉町都市計画マスタープラン（一部改訂版）」（令和３年３月、大泉町）

② 現地調査

低周波音における現地調査方法は、表 8.5-3 に示すとおりである。

表 8.5-3　低周波音における現地調査方法（低周波音の状況）

調査項目	調査方法
低周波音	「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（平成 12 年 10 月、環境省）に準拠する方法

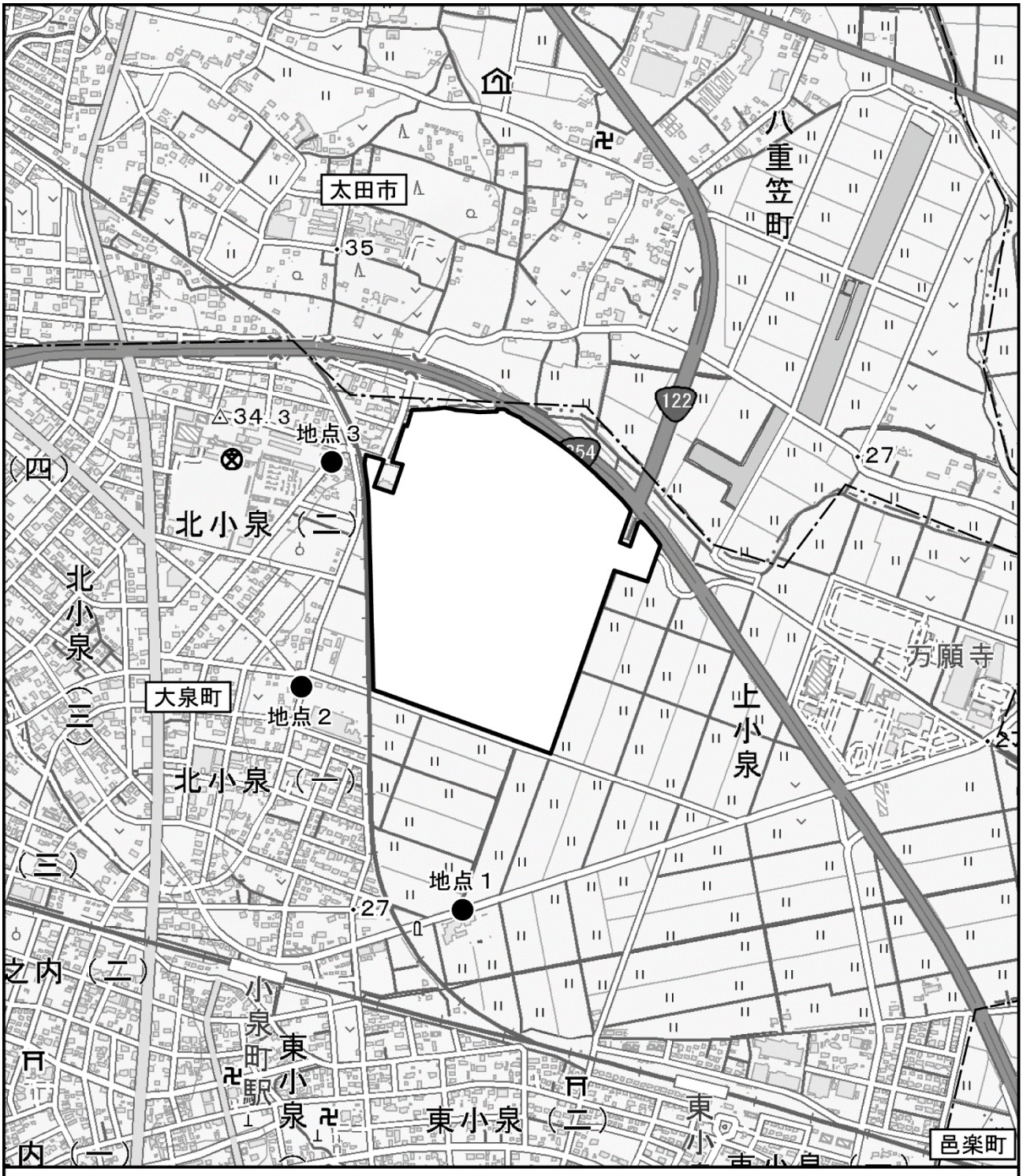
３）調査地域・地点

① 現地調査

現地調査の調査地域は計画地及びその周辺とし、低周波音における調査地点は表 8.5-4 及び図 8.5-1 に示すとおりとした。

表 8.5-4　低周波音における現地調査の調査地点

調査項目		調査地点
低周波音の状況	低周波音圧レベル	計画地の周辺の３地点（地点１～地点３）



出典：「電子地形図25,000」（国土地理院）

図 8.5-1　現地調査地点（低周波音）

1：10,000
0　100　200　300m

N

４）調査期間

① 現地調査

現地調査の調査期間は、表 8.5-5 に示すとおりとした。

表 8.5-5　低周波音における現地調査の調査期間

調査項目	調査期間	
低周波音	休　日	令和７年３月１日(土) ～ ３月２日(日)
	平　日	令和７年３月６日(木) ～ ３月７日(金)

５）調査結果

① 低周波音の状況

（ア）低周波音

低周波音の状況の調査は、現地調査により把握した。

ｱ）現地調査

低周波音圧レベルの調査結果は、表 8.5-6 に示すとおりである。

各地点の休日のＧ特性音圧レベル（L_{G5}）は 68～76dB、平日が 73～85dB であり、休日は地点３、平日は地点１が最も大きかった。

表 8.5-6　低周波音圧レベルの現地調査結果

単位：dB

区分 ＼ 調査地点		休　日			平　日		
		地点１	地点２	地点３	地点１	地点２	地点３
L_{G5}		68	67	76	85	73	76
1/3 オクターブバンド周波数	1Hz	52	46	72	82	74	73
	1.25Hz	51	44	69	79	71	70
	1.6Hz	50	43	66	78	69	68
	2Hz	49	43	64	76	68	64
	2.5Hz	47	44	61	74	66	65
	3.15Hz	48	45	59	73	63	61
	4Hz	47	50	57	72	62	60
	5Hz	47	50	56	71	59	57
	6.3Hz	45	47	54	70	56	55
	8Hz	45	44	54	68	55	54
	10Hz	47	46	67	66	54	69
	12.5Hz	49	49	55	65	54	57
	16Hz	50	50	54	64	54	56
	20Hz	53	52	66	62	54	66
	25Hz	54	54	55	63	56	56
	31.5Hz	54	53	63	62	54	63
	40Hz	55	55	62	63	55	63
	50Hz	58	55	63	64	56	61
	63Hz	54	58	61	61	52	61
	80Hz	57	45	61	66	50	61

注1）表中のL_{G5}は、Ｇ特性音圧レベル５％時間率音圧レベルの最大値である。
注2）表中の1/3オクターブバンド周波数の値は、各周波数帯の50%時間率音圧レベルの最大値である。

② その他

その他の状況の調査は、既存資料により把握した。

（ア）既存資料調査

ｱ）伝搬に影響を及ぼす地表面の状況

計画地は「谷底平野及び後背低地」であり、その周辺は「砂質台地１」、「人工改変地」、「砂礫台地」等から構成される。

また、計画地及びその周辺の表層地質は「泥質堆積物」、「火山灰」が広く分布している。

ｲ）周辺の人家・保全対象施設等の状況

環境保全上配慮が必要な施設のうち、計画地の近辺に位置している施設としては、計画地西側に県立大泉高等学校、北側に武蔵野病院、南側にいずみの里が存在する。

ｳ）既存の発生源状況

計画地では車載用円筒形リチウムイオン電池を製造する計画であり、施設の稼働において低周波音が発生する。

計画地周辺には事業場が立地していることから、これらが固定発生源として考えられる。

計画地周辺の保全対象としては、計画地西側の県立大泉高等学校や計画地周辺の住宅等がある。

（２）予　測

１）供用による影響

① 施設の稼働

（ア）予測項目

予測項目は、供用後の施設の稼働に伴う低周波音圧レベルとした。

（イ）予測地域・地点

予測地域は最大値出現地点を含む計画地周辺とし、予測地点は図 8.5-1 に示す３地点（地点１～地点３）とした。

（ウ）予測時期

予測時期は、施設の稼働が定常な状態となる時期とした。

（エ）予測方法

ｱ）予測手順

予測手順は、図 8.5-2 に示すとおりである。

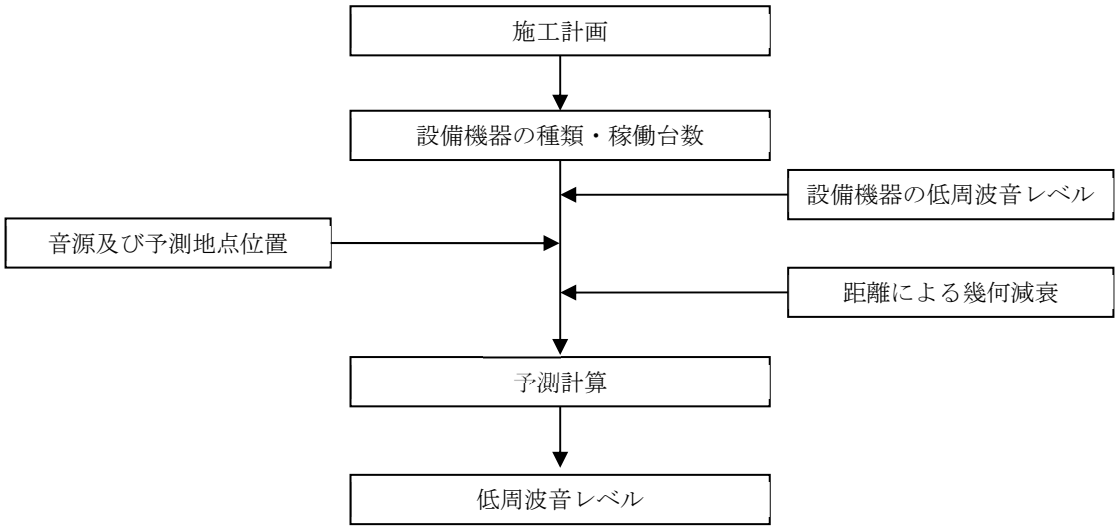


図 8.5-2　施設の稼働に伴う低周波音の予測手順

ｲ）予測式

予測式は、点音源の伝播理論式を用いた。

$$L_i = L_w - 8 - 20log_{10}r$$

L_i ：予測地点における音源（i）ごとの低周波音圧レベル（dB）
L_w ：音源のパワーレベル（dB）
r ：音源（i）から予測地点までの距離（m）

予測地点における低周波音圧レベルは、「8.3 騒音　1）工事による影響　②重機の稼働に伴う騒音」と同様とした。

ｳ）予測条件

a 設備機器の種類・稼働台数・低周波音圧レベル

設備機器の台数は表 8.5-7 に、低周波音圧レベルは表 8.5-8～表 8.5-9 に示すとおりである。

表 8.5-7　設備機器の台数

建　屋	番　号	設備機器	設置箇所	台数（台）
１号棟、２号棟	①	コンプレッサー	２階	36
	②	ポンプ		36
	③	送風機		62
	④	ボイラ	Ｍ２階	28
	⑤	送風機		52
	⑥	集塵機		44
	⑦	冷凍機		12
	⑧	ポンプ		88
	⑨	送風機		12
	⑩	送風機	屋上	4
	⑪	冷却塔		14
	⑫	ポンプ		44
原動棟	⑬	送風機	１階	2
	⑭	ポンプ		38
	⑮	コンプレッサー		2
	⑯	ポンプ	屋外	46
ヤード	⑰	NMP 精製装置	屋外	1
	⑱	ポンプ		46

注）番号は、図8.3-12(1)～(3)と対応している。

表 8.5-8　設備機器の低周波音圧レベル（1/3 オクターブバンド平坦特性）

単位：dB

設備機器	低周波音レベル（機側１m） 中心周波数（Hz）																			
	1	1.25	1.6	2	2.5	3.15	4	5	6.3	8	10	12.5	16	20	25	31.5	40	50	63	80
コンプレッサー	70	67	63	58	55	54	52	54	56	61	60	59	69	72	68	67	67	69	76	71
ポンプ	65	61	58	56	52	51	52	54	56	58	59	57	58	59	66	68	63	65	69	68
送風機	74	72	69	69	66	66	66	64	64	66	69	69	70	77	70	73	76	75	73	75
ボイラ	83	80	76	75	71	68	62	62	61	67	73	72	66	67	70	70	70	72	71	73
集塵機	80	79	78	79	77	76	75	74	71	70	70	71	71	69	66	69	72	73	74	73
冷凍機	64	65	60	55	54	52	53	54	60	64	68	66	64	64	62	65	64	65	63	59
冷却塔	87	86	84	84	83	82	80	80	79	77	76	76	72	71	70	68	68	68	65	63
NMP 精製装置	61	61	61	63	63	67	65	65	63	64	65	67	72	73	80	82	84	81	78	77

注）各設備機器の低周波音レベル（1/3オクターブバンド平坦特性）は、類似施設（パナソニック エナジー株式会社住之江工場）における実測結果をもとに設定した。

表 8.5-9　設備機器の低周波音圧レベル（G特性音圧レベル）

単位：dB

設備機器	低周波音レベル （機側１m）
コンプレッサー	82
ポンプ	71
送風機	87
ボイラ	81
集塵機	83
冷凍機	77
冷却塔	86
NMP 精製装置	85

注）各設備機器の低周波音レベル（G特性）は、類似施設（パナソニック エナジー株式会社住之江工場）における実測結果をもとに設定した。

b 設備機器の配置

設備機器の配置は、「8.3 騒音　（2）予測　2）供用による影響　②施設の稼働　図 8.3.12(1)～(3)」に示したとおりである。

（オ）予測結果

ｱ）1/3 オクターブバンド平坦特性音圧レベル

施設の稼働に伴う低周波音(1/3 オクターブバンド平坦特性音圧レベル)の予測結果は、表 8.5-10 に示すとおりである。

施設の稼働に伴う低周波音(1/3 オクターブバンド平坦特性音圧レベル)の予測結果は、39.9～62.8dB である。

表 8.5-10　施設の稼働に伴う低周波音（1/3 オクターブバンド平坦特性音圧レベル）の予測結果

単位：dB

予測地点	中心周波数（Hz）																			
	1	1.25	1.6	2	2.5	3.15	4	5	6.3	8	10	12.5	16	20	25	31.5	40	50	63	80
最大値出現地点（計画地東側敷地境界）	62.8	61.2	59.5	60.2	58.1	57.1	56.0	55.1	52.8	52.4	53.8	53.9	53.6	57.0	53.0	55.3	57.2	57.2	57.4	57.5
地点１	49.9	48.3	46.2	46.3	44.7	43.7	42.2	41.7	40.5	39.9	41.1	40.9	40.6	45.4	41.3	43.4	44.8	44.5	45.0	45.1
地点２	53.3	51.7	49.6	49.8	48.1	47.1	45.7	45.1	43.8	43.3	44.5	44.4	44.0	48.6	44.7	46.8	48.1	47.9	48.3	48.4
地点３	51.7	49.9	47.6	47.8	45.8	44.8	43.5	42.9	41.5	41.5	43.2	43.0	42.7	47.5	44.5	46.7	47.4	47.2	47.8	48.0

ｲ）Ｇ特性音圧レベル

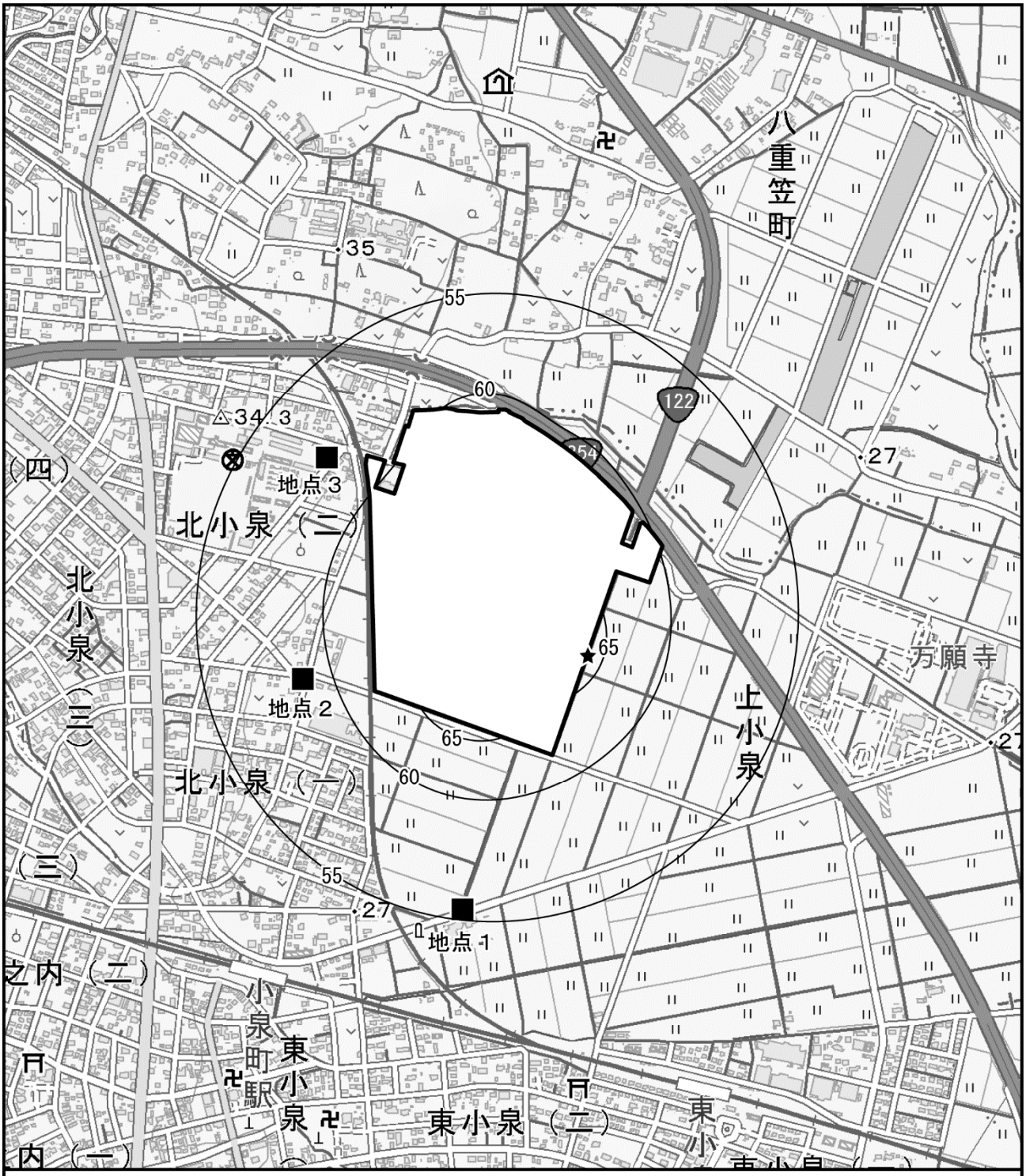
施設の稼働に伴う低周波音（Ｇ特性音圧レベル）の予測結果は、表 8.5-11 及び図8.5-3 に示すとおりである。

施設の稼働に伴う低周波音（Ｇ特性音圧レベル）の予測結果は、55～68dB ある。

表 8.5-11　施設の稼働に伴う低周波音（Ｇ特性音圧レベル）の予測結果

単位：dB

予測地点	将来予測低周波音レベル
最大値出現地点（計画地東側敷地境界）	68
地点１	55
地点２	59
地点３	58



出典：「電子地形図25,000」（国土地理院）

図8.5-3　施設の稼働に伴う低周波音（G特性音圧レベル）の予測結果

1：10,000
0　100　200　300m

N

（３）評　価

１）供用による影響

① 施設の稼働

（ア）評価項目

評価項目は、供用後の施設の稼働に伴う低周波音圧レベルとした。

ｱ）評価方法

a 回避、低減の観点

施設の稼働に伴う低周波音への影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避、または低減されているかどうかを明らかにした。

b 基準、目標等との整合の観点

表 8.5-12～表 8.5-13 に示す整合を図るべき基準等と予測結果との比較を行い、整合が図られているかどうかを明らかにした。

表 8.5-12　施設の稼働に伴う低周波音に係る整合を図るべき基準等

単位：dB

項目	中心周波数（Hz）																			
	1	1.25	1.6	2	2.5	3.15	4	5	6.3	8	10	12.5	16	20	25	31.5	40	50	63	80
心理的影響	－	－	－	－	－	－	－	115	111	108	105	101	97	93	88	83	78	78	80	84
物理的影響	－	－	－	－	－	－	－	70	71	72	73	75	77	80	83	87	93	99	－	－

注）心理的影響：「低周波音防止対策事例集」に示される「低周波音及び可聴音の不快さを感じる感覚（中村らの実験結果）」（図8.5-4参照）
物理的影響：「低周波音防止対策事例集」に示される「低周波音により建具ががたつきはじめる値」（図8.5-5参照）

表 8.5-13　施設の稼働に伴う低周波音に係る整合を図るべき基準等

単位：dB

項　目	整合を図るべき基準等（感覚閾値）
G特性音圧レベル	100

ｲ) 評価結果

a 回避、低減の観点

施設の稼働にあたっては、表 8.5-14 に示す環境の保全のための措置を講ずることで、周辺環境への影響の低減に努める。

以上のことから、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。以下の措置を講じることで振動への影響の低減に努める。

表 8.5-14　低周波音に関する環境の保全のための措置

影響要因	影　響	検討の視点	環境の保全のための措置	措置の区分
施設の稼働	低周波音の影響	発生源対策	・設置機器の点検・整備、運転管理を適切に行うとともに、異常音・異常振動が認められる場合は、点検・修理を行う。	低　減
			・共振への対策として、施設の稼働前後で構造振動の測定を行い、状況を確認する。	低　減
			・計画地北側、西側及び南側には防音壁（高さ約 2.5m）を設置する。	低　減

b 基準、目標等との整合の観点

a)1/3 オクターブバンド平坦特性音圧レベル

施設の稼働に伴う低周波音(1/3 オクターブバンド平坦特性音圧レベル)の評価結果は、表 8.5-15 に示すとおりである。

施設の稼働に伴う低周波音(1/3 オクターブバンド平坦特性音圧レベル)の予測結果は、心理的影響及び物理的影響の参考値（整合を図るべき基準等）に適合すると予測する。

以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていると評価する。

表 8.5-15　施設の稼働に伴う低周波音（1/3 オクターブバンド平坦特性音圧レベル）の評価の結果

単位：dB

予測地点	中心周波数（Hz）																			
	1	1.25	1.6	2	2.5	3.15	4	5	6.3	8	10	12.5	16	20	25	31.5	40	50	63	80
最大値出現地点（計画地東側敷地境界）	62.8	61.2	59.5	60.2	58.1	57.1	56.0	55.1	52.8	52.4	53.8	53.9	53.6	57.0	53.0	55.3	57.2	57.2	57.4	57.5
地点１	49.9	48.3	46.2	46.3	44.7	43.7	42.2	41.7	40.5	39.9	41.1	40.9	40.6	45.4	41.3	43.4	44.8	44.5	45.0	45.1
地点２	53.3	51.7	49.6	49.8	48.1	47.1	45.7	45.1	43.8	43.3	44.5	44.4	44.0	48.6	44.7	46.8	48.1	47.9	48.3	48.4
地点３	51.7	49.9	47.6	47.8	45.8	44.8	43.5	42.9	41.5	41.5	43.2	43.0	42.7	47.5	44.5	46.7	47.4	47.2	47.8	48.0
心理的影響	－	－	－	－	－	－	－	115	111	108	105	101	97	93	88	83	78	78	80	84
物理的影響	－	－	－	－	－	－	－	70	71	72	73	75	77	80	83	87	93	99	－	－

注）心理的影響：「低周波音防止対策事例集」に示される「低周波音及び可聴音の不快さを感じる感覚（中村らの実験結果)」(図8.5-4参照)

物理的影響：「低周波音防止対策事例集」に示される「低周波音により建具ががたつきはじめる値」(図8.5-5参照)

b) G特性音圧レベル

施設の稼働に伴う低周波音（G特性音圧レベル）の評価結果は、表 8.5-16 に示すとおりである。

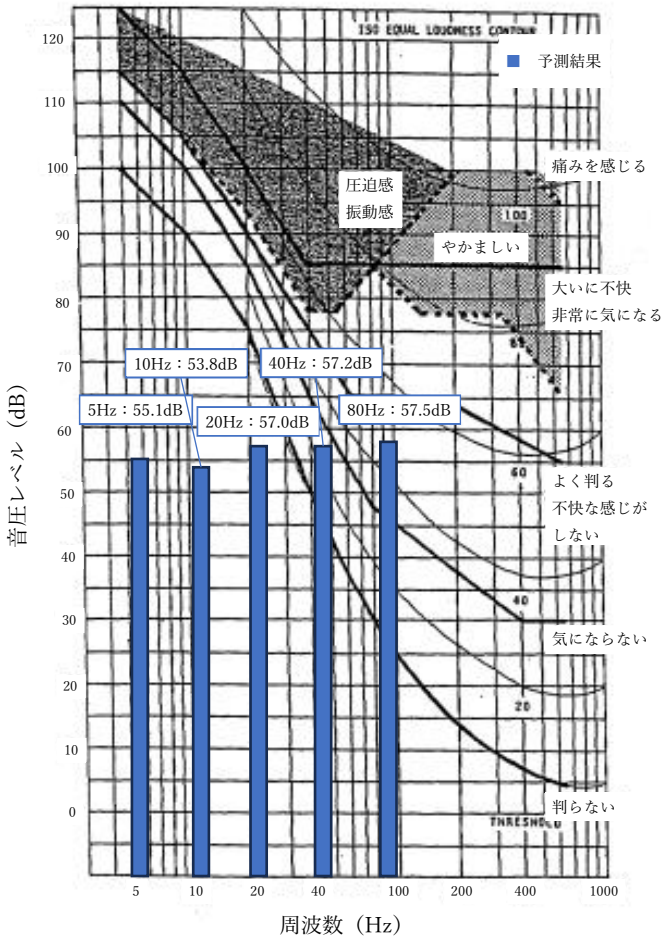
施設の稼働に伴う低周波音（G特性音圧レベル）の予測結果は、感覚閾値（整合を図るべき基準等）に適合すると予測する。

以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていると評価する。

表 8.5-16　施設の稼働に伴う低周波音（G特性音圧レベル）の評価の結果

単位：dB

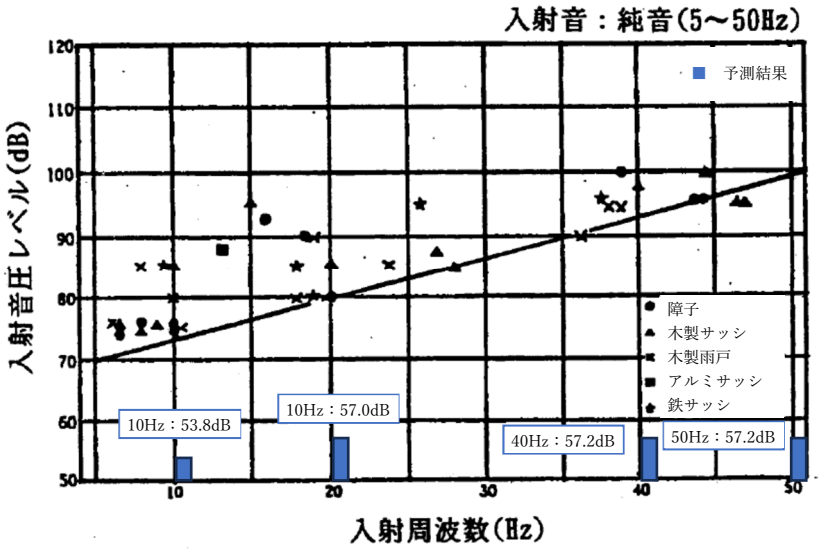
予測地点	将来予測低周波音レベル	感覚閾値
最大値出現地点（計画地東側敷地境界）	68	100
地点 1	55	
地点 2	59	
地点 3	58	



注）予測結果は、周波数の縦軸が示されている周波数の最大値出現地点の結果を示している。

資料：「低周波音防止対策事例集」（平成 14 年３月、環境省環境管理局）

図 8.5-4　低周波音及び可聴音の不快さを感じる感覚（中村らの実験結果）



注）予測結果は、周波数の縦軸が示されている周波数の最大値出現地点の結果を示している。

資料：「低周波音防止対策事例集」（平成 14 年３月、環境省環境管理局）

図 8.5-5　低周波音により建具ががたつきはじめる値

8.6 水　質

8.6 水　質

（1）調　査

1）調査項目

調査項目は、表 8.6-1 に示すとおりである。

表 8.6-1　水質における調査項目

調査項目	調査内容
水　質	生活環境項目、健康項目、PFAS 類（PFOS, PFOA, PFHxS）
流　量	流量、流速、水位

2）調査方法

① 既存資料調査

既存資料調査は、表 8.6-2 に示す資料を収集、整理した。

表 8.6-2　水質における既存資料調査の収集資料

調査項目	既存資料
河川水質	・「令和５年度公共用水域水質測定結果」 （令和７年９月閲覧、群馬県環境森林部ホームページ）

② 現地調査

水質における現地調査方法は、表 8.6-3 に示すとおりである。

表 8.6-3　水質における現地調査方法

調査項目	調査方法
水　質	「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月、環境庁告示第 59 号）等に準拠する方法とする。
流　量	「水質調査方法」（昭和 46 年９月、環水管第 30 号）に定める方法とする。

3）調査地域・地点

① 既存資料調査

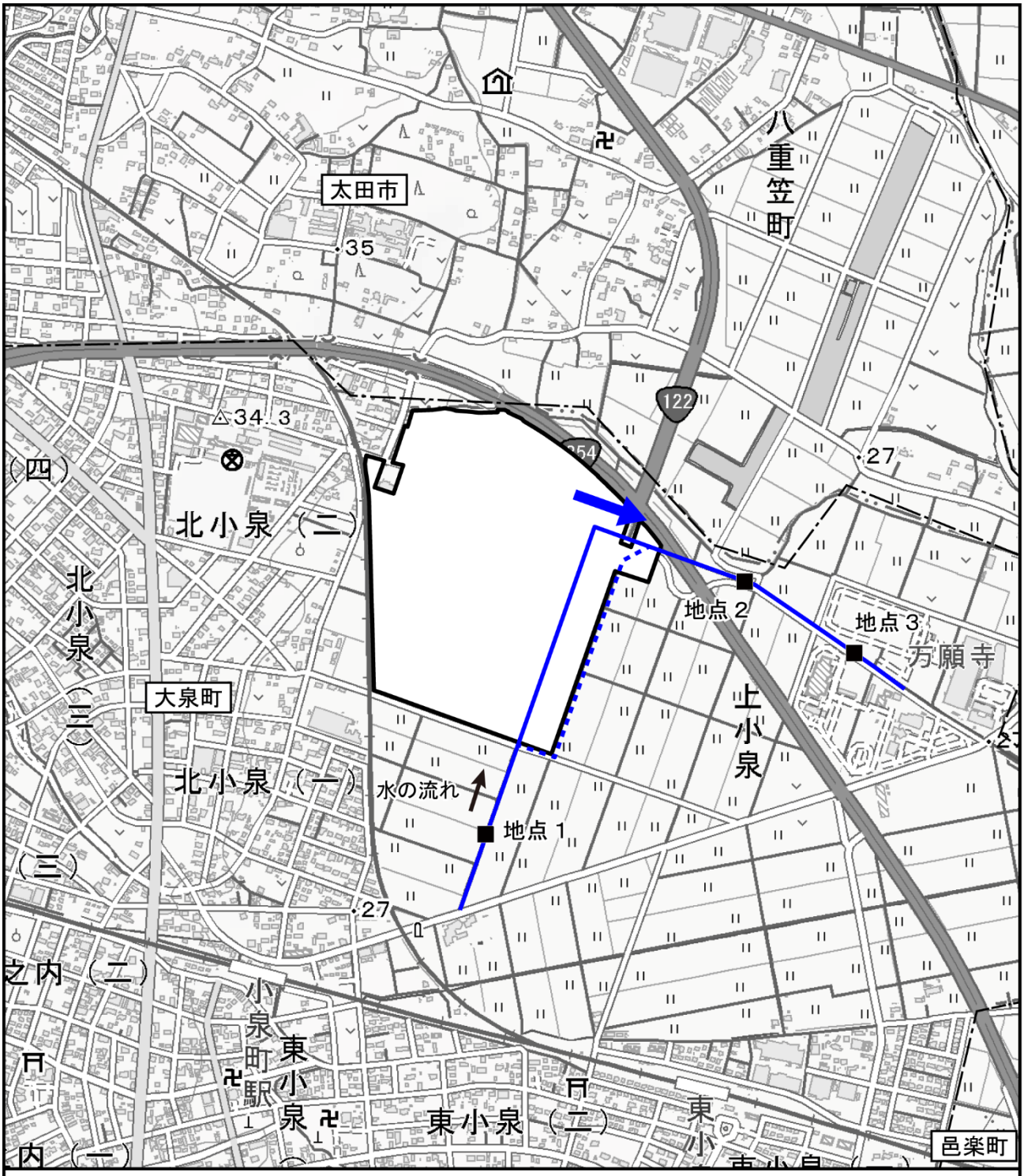
既存資料の調査地域は、計画地周辺の排水路とした。

② 現地調査

現地調査の調査地域は計画地周辺の排水路とし、各項目における調査地点は表 8.6-4 及び図 8.6-1 に示すとおりとした。

表 8.6-4　水質における現地調査の調査地点

調査項目	調査地点
水　質	排水流入前１地点（地点１）、排水流入後２地点（地点２、３）
流　量	排水流入前１地点（地点１）、排水流入後２地点（地点２、３）



凡　例

- 計画地
- 市町界
- 排水路（既存）
- 排水路（新設）
- 排水流入位置
- ■　水質調査地点（地点１～地点３）

注）排水路（新設）は、他事業の造成工事により、設置される。
出典：「電子地形図25,000」（国土地理院）

図 8.6-1　現地調査地点（水質）

1：10,000
0　100　200　300m

N

４）調査期間

① 既存資料調査

既存資料調査の調査期間は、最新年度とした。

② 現地調査

現地調査の調査期間は、表 8.6-5 に示すとおりとした。

表 8.6-5　水質における現地調査の調査期間

調査項目	調査地点	調査期間	
水　質	地点１～地点３	夏　季	令和６年８月29日（木）
	地点１～地点３	秋　季	令和６年11月28日（木）
	地点１～地点３	冬　季	令和７年１月29日（水）
	地点１～地点３	春　季	令和７年３月12日（水）

注）PFAS類（PFOS,PFOA,PFHxS）は、冬季及び春季の二季で調査を実施した。

５）調査結果

① 水質の状況

（ア）水　質

ｱ）既存資料調査

水質の既存資料調査結果は、「第３章　計画地及びその周囲の概況　3.2　環境要素の状況　（２）水環境」（p.49～51 参照）に示したとおりである。

ｲ）現地調査

生活環境項目の調査結果は表 8.6-6(1)～(4)に、健康項目の調査結果は表 8.6-7(1)～(4)に、PFAS 類の調査結果は表 8.6-8(1)～(2)に示すとおりである。なお、生活環境項目は調査地点では環境基準の類型は指定されていないが、参考として合流先である矢場川（落合橋）における環境基準（Ｃ類型、生物Ｂ類型）との比較を行った。

生活環境項目については、夏季の地点２の浮遊物質量が環境基準を上回っていた。秋季は地点２及び地点３で生物化学的酸素要求量、すべての調査地点で直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩が環境基準を上回っていた。冬季はすべての地点で生物化学的酸素要求量、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩、地点１の浮遊物質量が環境基準を上回っていた。春季はすべての地点で生物化学的酸素要求量、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩、地点１の浮遊物質量、全亜鉛が環境基準を上回っていた。

健康項目については、春季の地点１で鉛及び砒素が環境基準を上回っていた。

PFAS 類については、すべての調査時期及び調査地点で暫定指針値を下回っていた。

表 8.6-6(1)　水質の調査結果（夏季：生活環境項目）

調査項目	単　位	地点１	地点２	地点３	環境基準
水素イオン濃度（pH）	－	7.5	7.2	7.2	6.5～8.5
生物化学的酸素要求量（BOD）	mg/L	1.9	2.1	2.1	5 以下
浮遊物質量（SS）	mg/L	23	73	13	50 以下
溶存酸素量（DO）	mg/L	9.4	8.1	8.8	5 以上
大腸菌数	CFU/100mL	110	85	78	－
全亜鉛	mg/L	0.017	0.021	0.012	0.03 以下
ノニルフェノール	mg/L	<0.00006	<0.00006	<0.00006	0.002 以下
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	mg/L	0.0032	0.0019	0.0025	0.05 以下

注1)「<」は定量下限値未満を示す。
注2)調査地点では環境基準の類型は指定されていないが、参考として合流先である矢場川（落合橋）における環境基準（Ｃ類型、生物Ｂ類型）との比較を行った。

表 8.6-6(2)　水質の調査結果（秋季：生活環境項目）

調査項目	単　位	地点１	地点２	地点３	環境基準
水素イオン濃度（pH）	－	7.6	7.6	7.6	6.5～8.5
生物化学的酸素要求量（BOD）	mg/L	5	7.4	7.7	5 以下
浮遊物質量（SS）	mg/L	3	21	23	50 以下
溶存酸素量（DO）	mg/L	7.9	9.5	9.5	5 以上
大腸菌数	CFU/100mL	860	210	280	－
全亜鉛	mg/L	0.012	0.009	0.010	0.03 以下
ノニルフェノール	mg/L	<0.00006	<0.00006	<0.00006	0.002 以下
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	mg/L	0.10	0.093	0.091	0.05 以下

注1)「<」は定量下限値未満を示す。
注2)調査地点では環境基準の類型は指定されていないが、参考として合流先である矢場川（落合橋）における環境基準（Ｃ類型、生物Ｂ類型）との比較を行った。

表 8.6-6(3)　水質の調査結果（冬季：生活環境項目）

調査項目	単　位	地点１	地点２	地点３	環境基準
水素イオン濃度（pH）	－	7.5	8.0	8.0	6.5～8.5
生物化学的酸素要求量（BOD）	mg/L	7.8	9.6	11	5 以下
浮遊物質量（SS）	mg/L	490	5	8	50 以下
溶存酸素量（DO）	mg/L	7.8	9.9	10.3	5 以上
大腸菌数	CFU/100mL	7,400	1,800	3,600	－
全亜鉛	mg/L	0.029	0.017	0.015	0.03 以下
ノニルフェノール	mg/L	<0.00006	0.00007	0.00006	0.002 以下
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	mg/L	0.44	0.13	0.081	0.05 以下

注1)「<」は定量下限値未満を示す。
注2)調査地点では環境基準の類型は指定されていないが、参考として合流先である矢場川（落合橋）における環境基準（Ｃ類型、生物Ｂ類型）との比較を行った。

表 8.6-6(4)　水質の調査結果（春季：生活環境項目）

調査項目	単　位	地点１	地点２	地点３	環境基準
水素イオン濃度（pH）	－	7.4	8.3	8.2	6.5～8.5
生物化学的酸素要求量（BOD）	mg/L	14	7.3	6.7	5 以下
浮遊物質量（SS）	mg/L	910	5	5	50 以下
溶存酸素量（DO）	mg/L	6.0	8.3	8.6	5 以上
大腸菌数	CFU/100mL	8,400	3,800	1,600	－
全亜鉛	mg/L	0.17	0.013	0.014	0.03 以下
ノニルフェノール	mg/L	<0.00006	0.00007	0.00007	0.002 以下
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	mg/L	1.0	0.24	0.27	0.05 以下

注1)「<」は定量下限値未満を示す。
注2)調査地点では環境基準の類型は指定されていないが、参考として合流先である矢場川（落合橋）における環境基準（Ｃ類型、生物Ｂ類型）との比較を行った。

表 8.6-7(1)　水質の調査結果（夏季：健康項目）

調査項目	単　位	地点１	地点２	地点３	環境基準
カドミウム	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	0.003 以下
全シアン	mg/L	不検出	不検出	不検出	検出されないこと。
鉛	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
六価クロム	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.02 以下
砒　素	mg/L	0.002	0.002	<0.002	0.01 以下
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
アルキル水銀	mg/L	不検出	不検出	不検出	検出されないこと。
ＰＣＢ	mg/L	不検出	不検出	不検出	検出されないこと。
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
セレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	1.2	1.5	1.5	10 以下
ふっ素	mg/L	0.08	0.10	0.09	0.8 以下
ほう素	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	1 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下

注)「<」は定量下限値未満を示す。

表 8.6-7(2)　水質の調査結果（秋季：健康項目）

調査項目	単　位	地点１	地点２	地点３	環境基準
カドミウム	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	0.003 以下
全シアン	mg/L	不検出	不検出	不検出	検出されないこと。
鉛	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
六価クロム	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.02 以下
砒　素	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.01 以下
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
アルキル水銀	mg/L	不検出	不検出	不検出	検出されないこと。
ＰＣＢ	mg/L	不検出	不検出	不検出	検出されないこと。
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004	<0.001	<0.001	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
セレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	5.1	3.2	3.2	10 以下
ふっ素	mg/L	<0.08	0.09	0.09	0.8 以下
ほう素	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	1 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下

注)「<」は定量下限値未満を示す。

表 8.6-7(3)　水質の調査結果（冬季：健康項目）

調査項目	単　位	地点１	地点２	地点３	環境基準
カドミウム	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	0.003 以下
全シアン	mg/L	不検出	不検出	不検出	検出されないこと。
鉛	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
六価クロム	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.02 以下
砒　素	mg/L	0.002	<0.002	<0.002	0.01 以下
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
アルキル水銀	mg/L	不検出	不検出	不検出	検出されないこと。
ＰＣＢ	mg/L	不検出	不検出	不検出	検出されないこと。
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.001	<0.001	<0.001	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
セレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	1.5	1.3	1.3	10 以下
ふっ素	mg/L	0.10	<0.08	0.08	0.8 以下
ほう素	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	1 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下

注)「<」は定量下限値未満を示す。

表 8.6-7(4)　水質の調査結果（春季：健康項目）

調査項目	単　位	地点１	地点２	地点３	環境基準
カドミウム	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	0.003 以下
全シアン	mg/L	不検出	不検出	不検出	検出されないこと。
鉛	mg/L	0.045	<0.005	<0.005	0.01 以下
六価クロム	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.02 以下
砒　素	mg/L	0.028	<0.002	<0.002	0.01 以下
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
アルキル水銀	mg/L	不検出	不検出	不検出	検出されないこと。
ＰＣＢ	mg/L	不検出	不検出	不検出	検出されないこと。
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.001	<0.001	<0.001	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
セレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	1.8	2.0	1.9	10 以下
ふっ素	mg/L	<0.08	<0.08	<0.08	0.8 以下
ほう素	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	1 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下

注）「<」は定量下限値未満を示す。

表 8.6-8(1)　水質の調査結果（冬季：PFAS 類）

調査項目	単　位	地点１	地点２	地点３	暫定指針値
ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）	mg/L	0.0000007	0.0000009	0.0000010	－
ペルフルオロオクタン酸（PFOA）	mg/L	0.0000029	0.0000019	0.0000021	－
ペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）	mg/L	0.0000001	0.0000001	0.0000001	－
ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）	mg/L	0.0000036	0.0000028	0.0000031	0.00005

注）ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）はPFOSとPFOAの合計を示す。

表 8.6-8(2)　水質の調査結果（春季：PFAS 類）

調査項目	単　位	地点１	地点２	地点３	暫定指針値
ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）	mg/L	0.0000009	0.0000013	0.0000015	－
ペルフルオロオクタン酸（PFOA）	mg/L	0.0000027	0.0000055	0.0000056	－
ペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）	mg/L	0.0000001	0.0000003	0.0000003	－
ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）	mg/L	0.0000036	0.0000068	0.0000071	0.00005

注）ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）はPFOSとPFOAの合計を示す。

（イ）流　量

ｱ）現地調査

流量の調査結果は、表 8.6-9 に示すとおりである。

夏季、秋季では地点２が、冬季、春季では地点２及び地点３が同値で最も多く、四季を通して地点１が最も少なかった。

表 8.6-9　流量の調査結果

調査項目 / 調査地点	単　位	流　量			
		夏　季	秋　季	冬　季	春　季
地点１	m^3/s	0.135	0.002	0.003	0.007
地点２	m^3/s	0.195	0.026	0.014	0.011
地点３	m^3/s	0.167	0.025	0.014	0.011

（２）予　測

１）供用による影響

① 排水の発生

（ア）予測項目

予測項目は、供用後の排水の発生に伴う生活環境項目及び健康項目とした。

（イ）予測地域・地点

予測地点は、調査地点のうち排水流入後の２地点（地点２、地点３）とした。

（ウ）予測時期

予測時期は、施設の稼働による影響が定常となる時期とした。

（エ）予測方法

ｱ）予測手順

予測手順は、図 8.6-2 に示すとおりである。

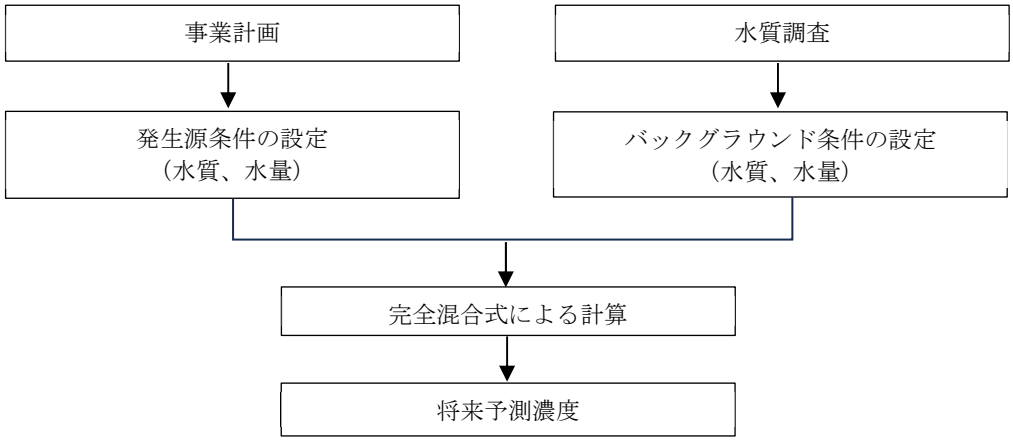


図 8.6-2　排水の発生に伴う予測手順

ｲ) 予測式

予測地点の水質濃度の算定に当たっては、下記の完全混合式を用いた。

$$C = \frac{(Q_1C_1 + Q_2C_2)}{(Q_1 + Q_2)}$$

C　　：予測地点の予測濃度（mg/L）
C_1　　：放流水の濃度（mg/L）
C_2　　：予測地点のバックグラウンド濃度
Q_1　　：放流量（m^3/s）
Q_2　　：予測地点の流量（m^3/s）

なお、放流水、バックグラウンド濃度ともに定量下限値未満である項目については、予測結果を定量下限値未満とし、いずれかが定量下限値未満の項目については、定量下限値の数値を用いて予測計算を行った。

ｳ) 予測条件

a 放流量

将来放流量は、2,255m^3/日=0.026m^3/s とした。

b 放流水濃度

将来の放流水の濃度は、表 8.6-10～表 8.6-11 に示す類似施設の放流水水質分析結果の値を用いた。

表 8.6-10　予測条件（生活環境項目）

予測項目	単　位	放流水[注)]
生物化学的酸素要求量（BOD）	mg/L	6.5
浮遊物質量（SS）	mg/L	37
全亜鉛	mg/L	0.02

注）放流水は、類似施設の排水の測定結果をもとに設定した。

表 8.6-11　予測条件（健康項目）

予測項目	単　位	放流水
カドミウム	mg/L	<0.003
全シアン	mg/L	不検出
鉛	mg/L	<0.005
六価クロム	mg/L	<0.02
砒　素	mg/L	<0.01
総水銀	mg/L	<0.0005
アルキル水銀	mg/L	不検出
ＰＣＢ	mg/L	不検出
ジクロロメタン	mg/L	<0.002
四塩化炭素	mg/L	<0.002
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.004
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.02
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.04
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.006
トリクロロエチレン	mg/L	<0.002
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.002
チウラム	mg/L	<0.0006
シマジン	mg/L	<0.0003
チオベンカルブ	mg/L	<0.002
ベンゼン	mg/L	<0.01
セレン	mg/L	<0.01
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	<1
ふっ素	mg/L	1.1
ほう素	mg/L	<0.2
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005

注1)「<」は定量下限値未満を示す。
注2）放流水は、類似施設の排水の測定結果をもとに設定した。

c バックグラウンド濃度

バックグラウンド濃度及び流量は、各季節の現地調査結果を用いた。

（オ）予測結果

排水の発生に伴う生活環境項目の予測結果は表 8.6-12(1)～(4)、健康項目の予測結果は表 8.6-13(1)～(4)に示すとおりである。

生活環境項目の予測結果は生物化学的酸素要求量（BOD）が 2.6～8.1mg/L、浮遊物質量（SS）が 16～69mg/L、全亜鉛が 0.010～0.021mg/L である。

健康項目の予測結果は砒素が 0.002mg/L 未満～0.003mg/L、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が 1.1～2.1mg/L、ふっ素が 0.22～0.80mg/L であり、その他の項目は定量下限値未満または不検出である。

表 8.6-12(1)　排水の発生に伴う予測結果（夏季：生活環境項目）

予測項目	単　位	放流水	バックグラウンド濃度（現地調査結果）		予測結果	
			地点２	地点３	地点２	地点３
生物化学的酸素要求量（BOD）	mg/L	6.5	2.1	2.1	2.6	2.7
浮遊物質量（SS）	mg/L	37	73	13	69	16
全亜鉛	mg/L	0.02	0.021	0.012	0.021	0.013

表 8.6-12(2)　排水の発生に伴う予測結果（秋季：生活環境項目）

予測項目	単　位	放流水	バックグラウンド濃度（現地調査結果）		予測結果	
			地点２	地点３	地点２	地点３
生物化学的酸素要求量（BOD）	mg/L	6.5	7.4	7.7	7.0	7.1
浮遊物質量（SS）	mg/L	37	21	23	29	30
全亜鉛	mg/L	0.02	0.009	0.010	0.010	0.020

表 8.6-12(3)　排水の発生に伴う予測結果（冬季：生活環境項目）

予測項目	単　位	放流水	バックグラウンド濃度（現地調査結果）		予測結果	
			地点２	地点３	地点２	地点３
生物化学的酸素要求量（BOD）	mg/L	6.5	9.6	11	7.6	8.1
浮遊物質量（SS）	mg/L	37	5	8	26	27
全亜鉛	mg/L	0.02	0.017	0.015	0.019	0.018

表 8.6-12(4)　排水の発生に伴う予測結果（春季：生活環境項目）

予測項目	単　位	放流水	バックグラウンド濃度（現地調査結果）		予測結果	
			地点２	地点３	地点２	地点３
生物化学的酸素要求量（BOD）	mg/L	6.5	7.3	6.7	6.7	6.6
浮遊物質量（SS）	mg/L	37	5	5	28	28
全亜鉛	mg/L	0.02	0.013	0.014	0.018	0.018

表 8.6-13(1)　排水の発生に伴う予測結果（夏季：健康項目）

予測項目	単　位	放流水	バックグラウンド濃度（現地調査結果）		予測結果	
			地点２	地点３	地点２	地点３
カドミウム	mg/L	<0.003	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
全シアン	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
鉛	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
六価クロム	mg/L	<0.02	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
砒　素	mg/L	<0.01	0.002	<0.002	0.003	<0.002
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
ＰＣＢ	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	mg/L	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.04	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ベンゼン	mg/L	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン	mg/L	<0.01	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	<1	1.5	1.5	1.4	1.4
ふっ素	mg/L	1.1	0.10	0.09	0.22	0.23
ほう素	mg/L	<0.2	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005

注)「<」は定量下限値未満を示す。

表 8.6-13(2)　排水の発生に伴う予測結果（秋季：健康項目）

予測項目	単　位	放流水	バックグラウンド濃度（現地調査結果）		予測結果	
			地点２	地点３	地点２	地点３
カドミウム	mg/L	<0.003	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
全シアン	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
鉛	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
六価クロム	mg/L	<0.02	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
砒　素	mg/L	<0.01	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
ＰＣＢ	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	mg/L	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.04	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ベンゼン	mg/L	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン	mg/L	<0.01	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	<1	3.2	3.2	2.1	2.1
ふっ素	mg/L	1.1	0.09	0.09	0.60	0.61
ほう素	mg/L	<0.2	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005

注)「<」は定量下限値未満を示す。

表 8.6-13(3)　排水の発生に伴う予測結果（冬季：健康項目）

予測項目	単　位	放流水	バックグラウンド濃度（現地調査結果）		予測結果	
			地点２	地点３	地点２	地点３
カドミウム	mg/L	<0.003	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
全シアン	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
鉛	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
六価クロム	mg/L	<0.02	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
砒　素	mg/L	<0.01	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
ＰＣＢ	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	mg/L	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.04	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ベンゼン	mg/L	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン	mg/L	<0.01	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	<1	1.3	1.3	1.1	1.1
ふっ素	mg/L	1.1	<0.08	0.08	0.74	0.74
ほう素	mg/L	<0.2	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005

注)「<」は定量下限値未満を示す。

表 8.6-13(4)　排水の発生に伴う予測結果（春季：健康項目）

予測項目	単　位	放流水	バックグラウンド濃度（現地調査結果）		予測結果	
			地点２	地点３	地点２	地点３
カドミウム	mg/L	<0.003	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
全シアン	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
鉛	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
六価クロム	mg/L	<0.02	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
砒　素	mg/L	<0.01	<0.002	<0.002	0.002	<0.002
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
ＰＣＢ	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	mg/L	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.04	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ベンゼン	mg/L	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン	mg/L	<0.01	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	<1	2.0	1.9	1.3	1.3
ふっ素	mg/L	1.1	<0.08	<0.08	0.80	0.80
ほう素	mg/L	<0.2	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005

注)「<」は定量下限値未満を示す。

（３）評　価

１）供用による影響

① 排水の発生

（ア）評価項目

評価項目は、供用後の排水の発生に伴う生活環境項目、健康項目とした。

ｱ）評価方法

a 回避、低減の観点

排水の発生に伴う水質への影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避、または低減されているかどうかを明らかにした。

b 基準、目標等との整合の観点

表 8.6-14～表 8.6-15 に示す整合を図るべき基準等と予測結果との比較を行い、整合が図られているかどうかを明らかにした。なお、生活環境項目は調査地点では環境基準の類型は指定されていないため、参考として合流先である矢場川（落合橋）における環境基準（Ｃ類型、生物Ｂ類型）を整合を図るべき基準等とした。

ただし、現地調査結果で基準等と同程度または超過している項目については、現況を著しく悪化させないこととした。

表 8.6-14　排水の発生に伴う水質に係る整合を図るべき基準等（生活環境項目）

項　目	整合を図るべき基準等
生物化学的酸素要求量（BOD）	5mg/L 以下
浮遊物質量（SS）	50mg/L 以下
全亜鉛	0.03mg/L 以下

表 8.6-15　排水の発生に伴う水質に係る整合を図るべき基準等（健康項目）

項　目	整合を図るべき基準等
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒　素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
ＰＣＢ	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

ｲ）評価結果

a 回避、低減の観点

排水の発生にあたっては、表 8.6-16 に示す環境の保全のための措置を講ずることで、周辺環境への影響の低減に努める。

以上のことから、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。

表 8.6-16　水質に関する環境の保全のための措置

影響要因	影　響	検討の視点	環境の保全のための措置	措置の区分
排水の発生	公共用水域の水質への影響	発生源対策	・排水は計画地内に排水処理施設及び合併処理浄化槽を設置して、処理を行う。	低　減
			・排水処理施設は常時 pH 測定や浮遊物質量（SS）の管理を行い、異常が認められた際には、工場外への流出を防止する。また、排出水の定期的な水質測定をもとに、適正な点検・清掃等を行い、施設の維持管理を適切に行う。	低　減
			・合併処理浄化槽は定期的な水質測定をもとに、点検・清掃等を適切に行い、施設の維持管理を適切に行う。	低　減
			・群馬県条例の排水基準よりも厳しい自主基準値を設定する。	低　減

b 基準、目標等との整合の観点

排水の発生に伴う水質の評価結果は、表 8.6-17(1)～(4)及び表 8.6-18(1)～(4)に示すとおりである。

排水の発生に伴う生活環境項目及び健康項目の予測結果は、生物化学的酸素要求量及び浮遊物質量を除く項目について、すべての予測地点で整合を図るべき基準等に適合すると予測する。

生物化学的酸素要求量については、秋季、冬季及び春季のすべての地点で環境基準を超過するが、バックグラウンド濃度（現地調査結果）で環境基準を超過している。浮遊物質量については、夏季の地点２で環境基準を超過するが、バックグラウンド濃度（現地調査結果）で環境基準を超過している。本事業では、計画地内に排水処理施設を設置して、処理を行うとともに、定期的な水質測定を行い、異常が認められた際には、工場外への流出を防止する等の対策を適切に実施し、実行可能な範囲内でできる限り低減に努めるため、現況に著しい影響を及ぼさないと考える。

以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていると評価する。

表 8.6-17(1)　排水の発生に伴う評価の結果（夏季：生活環境項目）

予測項目	単　位	バックグラウンド濃度（現地調査結果）		評価の結果		整合を図るべき基準等
		地点２	地点３	地点２	地点３	
生物化学的酸素要求量（BOD）	mg/L	2.1	2.1	2.6	2.7	5 以下
浮遊物質量（SS）	mg/L	73	13	69	16	50 以下
全亜鉛	mg/L	0.021	0.012	0.021	0.013	0.03 以下

表 8.6-17(2)　排水の発生に伴う評価の結果（秋季：生活環境項目）

予測項目	単　位	バックグラウンド濃度（現地調査結果）		評価の結果		整合を図るべき基準等
		地点２	地点３	地点２	地点３	
生物化学的酸素要求量（BOD）	mg/L	7.4	7.7	7.0	7.1	5 以下
浮遊物質量（SS）	mg/L	21	23	29	30	50 以下
全亜鉛	mg/L	0.009	0.010	0.010	0.020	0.03 以下

表 8.6-17(3)　排水の発生に伴う評価の結果（冬季：生活環境項目）

予測項目	単　位	バックグラウンド濃度（現地調査結果）		評価の結果		整合を図るべき基準等
		地点２	地点３	地点２	地点３	
生物化学的酸素要求量（BOD）	mg/L	9.6	11	7.6	8.1	5 以下
浮遊物質量（SS）	mg/L	5	8	26	27	50 以下
全亜鉛	mg/L	0.017	0.015	0.019	0.018	0.03 以下

表 8.6-17(4)　排水の発生に伴う評価の結果（春季：生活環境項目）

予測項目	単　位	バックグラウンド濃度（現地調査結果）		評価の結果		整合を図るべき基準等
		地点２	地点３	地点２	地点３	
生物化学的酸素要求量（BOD）	mg/L	7.3	6.7	6.7	6.6	5 以下
浮遊物質量（SS）	mg/L	5	5	28	28	50 以下
全亜鉛	mg/L	0.013	0.014	0.018	0.018	0.03 以下

表 8.6-18(1)　排水の発生に伴う評価の結果（夏季：健康項目）

予測項目	単　位	バックグラウンド濃度（現地調査結果）		評価の結果		整合を図るべき基準等
		地点２	地点３	地点２	地点３	
カドミウム	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.003 以下
全シアン	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと。
鉛	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
六価クロム	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.02 以下
砒　素	mg/L	0.002	<0.002	0.003	<0.002	0.01 以下
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
アルキル水銀	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと。
ＰＣＢ	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと。
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
セレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	1.5	1.5	1.4	1.4	10 以下
ふっ素	mg/L	0.10	0.09	0.22	0.23	0.8 以下
ほう素	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下

注）「<」は定量下限値未満を示す。

表 8.6-18(2)　排水の発生に伴う評価の結果（秋季：健康項目）

予測項目	単　位	バックグラウンド濃度(現地調査結果)		評価の結果		整合を図るべき基準等
		地点２	地点３	地点２	地点３	
カドミウム	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.003 以下
全シアン	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと。
鉛	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
六価クロム	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.02 以下
砒　素	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01 以下
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
アルキル水銀	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと。
ＰＣＢ	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと。
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
セレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	3.2	3.2	2.1	2.1	10 以下
ふっ素	mg/L	0.09	0.09	0.60	0.61	0.8 以下
ほう素	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下

注)「<」は定量下限値未満を示す。

表 8.6-18(3)　排水の発生に伴う評価の結果（冬季：健康項目）

予測項目	単　位	バックグラウンド濃度(現地調査結果)		評価の結果		整合を図るべき基準等
		地点２	地点３	地点２	地点３	
カドミウム	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.003 以下
全シアン	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと。
鉛	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
六価クロム	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.02 以下
砒　素	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01 以下
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
アルキル水銀	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと。
ＰＣＢ	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと。
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
セレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	1.3	1.3	1.1	1.1	10 以下
ふっ素	mg/L	<0.08	0.08	0.74	0.74	0.8 以下
ほう素	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下

注)「<」は定量下限値未満を示す。

表 8.6-18(4)　排水の発生に伴う評価の結果（春季：健康項目）

予測項目	単　位	バックグラウンド濃度(現地調査結果)		評価の結果		整合を図るべき基準等
		地点２	地点３	地点２	地点３	
カドミウム	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.003 以下
全シアン	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと。
鉛	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
六価クロム	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.02 以下
砒　素	mg/L	<0.002	<0.002	0.002	<0.002	0.01 以下
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
アルキル水銀	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと。
ＰＣＢ	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと。
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
セレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	2.0	1.9	1.3	1.3	10 以下
ふっ素	mg/L	<0.08	<0.08	0.80	0.80	0.8 以下
ほう素	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下

注)「<」は定量下限値未満を示す。

8.7　水生生物

8.7 水生生物

（1）調　査

1）調査項目

調査項目は、表 8.7-1 に示すとおりである。

表 8.7-1　水生生物における調査項目

調査項目	調査内容
水生生物	・水生植物 ・魚類 ・底生動物

2）調査方法

① 既存資料調査

既存資料調査は、表 8.7-2 に示す資料を収集、整理した。

表 8.7-2　水生生物における既存資料調査の収集資料

調査内容	概況調査資料
水生植物	・「群馬県の絶滅のおそれのある野生生物（植物編）2022 年改訂版」 （令和４年４月、群馬県自然環境課）
魚　類	・「第４回自然環境保全基礎調査 （平成元～３年度 環境省生物多様性センター 生物多様性情報システム)」 ・「第５回自然環境保全基礎調査 （平成９、10 年度 環境省生物多様性センター 生物多様性情報システム)」 ・「群馬県の絶滅のおそれのある野生生物（動物編）2022 年改訂版」 （令和４年４月、群馬県自然環境課）
底生動物	・「第４回自然環境保全基礎調査 （平成元～３年度 環境省生物多様性センター 生物多様性情報システム)」 ・「第５回自然環境保全基礎調査 （平成９、10 年度 環境省生物多様性センター 生物多様性情報システム)」 ・「群馬県の絶滅のおそれのある野生生物（動物編）2022 年改訂版」 （令和４年４月、群馬県自然環境課）

② 現地調査

水生生物の調査方法は、表 8.7-3 に示すとおりである。

また、表 8.7-4 に示す選定基準に該当する種を注目すべき種として選定した。

表 8.7-3　水生生物における現地調査方法

調査内容	調査方法
水生植物	調査範囲を踏査しながら目視観察により確認する方法とした。
魚　類	投網、タモ網を用いた捕獲調査とした。
底生動物	サーバーネット、Ｄフレームネット等を用いた定量採集及び定性採集とした。

表 8.7-4　注目すべき種の選定基準

No.	文献及び法律名	選定基準となる区分
1	「文化財保護法」注) （昭和 25 年５月、法律第 214 号） 【略称：文化財保護法】	国天：国指定天然記念物 国特天：国指定特別天然記念物 群馬天：群馬県指定天然記念物 市天：太田市指定天然記念物 町天：大泉町・邑楽町指定天然記念物
2	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 （平成４年６月、法律第 75 号） 【略称：種の保存法】	国際：国際希少野生動植物種 国内：国内希少野生動植物種 特一：特定第一種国内希少野生動植物種 特二：特定第二種国内希少野生動植物種 緊急：緊急指定種
3	植物：「環境省レッドリスト 2025」 （令和７年３月、環境省） 動物：「環境省レッドリスト 2020」 （平成 29 年３月、環境省） 【略称：環境省 RL】	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR：絶滅危惧 IA 類 EN：絶滅危惧 IB 類 VU：絶滅危惧Ⅱ類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群
4	「動物レッドリスト（2024 年部分改訂版）」及び「植物レッドリスト（2024 年部分改訂版）」（令和６年５月、群馬県） 【略称：群馬県 RL】	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR：絶滅危惧 IA 類 EN：絶滅危惧 IB 類 VU：絶滅危惧Ⅱ類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足
5	「群馬県希少野生動植物の種の保護に関する条例」 （平成 26 年 12 月、条例第 76 号） 【略称：群馬県条例】	希少：特定県内希少野生動植物種

注）同法による指定種及び同法の規定に基づき制定された地方公共団体の文化財保護条例に基づく指定種。

３）調査地域・地点

① 既存資料調査

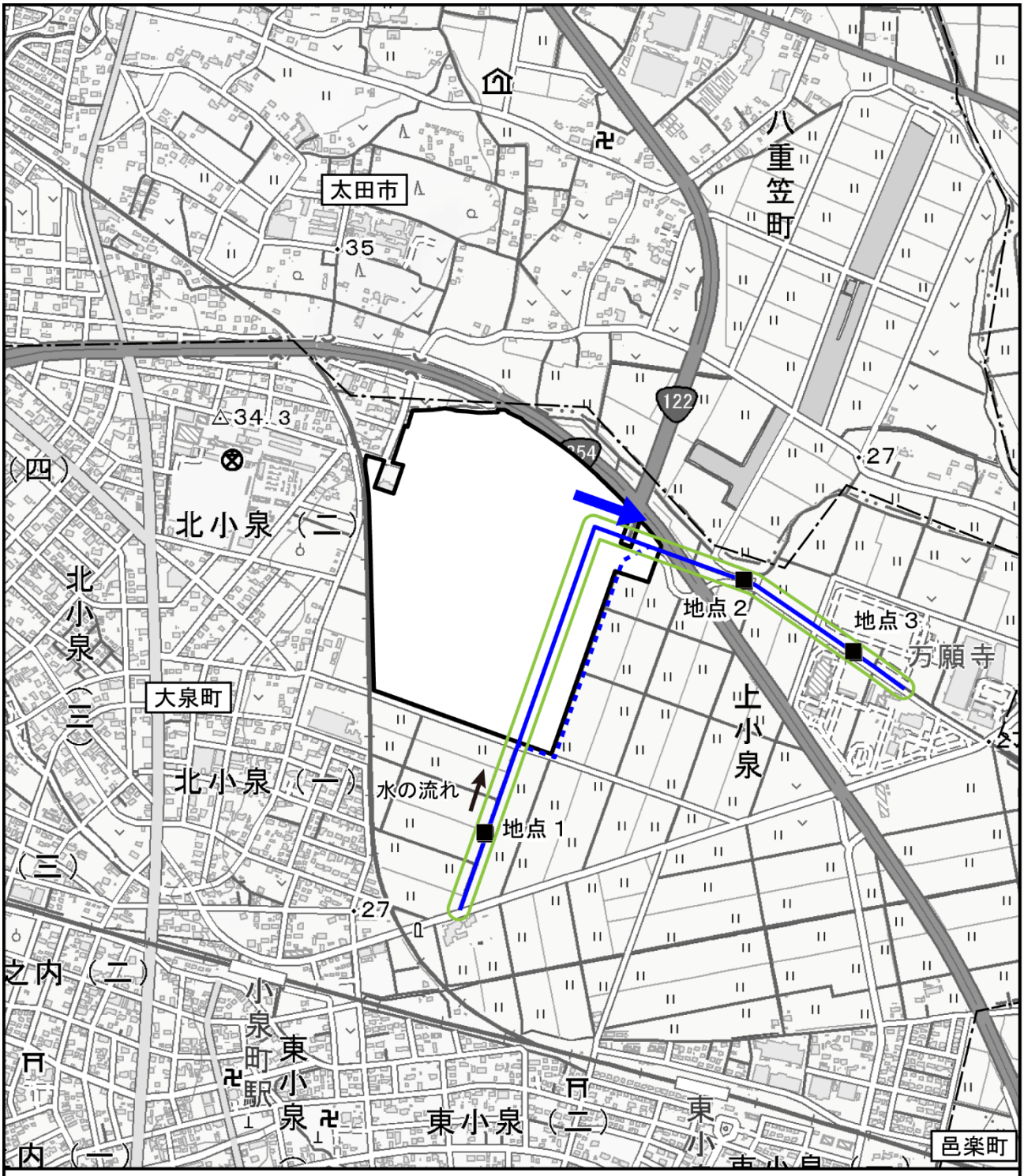
既存資料の調査地域は、計画地及びその周辺地域とした。

② 現地調査

現地調査の調査地域は、計画地に隣接する排水路及びその周辺とし、各項目における調査地域、調査地点は表 8.7-5 及び図 8.7-1 に示すとおりとした。

表 8.7-5　水生生物における現地調査の調査地域・調査地点

調査内容	調査地域・調査地点
水生植物	図 8.7-1 に示す範囲の水生生物調査範囲とした。
魚　類	図 8.7-1 に示す排水路における計画地からの排水流入前の１地点（地点１）、排水流入後の２地点（地点２、地点３）とした。
底生動物	図 8.7-1 に示す排水路における計画地からの排水流入前の１地点（地点１）、排水流入後の２地点（地点２、地点３）とした。



凡　例

▭	計画地	➡	排水流入位置
―・―	市町界	⬭	水生生物調査範囲
――	排水路（既存）	■	魚類・底生動物調査地点（地点１～地点３）
┅┅	排水路（新設）		

注1）計画地では、他事業による造成工事が行われている（令和７年（2025年）４月現在）。
注2）排水路（新設）は、他事業の造成工事により、設置される。
出典：「電子地形図25,000」（国土地理院）

図 8.7-1　現地調査地域・地点（水生生物）

1：10,000
0　100　200　300m

N

４）調査期間

① 既存資料調査

入手可能な最新の文献及びその他の資料とした。

② 現地調査

現地調査の調査期間は、表 8.7-6 に示すとおりである。

表 8.7-6　水生生物における現地調査の調査期間

調査内容	調査期間	
水生植物	夏　季	令和６年８月29日（木）～30日（金）
	秋　季	令和６年10月28日（月）～29日（火）
	早春季	令和７年３月10日（月）～11日（火）
	春　季	令和７年４月14日（月）～15日（火）
魚　類	夏　季	令和６年８月19日（月）～20日（火）
	秋　季	令和６年10月30日（水）～31日（木）
	冬　季	令和７年１月23日（木）～24日（金）
	春　季	令和７年４月３日（木）～４日（金）
底生動物	夏　季	令和６年８月19日（月）～20日（水）
	秋　季	令和６年10月30日（水）～31日（木）
	冬　季	令和７年１月23日（木）～24日（金）
	春　季	令和７年４月３日（木）～４日（金）

５）調査結果

① 水生生物の状況

（ア）水生植物

ｱ）既存資料調査

水生植物の既存資料調査結果は、「第３章　計画地及びその周囲の概況　3.2　環境要素の状況　（４）　生物環境」（p.71～78 参照）に示したとおりである。

文献調査の結果、水生植物の注目すべき種としてコウホネ、ミクリ、マツモ、カワヂシャ等が確認された。

ｲ）現地調査

水生植物の調査結果は、表 8.7-7 に示すとおりである。

現地調査の結果、10 目 17 科 30 種類の水生植物が確認された。浮葉植物のアオウキクサ、ウキクサ、沈水植物のコカナダモ、ササバモ、抽水植物のヒメミズワラビ、タガラシ、セリ等が記録された。排水流入地点の上下流別では、上流側で 27 種類、下流側で 23 種類が確認された。

なお、確認された水生植物のうち７種類（コカナダモ、コゴメイ、オオカワヂシャ等）が外来種に該当した。

表 8.7-7　水生植物の現地調査結果

No.	目名	科名	種名（和名）	学名	排水流入地点		注目すべき種	外来種
					上流側	下流側		
1	ウラボシ	イノモトソウ	ヒメミズワラビ	*Ceratopteris gaudichaudii* var. *vulgaris*	○	○		
2	オモダカ	サトイモ	アオウキクサ	*Lemna aoukikusa* ssp. *aoukikusa*	○	○		
3			ウキクサ	*Spirodela polyrhiza*	○	○		
4		トチカガミ	コカナダモ	*Elodea nuttallii*	○	○		○
5		ヒルムシロ	ササバモ	*Potamogeton wrightii*		○	○	
－			ヒルムシロ属	*Potamogeton* sp.	○	○		
6	イネ	イグサ	コゴメイ	*Juncus polyanthemus*	○			○
7		カヤツリグサ	ヒメクグ	*Cyperus brevifolius* var. *leiolepis*	○	○		
8		イネ	ジュズダマ	*Coix lacryma-jobi*	○	○		
9			イヌビエ	*Echinochloa crus-galli*		○		
10	キンポウゲ	キンポウゲ	ケキツネノボタン	*Ranunculus cantoniensis*	○	○		
11			タガラシ	*Ranunculus sceleratus*	○	○		
12	バラ	バラ	ユキヤナギ	*Spiraea thunbergii*	○			○
13	アブラナ	アブラナ	タネツケバナ	*Cardamine occulta*	○	○		
14			イヌガラシ	*Rorippa indica*	○	○		
15	ナデシコ	タデ	オオイヌタデ	*Persicaria lapathifolia* var. *lapathifolia*	○			
16	シソ	オオバコ	オオカワヂシャ	*Veronica anagallis-aquatica*	○	○		○
17			ムシクサ	*Veronica peregrina*	○	○		
18			カワヂシャ	*Veronica undulata*	○	○	○	
19		シソ	ミゾコウジュ	*Salvia plebeia*	○		○	
20		サギゴケ	ムラサキサギゴケ	*Mazus miquelii*		○		
21			トキワハゼ	*Mazus pumilus*	○	○		
22	キク	キク	カントウヨメナ	*Aster yomena* var. *dentatus*	○			
23			アメリカセンダングサ	*Bidens frondosa*	○	○		○
24			アメリカタカサブロウ	*Eclipta alba*	○			○
25			オオジシバリ	*Ixeris japonica*	○	○		
26			ノニガナ	*Ixeris polycephala*	○	○	○	
27			コオニタビラコ	*Lapsanastrum apogonoides*		○		
28			ホウキギク	*Symphyotrichum subulatum* var. *subulatum*	○			○
29	セリ	ウコギ	チドメグサ	*Hydrocotyle sibthorpioides*	○			
30		セリ	セリ	*Oenanthe javanica* ssp. *javanica*	○	○		
計	10 目	17 科	30 種類		27 種類	23 種類	4 種類	7 種類

注）種名及び分類は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト　令和６年版」（令和６年10月、河川環境データベース　国土交通省）に従った。

（イ）魚　類

ｱ）既存資料調査

魚類の既存資料調査結果は、「第３章　計画地及びその周囲の概況　3.2　環境要素の状況　（２）　水環境」（p.57～58 参照）に示したとおりである。文献調査の結果、注目すべき種として、スナヤツメ類、ニホンウナギ、ヤリタナゴ、ギバチ等が確認された。

ｲ）現地調査

魚類の現地調査の結果は、表 8.7-8 に示すとおりである。

現地調査の結果、３目４科 11 種の魚類が確認された。コイ科のギンブナ、タイリクバラタナゴ、オイカワ、モツゴ、スナゴカマツカ、ドジョウ科のドジョウ、ドジョウ中国大陸系統、メダカ科のミナミメダカ、ハゼ科のトウヨシノボリ類等が記録された。排水流入地点の上下流別では、上流側で８種、下流側で 11 種が確認された。

なお、確認された魚類のうち２種（タイリクバラタナゴ、ドジョウ中国大陸系統）が外来種に該当した。

表 8.7-8　魚類の現地調査結果

No.	目名	科名	種名（和名）	学名	排水流入地点		注目すべき種	外来種
					上流側	下流側		
1	コイ	コイ	コイ（型不明）	*Cyprinus carpio*		○		
－			フナ類	*Carassius buergeri*	○	○		
2			ギンブナ	*Carassius* sp.	○	○		
3			タイリクバラタナゴ	*Rhodeus ocellatus ocellatus*		○		○
4			オイカワ	*Opsariichthys platypus*	○	○		
5			モツゴ	*Pseudorasbora parva*	○	○		
6			タモロコ	*Gnathopogon elongatus elongatus*	○	○		
7			スナゴカマツカ	*Pseudogobio polystictus*		○	○	
8		ドジョウ	ドジョウ	*Misgurnus anguillicaudatus*		○	○	
9			ドジョウ（中国大陸系統）	*Misgurnus anguillicaudatus*	○	○		○
10	ダツ	メダカ	ミナミメダカ	*Oryzias latipes*	○	○	○	
11	スズキ	ハゼ	トウヨシノボリ類	*Rhinogobius* sp.OR *unidentified*	○	○		
計	３目	４科	11 種		８種	11 種	３種	２種

注）種名及び分類は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト　令和６年版」（令和６年10月、河川環境データベース　国土交通省）に従った。

（ウ）底生動物

ｱ）既存資料調査

底生動物の既存資料調査結果は、「第３章　計画地及びその周囲の概況　3.2　環境要素の状況　（２）　水環境」(p.59 参照）に示したとおりである。文献調査の結果、注目すべき種として、オオタニシ、ドブガイ、テナガエビ、モクズガニ等が確認された。

ｲ）現地調査

底生動物相の現地調査の結果は、表 8.7-9(1)～(3)に示すとおりである。

現地調査の結果、26 目 52 科 95 種の底生動物が確認された。海綿類のヨワカイメン、フンカコウカイメン等、貝類のヒメタニシ、ドブシジミ等、イトミミズ類のチゴヤドリミミズ、ウチワミミズ等、ヒル類のハバヒロビル、セスジビル等、甲殻類のシナヌマエビ、スジエビ等、昆虫類のカゲロウ類、トンボ類、カワゲラ類、ハエ類、コウチュウ類等が記録された。排水流入地点の上下流別では、上流側で 64 種、下流側で 69 種が確認された。

なお、確認された底生動物のうち 10 種（マキゲカイメン、ハブタエモノアラガイ、ヤドリミミズ、フロリダマミズヨコエビ等）が外来種に該当した。

表 8.7-9(1)　底生動物の現地調査結果

No.	目名	科名	種名（和名）	学名	排水流入地点		注目すべき種	外来種
					上流側	上流側		
1	ザラカイメン	タンスイカイメン	ヨワカイメン	*Eunapius fragilis*		○		
2			マキゲカイメン	*Heteromeyenia latitenta*		○		○
3			アナンデルカイメン	*Radiospongilla cerebellata*	○	○		
4			フンカコウカイメン	*Radiospongilla crateriformis*		○		
5	-----	-----	ヒドロ虫綱	HYDROZOA	○	○		
6	多岐腸		多岐腸目	Polycladida		○		
7	テムノケファーラ	ヤドリフタツノムシ	エビヤドリツノムシ	*Scutariella japonica*		○		
8	新生腹足	タニシ	ヒメタニシ	*Sinotaia histrica*	○	○		
9	汎有肺	モノアラガイ	コシダカヒメモノアラガイ	*Galba* cf. *truncatula*	○		○	○
10			ハブタエモノアラガイ	*Pseudosuccinea columella*		○		○
－			モノアラガイ科	*Lymnaeidae*		○		
11		サカマキガイ	サカマキガイ	*Physella acuta*	○	○		○
12		ヒラマキガイ	メリケンコザラ	*Ferrissia californica*	○			○
13			ヒロマキミズマイマイ	*Menetus dilatatus*	○			○
14	柄眼	オカモノアラガイ	オカモノアラガイ科	*Succineidae*		○		
15	イシガイ	イシガイ	ヌマガイ	*Sinanodonta lauta*		○		
16	マルスダレガイ	シジミ	シジミ属	*Corbicula* sp.	○	○		
17		マメシジミ	マメシジミ属	*Pisidium* sp.	○			
18		ドブシジミ	ドブシジミ	*Musculium japonicum*		○		
19	オヨギミミズ	オヨギミミズ	オヨギミミズ科	Lumbriculidae		○		
20	イトミミズ	ヒメミミズ	ヒメミミズ科	Enchytraeidae	○			
21		ミズミミズ	スエヒロミミズ属	*Aulophorus* sp.	○			
22			トックリヤドリミミズ	*Chaetogaster diaphanus*	○	○		
23			チゴヤドリミミズ	*Chaetogaster diastrophus*	○			

注）種名及び分類は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト　令和６年版」(令和６年10月、河川環境データベース　国土交通省)に従った。

表 8.7-9(2)　底生動物の現地調査結果

No.	目名	科名	種名（和名）	学名	排水流入地点		注目すべき種	外来種
					上流側	上流側		
24	イトミミズ	ミズミミズ	ウチワミミズ	*Dero digitata*		○		
25			ハリミズミミズ	*Nais barbata*	○	○		
26			ナミミズミミズ	*Nais communis*	○	○		
27			カワリミズミミズ	*Nais pardalis*		○		
－			ミズミミズ属	*Nais* sp.	○	○		
28			ヨゴレミズミミズ	*Slavina appendiculata*	○	○		
29			トガリミズミミズ属	*Pristina* sp.	○			
30			エラミミズ	*Branchiura sowerbyi*	○	○		
31			モトムラユリミミズ	*Limnodrilus claparedianus*	○	○		
32			ユリミミズ	*Limnodrilus hoffmeisteri*	○	○		
－			イトミミズ亜科	Tubificinae	○	○		
33	ツリミミズ	ツリミミズ	ツリミミズ科	Lumbricidae		○		
34		フトミミズ	フトミミズ科	Megascolecidae	○	○		
35		カイヨウミミズ	カイヨウミミズ科	Ocnerodrilidae	○			
36	ヒルミミズ	ヒルミミズ	ヤドリミミズ	*Cambarincola okadai*	○	○		○
37	吻蛭	ヒラタビル	ハバヒロビル	*Alboglossiphonia lata*	○	○		
38	吻無蛭	イシビル	シマイシビル	*Dina lineata*	○			
39		ナガレビル	ヌマイシビル	*Barbronia weberi*	○			
40			キバビル	*Odontobdella blanchardi*		○		
41		ヘモピ	セスジビル	*Whitmania edentula*	○			
42	ダニ	ナガレダニ	ナガレダニ属	*Sperchon* sp.	○			
43		オヨギダニ	オヨギダニ属	*Hygrobates* sp.	○			
44	ヨコエビ	マミズヨコエビ	フロリダマミズヨコエビ	*Crangonyx floridanus*	○	○		○
－		-----	ヨコエビ目	Amphipoda		○		
45	ワラジムシ	ミズムシ	ミズムシ	*Asellus hilgendorfi hilgendorfi*	○	○		
46	エビ	ヌマエビ	シナヌマエビ	*Neocaridina davidi*	○	○		○
47		テナガエビ	スジエビ	*Palaemon paucidens*	○	○	○	
48		アメリカザリガニ	アメリカザリガニ	*Procambarus clarkii*	○	○		○
49	カゲロウ	ヒメシロカゲロウ	ヒメシロカゲロウ属	*Caenis* sp.	○			
50		コカゲロウ	フタバカゲロウ属	*Cloeon* sp.	○	○		
51			ウスイロフトヒゲコカゲロウ	*Labiobaetis atrebatinus orientalis*		○		
52			ヒメウスバコカゲロウ属	*Procloeon* sp.	○			
53	トンボ	イトトンボ	アオモンイトトンボ属	*Ischnura* sp.	○	○		
54		カワトンボ	ハグロトンボ	*Atrocalopteryx atrata*	○	○		
55		ヤンマ	クロスジギンヤンマ	*Anax nigrofasciatus nigrofasciatus*		○		
56		トンボ	シオカラトンボ	*Orthetrum albistylum speciosum*	○	○		
57			ウスバキトンボ	*Pantala flavescens*		○		
58			アカネ属	*Sympetrum* sp.		○		
59	カメムシ	アメンボ	アメンボ	*Aquarius paludum paludum*		○		
60		カタビロアメンボ	ホルバートケシカタビロアメンボ	*Microvelia horvathi*	○	○		
－			ケシカタビロアメンボ属	*Microvelia* sp.	○	○		
61			ナガレカタビロアメンボ	*Pseudovelia tibialis*		○		
62		タイコウチ	ミズカマキリ	*Ranatra chinensis*		○		
63	アミメカゲロウ	ミズカゲロウ	ミズカゲロウ	*Sisyra nikkoana*		○		
64	トビケラ	ムネカクトビケラ	ムネカクトビケラ属	*Ecnomus* sp.		○		
65		シマトビケラ	コガタシマトビケラ	*Cheumatopsyche brevilineata*	○	○		
66			ナミコガタシマトビケラ	*Cheumatopsyche infascia*		○		
67		ヒメトビケラ	ヒメトビケラ属	*Hydroptila* sp.	○			

注）種名及び分類は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト　令和６年版」（令和６年10月、河川環境データベース　国土交通省）に従った。

表 8.7-9(3)　底生動物の現地調査結果

No.	目名	科名	種名（和名）	学名	排水流入地点		注目すべき種	外来種
					上流側	上流側		
68	ハエ	ガガンボ	ガガンボ属	*Tipula* sp.	○			
69		チョウバエ	ハマダラチョウバエ属	*Pericoma* sp.	○			
70			チョウバエ属	*Psychoda* sp.	○	○		
71			ハネヒラチョウバエ属	*Telmatoscopus* sp.	○			
－			チョウバエ科	*Psychodidae*	○	○		
72		ユスリカ	ボカシヌマユスリカ属	*Macropelopia* sp.		○		
－			モンユスリカ亜科	Tanypodinae		○		
73			コナユスリカ属	*Corynoneura* sp.		○		
74			ツヤユスリカ属	*Cricotopus* sp.	○	○		
75			フユユスリカ属	*Hydrobaenus* sp.	○	○		
76			ナガレツヤユスリカ属	*Rheocricotopus* sp.	○	○		
－			エリユスリカ亜科	Orthocladiinae		○		
77			セスジユスリカ	*Chironomus yoshimatsui*	○	○		
－			ユスリカ属	*Chironomus* sp.	○	○		
78			カマガタユスリカ属	*Cryptochironomus* sp.	○	○		
79			コブナシユスリカ属	*Harnischia* sp.	○	○		
80			ケバコブユスリカ属	*Paracladopelma* sp.	○			
81			ハモンユスリカ属	*Polypedilum* sp.	○	○		
82			アシマダラユスリカ属	*Stictochironomus* sp.		○		
83			エダゲヒゲユスリカ属	*Cladotanytarsus* sp.		○		
84			ナガレユスリカ属	*Rheotanytarsus* sp.	○	○		
85			ヒゲユスリカ属	*Tanytarsus* sp.	○	○		
－			ユスリカ亜科	Chironominae	○	○		
86		カ	ナミカ亜科	Culicinae	○			
87		ミズアブ	Odontomyia 属	*Odontomyia* sp.	○	○		
88		ハナアブ	ハナアブ科	Syrphidae		○		
89		ヤチバエ	ヤチバエ科	Sciomyzidae		○		
90	コウチュウ	ゲンゴロウ	チビゲンゴロウ	*Hydroglyphus japonicus*	○			
91			ハイイロゲンゴロウ	*Eretes griseus*		○		
92			コシマゲンゴロウ	*Hydaticus grammicus*	○			
93		ガムシ	キイロヒラタガムシ	*Enochrus simulans*	○	○		
94			コガムシ	*Hydrochara affinis*	○		○	
95			ヒメガムシ	*Sternolophus rufipes*	○			
計	26 目	52 科	95 種		64 種	69 種	3 種	10 種

注）種名及び分類は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト　令和６年版」（令和６年10月、河川環境データベース　国土交通省）に従った。

② 注目すべき種

（ア）水生植物

現地調査で確認された水生植物のうち、注目すべき種の選定基準に該当する種は表 8.7-10 に示すとおり、ササバモ、カワヂシャ、ミゾコウジュ、ノニガナの３目４科４種類であった。カワヂシャ、ノニガナの２種は排水流入地点の上下流両側で記録され、ミゾコウジュは上流側のみで、ササバモは下流側のみで確認された。

注目すべき種の生態的特徴と確認状況は、表 8.7-11 に示すとおりである。なお、注目すべき種の保護の観点から確認位置は記載していない。

表 8.7-10　注目すべき種（水生植物）

No.	目名	科名	種名（和名）	排水流入地点		選定基準				
				上流側	下流側	【1】	【2】	【3】	【4】	【5】
1	オモダカ	ヒルムシロ	ササバモ		○				VU	
2	シソ	シソ	ミゾコウジュ	○				NT	NT	
3		オオバコ	カワヂシャ	○	○			NT	NT	
4	キク	キク	ノニガナ	○	○				VU	
計	3目	4科	4種類	3種類	3種類	0種類	0種類	2種類	4種類	0種類

注1)種名及び分類は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト　令和６年版」（令和６年10月　河川環境データベース　国土交通省)に従った。
注2)選定基準の法令等の名称及び選定基準の内容については、表8.7-4を参照。
注3)【3】におけるEXは絶滅、EWは野生絶滅、CRは絶滅危惧IA類、ENは絶滅危惧IB類、VUは絶滅危惧Ⅱ類、NTは準絶滅危惧、DDは情報不足、LPは絶滅のおそれのある地域個体群を示す。
注4)【4】におけるEXは絶滅、EWは野生絶滅、CRは絶滅危惧IA類、ENは絶滅危惧IB類、VUは絶滅危惧Ⅱ類、NTは準絶滅危惧、DDは情報不足を示す。

表 8.7-11　注目すべき種（水生植物）の生態的特徴と確認状況

No.	種名（和名）／ 選定基準	生態的特徴	確認状況
1	ササバモ  群馬県RL：VU	【生態的特徴】 ・北海道～九州の湖沼や河川等に生育する、多年生の沈水～浮葉植物。沈水葉の葉身は長楕円状線形～狭披針形。花期は６～９月。冬に地下茎先端に殖芽を形成し越冬する。 【県内での生育状況】 ・平野部の河川、水路が主な生息地であり、河川改修、河道工事等によって生育地が消失する場合が多い。繁茂すると除草の対象となる。	・秋季に排水流入地点の下流側の水路内２ヶ所で60個体（生育面積：約1.5m×約2.0m）確認された。
2	カワヂシャ  環境省RL：NT 群馬県RL：NT	【生態的特徴】 ・本州～沖縄の主に河川や水路、水田等に生育する越年生の抽水～湿性植物。湧水域ではしばしば沈水形で生育する。葉には明瞭な鋸歯がある。花期は７～９月。 【県内での生育状況】 ・オオカワヂシャの分布域では、競争によって排除され大幅に減った。河川の開発や農耕地・道路に沿った生育地では除草剤の影響もある。	・早春季に排水流入地点の下流側の水路内６ヶ所で26個体が確認された。 ・春季に排水流入地点の下流側の水路内１ヶ所で３個体が確認された。
3	ミゾコウジュ  環境省RL：NT 群馬県RL：NT	【生態的特徴】 ・本州～琉球の湿った草地や泥地に生える越年草。花期は本土では５～６月。宿根葉はロゼット状で長い柄があり、花期には枯れる。 【県内での生育状況】 ・過去に記録があった場所では消失し、新たにできた裸地や休耕地に集団を作ることが多い。	・早春季に排水流入地点の上流側の水路付近の畔１ヶ所で１個体が確認された。
4	ノニガナ  群馬県RL：VU	【生態的特徴】 ・北海道～九州の田んぼの畔に生える越年草。花期は４～５月。茎の中部の葉は矢じり状に茎を抱く。 【県内での生育状況】 ・平地の河川敷に多い種のため、河川工事や遷移、外来種との競合が複合して生育地の消失につながっていると考えられる。	・早春季に排水流入地点の下流側の水路内１ヶ所で１個体が確認された。 ・春季に排水流入地点の上流側の水路内１ヶ所で１個体、下流側の水路内３ヶ所で11個体が確認された。

注）県内での生息状況は「群馬県の絶滅のおそれのある野生生物（群馬県レッドデータブック）植物編2022年改訂版」を参考に記載した。

（イ）魚　類

現地調査で確認された魚類のうち、注目すべき種の選定基準に該当する種は表 8.7-12 に示すとおり、スナゴカマツカ、ドジョウ、ミナミメダカの２目３科３種であった。ミナミメダカは排水流入地点の上下流両側で記録され、スナゴカマツカ、ドジョウの２種は下流側のみで確認された。

注目すべき種の生態的特徴と確認状況は、表 8.7-13(1)～(2)に示すとおりである。なお、注目すべき種の保護の観点から確認位置は記載していない。

表 8.7-12　注目すべき種（魚類）

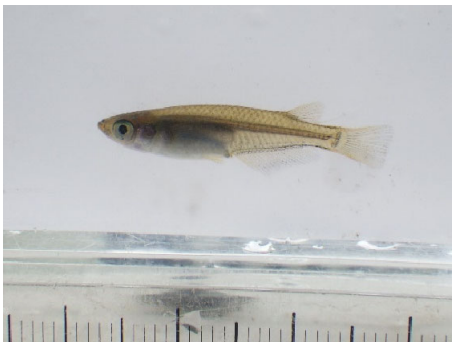
No.	目名	科名	種名（和名）	排水流入地点		選定基準				
				上流側	下流側	【1】	【2】	【3】	【4】	【5】
1	コイ	コイ	スナゴカマツカ		○				NT	
2		ドジョウ	ドジョウ		○			NT		
3	ダツ	メダカ	ミナミメダカ	○	○			VU	CR	
計	2目	3科	3種	1種	3種	0種	0種	2種	2種	0種

注1)種名及び分類は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト　令和６年版」（令和６年10月　河川環境データベース　国土交通省）に従った。
注2)選定基準の法令等の名称及び選定基準の内容については、表8.7-4を参照。
注3)【3】におけるEXは絶滅、EWは野生絶滅、CRは絶滅危惧IA類、ENは絶滅危惧IB類、VUは絶滅危惧Ⅱ類、NTは準絶滅危惧、DDは情報不足、LPは絶滅のおそれのある地域個体群を示す。
注4)【4】におけるEXは絶滅、EWは野生絶滅、CRは絶滅危惧IA類、ENは絶滅危惧IB類、VUは絶滅危惧Ⅱ類、NTは準絶滅危惧、DDは情報不足を示す。

表 8.7-13(1)　注目すべき種（魚類）の生態的特徴と確認状況

No.	種名（和名）／選定基準	生態的特徴	確認状況
1	スナゴカマツカ  群馬県RL：NT	【生態的特徴】 ・最大全長約 20cm。底生魚で腹側が扁平する。河川の中流域～下流域の砂底に生息し、主に底生動物を食べる。産卵期は５～６月で、２～３年で成熟する。 【県内での生息状況】 ・水質悪化、餌となる底生動物の減少、川底が砂礫から泥に変わったことによる生息地の縮小等により、多くの場所で個体数が減少している。	・秋季に排水流入地点の下流側で３個体が確認された。
2	ドジョウ  環境省RL：NT	【生態的特徴】 ・全長約15cm。河川中・下流域、用水路などの流れの緩やかな泥底にすみ、初夏に水田など浅い湿地に進入して産卵する。 【県内での生息状況】 ・県内に広く分布しているため、群馬県 RL では非選定種である。	・春季に排水流入地点の下流側で１個体が確認された。

表 8.7-13(2)　注目すべき種（魚類）の生態的特徴と確認状況

No.	種名（和名）／選定基準	生態的特徴	確認状況
3	ミナミメダカ  環境省RL：VU 群馬県RL：CR	【生態的特徴】 ・最大全長約４cm。平地の池や沼、水田、用水路、流れの緩やかな河川に生息し、水面付近を群泳する。雑食性。春から夏に産卵する。春に孵化した個体はその年の夏には産卵する。 【県内での生息状況】 ・県内では中部、西部、東部に広く生息していたが、河川改修等の生息環境の悪化により個体数が急激に減少した。また観賞用のメダカ類との交雑も懸念されている。	・秋季に排水流入地点の上流側で１個体、下流側で４個体が確認された。 ・冬季に排水流入地点の上流側で２個体、下流側で４個体が確認された。 ・春季に排水流入地点の下流側で７個体が確認された。

注）県内での生息状況は「群馬県の絶滅のおそれのある野生生物（群馬県レッドデータブック）動物編2022年改訂版」を参考に記載した。

（ウ）底生動物

現地調査で確認された底生動物のうち、注目すべき種の選定基準に該当する種は、表 8.7-14 に示すとおり、コシダカヒメモノアラガイ[注)]、スジエビ、コガムシの３目３科３種であった。コシダカヒメモノアラガイ、スジエビ、の２種は排水流入地点の上下流両側で記録され、コガムシは上流側のみで記録された。

注目すべき種の生態的特徴と確認状況は、表 8.7-15 に示すとおりである。なお、注目すべき種の保護の観点から確認位置は記載していない。

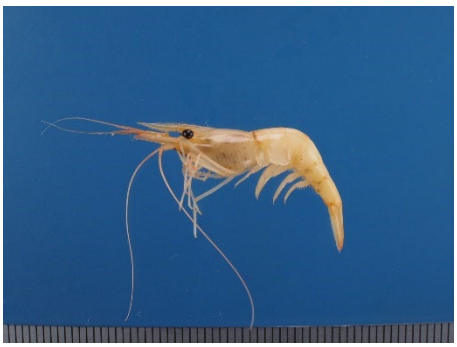
表 8.7-14　注目すべき種（底生動物）

No.	目名	科名	種名（和名）	排水流入地点		選定基準				
				上流側	下流側	【1】	【2】	【3】	【4】	【5】
1	汎有肺	モノアラガイ	コシダカヒメモノアラガイ	○	○			DD	DD	
2	エビ	テナガエビ	スジエビ	○	○				NT	
5	コウチュウ	ガムシ	コガムシ	○				DD	DD	
計	3目	3科	3種	3種	2種	0種	0種	2種	3種	0種

注1)種名及び分類は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト　令和６年版」（令和６年10月　河川環境データベース　国土交通省）に従った。
注2)選定基準の法令等の名称及び選定基準の内容については、表8.7-4を参照。
注3)【3】におけるEXは絶滅、EWは野生絶滅、CRは絶滅危惧IA類、ENは絶滅危惧IB類、VUは絶滅危惧Ⅱ類、NTは準絶滅危惧、DDは情報不足、LPは絶滅のおそれのある地域個体群を示す。
注4)【4】におけるEXは絶滅、EWは野生絶滅、CRは絶滅危惧IA類、ENは絶滅危惧IB類、VUは絶滅危惧Ⅱ類、NTは準絶滅危惧、DDは情報不足を示す。

注）コシダカヒメモノアラガイは「外来種ハンドブック」（平成 14 年９月、日本生態学会）や「日本産淡水貝類図鑑２」（平成 16 年 10 月、ピーシーズ）によると外来種と考えられるが、環境省 RL、群馬県 RL では絶滅のおそれのある種に選定されているため、ここでは注目すべき種として扱った。

表 8.7-15　注目すべき種（底生動物）の生態的特徴と確認状況

No.	種名（和名）／ 選定基準	生態的特徴	確認状況
1	コシダカヒメモノアラガイ  環境省RL：DD 群馬県RL：DD	【生態的特徴】 ・低地帯の湖沼、湿地、水田に生息する。 【県内での生息状況】 ・県内では低地の湖沼で記録があるが、個体数は少ない。特に近年の記録はない。	・秋季に排水流入地点の上流側で１個体が確認された。 ・春季に排水流入地点の下流側で２個体が確認された。
3	スジエビ  群馬県RL：NT	【生態的特徴】 ・体長６cmほど。河川の中流域から下流域、湖沼に生息する。陸封型と両側回遊型が知られるが、県内での詳細は不明。 【県内での生息状況】 ・県内には広く分布しているが、生息密度の低い場所が多い。護岸工事、ため池の改修等による生息環境の減少、ブラックバス等の外来種の捕食圧、外来エビ類の増加によるかく乱が懸念されている。	・夏季に排水流入地点の上流側で１個体、下流側で２個体が確認された。 ・秋季に排水流入地点の上流側で２個体、下流側で８個体が確認された。 ・冬季に排水流入地点の上流側で７個体、下流側で９個体が確認された。 ・春季に排水流入地点の下流側で１個体が確認された。
4	コガムシ  環境省RL：DD 群馬県RL：DD	【生態的特徴】 ・止水域に生息し、水田などの浅い湿地を好む。成虫は灯火にもよく飛来する。 【県内での生息状況】 ・県内の低地帯から山地帯まで広く分布する。開発や農薬等汚染のほか、光害による個体数の減少が懸念される。	・夏季に排水流入地点の上流側で１個体が確認された。

注）県内での生息状況は「群馬県の絶滅のおそれのある野生生物（群馬県レッドデータブック）動物編2022年改訂版」を参考に記載した。

（２）予　測

１）供用による影響

① 排水の発生

（ア）予測項目

予測項目は、供用後の排水の発生に伴う水生生物（水生植物、魚類、底生動物）への影響とした。

（イ）予測地域・地点

予測地域は、計画地内を流れる排水路とした。

（ウ）予測時期

予測時期は、施設の稼働による影響が定常となる時期とした。

（エ）予測方法

供用後の排水による水質の変化の影響を、水質の予測結果を用いて考察し、注目すべき種の生育、生息環境の変化の程度を予測した。

（オ）予測結果

注目すべき種の影響予測結果は、表 8.7-16(1)～(3)に示すとおりである。

表 8.7-16(1)　注目すべき種の影響予測結果（水生植物）

調査対象	確認状況	予測結果
ササバモ	・秋季に排水流入地点の下流側で２ヶ所 60 個体を確認。	本種の確認は、排水流入点より下流側であるため、供用後の施設からの排水の流入により、生育環境である水路の水質の悪化が懸念されるが、「8.6　水質」に示すとおり、予測結果が整合を図るべき基準等と整合が図られており、排水に対する環境保全措置も講ずる計画である。以上のことから、生育環境の変化の程度は小さく、影響は小さいと予測される。
カワヂシャ	・早春季に排水流入地点の下流側で６ヶ所 26 個体を確認。 ・春季に排水流入地点の下流側で１ヶ所地点３個体を確認。	本種の確認は、排水流入地点より下流側であるため、供用後の施設からの排水の流入により、生育環境である水路の水質の悪化が懸念されるが、「8.6　水質」に示すとおり、予測結果が整合を図るべき基準等と整合が図られており、排水に対する環境保全措置も講ずる計画である。以上のことから、生育環境の変化の程度は小さく、影響は小さいと予測される。
ミゾコウジュ	・春季に排水流入地点の上流側の水路に隣接する畔１ヶ所で1個体を確認。	本種の確認は、排水流入点より上流側の排水路に隣接する水田の畔のみであり、生育箇所が供用後の施設からの排水の流入しない環境であることから、生育環境の変化の程度は小さく、影響は小さいと予測される。
ノニガナ	・早春季に排水流入地点の下流側の水路内１ヶ所で１個体を確認。 ・春季に排水流入地点の上流側の水路内で１ヶ所１個体、下流側の水路内３ヶ所で11個体を確認。	排水流入地点より上流側に生育するものは、生育箇所が供用後の施設からの排水の流入しない環境であることから、生育環境の変化の程度は小さく、影響は小さいと予測される。 また、排水流入地点より下流側に生育するものは、供用後の施設からの排水の流入により、生育環境である水路の水質の悪化が懸念されるが、「8.6　水質」に示すとおり、予測結果が整合を図るべき基準等と整合が図られており、排水に対する環境保全措置も講ずる計画である。以上のことから、生育環境の変化の程度は小さく、影響は小さいと予測される。

表 8.7-16(2)　注目すべき種の影響予測結果（魚類）

調査対象	確認状況	予測結果
スナゴカマツカ	・秋季に排水流入地点の下流側で３個体を確認。	本種の確認は、排水流入点より下流側であるため、供用後の施設からの排水の流入により、生息環境である水路の水質の悪化が懸念されるが、「8.6　水質」に示すとおり、予測結果が整合を図るべき基準等と整合が図られており、排水に対する環境保全措置も講ずる計画である。以上のことから、生息環境の変化の程度は小さく、影響は小さいと予測される。
ドジョウ	・春季に排水流入地点の下流側で１個体を確認。	本種の確認は、排水流入点より下流側であるため、供用後の施設からの排水の流入により、生息環境である水路の水質の悪化が懸念されるが、「8.6　水質」に示すとおり、予測結果が整合を図るべき基準等と整合が図られており、排水に対する環境保全措置も講ずる計画である。以上のことから、生息環境の変化の程度は小さく、影響は小さいと予測される。
ミナミメダカ	・秋季に排水流入地点の上流側で１個体、下流側で４個体を確認。 ・冬季に排水流入地点の上流側で２個体、下流側で４個体を確認。 ・春季に排水流入地点の下流側で７個体を確認。	排水流入地点より上流側に生息するものは、生息箇所が供用後の施設からの排水の流入しない環境であることから、生息環境の変化の程度は小さく、影響は小さいと予測される。 また、排水流入地点より下流に生息するものは、供用後の施設からの排水の流入により、生息環境である水路の水質の悪化が懸念されるが、「8.6　水質」に示すとおり、予測結果が整合を図るべき基準等と整合が図られており、排水に対する環境保全措置も講ずる計画である。以上のことから、生息環境の変化の程度は小さく、影響は小さいと予測される。

表 8.7-16(3)　注目すべき種の影響予測結果（底生動物）

調査対象	確認状況	予測結果
コシダカヒメモノアラガイ	・秋季に排水流入地点の上流側で１個体を確認。 ・春季に排水流入地点の下流側で２個体を確認。	排水流入地点より上流側に生息するものは、生息箇所が供用後の施設からの排水の流入しない環境であることから、生息環境の変化の程度は小さく、影響は小さいと予測される。 また、排水流入地点より下流側に生息するものは、供用後の施設からの排水の流入により、生息環境である水路の水質の悪化が懸念されるが、「8.6　水質」に示すとおり、予測結果が整合を図るべき基準等と整合が図られており、排水に対する環境保全措置も講ずる計画である。 以上のことから、生息環境の変化の程度は小さく、影響は小さいと予測される。
スジエビ	・夏季に排水流入地点の上流側で１個体、下流側で２個体を確認。 ・秋季に排水流入地点の上流側で２個体、下流側で８個体を確認。 ・冬季に排水流入地点の上流側で７個体、下流側で９個体を確認。 ・春季に排水流入地点の下流側で１個体を確認。	排水流入地点より上流側に生息するものは、生息箇所が供用後の施設からの排水の流入しない環境であることから、生息環境の変化の程度は小さく、影響は小さいと予測される。 また、排水流入地点より下流側に生息するものは、供用後の施設からの排水の流入により、生息環境である水路の水質の悪化が懸念されるが、「8.6　水質」に示すとおり予測結果が整合を図るべき基準等と整合が図られており、排水に対する環境保全措置も講ずる計画である。以上のことから、生息環境の変化の程度は小さく、影響は小さいと予測される。
コガムシ	・夏季に排水流入地点の上流側で１個体を確認。	本種の確認は、排水流入点より上流側のみであり、生息箇所が供用後の施設からの排水の流入しない環境であることから、生息環境の変化の程度は小さく、影響は小さいと予測される。

（３）評　価

１）供用による影響

① 排水の発生

（ア）評価項目

評価項目は、供用後の排水の発生に伴う水生生物（水生植物、魚類、底生動物）への影響とした。

ｱ）評価方法

a 回避、低減の観点

注目すべき種について、事業者により実行可能な範囲内で影響ができる限り回避、または低減されているかどうかを明らかにした。

b 基準、目標等との整合の観点

表 8.7-17 に示す整合を図るべき基準等と予測結果との比較を行い、整合が図られているかどうかを明らかにした。

表 8.7-17　施設の供用に伴う水生生物に係る整合を図るべき基準等

項　目	整合を図るべき基準等
水生生物	・「環境省レッドリスト 2020」及び「環境省レッドリスト 2025」の記載種の保全 ・「動物レッドリスト（2024 年部分改訂版）」及び「植物レッドリスト（2024 年部分改訂版）」（令和６年５月、群馬県）の記載種の保全

ｲ）評価結果

a 回避、低減の観点

施設の供用にあたっては、表 8.7-18 に示す環境の保全のための措置を講ずることで、水生生物の生育環境及び生息環境への影響の低減に努める。

以上のことから、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。

表 8.7-18　水生生物に関する環境の保全のための措置

影響要因	影　響	検討の視点	環境の保全のための措置	措置の区分
排水の発生	生育環境及び生息環境の変化（水質）	水質への配慮	・排水は計画地内に排水処理施設及び合併処理浄化槽を設置して、処理を行う。	低　減
			・排水処理施設は常時 pH 測定や浮遊物質量（SS）の管理を行い、異常が認められた際には、工場外への流出を防止する。また、排出水の定期的な水質測定をもとに、適正な点検・清掃等を行い、施設の維持管理を適切に行う。	低　減
			・合併処理浄化槽は定期的な水質測定をもとに、点検・清掃等を適切に行い、施設の維持管理を適切に行う。	低　減
			・群馬県条例の排水基準よりも厳しい自主基準値を設定する。	低　減

b 基準、目標等との整合の観点

予測の結果、供用後の排水による水生生物への影響は小さいと考えられるため、注目すべき種や、それらの生育環境及び生息環境は保全されることから、基準、目標等との整合は図られると評価する。

8.8　水辺生物

8.8 水辺生物

（1）調　査

1）調査項目

調査項目は、表 8.8-1 に示すとおりである。

表 8.8-1　水辺生物における調査項目

調査項目	調査内容
水辺生物	・水辺植物 ・哺乳類 ・鳥　類 ・両生・爬虫類

2）調査方法

① 既存資料調査

既存資料調査は、表 8.8-2 に示す資料を収集、整理した。

表 8.8-2　水辺生物における既存資料調査の収集資料

調査内容	概況調査資料
水辺植物	・「群馬県の絶滅のおそれのある野生生物（植物編）2022 年改訂版」 （令和４年４月、群馬県自然環境課）
哺乳類	・「第２回自然環境保全基礎調査 （昭和 52 年度 環境省生物多様性センター 生物多様性情報システム)」 ・「第４回自然環境保全基礎調査 （平成元～３年度 環境省生物多様性センター 生物多様性情報システム)」 ・「第５回自然環境保全基礎調査 （平成９、10 年度 環境省生物多様性センター 生物多様性情報システム)」 ・「群馬県の絶滅のおそれのある野生生物（動物編）2022 年改訂版」 （令和４年４月、群馬県自然環境課）
鳥　類	・「第２回自然環境保全基礎調査 （昭和 52 年度 環境省生物多様性センター 生物多様性情報システム)」 ・「第３回自然環境保全基礎調査 （昭和 59 年度 環境省生物多様性センター 生物多様性情報システム)」 ・「第６回自然環境保全基礎調査 （平成 16 年度 環境省生物多様性センター 生物多様性情報システム)」 ・「群馬県の絶滅のおそれのある野生生物（動物編）2022 年改訂版」 （令和４年４月、群馬県自然環境課）
両生・爬虫類	・「第３回自然環境保全基礎調査 （昭和 59 年度 環境省生物多様性センター 生物多様性情報システム)」 ・「第４回自然環境保全基礎調査 （平成元～３年度 環境省生物多様性センター 生物多様性情報システム)」 ・「第６回自然環境保全基礎調査 （平成 16 年度 環境省生物多様性センター 生物多様性情報システム)」 ・「群馬県の絶滅のおそれのある野生生物（動物編）2022 年改訂版」 （令和４年４月、群馬県自然環境課）

② 現地調査

水辺生物における現地調査の調査方法は、表 8.8-3 に示すとおりである。

また、表 8.8-4 に示す選定基準に該当する種を注目すべき種として選定した。

表 8.8-3　水辺生物における現地調査方法

調査内容	調査方法
水辺植物	調査範囲を踏査しながら目視観察により確認する方法とした。
哺乳類	調査範囲を踏査しながら目視やフィールドサインにより確認する方法とした。また、あわせてセンサーカメラによる自動撮影を行った。
鳥　類	調査範囲を踏査しながら目視観察により、確認する方法とした。
両生・爬虫類	調査範囲を踏査し、目撃、鳴声及び脱皮殻等により確認する方法とした。

表 8.8-4　注目すべき種の選定基準

No.	文献及び法律名	選定基準となる区分
1	「文化財保護法」注) （昭和 25 年５月、法律第 214 号） 【略称：文化財保護法】	国天：国指定天然記念物 国特天：国指定特別天然記念物 群馬天：群馬県指定天然記念物 市天：太田市指定天然記念物 町天：大泉町・邑楽町指定天然記念物
2	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 （平成４年６月、法律第 75 号） 【略称：種の保存法】	国際：国際希少野生動植物種 国内：国内希少野生動植物種 特一：特定第一種国内希少野生動植物種 特二：特定第二種国内希少野生動植物種 緊急：緊急指定種
3	植物：「環境省レッドリスト 2025」 （令和７年３月、環境省） 動物：「環境省レッドリスト 2020」 （平成 29 年３月、環境省） 【略称：環境省 RL】	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR：絶滅危惧 IA 類 EN：絶滅危惧 IB 類 VU：絶滅危惧Ⅱ類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群
4	「動物レッドリスト（2024 年部分改訂版）」及び「植物レッドリスト（2024 年部分改訂版）」（令和６年５月、群馬県） 【略称：群馬県 RL】	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR：絶滅危惧 IA 類 EN：絶滅危惧 IB 類 VU：絶滅危惧Ⅱ類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足
5	「群馬県希少野生動植物の種の保護に関する条例」 （平成 26 年 12 月、条例第 76 号） 【略称：群馬県条例】	希少：特定県内希少野生動植物種

注）同法による指定種及び同法の規定に基づき制定された地方公共団体の文化財保護条例に基づく指定種。

3）調査地域・地点

① 既存資料調査

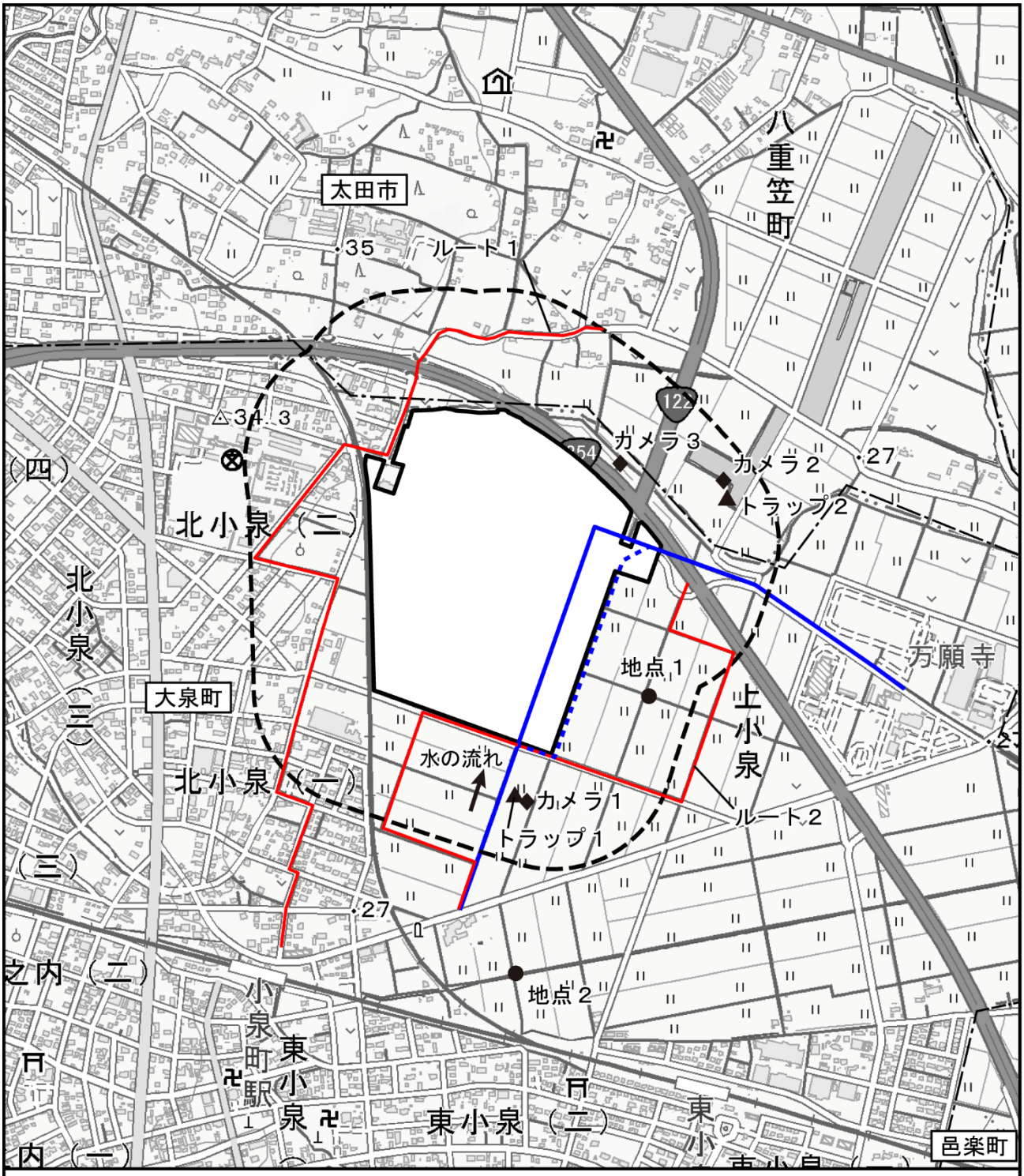
既存資料の調査地域は、計画地及びその周辺とした。

② 現地調査

現地調査の調査地域は、計画地の周辺とし、各項目における調査地域、調査地点は表 8.8-5 及び図 8.8-1 に示すとおりとした。なお、計画地では他事業による造成工事が行われているため（令和７年（2025 年）４月現在)、現地調査の調査地域の対象から除外した。

表 8.8-5　水辺生物における現地調査の調査地域・調査地点

調査内容	調査地域・調査地点
水辺植物	調査地域は図 8.8-1 に示す水辺生物調査範囲とした。
哺乳類	調査地域は図 8.8-1 に示す水辺生物調査範囲とした。 調査地点は図 8.8-1 示すシャーマントラップを設置する２地点（トラップ１～トラップ２）及びセンサーカメラを設置する３地点（カメラ１～カメラ３）とした。
鳥　類	調査地域は図 8.8-1 に示す水辺生物調査範囲及びラインセンサスルートとした２ルート（ルート１～ルート２）とした。 調査地点は図 8.8-1 に示す水辺生物調査範囲及びラインセンサスルートとした２ルート（ルート１～ルート２）とした。
両生・爬虫類	調査地域は図 8.8-1 に示す水辺生物調査範囲とした。



凡　例

- 計画地
- 市町界
- 排水路（既存）
- 排水路（新設）
- 水辺生物調査範囲
- ▲ 哺乳類 シャーマントラップ設置地点（トラップ１～トラップ２）
- ◆ 哺乳類 センサーカメラ設置地点（カメラ１～カメラ３）
- 鳥類 ラインセンサス調査ルート（ルート１～ルート２）
- ● 鳥類 ポイントセンサス調査地点（地点１～地点２）

注1）計画地では、他事業による造成工事が行われている（令和７年（2025年）４月現在）。
注2）排水路（新設）は、他事業の造成工事により、設置される。
出典：「電子地形図25,000」（国土地理院）

図 8.8-1　現地調査地域・地点（水辺生物）

1：10,000
0　100　200　300m

N

4）調査期間

① 既存資料調査

入手可能な最新の文献及びその他の資料とした。

② 現地調査

現地調査の調査期間は、表 8.8-6 に示すとおりである。

表 8.8-6　水辺生物における現地調査の調査期間

調査内容	調査期間	
水辺植物	夏　季	令和６年８月29日（木）～30日（金）
	秋　季	令和６年10月28日（月）～29日（火）
	早春季	令和７年３月10日（月）～11日（火）
	春　季	令和７年４月14日（月）～15日（火）
哺乳類	夏　季	令和６年８月19日（月）～20日（火）
	秋　季	令和６年10月28日（月）～29日（火）
	冬　季	令和７年１月23日（木）～24日（金）
	春　季	令和７年４月３日（木）～４日（金）
鳥　類	夏　季	令和６年８月21日（水）～22日（木）
	秋　季	令和６年10月28日（月）～29日（火）
	冬　季	令和７年１月23日（木）～24日（金）
	春　季	令和７年４月３日（木）～４日（金）
両生・爬虫類	夏　季	令和６年８月30日（金）
	秋　季	令和６年10月30日（水）
	早春季	令和７年３月５日（水）
	春　季	令和７年４月14日（月）

注）哺乳類のセンサーカメラは令和６年８月19日（月）～令和７年４月４日（金）まで継続して設置した。

５）調査結果

① 水辺生物の状況

（ア）水辺植物

ｱ）既存資料調査

水辺植物の既存資料調査結果は、「第３章　計画地及びその周囲の概況　3.2　環境要素の状況　（４）　生物環境」（p.71～78 参照）に示したとおりである。文献調査の結果、注目すべき種として、ミズニラ、マルバオモダカ、コキツネノボタン、ミズキンバイ等が確認された。

ｲ）現地調査

水辺植物の現地調査の結果は、表 8.8-7(1)～(3)に示すとおりである。

現地調査の結果、14 目 30 科 86 種類の水辺植物が確認された。計画地の周辺は水田環境が多く、ヒメミズワラビ、ウキクサ、アシカキ、ミゾハコベ等の水田雑草が多く記録された。

なお、確認された水辺植物のうち 11 種類（コカナダモ、コゴメイ、オオカワヂシャ、アメリカセンダングサ等）が外来種に該当した。

表 8.8-7(1)　水辺植物の現地調査結果

No.	目名	科名	種名（和名）	学名	計画地の周辺	注目すべき種	外来種
1	ウラボシ	イノモトソウ	ヒメミズワラビ	*Ceratopteris gaudichaudii* var. *vulgaris*	○		
2	オモダカ	ショウブ	ショウブ	*Acorus calamus*	○		
3		サトイモ	アオウキクサ	*Lemna aoukikusa* ssp. *aoukikusa*	○		
4			ウキクサ	*Spirodela polyrhiza*	○		
5		オモダカ	オモダカ	*Sagittaria trifolia*	○		
6		トチカガミ	コカナダモ	*Elodea nuttallii*	○		○
7			ヒロハトリゲモ	*Najas chinensis*	○	○	
8			ミズオオバコ	*Ottelia alismoides*	○	○	
9		ヒルムシロ	エビモ	*Potamogeton crispus*	○		
－			ヒルムシロ属	*Potamogeton* sp.	○		
10		ツユクサ	イボクサ	*Murdannia keisak*	○		
11		ミズアオイ	コナギ	*Monochoria vaginalis*	○		
12	イネ	ガマ	ヒメガマ	*Typha domingensis*	○		
13			コガマ	*Typha orientalis*	○		
14		イグサ	コゴメイ	*Juncus polyanthemus*	○		○
15		カヤツリグサ	ヒメクグ	*Cyperus brevifolius* var. *leiolepis*	○		
16			タマガヤツリ	*Cyperus difformis*	○		
17			ヒナガヤツリ	*Cyperus flaccidus*	○		
18			アゼガヤツリ	*Cyperus flavidus*	○		
19			カワラスガナ	*Cyperus sanguinolentus*	○		
20			クログワイ	*Eleocharis kuroguwai*	○		
21			テンツキ	*Fimbristylis dichotoma* var. *tentsuki*	○		
22			ヒデリコ	*Fimbristylis littoralis*	○		
23			メアゼテンツキ	*Fimbristylis velata*	○		

注）種名及び分類は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト　令和６年版」（令和６年10月、河川環境データベース　国土交通省）に従った。

表 8.8-7(2)　水辺植物の現地調査結果

No.	目名	科名	種名（和名）	学名	調査地の周辺	注目すべき種	外来種
24	イネ	カヤツリグサ	ホタルイ	*Schoenoplectiella hotarui*	○		
25			イヌホタルイ	*Schoenoplectiella juncoides*	○		
26			フトイ	*Schoenoplectus tabernaemontani*	○		
27			サンカクイ	*Schoenoplectus triqueter*	○		
28		イネ	スズメノテッポウ	*Alopecurus aequalis* var. *amurensis*	○		
29			カズノコグサ	*Beckmannia syzigachne*	○		
30			ジュズダマ	*Coix lacryma-jobi*	○		
31			イヌビエ	*Echinochloa crus-galli*	○		
32			ケイヌビエ	*Echinochloa crus-galli* var. *aristata*	○		
33			アシカキ	*Leersia japonica*	○		
34			アゼガヤ	*Leptochloa chinensis*	○		
35			オギ	*Miscanthus sacchariflorus*	○		
36			イネ	*Oryza sativa*	○		○
37			ヌカキビ	*Panicum bisulcatum*	○		
38			クサヨシ	*Phalaris arundinacea*	○		
39			ヨシ	*Phragmites australis*	○		
40			マコモ	*Zizania latifolia*	○		
41	キンポウゲ	キンポウゲ	ケキツネノボタン	*Ranunculus cantoniensis*	○		
42			タガラシ	*Ranunculus sceleratus*	○		
43	マメ	マメ	クサネム	*Aeschynomene indica*	○		
44	バラ	バラ	コバナキジムシロ	*Potentilla amurensis*	○		○
45			オヘビイチゴ	*Potentilla anemonifolia*	○		
46	キントラノオ	ミゾハコベ	ミゾハコベ	*Elatine triandra*	○		
47		ヤナギ	マルバヤナギ	*Salix chaenomeloides*	○		
48			カワヤナギ	*Salix miyabeana* ssp. *gymnolepis*	○		
49			タチヤナギ	*Salix triandra*	○		
50	フトモモ	ミソハギ	ホソバヒメミソハギ	*Ammannia coccinea*	○		○
51			ヒメミソハギ	*Ammannia multiflora*	○		
52			キカシグサ	*Rotala indica*	○		
53			ミズマツバ	*Rotala mexicana*	○	○	
54		アカバナ	チョウジタデ	*Ludwigia epilobioides* ssp. *epilobioides*	○		
55	アブラナ	アブラナ	タネツケバナ	*Cardamine occulta*	○		
56			コイヌガラシ	*Rorippa cantoniensis*	○	○	
57			イヌガラシ	*Rorippa indica*	○		
58	ナデシコ	タデ	ヤナギタデ	*Persicaria hydropiper*	○		
59			オオイヌタデ	*Persicaria lapathifolia* var. *lapathifolia*	○		
60			イヌタデ	*Persicaria longiseta*	○		
61			アキノウナギツカミ	*Persicaria sagittata* var. *sibirica*	○		
62		ナデシコ	ノミノフスマ	*Stellaria uliginosa* var. *undulata*	○		
63	リンドウ	アカネ	フタバムグラ	*Oldenlandia brachypoda*	○		
64	シソ	オオバコ	オオカワヂシャ	*Veronica anagallis-aquatica*	○		○
65			ムシクサ	*Veronica peregrina*	○		
66			カワヂシャ	*Veronica undulata*	○	○	
67		アゼナ	タケトアゼナ	*Lindernia dubia* ssp. *dubia*	○		○
68			アメリカアゼナ	*Lindernia dubia* ssp. *major*	○		○
69			アゼナ	*Lindernia procumbens*	○		
70		シソ	トウバナ	*Clinopodium gracile*	○		
71			ミゾコウジュ	*Salvia plebeia*	○	○	
72		サギゴケ	ムラサキサギゴケ	*Mazus miquelii*	○		
73			トキワハゼ	*Mazus pumilus*	○		

注）種名及び分類は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト　令和６年版」（令和６年10月、河川環境データベース　国土交通省）に従った。

表 8.8-7(3)　水辺植物の現地調査結果

No.	目名	科名	種名（和名）	学名	計画地の周辺	注目すべき種	外来種
74	キク	キク	カントウヨメナ	*Aster yomena* var. *dentatus*	○		
75			アメリカセンダングサ	*Bidens frondosa*	○		○
76			トキンソウ	*Centipeda minima*	○		
77			アメリカタカサブロウ	*Eclipta alba*	○		○
78			オオジシバリ	*Ixeris japonica*	○		
79			ノニガナ	*Ixeris polycephala*	○	○	
80			コオニタビラコ	*Lapsanastrum apogonoides*	○		
81			ホウキギク	*Symphyotrichum subulatum* var. *subulatum*	○		○
82	セリ	ウコギ	オオチドメ	*Hydrocotyle ramiflora*	○		
83			チドメグサ	*Hydrocotyle sibthorpioides*	○		
84		セリ	ミツバ	*Cryptotaenia japonica*	○		
85			セリ	*Oenanthe javanica* ssp. *javanica*	○		
計	14 目	30 科	86 種類		86 種類	7 種類	11 種類

注）種名及び分類は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト　令和６年版」（令和６年10月、河川環境データベース　国土交通省）に従った。

（イ）哺乳類

ｱ）既存資料調査

哺乳類の既存資料調査結果は、「第３章　計画地及びその周囲の概況　3.2　環境要素の状況　（４）　生物環境」（p.79 参照）に示したとおりである。文献調査の結果、注目すべき種として、カヤネズミ、ツキノワグマ、カモシカが確認された。

ｲ）現地調査

哺乳類の現地調査の結果は、表 8.8-8 に示すとおりである。

現地調査の結果、４目７科 11 種の哺乳類が確認された。アズマモグラ、ハツカネズミ、タヌキ等、市街地や郊外でも見られる種が記録された。

なお、確認された哺乳類のうち３種（アライグマ、ハツカネズミ、ハクビシン）が外来種に該当した。

表 8.8-8　哺乳類の現地調査結果

No.	目名	科名	種名（和名）	学名	ｼｬｰﾏﾝﾄﾗｯﾌﾟ	ｾﾝｻｰｶﾒﾗ	計画地の周辺	注目すべき種	外来種
1	モグラ	モグラ	アズマモグラ	*Mogera imaizumii*			○		
2	コウモリ	ヒナコウモリ	ヒナコウモリ科	Vespertilionidae			○		
3	ネズミ	ネズミ	アカネズミ	*Apodemus speciosus*			○		
4			カヤネズミ	*Micromys minutus*			○	○	
5			ハツカネズミ	*Mus musculus*	○		○		○
－			ネズミ科	Muridae		○	○		
6	ネコ	アライグマ	アライグマ	*Procyon lotor*		○	○		○
7		イヌ	タヌキ	*Nyctereutes procyonoides*		○	○		
8			キツネ	*Vulpes vulpes*		○	○		
9		イタチ	テン（ホンドテン）	*Martes melampus* (*M. m. melampus*)		○	○		
10			ニホンイタチ	*Mustela itatsi*		○	○		
11		ジャコウネコ	ハクビシン	*Paguma larvata*			○		○
計	４目	７科	11 種		１種	６種	11 種	１種	３種

注）種名及び分類は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト　令和６年版」（令和６年10月、河川環境データベース　国土交通省）に従った。

（ウ）鳥　類

ｱ）既存資料調査

鳥類の既存資料調査結果は、「第３章　計画地及びその周囲の概況　3.2　環境要素の状況　（４）　生物環境」（p.79～81 参照）に示したとおりである。文献調査の結果、注目すべき種として、コガモ、ゴイサギ、ヒクイナ、オオタカ、ホオアカ等が確認された。

ｲ）現地調査

鳥類の現地調査の結果は、表 8.8-9(1)～(2)に示すとおりである。

現地調査の結果、13 目 32 科 63 種の鳥類が確認された。マガモ、アオサギ、オオバン等の水辺に生息する種、ハシブトガラス、スズメ、ハクセキレイ等の市街地に生息する種、ヒバリ、セグロセキレイ等の耕作地に生息する種、メジロ、シジュウカラ等の樹林地に生息する種の他、オオタカ、ノスリ等の生態系の上位に位置する種も記録された。

なお、確認された鳥類のうち３種（カワラバト（ドバト）、ガビチョウ、カオジロガビチョウ）が外来種に該当した。

表 8.8-9(1)　鳥類の現地調査結果

No.	目名	科名	種名（和名）	学名	計画地の周辺	注目すべき種	外来種
1	キジ	キジ	キジ	*Phasianus colchicus*	○		
2	カモ	カモ	マガモ	*Anas platyrhynchos*	○		
3			カルガモ	*Anas zonorhyncha*	○		
4			ハシビロガモ	*Anas clypeata*	○		
5			オナガガモ	*Anas acuta*	○		
6			コガモ	*Anas crecca*	○	○	
7			キンクロハジロ	*Aythya fuligula*	○		
8	カイツブリ	カイツブリ	カイツブリ	*Tachybaptus ruficollis*	○		
9	ハト	ハト	カワラバト(ドバト)	*Columba livia*	○		○
10			キジバト	*Streptopelia orientalis*	○		
11	カツオドリ	ウ	カワウ	*Phalacrocorax carbo*	○		
12	ペリカン	サギ	ヨシゴイ	*Ixobrychus sinensis*	○	○	
13			アオサギ	*Ardea cinerea*	○		
14			ダイサギ	*Ardea alba*	○		
15			チュウサギ	*Egretta intermedia*	○	○	
16			コサギ	*Egretta garzetta*	○	○	
17	ツル	クイナ	クイナ	*Rallus aquaticus*	○	○	
18			バン	*Gallinula chloropus*	○		
19			オオバン	*Fulica atra*	○		
20	チドリ	チドリ	コチドリ	*Charadrius dubius*	○		
21		シギ	タシギ	*Gallinago gallinago*	○		
22			クサシギ	*Tringa ochropus*	○		
23			タカブシギ	*Tringa glareola*	○	○	
24	タカ	タカ	トビ	*Milvus migrans*	○		

注）種名及び分類は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト　令和６年版」（令和６年10月、河川環境データベース　国土交通省）に従った。

表 8.8-9(2)　鳥類の現地調査結果

No.	目名	科名	種名（和名）	学名	計画地の周辺	注目すべき種	外来種
25	タカ	タカ	ハイタカ	*Accipiter nisus*	○	○	
26			オオタカ	*Accipiter gentilis*	○	○	
27			ノスリ	*Buteo buteo*	○		
28	ブッポウソウ	カワセミ	カワセミ	*Alcedo atthis*	○		
29	キツツキ	キツツキ	コゲラ	*Dendrocopos kizuki*	○		
30	ハヤブサ	ハヤブサ	チョウゲンボウ	*Falco tinnunculus*	○		
31			コチョウゲンボウ	*Falco columbarius*	○	○	
32	スズメ	モズ	モズ	*Lanius bucephalus*	○		
33		カラス	カケス	*Garrulus glandarius*	○		
34			オナガ	*Cyanopica cyanus*	○	○	
35			ハシボソガラス	*Corvus corone*	○		
36			ハシブトガラス	*Corvus macrorhynchos*	○		
37		シジュウカラ	シジュウカラ	*Parus minor*	○		
38		ヒバリ	ヒバリ	*Alauda arvensis*	○		
39		ツバメ	ツバメ	*Hirundo rustica*	○		
40			イワツバメ	*Delichon dasypus*	○		
41		ヒヨドリ	ヒヨドリ	*Hypsipetes amaurotis*	○		
42		ウグイス	ウグイス	*Cettia diphone*	○		
43		エナガ	エナガ	*Aegithalos caudatus*	○		
44		チメドリ	ガビチョウ	*Garrulax canorus*	○		○
45			カオジロガビチョウ	*Garrulax sannio*	○		○
46		メジロ	メジロ	*Zosterops japonicus*	○		
47		ヨシキリ	オオヨシキリ	*Acrocephalus orientalis*	○		
48		セッカ	セッカ	*Cisticola juncidis*	○		
49		ムクドリ	ムクドリ	*Spodiopsar cineraceus*	○		
50		ヒタキ	シロハラ	*Turdus pallidus*	○		
51			ツグミ	*Turdus naumanni*	○		
52			ジョウビタキ	*Phoenicurus auroreus*	○		
53		スズメ	ニュウナイスズメ	*Passer rutilans*	○	○	
54			スズメ	*Passer montanus*	○		
55		セキレイ	キセキレイ	*Motacilla cinerea*	○		
56			ハクセキレイ	*Motacilla alba*	○		
57			セグロセキレイ	*Motacilla grandis*	○		
58			タヒバリ	*Anthus rubescens*	○		
69		アトリ	カワラヒワ	*Chloris sinica*	○		
60		ホオジロ	ホオジロ	*Emberiza cioides*	○		
61			ホオアカ	*Emberiza fucata*	○	○	
62			アオジ	*Emberiza spodocephala*	○		
63			オオジュリン	*Emberiza schoeniclus*	○		
計	13 目	32 科	63 種		57 種	13 種	3 種

注）種名及び分類は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト　令和６年版」（令和６年10月、河川環境データベース　国土交通省）に従った。

（エ）両生・爬虫類

ｱ）既存資料調査

両生・爬虫類の既存資料調査結果は、「第３章　計画地及びその周囲の概況　3.2　環境要素の状況　（４）　生物環境」（p.82 参照）に示したとおりである。文献調査の結果、注目すべき種として、トウキョウサンショウウオ、アカハライモリ、トウキョウダルマガエル、シュレーゲルアオガエル等が確認された。

ｲ）現地調査

両生・爬虫類の現地調査の結果は、表 8.8-10 及び表 8.8-11 に示すとおりである。

現地調査の結果、１目２科３種の両生類、２目４科４種の爬虫類が確認された。ニホンアマガエル、ウシガエル、ミシシッピアカミミガメ等の水辺に生息する種、ヒガシニホントカゲ、ニホンカナヘビ等の住宅地及び耕作地に生息する種が記録された。

なお、確認された両生・爬虫類のうち３種（ウシガエル、ヌマガエル、ミシシッピアカミミガメ）が外来種に該当した。

表 8.8-10　両生類の現地調査結果

No.	目名	科名	種名（和名）	学名	計画地の周辺	注目すべき種	外来種
1	無尾	アマガエル	ニホンアマガエル	*Dryophytes japonicus*	○		
2			ウシガエル	*Lithobates catesbeianus*	○		○
3		ヌマガエル	ヌマガエル	*Fejervarya kawamurai*	○		○
計	１目	２科	３種		３種	０種	２種

注）種名及び分類は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト　令和６年版」（令和６年10月、河川環境データベース　国土交通省）に従った。

表 8.8-11　爬虫類の現地調査結果

No.	目名	科名	種名（和名）	学名	計画地の周辺	注目すべき種	外来種
1	カメ	ヌマガメ	ミシシッピアカミミガメ	*Trachemys scripta elegans*	○		○
2	有鱗	トカゲ	ヒガシニホントカゲ	*Plestiodon finitimus*	○		
3		カナヘビ	ニホンカナヘビ	*Takydromus tachydromoides*	○		
4		ナミヘビ	ヤマカガシ	*Rhabdophis tigrinus*	○		
計	２目	４科	４種		４種	０種	１種

注）種名及び分類は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト　令和６年版」（令和６年10月、河川環境データベース　国土交通省）に従った。

② 注目すべき種

（ア）水辺植物

現地調査で確認された水辺植物のうち、注目すべき種の選定基準に該当する種は表8.8-12に示すとおり、ヒロハトリゲモ、ミズオオバコ、ミズマツバ、コイヌガラシ、カワヂシャ、ミゾコウジュ、ノニガナの５目６科７種であった。

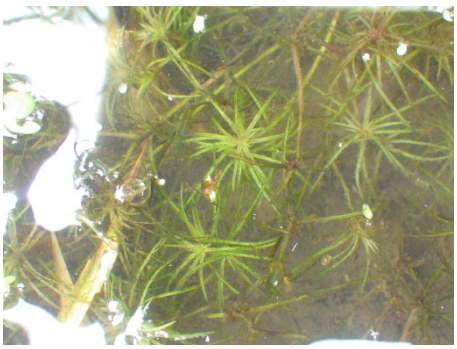
注目すべき種（水辺植物）の生態的特徴と確認状況は、表8.8-13(1)～(3)に示すとおりである。なお、注目すべき種の保護の観点から確認位置は記載していない。

表8.8-12　注目すべき種（水辺植物）

No.	目名	科名	種名（和名）	調査地周辺	選定基準				
					【1】	【2】	【3】	【4】	【5】
1	オモダカ	トチカガミ	ヒロハトリゲモ	○			NT	EN	
2			ミズオオバコ	○			NT	VU	
3	フトモモ	ミソハギ	ミズマツバ	○			NT	VU	
4	アブラナ	アブラナ	コイヌガラシ	○			NT	NT	
5	シソ	オオバコ	カワヂシャ	○			NT	NT	
6		シソ	ミゾコウジュ	○			NT	NT	
7	キク	キク	ノニガナ	○				VU	
計	５目	６科	７種	７種	０種	０種	６種	７種	０種

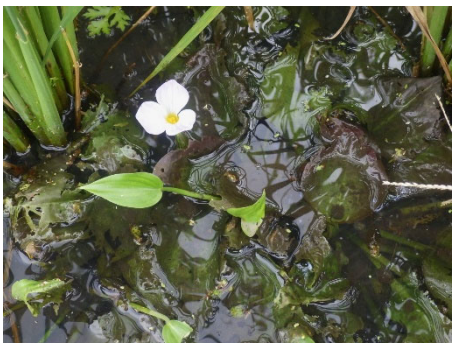
注1)種名及び分類は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト　令和６年版」(令和６年10月、河川環境データベース　国土交通省)に従った。
注2)選定基準の法令等の名称及び選定基準の内容については、表8.8-4を参照。
注3)【3】におけるEXは絶滅、EWは野生絶滅、CRは絶滅危惧IA類、ENは絶滅危惧IB類、VUは絶滅危惧Ⅱ類、NTは準絶滅危惧、DDは情報不足、LPは絶滅のおそれのある地域個体群を示す。
注4)【4】におけるEXは絶滅、EWは野生絶滅、CRは絶滅危惧IA類、ENは絶滅危惧IB類、VUは絶滅危惧Ⅱ類、NTは準絶滅危惧、DDは情報不足を示す。

表8.8-13(1)　注目すべき種（水辺植物）の生態的特徴と確認状況

No.	種名（和名）／ 選定基準	生態的特徴	確認状況
1	ヒロハトリゲモ  群馬県RL：EN 環境省RL：NT	【生態的特徴】 ・本州～琉球のため池や水田に生える一年草。茎は細くよく分岐する。葉は線形で縁に棘がある。葉鞘は円形～切形で縁に小刺がある。種子の表面に横長の網目がある。花期は７～９月。 【県内での生育状況】 ・水田とその周辺に生育する場合が多く、水田の耕作放棄や除草剤散布で消失する場合が多い。保護された生育地はない。	・夏季に計画地の周辺の水田で１ヶ所30個体が確認された。

注）県内での生息状況は「群馬県の絶滅のおそれのある野生生物（群馬県レッドデータブック）動物編2022年改訂版」（令和４年４月、群馬県）を参考に記載した。

表 8.8-13(2)　注目すべき種（水辺植物）の生態的特徴と確認状況

No.	種名（和名）／ 選定基準	生態的特徴	確認状況
2	ミズオオバコ  環境省RL：VU 群馬県RL：NT	【生態的特徴】 ・北海道～沖縄の水田やため池、水路に生育する一年草または多年草。短い茎が直立し、葉は根生する。葉には柄があり、時に葉身 50cm 以上に達する。花は水上につける。花期は８～10 月。 【県内での生育状況】 ・平野部では分布域の分断化が目立つ。山間部では管理放棄により平野部以上に減少が著しい。	・夏季に計画地の周辺の水田で１ヶ所50個体が確認された。
3	ミズマツバ  環境省RL：VU 群馬県RL：NT	【生態的特徴】 ・本州～琉球の水田や湿地に生育する一年草。茎の基部はふつう地面をはう。葉は３～４個輪生する。花期は７～９月。 【県内での生育状況】 ・中山間地の水田の管理放棄によって発生が認められなくなった例が目立つ。この傾向は獣害による被害が激しく、高齢化・過疎化が深刻な地域で顕著である。	・夏季に計画地の周辺の水田で３ヶ所67個体が確認された。
4	コイヌガラシ  環境省RL：VU 群馬県RL：VU	【生態的特徴】 ・本州～九州の水田などの水湿地に多い無毛の一年草また越年草。葉の基部は耳状となり、葉身は羽状に深裂する。花は黄色く花期は４～６月。 【県内での生育状況】 ・平野部に分布が限定されるため、開発や大規模圃場整備に伴って多くの産地が消失すると考えられる。農道、河川敷など一部ではおびただしい増加が見られるところもある。	・秋季に計画地の周辺の水田の畔で９ヶ所487個体が確認された。 ・早春季に計画地の周辺の水田の畔で１ヶ所10個体が確認された。 ・春季に計画地の周辺の水田の畔で１ヶ所１個体が確認された。

注）県内での生息状況は「群馬県の絶滅のおそれのある野生生物（群馬県レッドデータブック）植物編2022年改訂版」を参考に記載した。

表 8.8-13(3)　注目すべき種（水辺植物）の生態的特徴と確認状況

No.	種名（和名）／ 選定基準	生態的特徴	確認状況
5	カワヂシャ  環境省RL：NT 群馬県RL：NT	【生態的特徴】 ・本州～沖縄の主に河川や水路、水田等に生育する越年生の抽水～湿性植物。湧水域ではしばしば沈水形で生育する。葉には明瞭な鋸歯がある。花期は７～９月。 【県内での生育状況】 ・オオカワヂシャの分布域では、競争によって排除され大幅に減った。河川の開発や農耕地・道路に沿った生育地では除草剤の影響もある。	・早春季に計画地の周辺の水田で２ヶ所15個体が確認された。
6	ミゾコウジュ  環境省RL：NT 群馬県RL：NT	【生態的特徴】 ・本州～琉球の湿った草地や泥地に生える越年草。花期は本土では５～６月。宿根葉はロゼット状で長い柄があり、花期には枯れる。 【県内での生育状況】 ・過去に記録があった場所では消失し、新たにできた裸地や休耕地に集団を作ることが多い。	・夏季に計画地の周辺の放棄水田で１ヶ所100個体が確認された。 ・秋季に計画地の周辺の水田の畔及び放棄水田で２ヶ所101個体が確認された。 ・早春季に計画地の周辺の水田の畔で１ヶ所１個体が確認された。 ・春季に計画地の周辺の水田の畔で１ヶ所１個体が確認された。
7	ノニガナ  群馬県RL：VU	【生態的特徴】 ・北海道～九州の田んぼの畔に生える越年草。花期は４～５月。茎の中部の葉は矢じり状に茎を抱く。 【県内での生育状況】 ・平地の河川敷に多い種のため、河川工事や遷移、外来種との競合が複合して生育地の消失につながっていると考えられる。	・春季に計画地の周辺の水田の畔で２ヶ所２個体が確認された。

注）県内での生息状況は「群馬県の絶滅のおそれのある野生生物（群馬県レッドデータブック）植物編2022年改訂版」を参考に記載した。

（イ）哺乳類

現地調査で確認された哺乳類のうち､注目すべき種の選定基準に該当する種は表8.8-14に示すとおり、カヤネズミの１目１科１種であった。

注目すべき種（哺乳類）の生態的特徴と確認状況は、表 8.8-15 に示すとおりである。なお、注目すべき種の保護の観点から確認位置は記載していない。

表 8.8-14　注目すべき種（哺乳類）

No.	目名	科名	種名（和名）	計画地の周辺	選定基準				
					【1】	【2】	【3】	【4】	【5】
1	ネズミ	ネズミ	カヤネズミ	○				DD	
計	1目	1科	1種	1種	0種	0種	0種	1種	0種

注1)種名及び分類は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト　令和６年版」（令和６年10月、河川環境データベース　国土交通省)に従った。
注2)選定基準の法令等の名称及び選定基準の内容については、表8.8-4を参照。
注3)【3】におけるEXは絶滅、EWは野生絶滅、CRは絶滅危惧IA類、ENは絶滅危惧IB類、VUは絶滅危惧Ⅱ類、NTは準絶滅危惧、DDは情報不足、LPは絶滅のおそれのある地域個体群を示す。
注4)【4】におけるEXは絶滅、EWは野生絶滅、CRは絶滅危惧IA類、ENは絶滅危惧IB類、VUは絶滅危惧Ⅱ類、NTは準絶滅危惧、DDは情報不足を示す。

表 8.8-15　注目すべき種（哺乳類）の生態的特徴と確認状況

No.	種名（和名）／ 選定基準	生態的特徴	確認状況
1	カヤネズミ  群馬県RL：DD	【生態的特徴】 ・低地の草地､水田､河川敷などにあるイネ科、カヤツリグサ科の植物が密生する水気のあるところを好み、球形の巣をつくる。イネ科植物の種子や昆虫を補食する。春と秋に２～８頭の仔を出産する。 【県内での生息状況】 ・河川敷や沼地、水田などのイネ科植物が密生し水気のある環境が、開発行為などにより改変され、生息適地が減少している。	・秋季に計画地の周辺のため池で巣１個が確認された。

注）県内での生息状況は「群馬県の絶滅のおそれのある野生生物（群馬県レッドデータブック）動物編2022年改訂版」（令和４年４月、群馬県）を参考に記載した。

（ウ）鳥　類

現地調査で確認された鳥類のうち、注目すべき種の選定基準に該当する種は表 8.8-16 に示すとおり、コガモ、ヨシゴイ、チュウサギ、クイナ、オオタカ等の７目 10 科 12 種であった。

注目すべき種（鳥類）の生態的特徴と確認状況は、表 8.8-17(1)～(4)に示すとおりである。なお、注目すべき種の保護の観点から確認位置は記載していない。

表 8.8-16　注目すべき種（鳥類）

No.	目名	科名	種名（和名）	計画地の周辺	選定				
					【1】	【2】	【3】	【4】	【5】
1	カモ	カモ	コガモ	○				DD	
2	ペリカン	サギ	ヨシゴイ	○			NT	EN	
3			チュウサギ	○			NT	VU	
4			コサギ	○				VU	
5	ツル	クイナ	クイナ	○				NT	
6	チドリ	シギ	タカブシギ	○			VU		
7	タカ	タカ	ハイタカ	○			NT	NT	
8			オオタカ	○			NT	NT	
9	ハヤブサ	ハヤブサ	コチョウゲンボウ	○				DD	
10	スズメ	カラス	オナガ	○				NT	
11		スズメ	ニュウナイスズメ	○				NT	
12		ホオジロ	ホオアカ	○				NT	
計	7 目	10 科	12 種	9 種	0 種	0 種	5 種	11 種	0 種

注1)種名及び分類は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト　令和６年版」(令和６年10月、河川環境データベース　国土交通省)に従った。
注2)選定基準の法令等の名称及び選定基準の内容については、表8.8-4を参照。
注3)【3】におけるEXは絶滅、EWは野生絶滅、CRは絶滅危惧IA類、ENは絶滅危惧IB類、VUは絶滅危惧Ⅱ類、NTは準絶滅危惧、DDは情報不足、LPは絶滅のおそれのある地域個体群を示す。
注4)【4】におけるEXは絶滅、EWは野生絶滅、CRは絶滅危惧IA類、ENは絶滅危惧IB類、VUは絶滅危惧Ⅱ類、NTは準絶滅危惧、DDは情報不足を示す。

表 8.8-17(1)　注目すべき種（鳥類）の生態的特徴と確認状況

No.	種名（和名）／ 選定基準	生態的特徴	確認状況
1	コガモ  群馬県RL：DD	【生態的特徴】 ・冬鳥として全国の湖沼や河川に渡来し、市街地の小河川や公園の池等でも観察される。中部地方以北の高標高地や北海道の湿地では繁殖する個体もいる。県内には冬鳥として渡来し、各地で観察される。 【県内での生息状況】 ・県内の個体数は1996年を基準にすると2005年には半減し、2015年には1/4に減少している。	・秋季に計画地の周辺で５個体が確認された。 ・冬季に計画地の周辺で６個体が確認された。

注）県内での生息状況は「群馬県の絶滅のおそれのある野生生物（群馬県レッドデータブック）動物編2022年改訂版」（令和４年４月、群馬県）を参考に記載した。

表 8.8-17(2)　注目すべき種（鳥類）の生態的特徴と確認状況

No.	種名（和名）／ 選定基準	生態的特徴	確認状況
2	ヨシゴイ  環境省RL：NT 群馬県RL：EN	【生態的特徴】 ・夏鳥として九州以北の河川や湖沼、水田などに渡来する。サギ類の中では最小の種である。県内では、主に河川や池沼のヨシ原で繁殖する。飛翔する姿を見ることが多く、ヨシなどの茂みの中に止まっている姿は見つけにくい。 【県内での生息状況】 ・開発などにより生息地のヨシ原が減少・消失し、生息条件も悪化した。2010 年以降はほとんど記録されていない。	・秋季に計画地の周辺で１個体が確認された。
3	チュウサギ  環境省RL：NT 群馬県RL：VU	【生態的特徴】 ・本州以南に夏鳥として渡来する。水田や湿地で小魚やオタマジャクシ、昆虫などを捕食する。平地の松林や雑木林、竹藪などに他のサギ類とともに集団で営巣する。 【県内での生息状況】 ・かつては多数生息していたが、近年は渡来数が少ない。県内の繁殖コロニーはよくわかっていない。	・夏季に計画地の周辺で６個体が確認された。 ・秋季に計画地の周辺で７個体が確認された。
4	コサギ  群馬県RL：VU	【生態的特徴】 ・留鳥として本州以南に分布する。河川、水田、湿地等で小魚、オタマジャクシ、昆虫等を捕食する。平地のマツ林、雑木林、タケ藪等に他のサギ類とともに集団で営巣する。 【県内での生息状況】 ・県内ではかつては最も普通に見られるシラサギ類であったが、近年は生息地、個体数ともに激減した。	・夏季に計画地の周辺で２個体が確認された。 ・秋季に計画地の周辺で１個体が確認された。
5	クイナ  群馬県RL：NT	【生態的特徴】 ・北日本で少数が繁殖するほか、多くは冬鳥として本州以南の河川や湖沼などの湿地に渡来する。潜行性が強く、姿を観察する機会は少ない。 【県内での生息状況】 ・主に冬鳥として平地の湿地などに渡来するが、個体数は少ない。ごく少数が繁殖している可能性もある。	・秋季に計画地の周辺で２個体が確認された。

注）県内での生息状況は「群馬県の絶滅のおそれのある野生生物（群馬県レッドデータブック）動物編2022年改訂版」（令和４年４月、群馬県）を参考に記載した。

表 8.8-17(3)　注目すべき種（鳥類）の生態的特徴と確認状況

No.	種名（和名）／ 選定基準	生態的特徴	確認状況
6	タカブシギ  環境省RL：VU	【生態的特徴】 ・旅鳥であり、関東地方以南でごく少数が越冬する。海水域に入ることはほとんどない。数羽から十数羽の群れで行動することが多い。昆虫類、甲殻類、軟体動物を捕食する。 【県内での生息状況】 ・旅鳥として春秋に湿地、河川、湖沼、水田等で見られるが、極めて少ない。群馬県 RL では非選定種である。	・夏季に計画地の周辺で２個体が確認された。
7	ハイタカ （写真なし） 環境省RL：NT 群馬県RL：NT	【生態的特徴】 ・本州中部以北の山地の森林で繁殖し、冬季は平地や南部に移動する。ツミとオオタカの中間の大きさで、主に小鳥を餌とする。 【県内での生息状況】 ・山地の森林で繁殖するが、開発や植林等の影響で生息適地が減少している。観察個体数からは減少傾向にあると考えられる。	・秋季に計画地の周辺で１個体が確認された。
8	オオタカ  環境省RL：NT 群馬県RL：NT	【生態的特徴】 ・本州以北の低地帯から山地帯の森林で繁殖するが、非繁殖期は農耕地や河原、時には市街地でも記録される。主に鳥類を捕食する。 【県内での生息状況】 ・里山で繁殖する個体の割合が増えたため、開発予定地で営巣地が発見されることが多い。営巣林周辺の伐採、騒音や振動等が繁殖に影響を及ぼすことが懸念される。	・夏季に計画地の周辺で１個体が確認された。 ・冬季に計画地の周辺で１個体が確認された。
9	コチョウゲンボウ  群馬県RL：DD	【生態的特徴】 ・冬鳥として全国に渡来し、荒地や農耕地、河川敷などの開けた環境に生息する。チョウゲンボウより敏捷に飛翔し、ヨシ原や農耕地などで、主に小鳥類を捕食している。地面に降りていることも多い。 【県内での生息状況】 ・川沿いのヨシ原や草地、耕地などに渡来するが、単独または数羽が観察されるのみで、個体数は少ない。	・春季に計画地の周辺で１個体が確認された。

注）県内での生息状況は「群馬県の絶滅のおそれのある野生生物（群馬県レッドデータブック）動物編2022年改訂版」（令和４年４月、群馬県）を参考に記載した。

表 8.8-17(4)　注目すべき種（鳥類）の生態的特徴と確認状況

No.	種名（和名）／ 選定基準	生態的特徴	確認状況
10	オナガ  群馬県RL：NT	【生態的特徴】 ・本州中部、本州北部に留鳥として分布する。低地から山地の集落付近、市街地の緑地等に生息する。群れで行動し、繁殖期にも数つがいが比較的近くに集まって営巣する。昆虫類、果実、種子等を食べる。 【県内での生息状況】 ・県内では繁殖期の分布と個体数が減少している。	・夏季に計画地の周辺で１個体が確認された。 ・秋季に計画地の周辺で10個体が確認された。 ・冬季に計画地の周辺で22個体が確認された。
11	ニュウナイスズメ  群馬県RL：NT	【生態的特徴】 ・本州中部以北では夏鳥、その他の地域では冬鳥であるが、いずれも局地的である。 【県内での生息状況】 ・山地帯の明るい林の樹洞で繁殖するが、山小屋などで営巣することもある。冬季は低地帯から丘陵帯の農耕地やその周辺に群れが見られる。	・冬季に計画地の周辺で４個体が確認された。
12	ホオアカ  群馬県RL：NT	【生態的特徴】 ・北日本では低地の草原で、本州中部や九州では高原の草地で繁殖する。冬季は暖地や低地に移動し、西日本に多い。 【県内での生息状況】 ・県内では高原の疎林や草原で繁殖するが局地的である。冬季は河川敷や池沼の草地などで見られるが、個体数は少ない。個体数は減少傾向にある。	・春季に計画地の周辺で１個体が確認された。

注）県内での生息状況は「群馬県の絶滅のおそれのある野生生物（群馬県レッドデータブック）動物編2022年改訂版」（令和４年４月、群馬県）を参考に記載した。

（２）予　測

１）供用による影響

① 排水の発生

（ア）予測項目

予測項目は、供用後の排水の発生に伴う水辺生物（水辺植物、哺乳類、鳥類）への影響とした。なお、両生・爬虫類については注目すべき種は確認されていない。

ｱ）予測地域・地点

予測地域は、計画地の周辺とした。

ｲ）予測時期

施設の稼働による影響が定常となる時期とした。

ｳ）予測方法

供用後の排水による水質の変化の影響を、水質の予測結果を用いて考察し、注目すべき種の生息環境の変化の程度を予測した。水生生物を餌とする鳥類については、水生生物の予測結果も用いて考察した。

ｴ）予測結果

注目すべき種の響予測結果は、表 8.8-18(1)～(6)に示すとおりである。

表 8.8-18(1)　注目すべき種の影響予測結果（水辺植物）

調査対象	確認状況	予測結果
ヒロハトリゲモ	・夏季に計画地の周辺の水田で１ヶ所 30 個を確認。	供用後の施設からの排水の流入により、生育環境である水辺環境の悪化が懸念されるが、「8.6　水質」に示すとおり、予測結果が整合を図るべき基準等と整合が図られており、排水に対する環境保全措置も講ずる計画である。また、生育が確認された水田は、供用後の施設からの排水の流入しない環境である。以上のことから、生息環境の変化の程度は小さく、影響は小さいと予測される。
ミズオオバコ	・夏季に計画地の周辺の水田で１ヶ所 50 個を確認。	供用後の施設からの排水の流入により、生育環境である水辺環境の悪化が懸念されるが、「8.6　水質」に示すとおり、予測結果が整合を図るべき基準等と整合が図られており、排水に対する環境保全措置も講ずる計画である。また、生育が確認された水田は、供用後の施設からの排水の流入しない環境である。以上のことから、生息環境の変化の程度は小さく、影響は小さいと予測される。
ミズマツバ	・夏季に計画地の周辺の水田で３箇所 67 個を確認。	供用後の施設からの排水の流入により、生育環境である水辺環境の悪化が懸念されるが、「8.6　水質」に示すとおり、予測結果が整合を図るべき基準等と整合が図られており、排水に対する環境保全措置も講ずる計画である。また、生育が確認された水田は、供用後の施設からの排水の流入しない環境である。以上のことから、生息環境の変化の程度は小さく、影響は小さいと予測される。
コイヌガラシ	・秋季に計画地の周辺の水田の畔で９箇所 487 個体を確認。 ・早春季に計画地の周辺の水田の畔で１ヶ所 10 個体を確認。 ・春季に計画地の周辺の水田の畔で１ヶ所１個体を確認。	供用後の施設からの排水の流入により、生育環境である水辺環境の悪化が懸念されるが、「8.6　水質」に示すとおり、予測結果が整合を図るべき基準等と整合が図られており、排水に対する環境保全措置も講ずる計画である。また、生育が確認された水田の畔は、供用後の施設からの排水の流入しない環境である。以上のことから、生息環境の変化の程度は小さく、影響は小さいと予測される。

表 8.8-18(2)　注目すべき種の影響予測結果（水辺植物）

調査対象	確認状況	予測結果
カワヂシャ	・早春季に計画地の周辺の水田で２ヶ所 15 個体を確認。	供用後の施設からの排水の流入により、生育環境である水辺環境の悪化が懸念されるが、「8.6　水質」に示すとおり、予測結果が整合を図るべき基準等と整合が図られており、排水に対する環境保全措置も講ずる計画である。また、生育が確認された水田は、供用後の施設からの排水の流入しない環境である。以上のことから、生息環境の変化の程度は小さく、影響は小さいと予測される。
ミゾコウジュ	・夏季に計画地の周辺の放棄水田で１ヶ所 100 個体を確認。 ・秋季に計画地の周辺の水田の畔及び放棄水田で２ヶ所 101 個体を確認。 ・早春季に計画地の周辺の水田の畔で１ヶ所１個体を確認。 ・春季に計画地の周辺の水田の畔で１ヶ所１個体を確認。	供用後の施設からの排水の流入により、生育環境である水辺環境の悪化が懸念されるが、「8.6　水質」に示すとおり、予測結果が整合を図るべき基準等と整合が図られており、排水に対する環境保全措置も講ずる計画である。また、生育が確認された水田の畔及び放棄水田は、供用後の施設からの排水の流入しない環境である。以上のことから、生息環境の変化の程度は小さく、影響は小さいと予測される。
ノニガナ	・春季に計画地の周辺の水田の畔で２ヶ所２個体を確認。	供用後の施設からの排水の流入により、生育環境である水辺環境の悪化が懸念されるが、「8.6　水質」に示すとおり、予測結果が整合を図るべき基準等と整合が図られており、排水に対する環境保全措置も講ずる計画である。また、生育が確認された水田の畔は、供用後の施設からの排水の流入しない環境である。以上のことから、生息環境の変化の程度は小さく、影響は小さいと予測される。

表 8.8-18(3)　注目すべき種の影響予測結果（哺乳類）

調査対象	確認状況	予測結果
カヤネズミ	・秋季に計画地の周辺のため池で巣１個を確認。	供用後の施設からの排水の流入により、生息環境である水辺環境の悪化が懸念されるが、「8.6　水質」に示すとおり、予測結果が整合を図るべき基準等と整合が図られており、排水に対する環境保全措置も講ずる計画である。また、巣が確認されたため池は、供用後の施設からの排水の流入しない環境である。以上のことから、生息環境の変化の程度は小さく、影響は小さいと予測される。

表 8.8-18(4)　注目すべき種の影響予測結果（鳥類）

調査対象	確認状況	予測結果
コガモ	・秋季に計画地の周辺で５個体を確認。 ・冬季に計画地の周辺で６個体を確認。	供用後の施設からの排水の流入により、生息環境である水辺環境の悪化が懸念されるが、「8.6　水質」に示すとおり、予測結果が整合を図るべき基準等と整合が図られており、排水に対する環境保全措置も講ずる計画である。また、確認されたため池は、供用後の施設からの排水の流入しない環境である。以上のことから、生息環境の変化の程度は小さく、影響は小さいと予測される。
ヨシゴイ	・秋季に計画地の周辺で１個体を確認。	供用後の施設からの排水の流入により、生息環境である水辺環境の悪化が懸念されるが、「8.6　水質」に示すとおり、予測結果が整合を図るべき基準等と整合が図られており、排水に対する環境保全措置も講ずる計画である。また、「8.7　水生生物」に示すとおり、餌となる水生生物への影響も少なく、確認されたため池は、供用後の施設からの排水の流入しない環境である。以上のことから、生息環境の変化の程度は小さく、影響は小さいと予測される。
チュウサギ	・夏季に計画地の周辺で６個体を確認。 ・秋季に計画地の周辺で７個体を確認。	供用後の施設からの排水の流入により、生息環境である水辺環境の悪化が懸念されるが、「8.6　水質」に示すとおり、予測結果が整合を図るべき基準等と整合が図られており、排水に対する環境保全措置も講ずる計画である。また、「8.7　水生生物」に示すとおり、餌となる水生生物への影響も少なく、確認された水田は、供用後の施設からの排水の流入しない環境である。以上のことから、生息環境の変化の程度は小さく、影響は小さいと予測される。
コサギ	・夏季に計画地の周辺で２個体を確認。 ・秋季に計画地の周辺で１個体を確認。	供用後の施設からの排水の流入により、生息環境である水辺環境の悪化が懸念されるが、「8.6　水質」に示すとおり、予測結果が整合を図るべき基準等と整合が図られており、排水に対する環境保全措置も講ずる計画である。また、「8.7　水生生物」に示すとおり、餌となる水生生物への影響も少なく、確認された水田及びため池は、供用後の施設からの排水の流入しない環境である。以上のことから、生息環境の変化の程度は小さく、影響は小さいと予測される。

表 8.8-18(5)　注目すべき種の影響予測結果（鳥類）

調査対象	確認状況	予測結果
クイナ	・秋季に計画地の周辺で２個体を確認。	供用後の施設からの排水の流入により、生息環境である水辺環境の悪化が懸念されるが、「8.6　水質」に示すとおり、予測結果が整合を図るべき基準等と整合が図られており、排水に対する環境保全措置も講ずる計画である。また、「8.7　水生生物」に示すとおり、餌となる水生生物への影響も少なく、確認されたため池は、供用後の施設からの排水の流入しない環境である。以上のことから、生息環境の変化の程度は小さく、影響は小さいと予測される。
タカブシギ	・夏季に計画地の周辺で２個体を確認。	供用後の施設からの排水の流入により、生息環境である水辺環境の悪化が懸念されるが、「8.6　水質」に示すとおり、予測結果が整合を図るべき基準等と整合が図られており、排水に対する環境保全措置も講ずる計画である。また、「8.7　水生生物」に示すとおり、餌となる水生生物への影響も少ないこと、確認された水田は、供用後の施設からの排水の流入しない環境である。以上のことから、生息環境の変化の程度は小さく、影響は小さいと予測される。
ハイタカ	・秋季に計画地の周辺で１個体を確認。	供用後の施設からの排水の流入により、生息環境である水辺環境の悪化が懸念されるが、本種は水辺に生息する種ではないこと、水生生物を捕食する種でもないことから、生息環境の変化の程度は小さく、影響は小さいと予測される。
オオタカ	・夏季に計画地の周辺で１個体を確認。 ・冬季に計画地の周辺で１個体を確認。	供用後の施設からの排水の流入により、生息環境である水辺環境の悪化が懸念されるが、本種は水辺に生息する種ではないこと、水生生物を捕食する種でもないことから、生息環境の変化の程度は小さく、影響は小さいと予測される。
コチョウゲンボウ	・春季に計画地の周辺で１個体を確認。	供用後の施設からの排水の流入により、生息環境である水辺環境の悪化が懸念されるが、種は水辺に生息する種ではなく、水生生物を捕食する種でもないことから、生息環境の変化の程度は小さく、影響は小さいと予測される。
オナガ	・夏季に計画地の周辺で１個体を確認。 ・秋季に計画地の周辺で10個体を確認。 ・冬季に計画地の周辺で22個体を確認。	供用後の施設からの排水の流入により、生息環境である水辺環境の悪化が懸念されるが、本種は水辺に生息する種ではなく、水生生物を捕食する種でもないことから、生息環境の変化の程度は小さく、影響は小さいと予測される。

表 8.8-18(6)　注目すべき種の影響予測結果（鳥類）

調査対象	確認状況	予測結果
ニュウナイスズメ	・冬季に計画地の周辺で４個体を確認。	供用後の施設からの排水の流入により、生息環境である水辺環境の悪化が懸念されるが、本種は水辺に生息する種ではなく、水生生物を捕食する種でもないことから、生息環境の変化の程度は小さく、影響は小さいと予測される。
ホオアカ	・春季に計画地の周辺で１個体を確認。	供用後の施設からの排水の流入により、生息環境である水辺環境の悪化が懸念されるが、本種は水辺に生息する種ではなく、水生生物を捕食する種でもないことから、生息環境の変化の程度は小さく、影響は小さいと予測される。

（３）評　価

１）供用による影響

① 排水の発生

（ア）評価項目

評価項目は、供用後の排水に伴う水辺生物（水辺植物、哺乳類、鳥類）への影響とした。なお、両生・爬虫類については注目すべき種は確認されていない。

ｱ）評価方法

a 回避、低減の観点

注目すべき種について、事業者により実行可能な範囲内で影響ができる限り回避、または低減されているかどうかを明らかにした。

b 基準、目標等との整合の観点

表 8.8-19 に示す整合を図るべき基準等と予測結果との比較を行い、整合が図られているかどうかを明らかにした。

表 8.8-19　施設の供用に伴う水辺生物に係る整合を図るべき基準等

項　目	整合を図るべき基準等
水辺生物	・「環境省レッドリスト 2020」及び「環境省レッドリスト 2025」の記載種の保全 ・「動物レッドリスト（2024 年部分改訂版）」及び「植物レッドリスト（2024 年部分改訂版）」（令和６年５月、群馬県）の記載種の保全

ｲ）評価結果

a 回避、低減の観点

施設の供用にあたっては、表 8.8-20 に示す環境の保全のための措置を講ずることで、水辺生物の生育環境及び生息環境への影響の低減に努める。

以上のことから、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。

表 8.8-20　水辺生物に関する環境の保全のための措置

影響要因	影　響	検討の視点	環境の保全のための措置	措置の区分
排水の発生	生育環境及び生息環境の変化（水質）	水質への配慮	・排水は計画地内に排水処理施設及び合併処理浄化槽を設置して、処理を行う。	低　減
			・排水処理施設は常時 pH 測定や浮遊物質量（SS）の管理を行い、異常が認められた際には、工場外への流出を防止する。また、排出水の定期的な水質測定をもとに、適正な点検・清掃等を行い、施設の維持管理を適切に行う。	低　減
			・合併処理浄化槽は定期的な水質測定をもとに、点検・清掃等を適切に行い、施設の維持管理を適切に行う。	低　減
			・群馬県条例の排水基準よりも厳しい自主基準値を設定する。	低　減

b 基準、目標等との整合の観点

予測の結果、供用後の排水による水辺生物への影響は小さいと考えられるため、注目すべき種や、それらの生育環境及び生息環境は保全されることから、基準、目標等との整合は図られると評価する。

8.9 景　観

8.9 景　観

（1）調　査

1）調査項目

① 主要な眺望景観及び囲繞景観の状況

眺望及び囲繞の状況、構成要素等を調査した。

② その他の予測・評価に必要な事項

地域の景観特性や地形・地質、植物、文化財等、主要な道路、鉄道等及び人口分布を調査した。

2）調査方法

① 既存資料調査

（ア）主要な眺望景観及び囲繞景観の状況

地形図及び土地利用現況図等の既存資料を整理した。

（イ）その他の予測・評価に必要な事項

地形図、地質図及び土地利用現況図等の既存資料を整理した。

② 現地調査

（ア）主要な眺望景観及び囲繞景観の状況

現地調査、地形図等の既存資料及び現地踏査により選定した調査地点（主要な眺望地点）から計画地方向の現況写真の撮影を行った。

景観写真の諸元は、表 8.9-1 に示すとおりである。

表 8.9-1　景観写真の撮影諸元

No.	名　称	使用カメラ	焦点距離	仰　角	撮影高さ
1	計画地北北西側（一般国道 354 号上）	Canon EOS-6D	28mm (35mm 換算)	0°	地上 1.5m
2	計画地東側（一般国道 354 号・交差点）			0°	地上 1.5m
3	計画地南側（北保育園付近）			0°	地上 1.5m
4	小泉町駅付近（歩道橋上）			0°	地上 6.5m
5	北谷緑地付近			5°	地上 1.5m
6	大泉高校前交差点付近			5°	地上 1.5m
7	上小泉交差点付近			15°	地上 1.5m

3）調査地域・地点

① 既存資料調査

（ア）主要な眺望景観及び囲繞景観の状況

調査地域は、計画地境界から 1 ㎞程度の範囲を目安とした。1 ㎞の範囲に隣接して景観資源等が分布する場合は、適宜範囲を広げた。

（イ）その他の予測・評価に必要な事項

計画地及びその周辺とした。

② 現地調査

（ア）主要な眺望景観及び囲繞景観の状況

調査地域は計画地周辺とし、調査地点は表 8.9-2 及び図 8.9-1 に示すとおりである。

計画地及び周辺は平坦な地形であり、計画地を可視できる地域は、計画地周辺の開けた交差点及び道路延長上の地点に限られる。計画地が視認できる可能性があり、不特定多数の人が利用すると考えられる 7 地点とした。

表 8.9-2　景観の調査地点

No.	名　称	計画地敷地境界からの方向・距離
1	計画地北北西側（一般国道 354 号上）	北北西・約　60m
2	計画地東側（一般国道 354 号・交差点）	東・約 440m
3	計画地南側（北保育園付近）	南・約 300m
4	小泉町駅付近（歩道橋上）	南西・約 500m
5	北谷緑地付近	南西・約 120m
6	大泉高校前交差点付近	西・約 330m
7	上小泉交差点付近	北北東・約　30m

4）調査期間

① 既存資料調査

（ア）主要な眺望景観及び囲繞景観の状況

入手可能な最新年度とした。

（イ）その他の予測・評価に必要な事項

入手可能な最新年度とした。

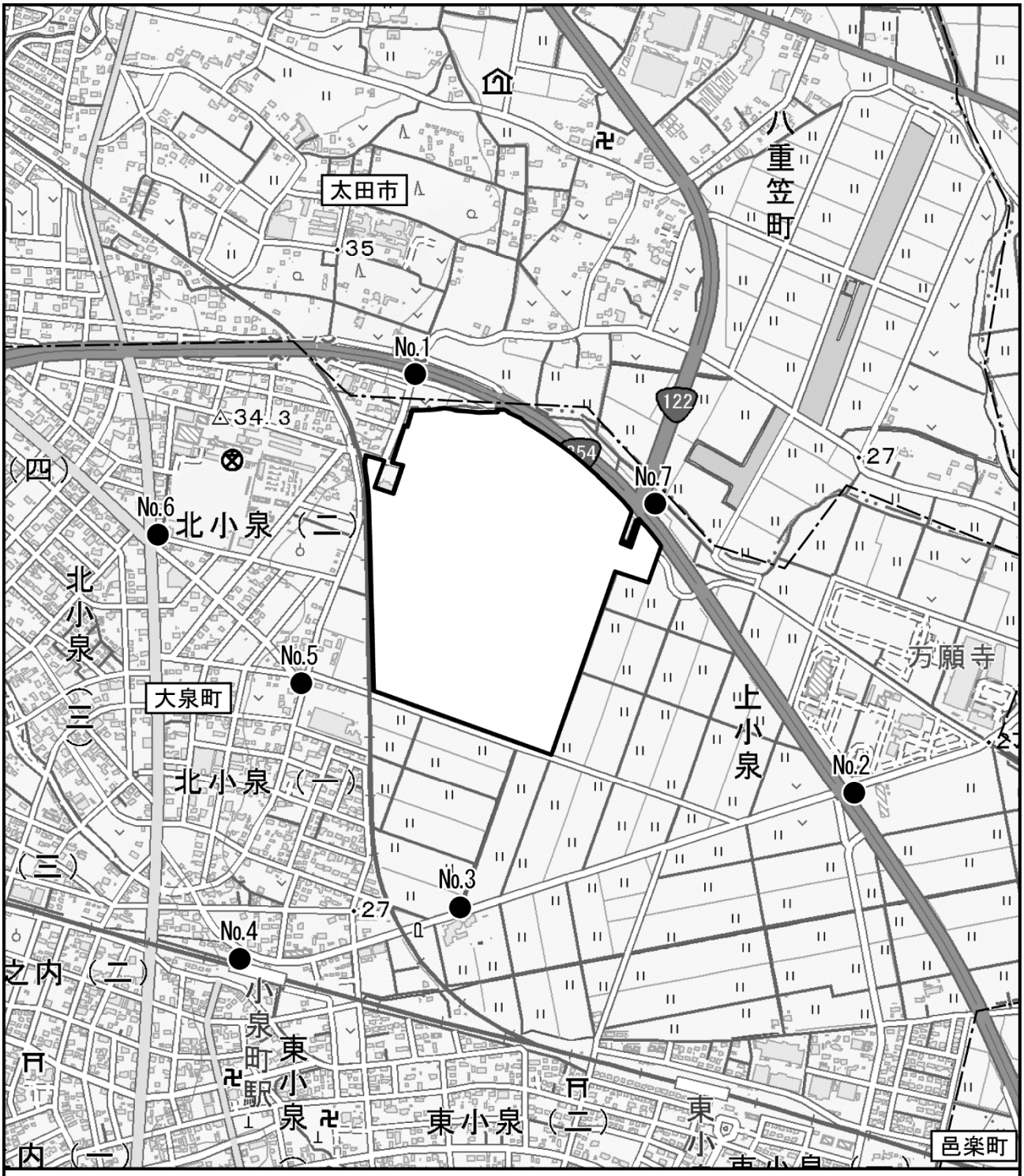
② 現地調査

（ア）主要な眺望景観及び囲繞景観の状況

現地調査については、四季の景観変化の影響を考慮し落葉時期に実施することとした。調査期間は、表 8.9-3 に示すとおりである。

表 8.9-3　調査期間

調査項目	調査期間
主要な眺望景観及び囲繞景観の状況	令和 6 年 12 月 26 日（木）



出典：「電子地形図25,000」（国土地理院）

図 8.9-1　景観の調査地点

1：10,000
0　100　200　300m

N

５）調査結果

① 主要な眺望景観及び囲繞景観の状況

（ア）既存資料調査

主要な眺望景観及び囲繞景観の状況は、「第３章 計画地及びその周囲の概況 3.2　環境要素の状況　（５）　人と自然との触れ合い」（p.91～92 参照）に示したとおりである。

（イ）現地調査

主要な眺望景観及び囲繞景観の状況は、表 8.9-4 及び写真 8.9-1～写真 8.9-7 に示すとおりである。

№1,2,3,7 は計画地方向を眺望でき、計画地も視認できる。また、№4 は計画地方向を眺望できるが、住宅により計画地は視認できない。さらに、№5,6 は計画地方向を眺望でき、住宅の後方にわずかに計画地を視認できる。

計画地周辺の主な囲繞景観としては、平坦な地形の上に住宅や公園、学校が点在している。

表 8.9-4　主要な眺望景観及び囲繞景観の状況

№.	名　称	主要な眺望景観
1	計画地北北西側（一般国道 354 号上）	計画地方向を眺望でき、計画地も視認できる。
2	計画地東側（一般国道 354 号・交差点）	計画地方向を眺望でき、計画地も視認できる。
3	計画地南側（北保育園付近）	計画地方向を眺望でき、計画地も視認できる。
4	小泉町駅付近（歩道橋上）	計画地方向を眺望できるが、住宅により計画地は視認できない。
5	北谷緑地付近	計画地方向を眺望でき、住宅の後方にわずかに計画地を視認できる。
6	大泉高校前交差点付近	計画地方向を眺望でき、住宅の後方にわずかに計画地を視認できる。
7	上小泉交差点付近	計画地方向を眺望でき、計画地も視認できる。

令和６年 12 月 26 日（木）



写真 8.9-1　No.1　計画地北北西側（一般国道 354 号上）

令和６年 12 月 26 日（木）



写真 8.9-2　No.2　計画地東側（一般国道 354 号・交差点）

令和６年 12 月 26 日（木）



写真 8.9-3　No.3　計画地南側（北保育園付近）

令和６年 12 月 26 日（木）



写真 8.9-4　No.4　小泉町駅付近（歩道橋上）

令和６年 12 月 26 日（木）



写真 8.9-5　No.5　北谷緑地付近

令和６年 12 月 26 日（木）



写真 8.9-6　No.6　大泉高校前交差点付近

令和６年 12 月 26 日（木）



写真 8.9-7　No.7　上小泉交差点付近

② その他の予測・評価に必要な事項

（ア）既存資料調査

ｱ）地域の景観特性

計画地及びその周辺は田畑が広がっており、周辺には事業場、住宅等が分布している。計画地周辺は主に田園景観及び住宅地景観を呈している。

ｲ）地形・地質・植物、文化財等

地形・地質の状況について、計画地は「谷底平野及び後背低地」であり、その周辺は「砂質台地１」、「人工改変地」、「砂礫台地」等から構成される。

また、計画地及びその周辺の表層地質は「泥質堆積物」、「火山灰」が広く分布している。

植物の状況について、計画地は他事業による造成工事により裸地となっており、計画地周辺は市街地と耕作地となっている。計画地の北西から南にかけては、工場や市街地が大半を占めている。一方、計画地の北から南東にかけては、水田雑草群落や畑雑草群落など耕作地が多いほか緑の多い住宅地がみられる。

文化財の状況について、計画地周辺には大泉町指定文化財である小泉城跡（富岡城跡）、小泉神社本殿及び彫刻等が存在する。また、人と自然との触れ合いの状況については、計画地及びその周辺には自然との触れ合いの利用施設として、緑道、公園等が存在する。

ｳ）主要な道路、鉄道等

計画地への主なアクセス道路は、一般国道 354 号及び一般国道 122 号等があげられる。また、計画地周辺の主な駅は東武小泉線の東小泉駅、小泉駅があげられる。

ｴ）人口分布

群馬県、大泉町、太田市及び邑楽町における人口及び世帯数の推移は、近年、人口は大泉町及び太田市では横ばい傾向に、群馬県及び邑楽町では減少傾向ある。世帯数は群馬県、太田市及び大泉町では概ね増加しており、邑楽町は横ばい傾向にある。

（２）予　測

１）存在による影響

① 工作物等の出現

（ア）予測項目

予測項目は、工作物等の出現に伴う主要な眺望景観の変化の程度とした。

（イ）予測地域・地点

予測地域・地点は、図 8.9-1 に示した現地調査地点とした。

（ウ）予測時期

予測時期は、建設工事完了後とした。

（エ）予測方法

ｱ）予測手順

フォトモンタージュ法を作成し、現況写真と比較する方法により予測した。

ｲ）予測条件

a フォトモンタージュ

モンタージュの作成条件は、表 8.9-5 に示すとおりである。

また、計画地内の配置図は「第２章 対象事業の概要　2.3　対象事業の概要　（2）建築計画」（p.6 参照）に示したとおりである。

表 8.9-5　モンタージュの作成条件

項　目	予測条件
計画建築物の位置、形状等	「第２章　対象事業の概要　2.3　対象事業の概要　（２）　建築計画」（p.6 参照）に示したとおりである。
計画建築物の最高高さ	最高高さ約 27m

（オ）予測結果

主要な眺望景観の変化の程度については、表 8.9-6(1)～(2)及び写真 8.9-8～写真 8.9-14 に示すとおりである。

計画地に近接する眺望地点（№1,5,7）は、視野の正面に計画建築物を大きく視認することができることから、眺望景観は変化すると予測する。計画建築物によって圧迫感を生じる可能性も考えられるが、道路境界線及び隣地境界線から離隔した配置計画とし、特に計画地西側の眺望地点（№1,5）においては、計画地西側住宅地に隣接する部分に植栽帯を設ける計画とする。また、圧迫感を軽減するためにできるだけ分節を考慮したデザインとし、周囲の環境に合わせ可能な限り高さを抑える。さらに、群馬県の大規模行為景観形成基準を遵守し原色は使用せず、無彩色を主とした落ち着いた色調とすることで周辺環境への影響は低減できるものと予測する。

計画地から離れた眺望地点（№2,3）は、計画建築物を視認することができ、眺望景観に影響すると考えられるが、周囲の環境に合わせ可能な限り高さを抑えるとともに、群馬県の大規模行為景観形成基準を遵守し原色は使用せず、無彩色を主とした落ち着いた色調とすることで周辺環境への影響は低減できるものと予測する。

計画地西側及び南西側の住居地域にある眺望地点（№4,6）は、計画建築物の一部を視認することができるもののその面積は小さく、眺望景観の変化はほとんどないと予測する。

表 8.9-6(1)　主要な眺望景観の変化の程度

№.	名　称	眺望景観の変化の程度
1	計画地北北西側（一般国道 354 号上）	供用時は、視野の正面に計画建築物を視認することができることから、眺望景観は変化すると予測する。計画建築物によって圧迫感を生じる可能性も考えられるが、道路境界線及び隣地境界線から離隔した配置とし、特に計画地西側住宅地に隣接する部分には植栽帯を設ける計画とする。また、圧迫感を軽減するためにできるだけ分節を考慮したデザインとし、周囲の環境に合わせ可能な限り高さを抑える。さらに、群馬県の大規模行為景観形成基準を遵守し原色は使用せず、無彩色を主とした落ち着いた色調とすることで周辺環境への影響は低減できるものと予測する。
2	計画地東側（一般国道 354 号・交差点）	供用時は、計画建築物を視認することができ、眺望景観に影響すると考えられるが、周囲の環境に合わせ、可能な限り高さを抑えるとともに、群馬県の大規模行為景観形成基準を遵守し原色は使用せず、無彩色を主とした落ち着いた色調とすることで周辺環境への影響は低減できるものと予測する。

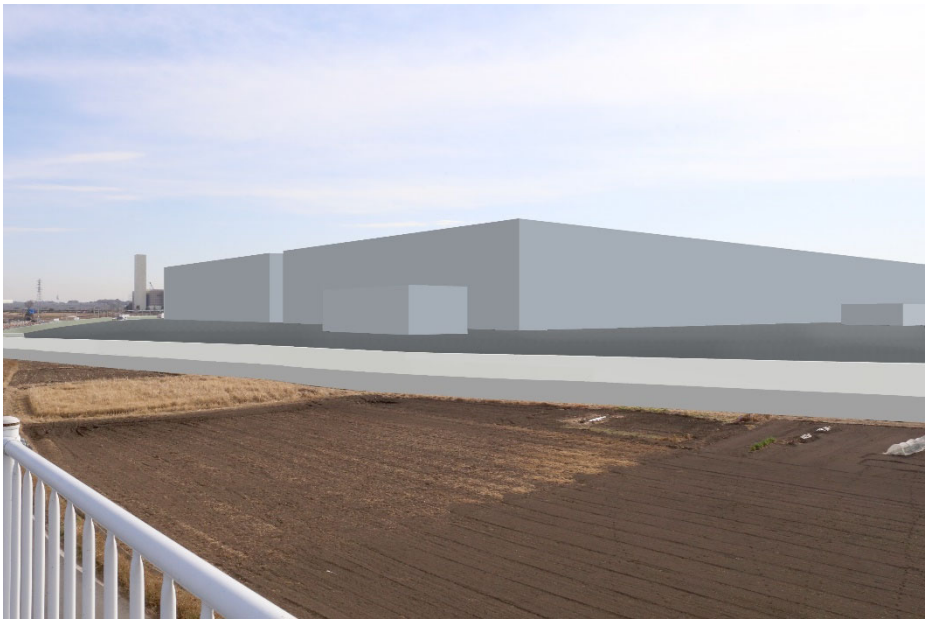
表 8.9-6(2)　主要な眺望景観の変化の程度

No.	名　称	眺望景観の変化の程度
3	計画地南側（北保育園付近）	供用時は、計画建築物を視認することができ、眺望景観に影響すると考えられるが、周囲の環境に合わせ、可能な限り高さを抑えるとともに、群馬県の大規模行為景観形成基準を遵守し原色は使用せず、無彩色を主とした落ち着いた色調とすることで周辺環境への影響は低減できるものと予測する。
4	小泉町駅付近（歩道橋上）	供用時は、計画建築物の一部を視認することができるもののその面積は小さく、眺望景観の変化はほとんどないと予測する。
5	北谷緑地付近	供用時は、視野の正面に計画建築物を視認することができることから、眺望景観は変化すると予測する。計画建築物によって圧迫感を生じる可能性も考えられるが、道路境界線及び隣地境界線から離隔した配置とし、特に計画地西側住宅地に隣接する部分には植栽帯を設ける計画とする。また、圧迫感を軽減するためにできるだけ分節を考慮したデザインとし、周囲の環境に合わせ可能な限り高さを抑える。さらに、群馬県の大規模行為景観形成基準を遵守し原色は使用せず、無彩色を主とした落ち着いた色調とすることで周辺環境への影響は低減できるものと予測する。
6	大泉高校前交差点付近	供用時は、計画建築物の一部を視認することができるもののその面積は小さく、眺望景観の変化はほとんどないと予測する。
7	上小泉交差点付近	供用時は、視野の正面に計画建築物を視認することができることから、眺望景観は変化すると予測する。計画建築物によって圧迫感を生じる可能性も考えられるが、道路境界線及び隣地境界線から離隔した配置計画とする。また、圧迫感を軽減するためにできるだけ分節を考慮したデザインとし、周囲の環境に合わせ可能な限り高さを抑える。さらに、群馬県の大規模行為景観形成基準を遵守し原色は使用せず、無彩色を主とした落ち着いた色調とすることで周辺環境への影響は低減できるものと予測する。

【現　況】



【供用時】



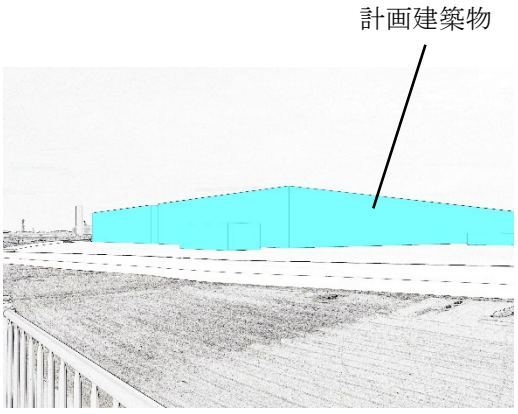


写真 8.9-8　No.1　計画地北北西側（一般国道 354 号上）

【現　況】



【供用時】



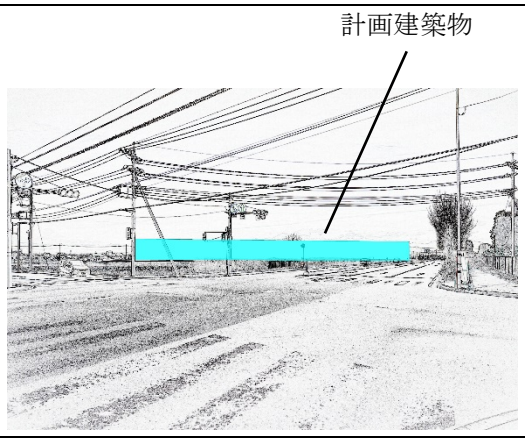


写真 8.9-9　No.2　計画地東側（一般国道 354 号・交差点）

【現　況】



【供用時】



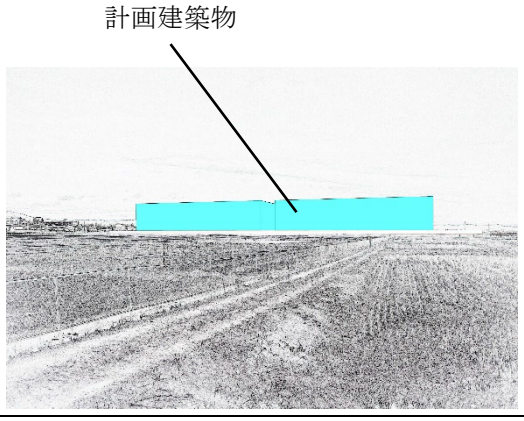


写真 8.9-10　No.3　計画地南側（北保育園付近）

【現　況】



【供用時】



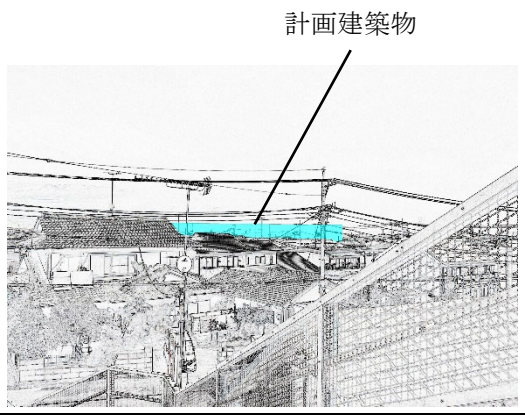


写真 8.9-11　No.4　小泉町駅付近（歩道橋上）

【現　況】



【供用時】



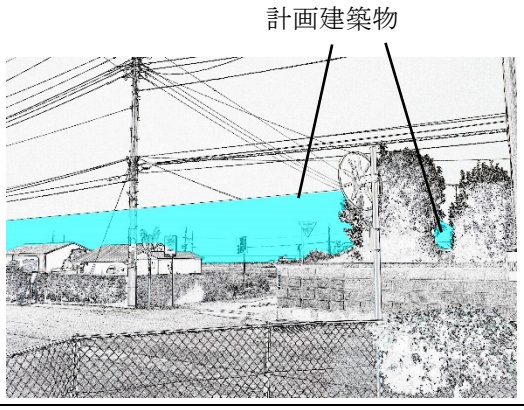


写真 8.9-12　No.5　北谷緑地付近

【現　況】



【供用時】



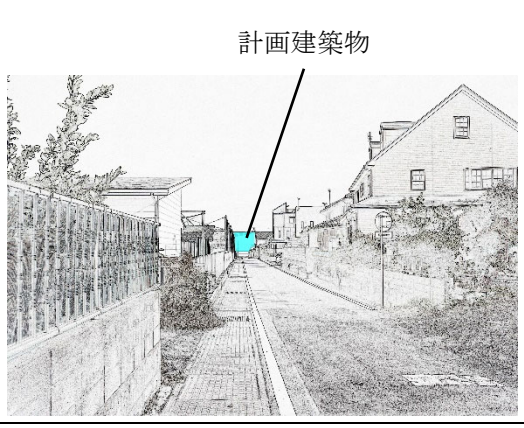


写真 8.9-13　No.6　大泉高校前交差点付近

【現　況】



【供用時】



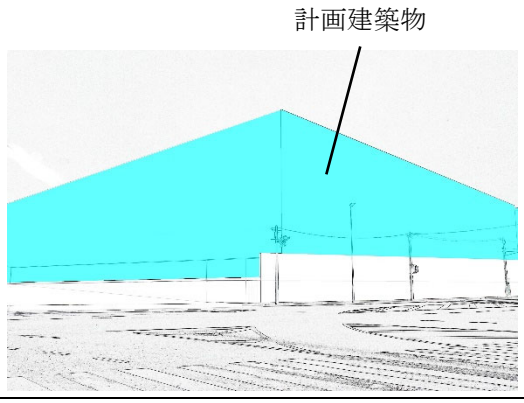


写真 8.9-14　No.7　上小泉交差点付近

（３）評　価

１）存在による影響

① 工作物等の出現

（ア）評価項目

評価項目は、工作物等の出現に伴う主要な眺望景観の変化の程度とした。

（イ）評価方法

ｱ）回避・低減の観点

施設の存在に伴う景観への影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避、または低減されているかどうかを明らかにした。

ｲ）基準、目標等との整合の観点

景観の予測結果が、表 8.9-7(1)～(2)に示す整合を図るべき基準等と整合が図られているかどうかを明らかにした。

具体的には上位計画の方針等を踏まえ、「景観上の特性を踏まえ、地域景観に与える影響に留意し、視点場からの眺望の保全に配慮すること」とした。

表 8.9-7(1)　整合を図るべき基準等

関係計画等	内　容
「大規模行為景観形成基準」（平成６年３月、群馬県）	＜建築物等の新築、改築、増築、移転若しくは撤去又は外観の模様替え若しくは色彩の変更＞ ●位置 ・歴史的建造物等の優れた景観資源に隣接する場合には、その保全に配慮した位置とすること。 ・山りょうの近傍にあっては、りょう線を乱さないようにし、尾根からできる限り低い位置とすること。 ・道路等に接する敷地境界線からは、後退した位置とすること。この場合、周囲の町並みとの調和に配慮した位置とすること。郊外部にあっては、できる限り多く後退した位置とし、道路側に空地を確保すること。 ・都市部にあっては、隣接地と相互に協力し、まとまった空間を生み出すこと。 ・周辺との調和を考えたバランスのよい配置とすること。 ・樹姿又は樹勢が優れた樹木、水辺等が敷地内にある場合には、一体的な整備等を行い、修景に生かせるように配置すること。 ●規模 ・周囲の町並み及び周辺の景観と調和した高さ及び規模とすること。 ・周囲に圧迫感を与えないよう空地を確保すること。高層の場合には、十分な空地を確保すること。 ・自然景観地にあっては、周辺樹木の高さとの調和に配慮した高さとすること。 ●形態 ・周囲の建築物等、背景のスカイライン等の周辺景観との調和及び地域の特性に配慮し、全体的に違和感のない形態とすること。 ●色彩 ・不快感を与える色彩又は品位なくきわだって派手な色彩とせず、落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観との調和に配慮した色調とすること。 ・屋上工作物は、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮した色彩とすること

表 8.9-7(2)　整合を図るべき基準等

関係計画等	内　容
「大規模行為景観形成基準」（平成６年３月、群馬県）	●意匠 ・全体としてまとまりのある意匠とすること。 ・歴史的建造物等が多い地域にあっては、周囲の歴史的景観との調和に配慮した意匠とすること。 ・外壁又は屋上に設ける設備は、露出させない等、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮した意匠とするとともに、道路等から見えない位置に設置すること。 ・屋外階段、ベランダ等建築物本体と一体をなすものを設ける場合は、建築物本体との調和に配慮し、繁雑にならないようにすること。 ・道路、河川、公園若しくは鉄道に面し、又は道路、河川、公園若しくは鉄道から見える壁面等は、公共性の高い部分として、その意匠に配慮すること。 ●素材 ・地域の景観特性を特徴づける素材を使用すること。 ・周辺景観との調和に配慮した素材を使用すること。 ●敷地の緑化 ・敷地内においては、植樹及び植栽の配置を考慮し、適宜低木や高木を植栽する等、十分な緑化を行うこと。 ・必要に応じ建築物等の周囲を緑化し、圧迫感を軽減すること。 ・敷地の境界を囲う場合には、周辺植生との調和に配慮した生け垣とすること。 ●その他 ・歴史的建造物等地域の景観形成上特に必要な建築物等については、できる限り保全すること。

（ウ）評価結果

ｱ）回避・低減の観点

施設の存在に伴い主要な眺望景観の変化が考えられるが、表 8.9-8 に示す環境の保全のための措置を講ずることで、周辺環境への影響の低減に努める。

以上のことから、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。

表 8.9-8　景観に関する環境の保全のための措置

影響要因	影　響	検討の視点	環境の保全のための措置	措置の区分
施設の存在	主要な眺望景観の変化	周辺景観との調和	・計画建築物は道路境界線、隣地境界線から離隔した配置とし、特に計画地西側住宅地に隣接する部分は植栽帯を設ける。	低　減
			・計画建築物は大規模なボリュームとなることから、圧迫感を軽減するためにできるだけ分節を考慮したデザインとし、周囲の環境に合わせ可能な限り高さを抑える。	低　減
			・計画建築物の形態・意匠や色彩は群馬県の「大規模行為景観形成基準」を遵守し、原色は使用せず、無彩色を主とした落ち着いた色調とする。	低　減

ｲ）基準、目標等との整合の観点

計画地に近接する眺望地点は、視野の正面に計画建築物を視認することができることから、眺望景観は変化すると予測する。計画建築物によって圧迫感を生じる可能性も考えられるが、道路境界線及び隣地境界線から離隔した配置計画とし、特に計画地西側の眺望地点においては、計画地西側住宅地に隣接する部分に植栽帯を設ける計画とする。また、圧迫感を軽減するためにできるだけ分節を考慮したデザインとし、周囲の環境に合わせ可能な限り高さを抑える。さらに、群馬県の大規模行為景観形成基準を遵守し原色は使用せず、無彩色を主とした落ち着いた色調とすることで周辺環境への影響は低減できるものと予測する。

計画地から離れた眺望地点は、計画建築物を視認することができ、眺望景観に影響すると考えられるが、周囲の環境に合わせ、可能な限り高さを抑えるとともに群馬県の大規模行為景観形成基準を遵守し原色は使用せず、無彩色を主とした落ち着いた色調とすることで周辺環境への影響は低減できるものと予測する。

計画地西側及び南西側の住居地域にある眺望地点は、計画建築物の一部を視認することができるもののその面積は小さく、眺望景観の変化はほとんどないと予測する。

本事業の実施にあたっては、計画建築物は道路境界線、隣地境界線から離隔した配置としており、特に計画地西側住宅地に隣接する部分は植栽帯を設ける等といった環境の保全のための措置を講ずる。

以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果との間に整合が図られていると評価する。

8.10　廃棄物

8.10 廃棄物

（１）予　測

１）工事による影響

① 建築物等の建設

（ア）予測項目

予測項目は、工事に伴い発生する建設廃棄物及び建設発生土とした。

（イ）予測地域・地点

予測地点は、計画地内とした。

（ウ）予測時期

予測時期は、工事期間中とした。

（エ）予測方法

予測方法は工事計画により、工事に伴う建設廃棄物及び建設発生土の発生及び処分の状況について、予測した。

ｱ）予測手順

建築物等の建設に伴い発生する廃棄物の最終処分量の予測は、対象の工場の延床面積に廃棄物の種類ごとに設定された発生源単位を乗じることにより求められる排出量と排出量に再資源化率を乗じて得られる再資源化量をそれぞれ求め、排出量から再資源化量を差し引くことにより算出する方法を用いた。

建築物等の建設に伴い発生する建設発生土の発生量の予測は、対象の工場の建築面積に掘削深度を乗じることにより求められる発生量に土量の変化率を乗じて求めることにより算出する方法を用いた。

ｲ）予測条件

a 計画施設の概要

事業計画に基づき建設が予定されている建物の延床面積は、表 8.10-1 に示すとおりである。

表 8.10-1　計画施設の概要

建　物	延床面積（m^2）
１号棟	100,000
２号棟	100,000
合　計	200,000

b 計画施設の建設に伴う廃棄物の排出量

計画施設の建設に伴い発生する廃棄物の排出量の算出に必要な排出原単位は表 8.10-2 に、再資源化率は表 8.10-3 に示すとおりである。

再資源化量の算出に必要な再資源化率については、群馬県の建設副産物再資源化及び産業廃棄物再生利用の実績値とした。

表 8.10-2　計画施設の建設に伴い発生する廃棄物の排出原単位

廃棄物の種類	排出原単位（kg/m²）
コンクリート塊	8.9
アスファルト・コンクリート塊	2.4
ガラス・陶磁器くず	2.8
廃プラスチック類	3.2
金属くず	1.9
木くず	3.7
紙くず	1.4
石膏ボード	3.3
その他	5.9
建設混合廃棄物	5.2

資料：「建築系混合廃棄物の原単位調査2022年度データ」（令和６年３月、一般社団法人日本建設業連合会）

表 8.10-3　計画施設の建設に伴い発生する廃棄物の再資源化率

廃棄物の種類	再資源化率（%）	資　料
コンクリート塊	99	①
アスファルト・コンクリート塊	99	①
ガラス・陶磁器くず	68	②
廃プラスチック類	74	②
金属くず	100	②
木くず	94	②
紙くず	100	②
石膏ボード	86	③
その他	60	①
建設混合廃棄物	60	①

資料：①「建設リサイクル推進計画2020」（令和２年９月、国土交通省）
②「令和５年度群馬県廃棄物実態調査報告書」（令和７年１月、群馬県）
③「平成 25 年度廃石膏ボードの再資源化促進方策検討業務調査報告書」
（平成 26 年３月、株式会社日本能率協会総合研究所）

c 土量の変化率

建築物等の建設に伴い発生する建設発生土の発生量の算出に必要な土量の変化率は表 8.10-4 に示すとおり、高含水比粘性土の変化率とした。

表 8.10-4　土量の変化率

名　称		変化率 L
粘性土	高含水比粘性土	1.25

資料：「施工パッケージ型積算基準」（平成27年３月、国土交通省）

（オ）予測結果

計画施設の建設に伴い発生する廃棄物の排出量、再資源化量及び最終処分量は表8.10-5に、建設発生土の発生量及び処理・処分方法は表8.10-6に示すとおりである。

計画施設の建設に伴う廃棄物の排出量は7,740.0ｔ、最終処分量は1,393.0ｔと予測する。また、建設発生土の発生量は約12.5万m^3と予測する。

表 8.10-5　計画施設の建設に伴い発生する廃棄物の排出量

廃棄物の種類	排出量（ｔ）	再資源化率（%）	再資源化量（ｔ）	最終処分量（ｔ）	処理等の方法
コンクリート塊	1,780.0	99	1,762.2	17.8	廃棄物処理業者に委託し、適正処理
アスファルト・コンクリート塊	480.0	99	475.2	4.8	
ガラス・陶磁器くず	560.0	68	380.8	179.2	
廃プラスチック類	640.0	74	473.6	166.4	
金属くず	380.0	100	380.0	0.0	
木くず	740.0	94	695.6	44.4	
紙くず	280.0	100	280.0	0.0	
石膏ボード	660.0	86	567.6	92.4	
その他	1,180.0	60	708.0	472.0	
建設混合廃棄物	1,040.0	60	624.0	416.0	
合　計	7,740.0	－	6,347.0	1,393.0	－

表 8.10-6　建設発生土の発生量及び処理・処分方法

項　目	建設発生土の発生量（m^3）	処理・処分方法
建設発生土	約125,000	場内利用に努め、場内利用が困難な場合は、受入機関の受け入れ基準への適合を確認した上で場外搬出し、再利用する。

2）供用による影響

① 施設の稼働

（ア）予測項目

予測項目は、供用後の施設の稼働に伴い発生する廃棄物とした。

（イ）予測地域・地点

予測地点は、計画地内とした。

（ウ）予測時期

予測時期は、施設の稼働による影響が定常となる時期とした。

（エ）予測方法

予測方法は事業計画により、施設の稼働に伴う廃棄物の種類ごとの発生及び処分の状況について、予測した。

ｱ）予測手順

施設の稼働により発生する廃棄物の排出量の予測は、事業計画に基づき計画施設から排出される廃棄物の種類と発生量、最終処分量を把握することにより行った。

ｲ）予測条件

a 廃棄物の排出量等

施設の稼働により発生する廃棄物の種類ごとの排出量と再資源化率、処分・再利用方法は、表 8.10-7 に示すとおりである。

表 8.10-7　施設の稼働により発生する廃棄物の種類と排出量

廃棄物の種類	排出量（t/月）	再資源化率（%）	処分・再生利用方法
汚泥	12.2	40	焼却し、セメント原料、再生土として再生する
廃油	180.6	100	蒸留、混合エマルジョン化により燃料として再生する
引火性廃油	1.4	100	蒸留、中和混合エマルジョン化により燃料として再生
廃アルカリ	0.0	100	中和し、ロータリーキルン温度調整用の水として利用
廃プラスチック類	29.3	100	減容固化、破砕により RPF 化として再生する
鉄くず	2.6	100	破砕、溶解し、鉄として再生する
銅くず	4.2	100	破砕、溶解し、銅として再生する
アルミくず	4.4	100	破砕、溶解し、アルミとして再生する
その他金属くず	78.9	100	破砕、溶解し、各種再生金属として再生する
ガラス・陶磁器くず	0.43	100	破砕し、路盤材として再生する
ダンボール	6.7	100	溶解し、ダンボールとして再生する
古紙	1.5	100	溶解し、紙として再生する
その他（残飯類）	0.18	100	
合　計	322.3		

（オ）予測結果

施設の稼働により発生する廃棄物の排出量は、表 8.10-8 に示すとおりである。

施設の稼働により発生する廃棄物の排出量は合計で 3,868.1ｔ/年である。各種の廃棄物は資源化が可能な業者に委託し、処分する計画であることから、施設の稼働により発生する廃棄物の最終的な排出量は 4.9ｔ/年と予測される。

表 8.10-8　施設の稼働により発生する廃棄物の排出量

廃棄物の種類	排出量 （ｔ/年）	最終処分量 （ｔ/年）	処分・再生利用方法
汚泥	146.4	4.9	廃棄物処理業者に委託し、適正処理
廃油	2,166.6	0.0	
引火性廃油	16.9	0.0	
廃アルカリ	0.0	0.0	
廃プラスチック類	351.5	0.0	
鉄くず	30.8	0.0	
銅くず	50.5	0.0	
アルミくず	53.1	0.0	
その他金属くず	946.5	0.0	
ガラス・陶磁器くず	5.2	0.0	
ダンボール	79.9	0.0	
古紙	18.5	0.0	
その他（残飯類）	2.2	0.0	
合　計	3,868.1	4.9	

（２）評　価

１）工事による影響

① 建築物等の建設

（ア）評価項目

評価項目は、工事に伴い発生する建設廃棄物及び建設発生土の発生量及び有効利用率とした。

ｱ）評価方法

a 回避、低減の観点

建築物等の建設に伴い発生する廃棄物及び発生土の影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避、または低減されているかどうかを明らかにした。

b 基準、目標等との整合の観点

表 8.10-9 に示す整合を図るべき基準等と予測結果との比較を行い、整合が図られているかどうかを明らかにした。

表 8.10-9　建築物等の建設に伴い発生する廃棄物に係る整合を図るべき基準等

項　目	整合を図るべき基準等
建築物等の建設に伴い発生する廃棄物	・アスファルト・コンクリート塊の再資源化率が 99%以上であること。 ・コンクリート塊の再資源化率が 99%以上であること。 ・建設混合廃棄物の再資源化率・縮減率が 60%以上であること。 「建設リサイクル推進計画２０２０」（令和２年９月、国土交通省）
建設発生土	建設発生土の有効利用率が 80%以上であること。

ｲ）評価結果

a 回避、低減の観点

建築物等の建設にあたっては、表 8.10-10 に示す環境の保全のための措置を講ずることで、周辺環境への影響の低減に努める。

以上のことから、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。

表 8.10-10　廃棄物に関する環境の保全のための措置（建築物等の建設）

影響要因	影　響	検討の視点	環境の保全のための措置	措置の区分
建築物等の建設	廃棄物の発生	再資源化等の促進、適正な処理・処分	・建設工事に伴い発生する廃棄物は、分別を徹底し、資源の再利用・再資源化に努める。	低　減
			・建設発生土は場内利用に努め、場内利用が困難な場合は、受入機関の受け入れ基準への適合を確認した上で場外搬出し、再利用する。	低　減

b 基準、目標等との整合の観点

建築物等の建設に伴い発生する廃棄物の評価結果は表 8.10-11 に、建設発生土の評価結果は表 8.10-12 に示すとおりである。

建築物等の建設に伴い発生する廃棄物及び建設発生土の予測結果は、整合を図るべき基準等に適合すると予測する。

以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていると評価する。

表 8.10-11　建築物等の建設に伴い発生する廃棄物の評価の結果

項　目	排出量（ｔ）	有効利用率（%）	最終処分量（ｔ）	整合を図るべき基準等
コンクリート塊	1,780.0	99	17.8	再資源化率 99%以上
アスファルト・コンクリート塊	480.0	99	4.8	再資源化率 99%以上
ガラス・陶磁器くず	560.0	68	179.2	－
廃プラスチック類	640.0	74	166.4	－
金属くず	380.0	100	0.0	－
木くず	740.0	94	44.4	－
紙くず	280.0	100	0.0	－
石膏ボード	660.0	86	92.4	－
その他	1,180.0	60	472.0	－
建設混合廃棄物	1,040.0	60	416.0	再資源化率・縮減率 60%以上
合　計	7,740.0	―	1,393.0	－

表 8.10-12　建築物等の建設に伴い発生する建設発生土の評価の結果

項　目	発生量（m^3）	有効利用率（%）	最終処分量（m^3）	整合を図るべき基準等
建設発生土	約 125,000	83.5	約 20,625	有効利用率 80%以上

2）供用による影響

① 施設の稼働

（ア）評価項目

評価項目は、供用後の施設の稼働に伴う廃棄物とした。

ｱ）評価方法

a 回避、低減の観点

施設の稼働に伴い発生する廃棄物の影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避、または低減されているかどうかを明らかにした。

ｲ）評価結果

a 回避、低減の観点

施設の稼働に伴い発生する廃棄物にあたっては、表 8.10-13 に示す環境の保全のための措置を講ずることで、周辺環境への影響の低減に努める。

以上のことから、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。

表 8.10-13　廃棄物に関する環境の保全のための措置（施設の稼働）

影響要因	影　響	検討の視点	環境の保全のための措置	措置の区分
施設の稼働	廃棄物の発生	再資源化等の促進、適正な処理・処分	・施設の稼働に伴い発生する廃棄物は、計画地に設置される廃棄物倉庫にて廃棄物の分別収集、減量化を行う。	低　減
			・有価物やレアメタルの回収を行う。	低　減

8.11　水使用

8.11　水使用

（１）予　測

１）供用による影響

① 施設の稼働

（ア）予測項目

予測項目は、供用後の施設の稼働に伴う水使用の影響とした。

（イ）予測地域・地点

予測地点は、計画地内とした。

（ウ）予測時期

予測時期は、施設の稼働による影響が定常となる時期とした。

（エ）予測方法

予測方法は、事業計画により施設の稼働に伴う水の使用について、用途及び量を予測した。

（オ）予測結果

本事業の製造工程で使用する水は工水を、製造工程以外で使用する生活用水等は上水を利用する計画である。

施設の稼働に伴う水の最大使用量は表 8.11-1 に示すとおり、供用後約 2,255m³/日である。

表 8.11-1　水の使用状況（最大使用量）

使用状況			供用後（m³/日）
	工業用水	工水利用量	2,000
		雨水利用量	0
		計	2,000
	生活用水	上水利用量	255
	水使用量		2,255
	（再利用率）		0%

注）再利用率＝循環水利用量/水使用量×100

（２）評　価

１）供用による影響

① 施設の稼働

（ア）評価項目

評価項目は、供用後の施設の稼働に伴う水使用の量とした。

ｱ）評価方法

a 回避、低減の観点

施設の稼働に伴い発生する水使用の影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避、または低減されているかどうかを明らかにした。

ｲ）評価結果

a 回避、低減の観点

施設の稼働に伴う水の使用にあたっては、表 8.11-2 に示す環境の保全のための措置を構ずることで、周辺環境への影響の低減に努める。

以上のことから、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。

表 8.11-2　水使用に関する環境の保全のための措置

影響要因	影　響	検討の視点	環境の保全のための措置	措置の区分
施設の稼働	水の使用	発生源対策	・節水型設備の導入を検討する。	低　減
			・従業員への節水の啓発活動を行い、水の使用量の削減に努める。	低　減
			・RO 水精製装置等からの排水の再利用を検討する。	低　減

8.12　温室効果ガス

8.12　温室効果ガス

（１）予　測

１）供用による影響

① 施設の稼働

（ア）予測項目

予測項目は、供用後の施設の稼働に伴う温室効果ガスの排出量及び削減量とした。

（イ）予測地域・地点

予測地点は、計画地内とした。

（ウ）予測時期

予測時期は、施設の稼働による影響が定常となる時期とした。

（エ）予測方法

予測方法は、「温室効果ガス排出算定・報告マニュアル(Ver6.0)」（令和７年３月、環境省　経済産業省）に基づき、施設の稼働により発生が予測される温室効果ガスの種類を検討するとともに、事業計画からその発生量及び増加量を算出する方法により行った。

ｱ）予測手順

施設の稼働により発生する温室効果ガスの排出量の予測手順は、図 8.12-1 に示すとおりである。

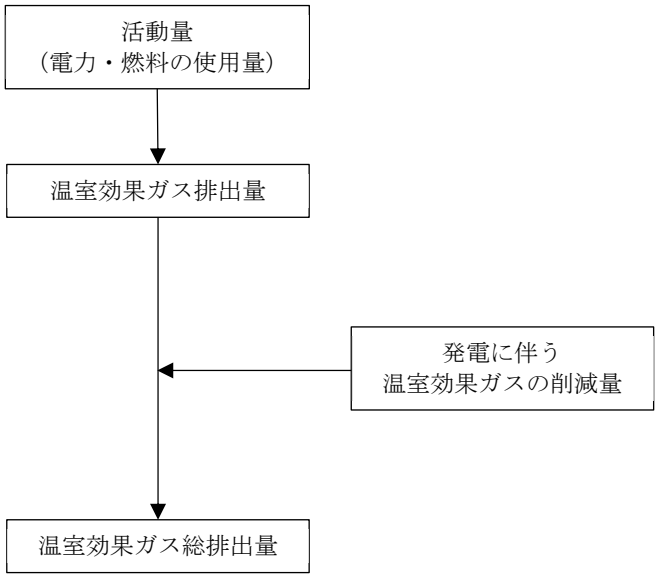


図 8.12-1　施設の稼働により発生する温室効果ガスの排出量の予測手順

ｲ) 予測条件

a 温室効果ガス（二酸化炭素等）の排出量

本事業における活動量は表 8.12-1 に、電気の使用量・燃料の燃焼に伴う二酸化炭素排出係数は表 8.12-2 に、温室効果ガスの地球温暖化係数は表 8.12-3 に示すとおりである。

表 8.12-1　温室効果ガスの排出量算定に用いる活動量

種　類	本事業における活動量
電力（MWh/年）	191,061
都市ガス（13Ａ）（千 m^3/年）	37,301

注）他人から供給された電力の使用量を示している。

表 8.12-2　二酸化炭素排出係数

活動の種類	種　類	単位発熱量	炭素排出係数	CO_2 排出係数
他人から供給された電気の使用	電　力	－	－	0.000431 注1) (tCO_2/kWh)
燃料の燃焼	都市ガス（13Ａ）	45 注2) (GJ/千 m^3)	0.0140 (tC/GJ)	2.31 (tCO_2/千 m^3)

注1)電力におけるCO_2排出係数は東京電力エナジーパートナー（株）の基礎排出係数（令和５年度実績/メニューN（残差））とした。
注2)省エネ法に基づく定期報告で使用される太田都市ガス株式会社の単位発熱量とした。
資料：「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver6.0)」（令和７年３月、環境省　経済産業省）
「2025年度版　省エネルギー法　定期報告書・中長期計画書（特定事業者等）記入要領」
（令和７年４月、資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー課）

表 8.12-3　温室効果ガスの地球温暖化係数

温室効果ガス名	地球温暖化係数
二酸化炭素	1

資料：「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver6.0)」（令和７年３月、環境省　経済産業省）

b 温室効果ガス排出量削減の状況

本事業では、省エネルギー型の設備機器の導入等を推進するとともに、エネルギー管理業務を通してエネルギーを効率的に管理し、エネルギー使用量の削減（温室効果ガスの削減）に努める計画である。

本事業におけるエネルギー使用量低減等の対策の詳細は、表 8.12-4 に示すとおりである。

また、本事業では新たに太陽光発電設備を設置する予定であり、その発電量と二酸化炭素排出係数は表 8.12-5 に示すとおりである。

表 8.12-4　エネルギー使用量低減等の対策

対策の種類	対策の内容
省エネルギー対策	・省エネルギー型の設備機器の採用 ・設備機器の適切な点検・整備 ・建屋屋上への太陽光発電設備の設置 ・空調設備の電力化 ・電動フォークリフトの採用 ・購入電力の再生可能エネルギー由来電力の採用 ・生産設備の電力化の推進、圧縮空気の使用の削減、コンプレッサーの分散設置 ・太陽光発電電力によるカーボンニュートラル燃料生成トライ実施の検討

表 8.12-5　新設する太陽光発電設備による発電量と二酸化炭素排出係数

種　類	発電量（kWh/年）	CO_2 排出係数（tCO_2/kWh）
太陽光発電設備	2,150,000	0.000431 注)

注）CO_2排出係数は東京電力エナジーパートナー（株）の基礎排出係数（令和５年度実績）とした。
資料：「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver6.0)」（令和７年３月、環境省　経済産業省）

（オ）予測結果

ｱ）温室効果ガスの排出量

本事業における温室効果ガス排出量の予測結果は表 8.12-6 に示すとおり、温室効果ガスの排出量は 168,512tCO_2/年であると予測する。

表 8.12-6　本事業における温室効果ガス排出量

活動の種類	種　類	単　位	温室効果ガス排出量（二酸化炭素）
他人から供給された電気の使用	電　力	tCO_2/年	82,347
燃料の燃焼	都市ガス（13A）		86,165
合　計			168,512

ｲ）温室効果ガス排出量削減の状況

新たに設置する太陽光発電設備による温室効果ガス排出削減量（二酸化炭素換算）の予測結果は表 8.12-7 に示すとおり、温室効果ガス排出削減量は 927tCO_2/年であると予測する。

表 8.12-7　温室効果ガス排出削減量（二酸化炭素換算）

種　類	単　位	温室効果ガス排出削減量（二酸化炭素換算）
太陽光発電設備	tCO_2/年	927

（２）評　価

１）供用による影響

① 施設の稼働

（ア）評価項目

評価項目は、供用後の施設の稼働に伴う温室効果ガスの排出量及び削減量とした。

ｱ）評価方法

a 回避、低減の観点

温室効果ガス等の排出が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避、または低減されているかどうかを明らかにした。

ｲ）評価結果

a 回避、低減の観点

施設の稼働にあたっては、表 8.12-8 に示す環境の保全のための措置を講ずることで、周辺環境への影響の低減に努める。

以上のことから、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。

表 8.12-8　温室効果ガスに関する環境の保全のための措置

影響要因	影　響	検討の視点	環境の保全のための措置	措置の区分
施設の稼働	温室効果ガス等の排出	排出量の削減	・省エネルギー型の設備機器の採用	低　減
			・設備機器の適切な点検・整備	低　減
			・建屋屋上への太陽光発電設備の設置	低　減
			・空調設備の電力化	低　減
			・電動フォークリフトの採用	低　減
			・購入電力の再生可能エネルギー由来電力の採用	低　減
			・生産設備の電力化の推進、圧縮空気の使用の削減、コンプレッサーの分散設置	低　減
			・太陽光発電電力によるカーボンニュートラル燃料生成トライ実施の検討	低　減

第９章　対象事業に係る環境影響の総合的な評価

第９章　対象事業に係る環境影響の総合的な評価

本事業の実施により事業計画地周辺への影響が想定され、環境影響評価の環境要素として抽出した「大気質」、「悪臭」、「騒音」、「振動」、「低周波音」、「水質」、「水生生物」、「水辺生物」、「景観」、「廃棄物」、「水使用」、「温室効果ガス」の 12 項目について、調査、予測及び評価を実施した。

各環境要素の調査、予測及び評価の概要は、表 9-1(1)～(22)に示すとおりである。

本事業の実施にあたり、環境への影響について、事業の計画段階で実施することとした環境配慮事項を環境の保全のための措置として実施することを前提として予測を行い、環境への影響は低減されるものと評価する。なお、評価を踏まえ、実施可能な範囲でさらに影響を回避・低減するために環境の保全のための措置を講ずる。

表 9-1(1)　調査、予測及び評価の結果の概要

環境要素	現　況	予　測
大気質	【工事による影響】 （１）資材等の運搬 二酸化窒素（沿道環境大気質）の期間平均値は、No.1 が 0.006～0.013ppm、No.2 が 0.007～0.015ppm、No.3 が 0.006～0.015ppm、No.4 が 0.006～0.013ppm、No.5 が 0.007～0.012ppm、No.6 が 0.006～0.012ppm の範囲で、No.2 は冬季が最も高く、No.5 は秋季と冬季が同値で最も高く、その他の地点は秋季が最も高かった。 浮遊粒子状物質（沿道環境大気質）の期間平均値は、No.1 が 0.008～0.013mg/m^3、No.2 が 0.011～0.017mg/m^3、No.3 が 0.009～0.012mg/m^3、No.4 が 0.010～0.015mg/m^3、No.5 が 0.009～0.011mg/m^3、No.6 が 0.007～0.014mg/m^3 の範囲で、No.1、No.2 及びNo.4 は夏季が最も高く、No.3 は冬季と春季が同値で最も高く、No.5 は夏季と春季が同値で最も高く、No.6 は春季が最も高かった。 二酸化窒素、浮遊粒子状物質は、すべての地点で四季を通して環境基準を下回っていた。	【工事による影響】 （１）資材等の運搬 二酸化窒素の将来予測濃度は 0.009220～0.011536ppm であり、寄与率は 0.1～0.2%である。 浮遊粒子状物質の将来予測濃度は 0.010035～0.013029mg/m^3 であり、寄与率は 0.1%未満である。
	（２）重機の稼働 二酸化窒素（一般環境大気質）の期間平均値は、地点Ａが 0.003～0.010ppm、地点Ｂが 0.004～0.009ppm、地点Ｃが 0.004～0.010ppm、地点Ｄが 0.004～0.011ppm の範囲で、地点Ａ及び地点Ｃは秋季及び冬季が同値で最も高く、地点Ｂ及び地点Ｄは秋季が最も高かった。 浮遊粒子状物質（一般環境大気質）の期間平均値は、地点Ａが 0.009～0.012mg/m^3、地点Ｂが 0.009～0.012mg/m^3、地点Ｃが 0.009～0.015mg/m^3、地点Ｄが 0.009～0.013ppm の範囲で、地点Ａ、地点Ｃ及び地点Ｄは春季が最も高く、地点Ｂは冬季が最も高かった。 二酸化窒素、浮遊粒子状物質は、すべての地点で四季を通して環境基準を下回っていた。	（２）重機の稼働 二酸化窒素の将来予測濃度は 0.008774～0.023907ppm であり、寄与率は 8.8～66.5%である。 浮遊粒子状物質の将来予測濃度は 0.011062～0.012163mg/m^3 であり、寄与率は 0.6～9.6%である。

表 9-1(2)　調査、予測及び評価の結果の概要

環境の保全のための措置	評　価
【工事による影響】 （１）資材等の運搬 ・工事現場内では適宜散水を行い、資材等の運搬車両の走行により発生する粉じんの飛散の防止に努める。 ・資材等の運搬車両に対して、制限速度を遵守し、急発進、急ブレーキ等を行わないよう指導・教育を行う。 ・短時間に資材等の運搬車両が集中することがないよう車両通行時間の調整を行う。 ・資材等の運搬車両が場内で待機する場合は、アイドリングストップを徹底し、排気ガスの発生の抑制に努める。	【工事による影響】 （１）資材等の運搬 a. 回避、低減の観点 資材等の運搬にあたっては、左記に示す環境の保全のための措置を講ずることで、周辺環境への影響の低減に努める。以上のことから、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。 b. 基準、目標等との整合の観点 資材等の運搬車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測結果は、すべての予測地点で環境基準（整合を図るべき基準等）に適合すると予測する。 以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていると評価する。
（２）重機の稼働 ・重機については、排出ガス対策型の機械の採用に努める。 ・施工範囲の周囲に仮囲い（高さ約３ｍ）を設ける。	（２）重機の稼働 a. 回避、低減の観点 重機の稼働にあたっては、左記に示す環境の保全のための措置を講ずることで、周辺環境への影響の低減に努める。以上のことから、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。 b. 基準、目標等との整合の観点 重機の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測結果は、環境基準（整合を図るべき基準等）に適合すると予測する。 以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていると評価する。

表 9-1(3)　調査、予測及び評価の結果の概要

環境要素	現　況	予　測
大気質	【供用による影響】 （３）自動車交通の発生 二酸化窒素（沿道環境大気質）の期間平均値は、No.1 が 0.006～0.013ppm、No.2 が 0.007～0.015ppm、No.3 が 0.006～0.015ppm、No.4 が 0.006～0.013ppm、No.5 が 0.007～0.012ppm、No.6 が 0.006～0.012ppm の範囲で、No.2 は冬季が最も高く、No.5 は秋季と冬季が同値で最も高く、その他の地点は秋季が最も高かった。 浮遊粒子状物質（沿道環境大気質）の期間平均値は、No.1 が 0.008～0.013 mg/m^3、No.2 が 0.011～0.017mg/m^3、No.3 が 0.009～0.012mg/m^3、No.4 が 0.010 ～ 0.015mg/m^3 、 No.5 が 0.009 ～ 0.011mg/m^3、No.6 が 0.007～0.014mg/m^3 の範囲で、No.1、No.2 及びNo.4 は夏季が最も高く、No.3 は冬季と春季が同値で最も高く、No.5 は夏季と春季が同値で最も高く、No.6 は春季が最も高かった。 二酸化窒素、浮遊粒子状物質は、すべての地点で四季を通して環境基準を下回っていた。	【供用による影響】 （３）自動車交通の発生 二酸化窒素の将来予測濃度は 0.009214～0.011528ppm であり、寄与率は 0.1％未満～0.1％である。 浮遊粒子状物質の将来予測濃度は 0.010034～0.013026mg/m^3 であり、寄与率は 0.1％未満である。
	（４）施設の稼働 二酸化窒素（一般環境大気質）の期間平均値は、地点Ａが 0.003～0.010ppm、地点Ｂが 0.004～0.009ppm、地点Ｃが 0.004～0.010ppm、地点Ｄが 0.004～0.011ppm の範囲で、地点Ａ及び地点Ｃは秋季及び冬季が同値で最も高く、地点Ｂ及び地点Ｄは秋季が最も高かった。 浮遊粒子状物質（一般環境大気質）の期間平均値は、地点Ａが 0.009～0.012mg/m^3、地点Ｂが 0.009 ～ 0.012mg/m^3 、 地 点 Ｃ が 0.009 ～ 0.015mg/m^3、地点Ｄが 0.009～0.013ppm の範囲で、地点Ａ、地点Ｃ及び地点Ｄは春季が最も高く、地点Ｂは冬季が最も高かった。 二酸化窒素、浮遊粒子状物質は、すべての地点で四季を通して環境基準を下回っていた。 ニッケルは、地点Ａが 2.5ng/m^3 未満～5.4ng/m^3、地点Ｂが 2.5ng/m^3 未満、地点Ｃが 2.5ng/m^3 未満、地点Ｄが 2.5ng/m^3 未満～5.2ng/m^3 の範囲で、地点Ａ及び地点Ｄは春季が最も高く、地点Ｂ及び地点Ｃは四季を通して 2.5ng/m^3 未満だった。 マンガンは、地点Ａが 14ng/m^3 未満～21ng/m^3、地点Ｂが 14ng/m^3 未満～26ng/m^3、地点Ｃが 14ng/m^3 未満～31ng/m^3、地点Ｄが 14ng/m^3 未満～23ng/m^3 の範囲で、すべての地点で冬季が最も高かった。 キシレンは、地点Ａが 1.2～4.0μg/m^3、地点Ｂが 1.4～4.3μg/m^3、地点Ｃが 1.2～6.7μg/m^3、地点Ｄが 1.3～3.7μg/m^3 の範囲で、すべての地点で秋季が最も高かった。 エチルベンゼンは、地点Ａが 1.1～3.7μg/m^3、地点Ｂが 1.3～4.2μg/m^3、地点Ｃが 1.1～6.9μg/m^3、地点Ｄが 1.1～3.4μg/m^3 の範囲で、すべての地点で秋季が最も高かった。 クロロホルムは、四季を通してすべての地点で 1.8 未満であった。	（４）施設の稼働 二酸化窒素の将来予測濃度は 0.008183～0.008519ppm であり、寄与率は 2.2～6.1％である。 浮遊粒子状物質の将来予測濃度は 0.011049～0.011148mg/m^3 であり、寄与率は 0.4～1.3％である。 ニッケルの将来予測濃度は 2.6～2.9ng/m^3 であり、寄与率は 4.5～14.4％である。 トルエンの将来予測濃度は 6.703～6.709μg/m^3 であり、寄与率は 0.1％未満～0.1％である。 キシレンの将来予測濃度は 2.700～2.701μg/m^3 であり、寄与率は 0.1％未満である。 エチルベンゼンの将来予測濃度は 2.602～2.609μg/m^3 であり、寄与率は 0.1～0.3％である。 クロロホルムの将来予測濃度は 1.800～1.801μg/m^3 であり、寄与率は 0.1％未満～0.1％である。

表 9-1(4)　調査、予測及び評価の結果の概要

環境の保全のための措置	評　価
【供用による影響】 （3）自動車交通の発生 ・施設の関連車両に対して、制限速度を遵守し、急発進、急ブレーキ等を行わないよう指導・教育を行う。 ・短時間に施設の関連車両が集中することがないよう車両通行時間の調整を行う。 ・外部運搬業者に対しても、これらのルールを守るよう指導・教育するとともに、定められた搬入ルートを遵守するよう指導・教育を行う。	【供用による影響】 （3）自動車交通の発生 a. 回避、低減の観点 自動車交通の発生にあたっては、左記に示す環境の保全のための措置を講ずることで、周辺環境への影響の低減に努める。以上のことから、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。 b. 基準、目標等との整合の観点 自動車交通の発生に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測結果は、すべての予測地点で環境基準（整合を図るべき基準等）に適合すると予測する。 以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていると評価する。
（4）施設の稼働 ・設備機器の点検・整備、運転管理を適切に行う。 ・燃焼設備等の排出ガスに法規制値より厳しい自主管理目標値を設定し、定期的に測定し監視する。	（4）施設の稼働 a. 回避、低減の観点 施設の稼働にあたっては、左記に示す環境の保全のための措置を講ずることで、周辺環境への影響の低減に努める。以上のことから、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。 b. 基準、目標等との整合の観点 施設の稼働に伴う二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ニッケル及びクロロホルムの予測結果は、すべての予測地点で環境基準及び指針値（整合を図るべき基準等）に適合すると予測する。 以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていると評価する。

表 9-1(5)　調査、予測及び評価の結果の概要

環境要素	現　況	予　測
悪　臭	【供用による影響】 （1）施設の稼働 夏季、冬季ともにすべての地点において、臭気指数は 10 未満であり、規制基準（臭気指数：21）を下回っていた。 夏季調査においては、アンモニア及びアセトアルデヒド以外の項目は定量下限値未満であった。アンモニアは 0.05ppm 未満～0.06ppm で地点Ａが最も高く、アセトアルデヒドは 0.003～0.013ppm で地点Ｂが最も高かった。冬季調査においては、すべての項目において定量下限値未満であった。特定悪臭物質についてはすべての地点で夏季、冬季ともに規制基準を下回っていた。	【供用による影響】 （1）施設の稼働 臭気指数の現地調査結果については、夏季、冬季ともにすべての地点において 10 未満であり、規制基準（臭気指数：21）を下回っていた。特定悪臭物質の現地調査結果については、夏季調査はアンモニアが 0.05ppm 未満～0.06ppm、アセトアルデヒドが 0.003～0.013ppm であり、その他の項目は定量下限値未満であった。冬季調査はすべての項目が定量下限値未満であった。 令和 6 年度における類似施設の臭気指数の調査結果はすべての地点で 10 未満であった。 また、本事業では排気処理装置の維持管理を適切に行う等の環境の保全のための措置を実施することにより悪臭の低減を図る。 したがって、施設の稼働による影響は小さく、類似施設と同程度またはそれ以下になるものと予測する。

表 9-1(6)　調査、予測及び評価の結果の概要

環境の保全のための措置	評　価
【供用による影響】 （１）施設の稼働 ・臭気漏洩防止のため、排気処理装置の維持管理を適切に行う。 ・設備機器等は、定期的に清掃を行うなど、悪臭の発生を防止する。	【供用による影響】 （１）施設の稼働 a.回避、低減の観点 施設の稼働にあたっては、左記に示す環境の保全のための措置を講ずることで、周辺環境への影響の低減に努める。以上のことから、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。 b.基準、目標等との整合の観点 臭気指数の現地調査結果については、夏季、冬季ともにすべての地点において 10 未満であり、規制基準（臭気指数：21）を下回っていた。特定悪臭物質の現地調査結果については、夏季調査はアンモニアが 0.05ppm 未満～0.06ppm、アセトアルデヒドが 0.003～0.013ppm であり、その他の項目は定量下限値未満であった。冬季調査はすべての項目が定量下限値未満であった。 令和６年度における類似施設の臭気指数の調査結果は、すべての地点で 10 未満であった。 また、本事業では排気処理装置の維持管理を適切に行う等の環境の保全のための措置を実施することにより悪臭の低減を図る。 したがって、施設の稼働による影響は小さく、類似施設と同程度またはそれ以下になるものと予測する。 以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていると評価する。

表 9-1(7)　調査、予測及び評価の結果の概要

環境要素	現　況	予　測
騒　音	【工事による影響】 （１）資材等の運搬 休日の道路交通騒音レベル(L_{Aeq})は昼間が 60～69dB、夜間が 54～64dB であり、昼間、夜間ともにNo.2 が最も大きかった。平日の道路交通騒音レベル(L_{Aeq})は、昼間が 63～71dB、夜間が 57～67dB であり、休日同様、昼間、夜間ともにNo.2 が最も大きかった。 また、休日においては、No.4 の昼間と夜間において環境基準（昼間 65dB、夜間 60dB）を上回っていた。平日についてはNo.2 及びNo.4 の昼間と夜間、No.5 の夜間において環境基準を上回っていた。	【工事による影響】 （１）資材等の運搬 資材等の運搬車両の走行に伴う将来予測騒音レベルは、63～71dB である。
	（２）重機の稼働 休日の一般環境騒音レベル(L_{Aeq})は昼間が 40～44dB、夜間が 37～40dB であり、昼間、夜間ともに地点１が最も大きかった。平日の一般環境騒音レベル(L_{Aeq})は、昼間が 48～55dB、夜間が 43～48dB であり、休日同様、昼間、夜間ともに地点１が最も大きかった。 また、平日、休日ともに全地点で環境基準（昼間 60dB、夜間 50dB）を下回っていた。	（２）重機の稼働 予測地点における将来予測騒音レベルは、78dB である。

表 9-1(8)　調査、予測及び評価の結果の概要

環境の保全のための措置	評　価
【工事による影響】 （１）資材等の運搬 ・資材等の運搬車両に対して、制限速度を遵守し、急発進、急ブレーキ等を行わないよう指導・教育を行う。 ・短時間に資材等の運搬車両が集中することがないよう車両通行時間の調整を行う。 ・資材等の運搬車両が場内で待機する場合は、アイドリングストップを徹底し、騒音の発生の抑制に努める。	【工事による影響】 （１）資材等の運搬 a.回避、低減の観点 資材等の運搬にあたっては、左記に示す環境の保全のための措置を講ずることで、周辺環境への影響の低減に努める。以上のことから、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。 b.基準、目標等との整合の観点 資材等の運搬車両の走行に伴う騒音の予測結果は、№2 を除く予測地点で環境基準（整合を図るべき基準等）に適合すると予測する。№2 では環境基準を上回るものの、将来基礎交通量による騒音レベルですでに環境基準を上回っており、資材等の運搬車両の走行に伴う増加分は１dB 未満（0.0dB）である。また、短時間に資材等の運搬車両が集中することがないよう車両運行時間の調整を行う等の環境の保全のための措置を適切に実施し、実行可能な範囲内でできる限り低減に努めるため、現況に著しい影響を及ぼさないと考える。 以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていると評価する。
（２）重機の稼働 ・重機については、低騒音型の機械の採用に努める。 ・施工範囲の周囲に仮囲い（高さ約３m）を設ける。	（２）重機の稼働 a.回避、低減の観点 重機の稼働にあたっては、左記に示す環境の保全のための措置を講ずることで、周辺環境への影響の低減に努める。以上のことから、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。 b.基準、目標等との整合の観点 重機の稼働に伴う騒音の予測結果は、規制基準（整合を図るべき基準等）に適合すると予測する。 以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていると評価する。

表 9-1(9)　調査、予測及び評価の結果の概要

環境要素	現　況	予　測
騒　音	【供用による影響】 （３）自動車交通の発生 休日の道路交通騒音レベル(L_{Aeq})は昼間が 60～69dB、夜間が 54～64dB であり、昼間、夜間ともにNo.2 が最も大きかった。平日の道路交通騒音レベル(L_{Aeq})は昼間が 63～71dB、夜間が 57～67dB であり、休日同様、昼間、夜間ともにNo.2 が最も大きかった。 また、休日においては、No.4 の昼間と夜間において環境基準（昼間 65dB、夜間 60dB）を上回っていた。平日についてはNo.2 及びNo.4 の昼間と夜間、No.5 の夜間において環境基準を上回っていた。	【供用による影響】 （３）自動車交通の発生 自動車交通の発生に伴う将来予測騒音レベルは、63～71dB、夜間で 58～67dB である。
	（４）施設の稼働 休日の一般環境騒音レベル(L_{Aeq})は、昼間が 40～44dB、夜間が 37～40dB であり、昼間、夜間ともに地点１が最も大きかった。平日の一般環境騒音レベル(L_{Aeq})は昼間が 48～55dB、夜間が 43～48dB であり、休日同様、昼間、夜間ともに地点１が最も大きかった。 また、平日、休日ともに全地点で環境基準（昼間 60dB、夜間 50dB）を下回っていた。	（４）施設の稼働 最大値出現地点（計画地北側敷地境界）における施設の稼働に伴う将来予測騒音レベルは朝で 54dB、昼間で 57dB、夕で 54dB、夜間で 53dB である。 地点１～地点３における施設の稼働に伴う将来予測騒音レベルは朝で 52～53dB、昼間で 56dB、夕で 52～53dB、夜間で 49～50dB であり、寄与騒音レベルはすべての時間区分におけるバックグラウンド騒音レベル（現況騒音レベル）以下である。

表 9-1(10)　調査、予測及び評価の結果の概要

環境の保全のための措置	評　価
【供用による影響】 （３）自動車交通の発生 ・施設の関連車両に対して、制限速度を遵守し、急発進、急ブレーキを行わないよう指導・教育を行う。 ・短時間に施設の関連車両が集中することがないよう車両通行時間の調整を行う。 ・外部運搬業者に対しても、これらのルールを守るよう指導・教育するとともに、定められた搬入ルートを遵守するよう指導・教育を行う。	【供用による影響】 （３）自動車交通の発生 a.回避、低減の観点 関連車両の走行にあたっては、左記に示す環境の保全のための措置を講ずることで、周辺環境への影響の低減に努める。以上のことから、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。 b.基準、目標等との整合の観点 関連車両の走行に伴う騒音の予測結果は、№1,№3,№5 の昼間、№6 で環境基準（整合を図るべき基準等）に適合すると予測する。№2,№4,№5 の夜間では環境基準を上回るものの、いずれも将来基礎交通量による騒音レベルですでに環境基準を上回っており、関連車両の走行に伴う増加分は１dB 未満（0.0～0.1dB）である。また、短時間に関連車両が集中することがないよう車両運行時間の調整を行う等の環境の保全のための措置を適切に実施し、実行可能な範囲内でできる限り低減に努めるため、現況に著しい影響を及ぼさないと考える。 以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていると評価する。
（４）施設の稼働 ・設置機器の点検・整備、運転管理を適切に行うとともに、異常音・異常振動が認められる場合は、点検・修理を行う。 ・共振への対策として、施設の稼働前後で構造振動の測定を行い、状況を確認する。 ・計画地北側、西側及び南側には防音壁（高さ約 2.5ｍ）を設置する。	（４）施設の稼働 a.回避、低減の観点 施設の稼働にあたっては、左記に示す環境の保全のための措置を講ずることで、周辺環境への影響の低減に努める。以上のことから、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。 b.基準、目標等との整合の観点 施設の稼働に伴う騒音の予測結果は、すべての時間区分で規制基準（整合を図るべき基準等）に適合すると予測する。 以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていると評価する。

表 9-1(11)　調査、予測及び評価の結果の概要

環境要素	現　況	予　測
振　動	【工事による影響】 （１）資材等の運搬 休日の道路交通振動レベル(L_{10})は昼間が 39～59dB、夜間が 28～49dB であり、昼間、夜間ともにNo.2 が最も大きかった。平日の道路交通振動レベル(L_{10})は昼間が 43～63dB、夜間が 34～57dB であり、休日同様、昼間、夜間ともにNo.2 が最も大きかった。 また、平日、休日ともにすべての地点で要請限度を下回っていた。 各地点の地盤卓越振動数は 12.5～17.6Hz で、No.4 が最も高く、No.2 が最も低かった。	【工事による影響】 （１）資材等の運搬 資材等の運搬車両の走行に伴う将来予測振動レベルは昼間が 47～67dB、夜間が 42～65dB である。
	（２）重機の稼働 休日の一般環境振動レベル(L_{10})は昼間が 25～28dB、夜間が 16～17dB であり、昼間は地点２、夜間は地点３が最も大きかった。平日の一般環境振動レベル(L_{10})は昼間が 24～32dB、夜間が 20～22dB であり、昼間は地点１、夜間は地点３が最も大きかった。	（２）重機の稼働 重機の稼働に伴う将来予測振動レベルは、65dB である。

表 9-1(12)　調査、予測及び評価の結果の概要

環境の保全のための措置	評　価
【工事による影響】 （１）資材等の運搬 ・資材等の運搬車両に対して、制限速度を遵守し、急発進、急ブレーキ等を行わないよう指導・教育を行う。 ・短時間に資材等の運搬車両が集中することがないよう車両通行時間の調整を行う。 ・資材等の運搬車両が場内で待機する場合は、アイドリングストップを徹底し、振動の発生の抑制に努める。	【工事による影響】 （１）資材等の運搬 a.回避、低減の観点 資材等の運搬にあたっては、左記に示す環境の保全のための措置を講ずることで、周辺環境への影響の低減に努める。以上のことから、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。 b.基準、目標等との整合の観点 資材等の運搬車両の走行に伴う振動の予測結果は、№2 を除く予測地点で要請限度（整合を図るべき基準等）に適合すると予測する。№2 の昼間及び夜間では要請限度を上回るものの、将来基礎交通量による振動レベルですでに要請限度を上回っており、資材等の運搬車両の走行に伴う増加分は１dB 未満（0.1dB）である。また、短時間に資材等の運搬車両が集中することがないよう車両運行時間の調整を行う等の環境の保全のための措置を適切に実施し、実行可能な範囲内でできる限り低減に努めるため、現況に著しい影響を及ぼさないと考える。 以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていると評価する。
（２）重機の稼働 ・重機については、低振動型の機械の採用に努める。	（２）重機の稼働 a.回避、低減の観点 重機の稼働にあたっては、左記に示す環境の保全のための措置を講ずることで、周辺環境への影響の低減に努める。以上のことから、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。 b.基準、目標等との整合の観点 重機の稼働に伴う振動の予測結果は、規制基準（整合を図るべき基準等）に適合すると予測する。 以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていると評価する。

表 9-1(13)　調査、予測及び評価の結果の概要

環境要素	現　況	予　測
振　動	【供用による影響】 （３）自動車交通の発生 休日の道路交通振動レベル(L_{10})は昼間が 39～59dB、夜間が 28～49dB であり、昼間、夜間ともにNo.2 が最も大きかった。平日の道路交通振動レベル(L_{10})は昼間が 43～63dB、夜間が 34～57dB であり、休日同様、昼間、夜間ともにNo.2 が最も大きかった。 また、平日、休日ともにすべての地点で要請限度を下回っていた。 各地点の地盤卓越振動数は 12.5～17.6Hz で、No.4 が最も高く、No.2 が最も低かった。	【供用による影響】 （３）自動車交通の発生 自動車交通の発生に伴う将来予測振動レベルは昼間で 44～67dB、夜間で 42～65dB である。
	（４）施設の稼働 休日の一般環境振動レベル(L_{10})は、昼間が 25～28dB、夜間が 16～17dB であり、昼間は地点２、夜間は地点３が最も大きかった。平日の一般環境振動レベル(L_{10})は昼間が 24～32dB、夜間が 20～22dB の範囲で、昼間は地点１、夜間は地点３が最も大きかった。	（４）施設の稼働 最大値出現地点（計画地北側敷地境界）における施設の稼働に伴う将来予測振動レベルは、昼間及び夜間で 52dB である。 また、地点１～地点３における施設の稼働に伴う将来予測振動レベルは昼間で 29～31dB、夜間で 24～29dB であり、寄与振動レベルはすべての時間区分におけるバックグラウンド振動レベル（現況振動レベル）と同程度以下である。

表 9-1(14)　調査、予測及び評価の結果の概要

環境の保全のための措置	評　価
【供用による影響】 （3）自動車交通の発生 ・施設の関連車両に対して、制限速度を遵守し、急発進、急ブレーキを行わないよう指導・教育を行う。 ・短時間に施設の関連車両が集中することがないよう車両通行時間の調整を行う。 ・外部運搬業者に対しても、これらのルールを守るよう指導・教育するとともに、定められた搬入ルートを遵守するよう指導・教育を行う。	【供用による影響】 （3）自動車交通の発生 a.回避、低減の観点 自動車交通の発生にあたっては、左記に示す環境の保全のための措置を講ずることで、周辺環境への影響の低減に努める。以上のことから、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。 b.基準、目標等との整合の観点 関連車両の走行に伴う振動の予測結果は、№2 を除く予測地点で要請限度（整合を図るべき基準等）に適合すると予測する。№2 の昼間及び夜間では要請限度を上回るものの、将来基礎交通量による振動レベルですでに要請限度を上回っており、関連車両の走行に伴う増加分は 1 dB 未満（0.0dB）である。また、短時間に関連車両が集中することがないよう車両運行時間の調整を行う等の環境の保全のための措置を適切に実施し、実行可能な範囲内でできる限り低減に努めるため、現況に著しい影響を及ぼさないと考える。 以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていると評価する。
（4）施設の稼働 ・設置機器の点検・整備、運転管理を適切に行うとともに、異常音・異常振動が認められる場合は、点検・修理を行う。 ・共振への対策として、施設の稼働前後で構造振動の測定を行い、状況を確認する。	（4）施設の稼働 a.回避、低減の観点 施設の稼働にあたっては、左記に示す環境の保全のための措置を講ずることで、周辺環境への影響の低減に努める。以上のことから、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。 b.基準、目標等との整合の観点 施設の稼働に伴う振動の予測結果は、すべての時間区分で規制基準（整合を図るべき基準等）に適合すると予測する。 以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていると評価する。

表 9-1(15)　調査、予測及び評価の結果の概要

環境要素	現　況	予　測
低周波音	【供用による影響】 （１）施設の稼働 休日のG特性音圧レベル（L_{G5}）は 62～72dB、平日が 74～86dB の範囲で、休日は地点３、平日は地点１が最も大きかった。	【供用による影響】 （１）施設の稼働 施設の稼働に伴う低周波音（1/3 オクターブバンド平坦特性音圧レベル）の予測結果は、39.9～62.8dB である。 施設の稼働に伴う低周波音（G特性音圧レベル）の予測結果は、55～68dB である。
水　質	【供用による影響】 （１）排水の発生 生活環境項目については、夏季の地点２の浮遊物質量が環境基準を上回っていた。秋季は地点２及び地点３で生物化学的酸素要求量、すべての地点で直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩が環境基準を上回っていた。冬季はすべての調査地点で生物化学的酸素要求量、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩、地点１の浮遊物質量が環境基準を上回っていた。春季はすべての地点で生物化学的酸素要求量、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩、地点１の浮遊物質量、全亜鉛が環境基準を上回っていた。 健康項目については、春季の地点１で鉛及び砒素が環境基準を上回っていた。 PFAS 類については、すべての調査時期及び調査地点で暫定指針値を下回っていた。	【供用による影響】 （１）排水の発生 生活環境項目の予測結果は、生物化学的酸素要求量（BOD）が 2.6～8.1mg/L、浮遊物質量（SS）が 16～69mg/L、全亜鉛が 0.010～0.021mg/L である。 健康項目の予測結果は、砒素が 0.002mg/L 未満～0.003mg/L、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が 1.1～2.1mg/L、ふっ素が 0.22～0.80mg/L であり、その他の項目は定量下限値未満または不検出である。

表 9-1(16)　調査、予測及び評価の結果の概要

環境の保全のための措置	評　価
【供用による影響】 （1）施設の稼働 ・設置機器の点検・整備、運転管理を適切に行うとともに、異常音・異常振動が認められる場合は、点検・修理を行う。 ・共振への対策として、施設の稼働前後で構造振動の測定を行い、状況を確認する。 ・計画地北側、西側及び南側には防音壁（高さ約 2.5 m）を設置する。	【供用による影響】 （1）施設の稼働 a. 回避、低減の観点 施設の稼働にあたっては、左記に示す環境の保全のための措置を講ずることで、周辺環境への影響の低減に努める。以上のことから、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。 b. 基準、目標等との整合の観点 施設の稼働に伴う低周波音（1/3 オクターブバンド平坦特性音圧レベル）の予測結果は、心理的影響及び物理的影響の参考値（整合を図るべき基準等）に適合すると予測する。 施設の稼働に伴う低周波音（G 特性音圧レベル）の予測結果は、感覚閾値（整合を図るべき基準等）に適合すると予測する。 以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていると評価する。
【供用による影響】 （1）排水の発生 ・排水は計画地内に排水処理施設及び合併処理浄化槽を設置して、処理を行う。 ・排水処理施設は常時 pH 測定や浮遊物質量（SS）の管理を行い、異常が認められた際には、工場外への流出を防止する。また、排出水の定期的な水質測定をもとに、適正な点検・清掃等を行い、施設の維持管理を適切に行う。 ・合併処理浄化槽は定期的な水質測定をもとに、点検・清掃等を適切に行い、施設の維持管理を適切に行う。 ・群馬県条例の排水基準よりも厳しい自主基準値を設定する。	【供用による影響】 （1）排水の発生 a. 回避、低減の観点 排水の発生にあたっては、左記に示す環境の保全のための措置を講ずることで、周辺環境への影響の低減に努める。以上のことから、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。 b. 基準、目標等との整合の観点 排水の発生に伴う生活環境項目及び健康項目の予測結果は、生物化学的酸素要求量及び浮遊物質量を除く項目について、すべての予測地点で整合を図るべき基準等に適合すると予測する。 生物化学的酸素要求量については、秋季、冬季及び春季のすべての地点で環境基準を超過するが、バックグラウンド濃度（現地調査結果）で環境基準を超過している。浮遊物質量については、夏季の地点２で環境基準を超過するが、バックグラウンド濃度（現地調査結果）で環境基準を超過している。本事業では、計画地内に排水処理施設を設置して、処理を行うとともに、定期的な水質測定を行い、異常が認められた際には、工場外への流出を防止する等の対策を適切に実施し、実行可能な範囲内でできる限り低減に努めるため、現況に著しい影響を及ぼさないと考える。 以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていると評価する。

表 9-1(17)　調査、予測及び評価の結果の概要

環境要素	現　況	予　測
水生生物	【供用による影響】 （1）水生植物 現地調査の結果、10 目 17 科 30 種の水生植物が確認された。浮葉植物のアオウキクサ、ウキクサ、沈水植物のコカナダモ、ササバモ、抽水植物のヒメミズワラビ、タガラシ、セリ等が記録された。排水流入地点の上下流別では、上流側で 27 種、下流側で 23 種が確認された。なお、確認された水生植物のうち７種（コカナダモ、コゴメイ、オオカワヂシャ等）が外来種に該当した。 （2）魚　類 現地調査の結果、３目４科 11 種の魚類が確認された。コイ科のギンブナ、タイリクバラタナゴ、オイカワ、モツゴ、スナゴカマツカ、ドジョウ科のドジョウ、ドジョウ中国大陸系統、メダカ科のミナミメダカ、ハゼ科のトウヨシノボリ類等が記録された。排水流入地点の上下流別では、上流側で 8 種、下流側で 11 種が確認された。なお、確認された魚類のうち２種（タイリクバラタナゴ、ドジョウ中国大陸系統）が外来種に該当した。 （3）底生動物 現地調査の結果、26 目 52 科 95 種の底生動物が確認された。海綿類のヨワカイメン、フンカコウカイメン等、貝類のヒメタニシ、ドブシジミ等､イトミミズ類のチゴヤドリミミズ､ウチワミミズ等、ヒル類のハバヒロビル、セスジビル等、甲殻類のシナヌマエビ、スジエビ等、昆虫類のカゲロウ類、トンボ類、カワゲラ類、ハエ類、コウチュウ類等が記録された。排水流入地点の上下流別では、上流側で 64 種、下流側で 69 種が確認された。なお、確認された底生動物のうち 10 種（マキゲカイメン、ハブタエモノアラガイ、ヤドリミミズ、フロリダマミズヨコエビ等）が外来種に該当した。	【供用による影響】 （1）排水の発生 供用後の施設からの排水の流入により、生育環境及び生育環境である排水路の水質の悪化が懸念されるが、排水に対する環境の保全のための措置を講ずること、水質の整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていることから、水生生物の生育環境及び生息環境の変化の程度は小さく、影響は小さいと予測する。
水辺生物	【供用による影響】 （1）水辺植物 現地調査の結果、14 目 30 科 86 種の水辺植物が確認された。計画地の周辺は水田環境が多く、ヒメミズワラビ、ウキクサ、アシカキ、ミゾハコベ等の水田雑草が多く記録された。なお、確認された水辺植物のうち 11 種（コカナダモ、コゴメイ、オオカワヂシャ、アメリカセンダングサ等）が外来種に該当した。 （2）哺乳類 現地調査の結果、４目７科 11 種の哺乳類が確認された。アズマモグラ、ハツカネズミ、タヌキ等、市街地や郊外でも見られる種が記録された。なお、確認された哺乳類のうち３種（アライグマ、ハツカネズミ、ハクビシン）が外来種に該当した。 （3）鳥類 現地調査の結果、13 目 32 科 63 種の鳥類が確認された。マガモ、アオサギ、オオバン等の水辺に生息する種、ハシブトガラス、スズメ、ハクセキレイ等の市街地に生息する種、ヒバリ、セグロセキレイ等の耕作地に生息する種、メジロ、シジュウカラ等の樹林地に生息する種の他、オオタカ、ノスリ等の生態系の上位に位置する種も記録された。なお、確認された鳥類のうち３種（カワラバト（ドバト)、ガビチョウ、カオジロガビチョウ）が外来種に該当した。 （4）両生類・爬虫類 現地調査の結果、１目２科３種の両生類、２目４科４種の爬虫類が確認された。ニホンアマガエル、ウシガエル、ミシシッピアカミミガメ等の水辺に生息する種、ヒガシニホントカゲ、ニホンカナヘビ等の住宅地及び耕作地に生息する種が記録された。なお、確認された両生・爬虫類のうち３種（ウシガエル、ヌマガエル、ミシシッピアカミミガメ）が外来種に該当した。	【供用による影響】 （1）排水の発生 供用後の施設からの排水の流入により、生育環境及び生息環境である水辺環境の水質の悪化が懸念されるが、排水に対する環境の保全のための措置を講ずること、水質の整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていることから、水辺生物の生息環境の変化の程度は小さく、影響は小さいと予測する。

表 9-1(18)　調査、予測及び評価の結果の概要

環境の保全のための措置	評　価
【供用による影響】 （１）排水の発生 ・排水は計画地内に排水処理施設及び合併処理浄化槽を設置して、処理を行う。 ・排水処理施設は常時 pH 測定や浮遊物質量（SS）の管理を行い、異常が認められた際には、工場外への流出を防止する。また、排出水の定期的な水質測定をもとに、適正な点検・清掃等を行い、施設の維持管理を適切に行う。 ・合併処理浄化槽は定期的な水質測定をもとに、点検・清掃等を適切に行い、施設の維持管理を適切に行う。 ・群馬県条例の排水基準よりも厳しい自主基準値を設定する。	【供用による影響】 （１）排水の発生 a. 回避、低減の観点 排水の発生にあたっては、左記に示す環境の保全のための措置を講ずることで、水生生物の生育環境及び生息環境への影響の低減に努める。以上のことから、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。 b. 基準、目標等との整合の観点 予測の結果、供用後の排水による水生生物への影響は小さいと考えられるため、注目すべき種や、それらの生育環境及び生息環境は保全されることから、基準、目標等との整合は図られると評価する。
【供用による影響】 （１）排水の発生 ・排水は計画地内に排水処理施設及び合併処理浄化槽を設置して、処理を行う。 ・排水処理施設は常時 pH 測定や浮遊物質量（SS）の管理を行い、異常が認められた際には、工場外への流出を防止する。また、排出水の定期的な水質測定をもとに、適正な点検・清掃等を行い、施設の維持管理を適切に行う。 ・合併処理浄化槽は定期的な水質測定をもとに、点検・清掃等を適切に行い、施設の維持管理を適切に行う。 ・群馬県条例の排水基準よりも厳しい自主基準値を設定する。	【供用による影響】 （１）排水の発生 a. 回避、低減の観点 排水の発生にあたっては、左記に示す環境の保全のための措置を講ずることで、水辺生物の生育環境及び生息環境への影響の低減に努める。以上のことから、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。 b. 基準、目標等との整合の観点 予測の結果、供用後の排水による水辺生物への影響は小さいと考えられるため、注目すべき種や、それらの生育環境及び生息環境は保全されることから、基準、目標等との整合は図られると評価する。

表 9-1(19)　調査、予測及び評価の結果の概要

環境要素	現　況	予　測
景　観	【存在による影響】 （１）工作物等の出現 №1,2,3,7 は計画地方向を眺望でき、計画地も視認できる。また、№4 は計画地方向を眺望できるが、住宅により計画地は視認できない。さらに、№5,6 は計画地方向を眺望でき、住宅の後方にわずかに計画地を視認できる。 計画地周辺の主な囲繞景観としては、平坦な地形の上に住宅や公園、学校が点在している。	【存在による影響】 （１）工作物等の出現 計画地に近接する眺望地点（№1,5,7）は、視野の正面に計画建築物を大きく視認することができることから、眺望景観は変化すると予測する。計画建築物によって圧迫感を生じる可能性も考えられるが、道路境界線及び隣地境界線から離隔した配置計画とし、特に計画地西側の眺望地点（№1,5）においては、計画地西側住宅地に隣接する部分に植栽帯を設ける計画とする。また、圧迫感を軽減するためにできるだけ分節を考慮したデザインとし、周囲の環境に合わせ可能な限り高さを抑える。さらに、群馬県の大規模行為景観形成基準を遵守し原色は使用せず、無彩色を主とした落ち着いた色調とすることで周辺環境への影響は低減できるものと予測する。 計画地から離れた眺望地点（№2,3）は、計画建築物を視認することができ、眺望景観に影響すると考えられるが、周囲の環境に合わせ可能な限り高さを抑えるとともに、群馬県の大規模行為景観形成基準を遵守し原色は使用せず、無彩色を主とした落ち着いた色調とすることで周辺環境への影響は低減できるものと予測する。 計画地西側及び南西側の住居地域にある眺望地点（№4,6）は、計画建築物の一部を視認することができるもののその面積は小さく、眺望景観の変化はほとんどないと予測する。

表 9-1(20)　調査、予測及び評価の結果の概要

環境の保全のための措置	評　価
【存在による影響】 （1）工作物等の出現 ・計画建築物は道路境界線、隣地境界線から離隔した配置とし、特に計画地西側住宅地に隣接する部分は植栽帯を設ける。 ・計画建築物は大規模なボリュームとなることから、圧迫感を軽減するためにできるだけ分節を考慮したデザインとし、周囲の環境に合わせ可能な限り高さを抑える。 ・計画建築物の形態・意匠や色彩は群馬県の「大規模行為景観形成基準」を遵守し、原色は使用せず、無彩色を主とした落ち着いた色調とする。	【存在による影響】 （1）工作物等の出現 a. 回避、低減の観点 造成地・施設の存在に伴い主要な眺望景観の変化が考えられるが、左記に示す環境の保全のための措置を講ずることで、周辺環境への影響の低減に努める。以上のことから、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。 b. 基準、目標等との整合の観点 計画地に近接する眺望地点は、視野の正面に計画建築物を視認することができることから、眺望景観は変化すると予測する。計画建築物によって圧迫感を生じる可能性も考えられるが、道路境界線及び隣地境界線から離隔した配置計画とし、特に計画地西側の眺望地点においては、計画地西側住宅地に隣接する部分に植栽帯を設ける計画とする。また、圧迫感を軽減するためにできるだけ分節を考慮したデザインとし、周囲の環境に合わせ可能な限り高さを抑える。さらに、群馬県の大規模行為景観形成基準を遵守し原色は使用せず、無彩色を主とした落ち着いた色調とすることで周辺環境への影響は低減できるものと予測する。 計画地から離れた眺望地点は、計画建築物を視認することができ、眺望景観に影響すると考えられるが、周囲の環境に合わせ、可能な限り高さを抑えるとともに群馬県の大規模行為景観形成基準を遵守し原色は使用せず、無彩色を主とした落ち着いた色調とすることで周辺環境への影響は低減できるものと予測する。 計画地西側及び南西側の住居地域にある眺望地点は、計画建築物の一部を視認することができるもののその面積は小さく、眺望景観の変化はほとんどないと予測する。 本事業の実施にあたっては、計画建築物は道路境界線、隣地境界線から離隔した配置としており、特に計画地西側住宅地に隣接する部分は植栽帯を設ける等といった環境の保全のための措置を講ずる。 以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果との間に整合が図られていると評価する。

表 9-1(21)　調査、予測及び評価の結果の概要

環境要素	現　況	予　測
廃棄物		【工事による影響】 （１）建築物等の建設 計画施設の建設に伴う廃棄物の排出量は 7,740.0ｔ、最終処分量は 1,393.0ｔと予測する。また、建設発生土の発生量は約 12.5 万 m^3 と予測する。
		【供用による影響】 （２）施設の稼働 施設の稼働により発生する廃棄物の排出量は合計で約 3,868ｔ/年である。各種の廃棄物は資源化が可能な業者に委託し、処分する計画であることから、施設の稼働により発生する廃棄物の最終的な排出量は 4.9ｔ/年と予測される。
水使用		【供用による影響】 （１）施設の稼働 施設の稼働に伴う水の最大使用量は、供用後約 2,255m^3/日である。
温室効果ガス		【供用による影響】 （１）施設の稼働 本事業における温室効果ガス排出量の予測結果は約 165,485tCO_2/年であると予測する。 また、新たに設置する太陽光発電設備による温室効果ガス排出削減量（二酸化炭素換算）の予測結果は約 927tCO_2/年であると予測する。 したがって、本事業における温室効果ガス総排出量は約 164,558tCO_2/年であると予測する。

表 9-1(22)　調査、予測及び評価の結果の概要

環境の保全のための措置	評　価
【工事による影響】 （1）建築物等の建設 ・建設工事に伴い発生する廃棄物は、分別を徹底し、資源の再利用・再資源化に努める。 ・建設発生土は場内利用に努め、場内利用が困難な場合は、受入機関の受け入れ基準への適合を確認した上で場外搬出し、再利用する。	【工事による影響】 （1）建築物等の建設 a.回避、低減の観点 建築物等の建設にあたっては、左記に示す環境の保全のための措置を講ずることで、周辺環境への影響の低減に努める。以上のことから、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。 b.基準、目標等との整合の観点 建築物等の建設に伴い発生する廃棄物の予測結果は、整合を図るべき基準等に適合すると予測する。 以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果の間に整合が図られていると評価する。
【供用による影響】 （2）施設の稼働 ・施設の稼働に伴い発生する廃棄物は、計画地に設置される廃棄物倉庫にて廃棄物の分別収集、減量化を行う。 ・有価物やレアメタルの回収を行う。	【供用による影響】 （2）施設の稼働 a.回避、低減の観点 施設の稼働にあたっては、左記に示す環境の保全のための措置を講ずることで、周辺環境への影響の低減に努める。以上のことから、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。
【供用による影響】 （1）施設の稼働 ・節水型設備の導入を検討する。 ・従業員への節水の啓発活動を行い、水の使用量の削減に努める。 ・RO 水精製装置等からの排水の再利用を検討する。	【供用による影響】 （1）施設の稼働 a.回避、低減の観点 施設の稼働にあたっては、左記に示す環境の保全のための措置を講ずることで、周辺環境への影響の低減に努める。以上のことから、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。
【供用による影響】 （1）施設の稼働 ・省エネルギー型の設備機器の採用 ・設備機器の適切な点検・整備 ・建屋屋上への太陽光発電設備の設置 ・空調設備の電力化 ・電動フォークリフトの採用 ・購入電力の再生可能エネルギー由来電力の採用 ・生産設備の電力化の推進、圧縮空気の使用の削減、コンプレッサーの分散設置 ・太陽光発電電力によるカーボンニュートラル燃料生成トライ実施の検討	【供用による影響】 （1）施設の稼働 a.回避、低減の観点 施設の稼働にあたっては、左記に示す環境の保全のための措置を講ずることで、周辺環境への影響の低減に努める。以上のことから、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。

第 10 章　事後調査計画

第10章　事後調査計画

「第８章　調査・予測及び評価の結果」では、本事業による工事中及び供用時の環境への影響を予測した。事後調査は、その予測の不確実性の程度が大きい場合や効果に係る知見が不十分な環境保全のための措置を講ずる場合に、工事中及び供用時において「予測の不確実性に伴う予測結果の変化の程度の把握」、「環境保全のための措置の実施状況の確認」を行うとともに、環境保全のための措置の実施の効果によって環境保全目標との整合が図られているかを把握することを目的に実施するものである。

10.1　事後調査項目の選定

環境影響評価項目に選定した項目のうち、事後調査を実施する項目の選定結果は表10.1-1に示すとおりである。

表 10.1-1　事後調査を実施する項目の選定結果

環境影響評価項目	影響要因の区分	影響要因	事後調査項目選定結果
大気質	工　事	資材等の運搬	×
		重機の稼働	×
	供　用	自動車交通の発生	×
		施設の稼働	○
悪　臭	供　用	施設の稼働	○
騒　音	工　事	資材等の運搬	×
		重機の稼働	×
	供　用	自動車交通の発生	×
		施設の稼働	○
振　動	工　事	資材等の運搬	×
		重機の稼働	×
	供　用	自動車交通の発生	×
		施設の稼働	○
低周波音	供　用	施設の稼働	○
水　質	供　用	排水の発生	○
水生生物	供　用	排水の発生	○
水辺生物	供　用	排水の発生	○
景　観	存　在	工作物等の出現	○
廃棄物	工　事	建築物等の建設	×
	供　用	施設の稼働	×
温室効果ガス	供　用	施設の稼働	○

注）○：事後調査項目として選定する項目
　　×：事後調査項目から除外する項目

10.2 事後調査の目的と実施理由

（１）工事中

工事中における事後調査を実施する内容及び理由は表 10.2-1 に、事後調査を実施しない内容及び理由は表 10.2-2 に示すとおりである。

なお、準備書において予測条件とした工事計画の内容と実際の工事内容を比較し、予測・評価の再検討が必要な変更が生じた場合には、変更に至った経緯を把握する。また、その変更により、影響が拡大するなど予測・評価の再検討を行う必要がある場合には、改めて予測・評価を行うものとする。

表 10.2-1　事後調査を実施する内容及び理由（工事中）

環境要素	環境影響要因	調査項目	実施する理由
予測・評価の再検討	―	―	準備書において予測条件とした工事計画と実際の工事内容を比較し、予測・評価の再検討が必要な変更が生じた場合には、変更に至った経緯を把握する。また、その変更により、影響が拡大するなど予測・評価の再検討を行う必要がある場合には、改めて予測・評価を行うものとする。

表 10.2-2　事後調査を実施しない内容及び理由（工事中）

環境要素	環境影響要因	実施しない理由
大気質	資材等の運搬	予測の精度が確保されているとともに、資材等の運搬車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測結果が環境基準を下回っていることから、影響は小さいと考える。 したがって、事後調査は実施しない。
	重機の稼働	予測の精度が確保されているとともに、重機の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測結果が環境基準を下回っていることから、影響は小さいと考える。 したがって、事後調査は実施しない。
騒　音	資材等の運搬	予測の精度が確保されているとともに、資材等の運搬車両の走行に伴う騒音の予測結果が環境基準を上回った地点における騒音レベルの増加分は１dB 未満と予測され、かつ、工事中の一時的な影響であることから、影響は小さいと考える。 したがって、事後調査は実施しない。
	重機の稼働	予測の精度が確保されているとともに、重機の稼働に伴う騒音の予測結果が規制基準を下回っていることから、影響は小さいと考える。 したがって、事後調査は実施しない。
振　動	資材等の運搬	予測の精度が確保されているとともに、資材等の運搬車両の走行に伴う振動の予測結果が要請限度を上回った地点における振動レベルの増加分は１dB 未満と予測され、かつ、工事中の一時的な影響であることから、影響は小さいと考える。 したがって、事後調査は実施しない。
	重機の稼働	予測の精度が確保されているとともに、重機の稼働に伴う振動の予測結果が規制基準を下回っていることから、影響は小さいと考える。 したがって、事後調査は実施しない。
廃棄物	建築物等の建設	予測の精度は確保されているとともに、建設廃棄物の再資源化・縮減率は、「建設リサイクル推進計画 2020」に示されている達成基準値を満足することから、影響は小さいと考える。 したがって、事後調査は実施しない。

（２）供用時

供用時における事後調査を実施する内容及び理由は表 10.2-3 に、事後調査を実施しない内容及び理由は表 10.2-4 に示すとおりである。

なお、準備書において予測条件とした事業計画の内容と実際の供用時の稼働状況を比較し、予測・評価の再検討が必要な変更が生じた場合には、変更に至った経緯を把握する。また、その変更により、影響が拡大するなど予測・評価の再検討を行う必要がある場合には、改めて予測・評価を行うものとする。

表 10.2-3　事後調査を実施する内容及び理由（供用時）

環境要素	環境影響要因	調査項目	実施する理由
大気質	施設の稼働	二酸化窒素 浮遊粒子状物質 有害物質（ﾆｯｹﾙ、揮発性有機化合物（VOC））	予測の不確実性を補完し、あわせて環境保全のための措置の効果を確認するため、事後調査を実施する。
悪　臭	施設の稼働	臭気指数 特定悪臭物質	予測の不確実性を補完し、あわせて環境保全のための措置の効果を確認するため、事後調査を実施する。
騒　音	施設の稼働	騒音レベル	予測の不確実性を補完し、あわせて環境保全のための措置の実施状況の確認のため、事後調査を実施する。
振　動	施設の稼働	振動レベル	予測の不確実性を補完し、あわせて環境保全のための措置の実施状況の確認のため、事後調査を実施する。
低周波音	施設の稼働	1/3 ｵｸﾀｰﾌﾞﾊﾞﾝﾄﾞ平坦特性音圧ﾚﾍﾞﾙ G特性音圧ﾚﾍﾞﾙ	予測の不確実性を補完し、あわせて環境保全のための措置の実施状況の確認のため、事後調査を実施する。
水　質	排水の発生	生活環境項目 健康項目	予測の不確実性を補完し、あわせて環境保全のための措置の実施状況の確認のため、事後調査を実施する。
水生生物	排水の発生	水生植物 魚類 底生動物	予測の不確実性を補完し、あわせて環境保全のための措置の実施状況の確認のため、事後調査を実施する。
水辺生物	排水の発生	水辺植物 哺乳類 鳥類 両生・爬虫類	予測の不確実性を補完し、あわせて環境保全のための措置の実施状況の確認のため、事後調査を実施する。
景　観	工作物等の出現	主要な眺望景観及び囲繞景観の状況	予測の不確実性を補完し、あわせて環境保全のための措置の実施状況の確認のため実施する。
温室効果ガス	施設の稼働	温室効果ガス	予測の不確実性を補完し、あわせて環境保全のための措置の実施状況の確認のため実施する。
予測・評価の再検討	－	－	準備書において予測条件とした事業計画と供用時の稼働状況を比較し、予測・評価の再検討が必要な変更が生じた場合には、変更に至った経緯を把握する。また、その変更により、影響が拡大するなど予測・評価の再検討を行う必要がある場合には、改めて予測・評価を行うものとする。

表 10.2-4　事後調査を実施しない内容及び理由（供用後）

環境要素	環境影響要因	実施しない理由
大気質	自動車交通の発生	予測の精度が確保されているとともに、自動車交通の発生に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測結果が環境基準を下回っていることから、影響は小さいと考える。 したがって、事後調査は実施しない。
騒　音	自動車交通の発生	予測の精度が確保されているとともに、自動車交通の発生に伴う騒音の予測結果が環境基準を上回った地点における騒音レベルの増加分は 1 dB 未満と予測され、影響は小さいと考える。 したがって、事後調査は実施しない。
振　動	自動車交通の発生	予測の精度が確保されているとともに、自動車交通の発生に伴う振動の予測結果が要請限度を上回った地点における振動レベルの増加分は 1 dB 未満と予測され、影響は小さいと考える。 したがって、事後調査は実施しない。
廃棄物	施設の供用	本事業では、施設の稼働に伴い発生する廃棄物は、計画地に設置される廃棄物倉庫にて廃棄物の分別収集、減量化に努めるとともに、廃棄物処理業者に委託し、適正処理を行う計画であることから、影響は小さいと考える。 したがって、事後調査は実施しない。

10.3　事後調査計画

（１）工事中

工事中における事後調査計画の内容は、表 10.3-1 に示すとおりである。

表 10.3-1　事後調査計画（工事中）

環境要素	環境影響要因	調査項目	調査地点	調査時期及び調査方法、調査頻度
工事計画等の確認		工事計画 工事方法 環境の保全のための措置の実施	―	【調査時期】 工事期間中 【調査方法】 関係資料の整理による方法

（２）供用時

供用時における事後調査計画の内容は、表 10.3-2(1)～(3)に示すとおりである。

表 10.3-2(1)　事後調査計画（供用時）

環境要素	環境影響要因	調査項目	調査地点	調査内容
大気質	施設の稼働	二酸化窒素 浮遊粒子状物質 有害物質（ﾆｯｹﾙ、揮発性有機化合物（VOC））	一般環境大気質の現地調査地点と同様の４地点	【調査時期】 施設の稼働が定常となる時期 【調査方法】 「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年７月、環境庁告示第 38 号）、「大気汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年５月、環境庁告示第 25 号）に基づく方法及び「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」（令和６年３月改訂、環境省水・大気環境局）に準拠した方法 【調査対象期間】 施設の稼働が定常状態となってから１年間 【調査頻度】 ４回/年
悪　臭	施設の稼働	臭気指数 特定悪臭物質	現地調査地点と同様の４地点	【調査時期】 施設の稼働が定常となる時期 【調査方法】 「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」（平成７年９月、環境庁告示第 63 号）及び「特定悪臭物質の測定方法」（昭和 47 年５月、環境庁告示第９号）に準拠する方法 【調査対象期間】 施設の稼働が定常状態となってから１年間 【調査頻度】 ２回/年
騒　音	施設の稼働	騒音レベル	環境騒音の現地調査地点と同様の３地点	【調査時期】 施設の稼働が定常となる時期 【調査方法】 「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年９月、環境庁告示第 64 号）に準拠する方法 【調査対象期間】 施設の稼働が定常状態となってから１年間 【調査頻度】 １回（24 時間）
振　動	施設の稼働	振動レベル	環境振動の現地調査地点と同様の３地点	【調査時期】 施設の稼働が定常となる時期 【調査方法】 JIS Z 8735「振動レベルの測定方法」に準拠する方法 【調査対象期間】 施設の稼働が定常状態となってから１年間 【調査頻度】 1 回 24 時間

表 10.3-2(2)　事後調査計画（供用時）

環境要素	環境影響要因	調査項目	調査地点	調査内容
低周波音	施設の稼働	1/3 ｵｸﾀｰﾌﾞﾊﾞﾝﾄﾞ平坦特性音圧ﾚﾍﾞﾙ G特性音圧ﾚﾍﾞﾙ	現地調査地点と同様の３地点	【調査時期】 施設の稼働が定常となる時期 【調査方法】 「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（平成 12 年 10 月、環境省）に準拠する方法 【調査対象期間】 施設の稼働が定常状態となってから１年間 【調査頻度】 １回（24 時間）
水　質	排水の発生	生活環境項目 健康項目	現地調査地点と同様の３地点	【調査時期】 施設の稼働が定常となる時期 【調査方法】 「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月、環境庁告示第 59 号）等に準拠する方法 【調査対象期間】 施設の稼働が定常状態となってから１年間 【調査頻度】 ４回/年
水生生物	排水の発生	水生植物 魚　類 底生動物	現地調査と同様の調査範囲及び調査地点	【調査時期】 施設の稼働が定常となる時期 【調査方法】 目視観察、捕獲、定量採集及び定性採集 【調査対象期間】 施設の稼働が定常状態となってから１年間 【調査頻度】 水生植物：４回/年（早春季、春季、夏季、秋季） 魚類、底生動物：４回/年（春季、夏季、秋季、冬季）
水辺生物	排水の発生	水辺植物 哺乳類 鳥　類 両生・爬虫類	現地調査と同様の調査範囲及び調査地点	【調査時期】 施設の稼働が定常となる時期 【調査方法】 目視観察、ラインセンサス、ポイントセンサス、シャーマントラップ、センサーカメラを用いる方法 【調査対象期間】 施設の稼働が定常状態となってから１年間 【調査頻度】 水辺植物、両生・爬虫類：４回/年（早春季、春季、夏季、秋季） 哺乳類、鳥類：４回/年（春季、夏季、秋季、冬季）

表 10.3-2(3)　事後調査計画（供用時）

環境要素	環境影響要因	調査項目	調査地点	調査内容
景　観	工作物等の出現	主要な眺望景観及び囲繞景観の状況	現地調査地点と同様の７地点	【調査時期】 供用時（建築完了後） 【調査方法】 主要な眺望地点からの眺望の状況（眺望範囲、主要眺望対象等）を眺望の写真を撮影することにより、把握する。 【調査対象期間】 施設の稼働が定常状態となってから１年間 【調査頻度】 １回
温室効果ガス	施設の稼働	温室効果ガス	計画地内	【調査時期】 施設の稼働が定常となる時期 【調査方法】 関係資料の整理による方法 【調査対象期間】 施設の稼働が定常状態となってから１年
事業計画等の確認		事業計画 環境の保全のための措置の内容	―	【調査時期】 施設の稼働が定常となる時期 【調査方法】 関係資料の整理による方法

10.4　事後調査工程

（１）工事中

工事中における事後調査計画の内容は表 10.3-1 に示したとおり、工事中は工事計画等の確認を適宜行う計画である。工事期間は 41 ヶ月を予定している。

（２）供用時

供用時における事後調査工程は、表 10.4-1 に示すとおりである。

表 10.4-1　事後調査工程（供用時）

環境要素	環境影響要因	調査項目	1年目				2年目			
			春	夏	秋	冬	春	夏	秋	冬
大気質	施設の稼働	二酸化窒素 浮遊粒子状物質 有害物質（ﾆｯｹﾙ、揮発性有機化合物（VOC））	●	●	●	●				
悪　臭	施設の稼働	臭気指数 特定悪臭物質		●		●				
騒　音	施設の稼働	騒音レベル				●				
振　動	施設の稼働	振動レベル				●				
低周波音	施設の稼働	1/3 ｵｸﾀｰﾌﾞﾊﾞﾝﾄﾞ 平坦特性音圧ﾚﾍﾞﾙ G特性音圧ﾚﾍﾞﾙ				●				
水　質	排水の発生	生活環境項目 健康項目	●	●	●	●				
水生生物	排水の発生	水生植物	●	●	●					
		魚　類 底生動物	●	●	●	●				
水辺生物	排水の発生	水辺植物 両生・爬虫類	●	●	●					
		哺乳類 鳥　類	●	●	●	●				
景　観	工作物等の出現	主要な眺望景観及び囲繞景観の状況				●				
温室効果ガス	施設の稼働	温室効果ガス	←→							
事業計画等の確認	－	事業計画 環境の保全のための措置の実施状況	←→							
事後調査報告書の提出時期							●			

注1)●：調査時点、報告書提出時点　　←→：継続調査

注2)現在の想定の内容であり、今後変更となる可能性がある。

第 11 章　準備書に対する県民等意見の概要と事業者の見解

第11章　準備書に対する県民等意見の概要と事業者の見解

11.1　準備書に対する県民等意見の概要と事業者の見解

本事業に係る環境影響評価準備書について、以下のとおり公告縦覧等を実施した結果、県民等意見が１件提出された。県民等の意見の概要と事業者の見解は、表 11-1 に示すとおりである。

・公　　告　　日：令和７年６月９日（月）
・縦　覧　期　間：令和７年６月９日（月）～７月８日（火）
・意見書提出期限：令和７年６月９日（月）～７月22日（火）
・意 見 書 提 出 数 ：１件

表 11-1　県民等意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
1	アセス説明会では発言しませんでしたが、雨水の利用についてです。 準備書では雨水は適切な処理をしてすべて排水するということでしたが、再利用することを提案します。 利用例では地球温暖化により外での就業者方にいくつかの駅などに設置されているようなミストでの利用です。 あと施設内でも緑化をすると思いますが、水やりです。また施設内のトイレの利用です。 工場とは施設が違いますが長崎にあるテーマパーク「ハウステンボス」での雨水利用も参考にしてはどうですか？ 施設開園当初では責任者である「神友近氏」が利用システムをしていました。現在は経営不振で責任者は交代していますが、システム利用は続いていると思います。40 年くらい前には各自治体の職員が見学に来ていたようです。一般利用者も 10 人くらいのグループに対して説明費はかかりましたが説明してくれました。4 次くらいの処理をして飲水できるほどにして施設内の植物の散水やトイレでの利用をしていました。 「捨てればごみ利用すれば資源」です。検討する意味はあると思います。	ご意見いただいたとおり、雨水も大切な資源と考え、雨水の有効利用について、前向きに設計・検討いたします。

第 12 章　準備書に対する知事意見の概要と事業者の見解

第12章　準備書に対する知事意見の概要と事業者の見解

12.1　準備書に対する知事意見の概要と事業者の見解

準備書に対する知事の意見の概要と事業者の見解は、表 12.1-1(1)～(6)に示すとおりである。

表 12.1-1(1)　知事の意見の概要及び事業者の見解

区　分	知事意見	事業者の見解
1　大気環境	（1）準備書 121 ページ表 3.4-6「大泉町、太田市及び邑楽町における特定工場等の騒音規制基準値」について、騒音規制基準値は、太田市については太田市告示第 142 号（平成 19 年 4 月 1 日）により定められているため、内容を確認し、確認した資料名を追加すること。	ご意見に基づき、評価書で修正いたしました。
	（2）準備書 252～260 ページの大気質の予測、評価において、工事による影響であれば、資材等の運搬と重機の稼働は同時期に影響があると考えられるが、それぞれ別の予測となっているため、合算して予測すべきである。また、供用による影響についても自動車交通の発生と施設の稼働は合算すべきである。	「群馬県環境影響評価技術指針」（平成 11 年５月、群馬県告示第 372 号）において、「２　第１種事業準備書又は第２種事業準備書の作成に係る手順」の「（４）　評価の実施　イ　項目ごとの評価の方法」で「影響評価項目ごとに、環境影響評価の実施を通じて検討した複数の計画案又は複数の環境保全対策案等について、それぞれの予測結果を比較検討することにより、実行可能な範囲内において最大限に影響の回避又は低減が図られているか否かを検討する。」とあることから、影響要因ごとに予測・評価を行っています。 なお、重機の稼働及び施設の稼働の影響について、最大着地濃度出現地点における二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測結果は環境基準を下回っており、道路沿道の予測地点では最大着地濃度出現地点よりも更に影響が小さくなることから、予測結果を合算しても環境基準を下回るという評価は変わらないものと考えます。
	（3）準備書 302 ページ表 8.3-20「資材等の運搬車両の走行に伴う騒音の評価の結果」について、環境基準を超えている値が 1dB であっても十分な配慮を行うこと。	資材等の運搬車両に関する環境の保全のための措置として、短時間に資材等の運搬車両が集中することがないよう車両運行時間の調整を行う等の措置を適切に実施し、実行可能な範囲内でできる限り低減に努めます。
	（4）準備書 345 ページの表 8.5-8「設備機器の低周波音圧レベル（1/3 オクターブバンド平坦特性）」について、20～30Hz 帯で構造振動が出てくる可能性があるため、設備設置をする際に動吸振器型の導入を検討すること。	施設の稼働に伴う低周波音の予測結果については、G特性音圧レベル及び 1/3 オクターブバンド平坦特性音圧レベルともに、評価の指標とした感覚閾値、心理的影響及び物理的影響の参考値を下回っています。構造振動の対策として、施設の稼働前後で構造振動の測定を行い、状況を確認します。 また、施設の供用後には低周波音の事後調査を実施し、影響の程度を確認するとともに、事後調査報告書にて調査結果を公表いたします。

表 12.1-1(2)　知事の意見の概要及び事業者の見解

区　分	知事意見	事業者の見解
1　大気環境	（５）準備書（概要版）26 ページ表 3-1 (2)「県民等意見の概要及び事業者の見解」No.4 及び 29 ページ表 4-1 (1)「知事の意見の概要及び事業者の見解」１大気環境(2) について、工場建屋の高さは 25～27m であり、壁面からの低周波音が発生した場合を鑑みると、防音壁のみでの効果は充分でないと考えられるため、高さのある樹木を配置し、低周波音の低減効果並びに緑化環境を整えること。	施設の稼働に伴う低周波音の予測結果については、G特性音圧レベル及び 1/3 オクターブバンド平坦特性音圧レベルともに、評価の指標とした感覚閾値、心理的影響及び物理的影響の参考値を下回っています。 また、施設の供用後には低周波音の事後調査を実施し、影響の程度を確認するとともに、事後調査報告書にて調査結果を公表いたします。
	（６）準備書（概要版）41 ページ「6.1 大気質」の調査結果について、準備書 167 ページ図 7.1-1「現地調査地点（大気質）」に相当する図を掲載すること。	ご意見に基づき、評価書（概要版）で修正いたしました。
	（７）2 階に設置予定のコンプレッサー36 台は、低周波騒音の原因となる可能性があるため、十分な配慮を行うこと。	施設の稼働に伴う低周波音の予測結果については、G特性音圧レベル及び 1/3 オクターブバンド平坦特性音圧レベルともに、評価の指標とした感覚閾値、心理的影響及び物理的影響の参考値を下回っています。構造振動の対策として、施設の稼働前後で構造振動の測定を行い、状況を確認します。 また、施設の供用後には低周波音の事後調査を実施し、影響の程度を確認するとともに、事後調査報告書にて調査結果を公表いたします。
2　水環境	（１）準備書 22 ページ「(4) 水質 2) 供用後」について、集中豪雨(例 1 時間 100mm 程度)が発生した場合を想定した設計を検討すること。	貯水施設は他事業による造成工事において群馬県の基準に基づき設計・施工済となっており、79.5mm/ｈの豪雨に対応できるよう施工されています。
	（２）準備書 49 ページ表 3.2-21(1)～(2)、50 ページ表 3.2-22(1)、51 ページ表 3.2-22(2)の各「水質測定結果」について、令和 4 年度（令和 7 年 4 月閲覧）データになっているが、令和 5 年度の水質結果が 5 月 8 日に公表されているため、確認すること。	令和５年度の結果が公表されていることを確認しましたので、評価書で更新しました。
	（３）準備書 162 ページ表 6.2-2(2)「環境影響評価項目の選定理由」の「現時点の事業計画では排水はない」について、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）で規制されている PFAS 類を排水しないこと自体が配慮であるという考え方であれば、評価書ではその旨がわかるような記載を検討すること。	今回の事業計画では、電池製造において化審法で規制されている PFOS、PFOA、PFHxS は使用しません。 また、排水は法規制に基づく管理を行います。環境影響評価項目としては、方法書の知事意見を踏まえ、環境影響評価技術指針に定める予測・評価を行わない「配慮項目」として調査項目に追加しました。 評価書では上記の主旨を記載しました。

表 12.1-1(3)　知事の意見の概要及び事業者の見解

区　分	知事意見	事業者の見解
3　地盤環境	（1）準備書 142 ページ図 3.4-2「浸水想定区域位置図」について、造成（盛り土）の影響を踏まえた想定区域を記載すること。	浸水想定区域図については、公表されている資料を整理しています。 公表されている資料では、0.5～3.0m 未満の浸水想定となっていますが、計画地では他事業による造成工事で＋3.0m 程度の盛土が行われるため、浸水の問題はないと考えています。 評価書において、本文中に他事業による盛土が行われる旨を追記いたしました。
	（2）準備書(概要版)17 ページ図 2.4-2「杭及び地質想定断面図」について、支持層の確保が難しい土地であると考えられるため、最良の方法をとること。	杭の施工計画は検討中となりますが、施工前に試験杭を打ち込み、支持層として適切な地盤であることを確認しながら、工事を進めていきます。
	（3）スクリューで掘削をする場合、文化財の高さが２～３ｍに多いため、出てきた残土をよく調べ、文化財が出てきた場合は適切な対応をすること。	本事業の工事中に遺跡等が確認された場合には、関係法令に基づき、関係機関と協議を行い、適切に対応いたします。
	（4）自動車と電池は精密機械であるため、工場そのものを土台からしっかりと設計すること。あわせて、環境に配慮した工場を設計すること。	ご意見に基づき、建屋設計及び場内外構設計を実施いたします。
	（5）準備書 67 ページ「3) 土壌汚染①土壌汚染の状況に」について、令和 5 年度のダイオキシン類常時監視結果を令和 6 年 12 月に公表しているため、確認すること。また、表 3.2-35「土壌汚染対策法に基づく指定区域」について、「土壌汚染対策法に基づく区域指定状況」(令和 7 年 3 月 31 日現在、群馬県環境森林部ホームページ）と記載されているが、本文中に「土壌汚染対策法に基づく区域指定状況」(令和 6 年 2 月、群馬県ホームページ）と記載されているため、確認・修正すること。	土壌におけるダイオキシン類調査については、令和５年度の調査結果を確認して、計画地及びその周辺では調査が行われていないことを確認しました。 「土壌汚染対策法に基づく区域指定状況」の参照年月日は「令和 7 年 3 月 31 日現在」で統一いたしました。
	（6）開発許可の完了検査後に今回の工場建設事業に伴い、盛土規制法の許可対象規模となる盛土等を行う場合、盛土規制法の許可が別途必要となるため、留意すること。	盛土規制法の対象となるか確認し、必要に応じて適切に対応いたします。
4　生物環境	（1）準備書 6 ページ図 2.3-1「配置図」及び準備書 14 ページ図 2.3-9「緑化計画図」について、排水の影響が出ないよう配慮し、影響が出る可能性があるものはビオトープに移植できるようにすること。また、ビオトープは管理が必要なため、管理計画をよく考えること。	ご意見に基づき、周辺に生息する動植物の保全に配慮したビオトープ設計を実施し、管理計画についても専門業者に依頼する等を検討いたします。

表 12.1-1(4)　知事の意見の概要及び事業者の見解

区　分	知事意見	事業者の見解
4　生物環境	（2）準備書 11 ページ「（7）の緑化計画」について、本計画地は生物相が豊かな水田環境があったと推測され、絶滅危惧種に指定されている種も生息していたと考えられるため、ビオトープを造るにあたっては、周辺に生息する動植物の保全に活かせるような形とすること。	ご意見に基づき、周辺に生息する動植物の保全に配慮したビオトープ設計を実施し、管理計画についても専門業者に依頼する等を検討いたします。
	（3）準備書 383 ページ表 8.7-7「水生植物の現地調査結果」について、排水路は県内の水生植物にとって貴重な水域となっているため、供用後の施設からの排水による水質悪化への対応について、十分な対策を行うこと。	水質汚濁防止対策として、排水処理施設を設置して、排水処理をした後、排水する計画です。また、排水基準より厳しい自主規制値の設定・遵守することで、周辺環境に配慮しながら、工場を操業いたします。 施設の供用後には水質、水生生物及び水辺生物の事後調査を実施し、影響の程度を確認するとともに、事後調査報告書にて調査結果を公表いたします。
	（4）準備書 389 ページ表 8.7-11「注目すべき種（水生植物）の生態的特徴と確認状況」について、ササバモは個体数の変動が不安定な種なため、個体数に加えて分布地における生育面積を示すこと。	ご意見に基づき、評価書で生育面積を追記いたしました。
	（5）準備書 422 ページ表 8.8-18(4)～(6)「 注目すべき種の影響予測結果(鳥類)」について、「予想結果が整合を図るべき基準等と整合が図られており・・・」「以上のことから、生息環境の変化の程度は小さく､影響は少ないと予想される」の記載が繰り返されているが、説得力がないため、わかりやすい記載を検討すること。	水生生物、水辺生物の予測・評価結果については、水質の予測・評価結果を引用する形で整理しています。 水質の予測・評価結果については、生物化学的酸素要求量（BOD)、浮遊物質量（SS）を除き、すべての予測地点及び季節で環境基準を下回ると予測します。 生物化学的酸素要求量（BOD)、浮遊物質量（SS）については、環境基準を上回る地点がありますが、現況の調査結果で参考とした環境基準を上回っており、現況に著しい影響を及ぼすものでないと考えています。 以上のことから、水生生物、水辺生物の生育・生息環境の変化は小さく、影響は少ないと予測します。
	（6）緑地の植栽に関し、生物多様性の確保のため、潜在自然植生に配慮すること。	地域の潜在自然植生を踏まえた樹種選定を検討いたします。
	（7）計画地周辺は本来の東毛の自然が残されており、北側にある「溜め池」は工場内に創生するビオトープの参考になる。「周辺の環境に配慮」が実践されるよう配慮すること。	ご意見に基づき、周辺に生息する動植物の保全に配慮したビオトープ設計を検討いたします。
5　人と自然との触れ合い	（1）準備書 6 ページ図 2.3-1「配置図」について、容積率、建蔽率を示すこと。また、指定容積率の制限以下であるか確認すること。	ご意見を踏まえ､評価書６ページの｢表 2.3-1　事業の概要」に容積率、建蔽率を追記いたしました。

表 12.1-1(5)　知事の意見の概要及び事業者の見解

区　分	知事意見	事業者の見解
5　人と自然との触れ合い	（2）準備書 7 ページ図 2.3-2「立面図」について、建物の壁面の色、植樹の入った図面を別途作成すること。また、防音壁の入った立面図も掲載すること。	防音壁は立面図に記載しています。 建物壁面、植樹については検討中のため、立面図には反映していません。
	（3）準備書 154 ページ表 5-1 (4)「知事の意見の概要及び事業者の見解」の「人と自然との触れ合いについて（3）」について、造成工事で埋蔵文化財調査が不要となっている場合がある。工事前及び工事中に土器・石器・埴輪などが出土して、新たな遺跡が発見された場合は、大泉町教育委員会生涯学習課及び群馬県文化財保護課と協議し、埋蔵文化財保護に遺漏が無いように留意すること。	本事業の工事前及び工事中に遺跡等が確認された場合には、関係法令に基づき、関係機関と協議を行い、適切に対応いたします。
	（4）準備書 439～445 ページ掲載写真について、植樹を入れた図の作成を検討すること。	植樹については検討中のため、表現していません。 なお、施設の供用後に景観の事後調査を実施し、影響の程度を確認するとともに、事後調査報告書にて調査結果を公表いたします。
	（5）防音壁を設置することで 2.5m 以上に植物が育たない限り緑が視認できない状況になるため、植樹方法を検討するなど、計画地外から視認した際に環境に配慮されていることがわかるようにすること。また、昨今の酷暑を踏まえて少しでも温度を下げられるような整備をすること。	ご意見を踏まえ、植栽計画を行います。周辺住民の方々に操業開始当初より環境に配慮された工場であることをアピールできるよう、植栽設計を実施いたします。
	（6）事業地東側のほとんどの区間に防音壁がないように、ビオトープの北側も防音壁をなくすことを検討し、周辺住民が「生きものの暮らす場所」に触れ合うことができるようにすること。	計画地周辺には配慮施設（住宅、学校等）が存在することから、計画地周辺への騒音の環境の保全のための措置として、計画地北側、西側及び南側に防音壁を設置する計画です。
	（7）周辺環境になじむよう、防音壁を低くする、防音壁を景観に優れたデザインにする、防音の前に植樹等をし、景観をデザインするなどの方法を検討すること。	防音壁の高さ・デザイン等については、類似施設における設置状況も踏まえ、検討・計画いたします。
	（8）本事業で整備する「緑地」については、地域環境にふさわしい草木を選定し、デザインを検討すること。	地域の潜在自然植生を踏まえた樹種選定を検討いたします。
	（9）公共緑地の南側の防音壁と東武小泉線にはさまれた事業地について活用を検討すること。緑道が考えられるが、難しい場合にも緑化に努めること。	町道になる計画です。
	(10)「危険物倉庫」「廃棄物倉庫」については整備方法、工場稼働時の使用方法、管理方法を十分検討し実行すること。	廃棄物倉庫及び危険物倉庫は十分な保管スペースを確保し、廃棄物の分別収集、減量化、計量など、適正な処理とリサイクルや分別回収を行います。

表 12.1-1(6)　知事の意見の概要及び事業者の見解

区　分	知事意見	事業者の見解
5　人と自然との触れ合い	（11）工場建設に伴い、建設予定地に隣接する群馬県立大泉高等学校での「学習環境」や生徒の健康に関する「保健衛生環境」の維持、さらには、「農業実習に関する作物（野菜・草花）」への直接的な影響がないよう、引き続き留意すること。特に群馬県立大泉高等学校から、以下のとおりの意見があるため、留意すること。 ・令和６年度からの工事開始以降、本校の東側圃場（実習用の田畑）において、授業中に工事車輌や重機による排気ガスの臭気が漂ってくるようになった（工事開始以前には、こうした臭気はなかった。）。 ・生徒の健康や作物（野菜・草花）への直接的な影響は、今のところは出てはいないが気にはなっている。	「学習環境」や生徒の健康に関する「保健衛生環境」の維持、「農業実習に関する作物（野菜・草花）」への直接的な影響がないよう、留意していきます。 資材等の運搬車両が場内で待機する場合は、アイドリングストップを徹底し排気ガスの発生の抑制に努めます。 重機は適切に点検・整備し、性能を維持するとともに、排出ガス対策型の機械の採用に努めます。 施設の供用後においては、臭気漏洩防止のため、排気処理装置の維持管理を適切に行います。
6　環境への負荷	（１）工場建屋の屋上緑化、壁面緑化を検討し緑化に努め、二酸化炭素排出の削減に貢献できる方法を検討すること。	温室効果ガスの排出量削減として、以下に示す環境の保全のための措置を実施いたします。 ・省エネルギー型の設備機器の採用 ・設備機器の適切な点検・整備 ・建屋屋上への太陽光発電設備の設置 ・空調設備の電力化 ・電動フォークリフトの採用 ・購入電力の再生可能エネルギー由来電力の採用 ・生産設備の電力化の推進、圧縮空気の使用の削減、コンプレッサーの分散設置 ・太陽光発電電力によるカーボンニュートラル燃料生成トライ実施の検討

12.2　評価書において準備書の内容を修正した事項

環境影響評価書の作成にあたっては、知事意見等を勘案して環境影響評価準備書の記載事項について検討を加え、当該事項に対して修正を行った。

評価書における修正事項及び修正内容は、表 12.2-2(1)～(2)に示すとおりである。

なお、誤字・脱字等の軽微な修正については、適宜修正を行った。

表 12.2-2(1)　評価書における修正事項及び修正内容

記載頁	修正事項	修正内容
5	第２章　対象事業の概要 2.3　対象事業の概要　（１）事業の概要	知事意見を踏まえ、表 2.3-1 に建蔽率、容積率を追記しました。
7	第２章　対象事業の概要 2.3　対象事業の概要　（２）建築計画	審査会における質疑を踏まえ、図 2.3-2 に他事業による造成前後の地盤高を追記しました。
27	第３章　計画地及びその周囲の概況 3.2　環境要素の状況　（１）大気環境 １）気象	審査会における質疑を踏まえ、館林地域気象観測所及び太田市消防本部の図表の説明文を分けるよう修正した。
27	第３章　計画地及びその周囲の概況 3.2　環境要素の状況　（１）大気環境 １）気象	審査会における質疑を踏まえ、表 3.2-1 の館林市域気象観測所の観測項目の湿度を「○」に修正した。
29	第３章　計画地及びその周囲の概況 3.2　環境要素の状況　（１）大気環境 １）大気質	審査会における質疑を踏まえ、表 3.2-2 及び表 3.2-3(1)を修正した。
39	第３章　計画地及びその周囲の概況 3.2　環境要素の状況　（１）大気環境 １）気象	環境影響評価会議の意見を踏まえ、表 3.2-11 のダイオキシン類の調査結果を修正した。
43	第３章　計画地及びその周囲の概況 3.2　環境要素の状況　（１）大気環境 ４）騒音	環境影響評価会議の意見を踏まえ、表 3.2-16 の道路交通騒音の夜間における環境基準の適否を修正した。
49～51	第３章　計画地及びその周囲の概況 3.2　環境要素の状況　（２）水環境 ２）水質	知事意見を踏まえ、水質の測定結果を令和５年度に更新した。
67	第３章　計画地及びその周囲の概況 3.2　環境要素の状況　（３）地盤環境 ３）土壌汚染	知事意見を踏まえ、土壌におけるダイオキシン類の調査内容を令和５年度に更新した。また、「土壌汚染対策法に基づく区域指定状況」の参照年月日を統一した。
121	第３章　計画地及びその周囲の概況 3.4　地域の華僑保全の状況 （１）環境保全上の指定・規制 ２）公害防止に係る地域	知事意見を踏まえ、表 3.4-6 の資料名を修正した。
130	第３章　計画地及びその周囲の概況 3.4　地域の華僑保全の状況 （１）環境保全上の指定・規制 ２）公害防止に係る地域	環境影響評価会議の意見を踏まえ、表 3.4-24 の大腸菌数の排水基準を修正した。
141	第３章　計画地及びその周囲の概況 3.4　地域の華僑保全の状況 （１）環境保全上の指定・規制 ４）災害防止に関する地域等の状況	知事意見を踏まえ、「③ 洪水等により影響を受ける地域等の状況」に他事業による造成工事で盛土が行われる説明を追記した。
147	第４章　方法書に対する県民等意見の概要と事業者の見解 4.1　方法書に対する県民等意見の概要と事業者の見解	環境影響評価会議の意見を踏まえ、表 4-1(1)の№3 の事業者見解を修正した。

表 12.2-2(2)　評価書における修正事項及び修正内容

記載頁	修正事項	修正内容
162	第６章　環境影響評価の項目 6.2　環境影響評価項目の選定	知事意見を踏まえ、PFAS 類の選定する理由を修正した。
211～260	第８章　調査・予測及び評価の結果 8.1　大気汚染　（２）予測	予測条件に用いた館林地域気象観測所の風向・風速の測定結果（令和６年）の修正に伴い、「資材等の運搬」、「重機の稼働」、「自動車交通の発生」、「施設の稼働」の予測結果を修正した。 なお、いずれも予測結果は環境基準、指針値を下回っており、評価結果に変更はない。
228	第８章　調査・予測及び評価の結果 8.1　大気汚染 （２）予測　１）工事による影響 ②重機の稼働　（オ）予測条件	環境影響評価会議の意見を踏まえ、「表 8.1-33　パスキル安定度階級分類表」を追記した。
資 171～193	第２章　大気質　2.2　気象 （１）現地調査結果	審査会における質疑を踏まえ、風向の調査結果に「calm は風速が 0.4m/s 以下」の注記を追記した。
資 195	第２章　大気質　2.2　気象 （２）異常年検定	審査会における質疑を踏まえ、館林地域気象観測所の令和６年の風向・風速の測定結果を修正した。また、基準年は異常年でないことを確認した。

第 13 章　環境影響評価を委託した者の名称・代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

第13章　環境影響評価を委託した者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名　　称：株式会社ポリテック・エイディディ

代表者氏名：代表取締役社長　望月宣典

所　在　地：東京都中央区新富 1-18-8 RBM 築地スクエア 3F